平成30年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成30年11月27日　開会
平成30年12月20日　閉会
} 24日間

沖　縄　県　議　会

平成30年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録目次

1．会期日程 …… 7
1．開会日に応招した議員 …… 9

○第１号（11月27日）

1．開会年月日時 …… 11
1．議事日程 …… 11
1．本日の会議に付した事件 …… 11
1．出席議員 …… 13
1．欠　　員 …… 13
1．説明のため出席した者の職、氏名 …… 13
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 14
1．開　　会 …… 14
1．諸般の報告 …… 14
1．自治功労者表彰の報告 …… 14
1．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 14
1．日程第２　会期の決定 …… 15
1．一括議題 { 日程第３　平成30年第７回議会乙第18号議案及び同乙第19号議案 / 日程第４　平成30年第７回議会認定第１号から同認定第23号まで } …… 15
1．委員長報告（決算特別委員長） …… 15
1．採　　決 …… 19
1．日程第５　甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで …… 19
1．知事（玉城デニー君）の提案理由説明 …… 20
1．人事委員会（島袋秀勝君）の意見 …… 20
1．一括議題 { 日程第６　議員提出議案第１号　米軍ＦＡ18戦闘攻撃機墜落事故に関する意見書 / 日程第７　議員提出議案第２号　米軍ＦＡ18戦闘攻撃機墜落事故に関する抗議決議 } … 21
1．仲宗根　悟君の提案理由説明 …… 21
1．採　　決 …… 21
1．議員派遣 …… 21
1．日程第８　請願第５号、陳情第96号、第98号、第102号の５及び第114号の付託の件 …… 22
1．委員会付託 …… 22
1．休会の議決 …… 22
1．散　　会 …… 22

○第２号（12月４日）

1．開議年月日時 …… 25
1．議事日程 …… 25
1．本日の会議に付した事件 …… 25
1．出席議員 …… 25
1．欠　　員 …… 25
1．説明のため出席した者の職、氏名 …… 25
1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 26

１．開　　議 …… 26
１．諸般の報告 …… 26
１．日程第１　代表質問 …… 26
　　仲田　弘毅君 …… 26
　　西銘啓史郎君 …… 38
　　仲村　未央さん …… 53
　　亀濱　玲子さん …… 62
　　比嘉　京子さん …… 70
１．散　　会 …… 77

○第３号（12月５日）

１．開議年月日時 …… 79
１．議事日程 …… 79
１．本日の会議に付した事件 …… 79
１．出席議員 …… 79
１．欠席議員 …… 79
１．欠　　員 …… 79
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 80
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 80
１．開　　議 …… 80
１．日程第１　代表質問 …… 80
　　赤嶺　　昇君 …… 80
　　玉城　　満君 …… 93
　　玉城　武光君 …… 103
　　糸洲　朝則君 …… 117
１．散　　会 …… 123

○第４号（12月６日）

１．開議年月日時 …… 125
１．議事日程 …… 125
１．本日の会議に付した事件 …… 125
１．出席議員 …… 125
１．欠席議員 …… 126
１．欠　　員 …… 126
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 126
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 126
１．開　　議 …… 127
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで｝ …… 127
１．一般質問・質疑 …… 127
　　島袋　　大君 …… 127
　　花城　大輔君 …… 134
　　新垣　　新君 …… 142

中川　京貴君 …… 149
具志堅　透君 …… 158
座波　　一君 …… 166
又吉　清義君 …… 174
１．散　　会 …… 181

○第５号（12月７日）

１．開議年月日時 …… 183
１．議事日程 …… 183
１．本日の会議に付した事件 …… 183
１．出席議員 …… 183
１．欠　　員 …… 184
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 184
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 184
１．開　　議 …… 185
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで } …… 185
１．一般質問・質疑 …… 185
山川　典二君 …… 185
末松　文信君 …… 193
大浜　一郎君 …… 201
座喜味一幸君 …… 210
照屋　守之君 …… 217
金城　　勉君 …… 223
上原　　章君 …… 229
１．新垣　新君からの発言の申し出 …… 237
１．散　　会 …… 237

○第６号（12月10日）

１．開議年月日時 …… 239
１．議事日程 …… 239
１．本日の会議に付した事件 …… 239
１．出席議員 …… 239
１．欠席議員 …… 240
１．欠　　員 …… 240
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 240
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 240
１．開　　議 …… 241
１．諸般の報告 …… 241
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで } …… 241
１．一般質問・質疑 …… 241

金城　泰邦君 …… 241
大城　憲幸君 …… 249
當間　盛夫君 …… 256
西銘　純恵さん …… 264
瀬長美佐雄君 …… 273
仲宗根　悟君 …… 282
次呂久成崇君 …… 288
１．散　　会 …… 295

○第７号（12月11日）

１．開議年月日時 …… 297
１．議事日程 …… 297
１．本日の会議に付した事件 …… 297
１．出席議員 …… 298
１．欠席議員 …… 298
１．欠　　員 …… 298
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 298
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 299
１．開　　議 …… 299
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで } …… 299
１．一般質問・質疑 …… 299
平良　昭一君 …… 299
山内　末子さん …… 308
新垣　光栄君 …… 317
宮城　一郎君 …… 326
渡久地　修君 …… 332
崎山　嗣幸君 …… 340
１．日程第３　陳情第117号及び第119号の付託の件 …… 346
１．委員会付託 …… 346
１．日程第４　陳情第69号の取り下げの件 …… 346
１．採　　決 …… 346
１．休会の議決 …… 346
１．散　　会 …… 346

○第８号（12月20日）

１．開議年月日時 …… 349
１．議事日程 …… 349
１．本日の会議に付した事件 …… 350
１．出席議員 …… 351
１．欠　　員 …… 352
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 352
１．開　　議 …… 352

１．諸般の報告 …… 352
１．日程第１　乙第１号議案から乙第３号議案まで …… 352
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 352
１．採　　決 …… 353
１．日程第２　乙第５号議案及び乙第６号議案 …… 353
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 354
１．採　　決 …… 354
１．日程第３　乙第４号議案 …… 354
１．委員長報告（文教厚生副委員長） …… 354
１．採　　決 …… 355
１．日程第４　乙第７号議案から乙第９号議案まで …… 355
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 355
１．採　　決 …… 356
１．日程第５　乙第19号議案 …… 356
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 357
１．採　　決 …… 357
１．日程第６　乙第17号議案及び乙第18号議案 …… 357
１．委員長報告（文教厚生副委員長） …… 357
１．採　　決 …… 358
１．日程第７　乙第10号議案から乙第16号議案まで …… 358
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 358
１．採　　決 …… 359
１．日程第８　甲第１号議案 …… 360
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 360
１．採　　決 …… 361
１．日程第９　甲第２号議案 …… 361
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 361
１．採　　決 …… 361
１．日程第10　甲第５号議案 …… 361
１．委員長報告（文教厚生副委員長） …… 362
１．採　　決 …… 362
１．日程第11　甲第３号議案及び甲第４号議案 …… 362
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 362
１．採　　決 …… 363
１．一括議題 { 日程第12　議員提出議案第４号　米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書 / 日程第13　議員提出議案第５号　米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める抗議決議 } …… 363
１．仲宗根　悟君の提案理由説明 …… 363
１．採　　決 …… 364
１．議員派遣 …… 364
１．日程第14　議員提出議案第３号　辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書 …… 364
１．照屋　大河君の提案理由説明 …… 364
１．質　　疑 …… 364
　　照屋　守之君 …… 364
１．委員会付託 …… 370

１．日程追加　議員提出議案第３号　辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書 …… 370
１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長） …… 370
１．討　　論 …… 371
　　末松　文信君 …… 371
　　瀬長美佐雄君 …… 372
１．採　　決 …… 373
１．議員派遣 …… 373
１．日程第15　陳情平成28年第147号、陳情平成29年第16号、陳情第９号から第11号まで …… 373
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 373
１．採　　決 …… 373
１．日程第16　陳情平成28年第139号、陳情平成29年第119号、陳情第101号及び第102号の３ …… 373
１．委員長報告（文教厚生副委員長） …… 374
１．採　　決 …… 374
１．日程第17　請願平成29年第５号及び請願第１号 …… 374
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 374
１．採　　決 …… 374
１．日程第18　陳情平成29年第４号 …… 374
１．委員長報告（議会運営委員長） …… 374
１．採　　決 …… 374
１．日程第19　閉会中の継続審査の件 …… 374
１．採　　決 …… 374
１．閉　　会 …… 375

○巻末掲載文書

１．知事提出議案 …… 377
１．議員提出議案 …… 423
１．諸般の報告 …… 431
１．交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について …… 435
１．議案付託表 …… 437
１．委員会審査報告書 …… 439
１．閉会中継続審査及び調査申出書 …… 451
１．請願・陳情文書表 …… 465
１．議案等処理一覧表 …… 497

平成30年第８回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期24日間　自 平成30年11月27日
至 平成30年12月20日

	月　日	曜日	日　　程	備　　考
1	11月27日	火	（会議録署名議員の指名） （会期の決定） 本 会 議 （決算特別委員長報告、採決） （知事提出議案の説明）	請願・陳情付託
2	28日	水	議案研究	
3	29日	木	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	30日	金	議案研究	一般質問通告締切（正午）
5	12月１日	㊏	休　　会	
6	２日	㊐	休　　会	
7	３日	月	議案研究	
8	４日	火	本 会 議（代表質問）	
9	５日	水	本 会 議（代表質問）	請願・陳情提出期限（常任委）
10	６日	木	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限（特別委）
11	７日	金	本 会 議（一般質問）	
12	８日	㊏	休　　会	
13	９日	㊐	休　　会	
14	10日	月	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
15	11日	火	本 会 議（一般質問） 委 員 会（常任委員会、特別委員会）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
16	12日	水	委 員 会（常任委員会）	
17	13日	木	委 員 会（常任委員会）	
18	14日	金	委 員 会（常任委員会）	
19	15日	㊏	休　　会	
20	16日	㊐	休　　会	
21	17日	月	委 員 会（特別委員会）	
22	18日	火	休　　会（予備日）	
23	19日	水	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
24	20日	木	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

新　里　米　吉　君
赤　嶺　　昇　君
瀬　長　美佐雄　君
玉　城　武　光　君
親　川　　敬　君
新　垣　光　栄　君
次呂久　成　崇　君
宮　城　一　郎　君
大　城　憲　幸　君
金　城　泰　邦　君
大　浜　一　郎　君
西　銘　啓史郎　君
新　垣　　新　君
比　嘉　瑞　己　君
西　銘　純　恵　さん
平　良　昭　一　君
上　原　正　次　君
当　山　勝　利　君
亀　濱　玲　子　さん
當　間　盛　夫　君
上　原　　章　君
座　波　　一　君
山　川　典　二　君
花　城　大　輔　君
又　吉　清　義　君
山　内　末　子　さん
渡久地　　修　君
玉　城　　満　君
仲　村　未　央　さん
照　屋　大　河　君
仲宗根　　悟　君
崎　山　嗣　幸　君
金　城　　勉　君
末　松　文　信　君
具志堅　　透　君
島　袋　　大　君
中　川　京　貴　君
座喜味　一　幸　君
嘉　陽　宗　儀　君
新　垣　清　涼　君
瑞慶覧　　功　君
狩　俣　信　子　さん
比　嘉　京　子　さん
大　城　一　馬　君
糸　洲　朝　則　君
照　屋　守　之　君
仲　田　弘　毅　君

平成30年11月27日

平成30年第８回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第１号）

平成30年
第　8　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）

平成30年11月27日（火曜日）午前10時１分開会

議　事　日　程　第１号

平成30年11月27日（火曜日）
午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　平成30年第７回議会乙第18号議案及び同乙第19号議案（決算特別委員長報告）
第４　平成30年第７回議会認定第１号から同認定第23号まで（決算特別委員長報告）
第５　甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで（知事説明）
第６　米軍ＦＡ18戦闘攻撃機墜落事故に関する意見書

仲宗根　悟君	山川　典二君	
花城　大輔君	末松　文信君	
照屋　守之君	宮城　一郎君	
照屋　大河君	親川　　敬君	提出　議員提出議案第１号
新垣　清涼君	瀬長美佐雄君	
渡久地　修君	金城　　勉君	
當間　盛夫君	山内　末子さん	

第７　米軍ＦＡ18戦闘攻撃機墜落事故に関する抗議決議

仲宗根　悟君	山川　典二君	
花城　大輔君	末松　文信君	
照屋　守之君	宮城　一郎君	
照屋　大河君	親川　　敬君	提出　議員提出議案第２号
新垣　清涼君	瀬長美佐雄君	
渡久地　修君	金城　　勉君	
當間　盛夫君	山内　末子さん	

第８　請願第５号、陳情第96号、第98号、第102号の５及び第114号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　平成30年第７回議会乙第18号議案及び同乙第19号議案
　平成30年第７回議会乙第18号議案　平成29年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
　平成30年第７回議会乙第19号議案　平成29年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第４　平成30年第７回議会認定第１号から同認定第23号まで
　平成30年第７回議会認定第１号　平成29年度沖縄県一般会計決算の認定について
　平成30年第７回議会認定第２号　平成29年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
　平成30年第７回議会認定第３号　平成29年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

平成30年第７回議会認定第４号　平成29年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第５号　平成29年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第６号　平成29年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第７号　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第８号　平成29年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第９号　平成29年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第10号　平成29年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第11号　平成29年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第12号　平成29年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第13号　平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第14号　平成29年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第15号　平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第16号　平成29年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第17号　平成29年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第18号　平成29年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第19号　平成29年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第20号　平成29年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第21号　平成29年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第22号　平成29年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
平成30年第７回議会認定第23号　平成29年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

日程第５　甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで
甲第１号議案　平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）
甲第２号議案　平成30年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第５号議案　平成30年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　県税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金条例
乙第８号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

乙第９号議案　沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　財産の取得について
乙第11号議案　財産の取得について
乙第12号議案　訴えの提起について
乙第13号議案　指定管理者の指定について
乙第14号議案　指定管理者の指定について
乙第15号議案　指定管理者の指定について
乙第16号議案　指定管理者の指定について
乙第17号議案　指定管理者の指定について
乙第18号議案　指定管理者の指定について
乙第19号議案　当せん金付証票の発売について
日程第６　米軍ＦＡ18戦闘攻撃機墜落事故に関する意見書
日程第７　米軍ＦＡ18戦闘攻撃機墜落事故に関する抗議決議
日程第８　請願第５号、陳情第96号、第98号、第102号の５及び第114号の付託の件

出　席　議　員（47名）

議　長	新里米吉　君	23番	又吉清義　君
副議長	赤嶺　昇　君	24番	山内末子　さん
1番	瀬長美佐雄　君	25番	渡久地　修　君
2番	玉城武光　君	26番	玉城　満　君
3番	親川　敬　君	27番	仲村未央　さん
4番	新垣光栄　君	28番	照屋大河　君
5番	次呂久成崇　君	29番	仲宗根　悟　君
6番	宮城一郎　君	30番	崎山嗣幸　君
7番	大城憲幸　君	31番	金城　勉　君
8番	金城泰邦　君	32番	末松文信　君
9番	大浜一郎　君	33番	具志堅　透　君
10番	西銘啓史郎　君	34番	島袋　大　君
11番	新垣　新　君	35番	中川京貴　君
12番	比嘉瑞己　君	36番	座喜味一幸　君
13番	西銘純恵　さん	37番	嘉陽宗儀　君
14番	平良昭一　君	38番	新垣清涼　君
15番	上原正次　君	39番	瑞慶覧　功　君
16番	当山勝利　君	41番	狩俣信子　さん
17番	亀濱玲子　さん	42番	比嘉京子　さん
18番	當間盛夫　君	43番	大城一馬　君
19番	上原　章　君	45番	糸洲朝則　君
20番	座波　一　君	46番	照屋守之　君
21番	山川典二　君	47番	仲田弘毅　君
22番	花城大輔　君		

欠　　員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知　事	玉城デニー　君	副知事	謝花喜一郎　君
副知事	富川盛武　君	政策調整監	吉田勝廣　君

知事公室長	池田竹州君	会計管理者	伊川秀樹君
総務部長	金城弘昌君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
企画部長	川満誠一君	総務部財政統括監	宮城力君
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	公安委員会委員	知念公男君
保健医療部長	砂川靖君	警察本部長	筒井洋樹君
農林水産部長	島尻勝広君	労働委員会公益委員	上江洲純子さん
商工労働部長	屋比久盛敏君	人事委員会委員長	島袋秀勝君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	上原国定君		
企業局長	金城武君		
病院事業局長	我那覇仁君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	主査	宮城亮君
次長	勝連盛博君	政務調査課長	前田敦君
議事課長	平良潤君	主幹	比嘉猛君
課長補佐	佐久田隆君	主幹	中村守君
主査	嘉陽孝君		

○議長（新里米吉君）　ただいまより平成30年第８回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案24件並びに今期定例会提出補正予算説明書、平成30年10月末現在の平成30年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、本日、仲宗根悟君外13人から、議員提出議案第１号「米軍ＦＡ18戦闘攻撃機墜落事故に関する意見書」及び議員提出議案第２号「米軍ＦＡ18戦闘攻撃機墜落事故に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました請願及び陳情のうち、特別委員会に付託すべき請願及び陳情を除く陳情22件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた公安委員会委員長阿波連光君は、別用務のため、本日、12月５日から７日まで及び11日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日、12月６日及び７日の会議に同委員会委員知念公男君、12月５日及び11日の会議に同委員会委員與儀弘子さんの出席を求めました。

また、労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、12月４日から７日まで、10日及び11日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日の会議に労働委員会公益委員上江洲純子さん、12月４日から７日まで、10日及び11日の会議に同委員会事務局長金良多恵子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　この際、申し上げます。

去る11月１日の第161回全国都道府県議会議長会定例総会において、本県議会議員座喜味一幸君、新垣清涼君、西銘純恵さん、渡久地修君、瑞慶覧功君、玉城満君、中川京貴君及び島袋大君が在職10年以上の自治功労者として表彰されました。

休憩いたします。

午前10時４分休憩

午前10時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

30番　崎　山　嗣　幸　君　及び

46番　照　屋　守　之　君

を指名いたします。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの24日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月20日までの24日間と決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　この際、**日程第３　平成30年第７回議会乙第18号議案及び同乙第19号議案**及び**日程第４　平成30年第７回議会認定第１号から同認定第23号まで**を一括議題といたします。

各議案及び各決算に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長仲村未央さん。

〔委員会審査報告書（議決事件及び決算）　巻末に掲載〕

〔決算特別委員長　仲村未央さん登壇〕

○決算特別委員長（仲村未央さん）　ただいま議題となりました平成30年第７回議会乙第18号議案及び同乙第19号議案並びに、平成30年第７回議会認定第１号から同認定第23号までについて、決算特別委員会における審査の経過及び結果を一括して御報告申し上げます。

これらの議案等は、平成30年第７回議会において付託されたもので、決算特別委員会は、所管の常任委員会に調査を依頼し、慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず平成30年第７回議会乙第18号議案「平成29年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、平成29年度決算における未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、剰余金６億7416万2609円について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであるとの説明がありました。

次に、平成30年第７回議会乙第19号議案「平成29年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、平成29年度決算における未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、剰余金3484万7882円について、今後の建設改良費に充てるため、全額を建設改良積立金に積み立てるものであるとの説明がありました。

以上が土木環境委員会における説明の概要でありますが、調査報告を受けた決算特別委員会における採決の結果、平成30年第７回議会乙第18号議案及び同乙第19号議案の２件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、平成30年第７回議会認定第１号から同認定第23号までの決算23件について、決算特別委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

これらの決算は、平成30年第７回議会において付託されたもので、決算特別委員会は、各常任委員会に対し、所管の決算事項について調査を依頼し、予算の執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的が十分に達成されているかどうかについて慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず平成29年度会計決算で、沖縄県の自主財源比率と九州や全国との比較について聞きたい、また、県として自立型経済構築を目指す上で、自主財源比率の目標数値はないのかとの質疑がありました。

これに対し、平成29年度の普通会計における自主財源は2400億800万円で、自主財源比率は32.6％と前年度の30％から2.6ポイントほど改善している状況である。九州平均は39.2％、類似県平均は38.9％となっている。具体的な数値は、実際に試算するのは難しいが、一つの目安として類似県平均値を目指すとか、あるいは九州平均値を目指すとかということはやっていく必要があるかとは考えている。参考までに、仮に類似県平均の38.9％まで自主財源比率を上げるとして、平成29年度決算で、依存財源をそのままとして仮定した場合には、約750億円の自主財源の増が必要である。一方で、平成25年から平成29年までの４年間に県税収入が400億円近く上がっており、そこはしっかりと自立型経済に向けた取り組みが進んでいると考えているとの答弁がありました。

次に、ワシントン事務所の役割と業務内容はどう

なっているか、また、ワシントン駐在員活動事業費の執行率が高いが、今後、予算をふやす考えはないかとの質疑がありました。

これに対し、ワシントン事務所は、基地問題に関する情報収集、沖縄の正確な状況などの情報発信を主な役割として設置され、駐在員は、連邦議会委員、米国政府関係者などの方々と意見交換等を行っている。特に、米軍による事件・事故が発生した際には、速やかに米国政府関係者に県内の状況を伝えるとともに、事故の再発防止策の実施等を求めてきた。平成30年度においては、これまでの取り組みに加えて、安全保障分野における有識者との連携促進のための会議開催と沖縄に対する理解を深めるための米国論文コンテストを実施したいと考えている。また、予算の増額については事務所を設置して３年、４年近くたっており、今後はこれまでにやったものを検証しながら、どういった取り組みができるか、何かまた新しいものができそうであれば、それに対して挑戦したいと考えているとの答弁がありました。

次に、平成26年度から平成29年度までの４年間実施してきた第７次行財政改革プランの財政効果は幾らか、また、今年度から４年間の新たな行財政改革の特徴やこれまでとの違いはどういった点かとの質疑がありました。

これに対し、平成26年度から平成29年度まで４年間実施した行財政改革プランでは、財政効果約58億円の目標に対して約121億円となっている。また、平成30年度からスタートしている沖縄県行政運営プログラムは、これまでの行財政改革の量の削減、いわゆる財政効果といったところに重きを置いた取り組みから、多様化する県民のニーズや社会経済情勢の変化等に効率的に対応するためのその組織構築とか、また県民サービスといった事務処理の能力を上げていくとか、一義的には量から質に重点を置いた形で行政運営の充実を図っていくことがこれまでとの一番の違いであるとの答弁がありました。

次に、知的・産業クラスター形成に向けた研究拠点の構築の中の７つの事業について、事業概要とその成果はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、知的･産業クラスターを形成するため、健康、医療、環境エネルギーの分野について７つの事業を実施している。平成29年度における主な成果の概要は、沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業において、例えば骨折治療等に使う綿状の人工骨を製造する企業と、琉球大学が提携した再生医療法の開発研究を支援し、ことし２月に特許を出願している。先端医療実用化推進事業については、医療現場における先端医療技術の研究を支援し、これらの実用産業化を目指した取り組みを行っている。具体的には、患者自身の細胞を培養した細胞シートという再生医療技術を用いて、食道が狭くなる疾患に対する臨床研究を支援しており、この研究で開発した培養技術や治療に使用する医療機器などの再生医療の産業化も期待できるところである。先端技術活用によるエネルギー基盤研究事業では、琉球大学や企業等が連携して進める島嶼地域におけるエネルギーの安定供給に寄与するエネルギー基盤の研究を支援している。具体的には、海水と淡水の塩分濃度差を利用して安定的に電力を生み出す研究を支援しており、平成29年度は県企業局の協力を得て、北谷浄水場内に実証室を設置するとともに実証試験を行うための装置を開発したところであるとの答弁がありました。

次に、災害に強い栽培施設の整備事業におけるこれまでの実績と今後の展開について聞きたい、また、今年度執行率が低い理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、災害に強い栽培施設の整備事業の事業期間である平成24年度から平成29年度までの６年間で、強化型パイプハウス約89.7ヘクタール、平張り施設約60.2ヘクタール、合計約150ヘクタールを整備した。今後の展開としては､これまでの施設整備に加え、環境を制御できる装置を一体的に整備していく計画で平成30年度から取り組んでいるところである。

また、平成29年度予算17億8031万2000円に対し、決算額12億2225万1000円で執行率は68.7％、翌年度繰越額３億332万9000円となっている。その理由として、全国的な鉄鋼関連資材の需要増加を背景に、ハウス建設に要する鉄骨部材の確保や鋼材加工に不測の日数を要し建設におくれが生じたことや、施設整備予定の農用地の賃貸借契約について地主との調整に時間を要し事業計画の策定がおくれたこと等によるものであるとの答弁がありました。

次に、アジア経済戦略構想推進・検証事業は、沖縄県の経済振興にとって極めて重要な施策であると認識しているが、現在の進捗について伺いたいとの質疑がありました。

これに対し、アジア経済戦略構想推進計画では、各戦略ごとに成果指標として平成33年度の目標値を設定している。５つの重点戦略を説明すると、１つ目の国際物流拠点の形成については、那覇港の取扱貨物量が目標1278万トンに対し、平成29年は1216万トンで達成度は95％、２つ目の世界水準の観光・リゾート地の実現については、外国人観光客が目標400万人に対

し、平成29年度は269万2000人で達成度は67％、３つ目の航空関連産業クラスター形成については、航空機整備施設が11月から供用開始している。４つ目のＩＴスマートハブの形成については、情報通信関連企業の立地数は目標560社に対し、平成29年度は454社で達成度は81％、５つ目の新たなものづくり産業の推進については、製造業の従業員数が目標２万8000人に対し、平成29年度は２万4760人で達成度は88％となっているとの答弁がありました。

次に、大型ＭＩＣＥ事業建設にかかわるこれまでの取り組みについて聞きたい、また、その費用と財源内訳はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、大型ＭＩＣＥ施設の整備については、平成24年度にＭＩＣＥ誘致強化戦略・大型ＭＩＣＥ施設のあり方調査事業の実施、平成25年度には大型ＭＩＣＥ施設整備と街づくりへ向けた基本構想の策定、平成26年度に大型ＭＩＣＥ施設の建設用地の検討作業を実施し、平成27年度以降は大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業として各種事業に取り組んでいるところである。平成24年度から平成29年度までの決算ベースでの執行額は約72億1700万円であり、その内訳として一括交付金を活用した事業の執行額は約１億8000万円、県債や一般財源により執行した事業費は約70億4000万円であるとの答弁がありました。

次に、生活保護扶助費については、約２億2000万円の補正増を行っているが、不用額として約３億4800万円が生じているのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、生活保護扶助費の補正予算については、平成28年度生活保護費等国庫負担金において、年度終了後の精算により約２億2000万円の返還が生じたことから、当該償還金分として、２月補正にて同額を計上したものである。

一方、２月補正要求時点の平成29年12月ごろにおいては、扶助費の当初予算額約89億8000万円について、医療費が約６割を占める中、冬季のインフルエンザの流行等による大きな変動に対応できるように所要額を確保する必要があったこと、さらに、県民の生活を守る最後のセーフティーネットとしての生活保護制度の役割や機能を鑑みて、一定程度の予算を確保する必要があったことなどから減額補正を行わなかったものである。しかしながら、インフルエンザの流行や被保護人員の急増などの生活保護の動向に大きな変動がなかったことから、結果的に扶助費の不用額が生じたものであるとの答弁がありました。

次に、本県におけるがん検診の受診率は全国的に見るとどのようになっているのか、また、本県のがん罹患率について全国的な位置づけはどうなっているのか聞きたいとの質疑がありました。

これに対し、本県のがん検診の受診率を見ると、肺がん検診の全国の順位が21位となっている。次に、胃がん検診が同じく16位で、大腸がん検診は33位となっている。最後に、子宮がん検診が同じく19位で、乳がん検診は33位となっている。また、本県のがん罹患率については、平成26年データに年齢調整を行った結果が、人口10万人対比で男性が393.2人となっており、全国平均の429.4人と比べると低くなっている。一方、女性については同じく324.8人で、全国平均の300.7人と比べると高くなっている。本県の男女を合計すると全国平均よりも若干低い状況にあるとの答弁がありました。

次に、監査委員からの審査意見として、経営改善の取り組み等、今後の県立病院の運営に当たって適切な措置を講ずるよう指摘がなされている。さらに労働基準監督署の是正勧告があったが、これらについてどのような対策を行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、病院事業局における平成29年度決算については、労働基準監督署からの是正勧告を受けて過年度分の時間外勤務手当の支払い等により、全ての県立病院において経常収支が赤字となり、病院事業経営は極めて厳しい状況にある。このため、平成30年７月に定めた沖縄県立病院経営計画の見直しに関する基本方針に沿って、病院事業局全体で見直し作業を実施してきているところである。経営計画の見直しに当たっては、同基本方針に沿って過去の決算結果から見た、病院経営を悪化させている重要な課題とその要因を整理し、経営改善に向けた方向性を定めるとともに、経営改善を図るための取り組み項目を幅広く検討し、その取り組みによる収支の見通しを収支計画に反映させ、毎年度、収支目標を設定することにしている。

今後は、病院事業局長や各県立病院長で構成する経営改革会議や外部有識者による経営評価委員会での協議を踏まえ、経営計画をまとめていくこととしており、本年度内には経営計画の見直しを終えて、これを県民に対して公表する予定であるとの答弁がありました。

次に、病院事業会計の貸借対照表中、「その他流動資産」に計上されている6000万円の内容が明らかでないということである、その内容について聞きたいとの質疑がありました。

これに対し、本貸借対照表中、平成26年度から「その他流動資産」に計上されている6500万円のうち6000万円については、その計上の経緯や流動資産としての内容が明らかでないことから、監査委員から指摘され

ているものである。その数値を計上することになった要因として、平成26年度における会計基準の変更に伴い、それまでに利用していた財務会計システムから、新たな財務会計システムに移行した際に仕分けの誤りが生じたものではないかと推定しているが、その断定については、現在精査しているところである。これが断定された場合には、修正処理を行う必要があることから、引き続き、精査の上、適切に対処していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業における配置状況と１人当たりの相談・支援件数はどうなっているのか、また、本事業の成果について聞きたいとの質疑がありました。

これに対し、スクールカウンセラーの配置については、平成28年度は381校に対して99人、平成29年度は377校に110人、平成30年度は397校に108人を配置しているところである。平成29年度における１人当たりの相談件数については、216件となっている。一方、スクールソーシャルワーカーについては、平成28年度、平成29年度、平成30年度ともに20人の配置となっている。平成29年度における１人当たりの支援件数は195件となっている。

本事業の取り組みなどが奏功したこともあって、平成28年度の学校復帰率を見ると、全国平均の28.3％に対して本県は36％となっており、同じく平成29年度は全国の25％に対して本県は31.5％となっていることから、一定の成果を上げているものと考えるとの答弁がありました。

次に、土木建築部が所管する事業の中で、米軍施設との関係で進捗がおくれている事業があるが、状況と対応策について聞きたいとの質疑がありました。

これに対し、土木建築部が所管する道路、河川について、米軍との調整を要する事業は12事業ある。そのうち主に解決が見込まれる事業については４事業ある。まず、港川道路は、米軍と共同使用の合意がなされ暫定２車線で供用している。次に、勝連半島南側道路は、米軍より立入許可を得て測量を実施するとともに、平成30年１月に共同使用の申請を行っている。次に、比謝川については、今年度末から測量調査を実施する予定である。次に、白川川については、沖縄防衛局より、平成31年度の返還は順調に進んでいるとの回答を得ている。一方、ほかの８事業については、沖縄防衛局を通じて鋭意調整を行っているが、目に見える形での進展が図られない状況であるため、米軍に対して副知事と一緒に要請活動を行っているとの答弁がありました。

次に、世界自然遺産登録推進事業について、今回は見送りになったが、現時点の取り組み、地元と県の役割分担はどのようなものがあるか、また、課題解決のための取り組みはどのようなことを検討しているのかとの質疑がありました。

これに対し、５月のＩＵＣＮからの延期勧告を踏まえて、一度、推薦を取り消して、６月に４島の推薦区域の市町村等が集まり、自治体の合意のもと、来年の２月に向けて改めて推薦書を提出していくことを目指すことで合意された。現在はＩＵＣＮの評価報告書の課題等を踏まえて、指摘があった課題に対して取り組むとともに、延期勧告の大きな理由となった主な２つの理由を踏まえながら、推薦書の修正、強化に向けて取り組んでいる。役割分担については、国を中心として、各県、自治体が連携しながら作業に取り組んでいるが、推薦に当たって、各自治体、ヤンバル地域、西表地域、また県が中心になって、保全に関する行動計画を取りまとめている。また、課題解決に向けての取り組みは、ＩＵＣＮからの延期勧告の中で、その他の勧告事項や指摘事項として、地域関係者への推薦時管理への参画、実効性のある観光管理の仕組みの構築、希少種の交通事故対策、外来種対策の推進、希少種の密漁対策などが挙げられており、これら一連の５事項をより強化していく必要があると考えているとの答弁がありました。

次に、ジュゴンの生息や個体が正確に確認できない中、保護調査の検討を続けており、余りにも実現性の薄い事業ではないか、ジュゴンの保護が必要であれば、藻場の再生が大事であり、赤土対策を含めてもう一度事業を見直す必要はないかとの質疑がありました。

これに対し、主要海域の環境保全というのが、ジュゴン保護対策の一番のものだと考えている。そのために主要７海域の藻場を保全することが大事であり、昨年度までの調査を踏まえて、今年度方策の検討をするという形になっている。主要７海域については、環境保全課でサンゴ場の環境目標を立てており、そこは、赤土の流出の削減をいかに抑えるか、赤土等流出防止対策協議会の中で関係部局と連携しながら対策を講じていきたい。平成26年度は50％ぐらいの達成率だったものが平成27年度には67％ぐらいまで回復しているというデータも出てきている。そういう結果も踏まえ、海域の保全を図る、それが沖縄県のサンゴを守り、海草を守り、生態系を守っていくという連鎖だと思うので、しっかり海域での管理ができるような形で、関係部局や国と連携をとり対策をとっていきたいとの答弁がありました。

そのほか、不発弾等処理事業の不用額及び発生要因、県全体の消防職員の充足率と実員数の推移、在沖米軍の演習や基地に起因する事故等が発生した場合の通報体制、県税収入未済額の理由及び徴収対策の取り組み、一括交付金の執行率や繰越率の推移、所有者不明土地の現状と今後の見通し、特定駐留軍用地等内土地取得事業の不用額発生理由及び取得土地の利活用方法、鉄軌道導入に向けた取り組みの進捗状況と今後の展開、離島航路運航安定化事業の実績及び今後の計画、刑事警察活動費に関する市町村及び学校との連携、鮮度保持技術と戦略出荷によるブランド確立事業の総予算と執行額及びその成果、農業次世代人材投資事業の事業内容と実績、沖縄ＩＴイノベーション戦略センターの設立目的と事業内容及び今後の取り組み、沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）整備事業の事業概要と今後のスケジュール、航空機整備施設における県内出身者の雇用状況及び航空機整備に係る人材育成、教育旅行推進強化事業の現状と今後の考え方、民生委員の現状とその活動に伴う経済的負担の軽減に対する取り組み、沖縄子供の貧困緊急対策事業における各市町村の貧困対策支援員の配置人員数の状況、離島患者等支援事業の執行率の状況及び支援内容の拡充、管理栄養士養成課程設置補助事業による認可等の進捗状況及び県の助言、病床１床当たりの繰入額の違いとその要因、各県立病院の休診科や診療制限の状況、特別支援学校における医療的ケア体制整備事業の実績及び医療的ケア児への対応、沖縄型幼児教育推進事業の成果と課題、入札不調・不落、応札ゼロの状況と原因及びその対策、那覇港第２クルーズバース整備の進捗状況及び交通網のあり方、全国育樹祭開催準備事業の内容と現在の取り組み状況及び全国植樹祭との違いなどについて質疑がありました。

なお、各常任委員会から提出された決算調査報告書を決算特別委員に配付したところ、各常任委員長に対する質疑はありませんでした。

また、各常任委員会の調査の過程で提起された要調査事項は、１項目の報告がありましたが、協議及び採決の結果、総括質疑は行わないこととなりました。

以上が決算特別委員会及び各常任委員会における説明及び質疑の概要であります。

採決の結果、平成30年第７回議会認定第１号から同認定第23号までの23件は、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

なお、同認定第21号に対し、文教厚生委員会から特記事項として報告のあった附帯決議案について採決した結果、全会一致で可決されました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより平成30年第７回議会乙第18号議案、同乙第19号議案及び平成30年第７回議会認定第１号から同認定第23号までの採決に入ります。

議題のうち、まず平成30年第７回議会乙第18号議案及び同乙第19号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、平成30年第７回議会乙第18号議案及び同乙第19号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　次に、平成30年第７回議会認定第１号から同認定第23号までの23件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算23件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、平成30年第７回議会認定第１号から同認定第23号までは、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（新里米吉君）　日程第５　甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

平成30年第８回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案５件、条例議案９件、議決議案10件の合計24件であります。

まず初めに、甲第１号議案から甲第５号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

甲第１号議案「平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）」は、総額11億5930万1000円を計上しており、その内訳は、当初予算成立後の事情変更に伴う事業に４億7533万2000円、沖縄振興特別推進交付金事業にマイナス４億2164万9000円、台風災害に対応するための事業に４億8445万3000円、国の補正予算関係事業に６億2116万5000円となっております。これを既決予算額7344億9362万2000円に加えた改予算額は、7356億5292万3000円となります。

甲第２号議案から甲第５号議案までの予算議案は、沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計、沖縄県宜野湾港整備事業特別会計、沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の３つの特別会計及び沖縄県病院事業会計について、それぞれ所要の補正を行うものであります。

次に、乙第１号議案から乙第９号議案までの条例議案９件のうち、その主なものを御説明申し上げます。

乙第１号議案「沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、個人情報の保護に関する法律等の一部改正を踏まえ、不当な差別等が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものを要配慮個人情報として定義し、原則としてその収集を禁止する等の必要があることから条例を改正するものであります。

乙第２号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、条例を改正するものであります。

乙第３号議案「県税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、地域再生法に基づき、地方活力向上地域内に本社機能の移転等を行い、事務所等を新増設した事業者に対し、県税の課税免除または不均一の課税をする措置を講ずる等の必要があることから条例を改正するものであります。

乙第４号議案「沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例」は、北部地域及び離島における医師の確保を目的とする事業を引き続き実施するほか、その他の地域の特に医師が不足している診療科における必要な医師の確保を目的とする事業を実施できるようにするとともに、基金の設置期間を延長する必要があることから条例を改正するものであります。

乙第７号議案「沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金条例」は、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の管理や利用促進を目的とする基金を設置し、その管理及び処分に関する事項を定める必要があることから新規に条例を定めるものであります。

乙第８号議案「沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例」は、奥武山公園に新たに整備するコミュニティーセンターの利用料金の基準額等を定めるとともに、沖縄県総合運動公園の蹴球場等の利用料金の基準額を改める必要があることから条例を改正するものであります。

乙第９号議案「沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例」は、新たに、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場を整備することに伴い、利用料金の基準額を定める等の必要があることから条例を改正するものであります。

次に、乙第10号議案から乙第19号議案までの議決議案は、財産の取得や公の施設の指定管理者の指定など10件について、議決を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。イッペー　ニフェーデービタン。

○議長（新里米吉君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長　島袋秀勝君登壇〕

○人事委員会委員長（島袋秀勝君）　おはようございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき、人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の

意見を申し上げます。

乙第２号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、去る10月11日に、当委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を踏まえ、職員の給与について所要の改正を行うものとなっており、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　この際、**日程第６　議員提出議案第１号　米軍ＦＡ18戦闘攻撃機墜落事故に関する意見書**及び**日程第７　議員提出議案第２号　米軍ＦＡ18戦闘攻撃機墜落事故に関する抗議決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根　悟君。

―――――――――――――――――――――

〔議員提出議案第１号及び第２号　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ただいま議題となりました議員提出議案第１号及び第２号の２件につきまして、11月22日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍ＦＡ18戦闘攻撃機墜落事故について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第１号を朗読いたします。

〔米軍ＦＡ18戦闘攻撃機墜落事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔米軍ＦＡ18戦闘攻撃機墜落事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書の宛先で、県内所在関係機関、抗議決議の宛先で、在沖米国総領事につきましては、議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め、米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号及び第２号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第１号「米軍ＦＡ18戦闘攻撃機墜落事故に関する意見書」及び議員提出議案第２号「米軍ＦＡ18戦闘攻撃機墜落事故に関する抗議決議」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号及び第２号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第１号及び第２号については、提案理由説明の際、提出者から県内の関係要路については議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め、米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第１号及び第２号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、議会棟における直接要請を含め、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――――――◆・・◆―――――――――

○議長（新里米吉君）　日程第８　請願第５号、陳情第96号、第98号、第102号の５及び第114号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの請願１件及び陳情４件のうち、請願第５号、陳情第96号及び第114号の３件については、米軍基地関係特別委員会に、陳情第98号及び第102号の５の２件については、公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――――――◆・・◆―――――――――

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明11月28日から12月３日までの６日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明11月28日から12月３日までの６日間休会とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月４日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時４分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　崎　山　嗣　幸

会議録署名議員　　照　屋　守　之

平成30年12月４日

平成30年
第　８　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　２　号）

平成30年
第　8　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）

平成30年12月４日（火曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第2号

平成30年12月４日（火曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（47名）

議　長	新里米吉君	23番	又吉清義君
副議長	赤嶺　昇君	24番	山内末子さん
1番	瀬長美佐雄君	25番	渡久地　修君
2番	玉城武光君	26番	玉城　満君
3番	親川　敬君	27番	仲村未央さん
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8番	金城泰邦君	32番	末松文信君
9番	大浜一郎君	33番	具志堅　透君
10番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
11番	新垣　新君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	座波　一君	46番	照屋守之君
21番	山川典二君	47番	仲田弘毅君
22番	花城大輔君		

欠　　員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知　　事	玉城デニー君	副　知　事	謝花喜一郎君
副　知　事	富川盛武君	政策調整監	吉田勝廣君

知事公室長	池田竹州君	会計管理者	伊川秀樹君
総務部長	金城弘昌君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	総務部財政統括監	宮城力君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	教育長	平敷昭人君
保健医療部長	砂川靖君	公安委員会委員長	阿波連光君
農林水産部長	島尻勝広君		
商工労働部長	屋比久盛敏君	警察本部長	筒井洋樹君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
土木建築部長	上原国定君	人事委員会事務局長	池田克紀君
企業局長	金城武君		
病院事業局長	我那覇仁君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた人事委員会委員長島袋秀勝君は、所用のため本日から７日まで10日及び11日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、人事委員会事務局長池田克紀君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　この際、念のため申し上げます。

本日から７日まで10日及び11日の６日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（新里米吉君）　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　おはようございます。

沖縄・自民党、仲田でございます。

玉城知事、知事就任まことにおめでとうございます。心から敬意を表しながら同郷の先輩として沖縄県145万県民の幸せを願い、一生懸命頑張っていただくことを心から御期待申し上げます。

それでは、所見を述べながら通告に従い代表質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

知事は、亡き翁長知事の遺志を継ぎ辺野古移設阻止を訴え就任しました。民主党時代には、辺野古に関して最低でも県外、このような形で県民に大きな期待を抱かせながら、いとも簡単に県内に戻り、県出身議員として党を飛び出るなど反対の姿勢を示すこともなかったにもかかわらず、知事選においては政府を批判し、辺野古移設阻止に変質したと言わざるを得ません。

そして、知事就任後、みずからの当選で民意は揺るがないと強弁し、かつて民主政権の一員として辺野古移設容認だったことを忘れているかのようであります。選挙中の知事は、支持政党への配慮からか、自衛隊問題、那覇軍港問題等への対応を明確にせず、避けてまいりました。また、北部基幹病院問題では、北部12市町村の負担なしの明言をしながら、さきの議会では答弁がちぐはぐになるなど、我が党の島袋議員の追及を受けたことは記憶に鮮明に残っております。

知事の重要課題とされる基地問題のみならず、本県

においては取り組まなければならないあらゆる課題が山積しております。また、賛成と反対との調和が重要であり、一方だけ排除する姿勢は避けるべきであります。

以上の観点から質問を行います。

(1)、知事は、誰ひとり取り残さない社会づくりに言及し、全ての県民が、心豊かで、安全・安心に暮らせる沖縄らしい優しい社会の実現を目指すとしています。一方で辺野古移設問題は、民意を強調し容認せざるを得ない地域を切り捨てている。言動が矛盾していないか伺いたい。

(2)、翁長県政においては、辺野古移設問題一辺倒の基地行政と化し、県経済の振興など、県民生活に直結した行政運営が置き去りにされた感があったが、玉城知事は何に比重を置いた県政運営を目指すか見解を伺いたい。

(3)、玉城知事は、米軍基地の負担は全国で担うべきとし、普天間飛行場の危険性の除去、県外・国外への移設を訴えているが、知事を支援する立憲民主党や共産党、自由党などに対し、普天間飛行場の移設を政党として受け入れるよう要請すべきではないか。知事の本気度が問われているが認識を伺いたい。

(4)、知事は、岩屋防衛大臣との面談で宮古・八重山への自衛隊配備について強行しないよう述べているが、中国の領海侵入への対応や我が国の離島海域警戒の観点から自衛隊の離島配備について、認める立場か反対の立場か基本的な姿勢と考え方を伺いたい。

(5)、沖縄振興一括交付金を活用した大型ＭＩＣＥ整備を平成31年度予算でも要請しているが、国の懸念を払拭するだけの理論構成や環境整備に見通しがつかない状況では、一旦一括交付金の活用を棚上げして、改めて出直すことも必要ではないか。知事の見解を伺いたい。

(6)、北部基幹病院整備に関し、経営形態のあり方や地元負担の考え方について、所管部と知事との間の考えや認識にそごがあり、さきの議会で答弁に食い違いが見られた。知事は、公約どおり北部12市町村の負担なしで基幹病院整備を進めるのか伺いたい。

(7)、カジノを含む統合型リゾート施設整備（ＩＲ）、その法律が成立し、国内３カ所で2020年代半ばから開業が予想されていることについて知事はどう考えるか。また翁長知事就任で中止になったＩＲ統合型リゾートについて、今後の取り扱いはどうなるか伺いたい。

(8)、政府の骨太方針2018で米国の協力を得て、沖縄の国際化に貢献する英語教育の充実を図る旨、新たに沖縄振興に明記されたが、県として今後どのようにかかわっていくか、知事の考えを伺いたい。

(9)、国連人権理事会が沖縄県民を先住民と勧告したことについて、知事は沖縄の人々を先住民と認めているのか。そのような勧告に対し、県としても異議を申し立てる必要があるのではないか。知事の考え方を伺いたい。

２、沖縄振興策の推進について。

沖縄21世紀ビジョン基本計画が残り３カ年となり、2022年から新たな10年間の沖縄振興計画の策定や沖縄振興特別措置法の延長など、重要度の高い課題や施策に取り組まれてまいります。そのいずれも国の支援なしでは実現し得ない施策であり、そのことはあえて言うまでもありません。

残念ながら翁長県政において、２年連続沖縄振興予算が減額され、特に、一括交付金の大幅減額は徐々に県や市町村財政を圧迫し、今後県経済に影響を与えることは明らかであります。

残念ながら今のところ知事の対応や発信は辺野古移設問題が中心であり、沖縄振興予算及び一括交付金に対する国の理解を得ることができるか、不透明と言わざるを得ません。

次に(1)、平成31年度沖縄振興予算について。

ア、沖縄振興計画期間が残り３カ年となった中、振興計画施策の着実な実施で目標達成につなげるためにも振興予算要望額の確保など、国の支援策、あるいは着実な実施は不可欠であります。次期振計の策定を含め県経済振興の将来像をどう描いていくのか、県の基本的な考え方を伺いたい。

イ、県は、県経済のさらなる発展を図る上で平成31年度沖縄振興予算3600億円規模及び一括交付金1700億円台の満額確保を要請したが、内閣府の概算要求は振興予算及び一括交付金とも大幅減の要求となっている。県はどう評価するか。また、内閣府の要求額よりさらなる減額が心配されるが、伺いたい。

ウ、県は、一括交付金制度が残り３年となる中で、一括交付金の大幅減が続くと県及び市町村は継続事業だけになり、新規事業実施が取り残され、影響が大きいとして増額を求めてきた。玉城知事は、振興予算3190億円、一括交付金1253億円の満額確保を要請している。県の要求額確保を断念したのはなぜか伺いたい。

エ、要求額の満額確保には、内閣府との一層綿密な調整や自民党沖縄振興調査会、美ら島議員連盟への丁寧な要請活動が重要であり、県の実情、考えが十分に伝わる信頼関係が求められるが、県の考え、方針を伺

いたい。

(2)、平成31年度税制改正について。

ア、沖縄関係税制改正については、前回に続き初めて３年延長となったが、県経済の成長を確かなものにし、自立型経済の構築を目指す上で、さらなる延長は必要であり、県の税制改正に対する基本的な考え方をお聞きしたい。

イ、内閣府は、次の３年延長の税制改正要請に対し、２年間の延長を決め、沖縄振興調査会及び美ら島議員連盟は、酒税軽減措置など７項目について２年延長を党税調に求めるとしているが、県の対応と今後の取り組みについて伺いたい。

ウ、下地島空港の活性化を図るため、我が党は、航空機燃料税の軽減措置について、下地島空港への拡充適用を国に強く求め、沖縄振興調査会及び美ら島議員連盟は航空機燃料税軽減措置の対象に下地島空港を加えるよう党税調に求めるとしているが、実現に向けた県の取り組みをお伺いしたい。

エ、沖縄自動車道特別割引の継続について、鉄道のない本県において、自動車は唯一の高速移送手段であり、特に北部振興の観点からさらなる延長が必要である。県の継続延長の取り組みについて伺いたい。

３、離島・過疎地域の振興について。

(1)、離島・過疎地域の活性化を図る上で、地域に根差した産業の育成・振興が欠かせないが、これまで展開した施策でどのような成果を上げたか。また、今後推進する施策等について伺いたい。

(2)、離島・過疎地域における交通コストの低減及び交通基盤の整備、交通ネットワークの充実強化について、離島振興計画実施期間での成果目標とこれまでの成果、後期の重点施策について伺いたい。

(3)、離島航空整備法（仮称）の制定については、県は幾度も国に要請しており、関係道県との対応策について協議を行っている等々の回答である。法整備の進展に向けた戦略を考えるべきではないか伺いたい。

(4)、伊平屋・伊是名架橋の整備については、これまで課題解決に向けた必要な調査を実施するとしているが、建設工事費の縮減がネックになっているのか。また、課題解決は可能か、具体的な整備計画の策定時期について伺いたい。

(5)、伊江港内のうねり対策について、一定期間影響の有無を確認した上で、可能な限り早期に取り組むとしている。今年度中の着手は間違いないか伺いたい。

(6)、尖閣諸島周辺海域における中国公船による領海侵犯や排他的経済水域での県内漁業者への挑発行為に対し、県内漁業船舶の安全操業と安全航行のための周辺海域の取り締まり体制の強化など、県の取り組みを伺いたい。

(7)、離島の旅館業に係る税制特例措置の延長について、増加傾向にある観光需要への対応、宿泊施設の立地促進を図るため、特別措置の延長と比較的小規模な旅館等にも適用できる取得価格1000万円から500万円超に緩和するよう要請があるが、県の取り組みを伺いたい。

４、農林水産業の振興について。

(1)、相次ぐ台風や大雨による被害が後を絶たないが、昨年度来の台風による県内農林水産業の被害状況と被害額等について伺いたい。

(2)、県は、耕作放棄地を再生し有効活用に取り組んでいる。過去３カ年の解消面積と具体的活用状況、また、これにより新規就農者増はどの程度になったか伺いたい。

(3)、太平洋クロマグロの漁獲枠について、本県は来期の漁獲枠と県漁連等からの資源管理計画の見直し要請について、県の取り組みを伺いたい。

(4)、名護市東海岸地域での新たな漁協設立について、３度目の申請がなされています。認可ありきは将来に禍根を残すと考えるが、県の審査状況について伺いたい。

(5)、環太平洋連携協定、いわゆるＴＰＰが12月30日発効の方向となったが、県内の農畜産業の低迷や業者の減少傾向が危惧される中、影響をどのように食いとめ、本県農畜産業の保護をどのように図っていくのか伺いたい。

(6)、県漁連は、泊魚市場の競り機能を糸満市に移転することを決議した。那覇地区漁協７団体は泊魚市場での競りを続ける方針のようである。どう対応するか。また、今後移設建設に要する予算計上や2022年度開業に向けた県の取り組みについて伺いたい。

５、子ども・子育て支援について。

(1)、県は、待機児童解消の目標を平成31年度末までに計画を見直したが、目標達成には市町村の潜在需要の的確な把握や着実な保育所整備等が前提となっており、これまでの経緯から厳しいと言わざるを得ません。県として積極的なかかわりが必要ではないか伺いたい。

(2)、保育士不足解消に向け、現在進めている保育士の正規雇用化や賃金など待遇改善等について。効果の程度と潜在保育士の掘り起こしについての取り組みと実績を伺いたい。

(3)、認可保育所増や認可化推進など保育施設の整備は進むが、保育を担う保育士不足は深刻である。県

内の保育士登録数と実際に働いている保育士の数、潜在保育士の数について伺いたい。

(4)、認可外保育所の認可化で、越境通園の広域入所を認めるかが問題化している。市町村によって対応は違うようだが、県の基本認識と指導のあり方について伺いたい。

(5)、2019年10月から予定される国の幼児教育・保育無償化について、一部に便乗値上げの動きがあると言われるが、本県において現状について伺いたい。

(6)、国は、放課後児童クラブ（学童保育等）の定員を2019年から23年度の５年間で30万人拡大するとの新たな計画を公表したようだが、これを受けて県としての対応策、計画について伺いたい。

(7)、県は、１歳児と５歳児の保護者を対象に未就学児童調査を実施した。県内の未就学児を持つ保護者の困窮度が浮き彫りとなったが、この調査を見据えて、支援対策には何が必要で、社会共通の課題とするには何が求められているのか、県の分析を伺いたい。

(8)、台風７号で中止になっていた2018年度前期の保育士実技試験の再試験が実施されたが、本県は、台風などで日程変更される事例が多いことから、今後の試験実施が懸念される。県として、再調整や協議が必要ではないか伺いたい。

(9)、内閣府は、沖縄の子供の貧困緊急対策事業の補助率10割を2019年度から段階的に見直すとしている。事業自体は2021年度まで継続されるようだが､10割補助率は今後も維持されるのか、事業拡大が求められる中、補助率の見直しは今後の事業にも影響する。県の対応を伺いたい。

(10)、児童虐待防止に歯どめがかからず、死亡する事件も起きている事態を受け、政府は緊急対策を決定したようだが、これまでの対策との違い、これにより児童の安全を確認できない場合、強制的に立ち入りは可能となるか伺いたい。

(11)、知事は、家庭の経済環境にかかわらず、子供たちが安心して学業に励むための支援が早急に必要として、中学生、高校生のバス通学無料化を公約にしている。実施時期はいつか伺いたい。

６、教育・文化・スポーツの振興について。

学力テストは、これまで11回も行われ、本県は、小中学校とも全国最下位から、４年前に小学校は最下位を脱出し汚名を返上することはできました。全国平均までこれだけの難関を乗り越えてこられたのは、学力上位の秋田県との教員交流や学校現場の各先生方の危機意識から学力向上に忍耐強く取り組んできた結果であることは言うまでもありません。

また、県教育振興基本計画が策定されてから７年が経過し「みずから学ぶ意欲を育む学校教育の充実」の実践で一定の効果は上げておりますが、依然、児童生徒の不登校やいじめなど、課題も表面化しております。

学校教育の使命は、沖縄県の次代を担う子供たちの人材育成であり、グローバル化した国際的に活躍できる人材を育てることであります。県教育委員会においては、そのための教員の負担軽減、学校現場の環境整備に全力を挙げることが重要な任務であると考えております。

そこで伺います。

(1)、全国学力テストの結果が公表され、本県の小学校は全ての学科で全国水準を維持したが、中学校は各教科とも全国平均を下回っている。昨年から変わっていないがその要因は何か。また、中学校に進むと学力が落ちるのはなぜか伺いたい。

(2)、文科省は、2019年度から東京一極集中を是正し地域振興に資するため、地方の公立高校を一つの核にして地域を支えていく人材を育成するモデル事業、高校発の地方創生を始めるとしている。本県の取り組みを伺いたい。

(3)、政府は、社会人が仕事に役立つ技術や知識を学び直すリカレント教育普及に向け、2019年度から企業への助成制度を新設する方針のようだが、制度の内容と本県における普及について伺いたい。

(4)、政府は、離島における情報通信技術（ＩＣＴ）を活用し、高等教育実証事業に関し、与那国町に続き対象を広げて事業を継続する方針のようですが、県のかかわりについて伺いたい。

(5)、全国において教員の定数不足で教員の業務負担が深刻化しているようだが、本県の状況と負担軽減策はどのように行われているか伺いたい。

(6)、外務省沖縄事務所が、米軍嘉手納基地内の小学校で公立小学校教諭を対象に検討している英語研修会について、国際的な人材の育成を目指し、教員の資質向上を図る観点から重要と考えるが、県教育委員会はどう考えるか伺いたい。

(7)、2020年東京五輪聖火リレーの47都道府県をめぐる順番と日程が決定した。本県は、５月２日、３日の２日間となっている。県内をめぐるルートについては離島を含めるルートの要請もあるが、今後のスケジュールを伺いたい。

(8)、2017年度の県内の国公私立小・中・高校で、教師に対する暴力や器物破損などの暴力行為の発生件数が前年度から597件もふえ、過去最多の2042件と

なったようだが、その背景に何があり、どのような対応をしたか伺いたい。

(9)、不登校やいじめについても過去最多となっているようであり、県教育委員会はその要因をどのように分析しているか。また、解消に向けた取り組みについて伺いたい。

○議長（新里米吉君） 玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 仲田弘毅議員の御質問にお答えいたします。

その前に一言、先ほどは知事就任の激励をいただき、本当にありがとうございます。

日ごろよりうるま市、与那城・勝連の地元の先輩として非常に広範囲に活動していらっしゃることに敬服する次第でありますし、今般の代表質問も子供・子育て、教育・文化・スポーツに多くの質問を寄せていただいたことに関しても、私の県政運営の中でも非常に重要な位置を占めている施策への御質問をいただいたということで感謝する次第であります。真摯にお答えをさせていただき、今後とも均衡ある県土の発展、中部、与那城・勝連地域の皆さんへの議員への活動の御支援にもまた大きなお力添えをいただいて、ともに沖縄県全体の発展に協力していただければと思います。

では、質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、県政運営の比重についてお答えいたします。

私は、公約に掲げた新時代沖縄の到来、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の構築の３つの視点から、経済や文化、教育、福祉、保健医療、基地問題など、全ての分野の課題に全身全霊で取り組んでまいります。県民所得の向上、子供の貧困の解消、過重な基地負担の軽減や日米地位協定の抜本的な見直しなどの重要課題に対応した施策を着実に推進していくとともに、好調な経済をさらなる発展につなげるべく、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき各種施策を展開してまいります。

次に１の(4)、自衛隊の先島配備についてお答えいたします。

自衛隊は多くの離島を抱える本県において緊急患者空輸や災害救助など、県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。一方、自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。県は、住民合意もなく地域に分断を持ち込むような自衛隊強行配備は認められないものと考えており、現状は必ずしも十分に住民合意が得られているとは言いがたい状況にあります。

県としては、政府に対して地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう求めてまいりたいと考えております。

次に、沖縄振興策の推進についてに関する御質問の中の２(1)のエ、満額確保に向けた信頼関係の構築についてお答えいたします。

11月６日に私が菅官房長官、宮腰内閣府沖縄担当大臣を初め、自民党の二階幹事長、小渕沖縄振興調査会会長、西銘同調査会事務局長、細田美ら島議連会長、猪口内閣第一部会部会長、公明党の山口代表、石田政調会長、遠山沖縄方面本部長、日本維新の会の片山共同代表、末松衆議院沖北委員会委員長、石橋参議院沖北委員会委員長並びに県選出国会議員などに、概算要求額3190億円の満額確保、そして沖縄振興一括交付金1253億円以上の額の確保について御理解と御協力をお願いしたところであります。今後も関係者の皆様の御協力のもと機会をいただき、私が自民党沖縄振興調査会等へ出席し、沖縄振興の必要性を沖縄の声として丁寧に御説明してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） １、知事の政治姿勢についての(1)、辺野古移設に係る民意についてお答えします。

民意の捉え方についてはさまざまな御意見があろうかと思いますが、県としては辺野古新基地建設に反対し普天間飛行場の県外移設を求めるという県民の民意は、今回及び４年前の知事選挙、参議院議員選挙、衆議院議員選挙など、一連の選挙において示され続けてきたものと考えております。

次に１の(3)、普天間飛行場の県外・国外移設についてお答えします。

知事は日米安全保障体制を認める立場でありますが、戦後73年を経た現在もなお国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。日米両政府においては辺野古新基地建設を強引に進めるのではなく、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに国際情勢の変化を踏まえ普天間飛行場の県外・国外移設について再検討していただきたいと考えております。また、普天間飛行場の県外・国外移設及び危険

性の除去について、各政党とも連携して取り組んでまいります。

次に１の(9)、国連人権理事会による勧告についてお答えします。

沖縄県ではこれまで沖縄県民が先住民族であるかどうかの議論をしておらず、また、県全体においても大きな議論となっていないことから、このことについて意見を述べる立場にないと考えております。

県としては、先住民族かどうかの議論よりも、沖縄の民主主義や地方自治のあり方について、より議論されるべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の、大型ＭＩＣＥ施設の整備についてにお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設整備事業は、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を財源として調査事業等を行ってきた経緯があること等から、施設整備についても同交付金の活用が可能であると考えております。県においては施設の整備に向けて国との協議を重ねているところであり、沖縄の成長可能性を引き出す大型ＭＩＣＥ施設の実現に向けて粘り強く取り組んでまいります。

同じく１の(7)、国内におけるＩＲ施設の開業に対する知事の見解と今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

国内においては、複数の自治体がカジノを含む統合型リゾート施設の誘致に取り組んでいると承知しております。一方、沖縄県では統合型リゾートの導入可能性について、これまで調査研究を行った経緯がありますが、ギャンブル依存や青少年への悪影響が懸念されるのみならず、独自の歴史、文化、自然を初めとする本県の観光資源を損ねかねないこと等から、総合的に判断した結果、本県への導入に関する検討は行わないこととしております。

次に２、沖縄振興策の推進についての御質問の中の(2)のウ、航空機燃料税の軽減措置の下地島空港への拡充適用についてにお答えいたします。

下地島空港は平成31年３月30日に旅客ターミナル施設の開業とジェットスタージャパンの成田―下地島路線の新規就航が予定されており、今後、宮古地域の観光振興に大きな役割を果たすことが期待されております。

県としましては、航空機燃料税の軽減措置の対象地域に下地島を追加することで、その取り組みを後押しすることができると考えていることから、これまで国等に対し制度の拡充を求めてまいりました。今後も、下地島空港の航空機燃料税の軽減に向けて、引き続き関係団体と連携して取り組んでまいります。

次に６、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の(7)、2020年東京オリンピック聖火リレーの県内ルートに関する今後のスケジュールについてにお答えいたします。

東京2020オリンピック聖火リレーの県内ルートについては、ことしの７月17日に、沖縄県実行委員会を設立して検討を進めており、離島も含めて全県的に実施できるよう取り組んでいるところであります。今後のスケジュールとしては、県内ルートの概要を今月末までに、また、詳細ルートを来年５月末までに東京2020組織委員会に提出することとしております。聖火リレーの詳細ルートの公表については、国際オリンピック委員会の承認を得た上で、来年の夏ごろ同組織委員会から公表されると伺っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(6)、北部基幹病院についての御質問にお答えします。

北部基幹病院の経営形態につきましては、現在協議会において病院の設置主体、経営単位及び経営形態などの経営システム全般に関する協議を行っているところでございます。また、北部12市町村の財政負担につきましては、６月議会での私の答弁、選挙期間中における知事の関連発言、10月議会における答弁のいずれにおいても、市町村の一般財源の負担のない形での負担、つまり市町村の一般財源に影響を与えない形での負担を求めているものであり、答弁間の食い違いはございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の知事の政治姿勢についての御質問で(8)、米国の協力を得た英語教育の取り組みについてお答えいたします。

骨太の方針2018にある米国の協力を得た英語教育の取り組みについては、現時点で県教育委員会に対して具体的な内容は示されておりません。県教育委員会では、英語立県沖縄推進施策として英語立県沖縄推進戦略事業、グローバル・リーダー育成海外短期研修事

業、国際性に富む人材育成留学事業等を推進しております。引き続き、英語力及び国際性を身につけた国際社会で活躍する人材の育成に取り組んでまいります。

次に、５の子ども・子育て支援についての御質問で(11)、中高生のバス通学無料化の実施時期についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では低所得世帯の高校生に対して、奨学のための給付金事業により通学費を含めた教育費負担軽減の支援を行っております。また、今年度から児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯の高校生等を対象に、沖縄県ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業を知事部局において実施しております。今後は当該事業の結果も踏まえながら、中高生のバス通学費の負担軽減の実現に向け必要な調査等に着手していきたいと考えております。

６、教育・文化・スポーツの振興についての御質問で(1)、中学校の学力調査の結果の要因についてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査では小学校で全国水準を維持しており、中学校でも全国との差を着実に縮め改善傾向にあります。中学校でまだ全国水準に達していない要因としましては、学習内容が抽象的、概念的な部分が多く難しくなること、教科担任制のため学校全体で授業改善を共通実践として取り組むことに課題があることなどが挙げられます。

県教育委員会としましては、他教科と連動した校内研修を活性化するなど、引き続き組織的な授業改善の取り組みを進めていきたいと考えております。

次に６の(2)、公立高校を核とした人材育成についての御質問にお答えいたします。

文部科学省は2019年度の概算要求の中で、地域との協働による高等学校教育改革推進事業を計上しているところであります。当該事業の目的は高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探求的な学びを実現する取り組みを推進することで地域振興の核としての高等学校の機能強化を図ることとしております。

県教育委員会としては、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に同じく６の(4)、ＩＣＴを活用した実証事業についての御質問にお答えいたします。

与那国町においては昨年度から内閣府の沖縄離島活性化推進事業を活用し、琉球大学と連携したＩＣＴによる実証実験を行っており、今年度は琉球大学附属中学校と与那国町の中学校をＩＣＴで結び遠隔授業を実施すると聞いております。

県教育委員会では、昨年度は実証実験の検証にかかわってきたところであり、今後とも内閣府の動向を踏まえつつ適切に対応してまいりたいと考えております。

次に同じく６の(5)、教員の業務負担の状況と軽減策についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会が公立学校教職員を対象に実施した平成29年度実態調査では、業務量が「多い」、「どちらかというと多い」と感じる教員の割合が小中学校で59.7％、県立学校で54.6％となっています。また、教職員の長時間勤務の原因としては部活動指導、事務報告書作成及び授業準備の順となっております。

県教育委員会では、県立学校及び市町村教育委員会に対する業務改善の提言や、調査・報告書の簡素化・縮減などさまざまな取り組みを行っており、引き続き学校現場の業務改善に向け実効性のある取り組みを推進してまいります。

次に６の(6)、米軍基地内での英語研修会についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、小学校教諭の指導力及び英語力の向上を目的として、英語指導力向上研修会、英語力アップ研修会、英語新学習指導要領説明会を実施し、2020年度の５・６年生における小学校英語の教科化に向けた必要な取り組みを計画的に行っているところであります。このような中、国において基地内での小学校教諭対象の研修会を実施しておりますが、当該研修会への参加については、さまざまな研修の機会の一つとして、各市町村教育委員会が地域の実情に応じて判断したものと考えております。

次に６の(8)のア、公立小・中・高校における暴力行為についての御質問にお答えいたします。

平成29年度文部科学省の問題行動等調査によりますと、暴力行為の発生件数は公立の小学校で1247件、中学校で696件、高等学校で80件、合計2023件となっております。前年度比593件の増加となっておりますが、その中でも公立小学校における生徒間暴力が520件の増加となっております。これは、軽くぶつかられる、たたかれる等のささいなことも見逃さず、積極的に把握するよう研修会などさまざまな機会を通して周知し、学校が早期発見・早期解決に努めた結果でもあると捉えております。

県教育委員会としましては、相手の立場や気持ちを思いやる心の育成を図る授業を推進するとともに、関係機関とも連携して未然防止の取り組みや規範意識の育成に努めてまいります。

次に６の(9)、不登校やいじめについての御質問に

お答えいたします。

平成29年度文部科学省の問題行動等調査によりますと、本県の公立学校におけるいじめの認知件数は小学校１万1324件、中学校981件、高等学校169件、特別支援学校17件の合計で１万2491件となっており、前年度比836件の増となっております。認知件数の増加は、児童生徒、教師、保護者ともにささいないじめも見逃さず積極的に把握し、学校が早期発見・早期解決に努めた結果であると捉えております。また、不登校については小学校781人、中学校1777人、高等学校1269人の合計で3827人となっており、前年度比５人の増となっております。小学校、中学校、高等学校における不登校の主な要因としては、不安や無気力の傾向が挙げられ、その内容につきましては、入学、進級時の不適応や学業の不振、家庭の生活環境の急激な変化等となっております。

県教育委員会では引き続き、沖縄県いじめ防止基本方針に基づく早期発見・早期対応などの取り組みやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員等を活用した学校における生徒指導の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、沖縄振興策の推進についての御質問の中の(1)のア、経済振興のあり方についての御質問にお答えいたします。

国は沖縄振興基本方針において、沖縄はアジア・太平洋の玄関口として大きな潜在力を有し、日本のフロンティアの一つとして日本再生の原動力にもなり得るとしております。沖縄の経済振興については、地理的優位性を生かし、アジアの活力を取り込み、スケール感とスピード感を持ってさまざまな施策を推進することにより、沖縄の可能性を高く引き出し現在の好調な経済を加速させていく視点が重要であると考えております。このため県では、時代変化を踏まえ、沖縄振興策や地域経済等の面から現状・課題を分析することで、重要な施策事項を抽出し、新沖縄発展戦略として取りまとめたところです。今後、同戦略を総点検に反映させ、次期沖縄振興計画の検討につなげてまいります。

次に同じく２の(2)のア、税制改正の基本的な考え方についてお答えいたします。

沖縄振興税制は県内産業の振興を推進する制度として沖縄振興特別措置法等に基づき設けられているものであり、沖縄県は当該制度等を活用し自立型経済の構築に向けて取り組んでいるところであります。

県としましては、沖縄振興特別措置法の期限である平成33年度末までの間、好調な沖縄経済の成長を確かなものとし、さらに発展させるため、期限を迎える７制度の３年間の延長及び航空機燃料税軽減措置の対象地域に下地島を追加すること等を要望いたしました。

同じく２の(2)のイ、２年間延長に対する今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

去る11月13日に開催された沖縄振興調査会及び美ら島議員連盟合同会議において、平成31年に期限を迎える７項目の沖縄振興税制の２年間延長と、航空機燃料税軽減措置の対象地域に下地島を追加することが重点要望事項として決定されました。

県としましては、それぞれ必要な制度として御理解をいただいたものと考えており、最終決定に向けて引き続き関係団体と連携しつつ取り組んでまいります。

次に同じく(2)のエ、沖縄自動車道特別割引の継続延長の取り組みについてお答えいたします。

沖縄自動車道の通行料金は正規料金から約35％特別に割引されており、適用期間は平成31年３月末までとなっております。本県において、沖縄自動車道は県民等の移動や物流における定時・速達性を確保する手段であり、県経済の活性化はもとより北部地域の振興にも大きく寄与しております。このため県では、去る８月に国及び西日本高速道路株式会社等に対し、割引制度の継続について要請し、11月にも関係者と調整を重ねたところであり、引き続き国等に対して働きかけていきたいと考えております。

次に３、離島・過疎地域の振興についての中の(1)、離島・過疎地域活性化施策の成果及び今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

県におきましては、これまで沖縄振興計画、沖縄県離島振興計画、沖縄県過疎地域自立促進計画等に基づく諸施策の実施により、離島における観光・リゾート産業の振興や農林水産業の基盤整備等、地域の特色を生かした産業振興を図ってまいりました。これらの振興施策により離島の入域観光客数が、平成21年度約274万人から平成28年度約374万人と100万人増加するなど離島地域の社会経済は着実に発展してきた一方で、離島・過疎地域においては依然として若年層の慢性的流出や製造業などの産業振興のおくれ等さまざまな課題を抱えていると認識しております。

県としましては、これらの課題を克服し、離島力・地域力を向上させるため、引き続き農業生産基盤の整備や人材育成・確保、離島観光・交流促進事業等によ

る着地型観光の推進等、離島・過疎地域の活性化に取り組んでまいります。

同じく３の(2)、離島振興計画における交通コスト低減、交通基盤の整備及び交通ネットワークの充実強化についてお答えいたします。

県では、平成33年度までを期間とする離島振興計画に基づき、交通コストの低減及び交通ネットワークの充実強化等に取り組んでおります。平成29年度に目標の上方修正等の見直しを行い、交通コスト低減については、低減化した路線における航路・航空路の利用者数を成果指標とし、航空路31万8000人、航路65万5000人の目標を達成しております。また、交通基盤の整備と交通ネットワークの充実強化については、離島空港の年間旅客数が目標426万人に対し平成27年度406万人となるなど、順調に成果を上げております。県では、今後とも重点施策である交通コスト軽減、離島空港整備及び離島航路運航安定化支援事業等に取り組んでまいります。

同じく(3)、離島航空路整備法（仮称）制定に向けた取り組みについてお答えいたします。

離島地域における航空路線は、離島住民の生活や産業活動にとって極めて重要な交通手段となっていることから、県では平成７年度から、関係する５つの道県とともに離島航空路に関する国の支援措置をより確実なものとするため、新たな法律を整備するよう国への要望を行ってきたところであります。平成30年度は７月中旬に要請を行い、国土交通省航空局長において要望書が受理されております。

県としましては、関係道県との連携を一層密にして、法整備に向けた具体的な課題や対応策等について意見交換を行う等、その実現に向けて取り組んでまいります。

次に同じく３の(7)、離島の旅館業に係る税制特例措置の延長に向けた県の取り組みについてお答えいたします。

離島の旅館業に係る税制特例措置については、離島地域における旅館業等の立地を促進することにより、観光・リゾート産業の振興や若年者等の就労の場の創出等による地域経済の活性化を図ることを目的としております。沖縄県では、制度説明会の開催やパンフレットの配布等、沖縄県産業振興公社のワンストップ相談窓口と連携した周知活動に取り組み、活用実績の向上に努めてまいりました。本税制特例措置については平成31年３月に適用期限を迎えることから、平成30年８月及び11月に国に対し適用期限の延長等を求める税制改正要望を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　２、沖縄振興策の推進についての御質問の中の(1)のイ及びウ、内閣府概算要求額の評価及び満額確保についてにお答えします。２の(1)のイと２(1)のウは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

内閣府が８月末に行った概算要求については、大規模災害時に想定される観光避難民への市町村対応の支援等が新たに盛り込まれ、沖縄健康医療拠点の整備等が増額となっていることは一定評価するものの、沖縄県が要望した3600億円規模の概算要求は行われておりません。また、県と市町村が切実に増額を要望してきた沖縄振興一括交付金は、平成30年度概算要求と同水準にとどまっており、県と市町村の意向が反映されたものとは言えず、残念であります。しかしながら、沖縄県では、沖縄振興予算を効果的に活用し、沖縄らしい優しい社会の構築と自立型経済の構築に向け、各種施策を展開しているところであり、その確保は重要であります。概算要求のなされたことを踏まえ、引き続き内閣府沖縄担当部局を初め関係機関との連携を密にし、知事を先頭に概算要求額3190億円の満額が確保されるとともに、沖縄振興一括交付金1253億円以上の額が確保されるよう取り組んでいるところであります。

次に６、教育・文化・スポーツ振興についての御質問の中の(8)のイ、県内私立小・中・高における暴力行為の発生件数等についてにお答えします。

文部科学省が今年度実施した平成29年度児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査によると、県内私立学校においては、けんかなどによる生徒間暴力が15件、器物破損の発生件数は４件となっております。いずれも、各学校において、加害生徒に対して反省文を書かせるなど適切に指導を行っていると聞いております。教師に対する暴力については、該当する事例はございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　３、離島・過疎地域の振興についての御質問のうち(4)、伊平屋・伊是名架橋の課題等についてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋については、伊平屋・伊是名両村からの要望等を受けて、平成23年度に整備の可能性調査を実施しました。この調査においては、将来交

通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な予算の確保など解決すべき課題が多いことが明らかとなっております。現在、建設工事費の縮減等について、下部工等の検討のためのボーリング調査を行っているところであり、課題克服に向けて引き続き調査研究に取り組んでいきたいと考えております。

次に３の(5)、伊江港のうねり対策についてお答えいたします。

伊江港においては、台風の余波や南西の波の影響によるうねりが港内に侵入し、フェリーの係留や乗下船などに支障が生じることがあります。このため、平成26年度から波高観測等の調査を実施し、静穏度向上対策は、伊江村の関係者の意見も踏まえて、平成28年度に取りまとめたところであります。対策工のうち波除堤については、関係者から夏場の風の影響を懸念する意見が出されたことから船舶航行への影響を検証し、現在、実施設計に取り組んでいるところであります。今後、設計が完了次第速やかに工事着手することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　３、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の(6)、県内漁船の安全操業と安全航行のための県の取り組みについてお答えいたします。

県では尖閣諸島周辺海域を含む、沖合で操業する本県漁業者の安全確保を目的に、一括交付金を活用した沖合操業の安全確保支援事業により、漁業用無線機の整備に係る支援を実施しております。また、尖閣諸島周辺海域で操業する場合には、所属漁協から、漁船名、操業日時、操業位置等について出港前に連絡を受けており、それらの情報を尖閣諸島周辺海域で警備している国の取り締まり船と共有し、県内漁船の安全操業及び安全航行の確保に努めているところであります。

県としましては、引き続き国や漁業関係団体等と連携し、県内漁船の安全操業及び安全航行の確保について取り組んでまいります。

次に４、農林水産業の振興についての御質問の中の(1)、昨年度来の台風による農林水産関係の被害状況についてお答えいたします。

本県に来襲した台風は、平成29年度は５件で、農林水産業関係の被害額は７億9515万円、30年度は、11月29日現在で５件、被害額は36億2896万円となっております。被害の内訳としては、サトウキビなどの農作物のほか農業用施設や漁港施設、畜舎の破損などとなっております。県では暴風被害軽減のため、一括交付金などを活用し、１、災害に強い栽培施設の整備、２、農地や防風林等の整備、３、農業共済への加入促進の強化などに取り組んでいるところであります。

県としましては、今後とも各種施策・事業を活用し、台風や自然災害に強い農林水産業の振興に取り組んでまいります。

同じく(2)、耕作放棄地の過去３年間の成果についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、耕作放棄地の対策に取り組んでいるところです。県におきましては、耕作放棄地対策事業などを活用して、平成29年までの過去３年間で1426ヘクタールを解消しております。具体的な活用として、主にサトウキビ、野菜、花卉などを生産しております。また、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業を活用した新規就農者は、過去３年間で21名となっております。

県としましては、引き続き農地中間管理機構や市町村等関係機関と連携して、耕作放棄地の再生に向け取り組んでまいります。

同じく(3)、クロマグロの来期の漁獲枠と資源管理計画見直し要請についてお答えいたします。

国は、去る11月16日に、太平洋クロマグロの管理に関する来期の基本計画案を公表し、沖縄県の漁獲枠の案として127.2トンが提示されたところです。国は現在この案に対するパブリックコメントを実施しており、県では示された漁獲枠の案に対する意見の提出に向け、漁業者や漁業関係団体などと調整を進めているところであります。

県としましては、引き続き漁業関係団体等と連携し、本県の漁獲枠の拡大や影響を受ける漁業者への救済措置等について、国に対し求めてまいります。

同じく(4)、名護市東海岸地域での新たな漁協設立の審査状況についてお答えいたします。

名護市東海岸地域において、新たな漁業協同組合を設立する手続が進められ、平成30年８月27日に３回目の設立認可申請書が県に提出されました。提出された申請書では、内容が確認できない箇所があったため、10月10日に申請人に対し報告書の提出を求め、11月１日に報告されております。

県としましては、提出された申請書及び報告書について、水産業協同組合法にのっとり厳正かつ適切に審査を行い、11月15日付で不認可処分を行ったところ

であります。

同じく(5)、ＴＰＰ11の影響と対策についてお答えいたします。

ＴＰＰ11については、本年12月30日に発効することが国から発表されました。同協定の発効により、サトウキビや畜産などの本県農林水産業に対し、中長期的にさまざまな影響が懸念されます。そのため県ではＴＰＰ対策予算を措置し、農林水産業の体質強化対策や経営安定対策に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き国の動向を注視するとともに、関係団体と連携し、時期を逸しないよう適切に対応してまいります。

同じく(6)、泊漁港の再整備及び糸満新市場整備の取り組みについてお答えいたします。

県では、泊漁港は那覇市を中心とする消費地市場としての機能を有していることから、市民や観光客などの消費者ニーズに対応した施設整備を進める計画であり、泊漁港の再整備につきましては、関係漁協及び那覇市との話し合いを継続して行っております。糸満漁港における新市場整備につきましては、平成30年度は、市場関連施設の配置構想の策定に向け取り組んでいるところであります。

県としましては、31年度予算を確保の上、34年度の新市場開設を目指し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　５、子ども・子育て支援についての御質問の中の(1)、待機児童解消に向けた市町村へのかかわりについてお答えいたします。

県では、平成31年度末までに潜在的待機児童を含めた待機児童の解消を図るため計画の見直しを行い、沖縄振興特別推進交付金や待機児童解消支援基金等を活用し、保育所等の整備に対する支援を行っております。また、市町村の区域を越えた広域的な調整や市町村の取り組みをより効果的なものにするために、去る11月に第１回目となる待機児童対策協議会を開催したところです。

県としましては、引き続き市町村と連携して待機児童の解消に向けて取り組んでまいります。

同じく５の(2)、保育士の処遇改善と潜在保育士の確保についてお答えいたします。

保育士の給与については、国において、毎年公定価格の改定が行われ、平成24年度から30年度まで約11％の処遇改善が図られております。また、平成29年度から技能・経験に応じて月額5000円以上４万円以下の処遇改善を実施しており、さらに正規雇用化促進事業により、補助対象施設において保育士１人当たり年収約43万円の増額が図られております。潜在保育士の掘り起こしについては、沖縄県保育士・保育所総合支援センターにおける復職支援のほか、就職準備金や保育料の貸し付けを実施しており、平成29年度は延べ380人の復職を支援しております。

同じく５の(3)、保育士登録数及び潜在保育士数についてお答えいたします。

平成30年４月１日時点の保育士登録件数は２万3134人となっております。認可外保育施設を含めて約１万2000人が保育に従事していることから、潜在保育士は約１万1000人と推計しております。

同じく５の(4)、認可化に伴う広域入所についてお答えいたします。

県としましては、認可外保育施設の認可化に当たり在園児の行き場がなくなることがないよう配慮が必要であると考えており、園から保護者に対して丁寧な説明を行うよう指導しております。広域利用に係る利用調整については、市町村間での調整が円滑に行われるよう通知等で市町村へ周知しております。また、待機児童対策協議会において広域入所の利用についても議論していきたいと考えております。

同じく５の(5)、保育料の便乗値上げについてお答えいたします。

幼児教育の無償化は、幼児教育・保育における保護者負担の軽減を目的としていることから、認可外保育施設や私立幼稚園等での保育料の値上げについては、質の向上を伴わない保育料の引き上げが助長されることがあってはならないと考えております。現時点において便乗値上げの事実については聞いておりませんが、県としましては、今後各施設に対して無償化の趣旨を丁寧に説明してまいります。

同じく５の(6)、国の放課後児童クラブ定員拡大計画に対する県の対応策等についてお答えいたします。

市町村においては、平成32年度を始期とする第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、国の新・放課後子ども総合プランを踏まえることとされております。県は、同計画の策定を支援するとともに、市町村と連携して、公的施設を活用する放課後児童クラブ支援事業や運営費等を支援する放課後児童健全育成事業を実施し、クラブの定員拡大に取り組んでまいります。

同じく５の(7)、未就学児調査についてお答えいたします。

昨年度実施した未就学児調査の結果、１歳児の母親の約76％が働いていることや、父親の約23％が週60時間以上の長時間労働を行っているなど、保護者の働き方の現状が明らかとなりました。また、低所得層ほど子育てについての悩みを相談したり頼ったりする相手が減ることや、病院等の受診を抑制する傾向が高いことなどもわかりました。このような状況を改善するためには、保護者の働き方の改善や母子健康包括支援センターの市町村への設置促進、医療費の現物給付などが必要であると考えております。

沖縄県としましては、今後も継続して子供と保護者の生活実態を的確に把握するとともに、市町村や関係機関等と調査結果を共有し、今後の施策のさらなる充実につなげることが重要だと考えております。

同じく５の(8)、保育士試験についてお答えいたします。

保育士試験は、47都道府県が指定する一般社団法人全国保育士養成協議会が全国共通試験として実施しているところです。平成28年度からは保育士不足対策の一環で年１回だった受験機会が２回に拡大され、スケジュール等の関係から再試験は実施しないこととなっております。今般の台風で中止となった実技試験については、筆記試験が終了していたこと、試験会場が確保されていたことなどから、特例として実施が可能となったところです。

県としては、保育士確保のため、試験はできるだけ実施する方向で検討することが重要と考えており、台風来襲の状況を踏まえ実施の判断時期を同協議会と調整してまいります。

同じく５の(9)、沖縄子供の貧困緊急対策事業についてお答えいたします。

県では、事業の成果や市町村の意見を踏まえ、内閣府に対して、沖縄子供の貧困緊急対策事業の補助率の維持及び支援の拡充等について要望してまいりました。次年度の内閣府の概算要求では、予算額は今年度の12億円から１億円増の13億円となり、補助率については、既存事業は10分の10から10分の９に見直されますが、手厚い支援が必要な子供への支援強化や離島への支援など、新たな課題に対応する新規事業については10分の10とされているところです。2020年度以降の補助率等についても、市町村の意見を踏まえながら、しっかり事業に取り組むことができるよう要望してまいりたいと考えております。

同じく５の(10)、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策についてお答えいたします。

政府が取りまとめた児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策においては、これまで行ってきた虐待防止対策について、さらに徹底して対応するよう求めているところです。特に子供の安全確認ができず緊急を要する場合は、速やかに立入調査の実施を徹底するようルールが明確化されました。なお、立ち入りが拒まれた場合は、裁判所の許可を得た上で強制的に子供の安全確認を行う臨検・捜索を行うこととなります。

県としては、本対策に基づき警察と連携を図りながら、子供の安全確保を最優先に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　６、教育・文化・スポーツの振興についての(3)、リカレント教育への助成制度についてお答えいたします。

厚生労働省では、リカレント教育機会の拡充を図るため、2019年度から長期の教育訓練休暇制度の導入及び事業主によるｅラーニングを活用した教育訓練について、助成金の対象とする検討を行っていると聞いております。事業主の取り組みに対し効果的な支援が行われるよう周知広報についても、沖縄労働局を初め関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　御答弁ありがとうございました。

１点だけ、ＭＩＣＥについて再質問をさせていただきたいと思います。

棚上げにして、新たな方向性を見つける必要があるんじゃないかという質問を行いましたけれども、棚上げはないと受けとめております。そのＭＩＣＥ事業の今現在の進捗状況、それともう一点は、内閣府との交渉がどの程度まで行っているのか、それをぜひ御答弁いただきたいなと思います。

なぜかと申しますと、私たち沖縄・自民党は、11月14日から17日まで、霞が関の官僚の皆さんと勉強会をさせていただきました。これは内閣府、外務省、防衛省含めて、トータル的に、総合的に意見を議論を交わしてまいりましたけれども、我々が肌で感じたのと県が実際に政府と交渉したその感じが若干一致しないところがあります。その中で、ＭＩＣＥは2020年東京オリンピックのときの完成予定でありますし、那覇空港の完成も同時期であります。その時期に、実際にでき上がるのかどうか、そのこともお答え願いたいと

思います。

知事、ぜひ知事にお答え願いたいんですが、この知事のＭＩＣＥ事業に対する方針、これ翁長前知事がしっかりやってきた事業の、25年度からやってきた事業でありますけれども、その事業をしっかりと受け継いでいくのかどうか、そのことも含めて、ぜひ知事に御答弁をお願いしたい、このように思います。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　仲田議員からＭＩＣＥの施設整備についての再質問を頂戴いたしました。お答えいたします。

平成24年度から大型振興特別推進交付金を財源として調査事業等を行ってきた経緯があることから、施設整備についても交付金の活用が可能であると考えております。平成29年度以降、基本設計の交付決定のため、32回上京しており、この間、国からの168件の宿題にも全て回答させていただいております。現在もソフト交付金の件も踏まえつつ、大型ＭＩＣＥ施設整備事業についてしっかりと取り組んでいくという方針に変更はございません。

以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　完成時期の件でございますけれども、当初は2020年夏ごろ、秋ごろを目指してまいりましたけれども、一括交付金につきまして、また内閣府の交付決定が、御理解が得られていないということから、2020年夏の完成につきましては難しいと、困難であるということを言わざるを得ない状況となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

〔西銘啓史郎君登壇〕

○西銘　啓史郎君　おはようございます。

会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

質問に入る前に、少しばかり所見を述べさせていただきたいと思います。

玉城新知事が誕生して約２カ月が経過いたしました。玉城知事は就任以来、政府や政党への挨拶回りを初め、地域回り、また先月は訪米等々精力的に行動されていらっしゃることには敬意を表したいと思います。私は、玉城知事の行動力は評価をいたしますけれども、行動の優先度、プライオリティーについては幾つか疑問も感じております。このことは後ほど質問の中でも確認をさせていただきます。

私は、政治家には常々行動力、交渉力、実現力が重要であると考え、自分自身もそのように行動してまいりました。その中でも、特に政治家には実現力、すなわち課題を解決する、結果を残すことが最も重要であると考えます。玉城知事は、今いろんなことで行動されていますけれども、また交渉もされています。しかし、一番大事なことは、この課題を解決することであります。過程を評価する方もいらっしゃるかもしれませんけれども、最後は全て結果を政治家は問われるものだと私は考えております。

どうか玉城知事、この課題解決に向けて努力をされることと、この行動のみでは、パフォーマンス政治としか見られないこともあるということを苦言を呈しておきたいと思います。

それでは、通告に従い質問に入ります。

１、基地問題について。

(1)、普天間飛行場移設問題関係について。

ア、知事は、安倍首相に辺野古移設反対を明確にし、菅官房長官との会談でも反対を告げながら、約１カ月間の集中協議を求めました。反対を言いながら話し合いによる解決を求めるとの知事の本音はどこにあるのか、基本的な考えを伺いたい。

イ、杉田官房副長官と謝花副知事による協議が始まり、先月一旦終了いたしました。報道によると非公開で内容はお互いの主張を述べているだけだと言われております。県は、何らかの妥協点を見出すことが可能との判断か伺いたい。

ウ、岩屋防衛大臣は、政府が約束した2014年２月を起点とする普天間飛行場の５年以内の運用停止について、移設作業のおくれなどで難しいとの見解を示し、新たな目標を国と県がともに設定できる環境をつくらねばならないと述べている。県として、新たな目標設定で話し合いに応じる必要があるのではないでしょうか。知事の考えを伺いたい。

エ、国交相は、県の撤回の効力を執行停止しました。これにより国は県の埋立承認に基づき作業を再開したが、知事は、新たな知事権限で作業を阻止すると

している。新たな知事権限とは何か、具体的に説明されたい。

オ、知事は、安倍首相や菅官房長官、岩屋防衛大臣との会談で、みずからの当選で民意は揺るがないと民意を強調し、また国交相の埋立承認撤回の効力を執行停止したことに知事選で示された民意を踏みにじるものと批判をしております。知事選で民意が示されたと断言しながら５億円余の血税をかけて県民投票を行う必要性はどこにあるのか伺いたい。

カ、玉城知事は、沖縄に民主主義はないと日米両政府を強く批判しているが、さきの県知事選で民主的に選ばれたはずであります。沖縄に民主主義がないとする根拠は何か伺いたい。

キ、今回の玉城知事の訪米の主目的と訪問先、面談した政府の関係者及び上院・下院議員の詳細と要請の成果等について伺いたい。

ク、去る10月30日の野党国会議員による合同ヒアリングで、県の謝花副知事が鳩山元首相の最低でも県外と言った言葉に県民は感謝していると述べたとされるが、間違いないか。県民が感謝しているということをどのように調べたのか。また、県民は今も鳩山元首相に感謝していると考えているのか伺いたい。

(2)、基地負担の軽減について。

ア、県は、他国の地位協定調査として、ドイツ及びイタリアの現地調査を実施し、中間報告書を作成しました。他国と比較し優位となっている条項はないのか。また、これまでの具体的な改善例はどれくらいあるかを伺う。また、調査結果を今後どのように生かしていくのか伺いたい。

イ、沖縄県における米軍専用施設（施設数・面積）について、復帰前・復帰時から現在、平成30年３月までの推移とどのくらい減少しているか伺いたい。

ウ、本県における米軍及び自衛隊基地（施設数・施設面積）の全国比率と県内米軍・自衛隊両基地所有形態別面積での民有地比率はおのおの何％か伺いたい。

(3)、基地収入について。

ア、基地は経済の最大阻害要因と言われるが、知事の見解を伺いたい。

イ、軍関係受け取りについて、復帰時の額及び直近の額、県民総所得における比率を伺いたい。

ウ、軍関係受け取りの内訳で軍用地料の復帰時と直近の額について伺いたい。

エ、軍用地料については、自衛隊関係は含むのか、含まなければ自衛隊基地の用地料は幾らになるか伺いたい。

２、観光振興について。

(1)、県は、2020年に入域観光客数を1200万人、観光収入1.1兆円、１人当たりの消費額9.3万円、滞在日数4.5日の目標達成を掲げているが、現在実施している施策で達成可能であるか。また、さらなる向上が必要であるとすれば具体的な戦略を伺いたい。

(2)、県が導入を目指す観光目的税について、課税対象や徴収方法及び使途、ホテル等宿泊事業者への指導等課題が多いが、対応を伺いたい。

(3)、好調な観光を持続させ、さらなる発展のためには、観光業の底上げが必要であるが、現状は人手不足で深刻な影響が出ているようである。その理由、背景に何があるか伺いたい。

(4)、県は観光を自立経済の柱と位置づけており、観光を魅力ある産業として働きたいと思うような環境整備が必要であるが、県民意識調査では否定的な回答が５割近くもある。県の観光産業の人材育成・確保対策、基本的な考えについて伺いたい。

(5)、入域クルーズ船の課題と対応及び需要予測について。

ア、県経済への効果（消費額）という観点では課題も多いと考える。また、現在、新港埠頭地区（７号バース、９・10号バース）利用による利用客からのクレームや課題と解決に向けてどのように取り組むか伺いたい。

イ、那覇港管理組合では、第２クルーズバースの整備と浦添地区にもクルーズを計画しているようだが、県として、物流ゾーンにつくられる第２クルーズバースの課題と今後の総需要についてどのように予測しているか伺いたい。

(6)、民泊新法が施行され、県や市でも独自の条例を制定し規制やルールづくりで受け入れの整備が進んでいるが、県内の届け出状況と無許可の闇民泊の取り締まりについて伺いたい。

３、県内産業の振興について。

(1)、本県の中小企業は、資本規模が小さい小規模事業所が多くを占めている。県が目指す県経済の自立を図る上で、現状の県内産業構造で可能であるか。また底上げ、競争力の強化が必要であれば、その振興・育成をどのように図っていくか伺いたい。

(2)、沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金について、その趣旨と支援状況、九州各県の状況について伺いたい。

(3)、同事業については、補助内容が九州各県は人件費を基礎経費として位置づけ、事業費は人件費増が伴っても影響を受けないが、本県は、人件費と事業費が総額として計上されております。そのため事業費の

確保が困難となっております。本県も九州各県同様、人件費を基礎的経費として位置づけるべきだと考えるが、県の考えを伺いたい。

(4)、全国で自然災害が相次ぎ、想像を超える被害が起きているが、本県では緊急事態発生時における企業の事業継続計画策定は進んでいないようだが、本県として調査指導が必要ではないか伺いたい。

(5)、働き方関連法が成立した。時間外労働に初の罰則つき上限制を設け、非正規労働者の待遇改善や同一労働同一賃金など働く人の保護策が盛り込まれているが、県内企業への影響、県の対応について伺いたい。

(6)、県は、情報通信関連企業の立地を2021年度までに企業数560社、雇用者数４万2000人を目指しているが、これまでの実績と売上高について伺いたい。

(7)、知的・産業クラスターの形成に向け、バイオ関連分野の研究や健康・医療分野における研究、ベンチャー企業の育成が進められているが、その進捗状況と県経済の振興・発展への位置づけについて伺いたい。

(8)、県は、沖縄のソフトパワーを活用し新事業・新産業の創出を目指しているが、本県の文化資源、スポーツなど、具体的にどのように産業化しビジネスに結びつけていくか。また、成果目標について伺いたい。

(9)、金融関連産業の集積を図るため、県は、経済金融活性化特別地区制度を活用したビジネスモデルの創出に向け取り組みを進めているが、集積促進や企業が求める金融人材の育成・確保の取り組み状況、2021年度までの目標達成は可能であるか伺いたい。

４、県内社会資本の整備について。

(1)、本県は、島嶼県であり、台風の常襲地域で自然災害をこうむりやすい地域であることから、災害に強い県土づくりと防災体制の強化が求められている。21世紀ビジョン基本計画に基づき展開している施策の全般と特に密集市街地における対策について伺いたい。

(2)、沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）事業予算の減額で、さまざまな交付事業、補助金事業を活用して社会資本事業の所要額を確保するとしているが、県単独の継続事業、新規事業全てをカバーできたか伺いたい。

(3)、復帰後46年が経過し、施設の老朽化が進行しているが、県民生活に直結する上下水道施設についての現状と耐震化の推進等の状況を伺いたい。

(4)、県内建築単価の高騰などもあり、公共事業工事における不調・不落の割合が多くなっているようだが、原因として、建設技術者等の深刻な不足が指摘されている。現状と今後の取り組みについて伺いたい。

(5)、国直轄工事の県内建設業への優先発注及び建設資材の県産品優先使用について、県の取り組みと米軍発注工事のボンド率の縮減について伺いたい。

(6)、民間の調査によれば、2040年には貸し家に住む世帯数はピークを迎え、持ち家取得が困難になるとしています。県の住宅整備計画について伺いたい。

(7)、県は、産廃不法投棄で産業廃棄物処分業の許可を取り消された倉敷環境関連会社に産業廃棄物処分業の許可を出しました。その理由とごみ山の処分を含めた今後の指導方針について伺いたい。

(8)、識名トンネル補助金問題で元県幹部に7178万円の賠償請求と賠償命令を行ったようだが、県として何らかの救済方法は検討したのか。また、今後同様な業務に従事する現職員への影響をどう考えているか伺いたい。

(9)、免震・制振装置の検査データ改ざんが発覚し、全国的な問題に発展しているが、本県における状況はどうか。また、県の施設や病院などは該当しないか伺いたい。

５、陸上交通網の整備について。

(1)、県の鉄軌道導入計画案が了承された。これにより県鉄軌道導入のルートはＣ派生案で確定したが、県経済団体会議は、県土の均衡ある発展を支え、将来を見据えた大局的な見地からのルート選定を求めている。要請に沿った選定となっているか、県の見解を伺いたい。

(2)、県は、鉄軌道導入計画案を国の骨太方針に盛り込むよう要請するようだが、実現には特例制度創設など課題も多い。見通しについて伺いたい。

(3)、内閣府は、2017年度に行った調査で、糸満―那覇間の鉄軌道とトラムトレーン(高規格の路面電車)はともに開業後40年間の累積損益収支は赤字となり、事業採算性に課題があるとしている。導入に向けての県との基本的な考えの違いが見られるが、どのように国を説得するか伺いたい。

(4)、県内の恒常的な交通渋滞の緩和とマイカー依存からの脱却を図り、バスなどの公共交通や自転車利用の交通体系への再構築が必要であるが、鉄軌道を含めた県の陸上交通体系構築について基本方向を伺いたい。

６、地域福祉・医療の充実強化について。

(1)、地域医療において産婦人科、小児科医師の不足は深刻な問題である。県内の医療体制の中核を担う全ての県立病院において、産婦人科及び小児科医師の

配置は適正であるか、現状を伺いたい。

(2)、北部地域の医療体制の整備状況について、現在、県立病院と北部地区医師会病院という同規模を持つ急性期病院が２つもありながら、医師不足、特に産婦人科医師の不足が慢性化しているが、その理由と背景に何があるか伺いたい。

(3)、外国観光客による医療費未払い問題が言われる中、留学や経営などの在留資格を不正に取得して公的保険に加入し、親族関係が曖昧な人が海外から医療を受けに来て高額医療制度を利用し、３割負担で高額な医療を受ける不正医療で損害を受けるケースが発生しているようだが、本県における状況はどうか伺いたい。

(4)、2017年の本県の介護離職者は1600人に達し、介護士不足の改善が見られない中、政府は、ベトナムから介護人材を受け入れる方針のようだが、本県において、海外からの介護人材の受け入れについて県の考えを伺いたい。

(5)、改正健康増進法の成立により、受動喫煙対策が東京五輪・パラリンピック開催前の2020年４月から全面施行されるが、本県における対象・対象外など企業・事業所への周知、指導の取り組みをどう進めるか伺いたい。

(6)、県内の障害者の活動拠点となる障害者社会参加支援施設について、県は調査を実施したようだが、その結果と県が運営主体にならない理由を伺いたい。

(7)、障害者雇用の法定雇用率水増し問題が拡大している。本県においても県教育委員会や県病院事業局で問題が指摘されているが、状況と改善策について伺いたい。

以上であります。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　ただいまの西銘啓史郎君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後１時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前の西銘啓史郎君の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　午前の西銘啓史郎議員の御質問にお答えしたいと思います。

基地問題についてに関する御質問の中の１(1)のア、話し合いによる解決を求める私の基本的考えについてお答えいたします。

私は、かねてから辺野古新基地建設問題は司法ではなく対話によって解決策を求めていくことが重要と考えております。私は、今後も政府に対し、対話によって解決策を導く民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。

基地問題について、次に１の(1)のカ、沖縄に民主主義はないとする根拠についてお答えいたします。

私は、対話などを通じて国と地方が対等な関係でお互いを尊重し合い、合意を形成するルールを構築するなど、地方の意思が十分に反映されるような統治・政治システムを有することが、成熟した民主主義国家としての本来の姿であると考えております。辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設を求めるという県民の民意は、今回の知事選挙で、私が辺野古新基地建設反対を訴え、これまでに行われた知事選挙で過去最多得票を得たことでも改めて示されております。私は、このような民意を顧みず、埋立工事を強行する政府のやり方は、成熟した民主主義国家としての姿とは言えないものと考えております。

次に(1)のキ、訪米の目的、訪問先、成果についてお答えいたします。

私が、辺野古に新基地をつくらせないことを公約に掲げ、沖縄県知事選挙において過去最多得票で当選したこと、沖縄の過重な米軍基地負担の現状などについてを説明し、対話を通して基地問題の解決について理解と協力を米側に求める必要があると考え、11月11日から16日まで訪米いたしました。今回の訪米では、ニューヨーク大学での講演、政府関係者・連邦議会議員等との面談、県系人との交流、メディア取材への対応などを実施いたしました。ニューヨークでは中満国連事務次長との面談を初め、ワシントンＤＣでは、国務省・国防総省、連邦議会調査局、ヒロノ上院議員、プライス下院議員、その他有識者の方々との面談などを行いました。今回、滞在は実質４日間という非常に短い日程ではありましたが、沖縄の実情の発信ができたこと等、実りのある、次につながる訪米行動であったと認識しております。

次に、陸上交通網の整備についてに関する御質問の中の５の(1)、鉄軌道のルート案と経済団体会議からの要請についてお答えいたします。

沖縄鉄軌道の計画案については、沖縄県経済団体会議から、平成30年４月に将来を見据えた大局的見地からルートを選定すること等の要請を受けました。沖

縄県は、これらの要請や検討委員会における検討結果、多くの県民意見等を踏まえ、去る５月に沖縄鉄軌道の構想段階における計画書を策定したものであります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　基地問題についての御質問の中の(1)のイ、官房副長官との協議についての御質問にお答えいたします。

私は、11月９日から28日までの間４回にわたって、杉田官房副長官との協議を行いました。非公開での１対１の協議により、胸襟を開いて、お互いの考え方を確認することができたほか、県の考え方もしっかりと伝えることができたと考えております。こうした協議により、お互いに隔たりのある難しい問題の解決の糸口をつかみたいと考えております。杉田官房副長官とも話し合いは重要であるとの認識は共有しておりますので、今後も政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。

同じく１の(1)のク、鳩山元首相の発言に県民が感謝していると発言したことについての御質問にお答えいたします。

私は、去る10月30日の野党合同ヒアリングにおいて、辺野古新基地建設問題に係る経緯について説明する中で、当時の鳩山総理が最低でも県外と発言したことについて、多くの県民が喜んだという話をいたしました。当時の県民感情は県内移設を我慢しなければならないとの思いでありましたが、鳩山元総理の発言が、県内移設を我慢する必要はなく、県外移設を主張してもいいのだというふうに県民意識を覚醒させ、そのことがその後の仲井眞元知事の県外移設の公約や建白書、オール沖縄体制の構築につながったものと考えております。当時の県内世論もおおむね鳩山元総理の発言を歓迎していたものと理解しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、基地問題についての(1)ウ、普天間飛行場５年以内運用停止についてお答えします。

５年以内運用停止は、普天間飛行場の危険性除去が喫緊の課題であり、極めて重要であるとの認識のもと、平成25年の沖縄政策協議会で求めたものであります。政府においては、同飛行場の危険性を放置し、安倍総理のできることは全て行うとの当初の約束をないがしろにすることなく、５年以内運用停止に向け最大限努力していただきたいと考えております。

県としては、引き続き普天間飛行場負担軽減推進会議の早期開催を求め、宜野湾市と連携し、同飛行場の早期閉鎖・返還及び５年以内運用停止を含む危険性の除去を政府に対し、強く求めてまいります。

次に１の(1)のエ、承認取り消し以外の知事権限についてお答えします。

沖縄県としましては、国土交通大臣の行った執行停止決定は違法であり、去る平成30年８月31日に県が行った承認取り消しにより、埋立承認の効力は失われているものと考えております。執行停止決定に基づき工事を進めるとしても、国が自由に工事を行えるわけではなく、埋立承認に付した留意事項に基づく事前協議が調う前に工事を行うことはできないほか、沖縄県漁業調整規則に基づくサンゴ類の特別採捕許可など、知事からさまざまな許可を得る必要があります。

次に１の(1)のオ、県民投票を行う必要性についてお答えします。

普天間飛行場の代替施設建設のための辺野古埋め立てに反対という県民の民意は、これまでの一連の選挙においても示され続けてきたものと理解しております。一方で、過去に政府首脳から、選挙はさまざまな施策で各候補の主張が行われた結果であるとの発言もありました。今回の県民投票は、地方自治法に基づく県民からの直接請求により制定された条例に基づき、辺野古の埋め立ての賛否を明確に問うものであり、県民一人一人がその意思を示すことは、意義があるものと考えております。

次に１の(2)のアの(ｱ)、ドイツ・イタリアの地位協定と日米地位協定の違いについてお答えします。

県では、ドイツ・イタリアにおいて、米軍への国内法の適用や基地の管理権など４項目について日本との違いを調査しました。その結果、両国ともに、地位協定の改定や新たな協定の締結を実現し、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで、米軍の活動をコントロールしていることなどが把握できましたが、今回の調査範囲においては、日本が優位な点は確認できませんでした。政府においては、日米地位協定の改定ではなく、運用の改善によって対応することとしており、外務省の資料では、刑事裁判手続や飛行場における騒音規制措置など31項目の改善例が示されております。

次に１の(2)のアの(ｲ)、調査結果の活用についてお答えします。

県としましては、他国地位協定調査を実施することにより、日米地位協定の問題点をさらに明確化し、パンフレットなど一般国民にもわかりやすい形で示すことで、同協定の見直しの必要性に対する理解を広げ、国民的議論を喚起したいと考えております。また、全国知事会、渉外知事会、軍転協や各政党等とも連携を深め、抜本的な見直しの実現につなげてまいりたいと考えております。

次に１の(2)のイ、沖縄の米軍専用施設の推移についてお答えします。

沖縄の米軍専用施設は、復帰前の昭和46年の施設数は明らかではありませんが、面積は２万9294.5ヘクタール、復帰時の昭和47年は、83施設で２万7892.5ヘクタールとなり、平成30年３月現在では、31施設で１万8496.1ヘクタールとなっております。施設数については、復帰時の昭和47年と比較すると52施設減少しております。面積については、復帰前の昭和46年と比較すると１万798.4ヘクタール、復帰時の昭和47年と比較すると9396.4ヘクタール減少しております。

次に１の(2)のウ、基地の全国に占める割合と民有地の割合についてお答えします。

沖縄防衛局によりますと、平成29年３月末時点で、本県の専用及び一時使用施設を合わせた米軍基地施設数の全国に占める割合は約25.0％、本県の米軍基地面積の全国に占める割合は約19.2％となっております。また、平成29年３月末時点で、本県の自衛隊基地施設数の全国に占める割合は約1.9％、本県の自衛隊基地面積の全国に占める割合は約0.6％となっております。さらに、平成29年３月末時点で、県内の基地における民有地の割合は、米軍基地が約39.5％、自衛隊基地が約65.2％となっております。

次に４、県内社会資本の整備についての(1)ア、災害に強い県土づくり関連施策の全般についてお答えします。

沖縄21世紀ビジョン実施計画で展開している災害に強い県土づくりと防災対策の強化については、３つの施策に分かれております。その内訳は、①、消防防災体制及び危機管理体制の強化として、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク高度化事業など11の取り組み、②、輸送手段及び避難地等の確保として、避難地としての都市公園整備や無電柱化推進事業など10の取り組み、③、生活基盤等の防災・減災対策として、公立小中学校施設整備事業や公営住宅整備事業など28の取り組みとなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、基地問題についての御質問の(3)のア、基地が経済発展の阻害要因であることについての御質問にお答えいたします。

沖縄の米軍基地は、特に人口が集中する中南部都市圏において、市町村面積の相当の割合を占めるなど、市街地を分断する形で存在し、計画的な都市づくりや交通体系の整備、産業基盤の整備などの経済活動の制約となっております。一方、現在の基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっており、今後、基地返還及び跡地利用が進めば、さらなる飛躍的な発展が期待できると考えております。このような意味において、基地の存在は沖縄の経済的な発展可能性を制約してきたものと考えております。

次に同じく１の(3)の軍関係受け取り及び軍用地料について、１の(3)のイと１の(3)のウは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

軍関係受け取りの復帰時、昭和47年度における額は777億円で、直近の平成27年度は2305億円となっております。県民総所得に占める軍関係受け取りの割合は復帰時の15.5％から、平成27年度は5.3％となっており、その比重は低下しております。次に、軍用地料（自衛隊分を除く）の復帰時における額は123億1500万円で、平成27年度は847億9800万円となっております。

次に１の(3)のエ、軍用地料と自衛隊関係についての御質問にお答えいたします。

県民経済計算において、在沖米軍基地が県経済にとりまして取引主体となる一面を有していることから、参考として軍関係受け取りの推計を行っており、軍用地料には自衛隊基地の賃借料は含んでおりません。なお、沖縄防衛局の資料によると、自衛隊基地の賃借料は、平成28年度で129億4500万円となっております。

次に５の陸上交通網の整備についての５の(2)と(3)、鉄軌道導入に向けての国への働きかけについて、２つは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

鉄軌道は、県民及び観光客の移動利便性を向上させるとともに、沖縄県全体の生産性を高める重要な社会基盤であり、沖縄振興に大きく寄与するものと考えております。今後は、国の調査において示されている費用便益分析等の諸課題について、事業の実現に向けた検討を行い、公設民営型の上下分離方式を可能とする特例制度の創設等、早期の事業化を国に働きかけると

ともに、骨太の方針等に鉄軌道に関する記述が盛り込まれるよう引き続き要望してまいります。

次に５の(4)、県の陸上交通体系構築の基本方向についての御質問にお答えいたします。

県は、総合的な交通体系のビジョンを示した沖縄県総合交通体系基本計画の目標として、強くしなやかな自立型経済の構築を支える交通体系及び沖縄らしい優しい社会を支える交通体系の確立を掲げ、各種の施策を実施しているところです。このうち、陸上交通については、公共交通への利用転換を促す施策として、次年度からの定時速達性が高く多頻度運行の基幹バス導入に向けて取り組んでおります。また、長期的には、骨格軸となる鉄軌道とバス等のフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、まちづくりの主体である市町村等との協働により取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２の観光振興についての御質問の中の(1)、県の掲げる目標値の達成見込みとその戦略についてにお答えいたします。

沖縄観光は、入域観光客数及び観光収入が順調に増加しているものの、１人当たりの消費額や滞在日数につきましては、伸び悩んでいる状況にあり、目標の達成に向けて、さらなる取り組みの強化が必要であります。そのため県では、欧米等長期滞在が期待できる市場の開拓や離島を含む広域観光周遊ルートの形成、ＭＩＣＥやリゾートウエディング、スポーツツーリズム等付加価値の高い観光を推進するほか、観光２次交通の対策、観光従事者の育成･確保等、世界水準の観光･リゾート地の形成に向けた受け入れ体制の構築に取り組んでおります。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、目標達成に向けて各種施策を積極的に展開してまいります。

同じく２の(2)、観光目的税導入に向けた課題と対応についての御質問にお答えいたします。

観光目的税の導入に当たっては、必要性や活用方法等について十分な検討を行うとともに、観光関係者や観光客、県民の理解を得ることが重要であると考えております。このため県では、有識者及び観光関連団体等で構成する観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会を設置し、関係者の理解が得られる制度設計となるよう、課税対象、徴収方法、使途等について検討していただいているところであります。

県としては、今年度末に予定されている同委員会の提言を踏まえ、法定外目的税の詳細を定めることとしており、早期に導入できるよう取り組んでまいります。

同じく２の(3)、観光業の人手不足の理由と背景についての御質問にお答えいたします。

平成29年度沖縄県労働環境実態調査報告書によると、従業員の過不足感について、「不足している」との回答が全体で39.5％に上り、「宿泊業、飲食サービス業」については36.5％の回答となっております。

県としては、雇用情勢の着実な改善等を背景に、宿泊業、飲食サービス業のみならず、さまざまな業種において、従業員の不足感が高まっているものと認識しております。人手不足の要因としては、地域間や職種間、労働条件等のミスマッチが考えられます。また、入域観光客数の急激な増加に伴う、観光関連事業者における人手不足は沖縄観光の新たな課題と認識しており、その課題解決に取り組んでまいります。

同じく２の(4)、観光産業における人材育成・確保に向けての基本的な考え方についての御質問にお答えします。

国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材の育成・確保に向けて、観光従事者の雇用環境の改善は重要な課題と認識しております。そのため県では、観光関連団体との意見交換等を踏まえ、外国人学生等向けの就職相談会を実施するなど人材確保の支援に取り組んでおります。また、雇用環境の改善に向けては、経営者向けのセミナーや中核人材を対象とした集合型研修等の実施により、観光産業の従業員にとって働きがいのある職場づくりを促進しております。

県としましては、引き続き観光産業の実態把握に努めるとともに、観光業界の課題解決に取り組んでまいります。

同じく２の(5)のアの(ｱ)、クルーズ船の経済効果及び那覇港新埠頭地区での受け入れ課題とその対応についての御質問にお答えいたします。

クルーズ船の寄港による経済効果は、クルーズ客１人当たりの消費額２万9861円に、平成29年度の海路による外国人観光客99万2500人を乗じた場合、観光消費額は296億3700万円となっております。

県としては、今後、クルーズによる経済効果をさらに高めるため、県内における魅力的なツアーをふやすとともに、前後泊を伴うフライ＆クルーズの推進等に取り組んでいきたいと考えております。また、那覇港

新港埠頭地区においては旅客ターミナルがなく、ＣＩＱ対応やクルーズ客への観光案内のサービスが十分でないため、今後改善に向け関係機関で協議していきたいと考えております。

次に３、県内産業の振興についての御質問の中の(8)、文化資源やスポーツの産業化と成果目標についてにお答えいたします。

県では、伝統芸能や空手等の世界に誇るすぐれた文化資源を活用した舞台公演などを行う文化関係団体を支援することで、文化コンテンツの創造につなげ、産業化を目指すこととしております。こうした取り組みの成果指標の一つに、観光客が文化活動を体験した割合を設定しており、平成29年度は11.8％となっております。スポーツにつきましては、観光やものづくりなどの既存産業と密接にかかわっていることから、新産業の創出に向けて有望な地域資源であると考えております。県では、これまで22事業者に対しモデル事業を実施したところであり、成果目標である32事業者への支援に向けこれまでの事業検証も踏まえ取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、観光振興についての御質問のうち(5)アの(ｲ)、那覇港新港埠頭地区におけるクルーズ船受け入れの課題等についてお答えいたします。

那覇港新港埠頭地区の９号・10号岸壁におけるクルーズ船の受け入れについては、平成30年４月より、岸壁内にタクシー待機場を確保したことから、乗客の利便性が向上しているとのことであります。しかしながら、タクシー利用者が多い場合には、入構ゲートが混雑することから、那覇港管理組合としては、入構ゲートの混雑をできるだけ緩和するため、関係機関と調整しながら対応策について検討を行っているとのことであります。

次に２の(5)のイ、第２クルーズバースの課題等についてお答えいたします。

那覇港管理組合は、クルーズ船寄港の増加と急速な大型化などに対応するため、平成28年度に第２クルーズバースを港湾計画に位置づけております。当該岸壁は物流ゾーンと近接しており、大型クルーズ船の寄港が増加した場合の臨港道路の渋滞対策が課題となっております。また、今後の需要については、平成26年度に那覇港管理組合において推計を行っており、将来の入港隻数を平成30年代後半で約250隻としております。しかしながら、現時点で平成31年のクルーズ船の入港隻数が300回以上を予定していることから、現在改めて需要予測を行っているとのことであります。

次に４、県内社会資本の整備についての御質問のうち(1)のイ、密集市街地における対策についてお答えいたします。

本県の既成市街地には、戦後無秩序に形成された密集市街地があり、道路が狭く都市基盤が未整備など防災上の課題があります。これまで、市町村を中心に市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路整備事業等により、密集市街地の改善に取り組んできたところであります。また、県が策定する都市計画区域マスタープランにおいては、関係市町村と協議の上で、密集市街地改善に向けた基本的な方針を示しております。

県としては、市町村の要望を踏まえて、引き続き密集市街地の解消を積極的に支援していきたいと考えております。

次に４の(2)、社会資本整備等の所要額の確保についてお答えいたします。

土木建築部の平成30年度沖縄振興公共投資交付金は、昨年度と比較して約53億円の減となっております。一方、補助金事業や分任工事は増となっており、平成30年度の社会資本整備事業等の予算総額は、昨年度とほぼ同水準は確保できているものと考えております。さらに次年度予算を前倒しして発注できるゼロ県債の活用により約65億円の債務負担行為を設定する予定であり、公共工事の平準化に取り組むとともに、社会資本整備等の所要額の確保に努めているところであります。

次に４の(3)のウ、下水道施設の現状と耐震化等についてお答えいたします。

県流域下水道については、供用開始から約50年が経過し、老朽化に伴う施設の改築更新を実施しているところであります。施設耐震化の状況については、管渠耐震化率が38.7％となっており、処理場施設については、４施設のうち１施設は耐震性能を有しております。また、市町村公共下水道の管渠耐震化率は48.7％となっており、処理場施設については15施設のうち３施設は耐震性能を有しております。今後とも下水道施設の耐震化については、改築更新とあわせた整備を進め、施設の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に４の(4)、建設技術者不足の現状と取り組みについてお答えいたします。

沖縄労働局によると、平成30年９月の県内におけ

る建築・土木・測量技術者の新規求人倍率は3.85倍となっており、人手不足の状況にあります。県は技術者不足の対策として技術者の兼任要件の緩和や余裕期間の設定など、配置技術者の要件を緩和し、また、週休２日工事やＩＣＴ活用工事の推進、社会保険加入の徹底等による建設業の働き方改革の推進を図るとともに、建設現場体験親子バスツアーや、おきなわ建設フェスタへの出展、建設業に特化した合同企業説明会開催への協力など、建設業界の魅力発信に取り組んでいるところであります。

次に４の(5)、国直轄事業の県内企業優先発注等についてお答えいたします。

県では毎年沖縄総合事務局及び沖縄防衛局に対し、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、県内建設業者への受注拡大、県内中小企業者への受注機会の確保及び建設資材等県産品の優先使用等を要請しております。また、米軍発注工事に関しても、毎年、関係機関に対し、県内建設業者の受注機会の拡大を図るため、可能な限りの分離・分割発注とボンド率の軽減を要請しております。

次に４の(6)、県の住宅整備計画についてお答えいたします。

平成30年３月末の本県の公営住宅の管理戸数は県営住宅が１万7010戸、市町村営住宅が１万2768戸、合計２万9778戸となっております。沖縄県住生活基本計画においては、公営住宅の新規及び増戸の供給目標量として、平成28年度から平成37年度までに県と市町村合わせて904戸の整備を計画しており、平成29年度末現在で81戸建設しております。今後の整備方針については、県営住宅においては老朽化に伴う建てかえの際に１割程度増戸するとともに、市町村とも連携しながら供給戸数をふやしていくこととしております。

次に４の(8)、識名トンネル住民訴訟の結果を受けた元職員の救済方法と現職員への影響についてお答えいたします。

識名トンネル工事契約に係る住民訴訟については、元職員に対する賠償の請求及び命令を行うことを知事に命じる判決が確定しております。地方自治法では、判決後は、賠償の請求及び命令、これらに続く訴訟の提起が規定されており、同法に沿った手続を進めることとしております。また、土木建築部としては、契約変更手続の整備や予算執行過程のチェックの厳格化等の再発防止策を講じることにより、職員が萎縮することなく業務に従事することのできる体制づくりに取り組んでいるところであります。

次に４の(9)、免震・制振装置の検査データ改ざん問題の本県の状況についてお答えいたします。

国土交通省及び免震・制振装置出荷事業者の公表によると、検査データの改ざんが行われた、または行われた疑いのある免震・制振用オイルダンパーが県内で使用された建築物は合計４件で、県有施設は含まれておりません。このうち、市町村庁舎２件については施設所有者からの了解のもと、事業者から施設名が公表されております。未公表の２件については、所有者の了解が得られていないことから、具体的な用途等の公表は差し控えるべきと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、観光振興についての御質問の中の(6)、民泊の届け出状況及び取り締まりについての御質問にお答えします。

平成30年11月16日時点における住宅宿泊事業法に基づく県内の届け出件数は、612件となっております。違法民泊の取り締まりにつきましては、観光庁とともに住宅宿泊仲介業者の取扱物件に関する調査を行っているほか、違法施設が確認された場合には、保健所による調査・指導を行うなど、適切に対応したいと考えております。

次に、４の県内社会資本の整備についての御質問の中の(3)のイ、上水道施設の現状と耐震化についてお答えします。

本県の水道施設は、国の３次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画等に基づく整備が進められた結果、水道普及率は平成15年度には100％を達成しており、全国と比べて高い水準となっております。しかしながら、多くの施設が本土復帰後に整備されているため老朽化が進行していること、また、近年国内で頻発している自然災害に備える必要があることから、新たな管路の新設や老朽管の更新に当たっては、耐震性を有する耐震管を敷設するよう市町村等に対し指導しているところであります。

次に、６の地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(2)、北部地域の医師不足についてお答えします。

医師につきましては、全国的に都市部での勤務を選好する傾向があり、地方では医師の確保が難しい状況となっております。特に産婦人科につきましては、勤務時間が長いこと及び患者とのトラブル等が発生しやすいことなどから、志望する医師が少なく、全国的にも医師の確保が難しい状況となっております。北部地

域の医師不足につきましては、このような全国的な状況が影響しているものと考えております。

次に、(3)の外国人の医療保険の不正利用についてお答えします。

県は、平成29年３月に市町村等の協力を得て国保に加入した外国人の平成27年11月から平成28年10月までの医療給付に係る実態調査を行ったところ、県内において不正加入による医療給付が確認された事案はありませんでした。また、平成30年１月から５月までの状況を調査したところ、県内において外国人による国保の不正利用が疑われる事案の報告はなく、損害は生じていないものと考えております。なお、全国健康保険協会沖縄支部に対し県内の利用実態について聴取したところ、把握していないとのことでありました。

次に、(5)の受動喫煙対策の周知、指導についてお答えします。

県としましては、改正法が全面施行となる平成32年４月に向けて、市町村や各事業者団体と連携し、ポスター、リーフレットを活用した広報・啓発を行うとともに、各団体が開催する会議等において法制度の周知を行っていきたいと考えております。また、法の適正な運用を図るため、事業所等からの相談に応じ、必要な助言、指導を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３、県内産業の振興についての(1)、県内小規模事業者の振興・育成についてにお答えいたします。

沖縄県の自立型経済の構築を図るためには、域内経済を活性化させることにより、地域経済全体が安定的に発展する好循環を実現することが重要であると考えております。そのため、県におきましては、県内事業者の99％を占める中小企業・小規模事業者の振興・育成に向け、経営革新の促進や経営基盤の強化、資金調達の円滑化等、さまざまな施策を総合的に展開しているところであります。今後とも、商工会や商工会議所等の関係機関と連携して、ＩＴ導入や設備投資等による生産性の向上を初め、創業や事業承継の促進など、県内中小企業・小規模事業者等に対する支援を強化してまいります。

次に、同じく(2)及び(3)の小規模事業経営支援事業費補助金の状況及び人件費の基礎的経費の位置づけについてにお答えいたします。３の(2)と３の(3)は関連しますので一括してお答えいたします。

同補助金は、県内中小企業の大部分を占める小規模事業者を対象として、経営改善普及事業等を行う商工会等の人件費及び事業費について、県単独予算で補助を行っているものであります。また、平成26年の小規模事業者支援法の改正により、商工会等においては、事業計画の策定支援など各事業者に密着した伴走型の支援体制が求められ、その役割はより一層重要なものとなっておりますが、昨今の人件費上昇に圧迫され、同補助金の他の事業費の縮小が続いております。一方、九州各県においては、事業実施に不可欠な人件費等については、基礎的経費として所要額が措置されております。本県においても、必要不可欠と認められる商工会等の人件費については、基礎的経費として位置づけ、所要額を確保できるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、同じく(4)の事業継続計画策定に係る県の調査指導の必要性についてにお答えいたします。

現在、国におきましては、中小企業の災害対応の強化に関する研究会を設置し、事業継続計画策定の取り組みの普及等に向けた検討が行われているところであります。県としましても、これらの検討状況を踏まえながら、国を初め商工会等の関係機関と連携して、県内事業者に対する事業継続計画策定の普及促進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に同じく(5)、働き方改革関連法の影響と県の対応についてにお答えいたします。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成30年７月に公布され、時間外労働の上限規制の導入や同一労働同一賃金に関する規定等については、平成31年４月以降順次施行されることとなっております。県では、セミナーの開催など周知啓発に取り組むとともに、県内中小企業の取り組みを支援するため、沖縄労働局等とともに、政労使で構成する沖縄県働き方改革・生産性向上推進協議会を立ち上げることとし、現在、調整を行っているところであります。引き続き関係機関と連携しながら、県内企業への取り組みを支援してまいりたいと考えております。

同じく(6)、情報通信関連企業の立地企業数、雇用者数、売上高についてにお答えいたします。

県が実施した情報通信関連企業雇用状況等調査によると、平成29年１月１日現在で、県外や国外から立地した企業は427社、雇用者数は２万8045人、情報通信関連産業の売上高は約4283億円となっております。沖縄21世紀ビジョン基本計画の基準年である平成24年１月１日現在の調査と比較すると、５年間で立地企業数が237社から約1.8倍、雇用者数が２万

1758人から約1.3倍、売上高が3482億円から約1.2倍と着実に増加しております。

続いて、同じく(7)のバイオ関連分野の研究等の進捗状況及び県経済の振興・発展への位置づけについてにお答えいたします。

本県は、バイオベンチャー企業の育成を支援するため、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターなどのインキュベート施設を整備しており、県内のバイオ関連企業数は、平成12年度の10社から平成29年度には57社に増加しております。また、再生医療の事業化に向けた研究開発への支援に取り組んでおり、再生医療拠点の中核となる細胞培養加工施設の整備を進めております。バイオ関連産業は、21世紀ビジョン基本計画において今後成長が見込まれる分野として位置づけられており、また、沖縄県アジア経済戦略構想においても、先端医療・健康・バイオ産業を産業成長戦略の一つとして位置づけております。

同じく(9)の経済金融特区での企業集積や金融人材の育成・確保についてにお答えいたします。

県では、企業誘致セミナーや県外事務所における企業訪問等において、経済金融特区制度の周知を図りながら、企業集積を促進しております。また、学生と特区内企業との就職マッチング会や資格取得のための講座を開催するなど、人材の育成・確保に取り組んでおります。2021年度までの金融関連企業数及び雇用者数の目標値30社、770人に対し、本年10月現在の実績は17社、510人で、達成率はそれぞれ57％、66％となっておりますが、特区制度の適用件数や適用額は増加傾向にあり、企業誘致インセンティブとしての効果も出始めていることから、引き続き特区制度を活用した企業集積や人材の育成･確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　４、県内社会資本の整備についての御質問の中の(3)ア、水道施設の現状と耐震化の推進等についてお答えをいたします。

企業局では、生活基盤の充実強化及び防災・減災対策としまして、老朽化した水道施設の計画的な更新、耐震化等を推進しております。平成29年度末において、想定される最大規模の地震に対して耐震性を有する管路は、全体の42.5％となっております。また、浄水場は38.7％、ポンプ所は63.5％、配水池は87.5％となっております。今後も予算確保に努めるとともに、計画的な更新、耐震化等を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　４、県内社会資本の整備についての御質問の中の(7)、倉敷環境関連会社に産業廃棄物処分業の許可を出した理由と今後の指導方針についてお答えします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業者から提出された許可申請が法令に定める基準等に適合している場合、知事は申請を必ず許可しなければならないものとされております。倉敷環境関連会社から提出された申請については、審査した結果、法令に定める基準に適合していることから、許可したものであります。なお、ごみ山の改善については、当該関連会社及び株式会社倉敷環境が協力して改善を進めることとしており、現在、改善計画の策定作業を行っているところであります。

県としましては、改善計画の内容を確認し、地元自治会、沖縄市と調整の上、適切に改善が進むよう、指導等を強化してまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　６、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の、県立病院における産婦人科及び小児科の医師の配置状況についての御質問にお答えします。

平成30年11月１日現在、県立病院の産婦人科医師については、北部病院２名、中部病院10名、南部医療センター・こども医療センター11名、宮古病院３名、八重山病院４名を配置しておりますが、北部病院で２名、中部病院及び南部医療センター・こども医療センター、宮古病院において、それぞれ１名不足しております。小児科医師については、北部病院６名、中部病院12名、南部医療センター・こども医療センター26名、宮古病院５名、八重山病院５名を配置し、北部病院を除く４病院でそれぞれ１名不足となっております。

次に(7)イ、病院事業局における障害者雇用の現状と改善策についての御質問にお答えします。

病院事業局では、厚生労働省の依頼により、平成29年６月１日時点の障害者雇用状況を点検したところ、障害者数は29人から12人に、障害者雇用率は3.10％から0.55％に減少しました。その要因は、算定外としていた非常勤職員を含める旨の国の通達を受け調査対象職員数がふえたこと、障害者手帳等を確認していない職員を除いたことによります。今後、非常勤

職員を含め職員の業務内容を整理し、障害の特性に応じ、障害者が活躍できる環境を整備し、障害者を雇用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　６、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の(4)、海外からの介護人材の受け入れについてお答えいたします。

外国人介護人材の受け入れについては、現在、経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の受け入れ、介護福祉士資格取得者を対象とする在留資格「介護」及び介護職種の技能実習の３つの制度があります。県においては、経済連携協定に基づき外国人介護福祉士候補者を受け入れている介護施設に対して、日本語の学習に要する経費等を補助しているほか、介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に対して修学資金の貸し付けを行っております。

県としましては、各制度の趣旨に沿って適切な対応ができるよう国の動向を注視するとともに、介護現場におけるニーズを踏まえながら、外国人介護人材の円滑な受け入れに努めてまいります。

同じく６の(6)、障害者社会参加支援施設の調査結果等についてお答えいたします。

障害者が地域社会の一員として生き生きと暮らせるよう、スポーツ等に積極的に参加するための環境整備が重要であります。

県では、平成29年度にその拠点となる障害者社会参加支援施設に関して、必要な機能、立地等について、障害者関係団体にアンケート調査を実施し、体育館、研修室等の機能が必要であること、交通の便がよいこと、障害者の利用を優先させること等のニーズを把握したところです。今後、調査で明らかになった課題等を整理し、関係団体と意見交換を重ね、障害者の社会参加支援に向けた環境整備に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　６の地域福祉・医療の充実強化についての御質問で(7)のア、障害者雇用の現状と改善策についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成29年６月１日現在の障害者任免状況について、障害者数221.5人、雇用率2.26％と報告しておりましたが、本年９月、厚生労働省からの依頼を受け再点検したところ、障害者数150人、雇用率1.40％となり、法定雇用率を下回る状況となっております。これは、これまでプライバシーや心情に配慮し、障害者手帳等の提出を求めておりませんでしたが、厚生労働省の通知を踏まえ、障害者手帳等の提出を求めたところ、協力を得られなかった職員がいたことや、臨時的任用職員等も対象とするという厚生労働省の見解が示されたことによるものであります。

県教育委員会としましては、今後、対象者が申告しやすい環境の醸成に努めるとともに、計画的に障害者を雇用し、法定雇用率の達成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

〔西銘啓史郎君登壇〕

○西銘　啓史郎君　知事並びに執行部の皆さん、御答弁ありがとうございました。

幾つか再質問、それから提言もさせてもらいたいと思います。

まず初めに、１、基地問題についての(1)のキ、知事訪米の詳細と成果についての中で、まず私が冒頭所見で申し上げました知事の行動の優先度についてであります。

知事は、政権政党の所属国会議員としての経験もございます。予算の成立過程や政権政党への要請の重要性は十分認識していらっしゃると思います。そんな中で、訪米期間中には自民党の沖縄振興調査会、美ら島議員連盟が開催されていましたが、知事はそこを欠席し訪米を優先されました。訪米を優先した理由はなぜでしょうか。お答え願います。

それと、今回の訪米、スーパーチューズデー、中間選挙の直後に、相手方も恐らく多忙だと推察できるんですが、あえてその時期に訪米を急いだ理由、これ２点目としてお聞かせください。

それから次に、執行部から資料をいただきましたけれども、訪米のメンバー、費用についてお伺いします。

今回、訪米に同行した秘書、特別秘書とお伺いしております。特別秘書が同行した理由をお答えください。

それから特別秘書の職務内容、規程及び任期、任命権者は誰なのかお答えください。

それと出張経費についてですけれども、宿泊料、食卓料とありますが、執行部に確認しましたら今回は宿泊料のみと答えていますが、その総額をお答えくださ

い。

それから続いて、今回いろんなアポイントをワシントン駐在事務所、またはワシントンコア社というところがおとりになっているようですが、知事はワシントンコア社との業務委託契約の概要を御存じなのか、これを把握されているのかお答えください。

それからワシントン事務所の必要性について、今回ワシントン事務所にもお邪魔したと思いますが、ワシントン事務所の必要性について知事の見解を伺います。

それから(2)、基地負担の軽減についてでありますけれども、先ほど御答弁いただきました。今、我々県民は、県の執行部の答弁にもありますように、0.6%に専用施設面積70%という数字が、もう県民の中にも大分頭に入っていると思います。ただ知事が今回訪米のときにお邪魔した連邦議会調査局、そこがレポートの中では、残念ながら１％未満の土地に25%の施設というふうに答えているわけです。これは、翁長知事が４回訪米して、全て0.6%・70%と常に御説明しているにもかかわらず、連邦調査局の数字、報告には25%、要は専用施設だけではなく共用施設も含んだ数字がアメリカの議会の中ではレポートされているということを御存じかどうか確認します。

それとやはりこういったところは、先ほどの答弁でもありましたけれども、復帰時、それから復帰直前、どんどん面積的には減ってきている。パーセンテージでいうと約48%ほどが恐らく復帰直前と比較しても、軍用施設――面積ですね――が減ってきていると、面積が。そういった事実関係もやはり県民に私は知らせるべきだと思います。そういったことの考えについてもお答えください。

それから(3)、基地関係収入、軍用地料、県はもうパーセンテージでいうと当初15%あったのが今は５%しかないと。もういかにも軍関係受け取りが少ないような話をしますけれども、先ほど答弁ございました。復帰時は、軍用地料だけで言っても123億円、これが直近では848億円と。用地面積は50%減っているにもかかわらず、約50%減っているのに軍用地料は７倍ということは、もう単価がすごく上がっていると。私が非常に気になるのが、この軍用地が一坪地主も含めて投機的な対象になっていることは非常に懸念をいたしております。いずれにしても、関係収入、復帰時から15%から５%という表現も、実際には比率は下がっても収入額、全体でいうと777億から2305億円と約３倍になっているということも事実として県民にはしっかり伝えるべきであると考えます。これは提言であります。

それから、県内産業の振興についてでありますけれども、先ほど商工労働部長から答弁がありました。努力をしていきたいというお話がありました。今回、県商工連合会の関連ですけれども、商工連合会会長名での要望書が県知事並びに議長宛てに提出されたと思います。私どももこの要請を受けとめて説明をお聞きしました。やはり県内の経済を支える中小企業、この方々がどれだけ自力をつけて県の経済に貢献するか、これ非常に大事だと思っております。もちろん商工労働部としては県外の企業を誘致して、そこで雇用を生み、県内の経済にも効果を出すことも大事ですけれども、私も委員会で常に申し上げているとおり、やはり地元の企業の体力をつけること、地元の企業を育成することは私はとっても大事なことだと考えております。先ほど答弁ございましたように、努力をするという商工労働部長のお話でしたけれども、やはりこの要請にあるように、人件費が実際にこの中に、困らないように、しっかり見てもらいたいと思います。

それとこれについて質問ですけれども、沖縄県の経営指導員数の数と会員数の比較、商工会数、それから経営指導員数――総会員数ですね――１人当たりの会員数、全国比率も含めて御答弁をお願いしたいと思います。

それから、陸上交通網の整備についてでありますが、先ほど鉄軌道やいろんな話がありました。今、実はこれは観光関連産業でも話題になっているんですけれども、モノレールの混雑、これを文化観光スポーツ部長も把握されていると思いますが、やはり増便であったり、または車両の改編であったり、いろんなことが重要になってくると思います。これも観光公害ということがいろいろ話題になっていますが、ぜひこの辺についても、県としてどのように、もちろん民間会社の対応でありますけれども、どのように考えているかをお答えいただきたいと思います。

後ほどまた再々質問させてもらいたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時15分休憩

午後２時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　西銘啓史郎議員の再質問のうち、私からは、この時期の訪米中、訪米を急いだ理由、その行動の優先度等についてお答えさせていただきたいと思います。

私は、この時期に行った理由は、何よりも９月に、これまでにない最多得票で当選をした私が直接アメリカに出向いていって、できるだけ早い時期に沖縄の現状や私の考え方などについて、政府関係者との面談、あるいは現地の国民・市民の皆さんへ講演をさせていただき、辺野古に新基地をつくらせないことを掲げ過去最多得票で当選したことや、沖縄の過重な基地負担の現状などについて、対話を通して沖縄の米軍基地問題の解決について理解を、協力を求めたいと思っておりましたので、議会の前のこの期間しかないということを選びまして、11月中旬に日にちをセッティングさせていただいた次第です。

また、御質問のありました中間選挙の直後であったので、なぜその時期なのかということではありますが、私は今回は経済中心、文化の中心であり、多様性にあふれている都市ニューヨークでの講演、そして軍縮担当でもあります国連事務次長の中満泉さんとの面談も大変重要であるというふうに考えておりました。中満泉国連事務次長へは、平和と経済は車の両輪であり、将来的には国連の活動ともつながる平和に貢献できる取り組みをやっていきたいということを申し上げました。世界の恒久平和の創造に貢献するために沖縄平和賞を設けているなどのお話を含めながら、沖縄における基地問題についての現状を御報告させていただき、中満事務次長からも、また沖縄におけるさまざまな状況について御質問をいただいたということです。

それから、ニューヨーク大学の講演、かいつまんでいいますと、沖縄の民意をおろそかにすることは、安全保障体制をしく日本とアメリカの両国の政府に対して大きな反発を招きかねないということ、日本もアメリカも多様性をより受け入れ、誇るべき民主主義の社会を築き、米軍基地が駐留する地域の民意を尊重すること、多くのアメリカの軍人の皆さんなどが海外に駐留している現状を考えると、アメリカ軍の基地の問題はアメリカの問題と同時に扱われるべきであり、アメリカの民主主義もまた国境を越えるべきであること等々、日本、アメリカ、沖縄における民主主義の捉え方について講演をさせていただき、多くの市民の皆さんにまた質問もいただいたということも御報告いたします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　まず訪米のメンバーについての再質問にお答えいたします。

訪米は全部で９名でございまして、うち２人はワシントン事務所の職員でございます。沖縄から行ったのが７名で、知事、特別秘書、あと私、ほか通訳、事務担当職員となっております。

その中の宿泊料ですが、旅費として534万6189円で、うち宿泊料・食卓料が198万1357円、こちらの中は食卓料の支出はありませんで全て宿泊料になっております。

そして、特別秘書につきまして、任期、任命権者等でございますが、特別秘書の任命権者は知事でございます。業務は知事の秘書業務に関すること、定数は１名で、任期の定めは特に設けておりません。

ワシントンコア社の委託ですが、県では、ワシントン駐在活動事業に係る委託業務につきまして、ワシントンコア社と締結しております。ワシントンコア社は、ワシントンＤＣを本拠に、日英バイリンガルスタッフを備えており、戦略調査・分析とアドバイスを提供することを主な業務としております。沖縄県と契約している平成30年度、沖縄県ワシントン駐在員活動事業委託契約につきましては、契約期間が平成30年４月１日から平成31年３月31日まで、契約額は6808万9065円となっております。

ワシントン駐在の実績と課題でございますが、ワシントン駐在はこれまで５度の知事訪米の対応、米国政府、連邦議会関係者との意見交換を通したネットワークの構築、公聴会やシンポジウム等でのリアルタイムな情報収集、米国シンポジウムの開催、英語版パンフレットの作成など、沖縄の基地問題の解決に向け米国政府等へ働きかけを行っております。今後は、沖縄の基地問題の解決に向け、より一層の理解と協力を求めることが重要と考えております。そのため、ワシントンＤＣ以外での活動にも重点を置き、国連との連携や有識者との連携した会議の開催、連邦議会関係者の沖縄への招聘等に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

そして基地に関する比率、米軍専用施設が70.3％という、あと一時使用施設を合わせたのが25％、それが連邦調査局の資料に掲載されている点については私どもも確認しているところでございます。

復帰から減少してきていることなどについては、私どもの資料でも一応統計資料としては出しているところでございます。

以上でございます。

○西銘　啓史郎君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時28分休憩

午後２時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　ワシントン駐在の実績、まず知事が知っているかでございますが、今回の訪米に先立ちまして、ワシントンコア社の契約内容について私のほうから報告しております。当然知事も把握しているものと考えております。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　再質問の中の、商工会の会員数や指導員数などの全国比率にお答えいたします。

沖縄県の商工会の数ですけれども34、全国が1660、それから指導員数が沖縄県が67、全国が4085、それから総会員数が沖縄県が２万209名、それから全国が81万2371名、それを指導員１人当たりの会員数で示しますと、沖縄県は１人当たり301名、全国が198名、全国を100とした場合の比率としまして、沖縄県は152ということで、全国よりは多くなってございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　西銘議員の再質問、モノレールの混雑への対応についてお答えさせていただきます。

本県を訪れる観光客に十分満足していただくためには、議員から御指摘のありましたモノレールに限らず、２次交通への対応というのは大変重要なことだというふうに認識をしております。バスを含めて混雑を避けるためのさまざまな観点から、現在県といたしましては、対応あるいは取り組みを実施しているところでございますけれども、モノレールにつきましても、現在モノレールのほうから御相談を受けて対応を協議しているところでございます。このような２次交通の混雑が県民の負担にもなって、いわゆる議員の今おっしゃっています観光公害とならないように、今後も引き続き適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

〔西銘啓史郎君登壇〕

○西銘　啓史郎君　再質問への御答弁ありがとうございました。

知事、訪米を優先した理由なんですけれども、私が申し上げたいのは、予算の時期というのは知事御存じですよね、もちろん。非常に大事な時期に知事が訪米される理由が私はよくわからなかったので、この優先度が本当に正しいかどうかというものに疑問を呈したいと思います。

実は、きのうも自民党税調の小委員会が開かれ、我が党から照屋議員がそれに参加をしています。私も秘書時代に自民党の委員会やそういった会合に、委員会にも出ました。相当活発な議論がされ、今回の税制の問題でも、県選出の自民党の議員以外も本当に一生懸命になって沖縄のことを思い、議論をしてくれています。そういう大事なタイミング、またその自民党の沖縄振興調査会での議論も、ぜひ私は知事がこれからの沖縄の予算のためにはみずから足を運び、みずから語り、そして結果を出すということをぜひやっていただきたい。もちろん川満部長が行かれたとか、いろいろ聞いていますけれども、そういうことではなくて、知事みずから行くことが私は大事だと思います。そして結果を残す、先ほど来言いました。行動して交渉して実現をするんだということを強い意思を持ってやってもらいたいと思います。それを我々県民にも見える形でぜひお願いしたいと思います

それから特別秘書についてですが、私は特別秘書の必要性は認める人間であります。ただ気になるのが、現特別秘書は翁長前知事の義理の弟であり、翁長知事が任命をしたと聞いております。本来であれば、知事が辞職、ああいう形で御逝去により知事の職をやめました。と同時に、私は本来は特別秘書も辞職をするのではないかなという気持ちで見ておりました。人事課に確認しましたら、任期はない。ということは、１度任命されると、極端に言うと、知事がかわろうと彼はそういう自分の意思でやめない限りは継続できるというふうに聞きました。

それではなくて、私が知事にお聞きしたいのは、翁長前知事が任命した特別秘書を玉城知事も特別秘書として今お使いになっているということは、玉城知事の意思でこれを任命したというふうに理解してよろしいんでしょうか。再度御答弁をお願いします。

それからもう一つ、先ほどの出張旅費ですけれども、気になることがあります。先ほど池田公室長からは、ワシントン駐在の人たちはニューヨークでの宿泊料だけだと言いました。もらった資料を見ると、14万8000円なんですね、１泊で。２人で29万かかっているんですけれども、どんなホテルに泊まったんですか、ニューヨーク。恐らくこれ１泊です。知事も25万9000円、４泊ですから、１泊６万円ぐらいになるん

ですけれども、単純計算で。別にニューヨークやワシントンが非常に混んでいるということも理解します。私ども会派で行ったときにも１泊３万ぐらいの部屋をとらざるを得ない。それでも郊外でバスで30分ぐらいのところに泊まりました。ということで、私が申し上げたいことは、もちろん日程の関係で近郊がいいということも理解します。しかし、１泊６万を超えるようなホテルに泊まることが、本当に１人１泊６万使っていることが適正なのかどうか答弁をお願いします。

それと、最後に１点、県内企業、先ほども商工会連合会の会長名での要望書、これも恐らく常任委員会やいろんなところで議論されると思います。ぜひ商工部長、お願いがあります。

先ほど来申し上げましたように、沖縄県の経済を支える中小企業の方々の本当の悩みの声をしっかりと受けとめてほしいと思います。恐らく県のスタッフが――私は決して横柄な態度で対応しているとは思いませんけれども、その商工会の方々の声を聞くと、やはりもっともっと切実に身近な問題としてこれに対応してほしいという声がありますので、これについては先ほど努力をするというお答えいただきましたけれども、よろしくお願いしたいと思います。

最後に１点、知事、ワシントン駐在報告書、お読みになっていますか。読んでいるなら結構です。この中身については、またどこかで議論したいと思います。

よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時38分休憩

午後２時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　西銘議員の質問にお答えいたします。

訪米を優先したという理由について御意見も頂戴いたしました。この時期に訪米をした経緯については、先ほどお話をさせていただいた次第ですが、その後に機会を得て、私は沖縄北方担当大臣、それから特別委員会委員長、しかも自民党の幹事長、それから公明党、各主要な方々と面談を重ねさせていただき、この振興予算についての増額、あるいは一括交付金の増額などについても税の軽減もあわせてしっかりと要請をさせていただきました。今後もこのように機会あるごとにしっかりと上京し、沖縄の状況を訴えつつも、さらなる県民生活の向上に資するための意見を申し上げていきたいというふうに思います。

それから特別秘書についての任命ですが、当初翁長知事の逝去と私の選挙、当選に伴い、辞表が出ておりました。しかし、当面、私がこの県政運営について、特に政策に大変精通している特別秘書にサポートをしていただきたいということで、当面その任期を延ばしていただきたいということで、私のほうからお願いをして務めていただいたものであります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　訪米中の宿泊料についてお答えします。

まずニューヨークにおけるワシントン駐在の宿泊料でございますが、ワシントン駐在の２人はニューヨークで３泊しております。私ども朝の９時にニューヨークに到着ということで、その前の日に来て準備をしていただいたということでございます。ニューヨークのほうは１泊５万円まではいかない金額なんですが、ワシントンＤＣがこの時期、非常に高い時期ということで、一応従来泊まっていたホテルよりは遠いところにやったんですけれども、そのホテル自体混んでいる時期ということでなかなかあきがなくて、結果的にこのような金額になった次第でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村　未央さん　寄り添うという言葉が余りに空疎に響く、そんな事態に県民はまた直面させられています。県民の気持ちに寄り添うというその先の具現が、土砂投入へのこのありようかと思うと失望を禁じ得ません。問われているのは、協議の回数や形式ではなくまさに中身。県民の歩んだ歴史を踏まえ、今日の民意がどこにあるのか。心を砕いてまず理解すること、そこに初めて対話の突破口があるのではないか。まさに政治そのものが求められていると思うところです。

それでは、社民・社大・結連合を代表して代表質問に入ります。

知事の政治姿勢について伺います。

(1)、就任２カ月を待たない早い時期に訪米を決行したが、その戦略と成果を伺う。国連事務次長との面談、また特派員記者クラブでの会見など国際社会の関心、手応えはいかがか。

(2)、安倍総理との会談、集中協議を終えての所感を伺う。協議の裏で土砂投入の算段を描く政府の姿勢は県民の民意を尊重するものとは到底言えない。対話を求める知事の信念について伺います。

(3)、辺野古問題を取り巻く国内世論の動向をどう見るか。この間の全国世論調査に見る、政府の辺野古政策への国民の評価、あわせて日米地位協定問題への関心の広がりについて見解を伺います。

(4)、相次ぐ米軍機の墜落事故、訓練空域の拡大など全県域が危険と隣り合わせにある実態がなお現状である。見解と対応を伺います。

(5)、産学官の英知を結集し、発信力向上への期待も高い万国津梁会議の設立に向けた構想を伺います。

(6)、戦争体験者が少なくなる中、沖縄戦や米軍占領時代を体験した県民の歩みをどう継承するかが大きな課題である。学徒隊や南洋戦など実相の記録や展示、戦跡の保存、戦後の土地闘争の歴史など平和行政の推進について知事の認識を伺います。

２点目、普天間基地の返還と辺野古新基地建設問題について。

(1)、新たなボーリング調査が追加されるなど、大浦湾側の実施設計を欠いたまま、埋立計画は大幅におくれ経費も膨れ上がっている。進捗や事業費について見通しを伺います。

(2)、年明け２月に期限を迎える普天間基地の５年以内の運用停止は、そもそも10年を要する辺野古埋め立ての進捗を前提とした話ではない。総理と元知事の約束の履行について、県の認識を伺う。

(3)、国地方係争処理委員会への審査申し立てにより、県の主張が客観的に評価されることを期するが、第三者制の担保について認識を伺う。

(4)、塩川港修復の見通し、他民間港の使用、土砂搬入に係る設計概要変更の必要等について伺います。

３点目、米軍基地に起因する環境問題について。

(1)、嘉手納基地、普天間基地周辺の騒音、夜間・早朝の苦情、民間地上空の場周経路など住民被害は深刻さをきわめています。実態を伺います。

(2)、訓練移転の検証、負担軽減の実効性、騒音防止協定の見直しについて伺います。

(3)、嘉手納基地周辺住民の健康調査の実施について方針を伺います。

(4)、北部ダム共同使用の解除要求について伺います。

(5)、ＰＦＯＳ汚染問題について。

ア、検出された地域、調査結果と評価を示されたい。

イ、ＰＦＯＳに関する国内法上の基準値がないことが問題解決の障害となっています。日米両政府は、ホスト国の環境基準を前提に調査及び自治体立ち入りの手続を制度設計しており、現状のままでは原因者特定への道が阻まれたままです。基地提供者である政府はその責任のうちに住民の命を守る立場に立って対処するべきです。県及び企業局の認識と対応を伺います。

４点目、雇用労働問題について。

(1)、県民の労働環境について。

ア、未就学児調査の結果考察から、保護者のどのような労働環境が把握できるか。労働時間、労働形態、意見・要望についてもあわせて示されたい。

イ、県内のサービス業従業者数、労働人口に占める割合、非正規率を伺います。

ウ、女性、観光サービス業に対応する労働福祉政策の構築、所得・雇用環境の改善について課題と戦略を伺います。

(2)、障害者雇用をめぐる実態、問題認識と県の対応を伺います。

(3)、外国人労働者、技能実習生について現状と課題を伺います。

５つ目、高度衛生管理型荷さばき施設、加工処理施設の実施設計及び事業費、建設スケジュールを伺います。

６点目、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる仕組みの導入など審議中の水道法改正案については懸念の声も強い。施設管理、維持補修、経営見通しについて企業局長の見解と方針を伺います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　仲村未央議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１(1)、訪米の戦略と成果、手応えについてお答えいたします。

私が、辺野古に新基地をつくらせないことを公約に掲げ、沖縄県知事選挙において過去最多得票で当選したこと、沖縄の過重な基地負担の現状、沖縄の基地建設の歴史的な経緯などについて説明し、対話を通して、沖縄の米軍基地問題の解決について理解と協力を早期にアメリカ側に求める必要があると考え、11月11日から16日まで訪米いたしました。米国の経済、文化の中心で、多様性にあふれる都市ニューヨークで講演会や国連事務次長との面談等をまず初めに行い、次にワシントンＤＣで政府関係者、有識者との面談、県系人との交流等を行いました。ニューヨーク大学での講演でも日本、アメリカ、沖縄の民主主義の違いについて、アメリカの民主主義は米軍基地が置かれている日本、沖縄にも海を越えてその民主主義の尊厳を求めるべきであるということを米国民の皆さんにみずか

らの政府に対してその声を上げるべきではないかという提言なども含めて講演をさせていただきました。中満国連事務次長は軍縮の担当でもあり、また女性問題についても非常に見識の高い方です。沖縄県においても女性幹部の登用率を含め、女性の働きやすい環境をつくるということは、私の政策の重要なポイントでもあります。そのことについても忌憚のない意見交換もさせていただいたことは、私のこれからの女性政策の推進についても非常に大きな知己を得たというふうに思慮する次第であります。滞在は実質４日間という短い日程ながら、沖縄の実情の発信ができたこと等、実りのある、次につながる訪米行動であったと認識しております。

次に１の(2)、安倍総理との会談、対話を求める知事の信念についてお答えいたします。

私は、かねてから辺野古新基地建設問題は、司法ではなく対話によって解決策を求めていくことが重要と考えております。杉田官房副長官と謝花副知事との協議も11月９日から28日まで４回にわたって行われ、虚心坦懐に話し合うという立場から県の考え方もしっかりと伝えることができたと考えております。さきの私の安倍総理との面談でも、総理から折を見て話し合いの場は設けたいとの話がありました。今、辺野古の新基地建設について強硬姿勢を崩していない安倍政権の方針、方法ではありますが、今後も、政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めていきたいというふうに思います。

次に１の(5)、万国津梁会議（仮称）の設立構想についてお答えいたします。

私は、来年度から万国津梁会議（仮称）を新設するため、現在、会議のあり方等について検討しているところです。万国津梁会議（仮称）は、知事の諮問機関として位置づけ、各領域において高い見識を有する方々に参加していただきたいと考えております。この会議での議論をさらなる政策の推進につなげていくことで、沖縄21世紀ビジョンの基本理念及び目指すべき５つの将来像、１つ、沖縄らしい自然と歴史･伝統･文化を大切にする島、２つ、心豊かで安全・安心に暮らせる島、３つ、希望と活力にあふれる豊かな島、４つ、世界に開かれた交流と共生の島、５つ、多様な能力を発揮し未来を開く島、この５つの将来像の実現を促進し、新時代沖縄の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、高度衛生管理型荷さばき施設、加工処理施設についてに関する御質問の中の５の(1)、高度衛生管理型荷さばき施設等の事業費とスケジュールについてお答えいたします。

沖縄県では、糸満漁港は本県唯一の第３種漁港であることから、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地市場として位置づけ、平成30年度は、市場関連施設の配置構想の策定に向け取り組んでいるところであります。

沖縄県としましては、高度衛生管理型荷さばき施設の整備費として約30億円を予定しており、平成31年度の実施設計費約5400万円を概算要求の上、32年度、33年度で施設整備を行い、34年度の新市場開設を目指し取り組んでまいります。また、加工処理施設等の市場関連施設につきましては、県漁連等の関係団体と整備主体の決定に向けた協議を進めているところであり、今後とも流通機能の強化に努めてまいりたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(3)のア、政府の辺野古政策への国民の評価についてお答えします。

最近の報道各社の世論調査によると、米軍普天間飛行場を名護市辺野古へ移設する政府の方針について、「支持しない」が「支持する」を上回っております。辺野古新基地建設を強引に推し進めようとする政府の姿勢は、県民のみならず国民の理解も得られておらず、日米両政府においては、このような国内世論も踏まえ、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに、普天間飛行場の県外・国外移設について再検討していただきたいと考えております。

次に(3)のイ、日米地位協定に対する関心の広がりについてお答えします。

県では、日米地位協定の問題点をさらに明確化し、見直しの必要性に対する理解を広げることを目的とした、他国地位協定調査や全国知事会、渉外知事会、軍転協と連携した取り組みなどを進めております。これらの取り組みにより、全国知事会においては、日米地位協定の抜本的な見直しを含む米軍基地負担に関する提言が全会一致で決議され、政府への提言が行われました。また、ドイツ・イタリアでの調査結果が多くの県外メディアに取り上げられているほか、国会においても活発な議論が行われるなど、日米地位協定に対する関心が全国に広がりつつあるものと考えております。

次に１の(4)、相次ぐ米軍機の墜落事故等に対する

県の見解と対応についてお答えします。

米軍機による事故は、昨年１月からことし11月末まで、県が把握するだけで墜落事故２件を含む合計75件発生しております。また、沖縄県及びその周辺には米軍の訓練空域が20カ所、９万5415平方キロメートル設定されております。

県としては、航空機に関連する事故は、県民に大きな不安を与え、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えており、政府の責任で安全管理体制の抜本的な見直しなどを米軍に実現させるよう、軍転協や渉外知事会とも連携し、粘り強く求めてまいりたいと考えております。

次に２、普天間基地の返還と辺野古新基地建設問題についての(1)のイ、辺野古新基地建設の費用についてお答えします。

沖縄県は、政府との協議に当たって大まかな目安を持つために、承認願書の資金計画書で示された額と沖縄防衛局がこれまでに支払ったとする額を比較検討し、また、今後必要となる軟弱地盤の改良工事などを考慮し、辺野古新基地に関する完成までの埋立工事に要する費用を概略で算定しました。その結果、費用は最大２兆5500億円かかるものと試算したところです。また、当該費用に埋立完了後の基地施設の建設費用が追加されることになります。このように膨大な全体費用について、これまで国会や国民に対して示されておらず、県としては、辺野古新基地建設は、財政的にも極めて困難ではないかと考えております。

次に２の(2)、普天間飛行場の５年以内の運用停止についてお答えします。

仲井眞元知事は平成26年第２回県議会において「普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であります。一方、日米両政府が推進する辺野古移設計画は9.5年以上の期間を要するとされております。私の公約である普天間飛行場の一日も早い危険性除去の実現のため、同移設計画の進捗にかかわらず、５年以内運用停止を求めたところであります。」と答弁をしております。政府においては、普天間飛行場の危険性を放置し、安倍総理のできることは全て行うとの当初の約束をないがしろにすることなく、同飛行場の運用停止に向け、最大限努力していただきたいと考えております。

次に２の(3)、国地方係争処理委員会についてお答えします。

国地方係争処理委員会は、平成11年の地方分権一括法による改正により新設された機関であり、対等・協力の関係にある国と地方公共団体の間で関与に関する紛争が生じた場合に、これを公平・中立的な立場から処理するために設けられた第三者機関です。また、同委員会の委員は、すぐれた識見を有する者のうちから、衆参両議院の同意を得て、総務大臣が任命することになっております。

沖縄県としては、同委員会が設けられた趣旨にのっとり、公平・中立な審査がなされるものと期待しております。

次に３、米軍基地に起因する環境問題についての(2)、訓練移転の検証などについてお答えします。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場から発生する航空機騒音は、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼしております。そのため県は、日米両政府に対し、両飛行場における訓練移転の検証を行い実効性のある対策を講じることや、航空機騒音規制措置の厳格な運用、騒音対策の強化・拡充、航空機騒音の軽減等について要請してきたところです。

県としては、引き続き、関係市町村や軍転協、渉外知事会等とも連携しながら、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に３の(4)、北部ダムの共同使用の解除についてお答えします。

北部訓練場内に所在する福地ダム、新川ダム及びキャンプ・ハンセンに所在する漢那ダムについては、日米地位協定第２条第４項(b)の施設・区域として、米軍が使用することが可能な状態となっております。これらのダムでの訓練は、昭和63年以降行われておりませんが、県民の重要な水源となっているダムで米軍が訓練を行うことは、県民に大きな不安を与えるものであります。このことから県は、平成30年11月に岩屋防衛大臣に対し、これら３つのダムについて、水源の安全性を確保する観点から、米軍による共同使用の解除を求めたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、知事の政治姿勢についての(6)、平和行政の推進についてお答えいたします。

沖縄県では、国籍を問わず沖縄戦などで亡くなられた全ての人々を刻銘する平和の礎、平和の構築・維持に貢献する活動を行う団体等を顕彰する沖縄平和賞及び戦争の実相を記録・展示する平和祈念資料館を中心に、沖縄戦の歴史的教訓を正しく次代に伝え、平和を発信することが重要であると考えております。そのほ

か、全学徒隊の碑の建立や南洋諸島の戦争の展示などを行ってきたところであり、平和を希求する沖縄の心を世界に向けて発信する取り組みをさらに強化していきたいと考えております。

次に４、雇用労働問題についての御質問の中の(1)のア、未就学児調査についてお答えいたします。

昨年度実施した未就学児調査において、保護者の働き方に関する質問をしたところ、父親の約23％が週60時間以上の長時間労働を行っていること、低所得層になるほど、正規職員が少なく、非正規職員が多いことなど、厳しい労働実態が明らかとなりました。また、保護者からの自由意見・要望の中には、父親の帰りが遅く、子供と遊ぶ時間がとれないため、働き方改革を求める意見や、父親が土日も働いており、育児が負担であるため、母親がリフレッシュできるような支援を求める意見などがありました。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、普天間基地の返還と辺野古新基地建設問題についての御質問のうち(1)のア、大浦湾側の実施設計の進捗についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業の実施設計については、平成27年７月24日に12護岸、平成29年１月20日に６護岸の実施設計協議が沖縄防衛局から提出されております。しかし、大浦湾側の隅角部護岸、係船機能つき護岸及びＣ１からＣ３護岸の５カ所の護岸については、実施設計が提出されておりません。県は、実施設計協議については、ボーリング調査が終了し、全体の実施設計をもとに行うべきものと考えており、工事を停止して事前協議を行うよう求めているところであります。

次に２の(4)、本部港旧塩川地区の復旧、土砂搬入に係る設計概要の変更等についてお答えいたします。

本部港旧塩川地区における被災箇所の復旧は、施設管理者の責務であることから、県としては、可能な限り早期に復旧できるよう取り組んでいるところであります。民間事業者は、桟橋を設置する際には、沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則に基づく使用許可を受ける必要があり、桟橋の利用に関しては、同規則及び許可条件が適用されることとなります。土砂搬入については、埋立承認願書の設計の概要において、ガット船等で陸揚げする岩ズリと明記されており、海上搬入以外に変更するには、公有水面埋立法第13条の２に基づく設計概要変更承認を受ける必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　３、米軍基地に起因する環境問題についての御質問の中の(1)、嘉手納基地及び普天間基地周辺における騒音の実態等についてお答えします。

県が関係市町村と連携し、実施している航空機騒音測定結果によると、平成29年度は嘉手納飛行場周辺の21測定局のうち、８局で環境基準値を超過し、前年度の６局に比べ２局増加しており、また、１日当たりの騒音発生回数も21測定局中20局で増加しております。普天間飛行場周辺では、前年度に引き続き上大謝名局で環境基準値を超過し、特に夜間22時から翌朝６時までの騒音発生回数が15測定局中14局で増加しております。また、両飛行場周辺の自治体に騒音に関する苦情件数を確認したところ、平成29年度は過去５年間で最多となっており、最も多かった嘉手納町では1039件と、前年度の165件から大幅に増加し、宜野湾市でも458件の苦情が寄せられ増加傾向にあります。これらのことから、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼしている状況にあると考えております。

同じく３の(3)、嘉手納基地住民の健康調査の実施についてお答えします。

県では、平成７年度から４年間にわたり航空機騒音による健康影響調査を実施しております。同調査は、県内外の専門家で構成する調査委員会において、飛行場周辺の騒音が住民の健康や生活環境に及ぼす影響を評価しており、現在においても有効なデータであると考えております。その調査結果によりますと、高い騒音レベルにより深刻な睡眠障害を招くことが示唆され、欧州ＷＨＯ夜間騒音ガイドラインにおいても、夜間騒音により健康影響が生じると報告されております。

県としましては、睡眠妨害の指標として、夜間等価騒音レベルなどのデータを継続して集積するとともに、国に対して、航空機騒音による睡眠妨害の評価に適した指標の検討や、当該指標による適切な環境基準の導入について、引き続き要請してまいります。

同じく３の(5)のアの(ｱ)、普天間飛行場周辺、ＰＦＯＳ調査結果とその評価についてお答えします。

県では、企業局が調査を行っている地点を除く主な河川・湧水等について、平成28年度、ＰＦＯＳ等の全県的な調査を実施し、その結果、米国環境保護庁が設定した飲料水に関する生涯健康勧告値１リットル当

たり70ナノグラムを超えた地点が、普天間飛行場下流域湧水等で確認されております。この結果を踏まえ、平成29年度から普天間飛行場周辺を中心に調査を実施しており、平成30年度夏季調査においては湧水等16地点中６地点で勧告値を超えて検出されております。これまでの調査で、同飛行場上流域湧水等では濃度が低いこと、全国でも飛行場周辺において高濃度で検出された事例があること、汚染源となる工場等が調査地点の周辺に存在しないことから、同飛行場が汚染源であることが懸念されております。

同じく３の(5)のイの(ｱ)、ＰＦＯＳに関する環境基準の認識と対応についてお答えします。

ＰＦＯＳ等については、人体への有害性について十分な知見がなく、世界保健機構（ＷＨＯ）でも評価がなされておりません。また、環境省においても環境基準値を設定しておらず、水環境リスクに関する知見の集積が必要な物質（要調査項目）として、調査を継続していくとしております。

県としましては、ＰＦＯＳ等の問題に対応するために、早期に環境基準値等を設定する必要があると考えており、県の調査結果を国に提供するとともに、基準値等の設定を国に対し要望してまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　３、米軍基地に起因する環境問題についての御質問の中の(5)ア(ｲ)、ＰＦＯＳが検出された地域、調査結果と評価についてお答えいたします。

企業局では、平成26年２月から浄水場及び水源においてＰＦＯＳ等の検査を行っており、嘉手納基地に隣接する比謝川、嘉手納基地内の井戸群及び嘉手納基地から流出する大工廻川から、高濃度のＰＦＯＳ等が検出されています。また、平成29年12月から平成30年６月にかけて行った地下水調査において、基地外のＰＦＯＳ等濃度は低い状況にありました。このことから、嘉手納基地が汚染源である可能性が非常に高いと考えております。

次に３の(5)のイの(ｲ)、ＰＦＯＳに関する国内法上の基準値がないことへの対応等についてお答えいたします。

厚生労働省においてＰＦＯＳ等は、毒性評価が定まらない、または水道水中の存在量が不明な物質であるが、必要な情報・知見の収集に努めることとされている要検討項目に位置づけられておりますが、現在までに目標値の設定はなされておりません。そのため、企業局は、米国環境保護庁の生涯健康勧告値を参考に水質管理を行っており、目標値の設定について厚生労働省に確認したところ、何らかの毒性があると認識しているものの毒性評価が定まらない状況での目標値設定は難しいとのことでした。北谷浄水場の浄水のＰＦＯＳ等は１リットル当たり平均約30ナノグラムと同勧告値70ナノグラムより低い値であり、現状において健康上の問題はないと考えているところです。しかしながら、国内における管理基準を明確にする必要があると考えることから、今後、ＰＦＯＳ等の目標値の設定などについて国に働きかけてまいります。

次に６、水道法改正案についての(1)、水道法の改正に伴う施設管理等についてお答えいたします。

今回の水道法の改正案は、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図ることを目的として、適切な資産管理の推進や官民連携の推進等が盛り込まれております。企業局は、これまで老朽化施設の計画的な更新、耐震化を推進するとともに、経営の健全化に努めてきたところであります。水道事業は、住民生活のライフラインとして極めて重要な役割を担っており、引き続き公営企業として、企業局中長期計画に基づき、適切な資産管理や経営基盤の強化を図り、安全な水道水を将来にわたって安定的に供給してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　４の雇用労働問題についての(1)のイ、県内のサービス業従業者数、労働人口に占める割合、非正規率についてにお答えいたします。

平成29年平均の労働力調査によると、県内の宿泊業・飲食サービス業など、産業別分類でサービス業とされる５業種の従業者数の合計は14万4000人で、労働人口に占める割合は20.8％、非正規率は52.4％となっております。

県におきましては、正規雇用の拡大を図るため、正社員転換を要件とした研修費補助や専門家派遣等の支援に加え、若年者を正社員として雇用し、定着につなげた企業に助成する事業を実施しております。

次に同じく(1)のウの(ｱ)、女性サービス業の労働福祉施策等の課題と戦略についてにお答えいたします。

県が平成27年度に実施した女性が働き続けられる環境整備に向けた調査では、女性の就業継続の阻害要因として、両立支援の仕組みが不十分であることや、

キャリアの分断などの要因が指摘されております。これらを踏まえ、県では、平成28年度以降、企業が自主的に取り組むことができる支援プログラムの策定など企業側の労働環境の整備促進に取り組むとともに、女性のキャリアアップに向けた支援を行っているところです。また、県では、働き方改革と生産性向上を車の両輪として進めることで、雇用の質の改善を図り、生産性向上の成果を働く人に分配していくことが重要と認識しているところであります。そのため、県では、労働環境の改善を支援していくとともに、沖縄労働局等と連携し、政労使で構成する沖縄県働き方改革・生産性向上推進協議会等において課題解決に取り組んでまいります。

次に、同じく(2)の障害者雇用の実態、県の認識と対応についてにお答えいたします。

沖縄労働局の職業安定業務統計によると、平成29年度末時点で、就業中の障害者は7629人、有効求職者数は4717人となっております。障害者の就労・定着に向けては、企業と障害者それぞれに対し、障害特性や能力、職場環境や業務内容に応じた支援が必要と認識しております。そのため県では、障害者に対しての就労支援とあわせ、企業向けに業種別や地域別のセミナーなどを実施しているところであり、引き続き関係機関と連携を図り、障害者の働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

同じく(3)の外国人労働者、技能実習生の現状と課題についてにお答えいたします。

沖縄労働局によると、県内の外国人労働者は、平成29年10月末現在で7310人となっております。そのうち技能実習生は、926人となっております。外国人の雇用については、全ての事業主に対し当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、雇い入れまたは離職の際に、ハローワークへ届け出ることが義務づけられており、国において雇用管理に係る指導等を行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　４、雇用労働問題についての御質問の中の(1)のウの(ｲ)、観光業における雇用環境の改善等の課題と戦略についてにお答えいたします。

県が実施した沖縄県観光産業実態調査を通じて明らかになった課題としましては、入域観光客数の増加に伴う受け入れ面での課題、特に、観光関連産業における慢性的な人手不足や雇用環境の改善等が挙げられます。これらの課題解決のため、県では、観光関連団体との意見交換等を踏まえ、外国人学生等向けの就職相談会を実施するなど人材確保の支援に取り組んでおります。また、雇用環境の改善に向けては、経営者向けのセミナーや中核人材を対象とした集合型研修等の実施により、観光産業の従業員にとって働きがいのある職場づくりを促進しております。

県としましては、引き続き観光産業の実態把握に努めるとともに、観光業界の課題解決に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時24分休憩

午後３時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村　未央さん　辺野古の今の土砂投入の状況です。きのう、きょうにかけての動きを踏まえながら再質問を行います。

まず、公共用財産の管理規則をめぐっての対応ですが、11条で言うところの立入検査、これを求めているというふうに見えますが、その当該事業者の対応はどのような状況でしょうか。

それから、12条転貸条項に係るところで、本来ではその自社の業をなすための専有として公共用財産の使用を許可されているものと認識をしますが、その転貸状況に違反した場合、これについては22条違反、条件違反としての効力の停止、行為の中止、原状回復、退去、これを命ずることができるというふうに理解をしますが、その対応について毅然とした状況にあるのかお尋ねをいたします。

それから赤土条例です。これについては16条で無届けの事業行為の中止、これについて明記をされておりますが、その対応についても伺います。

それから今この辺野古の関連で、国地方係争処理委員会、ここに申し立てをしているところです。先ほどの第三者制の担保というところに至る前の入り口のところでまず申し立て先に誤りがあったのではないかということも含めて、今回主張に含まれているのか。その場合、国交省がなした執行停止の申し立てというのは無効となるのか、そのあたりについてもお尋ねをいたします。

そして知事に改めてお尋ねをいたしますが、このような余りにも無法な、既にその執行についても含めて、業務の停止まで求めざるを得ないというところに

この問題が行くのではないかというふうに県民も見ております。そういう中で、知事に改めて決意を伺いたいと思います。今、県土保全条例の改正も含めて、さまざまなあらゆる方策を持っているというふうに聞こえますけれども、あらゆる手段を講じた阻止の決意についてもいま一度お尋ねをいたします。

それから先ほど環境部長の答弁でも本当に嘉手納・普天間基地の今の余りにも形骸化をした、負担軽減というのは名ばかりで、いかに実効性がないかということをまさにまざまざと知るようなそういう調査結果、そして苦情の状況です。夜間・早朝に苦情があること、あるいは訓練移転期間中に苦情があること、まさに騒音防止協定が形骸化をしているということを証明しているというふうになるはずです。そういう意味では、合意から20年が経過した騒音防止協定、これについてはその効果が見られないということで、その見直しを含めて対応を求めるべきではないかというふうに考えますがいかがでしょうか。

それから雇用の問題についてお尋ねをいたします。

第３次産業、県内の７割がその第３次産業に従事している、そしてその非正規率は41.5％というふうに知ってはおりますが、先ほどの状況だとサービス業にその中でも限っていけば非正規率が52.4％と。さらにお尋ねをいたしますが、今県を牽引する最大の産業である観光業、その分野の飲食・宿泊業に該当する従業者数、そしてその男女比、そしてその非正規率について伺います。そして障害者雇用についてもお尋ねをいたしましたが、その定着率について伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時30分休憩

午後３時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　仲村議員の質問にお答えいたします。

そもそも沖縄県としては、国土交通大臣の行った執行停止決定は違法であって、県が行った埋立承認取消処分は有効であるという立場であります。辺野古新基地建設に反対する民意が繰り返し示される中で、沖縄防衛局が違法に土砂の投入を行うことは断じて許されるものではありません。

また、沖縄防衛局がこのような違法な埋立工事に向けた作業を強行し、琉球セメント株式会社がこのように県民の関心が高く工事の進捗に大きな影響を与える情報を許可権者である沖縄県に十分な事前説明もなく、完了届も提出せず、赤土等流出防止条例に基づく届け出もなされないまま桟橋が使用されたことについては甚だ遺憾であります。

沖縄県としては、立入調査の結果も踏まえ、詳細に事実を確認し、沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則及び赤土等流出防止条例に基づく対応を検討してまいります。さらに、県土保全条例等も含めた検討も含めて、あらゆる方策を講じていきたいというふうに考えております。

私は、辺野古に新基地をつくらせないという公約の実現に向けて、全身全霊で取り組んでまいります。私は、ぶれることなく多くの県民の負託を受けた知事として、県庁職員と一丸となってしっかりとその思いに応えたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　再質問にお答えいたします。

まず、安和桟橋の立入検査について。

安和桟橋については昨日、工事完了届の提出がないままに岩ズリの搬出が行われたところであります。県は、工事完了届提出前になされた搬出作業は、沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則に反していると指摘し、当該施設の使用停止とともに立入検査の実施を求めたところでございます。現在、立入検査の実施に向けて当該業者との打ち合わせを行っているところでございます。

次に、転貸禁止に該当しないかという趣旨の御質問でございますが、沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則第12条で当該許可の転貸を禁止しております。安和桟橋からの岩ズリ搬出については、管理規則で禁止している転貸に抵触する可能性を検討するために、搬出作業の実施状況等を確認する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　沖縄県赤土等流出防止条例16条の中止を求める対応についてという趣旨の再質問にお答えします。

県では、昨日職員を派遣したところ、岩ズリの堆積場につきましては、沖縄県赤土等流出防止条例第６条に基づく事業行為届け出が必要であることを確認しております。その際、事業者に対しまして、岩ズリの堆積場への搬入・搬出作業を一時停止すること、緊急対

策として運び込んだ土砂の赤土等流出防止措置を講ずること、条例に基づく事業行為届け出書の審査が終わるまで作業を行わないこと等について指導を行ってきたところでございます。

現在、赤土に基づく事業行為は行われておりませんが、当該事業者におきましては、届け出をせずさらに事業を行った場合には16条の適用を含め、文書による指導を行っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　まず、国地方係争処理委員会の審査申し出につきまして、私ども審査申し出の骨子としては、そもそも沖縄防衛局は固有の資格において受けた、要するに承認処分という私人たり得ないものとして不適法な執行停止申し立てであるという立場でございます。また、国土交通大臣も内閣として普天間代替施設建設という一致した方針に従うべきというものから、審査庁たり得ないというのが主張の柱でございます。その上で、仮に沖縄防衛局の審査申し出が認められた場合でも、請求先は国土交通大臣ではないということで主張しており、私どものそういった形での主張が認められるよう働きかけていきたいと思っております。

また、嘉手納の航空機騒音規制措置ですが、嘉手納だけではありません、普天間も含めまして、平成８年に日米両政府で合意された航空機騒音規制措置につきましては、その多くができる限り、あるいは米軍の任務に必要とされる場合を除きなど、必ずしも規制措置に拘束されない内容となっております。

県としましては、あらゆる機会を通じ嘉手納飛行場における訓練移転の検証を行い、実効性のある対策を講じること、そして航空機騒音規制措置の厳格な運用などこれまで要請してきたところです。今後、軍転協とも連携しながら騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう合意から20年経過した同規制措置について、効果の検証と見直しを求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　仲村未央議員の御質問にお答えいたします。

本県の観光産業における正規・非正規雇用の状況ということでございますけれども、まず、正規・非正規の別でございますが、本県全雇用者数約４万7000名おりまして、そのうち正規が31.8％、１万4900人程度、それから非正規が68.2％、３万1900人程度ということになっております。ちなみにこれを全国と比べますと正規が全国が25.6％、本県が31.8％ですので若干正規のほうが高いという結果が出ております。これは申しおくれましたが、国が５年ごとに実施しております就業構造基本調査によるものでございます。また、男女比も御質問ございましたけれども、本県におきまして、男性が約１万8000人のうち非正規率が42.1％でございますので、大体7500名程度、正規が１万500名程度。対しまして、女性につきましては、トータルで２万9000人のうち非正規率が82.8％ですので、非正規が２万4000名、そして正規が5000名ということでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　障害者の定着率についての再質問にお答えいたします。

現在、障害者就業生活支援センターにおいて把握している数字でございますけれども、平成28年就業者の定着率としまして１年後84.6％が定着をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村　未央さん　知事のその決意については、重ねて力強いその思いを県民の民意を受けた思いを、先ほどお聞きしました。公共用財産管理規則についても、あるいは赤土条例についてもまた今行審法の取り扱いについても、あらゆるところで無法と思われるような、既にその指摘が出て業務を中断せざるを得ないような取り扱いに至っていること自体、今の国の対応の異常さをまざまざと証明しているものというふうに思います。その意味で、知事の先ほどの決意を社民・社大・結連合としてもしっかりと支え抜くその思いです。

そしてあわせて先ほど万国津梁会議の創設について知事の決意・思いを伺いました。まさにこの部分も非常に県民の期待が高い。誰ひとり取り残さない、取りこぼさないというその姿勢。子供たちの貧困対策にかける熱意含めて翁長県政からも引き継ぎ、さらに玉城デニー県政のそのカラーをしっかりと引き立てていく、その発信力を高めていくものであろうというふうに思っております。その中で先ほどお尋ねをしたサー

ビス業、そして沖縄を牽引している観光産業の雇用の実態です。子供たちの貧困調査の実態からの親の環境からしても、特に親御さんの声から出てくるのは非正規である、あるいは夜間・土日その保育所の対応、かかるところの支援その手だてが欲しいということがそのアンケートから切実に上がってきております。そういう意味でもその働きの中心であるサービス業、そしてこの関連の宿泊・飲食、このあたりの具体的な労働政策、雇用のありように照らした対応の姿勢というのがまた県にもあわせて求められるだろうと。女性の非正規に至っては先ほどの飲食・宿泊では82.8％という割合ですから、そのあたりの対策というのは本当に待ったなしではないかというふうに思います。

そういう意味で、ぜひともこのところを踏み込んで子供たちの貧困の連鎖を断つことはほかならぬ大人の貧困問題、低賃金と不安定の雇用のある意味では層が重なるその沖縄県の労働実態、ここを踏まえていくことが非常に大事だと思われますので、そのあたりの知事の思いもあわせてお尋ねできればと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時47分休憩

午後３時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　質問にお答えいたします。

子供の貧困問題は一丁目一番地の政策として、前翁長県政から引き続きしっかりと取り組まなければならない政策ということで力を注いでまいります。

同時に、先ほど来御提起ありましたように、全ての貧困の連鎖を断ち切るということは重なり合っているその場面場面における施策により光を当てていくことも重要だと思います。わけても観光産業、そして女性の就業分野における沖縄県の施策をさらに厚くしていき、女性に対する政策、子供に対する政策、そしてあまねく全ての政策に対してしっかりと取り組んでいくということを改めて申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時49分休憩

午後４時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

亀濱玲子さん。

〔亀濱玲子さん登壇〕

○亀濱　玲子さん　こんにちは。

社民・社大・結連合の亀濱でございます。

会派を代表いたしまして質問させていただきます。

質問の前に御報告とお礼を申し上げたいと思います。多良間村の多良間新製糖工場が完成をいたしました。県の特別交付金事業、沖縄県含みつ糖製糖施設近代化事業を導入して、一製糖期おくれましたけれども、ようやく完成をいたしました。これは今現在試運転中です。いよいよ12月、もう今月から操業が始まるわけですけれども、翁長前知事が１泊して多良間の視察をされ、地域の人たちの声をしっかりと聞いてできるだけ早く製糖工場を完成してほしいという願いがかなったうれしい視察をこの前させていただきました。ぜひ、県内の製糖工場の安全操業と豊作を願って質問をさせていただきたいと思います。

質問に入らせていただきます。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

知事は公約に、誇りある豊かさ、誰ひとり取り残さない、沖縄らしい優しい社会の構築を目指して、新時代沖縄へきめ細かな施策を多く掲げています。沖縄が沖縄戦をくぐって、米軍統治下を生きた歴史、この歴史を踏まえて今日なお抱える課題に立ち向かっていただきたい。日々お忙しい公務をこなしているというふうに伺いますが、ぜひこのぶれない姿勢というものを貫いていただきたい。知事の決意を改めてですが、お伺いをしたいと思います。

(2)、沖縄は全国でも有数の島嶼県です。知事は、点在する島々の離島力の向上に取り組むことを公約に掲げましたが、その思いと取り組みについて知事御自身のお考えを伺いたいと思います。

２点目です。公約に掲げています新時代沖縄へ踏み出す新たな振興計画と主要施策についてお聞きいたします。

(1)、沖縄県はアジアのダイナミズムを取り入れて、人、物、情報が集積する拠点を目指すとしております。アジアにおけるビジネスネットワーク拠点の構築と制度改革への取り組みについて伺います。加えて、先日11月26日でしたか、沖縄県アジア経済戦略構想推進・検証委員会から知事へ提言がされたというふうに伺っています。この内容についてお聞きしたいと思います。

(2)、沖縄が目指す再生可能エネルギー、この事業は宮古島の来間島、これはスマートエネルギーアイランド事業であったりとか、あるいは久米島であったりとか、実証が取り組まれているそうです。これについ

ての沖縄の事業構築についてお聞きしたいと思います。

(3)、知事が主要施策に掲げております、かけがえのない県民の命の水・ヤンバルの森と海を守るために、やんばるの森・いのちの水基金――これ仮称ですが――それを創出したいというふうに公約に掲げました。私はこれをとても注目いたしております。まずはお答えをいただいてから、これから後どういう可能性を秘めている事業なのかを再度またお尋ねしたいと思います。

(4)、県が主要施策として2021年までに実施を目指す法定外目的税、先ほどもお答えになりましたけれども、観光・環境協力税（仮称）の導入、この事業が自然環境保全等、検討内容あるいは課題について現在の状況を伺いたいと思います。

続いて３点目です。福祉施策、医療の充実についてお聞きいたします。

(1)、公約に掲げた無年金・低年金者実態調査、また加えて必要な支援への取り組みについてお伺いをいたします。

(2)、沖縄県のヘルプマーク、これをぜひきょうはお借りしてきました。これがそうです。（資料を掲示） 沖縄県が障害者手帳を持っている方、持っていなくてもいいんです。これを41自治体に配りました。これを申請するといただくことができます。これは座席を譲ってくださいというとき、そういったときに使えるということで、ぜひ皆さんこれを宣伝していただいて、この後ろに自分はＳＯＳ、緊急の場合は助けてください、この人に連絡してくださいというのは張ることもできますし、張らないこともできます。申請は至って簡単です。こういったものが実は私は沖縄県は駐車場にも使ってもらえたらなというのがあって、各市町村で工夫してできるそうです。これを率先して10月から沖縄県が実施いたしました。この導入について私は高く評価をいたしております。この普及啓発と必要な方へ届く行政の取り組みを伺いたいと思います。

(3)、沖縄県手話言語条例の普及啓発、これとても頑張っています。いろんなイベントに出かけていって、県の委託した事業所さんが当事者と一緒になって普及しています。これについての自治体等の連携と拡充への具体的な取り組みをお聞かせ願いたいと思います。

(4)、医師の地域偏在及び診療科偏在を解消し、医師・看護師の育成確保について取り組みをお伺いいたします。

続いて、公約の離島力の向上について幾つか取り上げて具体的にお聞きしたいと思います。

(1)、離島の水資源・水源涵養林の保全の取り組みについて伺います。

(2)、離島航空運賃を引き下げるための割引運賃制度や空港着陸料の減免等の取り組みについて伺います。

(3)、離島における急患空輸体制及び医師不足等医療サービス、それの対策について伺います。

(4)、離島におけるガソリン価格・水道料金等、生活コスト低減の課題と格差是正についてお伺いをいたします。

(5)、離島出身の生徒のための寄宿舎整備と相談員の配置など、日常生活への幅広い支援についてお伺いをいたします。

(6)、きょうの新聞にも載っておりました。税調の取り組み、負担軽減の取り組みが載っておりましたけれども、下地島空港の事業の進捗状況、周辺用地のさらなる取り組みの可能性を県はどのように考えているか見ているかということをお聞かせいただきたいと思います。

(7)、海岸漂着ごみ問題の抜本的な対策、島々の抱える廃棄物処理の課題と取り組みをお聞かせ願いたいと思います。

何日か前にこういう新聞記事が載っていたのを皆さん御存じだと思います。中国が各国からのごみ、もうリサイクルごみを引き受けないとなったときに、これは海洋ごみがふえていくという懸念につながるということが言われています。私はこれは関係する国々がやっぱりよって協議をすることから始めなければいけないというふうに思っていまして、これを調査して県が率先してやることが私は県がやっていただきたいことかなと思っています。これについてお答えいただきたいと思います。

続いて、農林水産業の振興について。

(1)、沖縄の亜熱帯気候を生かした農産品や水産品のおきなわブランドを確立し、国内・海外市場を視野に入れた取り組みについて伺います。

(2)、学校給食やホテル、飲食店、スーパーなどでの地産地消の推進、それについての強化、どのように取り組むのかを伺います。

(3)、現在、問題となっています、国内でも問題となっております豚コレラ及びアフリカ豚コレラの発生状況と県内の侵入防止の対応について伺います。

(4)、日台漁業取り決め及び日中漁業協定の見直し、米軍の制限水域解除を国に強く求めていただきたい。対応を伺います。これは去年の２月にも、さきの浦崎

副知事が同じ要請を国のほうにやっております。農林水産大臣、外務大臣、国土交通大臣等々、本県の漁業者の安全操業を求めて要請しているところでありますけれども、引き続き強い取り組みをしていただきたいと思います。これについてお答えいただきたいと思います。

続いて、自衛隊の基地建設計画についてお聞きいたします。

(1)、現在、宮古島では、千代田地区の陸自駐屯地、ミサイル基地建設工事が強行され、さらに、城辺保良地区・七又地区にミサイル弾薬庫の、実弾射撃訓練場等の建設計画が進められております。去る20日に、地域と一緒に防衛省にミサイル計画断念を求めて交渉に行ってまいりましたが、そこで明らかになったのは、ミサイルを搭載した車両型の、車載型の地対艦・地対空誘導弾は、島中を走り回るということが明らかになりました。これについてお聞きいたします。

ア、宮古島の陸自配備の弾薬庫、実弾射撃訓練場等について、県が把握している内容について伺います。

イ、報道のあった追加施設、野外炊事場あるいは隊舎等について把握しているか伺います。

ウ、当初計画、これは19ヘクタールとなっておりますけれども、それにもし追加されるものがあったとしたら、改正環境影響評価条例はどのように対応をするのか伺います。

エ、宮古島では、地下水に生活用水、農業用水の全てを頼る島であることから、万一にも地下水への汚染等、不測の事態を考えるべきであるというふうに思います。石垣島でもそうです。地下水等の調査の必要性を専門家が指摘し、県としても環境調査を独自で行うべきではないかと考えます。お答えをいただきたいと思います。

(2)、石垣島への自衛隊配備計画について、地域住民からの反対の中で強引に進められようとしております。沖縄21世紀ビジョンに重ねると、沖縄の将来像と重ねて、県内に新たな基地をつくらせるべきではないというふうに考えます。県の対応をお伺いいたします。

(3)、県内に自衛隊のオスプレイ配備計画が明らかになった場合、県の対応についてお伺いをいたします。

以上、お答えをお聞きしてから再質問させていただきます。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　亀濱玲子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、公約に係る知事の決意についてお答えいたします。

私は新時代沖縄の到来、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の構築の３つの視点を踏まえ、公約の実現に向け取り組んでまいります。

まず、復帰50年を迎える新時代沖縄を日本経済の再生に貢献し得る方向に導けるよう、沖縄の地理的優位性を生かし、アジアの活力を取り込み、スケール感とスピード感を持ってさまざまな施策を推進いたします。次に、誇りある豊かな沖縄を実現するため、辺野古の新基地建設に反対し、普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還を政府に強く求めてまいります。さらに、過重な基地負担の軽減を図るため、基地の整理縮小を初め、日米地位協定の抜本的な見直し、米軍人・軍属による事件・事故など基地から派生する諸問題の解決に全身全霊で取り組んでまいります。また、沖縄らしい優しい社会の構築については、誰ひとり取り残すことなく、全ての人の尊厳を守る自立と共生と多様性の社会づくりを目指すとともに、ウヤファーフジへの敬い、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルを持って、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく諸施策を展開してまいります。これから明日を担う若者たちに、平和で真に豊かな沖縄、誇りある沖縄、新時代沖縄を託せるよう、公約に掲げた諸施策を着実に推進し、職員一丸となって全力で県政運営に当たる決意であります。

次に１の(2)、離島力の向上への思いと取り組みについてお答えいたします。

沖縄の離島地域は島々で異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力、すなわち離島力を有しております。私は公約においてこの離島力の向上を掲げており、離島の条件不利性に起因するさまざまな課題を克服するとともに、離島の負担を分かち合い、支え合うという理念のもと、交通、生活環境基盤の整備、教育、医療、福祉の分野等の定住条件の整備を図ってまいります。また、観光・リゾート産業や農林水産業等の離島地域の特色を生かした産業振興を図り、離島フェア等を通じた離島の魅力を発信することで産業振興につなげるなど、総合的な離島振興策を推進してまいります。私自身も機会を積極的につくるなどとして離島各地域を回らせていただければ幸いです。

次に、農林水産業の振興についてに関する御質問の中の５の(1)、県産農林水産物のおきなわブランド確立に向けた取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、おきなわブランドの確立に向け、国内

や海外において、県産農林水産物の販売促進に関する取り組みを実施しております。具体的には、１つ、市場関連企業との商談会の開催、２つ、首都圏におけるトップセールスの開催、３つ、県外量販店での試食販売、４つ、国内外の飲食店、量販店における沖縄フェアの開催などを実施しております。

沖縄県としましては、引き続き県産農林水産物のおきなわブランド確立に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　亀濱玲子議員の２、新時代沖縄へ踏み出す新たな振興計画と主要施策についての御質問の中の２(1)ア、アジアビジネスネットワーク拠点の構築と制度改正の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県がアジアに向けたビジネス、産業創出の橋頭堡となるためには、ネットワーク拠点の構築が不可欠であります。県では、北京、上海、香港、台北及びシンガポールの海外事務所に加え、福建省に駐在所を設置しており、今後も現地の関係機関と有機的に連携し、さらなるビジネスネットワークの拡充を図り、海外との経済交流を進めてまいります。また、規制緩和、制度改革については、沖縄の高い潜在成長力を具現化し、アジアのダイナミズムを取り込むため、国家戦略特区等の活用を推進してまいります。

同じく２(1)イ、アジア経済戦略構想推進・検証委員会の提言内容についてお答えいたします。

今年度の提言では、「うちなー経済　万国をつなぐ新たなステージへ」と題し、拡大する県経済の持続的な成長に向け、次のステージを見据えた施策展開が必要とされております。具体的には、那覇空港の中長期的なグランドデザインの早期作成や先端ＩＴ技術を活用したビジネス創出支援の強化、水産物等の輸出に係る衛生証明書等の柔軟かつ迅速な発行など、県施策の拡充や新たな取り組み等が挙げられております。

沖縄県としましては、提言を踏まえ、スケール感とスピード感を持って、沖縄の可能性を高く引き出し、県経済の発展を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　２の(2)、再生可能エネルギー事業の構築についてにお答えいたします。

県では、太陽光発電や風力発電等の地域特性に合った、地産地消型の再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいるところです。具体的には、宮古島市において再生可能エネルギーを効率的に利用するため、ＩＴ技術や蓄電池を活用した需給システムを構築するなどの事業を展開しているところであります。

県としましては、今後も引き続き再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２の(3)、やんばるの森・いのちの水基金（仮称）についての御質問にお答えいたします。

森や水及び水源地域に対する理解の促進と地域の振興を図るため、現在実施している水源地域環境保全事業を拡充することとし、従来の水源涵養機能維持のための取り組みに加え、ヤンバルの環境保全対策や水源地域の振興策に対して、基金等を含めた助成制度の創設を検討しているところです。

次に４の(1)のア、離島の水資源の保全についての御質問にお答えいたします。

県では、社会経済状況を踏まえた水需給の見通しを立てるため、県内を本島、宮古、八重山、本島周辺離島の４ブロックに分けた沖縄県長期水需給計画を策定しており、今年度は、平成40年度までの水需給予測を行う次期長期水需給計画を策定することとしております。この結果を踏まえて、関係部局及び水道事業体等と連携し、水利用の合理化対策等の必要な対策を講じてまいります。

次に４の(2)のア、離島航空運賃の割引についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、離島住民の交通コストの負担軽減を図るため、船賃及び航空運賃を低減する事業により、航空運賃については約４割の負担軽減を実施しております。

県としては、引き続き離島地域の市町村と連携し、離島住民の交通コストの負担軽減を安定的かつ継続的に実施してまいります。

次に同じく４の(4)のア、離島におけるガソリン価格の課題と格差是正についての御質問にお答えいたします。

県では、本島から県内離島に輸送される石油製品の輸送経費に対し補助を行っており、離島における石油製品の本島並みの価格安定と円滑な供給を図っております。平成25年度には補助単価の引き上げを行い、離島における輸送コストの低減に努めているところで

す。しかし、依然として本島・離島間において価格差があることから、価格差要因とその縮小の方策を検討するため、現在、石油販売事業者を対象に経営実態調査を行っており、調査結果に基づき、引き続き価格差縮小に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君） ２、新時代沖縄へ踏み出す新たな振興計画と主要施策についての御質問の中の(4)、観光・環境協力税（仮称）の検討内容と課題についてにお答えいたします。

観光目的税の導入に当たっては、必要性や活用方法等について十分な検討を行うとともに、観光関係者や観光客、県民の理解を得ることが重要であると考えております。このため県では、有識者及び観光関連団体等で構成する観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会を設置し、関係者の理解が得られる制度設計となるよう、課税対象、徴収方法、使途等について検討していただいているところであります。

県としては、今年度末に予定されている同委員会の提言を踏まえ、法定外目的税の詳細を定めることとしており、早期に導入できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん） ３、福祉施策、医療の充実についての御質問の中の(1)、無年金者等の実態と支援策についてお答えいたします。

厚生労働省が３年ごとに実施しております平成28年公的年金加入状況等調査によると、本県の65歳以上の方のうち、無年金者や公的年金を受給する権利はあるが受給の繰り下げをする等まだ受給していない方は、合計で約１万8000人となっております。県と市町村においては、年金制度への県民の理解促進や、高齢者等の年金受給対象者の受給漏れが生じないよう、年金事務所等と連携し取り組んでいるところです。また、無年金者等のうち生計の維持が困難な方に対しては、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の周知広報等による支援に努めているところです。引き続き、全ての県民が安心して暮らせる社会の実現に向け、市町村と連携し、必要な支援に取り組んでまいります。

同じく３の(2)、ヘルプマークの普及・啓発等についてお答えいたします。

ヘルプマークは、内部障害など外見からはわかりにくい障害のある方などが、周囲の方から援助を得やすくすることを目的に着用するもので、今年度から、希望する方に市町村を通じて無料で配布しております。県では、利用者が実際に援助を受けられるようにするためには、マークについて普及啓発を図ることが重要だと考えており、ポスター等を作成し、学校、交通機関等に配布しているほか、県ホームページの活用等により周知を行っているところであります。引き続き、関係機関と連携しながら、さらなる普及に取り組んでまいります。

同じく３の(3)、沖縄県手話言語条例の普及・啓発や取り組み等についてお答えいたします。

県では、毎月第３水曜日の手話推進の日に、基本的な手話表現を県ホームページで紹介するほか、手で話そう運動として、テレビやラジオＣＭ、商業施設でのイベント等を開催し、手話言語条例の普及啓発や手話を使用しやすい環境づくりに取り組んでいるところであります。また、手話通訳者の養成については、市町村を通じて手話奉仕員に講座受講を呼びかけるなど、市町村と連携しているところであります。

県としましては、引き続き、聾者と聾者以外の者が共生することのできる地域社会の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） それでは福祉施策、医療の充実についての御質問の中の(4)、医師・看護師の養成確保の取り組みについてお答えします。

県は、自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部地域枠、県立病院における後期臨床研修医の養成などにより、離島及び僻地の医療機関で勤務する医師の確保に取り組んでいるところでございます。医師の診療科偏在に対しては、修学資金貸与制度により医師不足の診療科への誘導を図っているところであります。また、看護師については、看護師養成校に対する運営費補助などにより、毎年700人の養成支援を行うとともに、高度な看護技術を有する認定看護師や特定行為看護師の育成支援を行っているところであります。

次に、４の公約の離島力の向上についての御質問の中の(3)、離島における医療提供体制についてお答えします。

県は、離島の医療機関で対応が困難な患者について、沖縄県のドクターヘリを活用するとともに、自衛隊及び海上保安庁の協力を得て、救急搬送する体制を整備しております。また、離島において眼科、耳鼻科

などの専門診療科が受診できる環境を整備するため、専門医による巡回診療を実施しており、平成29年度からは、新たにヘリによる巡回診療も行っているところであります。

次に(4)のイ、離島における水道料金についての御質問にお答えします。

離島の簡易水道の多くは、水資源に乏しく、自己水源で浄水から給水までを一括して行っていること、さらに、運営費用が割高である海水淡水化施設などの高度処理を導入していることなどから、本島地域と比べ、水道料金が高い状況にあります。そのため、県では、離島における水道料金の格差是正を含めた水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであります。なお、粟国村においては、平成29年度末に広域化を完了しており、その効果により広域化後の水道料金は約２分の１となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　４、公約の離島力の向上についての御質問の中の(1)イ、離島の水源涵養林の保全の取り組みについてお答えいたします。

森林は、木材生産など経済機能のほか、水源涵養機能、山地災害防止機能、地球温暖化防止機能などの多面的機能を有しております。県では、健全な森林の維持増進により、これらの機能を高度に発揮させるため、市町村などへの補助事業により造林事業を実施しております。離島地域のうち、宮古島市、石垣市のほか７町村において、過去10年間で204ヘクタールの造林を実施してきました。

県としましては、今後とも継続的な事業の実施に取り組んでいきたいと考えております。

次に５、農林水産業の振興についての御質問の中の(2)、地産地消の推進についてお答えいたします。

県では、県産農林水産物の地産地消を効果的に推進するため、第３次沖縄県地産地消推進計画に基づき、各種施策を推進しております。具体的には、１、給食における県産食材の利用促進のため、学校栄養教諭などに対して、産地研修の実施や旬の県産農林水産物の情報提供、２、県産食材を積極的に活用しているホテルや飲食店などをおきなわ食材の店として登録し、同店舗の積極的な情報発信などに取り組んでおります。

県としましては、引き続き、関係機関と連携しながら地産地消の推進に取り組んでまいります。

次に同じく(3)、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの発生状況と県内の侵入防止対策についてお答えいたします。

ことし９月と11月に岐阜県で発生した豚コレラは、豚での防疫措置は完了しておりますが、野生イノシシで継続的に感染が確認されております。また、アフリカ豚コレラは、近隣の中国において、感染が拡大し続けている状況です。県の防疫対応としましては、１、養豚農家及び関連団体に対する衛生管理指導の強化、２、外国人技能実習生への防疫衛生研修及び観光客への注意喚起、３、各地域での防疫実働演習の実施などに取り組んでいるところです。

県としましては、外国人観光客の増加に伴い、家畜伝染病の侵入リスクが高まっていることから、関係機関などと連携し、対策に万全を尽くしてまいります。

次に同じく(4)、日台・日中漁業協定の見直し、米軍の訓練水域解除に対する県の取り組みについてお答えいたします。

県では、漁業関係団体等と連携し、日台漁業取り決め及び日中漁業協定の見直しについて、国に対し、要請を重ねてきており、平成30年８月には、農水省、外務省に要請したところであります。また、ホテル・ホテル訓練区域の解除の拡大、及び対象漁業の拡充、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還等について、これまで累次にわたり要請を行っており、平成30年11月には、防衛大臣に対して要望書を提出したところであります。

県としましては、漁船の安全操業と漁場の確保のため、漁業関係団体とも連携しながら、引き続き、国に要請してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　４、公約の離島力の向上についての御質問のうち(2)のイ、空港着陸料の減免についてお答えいたします。

沖縄県が設置管理する12空港の着陸料については、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例において定めており、条例の特例措置により、普通着陸料の80％、ジェット機のみに課される特別着陸料の70％を軽減しております。それにより、離島在住者の航空運賃の一部軽減が図られているところであります。

次に４の(6)、下地島空港及び周辺用地の利活用事業についてお答えいたします。

第１期の利活用事業である三菱地所株式会社が実施する国際線等旅客施設は、平成31年３月30日の開業に向け、工事が進められております。また、株式会社

ＦＳＯが実施する航空パイロット養成事業は、平成31年５月の開業に向け、航空機使用事業免許の取得や、実機訓練に使用する機材の調達等に取り組んでいるとのことであります。さらに、第２期の利活用候補事業については、早期の提案者との基本合意書締結を目指して条件協議を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の公約の離島力の向上についての御質問で(5)、離島出身生徒のための寄宿舎についてお答えいたします。

高校のない離島出身者の経済的・精神的負担の軽減を図るため、高校へ進学する際の生徒の寄宿舎と小・中・高校生等の交流拠点としての機能をあわせ持つ施設として、平成28年１月に離島児童生徒支援センターを開所したところであります。寮生活においては、教員免許を有する舎監が、寮生の生活の相談や指導とともに学習支援等を行っております。

県教育委員会としましては、今後とも離島出身の児童生徒が安心して学校生活を送れるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　４、公約の離島力の向上についての御質問の中の(7)、離島の海岸漂着物及び廃棄物処理についてお答えします。

県は、海岸漂着物対策として、国の補助制度を活用した回収処理、環境教育、海外での発生を防止するための国際交流を行っているほか、市町村が実施する回収処理等に対する補助も行っております。また、離島市町村では、廃棄物処理施設が少なく、規模も小さいため、処理コストが割高となることや、処理できない廃棄物を沖縄本島などで処理せざるを得ないことから、海上輸送費がかさむことなどの課題があります。これら離島における廃棄物処理の課題に対応するため、昨年度から離島廃棄物適正処理促進事業を実施しており、効率的な処理によるコスト削減、適正処理の促進に必要な方策を検討しているところであります。引き続き、市町村の要望を踏まえて、海岸漂着物対策や離島のごみ問題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、自衛隊基地建設計画についての御質問の中の(1)のウ、改正環境影響評価条例の対応についてお答えします。

宮古島市における保良鉱山地区への陸上自衛隊配備計画については、詳細な事業規模及び内容等が明らかではありませんが、施行区域の面積が20ヘクタール以上の土地の造成を伴う事業で、平成31年４月以降に工事に着手する場合は、改正条例の対象事業として手続が必要になるものと考えております。県では、条例の改正内容について、沖縄防衛局や宮古島市を含む関係機関等に対し説明会を開催し、周知を図ってきたところであります。

同じく６の(1)のエ、宮古島及び石垣島での環境調査の実施についてお答えします。

県では、水質汚濁防止法に基づき、宮古島及び石垣島を含めて全県的な地下水の定期調査を実施しております。現在のところ、宮古島及び石垣島の地下水の水質につきましては、環境基準を満たしている状況となっており、引き続き、地下水の環境保全について注視してまいりたいと考えております。自衛隊配備に係る環境調査については、事業者である沖縄防衛局の責任において実施されるべきものと考えておりますが、県としましては、地元市の意向等も踏まえながら、調整していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　６、自衛隊基地建設計画についての(1)のア及び(1)のイ、保良鉱山地区への自衛隊配備計画についてお答えします。６(1)アと６(1)イは関連しますので一括してお答えします。

防衛省によりますと、宮古島の保良鉱山地区については、地対艦誘導弾、地対空誘導弾などを保管する弾薬庫３棟、射撃訓練を屋内で行う覆道射場などの施設の整備が計画されているとのことであります。また、野外炊飯場につきましては、沖縄防衛局が平成30年９月13日に公告した、陸自宮古島(30)訓練場地区新設建築設計において、野外炊事場の建築設計業務が含まれていることを確認しております。

次に６の(2)、自衛隊の先島配備についてお答えします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。県は、住民合意もなく、地域に分断を持ち込むような自衛隊強行配備は認められないものと考えており、現状は必ずしも十分に住民合意が得られているとは言いがたい状況にあります。

県としては、政府に対して、地元の理解と協力が得

られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、求めてまいりたいと考えております。

次に６の(3)、自衛隊のオスプレイ配備計画についてお答えします。

オスプレイについては、墜落事故等による県民の不安が一向に払拭されておらず、県は、建白書の精神に基づき、オスプレイ配備に反対であり、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対して、オスプレイの配備撤回を求めているところです。自衛隊が米軍と同機種であるオスプレイを県内に配備する計画がある場合には、政府に対し配備しないよう強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

〔亀濱玲子さん登壇〕

○亀濱　玲子さん　お答えいただきましたので、再質問をさせていただきます。

自衛隊についてなんですけれども、これまで県は、これは防衛局がやるべき仕事だというふうに言ってきています。３月までででも千代田の環境調査、出るべきだったはずです。報告書を出し切れていないんです。報告書も出ていない。なぜですか。それを出してもらうべきではないですかというのもできていない。そこでは、小動物などの自然環境に十分配慮してまいりますというふうに、皆さんが防衛局に出した回答書、これ29年８月１日の回答書ですけれども、これに私は地下水、地下構造、断層、それらのものが宮古島の地下水に大きな影響を与えるというふうになるんだったら、沖縄県が独自で調査できないのであれば、事業主である防衛省にそれを求めていただきたい。それについてはいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

先日、赤嶺政賢議員が石垣島での戦闘を想定した防衛省の2012年の離島奪還作戦というものが、もう組み込まれたものになっているというふうに明らかになりました。それはこれで明らかになっているわけです。（資料を掲示）　こういう形で、この島々が宮古であり、石垣なんです。こういったところが全部一度奪還されて、それを負けている自衛隊がさらに追加して奪還していくという、そこに人の命のことは書いてありません。住民をどう救うかも書いてありません。つまり、そういったことが本当にこのまま許されていいというふうにはならないはずです。今踏み込んで知事がおっしゃったのであれば、私は知事にお伺いしたい。10月25日から27日まで日中首脳会談が開かれました。その中で合意されたことは何でしょうか。これは近隣・隣国同士お互いに脅威とならないということ、そして自由で公正な貿易を発展させていくという、お互いが必要な存在であること、争わない知恵を持つこと、一触即発にならないようにお互いが連携をとってやっていこうという、そういうところを合意しているわけです。そういったことを知事、沖縄は、こういった軍事施設にならない、標的にならないということを選んでいく、そういった役割を持っている。平和を発信していく、そういった県だというふうに私は思っています。知事のお考えを伺いたいと思います。

そしてもう一点です。

宮古島のあの保良鉱山の周りには、複数の地下ダムがあります。新しく工事しているところもあります。開発していくのはまさに保良ダムをつくろうと今しています。そしてその地域には、加治道水源流域があります。こういった場所なんです。そういったことをしっかりと県が調査をしていただきたいというふうに思うわけです。どういった場所かということをしっかりと捉えてから方向性を出していただきたい。

以上です。お答えいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時56分休憩

午後５時７分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　亀濱議員の質問にお答えいたします。

10月25日から27日の日中首脳会談、安倍総理と習近平国家主席との会談の中で、海洋安全保障の部分で、東シナ海の問題については、安倍総理から日本側の問題意識を改めて伝えた上で、現場の状況の改善を求めた。また、引き続き意思疎通を強化し、不測の事態の回避に努めることで一致したということが確認されました。

かねてから申し上げておりますが、沖縄県も北京、上海に事務所を出し、そして福建には駐在員を派遣し、経済交流、文化交流などについて積極的に対話をし、接点をつないでいくということを行ってきております。また私も、この沖縄をアジアの主要な海上交通の交差点にあるという地理的な環境から、その周辺地域における紛争や不測の事態が起こらないように、沖縄を平和のバッファーゾーンにしていきたいという国際的な協力関係をぜひつくっていくよう、かねてから発言をさせていただいております。ひいては、離島における住民の皆さんの安全・安心の生活のためには、

その不測の事態が起こらないよう国レベルでの不断の外交努力、平和外交努力を重ねていただきたいというふうにも思っておりますし、現在、配備が問題になっております自衛隊の問題についても、住民に十分説明を尽くし、十分の理解が得られない中では、沖縄県としては強行配備は認められないということもかねてから発言しているとおりであります。ぜひ離島の平和については、国家レベルでの対話、そして地域における国と住民との対話をしっかりと構築していただきたいというふうに考えている次第です。

以上です。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　亀濱議員の再質問でございますが、希少種の調査、地下水、地下構造等の調査を沖縄防衛局へ求めるべきではないかという話と、保良鉱山の調査についてもという御趣旨の質問をいただきました。

環境の報告書については、再三報告するように求めて、公表をすることも含めまして求めておりますけれども、現在までのところ、まだ公表はされていないという状況でございます。引き続き求めていきたいというふうに考えておりますけれども、県としましては、当該地区につきましては、過去５回、平成29年９月、30年２月、30年６月、８月、10月と５回にわたって立入調査をいたしまして、赤土の流出口の対策の状況、それから希少種の移植の状況等も確認しております。私も実際10月には訪れて状況を見てきました。移植の状況につきましても、６種類の植物につきましても、約100個体以上、ちょっと今数は手元にありませんけれども、100個体以上の移植の状況を確認してきているところでございます。地下構造につきましては、宮古島は地下ダムの関係上、相当な量の地下構造の調査をされていて、その中で地下の構造から現在の千代田地区等々につきましては、地下ダムから異にしているという形での報告がされているところでございますけれども、細かなところにつきましては、調査はきちっとされていないという状況でもございますので、沖縄防衛局へ調査を求めるということも含めまして、その有無も含めまして、宮古島市の意向も十分聞きながら対応していきたいなというふうに考えております。

保良地区の鉱山につきましても、今後事業の規模が決まって、配置計画がちゃんと決まるということでございますので、そのような状況もしっかり注視しながら、今後の対応につきましてもしっかり宮古島市の意向も踏まえながらしっかり対応をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉　京子さん　早速代表質問を行います。

社民・社大・結連合の比嘉京子です。

代表質問を行います。

まず１番目に、県民投票について。

今回の県民投票を実施する意義について伺います。

(2)番目に、投票日が決定されましたけれども、投票実施に向けての知事の決意、思いを伺いたいと思います。

２番目に、教育・福祉行政について。

(1)、小学校では、2020年度から英語が正式教科となります。

質問します。

ア、担当教諭への研修はどのように進められているのか。

イ、外務省沖縄事務所主催の嘉手納基地内のアメリカンスクールで研修が行われております。地域を限定しての研修のあり方、必要性についての認識を伺いたいと思います。

(2)、教育現場におけるパワハラについて。

ことし１月、校長によるパワハラで鬱病から認知症を発症し、現在介護度４にまで重症化した女性教頭の件に関して、那覇地裁は那覇市に対し損害賠償を命じました。

質問します。

ア、パワハラ発生事件の件数、それから相談体制、罰則等について伺います。

イ、パワハラの防止策について伺います。

(3)、知事公約である沖縄県ＬＧＢＴ宣言は、どのような社会を目指すのか、宣言の意義について伺います。

(4)、ことし４月開園した市立こども園が次年度から休園をすることになりました。小学校の敷地にありまして、面積や環境ともに恵まれたこども園であります。定員割れと保育士確保が見通せないという理由でございます。

質問します。

ア、公立保育所の保育士の正規雇用率、幼稚園教諭の正規雇用率はどうなっているのか。

イ、これまでどおり公立幼稚園であれば休園は回避できたのではないかと考えます。

(5)、沖縄型幼児教育は公立幼稚園が結節点となり就学前施設を取りまとめ、小学校と連携を図るとして

おりますが、公立幼稚園が認定こども園へと移行が進んでいます。そのため所管が教育委員会から子ども生活福祉部となりますが、結節点はどこが担うんでしょうか。

(6)、来年10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。本県の対象者は何名で総額は幾らに及ぶのか。また、国・県・市町村の負担割合はどうなるのか。無償化による影響をどのように認識し、どのような対策を講じているのか伺います。

(7)、保育士の処遇を抜本的に改善するには、国から支給される保育所の運営費すなわち公定価格の見直しが必須であると考えます。

以下、質問します。

ア、公定価格における人件費の算定根拠はどうなっているんでしょうか。

イ、公定価格は保育時間を何時間として人的配置をしているんでしょうか。

ウ、公定価格の地域区分の根拠は何でしょうか。なぜ本県が「その他」の地域なんでしょうか。

エ、上記の３点について、国に改善要求をすべきだと考えますがどうでしょうか。

(8)、厚生労働省は放課後児童クラブ（学童保育）の職員数と職員の資格要件の基準緩和方針を示し、来年にも法改正をするようであります。基準緩和によって児童の安全性等への影響を県はどう認識しておられるのか。本県の設置基準はどうなっているのか伺います。

大きな３番目の保健・医療行政について。

(1)、知事公約であります、子育て世代包括支援センターについて伺います。

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う、保健・医療・福祉が一体となった施設を41市町村に設置するとしております。実施計画を伺います。

(2)、本県の１次医療体制はどうなっているか。１次医療における市町村の役割について伺います。また県内でその役割を担っている市町村はどこでしょうか。

(3)、病院事業局について。

ア、平成29年度決算において、その他の流動資産6000万円について内容が明らかにされておらず問題であります。調査の進捗状況を伺いたいと思います。

イ、病院事業局は、県監査委員会から、毎年度の定期監査において基本的な事務での不適切な事務処理が多く確認され、依然として指摘件数が多いとされ、ついては、出納事務の改善に向けた抜本的かつ効果的な方法を検討していただきたいという指摘を受けています。県立病院の100床当たりの事務職員数は全国平均、類似病院と比較するとどのような状況にあるんでしょうか。

ウ、定数の見直しが早急に必要と考えておりますがどうでしょうか。

エ、県立病院の経営について伺います。

病院経営の責任は開設者である沖縄県（知事）と病院事業局にあると考えます。まず開設者が地域における県立病院の果たすべき使命や役割を明確にし、それを果たすために必要な環境を整える責任があると考えます。一方、病院事業局は、県民がどこに住んでいてもひとしく命が守られ、良質な医療が受けられるよう、開設者の要求に応える責任があると考えます。

以下、質問します。

(ｱ)、開設者である沖縄県は県立病院の果たすべき使命や役割についてどう認識しておられるんでしょうか。

(ｲ)、病院事業への一般会計からの繰出金のうち、診療行為による収益的収支に対する繰出金について、特に病床１床当たりの繰出金が全国と比較して少ないと考えますがどうでしょうか。

４番目に、観光行政について。

(1)、那覇空港の民間専用化について伺います。

那覇空港の滑走路処理容量は13万5000回とされておりますけれども、発着回数は16万6000回数以上になっております。一方、自衛隊の戦闘機も増強されているようであります。――ことし６月と書きましたが、７月に訂正をお願いします――ことし７月には国土交通省が重大インシデントとした事故一歩手前の事態を招いています。安全性と沖縄経済を支える観光産業への影響ははかり知れません。民間専用化を目指し始動すべきと考えますがどうでしょうか。

(2)、民間機における那覇空港上空の安全性はどうなっているのか。

(3)、第２滑走路が完成しても現在の1.3倍しか容量が拡大しないのはなぜか。

(4)番目に、台風時における利用者への対応として、空港ロビーにあふれる客や空港で一夜を明かす観光客の姿は改善しなければなりません。空港に直結したホテルが必要であると考えますが、計画はあるんでしょうか。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　比嘉京子議員の御質問にお答えいたします。

県民投票についてに関する御質問の中の１の(1)、

県民投票の意義についてお答えいたします。

県民投票は、地方自治法に基づく県民からの直接請求により制定された条例に基づき実施されるものであります。条例制定請求で、法定署名数を大きく上回る９万2848筆の署名の提出があったことは、辺野古の米軍基地建設に対する県民の多大なる関心を示したものと考えております。県民投票の実施により、普天間飛行場の代替施設建設のための辺野古埋め立てについて、県民一人一人が賛否を示すことは意義があるものと考えております。

次に１の(2)、投票実施に向けての知事の決意、思いについてお答えいたします。

県民投票については、投票日を平成31年２月24日、その告示日を２月14日と決定したところであります。

県としましては、市町村と緊密な連携を図りながら、その実施に万全を期するとともに、賛否を判断するために必要な広報活動及び情報の提供を客観的かつ中立的に行ってまいります。県民投票は、投票を通して県民の皆様の意思を直接反映させることができる重要な機会であります。私は、県民の皆様の一人一人の意思を明確に示していただくために、ぜひ投票に参加していただきたいと考えております。

次に、保健・医療行政についてに関する御質問の中の３(1)、子育て世代包括支援センターについてお答えいたします。

いわゆる母子健康包括支援センターは、妊産婦及び乳幼児の健康、経済及び社会的状況などを包括的かつ継続的に把握し、助言や訪問支援等を行うほか、関係機関との連絡調整を行うことになりますので、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援が受けられる体制が整備されることになると考えております。県では、市町村がそれぞれの実情に応じた母子健康包括支援センターを設置することができるよう、研修会の開催、個別具体的な助言を行うなど、今まで以上に市町村に対する支援を実施していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の教育・福祉行政についての御質問で(1)、小学校教諭対象の英語の研修についての御質問にお答えいたします。２の(1)アと２の(1)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

県教育委員会では、小学校教諭の指導力及び英語力の向上を目的として、英語指導力向上研修会、英語力アップ研修会、英語新学習指導要領説明会を実施し、2020年度の５・６年生における小学校英語の教科化に向けた必要な取り組みを計画的に行っているところであります。このような中、国において、基地内での小学校教諭対象の研修会を実施しておりますが、当該研修会への参加については、さまざまな研修の機会の一つとして、各市町村教育委員会が地域の実情に応じて判断したものと考えております。

次に同じく２の(2)の、教育現場におけるパワハラの現状と防止策についての御質問にお答えいたします。２の(2)のアと２の(2)のイは関連いたしますので、一括してお答えさせていただきます。

県教育委員会が平成27年度から平成30年度の現時点までに受けたパワハラに関する相談件数は、県立学校で４件、小中学校で９件となっております。県立学校の教職員に対しては、県教育委員会のホームページにパワハラ等に対応するための相談窓口を開設し対応しており、市町村立学校の教職員から相談がある場合は、その相談内容を服務監督者である市町村教育委員会に情報提供し、当該市町村において適切に対応しているものと認識しております。また、関係法令等に抵触するようなパワハラが確認された場合には、懲戒処分等の措置がなされることになります。

県教育委員会としては、管理職研修会の場で注意喚起を行うとともに、各学校においても人権ガイドブックの活用等により、管理職も含め、教職員の人権意識の高揚を図っているところであり、引き続きパワハラの防止に取り組んでまいります。

次に２の(4)のアの(ｲ)、公立幼稚園の正規雇用率についてお答えいたします。

平成30年６月時点の公立幼稚園に勤める教諭1079人中、本務教諭は434人で、その割合は40.2％となっております。

次に２の(5)、沖縄型幼児教育の結節点についての御質問にお答えいたします。

沖縄型幼児教育は、公立小学校長と公立幼稚園長が兼任であること、公立小学校に公立幼稚園が併設または隣接していることをその特徴として、発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続を行うことを目的に推進されております。今後、公立幼稚園から認定こども園へと移行していく中でも、沖縄型幼児教育の目的である、幼児教育と小学校教育の学びの連続性を踏まえた円滑な接続は、引き続き重要であると認識しております。

県教育委員会としては、これまでの公立幼稚園を結節点とした連携体制も含め、認定こども園に移行して

も、小学校と認定こども園等が継続して連携が図れるよう、市町村保育主管課や教育委員会が主体となった保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携体制づくりを促してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　２、教育・福祉行政についての御質問の中の(3)、ＬＧＢＴ宣言の意義についてお答えいたします。

性的指向や性自認を理由とする差別的扱いについては、現在では不当であるという認識が広まっていますが、いまだに偏見や差別が起きている現状があり、県民の理解を深めることが重要であります。そのため、全ての県民の尊厳をひとしく守り、個々の違いを認め合い、マイノリティーを排除せず、互いに尊重し合う共生の社会づくりを目指すＬＧＢＴ宣言は意義あるものと考えております。

同じく２の(4)のアの(ｱ)、公立保育所の保育士の正規雇用率についてお答えいたします。

県内公立保育所74施設中51施設から報告のあった保育士総数に占める保育士正規雇用率は、平成30年４月１日現在、保育士総数802人、正規雇用保育士359人で、44.8％となっております。

同じく２の(4)のイ、公立認定こども園の休園についてお答えいたします。

各市町村においては、ニーズ調査や地域の実情等を踏まえて策定した市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育施設の整備に取り組んでいるところです。今回の休園について、市に確認したところ、現在の在園児の状況等から、次年度も集団教育を続けられるか懸念があったことから、休園に至ったと聞いております。

同じく２の(6)、幼児教育・保育無償化の影響等についてお答えいたします。

認可保育所等における平成29年度の実績をもとに、あらあらの試算をした場合、約２万8000人が対象となり、無償化の対象となる保育料はおおむね67億円程度となる見込みであります。国が示した案によると、初年度は国が全額負担し、32年度以降は、国が２分の１、都道府県と市町村は４分の１の負担となっております。

県としましては、引き続き、市町村における体制整備を支援するなど、幼児教育・保育の無償化の着実な実施に取り組んでまいります。

同じく２の(7)のア、公定価格における人件費の算定根拠についてお答えいたします。

保育所に対する運営費は、人件費、管理費、事業費等から成る保育に要する費用とされており、国が定めた公定価格として保育所へ支払われております。国の通知によると、公定価格の単価設定に係る保育士の人件費の基準となる額は、国家公務員の本俸基準額が示す20万2470円となっております。

同じく２の(7)のイ、保育時間と人的配置についてお答えいたします。

公定価格上、基本的に保育標準時間である11時間開所が想定されております。そのため、公定価格には保育所等が11時間開所に必要な職員配置を見込んだ人件費が積算されています。

同じく２の(7)のウ、公定価格の地域区分についてお答えいたします。

公定価格における地域区分については、国家公務員の地域手当を参酌し、地域における民間の賃金水準や物価等を考慮して定められております。本県の地域区分は、全国市区町村の約70％が属する「その他地域」に区分されており、標準的な地域として位置づけられております。

同じく２の(7)のエ、国への改善要求についてお答えいたします。

県におきましては、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通し、処遇改善を含めた公定価格の改善を国へ要望しております。また、全国知事会においても、処遇改善や保育の質を確保するための研修体制整備に対する支援等について、国へ要望しているところであります。

同じく２の(8)、放課後児童クラブの資格要件基準緩和の影響等についてお答えいたします。

現在、放課後児童クラブの職員配置については、国が定める基準に従い、市町村条例に基づき１カ所につき２人以上の放課後児童支援員等の配置が必要となっております。

県としては、子供の安全確保の観点から、複数配置が適切であると考えております。一方で、離島や僻地などにおいてクラブ開所に必要な支援員確保が困難な事例もあることから、クラブの質を担保した上で地域の実情等を踏まえ、職員配置が行われることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは保健・医療

行政についての御質問の中の(2)、本県の１次医療体制についての御質問にお答えいたします。

地域住民の日常的な疾病や外傷等の診断、治療など、身近で頻度の高い医療サービスやかかりつけ医による初期医療については、１次医療として提供されております。また、地方公共団体は良質な医療を提供する体制の確保に努めるとする医療法の趣旨に鑑みた場合、市町村は、民間医療機関が所在しない地域において、１次医療の提供体制を確保する役割があると考えております。県内では、伊江村及び国頭村など離島・僻地の11市町村が１次医療を確保すべく診療所を開設し、その運営を行っているところであります。

次に(3)のエの(ｱ)、県立病院の役割についての御質問にお答えします。

県立病院が果たすべき役割は、民間医療機関において対応が困難な医療、圏域の地域特性及び医療機能を踏まえた医療、その他公的医療機関として担う必要がある医療を提供することであり、具体的には、救命救急医療や周産期医療などを担うものだと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　３、保健・医療行政についての御質問の中の(3)ア、平成29年度決算に係るその他流動資産の調査の進捗状況についての御質問にお答えします。

病院事業局では平成29年度決算に係るその他流動資産の内容を明らかにするため、11月16日に沖縄県病院事業会計決算諸表に関する検証委員会を設置し、同月19日及び26日に同委員会が開かれました。検証委員会は公認会計士等の外部有識者で構成され、病院事業局がこれまでに取り引きした仕訳について、外部有識者の視点で客観的に問題を検証し、解決策等について協議しているところです。検証の結果、平成29年度決算に係るその他流動資産の原因が特定され次第、必要な修正及び再発防止策の提言等がなされることとなっております。

次に(3)イ、県立病院の事務職員数の全国との比較についての御質問にお答えします。

県立病院の100床当たりの事務職員数は、平成28年度の総務省地方公営企業年鑑によると、全国平均10.9人に対し、沖縄県は6.3人となっております。また、病床数が類似する病院との比較については、平成28年度の総務省病院経営分析比較表によると、北部病院6.7人、中部病院5.7人、南部医療センター・こども医療センター5.2人、宮古病院5.9人、八重山病院6.8人、精和病院0.8人、類似病院の平均よりそれぞれ少なくなっております。

次に(3)ウ、定数の見直しについての御質問にお答えします。

病院事業局では、人員体制の見直しを行う中で、必要性、緊急性、人材確保の見通し、法令遵守事項、経営面に与える影響等を勘案した上で、必要な事務職員の配置に努めているところであり、引き続き、関係部署と協議してまいりたいと考えております。

次に(3)エ(ｲ)、収益的収支に対する１床当たり繰入金についての御質問にお答えします。

全国の都道府県立病院の機能には、それぞれの医療圏において違いがあるところですが、平成28年度決算における収益的収入に係る許可病床１床当たりの繰入額は、沖縄県は216万5000円であり、全国平均の404万3000円を下回っている状況です。沖縄県立病院は、沖縄県の歴史的な背景から、政策医療に加えて広く一般医療も担っており、他の都道府県立病院と比べても病床数が多いことから、病床１床当たりの繰入額の全国比較のみをもって、総務省繰出基準に基づき措置される一般会計繰入金の額に言及することは適当でないと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　４、観光行政についての(1)、那覇空港の民間専用化についてお答えします。

多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸や災害救助など、自衛隊は県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。

県としましては、自衛隊において、県民に不安や影響を与えることがないよう安全管理に万全を期していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　４の観光行政についての(2)、民間機における那覇空港上空の安全性についての御質問にお答えいたします。

那覇空港は、日常的に多数の民間航空機が運航し、全国で５番目に多い年間16.6万回の離発着が行われており、国の管制業務において、空港上空の安全性は確保されているものと考えております。

次に同じく４の(3)、第２滑走路完成後の発着回数についての御質問にお答えいたします。

国土交通省によりますと、第２滑走路供用開始後の処理容量につきましては、発着回数が現行の13万5000回から約1.37倍の18万5000回になるとされております。滑走路が２本となっても発着回数が約４割増にとどまる理由といたしましては、第２滑走路と旅客ターミナルの間を移動する航空機が現滑走路を横断する間は、現滑走路の発着を一時的にとめることになるという、滑走路とターミナルの位置による制約があること、嘉手納飛行場の進入経路や市街地上空を避ける必要がある等、空港周辺空域上の制約があることと聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　４、観光行政についての御質問の中の(4)、台風時の空港滞留者対策についてにお答えいたします。

県では、台風の影響により航空機を利用できない観光客の混乱を防ぎ、不安感を解消することを目的に航空会社等の関係機関で構成する台風時観光客対策協議会を設置しております。空港内での混乱や滞留が生じる原因は、主に台風時の航空機の運航、あるいは欠航の判断のおくれ等によるものが大きいことから、県では、当該対策協議会の中で、航空会社へ早期の判断についてお願いしているところであります。その結果、昨今、那覇空港の滞留者は減少傾向にありますが、仮に空港内に観光客が滞留した場合には、ブルーシートや飲料水等の配布を行い、不満感の低減に努めているところであります。空港に直結したホテルの計画については、現段階で把握しておりませんが、今後、関係者間で情報交換していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時46分休憩

午後５時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉　京子さん　では、再質問させていただきたいと思います。

市立のこども園についてですけれども、まずなぜ休園となったのかという一つには、保育士がいないという理由がありますが、保育士の正規雇用をすれば、１人の募集をかけると二、三十名が応募します。正規雇用が40％であるというような状況の中において、保育士がいないという公立のあり方には問題があると言わざるを得ません。

もう一点、休園になった理由ですけれども、沖縄は85％以上が公立の幼稚園でありました。本土と異なる点です。公立から認定こども園へと移設するわけですけれども、問題点をその間十分に議論したのかどうかが非常に拙速な移設につながっていないかどうかという点が１点ございます。そしてもう一点は、ニーズ調査をいかにやったのかという点です。

この２点を踏まえて部長にお聞きしたいんですけれども、１つにはこういう事態を踏まえて、来年も多くの認定化が進められようとしているわけなので、踏まえて十分な議論とニーズ調査をしっかりやるということを各市町村に提言すべきだと思いますがどうでしょうか。また、認定こども園を認定しているのは県です。ですから県の責任がどうなのか。チェック機能を厳しくすべきだと思いますが、部長の見解を伺います。

もう一点、福祉のほうで、教育福祉においてですけれども、公定価格というのは、保育園の運営をするときの予算です。その予算の１点目の人件費の算定根拠、先ほどお聞きしましたところ、卒後７年経験、７年目の人を中心に人件費を算定しているということは、今保育現場では、20代の人ばかりがいるわけではありません。ですから、30代、40代、50代の人の人数で、27歳の人を中心に入ってくる金額で頭割りをするということは、いかなることになるかということは想像にかたいだろうと思うんです。

もう一つは、保育時間を先ほど11時間と政府は開園時間を見ているんですが、そのときの基本的な人件費の算出を８時間としています。そのために保育園では、1.5倍から1.6倍、多いところで1.9倍の保育士を採用しています。それもそのつもりではない、そういうような算定ではないところで頭割りをしているというのが実態であるということを踏まえていくならば、やっぱりこれは、私たちが幾ら保育士の処遇改善に一般会計から投じていっても、焼け石に水の感が否めません。国をうんと変えていく必要があると思いますが、沖縄県が声を大きくしていく、九州云々ではなく、保育士の処遇を改善するための国の抜本的な算定基準の改革を求めていくことが必要だと思いますがいかがでしょうか。

それから３番目に、県立病院の問題ですけれども、先ほどの繰入額の問題でお伺いしたいと思うんですが、県立病院は県民の命の最後のとりでだというふうに県民は理解をしています。開設者である沖縄県知事と病院事業局がどれだけ繰出金や繰入額があればそれ

が果たせるのかを十分に議論してもらいたいと思います。次年度の予算がまだ決定をしていないと思いますけれども、総務部長と病院事業局長にお聞きしたいんですが、そのことをしっかりとやって、経営が成り立つように、そして医療が守られるようにやっていくという決意を伺っていきます。

最後に、私は先ほど観光行政における空の問題を答弁いただいて、企画部長がお答えになったのでちょっと面食らっているんですけれども、今沖縄県は世界水準の観光を目指しているわけですけれども、まず何といっても陸においては自衛隊機、これがことしの７月に１時間41分とまっただけで9700名の沖縄からの人々に影響があった。私はその日に戻ってくる人のお話を聞きましたら、本土でも同じようにストップがかかった人がいるということを考えなければならないと思います。そればかりではなく、上空においては、2010年に嘉手納ラプコンが返還されましたけれども、今米軍優先は温存されているわけです。安全が担保されたとおっしゃいましたけれども、これは本当に大変厳しい答弁ではないかなと私は思っております。

そこで、上空における米軍優先の空の占領状態、これについて、例えば悪天候とか乱気流、危険回避でも米軍の許可がなければ進入できないというこの実態を県がどう認識し、そしてこれを一歩でも進めるためにどのような道筋を立てられるのか最後にお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時54分休憩

午後５時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　比嘉京子議員の再質問の中で、認定こども園の必要性の議論をもっとすべきではないかという御質問に対してお答えいたします。

認定こども園の必要性の有無や保育ニーズの把握につきましては、認可において重要な要件だと考えております。

県としましては、引き続き認定こども園の認可に当たって、認定こども園の設置の必要性や保育ニーズを適切に把握するように、市町村に対して十分検証するよう指導助言してまいりたいと考えております。

それから、認定こども園の件については、県にも認可した責任があり、それはチェックすべきではないかという御趣旨の質問に対してお答えいたします。

まず公立幼稚園から公立の認定こども園に移行する場合には、認可ではなくて届け出によることとされておりまして、市町村においては、保育ニーズなど地域の実情を勘案して整備していくものと考えております。今回このような事態も起こっておりますが、市町村においては、現在、次期子ども・子育て支援事業計画策定に向けましてニーズ調査等を行っているところでございまして、これとあわせて県としては、計画策定時のヒアリング等を通して、地域ニーズを踏まえた計画となるようにさらに助言してまいりたいと考えております。

それから、保育士の公定価格等、国への改善要求についてお答えいたします。

県としましては、九州各県保健医療福祉主管部長会議の中で、具体的には保育の質の向上の観点等から、保育士１人当たりの負担感が高まっているために、現行の配置基準よりも多くの保育士を配置した場合の加算を新設してほしいということとか、それから保育士の事務負担軽減のための事務職員の雇用にかかる加算の拡充であるとか、あと乳児を保育している保育所における看護師等の配置に関する改善であるとか、最後に処遇改善等の加算率のさらなる改善等について要望してきております。

沖縄県は九州各県と比べましても、待機児童の――全国的にでもございますが――多い県でございますので、さらに強く要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　病院事業の繰出金、繰入金の関係で、経営も成り立ち、また医療の提供もしっかりやっていただくためには十分な議論が必要ではないかというふうな御趣旨の再質問にお答えします。

御案内のとおり、県立病院の経営状況、実は３年連続で経常収支は赤字ということで、赤字幅も拡大していることもあって大変厳しい状況がございます。また、手持ち現金についても減少傾向にあるということで、その経営状況は厳しい状況にあるのかなと思っております。当然ながら、知事部局といたしましても、病院事業については病院事業局長がしっかり管理運営しているところでございますが、経営改善の取り組みはしっかり注視をしていきたいと思っております。また、あわせて病院事業の独立採算の原則は踏まえつつも、当然ながら不採算であっても必要不可欠な医療サービスを提供するという観点からは、適切な繰出金

は措置していかないといけないのかなというふうに思っています。当然ながら、そういうふうなことも踏まえながら、病院事業局としっかり次年度予算についてこれから議論していくところでございますので、その辺を含めて丁寧にやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君） 比嘉京子議員の再質問の中で、嘉手納ラプコンに関連する質問にお答えいたします。

嘉手納ラプコンにつきましては、2010年に進入管制業務が日本側に移管されておりますが、文献等によりますと、米軍機が嘉手納飛行場及び普天間飛行場に優先的に着陸するために、アライバルセクターと言われる着陸空域が新たに設定されており、詳細は公表されておりませんが、那覇空港に離着陸する民間機の飛行高度が制限される管制業務上の措置が行われているとのことであります。航空労働者で構成する航空安全推進連絡会議は、那覇空港離陸時の高度制限に多くの運航乗務員が不安を感じていることから、離陸時の高度制限の撤廃やそれに係る軍事空域の削減に努めることなどを要請しております。

県としましては、空域の見直しについて関係機関からの情報収集などを行い、国等への要請を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明５日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時３分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　崎　山　嗣　幸

会議録署名議員　　照　屋　守　之

平成30年12月５日

平成30年
第　８　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　３　号）

平成30年
第　8　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）

平成30年12月５日（水曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第3号

平成30年12月５日（水曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（44名）

議　長	新里米吉君	21番	山川典二君
副議長	赤嶺　昇君	22番	花城大輔君
1番	瀬長美佐雄君	23番	又吉清義君
2番	玉城武光君	24番	山内末子さん
3番	親川　敬君	25番	渡久地　修君
4番	新垣光栄君	26番	玉城　満君
5番	次呂久成崇君	27番	仲村未央さん
6番	宮城一郎君	29番	仲宗根　悟君
7番	大城憲幸君	30番	崎山嗣幸君
8番	金城泰邦君	31番	金城　勉君
9番	大浜一郎君	32番	末松文信君
10番	西銘啓史郎君	33番	具志堅　透君
11番	新垣　新君	34番	島袋　大君
12番	比嘉瑞己君	35番	中川京貴君
13番	西銘純恵さん	36番	座喜味一幸君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	42番	比嘉京子さん
17番	亀濱玲子さん	43番	大城一馬君
18番	當間盛夫君	45番	糸洲朝則君
19番	上原　章君	46番	照屋守之君
20番	座波　一君	47番	仲田弘毅君

欠　席　議　員（3名）

28番	照屋大河君	41番	狩俣信子さん
37番	嘉陽宗儀君		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	企業局長	金城武君
副知事	富川盛武君	病院事業局長	我那覇仁君
副知事	謝花喜一郎君	会計管理者	伊川秀樹君
政策調整監	吉田勝廣君	知事公室秘書防災統括監	前原正人君
知事公室長	池田竹州君		
総務部長	金城弘昌君	総務部財政統括監	宮城力君
企画部長	川満誠一君		
環境部長	大浜浩志君	教育長	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	大城玲子さん	公安委員会委員	與儀弘子さん
		警察本部長	筒井洋樹君
保健医療部長	砂川靖君	労働委員会事務局長	金良多恵子さん
農林水産部長	島尻勝広君		
商工労働部長	屋比久盛敏君	人事委員会事務局長	池田克紀君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫君	代表監査委員	當間秀史君
土木建築部長	上原国定君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	課長補佐	佐久田隆君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君　おはようございます。

会派おきなわを代表して質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、日米安全保障に対する知事の政治姿勢を伺います。

(2)、自衛隊に対する知事の政治姿勢を伺います。

(3)、北朝鮮の脅威について知事の見解を伺います。

(4)、中国の脅威について知事の見解を伺います。

(5)、普天間飛行場の辺野古移設阻止について。

ア、知事の決意と阻止に向けた今後の取り組みを伺います。

イ、知事は、普天間飛行場の辺野古移設以外の県内移設にも反対であるのかを伺います。

ウ、知事は、普天間飛行場の県外、いわゆる国内移設には賛成であるのかを伺います。

エ、政府との集中協議の成果と今後の戦略を伺います。

オ、知事訪米の成果と課題を伺います。

(6)、沖縄県ワシントン事務所の実績と課題を伺います。

(7)、県が契約している米国シンクタンクについて伺います。

(8)、那覇港湾施設の浦添移設について伺います。

(9)、モノレールを西原町まで延伸することについて伺います。

(10)、県外・国外沖縄事務所の実績と課題を伺います。

(11)、外郭団体の実績と課題を伺います。

(12)、テニアン、サイパン、フィリピン・ダバオとの姉妹都市締結について伺います。

(13)、県発注物品の適正価格受注について伺います。

(14)、地元企業支援育成に対する知事の決意を伺います。

(15)、県民所得の課題と今後の目標を伺います。

２番、教育行政について。

(1)、小・中・高のいじめの課題を伺います。

(2)、小・中・高の不登校の課題を伺います。

(3)、教職員病休の実態を伺います。

(4)、米軍による教育施設への被害の実態を伺いま

す。
(5)、教育施設上空での米軍機の飛行実態を伺います。
３番、福祉行政について。
(1)、待機児童の課題を伺います。
(2)、学童保育の課題を伺います。
(3)、児童虐待の課題を伺います。
４番、保健・医療行政について。
(1)、県立病院の課題を伺います。
(2)、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合の課題を伺います。
(3)、医療費の現物給付の実績と課題を伺います。
(4)、妊婦加算について伺います。妊婦加算はことしの４月からスタートしている制度のようですが、私の周りにも若い青年たちがたくさんおりますが、なかなか制度のことがわからなくて、今国会で議論しているということで初めて知ったということもあって、この件についてあえて聞いております。
(5)、不妊治療の支援強化について伺います。
５番、土木建築行政について。
(1)、地元企業優先発注の状況を伺います。
(2)、県発注工事の不調・不落について伺います。
(3)、応札ゼロの実態を伺います。
(4)、総合評価の課題を伺います。
６番、文化観光スポーツ行政について。
(1)、大型ＭＩＣＥの進捗状況と見通しについて伺います。
(2)、Ｊ１規格サッカースタジアム建設の進捗状況と見通しを伺います。ＦＣ琉球がいよいよ昇格してこのスタジアムの建設が急がれますが、あえて聞いております。
(3)、ＯＣＶＢ関連について。
ア、実績と課題を伺います。
イ、県からの予算の推移を伺います。
ウ、台北及び韓国事務所の閉鎖について伺います。
７番、商工労働行政について。
(1)、商工労働行政の課題を伺います。
(2)、非正規雇用の現状と課題を伺います。
８番、農林水産行政について。
(1)、泊魚市場移転の進捗状況を伺います。
(2)、農林行政の課題を伺います。
(3)、水産行政の課題を伺います。
９番、公安行政について。
(1)、観光客増に伴う公安行政の課題を伺います。
(2)、違法薬物の課題を伺います。
(3)、青少年非行の実態と課題を伺います。
10番、企業局行政について。
(1)、座間味村浄水場建設の課題を伺います。
(2)、水道事業民営化についての見解を伺います。きょうの新聞にも出ているように、水道事業が民営化されるということで緩和されるようでございますが、また外国ではむしろ料金が上がったとかいろんな課題がありますが、県の水道についてどういう影響が出るのかも含めてお答えください。
11、那覇空港について。
(1)、那覇空港の課題を伺います。
(2)、那覇空港第２滑走路の進捗状況を伺います。
(3)、那覇空港第２滑走路完成時の離着陸回数を伺います。
(4)、那覇空港の民営化についての見解を伺います。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
〔知事　玉城デニー君登壇〕
○知事（玉城デニー君）　赤嶺昇議員の御質問にお答えいたします。
知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１(1)、日米安全保障体制についてお答えいたします。
私は、日米安全保障体制の必要性については理解をしております。しかしながら、戦後73年を経た現在もなお国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。日本の安全保障が大事であるならば基地負担も日本全体で担うべきであります。
沖縄県としましては、このような基本認識のもと、過重な米軍基地負担の軽減に取り組んでまいります。
次に１の(5)のア、辺野古建設阻止に向けた知事の決意と今後の取り組みについてお答えいたします。
私は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けました。かねてから、辺野古新基地建設問題は、司法ではなく対話によって解決策を求めていくことが重要と考えております。今後も政府に対し、対話によって解決策を導く民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。私は、辺野古に新基地はつくらせないという公約の実現に向けて、ぶれることなく、全身全霊で取り組んでまいります。
次に１の(5)オについて、訪米の成果と課題についてお答えいたします。
11月11日から16日までの間、沖縄の過重な基地負担の現状などについて説明し、理解と協力を得るため訪米いたしました。
まず初めに、ニューヨークで講演会や国連事務次長との面談等を行い、次にワシントンＤＣで政府関係者、有識者との面談、県系人との交流等を行いまし

た。滞在は実質４日間という短い日程ではありましたが、沖縄の実情の発信ができたこと等、実りのある、次につながる訪米行動であったと認識しております。今回の訪米を受け、米国内において、沖縄の米軍基地問題解決への理解と協力を十分に得るためには、ワシントンＤＣでの要請活動に加え、国連との連携や連邦議会関係者の沖縄への招聘等、新たな手法の必要性を感じている次第です。

次に、農林水産行政についてに関する御質問の中の８(1)、泊魚市場移転の進捗についてお答えいたします。

沖縄県では、糸満漁港は本県唯一の第３種漁港であることから、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地市場として位置づけ、平成30年度は、市場関連施設の配置構想の策定に向け取り組んでいるところであります。

沖縄県としましては、高度衛生管理型荷さばき施設の整備費として、約30億円を予定しており、平成31年度の実施設計費約5400万円を概算要求の上、32年度、33年度で施設整備を行い、34年度の新市場開設を目指し取り組んでまいります。また、加工処理施設等の市場関連施設につきましては、県漁連等の関係団体と整備主体の決定に向けた協議を進めているところでありまして、今後とも流通機能の強化に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事及び部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)のエ、集中協議の成果と今後の戦略についての御質問にお答えいたします。

私は、11月９日から28日まで４回にわたって、杉田官房副長官との協議を行いました。非公開での１対１の協議により、胸襟を開いて、お互いの考え方を確認することができたほか、県の考え方もしっかりと伝えることができたと考えております。こうした協議により、お互いに隔たりのある難しい問題の解決の糸口をつかみたいと考えております。杉田官房副長官とも、話し合いは重要であるとの認識は共有しておりますので、今後も、政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(2)、自衛隊に対する知事の政治姿勢についてお答えします。

自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸、不発弾処理、災害救助など、県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。

次に１の(3)、北朝鮮の脅威についてお答えします。

平成30年版防衛白書によると、北朝鮮による核実験の強行や弾道ミサイルの発射などの軍事的な動きは、我が国の安全に対するこれまでにない重大かつ差し迫った脅威であるとしております。他方、去る６月に史上初の米朝首脳会談が開催され、金正恩委員長が、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思を文書の形で明確に約束した意義は大きいとしております。政府も北朝鮮の弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を当面中止するとの方針を示すなど、朝鮮半島の緊張緩和に向けた動きが続いており、米軍基地の整理縮小等、沖縄の過重な基地負担の軽減につながることを期待しております。

次に１の(4)、中国の脅威についてお答えします。

平成30年版防衛白書によると、中国における急速な軍事力の近代化や運用能力の向上、さらにはそれに伴って我が国周辺での活動を一方的にエスカレートさせてきていることなどは、軍事や安全保障に関する透明性の不足と相まって、我が国を含む地域・国際社会の安全保障上の強い懸念となっており、今後も強い関心を持って注視していく必要があるとしております。一方、日中両国の関係改善に向けた動きとして、ことし９月から11月にかけて安倍総理の７年ぶりの訪中を初め、短期間に３度の日中首脳会談が開催されております。会談では、現在の関係改善の流れを政治、外交、海洋、安保などあらゆる分野における具体的な成果につなげ日中関係を前進させていくこと、東シナ海を平和、協力、友好の海とすべく引き続き努力してくことなどで一致しております。

沖縄県としましては、両国における平和的な外交により地域の緊張緩和に向けた動きが加速されることを期待しております。

次に１の(5)のイ及び１の(5)のウ、普天間飛行場の辺野古移設以外の県内移設や県外への移設についてお答えします。１の(5)のイと１の(5)のウは関連しますので一括してお答えします。

本県は、戦後73年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％に全国の約70.3％の米軍専用施設を抱えており、普天間飛行場の県内移設では過重な基地負担軽減につながらないものと考えております。

県としましては、日米安全保障体制が重要であるならば、その体制を支える米軍基地負担のあり方を日本全体で議論し、負担も全国で担うべきであると考えております。日米両政府においては、沖縄県民の民意や国際情勢の変化を踏まえ、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに、普天間飛行場の県外・国外移設について再検討していただきたいと考えております。

次に１の(6)、ワシントン駐在の実績と課題についてお答えします。

ワシントン駐在はこれまで５度の知事訪米の対応、米国政府・連邦議会関係者との意見交換を通したネットワークの構築、公聴会やシンポジウム等でのリアルタイムな情報収集、米国シンポジウムの開催、英語版パンフレットの作成など、沖縄の基地問題の解決に向け、米国政府等へ働きかけを行っております。今後は、沖縄の基地問題の解決に向け、より一層の理解と協力を求めることが重要であると考えております。そのため、ワシントンＤＣ以外での活動にも重点を置き、国連との連携や有識者と連携した会議の開催、連邦議会関係者の沖縄への招聘等に積極的に取り組んでまいります。

次に１の(7)、米国シンクタンクへの委託についてお答えします。

県では、ワシントン駐在員活動事業に係る委託業務について、ワシントンコア社と契約締結しております。ワシントンコア社は、ワシントンＤＣを本拠に、日英バイリンガルスタッフを備えており、戦略調査・分析とアドバイスを提供することを主な業務としております。沖縄県と契約している平成30年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業委託業務につきましては、契約期間が平成30年４月１日から平成31年３月31日まで、契約額は6808万9065円、契約内容はワシントン駐在事務所運営支援及び駐在員の活動支援となっております。

次に１の(8)、那覇港湾施設の移設についてお答えします。

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画で示された那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。移設協議会においては、これまでも、民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう調整を行うことが、繰り返し確認されてきたところであります。

県としては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(9)、モノレールの西原町までの延伸についての御質問にお答えいたします。

県では、大型ＭＩＣＥ施設整備に伴う交通需要増への対応を検討するため、平成29年度に、モノレール延伸を含む新たな公共交通システムを導入した場合の課題等について調査を行いました。この結果、高架橋を設置する場合、中央帯が４メートル未満の道路については道路拡幅が必要となること、導入区間を運行している路線バスとの競合が考えられることなどが課題として確認されたところです。これらの課題を整理しつつ、今年度は、モノレール延伸等による自動車交通への影響などについて調査を進めているところです。

同じく１の(15)、県民所得の課題と目標についての御質問にお答えいたします。

平成27年度の１人当たり県民所得は216万6000円と順調に伸びておりますが、全国平均の７割程度の水準となっております。この要因としては、収益力の高い産業が十分に育っていないことなどが挙げられます。沖縄21世紀ビジョン基本計画では、社会経済展望値として平成33年度の１人当たり県民所得を271万円と見込んでおります。

県としては、観光・リゾート産業を初め、沖縄の地域特性を生かした比較優位性のある産業の育成や活性化に取り組み、設備投資の促進や雇用の質を高める施策を推進することで、産業全体の生産性を高め、さらなる県民所得の向上に取り組んでまいります。

次に11、那覇空港についての(1)、那覇空港の課題についての御質問にお答えいたします。

現在、那覇空港は時間帯によって過密な発着状況となっており、第２滑走路の供用開始後はさらなる航空需要の増大が見込まれることから、駐機スポットの確保や旅客ターミナルの拡張などの課題に対応していく必要があります。

県としましては、本県の県民生活や経済活動を支える重要な社会基盤である那覇空港の機能強化に向けて、関係機関や関係事業者と連携し、取り組んでまいります。

同じく11の(3)、那覇空港第２滑走路完成時の離着陸回数についての御質問にお答えいたします。

国土交通省によりますと、第２滑走路供用開始後の年間を通して安定的な運用が可能である離着陸回

数は、現行滑走路の13万5000回から約1.37倍の18万5000回になるとされております。

同じく11の(4)、那覇空港の民営化についての御質問にお答えいたします。

国においては、我が国の産業及び観光の国際競争力の強化や地域経済の活性化等に寄与することを目的に、国管理空港等の機能の強化及びその有効な活用による利用者の利便の向上を目指し、空港運営の民間委託を進めています。現在、仙台空港や高松空港において民間による運営が行われているほか、福岡空港、熊本空港、北海道内７空港で手続が進められています。

県としましては、このような他空港の状況の把握に努めるとともに、県内経済界等とも連携しながら、今後の那覇空港の運営のあり方について、調査検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　１、知事の政治姿勢についての(10)、県外・国外沖縄事務所の実績と課題についてにお答えいたします。

沖縄県東京及び大阪事務所では、県産品の販路拡大や企業誘致のほか、観光誘客等に取り組んでおり、それぞれで実績を挙げております。今後は、県内企業の人手不足に対応するためのＵ・Ｉターンの支援や臨空・臨港型産業の集積に向けた企業誘致が必要であると考えております。また、海外事務所につきましては、北京、上海、香港、台北及びシンガポールに設置し、観光誘客や現地の情報収集、県内企業の活動支援等を行っており、県産品の販路拡大や外国人観光客数の増加等につながっております。今後とも、アジアにおけるビジネスネットワークの拠点として機能強化を図り、さらなる経済交流を推進する必要があると考えております。

次に同じく１の(14)、地元企業支援育成についてにお答えいたします。

沖縄県では、関係団体や各地域からの提言等を施策に反映した中小企業支援計画を毎年度策定しており、これまで、同計画に盛り込まれている経営力向上に向けた支援や設備の導入、商品開発、販路開拓支援など、各種施策を総合的に推進しております。

県としましては、地域経済全体が安定的に発展することが重要であると考えており、今後とも関係機関と密に連携しながら県内中小企業・小規模事業者等の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、７の商工労働行政についての(1)、商工労働行政の課題についてにお答えいたします。

商工労働部のこれまでの取り組みにより、情報通信関連産業がリーディング産業に成長するとともに、完全失業率が大幅に改善するなど一定の成果が出ております。今後のさらなる産業振興に向けた課題としては、情報通信関連産業の高度化や他産業との連携による県内産業の生産性向上、人手不足への対応、雇用の質の改善などがあると認識しております。

次に同じく７の(2)、非正規雇用の現状と課題についてにお答えいたします。

平成29年就業構造基本調査によると、沖縄県の非正規雇用者の割合は43.1％となっており、平成24年調査から1.4ポイント改善したものの、全国と比べ4.9ポイント高い状況にあります。非正規雇用は、一般的に賃金が低いことや能力開発の機会が少ないことなどが指摘されており、正規雇用化は重要な課題であると認識しております。そのため県では、正社員転換を要件とした研修費補助や専門家派遣等の支援に加え、さらなる正規雇用の拡大を図るため、若年者を正社員として雇用し、定着につなげた企業に助成する事業を実施しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(11)、外郭団体の実績と課題についてお答えします。

公社等外郭団体については、社会経済情勢の変化や県財政に与える影響等を踏まえ、事業の効率性、財務の健全性等の観点から見直しを行っており、事業や組織の整理縮小など、健全な運営の確保が図られてきたものと認識しております。

県としましては、引き続き公社等外郭団体との適切な役割分担のもと、より効率的・効果的な行政サービスを提供できるよう、適切なパートナーシップの構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(12)、テニアン、サイパン、フィリピン・ダバオとの姉妹締結についてにお答えいたします。

県は、県系移民の状況や歴史的関係により、現在、海外４カ所と姉妹提携を結んでおります。海外との姉妹提携につきましては、さまざまな分野におけるこれ

までの交流の状況、また、経済関係も含め幅広い双方向の交流が将来にわたって継続・拡大することが期待できること等を確認していく必要があります。これらの地域との姉妹提携につきましては、現地関係者との意見交換等を進めながら、同地域における県系人団体の有無や活動状況の確認等の基礎的な情報収集を行い、継続的な交流の可能性を検討していきたいと考えております。

次に６、文化観光スポーツ行政についての御質問の中の(1)、大型ＭＩＣＥ施設の進捗状況等についてにお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設は、アジアのダイナミズムを取り込み、本県の持続的発展に寄与する重要な施設であります。県は、国が課題とする需要・収支見込み及び周辺受け入れ環境整備の見込みについて丁寧に説明を重ね、さらに精緻な資料作成のためには基本設計が必要不可欠であることについて国の理解を求めております。

県においては、施設の整備に向けて国との協議を継続しているところであり、沖縄の成長可能性を引き出す大型ＭＩＣＥ施設の実現に向けて粘り強く取り組んでまいります。

同じく６の(2)、Ｊリーグ規格スタジアム建設の進捗状況と見通しについての御質問にお答えいたします。

Ｊリーグ規格スタジアムの整備については、平成29年度に基本計画を策定したところであります。今年度は、基本計画を踏まえて、複合機能の導入可能性や整備手法等の検討などに関する調査事業を実施しているところであります。スタジアムの整備に当たっては、財源確保や整備計画地に係る法令上の制約等の課題があることから、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

同じく６の(3)のア、沖縄観光コンベンションビューローの実績と課題についての御質問にお答えいたします。

沖縄観光コンベンションビューローは、観光業界をリードする組織として、県と車の両輪のごとく連携し、観光振興施策を推進しているところであり、観光客の誘致及び受け入れ、各種コンベンションの推進等により、入域観光客数や観光収入の増に大きく貢献しております。また、観光産業の拡大及び多様化、それに伴う事業量の増加等により、沖縄観光コンベンションビューローの役割はますます重要になっていることから、県としましては、当財団の健全な運営の確保や、さらなるパートナーシップの強化を図ってまいります。

同じく６の(3)のイ、県からの予算の推移についての御質問にお答えいたします。

沖縄県から沖縄観光コンベンションビューローへの委託及び補助に係る過去５年間の決算額は、平成25年度は44億2980万9000円、平成26年度は42億5628万7000円、平成27年度は40億3077万5000円、平成28年度は43億1426万7000円、平成29年度は34億4010万7000円であります。なお、平成30年度については、予算額ベースで24億7606万円となっております。

同じく６の(3)のウ、沖縄観光コンベンションビューローの台北及び韓国事務所の閉鎖についての御質問にお答えいたします。

県としましては、台湾及び韓国からの航空路線の増便や新規就航、クルーズ船の寄港回数増などにより、インバウンドが非常に好調に推移している中、当該地域における海外拠点は引き続き必要であると考えております。このため、本県の観光産業に影響が生じないよう、海外拠点の整備に向け対応を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　会計管理者。

〔会計管理者　伊川秀樹君登壇〕

○会計管理者（伊川秀樹君）　１、知事の政治姿勢についての(13)、県発注物品の適正価格受注についてにお答えします。

県発注物品の適正価格受注については、各部局からの依頼により、消耗品・備品の物品について集中調達を行っております。物品の調達に当たっては、地方自治法に基づき、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって申し込みをした者と契約を締結しており、適正価格での受注に努めております。また、複合機の複写サービスについては、入札地区を４地区から６地区にふやし、第１地区から第３地区につきましては、落札者は次の入札に参加できない一抜け方式を採用する等、地元企業の受注機会の拡大に努めており、今年度は６地区中３地区が地元企業との契約となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の教育行政についての御質問で、小・中・高のいじめ、不登校の課題についての御質問にお答えします。２の(1)と２の(2)は関連いたしますので一括してお答えをさせていただきます。

平成29年度文部科学省の問題行動等調査によりますと、本県の公立学校におけるいじめの認知件数は、小学校１万1324件、中学校981件、高等学校169件、特別支援学校17件の合計で１万2491件となっており、前年度比836件の増となっております。認知件数の増加は、児童生徒、教師、保護者ともに、ささいないじめも見逃さず、積極的に把握し、学校が早期発見・早期解決に努めた結果であると捉えております。また、不登校につきましては、小学校781人、中学校1777人、高等学校1269人の合計で3827人となっており、前年度比５人の増となっております。小学校、中学校、高等学校における不登校の主な要因としては、不安や無気力の傾向が挙げられ、その内容については、入学、進級時の不適応や学業の不振、家庭の生活環境の急激な変化等となっております。

県教育委員会では、引き続き、沖縄県いじめ防止基本方針に基づく早期発見・早期対応などの取り組みやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員等を活用した学校における生徒指導の充実に努めてまいります。

次に同じく２の(3)で、教職員の病休の実態についての御質問にお答えいたします。

平成28年度の教育職員の病気休職者数は、本県では413人、全国では7758人で、在職者に占める割合は、それぞれ2.77％、0.84％となっております。そのうち、精神性疾患による病気休職者数については、本県では163人、全国では4891人で、在職者に占める割合は、それぞれ1.09％、0.53％となっております。また、本県における平成29年度の教育職員の病気休職者数については423人、在職者に占める割合は2.80％となっており、平成28年度に比べ10人増加しております。そのうち、精神性疾患による病気休職者数については171人、在職者に占める割合は1.13％となっており、平成28年度に比べ８人増加しております。

県教育委員会としましては、引き続き、保健師等による相談窓口の設置や学校訪問による面談、ストレスチェックの受検の促進等、教職員の健康管理に努めてまいります。

次に同じく２の(4)で、米軍による教育施設への被害の実態についての御質問にお答えいたします。

米軍による公立学校への被害の実態については、直近５年間で４件となっております。また、その事案といたしましては、平成25年９月14日、海兵隊所属の大型バスによる嘉手納小学校への無断侵入及び水道蛇口・木製花壇の破損、平成29年12月13日、普天間第二小学校への米軍機からの窓枠落下事故などとなっております。その他、米軍機による騒音での授業中断などの影響が挙げられます。

県教育委員会としましては、学校において、児童生徒の安全・安心な学習環境の確保は最も重要なことであり、米軍による被害等は決してあってはならないものと考えております。

次に同じく２の(5)、教育施設上空での米軍機の飛行実態についてお答えいたします。

県教育委員会では、教育施設上空の米軍機の飛行実態については把握しておりませんが、平成29年11月に、嘉手納町、沖縄市、北谷町に所在する公立学校42校を対象に、騒音等による学習活動への影響について調査を実施いたしました。その結果、米軍機等の騒音による授業等への影響があった学校は、小学校11校、中学校５校、県立学校３校で、先生の声が聞き取りにくいや授業を中断した等の報告がありました。

県教育委員会では、学校における安全・安心を確保し、児童生徒の命を守る観点から、米軍機が学校上空を飛行することのないよう、沖縄防衛局へ要請しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　３、福祉行政についての御質問の中の(1)、待機児童の課題についてお答えいたします。

県においては、黄金っ子応援プランに基づき、待機児童解消を図るため、保育所等の整備を行ってきたところです。待機児童の解消を図るための課題としては、保育ニーズの高まりによる保育所等の受け皿整備、保育士の確保と処遇改善、地域別・年齢別ニーズとのミスマッチによる定員割れなどがあると認識しております。

同じく３の(2)、放課後児童クラブの課題についてお答えいたします。

本県の放課後児童クラブは、全国と比較して公的施設の活用率が低く利用料金が割高であること、放課後児童クラブ数は順調に増加しているものの利用ニーズの高まり等により多くの登録できない児童が存在すること等が課題となっております。

県は、引き続き、市町村が行う公的施設活用クラブの施設整備や運営費等に対する支援を行い、利用料金の低減、登録できない児童の解消に取り組んでまいります。

同じく３の(3)、児童虐待の課題についてお答えいたします。

児童虐待につきましては、近年の虐待相談件数の増加や児童及び家庭をめぐる問題の複雑化・多様化、また、それらに対応するための児童福祉法等の改正に伴い、児童相談所の役割が拡大され続けていることから、児童相談所の体制整備並びに機能強化に向けての取り組みが喫緊の課題となっております。平成30年７月に政府が取りまとめた児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策においては、児童相談所の体制の充実や市町村の相談体制の強化等を求めていることから、県としても引き続きこれらの課題に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　４、保健･医療行政についての御質問の中の(1)、県立病院の課題についての御質問にお答えします。

県立病院においては、医師の確保や収支の改善が課題となっております。医師の確保については、県内外の大学病院等への医師派遣要請や求人サイトによる医師募集、医師確保事業の活用等により、八重山病院に医師２名を配置したところです。収支の改善については、平成28年度に策定した病院経営計画を今年度中に見直し、経営改善の方向性、取り組み施策及び目標を定め、同計画に基づく取り組みを実践・評価することで、収支改善と経営の健全化に取り組んでいるところであります。今年度上半期の損益状況は、前年度比で経常利益、純利益とも改善しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

まず初めに、保健・医療行政についての御質問の中の(2)、北部基幹病院についての御質問にお答えします。

県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、基幹病院を整備するためには、病院の設置主体、経営単位及び経営形態などの経営システム全般並びに市町村の財政負担のあり方等を整理する必要があり、現在、これらの課題について協議を行っているところでございます。

次に(3)、こども医療費助成事業についての御質問にお答えします。

こども医療費助成事業につきましては、本年10月から現物給付を実施しているところであります。当該事業の対象となる10月診療分の事業費は約2.9億円となっており、このうち現物給付は約2.2億円、自動償還は約0.7億円となっております。これを前年同月と比較しますと約0.5億円、約19％の増加となっておりますが、このように財政負担の増加が見込まれる中、今後、どのような形で対象年齢の拡大を図っていくのか、その検討を行っていくことが課題であると考えております。

次に、(4)の妊婦加算についての御質問にお答えします。

妊婦については、通常よりも丁寧な診療を行う必要があるため、平成30年度診療報酬改定により４月から妊婦加算が新設されております。このような中、産婦人科だけではなく全ての診療科で加算されているなどの批判があることを踏まえ、国では平成30年11月２日に妊婦加算の趣旨について改めて周知を行ったところであります。

次に(5)、不妊治療の支援強化についてお答えします。

県では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、平成17年度より高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成しております。助成件数は年々増加しており、平成29年度は、延べ件数1331件、組数879組、事業費は２億4571万円となっております。

県としましては、今後も制度の周知を図り、引き続き不妊治療への支援を強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　５、土木建築行政についての御質問のうち(1)、県内企業優先発注の状況についてお答えいたします。

土木建築部が発注する工事において、平成29年度は、発注件数481件、約351億6000万円のうち県内業者は468件、約327億8000万円を受注しており、県内業者の受注率は件数で97.3％、金額で93.2％となっております。

次に５の(2)、県発注工事の不調･不落についてお答えいたします。

土木建築部発注工事における入札不調・不落の状況について、平成30年度上半期における開札件数353件のうち、不調・不落が64件で全体の18％となっており、前年度の同時期に比べ１％の増となっておりま

す。

次に５の(3)、入札時の応札者ゼロについてお答えいたします。

土木建築部発注工事における平成30年度上半期で不調・不落となった件数は64件あり、そのうち、入札時に応札者がいない入札不調は、30件で47％となっております。

次に５の(4)、総合評価の課題についてお答えいたします。

総合評価落札方式については、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、従来の価格のみの競争に技術的な要素を加え、総合的に評価して最もすぐれた企業を落札者とする方式として導入しております。工事の特殊性等を鑑み、企業の施工能力や技術力を必要とする工事は、総合評価方式を採用し、比較的、技術的な工夫を必要としない工事は、受注機会の確保の観点から、価格競争を採用しております。総合評価方式においては、特定の企業に受注が偏らないよう企業の手持ち工事量を評価項目として運用しているところであります。

次に11、那覇空港についての御質問のうち(2)、第２滑走路の進捗状況についてお答えいたします。

那覇空港滑走路増設事業については、平成32年３月の供用開始に向けて国において工事が進められております。現在の進捗状況を国に確認したところ、今後の気象・海象状況によって工期が大きく左右される可能性もあり、現時点で確実なことは申し上げられないとのことであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　８、農林水産行政についての御質問の中の(2)、農林行政の課題についてお答えいたします。

本県の農林水産業を取り巻く環境は、農林業従事者の減少や高齢化、台風や干ばつによる農作物被害、農業用水源の確保やかんがい施設の整備のほか、ＴＰＰ11等国際情勢の影響など、多くの課題を抱えております。そのため、県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化など７つの基本施策に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き、持続的農林水産業とフロンティア型農林水産業の振興に努めてまいります。

同じく(3)、水産行政の課題についてお答えいたします。

本県の水産業を取り巻く環境は、魚価の低迷、資源の減少、外国漁船との漁場の競合、高齢化による漁業従事者の減少や水産基盤整備など、多くの課題を抱えております。そのため、県としましては、平成29年に策定した沖縄県水産業振興計画に基づき、１、水産物の生産供給体制の強化や販路拡大、２、沖合漁場の安全操業確保、３、担い手の確保・育成、４、水産業の基盤整備などの各施策に取り組み、水産業の振興を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　９、公安行政についての御質問のうち(1)、観光客増に伴う公安行政の課題についてお答えをいたします。

良好な治安は、社会経済の発展の基礎であり、当県が観光立県として一層の発展を遂げるためにも、犯罪の起きにくい安全で安心な沖縄県の実現は重要な課題であります。県内の犯罪情勢につきましては、平成30年10月末現在で、刑法犯認知件数が5680件となっており、前年同期比1054件、率にして15.7％の減少となっております。凶悪事件の発生や特殊詐欺など依然として対処すべき課題はあるものの、数値の上では一定の改善が見られるところであります。

良好な治安の確保は、警察のみによって達成できるものではありませんので、県警察としては、今後とも関係機関・団体や地域社会と連携し、犯罪の起きにくい安全で安心な沖縄県の実現のため、各種取り組みを推進してまいる所存であります。

次に(2)、違法薬物の課題についてお答えをいたします。

過去５年間の当県における薬物事犯の検挙状況につきましては、件数、人員ともに増加傾向にあり、当県の薬物情勢は依然として厳しい情勢にあると認識をしております。

県警察におきましては、末端乱用者の徹底検挙による需要の根絶、暴力団等の密売組織の徹底した取り締まりによる供給元の遮断、税関等関係機関と連携した密輸入等の水際対策、薬物乱用防止教室等による若者を初めとする県民に対する広報啓発活動などの薬物事犯総合対策に取り組んでいるところであります。特に、入域観光客の増加に伴い、密輸入事犯の対策は重要な課題と考えており、一昨年には、大型クルーズ船利用旅客による覚醒剤密輸入事件などを摘発しておりますが、今後とも、同種事案の発生が懸念されることから、他府県警や税関、海上保安庁、麻薬取締支所な

ど関係機関と緊密に連携し、水際対策を強化してまいりたいと考えております。

次に(3)、少年非行の現状と課題についてお答えをいたします。

県警察といたしましては、我が国の将来を担う少年の非行防止や健全育成は、極めて重要な課題と認識しております。当県における刑法犯で検挙・補導された少年の推移を見ますと、平成25年に1315人を記録いたしましたが、平成29年には792人となり、約４割大幅に減少をしております。

県警察では、少年非行防止のため、少年サポートセンターを設置して、少年相談活動や街頭補導活動、立ち直り支援等を実施しているほか、学校警察連絡協議会や学校に配置したスクールサポーター等を活用して学校、その他関係機関と緊密に連携をするとともに、少年警察ボランティアと連携して、少年の居場所づくり活動等に取り組んでいるところであります。これらの取り組みが一定の成果を上げていると考えておりますが、他方で平成30年10月末の検挙補導人員は前年と比べ若干増加していることに加えて、刑法犯少年に占める中学生の割合や再犯者の率、共犯率が全国平均と比べて高いなどの課題もございます。少年非行防止に向けた取り組みはまだ道半ばでありますので、引き続き各種対策等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　企業局行政についての御質問の中の(1)、座間味浄水場建設の課題についてお答えをいたします。

座間味島に建設する浄水場の予定地については、座間味村とも調整し、関係法令の適否、用地取得の可否、事業の実現性等を十分に検討し、複数地点から阿真ビーチ隣接地に絞り込んだところであります。企業局では、座間味村と連携し、６月に浄水場建設に向けて住民説明会を開催したところ、一部住民から浄水場放流水が阿真ビーチの海域環境に与える影響への懸念や予定地選定理由の説明を求める意見等があったところです。住民の懸念を解消するため、８月に２回目の住民説明会を開催し、浄水場放流水は濁りを除去するなど適切な水処理が施され海域や環境への影響がないことや、予定地選定の理由及び経緯等の説明を行いました。また、放流先の変更を検討することを説明してきたところです。しかしながら、その後も住民側から建設予定地の代替案が提示され、建設予定地の変更を求める要請があったことから、10月に代替案に対する検討結果と阿真ビーチへの放流は行わないと決定したことについて説明し、理解を求めてきたところであります。さらに、現予定地での浄水場建設への理解を深めていただくため、11月から12月にかけて村内の各種団体や建設地の変更を求める団体との意見交換を行うこととしております。今後も来年１月に３回目の住民説明会の開催を予定しており、事業が円滑に実施できるよう、引き続き、住民の皆様へ丁寧に説明していきたいと考えております。

次に、(2)の水道事業の民営化についてお答えをいたします。

近年、公営企業においては、各種法令の改正等により公設民営化の道が開かれているところであります。今般の水道法の改正案においても、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる内容が盛り込まれております。

企業局としましては、水道事業は、住民生活のライフラインとして極めて重要な役割を担っており、引き続き公営企業として、企業局中長期計画に基づき、適切な資産管理や経営基盤の強化を図り、安全な水道水を将来にわたって安定的に供給してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　赤嶺　昇君。

〔赤嶺　昇君登壇〕

○赤嶺　　昇君　再質問を行います。

まず那覇空港からなんですが、那覇空港の第２滑走路の事業の進捗がまだ言えないということはいかがなものかなと。いろんな状況があろうにしても、やはり沖縄観光の今後の見込みに対しても大事な部分なので、そこは今後しっかりと示せるようにお願いしたいなと思っています。

それから今第２滑走路ができて、離着陸が18万5000回ということなんですけれども、同時出発とか同時着陸という、離陸、着陸にしていったりとか、運用をいろいろ改善していくと、24万まで上げ切れるんじゃないかという話がありますので、ぜひともこの運用上の部分をしっかり国と調整をしていただいて、少しでも離着陸数、あと適正な運用も含めてお願いをしたいと思います。それについて答弁をお願いしたいなと思っております。

それから企業局の今の答弁なんですが、実は我が会派おきなわから、先日座間味のほうに２人議員を派遣しまして現地を見てまいりました。村の意向とそれから住民の中にもまたいろんな意見があるということは

承知しております。

そこでお聞きしたいのは、まずこの事業の予算規模というのが幾らなのかということと、あと近年、よく防災の観点、いわゆる津波、今県が進めようとしているところは、津波上、大丈夫なのかということを示していただきたいなと思っております。水というのは非常に大事なので、万が一津波とかの被害があってこの水道がとまってしまうと、一番命にかかわってくる部分なので、それについてお聞かせください。

それから公安行政について、少年非行についてはピーク時が平成17年の2313件、平成29年が792件というのは大きな改善だと思うので、これは本当に警察行政、県民一体となった取り組みが成果を出していますので、これも引き続き頑張っていただきたいなということで激励をしておきたいなと思っています。

それから、課題となっている沖縄の特徴である子供たちの再犯率、それから共犯率、共犯である犯罪が全国よりも高いので、そこは引き続き対策を練っていただきたいなと思っております。

それから文化観光スポーツ行政についてなんですけれども、大型ＭＩＣＥについては、現実的に厳しいということになって、振興予算がある間にもう間に合わないんじゃないかなということになってくると、そこは県として努力していることは認めますけれども、実情もしっかりと見据えて、これをいわゆる中途半端にずっと延ばすのか、どこかで見切りをつけるのかということもやっぱり政治として――私は賛成ですよ。賛成なんですけれども、残念ながら国の意向がなかなか認められないという実態をしっかりと次の議会には示してもらいたいなと思っております。そうすると、その次はどうするべきかということをやっぱり議論していかないといけないんじゃないかなと思っています。

それからＪ規格のサッカースタジアムについては、これは幾らかかるのかと。この予算は、私は多分170億以上かかると思うんですけれども、この予算は誰が工面するのか、国にお願いするのか。そこについても明確に示していかないといけないんじゃないかなと思っていますので、それもお願いしたいなと。

ＯＣＶＢ、観光コンベンションビューローについてなんですけれども、実績が出ているということは、我々も議会なり、あと今の観光客増に伴う部分でもうしっかりと出ていることは把握しております。予算が一括交付金減によって減っていることは承知していますが、今回24億9000万ですか、ピーク時に比べると半分以下になっているんです。皆さん、実績は認めているけれども減らし方が尋常じゃないので、一番多いときと今回の一番低いときでどれぐらい減ったのか。評価はするけれども予算はばんばん切るということはいかがなものかということを、この数字を明確にしたほうがいいんじゃないかなと思っております。

それから台北、韓国事務所の閉鎖が発表されたんですけれども、これはもうアジア経済戦略構想上――観光だけじゃないですよ。一番近い台湾については、県がもっと積極的にこの事務所を継続、拡充、発展をしていくべきだと思うんですけれども、この両事務所については、県の責任でやるべきだと思うんですが、この件については副知事からの答弁をお願いしたいなと思っております。

それから土木建築行政についてなんですけれども、不調・不落の件数が多いということと、あと応札ゼロはやっぱり課題なので、適正価格はもっと業者と詰めていただきたい。一方で、平成29年度の受注率が、件数が97.3、金額が93.2。金額ベースが86.9から93.2に上がったことは、これは部局の努力だと思うので、これは本当に敬意を表したいなと思っています。引き続き地元企業を大事にしていただきたいなと思っております。

それから福祉行政についてなんですけれども、潜在的待機児童と待機児童を合わせたのが実際の待機児童だと思うんですけれども、この数字を示していただきたいということと、あと保育士資格を持っている１万人がなかなか戻らないということは、県は調査をしたということなんですけれども、この資格を持っていても、なかなか戻らない理由がどのようになっているのかということを教えてください。

それから最後に、知事の政治姿勢についてなんですけれども、まず那覇港湾施設の移設については、先ほど答弁がありましたように、移設協議会でやっぱり議論していくものだと思っております。浦添市長と会うのは結構だと思いますけれども、今後この移設協議会、那覇市も入ってまいりますので、そこの信頼関係も壊さないようにしっかりとやっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

それから普天間飛行場の移設についてなんですけれども、ちょっとシンプルに答えていただきたいんですよ。辺野古に基地をつくらせないというのは翁長知事も一緒。それはわかるんです。じゃ辺野古以外も県内は反対なのか。それから県外は賛成なのか。そこがちょっとはっきりしていないので、はっきりしてもらいたい。全国知事会に要請するときに、県外のどこでもいいからとってもらいたいということもお願いする。国外なのか。さっきの答弁だと僕は県外・国外と

言ったということは、県外も含まれているということは理解しておりますので、そこは明確にしてもらえないかなと思っております。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○赤嶺　　昇君　政府との集中協議、謝花副知事やったんですけれども、集中協議をしながら工事はばんばん進んでいるんですよね。普通だったらとめて集中協議するんだったらわかるんですよ。これが１点。これ１回とめてもらいたいということを要請するべきだと思うがいかがかと。

あと県民投票が２月だったら、県民投票までは工事をとめてもらえんかということも明確に要請するべきじゃないかと。とめてもらって、県民投票の結果を見ようじゃないかということも要請をしたのか。してないんだったらなぜしないのかお願いをしたいなと思っております。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○赤嶺　　昇君　あとワシントン事務所については、もう３年半やっていますので、先日報告を求めたら、紙１枚で報告しているんですよ。もうそろそろワシントン事務所の実績を見せてもらわないとまずいと思います。これは、私は与党なんですけれども、ここはワシントン事務所のあり方を明確にしてもらわないと、私は県民に説明ができないところにそろそろ来るんじゃないかなと思っていますので、むしろワシントン事務所を強化・拡大するためにこうあるんだということを示してもらいたい。

それから知事訪米も、成果は県から聞くのとマスコミから聞くのとは大きな開きがあります。だから客観的にこの訪米も――初めての訪米なのでこれはいいんですけれども、翁長知事がやってきた訪米の積み上げと蓄積とその継続性をしっかりと生かしながら、今後の訪米とあとワシントン事務所のしっかりとした機能を示してもらうということが、今後の辺野古新基地建設阻止に向けた取り組みにつながると思っていますので、そこは明確に御答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　赤嶺昇議員の質問にお答えいたします。

私からは、訪米の成果、それから私たちからの報告とマスコミからの内容が違うのではないかということについて、私の所感を含めて質問にお答えしたいと思います。

まず今回滞在は４日間という短い日程ではありましたが、沖縄の実情の発信ができたこと、特に今般の辺野古移設の政府の計画の強行については、これまで県内でもさまざまな議論、不満が鬱積をしているということについて、民主主義の普遍的な価値観に基づいて、アメリカ･日本･沖縄におけるそれぞれの協議、３者協議が必要であるということと、国民の皆さんに対しては、アメリカにおける民主主義のその尊厳について、尊厳に基づいてアメリカ政府に対して国民の皆さんから沖縄における基地問題について、はっきりと意見を申し上げていただきたい、協力をしていただきたいなどのそのような講演での呼びかけをさせていただきました。ですから実りのある、次につながる訪米行動であったと認識しておりますし、米国内において、引き続き沖縄の米軍基地問題解決への理解と協力を十分に得ることが必要であるということも実感いたしました。

ですから今般、ワシントンＤＣでの要請活動に加え、国連との連携や連邦議会関係者の沖縄への招聘等新たな手法の必要性を感じました。それについては、今後ワシントン事務所の活用について、どう強化していくかということを含めて、しっかり協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　赤嶺昇議員の再質問、ＯＣＶＢ台北及び韓国事務所の閉鎖にかかわる県の対応についてお答えいたします。

沖縄県としましては、アジアのダイナミズムを取り込み、沖縄観光のさらなる拡大・発展を図るため、台湾及び韓国における海外拠点は大変重要であると考えておりますので、しっかりと対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　再質問にお答えいたします。

政府との集中協議において、工事をとめるよう要請しなかったかという趣旨の御質問だったと思います。

集中協議は11月６日の知事と総理の面談の際に決まったわけですが、実はその前段階がございまして、我々承認撤回をしておりました。我々は、沖縄防衛局が国土交通大臣に対して行政不服審査法に基づいた手続を行ったということで――国土交通省はそもそも内閣の一員として辺野古移設建設を推進する立場にあるんだということで、そこからの申し立てはおかしいということも言っていたわけですが、30日、いわゆる執行停止の決定がなされたということがございました。このまま行けば、そのまま工事がどんどん進むということがありましたので、工事をとめるということは、当然県としても重要なことだと思いまして、この件につきましては、防衛省、それから官邸サイドにいろいろ調整もした上で工事をとめていただきたいと、その上で協議をというような話を水面下でやってきたところです。しかしながら、結果としてそういうふうにならなかったということは残念でございます。

それから県民投票についての話は、これは時期がまだ決まっていなかったということ、先ほど言ったような形で、そういったことも当然協議の中で話はしますけれども、先ほど言ったような形で結局政府のほうからは、この段階に来て工事をとめるということはもう厳しいというような回答があって、そういった中においてでも、県としてはしっかりと県の考えを申し立てを行ったということでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　那覇空港第２滑走路完成後の離着陸回数について、供用開始後もふやす努力をすべきではないかとの御趣旨の御質問にお答えいたします。

今現在、那覇空港の離着陸回数は、最近非常にふえておりまして、平成29年度は16万6000回になっておるということは申し上げたとおりでありますが、現在の那覇空港は13万5000回のところを16万6000回まで官民の努力によって拡大して、ちょっと航空機の遅延等も発生しておりますが、努力をして運用しているところと聞いております。第２滑走路の供用後においては、18万5000回というふうにしておりますが、これは算出が困難ではありますが、上限値ということではなくて、超えて運用することはあり得るということでございますが、具体的に数字は幾つかということの算出は困難ということで聞いております。

ただ御質問のとおり、県としては、第２滑走路の供用開始後も２本の滑走路を最大限活用するということを基本として、離着陸回数がふえて運用されるよう、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　座間味浄水場建設に係る再質問にお答えします。

まず予算規模でございますが、総事業費は約29億円となっております。

また津波対策でございますが、県の海岸防災課が公表している津波浸水想定によりますと、現浄水場建設予定地は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水区域に入っております。企業局では、浄水場建設に当たりまして、津波被害を軽減するため、ハード面の対策として、例えば建屋は防水構造の採用等を検討するほか、ソフト面の対策として、浄水場が被災した場合に備え、早期復旧に可能となるよう入手しやすい汎用の機器や部品の採用を予定しております。また、水処理装置は他の島と相互融通できるよう共通化を図り、被災した場合には他の島から予備機を輸送して早期復旧ができるよう対策にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　私のほうから３点、回答させていただきます。

まず１点目の大型ＭＩＣＥ施設に関しまして、確かに議員がおっしゃっているとおり、一括交付金を前提にしている中で、制度の期限も来ていると、近づいているということから、これに関しましては、やはり大型ＭＩＣＥ施設自体は沖縄の成長の可能性を引き出す重要な施設であり、沖縄県にとって今後大事なことだというその必要性を認識しつつも、今後のあり方に関しましては、しっかり国とも、それから関係機関、三役とも調整をしながら、適正に判断をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

それからＪ１スタジアムにつきまして、178億ほどかかるということでございますけれども、この財源につきましても、一括交付金の想定を検討しているところでございますけれども、今の大型ＭＩＣＥ施設整備

とその他の整備と重複すること等から、財源につきましても、慎重に検討しなければいけないと。他県におきましては、民間資金を活用して整備した事例もあることから、場所も非常にいい場所にございますので、複合機能、例えばそこにレストランとかショップとかそういった収益施設も生かしつつできないかということを実は今年度、今調査をしているところでございまして、そういったところでまた一旦方向性を出していきたいなというふうに考えております。

それから３つ目のＯＣＶＢの予算の件ですけれども、全体のソフト交付金の額が減っているという現状に合わせた形でＯＣＶＢへの委託金等も減っていると。ちなみに、平成25年度にはソフト交付金が68億1300万円ございましたけれども、平成30年度にはそれが43億4300万円と25億近く減っているということから、全体的にビューローへの委託の額も減らさざるを得ないと。ただビューローにおきましては、その額は減らされた中でもきちんと県と車の両輪のごとく、効率運用をしていただいているということでございますので、そういった現状を踏まえながらしっかりとまたビューローといろいろとその事業の推進に当たっていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　赤嶺昇議員の潜在も含めた待機児童数についてにお答えいたします。

平成30年４月１日時点の待機児童数は、1870人というところでございますが、議員おっしゃるように潜在的なもの、例えば認可化移行を予定している認可外施設にいる児童であるとか、あと希望する認可園に入れないというような理由で待機をしているという子供たちは1589人いまして、それを加えた潜在も含めた待機児童数につきましては、平成30年４月１日時点で3459人ということになっております。県では、潜在需要も踏まえまして、昨年度黄金っ子応援プランを見直したところでございますので、引き続き市町村と連携して、その解消に努めていきたいと考えております。

続きまして……済みません、ちょっと休憩してよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　失礼いたしました。

続きまして、保育士の退職理由についての御質問だったと思いますけれども、これにつきましては、平成29年度にハローワークの協力を得て、保育士の離職理由について調査をいたしました。その理由の主なものについては、１位が働き方・休み方、２位が人間関係や園の雰囲気、３位が処遇ということになってございました。これまでも保育士の年休所得や休暇取得についてなど、県としては支援してきたところではございますが、この調査結果を踏まえまして、今年度から新たな取り組みとして、希望をする園に社労士を派遣して、働き方・休み方に着目した労働環境の改善・支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　普天間飛行場の県外移設に関する再質問にお答えします。

県としましては、日米安全保障体制を支える米軍基地の負担は全国で担うべきであると考えております。かねてから普天間飛行場の県外・国外への移設、その双方を求めているところであり、県外・国外移設の再検討の動きが具体化することを期待しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

〔玉城　満君登壇〕

○玉城　　満君　もうあっという間に12月なんですけど、ことしは個人的にも、もう周り的にもたくさんの皆さんが亡くなられまして、ウチナーの文化にとってもすごく大切な人も亡くなっているわけですが、昔、照屋林助さんがサタ供養という話をしたんですね。サタ供養というのは何かというと、供養はヤマトグチの供養ですよ。この人が亡くなるといろんなうわさ話をして、ああだった、こうだったっていうこのサタ供養という、乗じて林助さんはこれをワレー供養ということで、笑い話だけをやってくれという話を、ことしはさんざん僕もサタ供養してまいりました。やはりいろんな先輩たちが亡くなっていくとウチナーグチもしまくとぅばもどんどんなくなっていくわけでございまして、ある先輩から、よく人からタヌマリグトゥされたときに、よく君らの世代はマカチョーケー　ワンニンカイ　マカチョーケーと言うよなと。これワッター世代がガッティンナランサーという先輩がおりまして、大正生まれの方ですよ。そうしたら何でですか

と、これマカチョーケーって僕ら昔から使っていますよと言ったら、この先輩が言うには、マカチョーケーというのは、誰々と誰々が闘ったときに、アレー　マカチョーケーというのが復帰前の言葉だったらしいですね。僕らはわからずにずっとこのマカチョーケーというのをしまくとぅばだと使っているんですが、だんだん言葉も変わってくるんだなということを、やっぱりことし相当いろんな方が亡くなられて実感しております。

僕らはやはりしまくとぅばを次の世代に伝えないといけない役目になっておりますので、どんどん伝えたいなと思っているんですが、チムグルサンって言葉があるじゃないですか。最近の若い人たちは、チムグルサンというのをチムイって言っているんですよ、チムイ。はあ、チムイって何かと言ったら、かわいそう、あの人チムイ。これは本当は昔はチムグルサンというチムグルサッサーヤーという話をしていたのに、今の若い人はチムイにしている。かえってこの変わり方は僕いいのかなと思ったりして、短くなっているし。だからいいのかなと。あと最近、これしまくとぅばからちょっと外れるんですけど、よくＫＹという言葉があるでしょう、ＫＹ。空気を読めない人とか。最近青年会とよく話ししたりするんですが、新しいしまくとぅばがまざっている英語が出てきたんですね。これ何かというと、ＹＳ。何かわかりますか。ＹＳというのは、ヤッケー　シージャのこと。やっぱり各青年会にヤッケー　シージャがいるもんだから、えー、ＹＳがチューンドーと。昔はゴーグチャー　タンメーがたくさんいたんですが、ゴーグチャー　タンメーを彼らは何て言っているかというと、ＹＴと言っている。ヤッケー　オトー、ヤッケー　タンメー。僕らもＹＧになってはいけないんではないかと思っております。ヤッケー議員のことをＹＧと言います。

代表質問なんで、質問いたします。

１、知事の政治姿勢について。

(1)は取り下げます。

(2)、辺野古新基地阻止に向け、新たなる施策について伺う。

(3)、日米地位協定の見直しに関する要請について知事の見解を伺う。

(4)、観光・環境協力税（仮称）導入の意義について知事の見解を伺う。

(5)、県民投票の意義と結果を受けた知事の決意を伺う。

(6)、沖縄県が目指す自立経済とは知事の見解を伺う。

(7)、世界のウチナーンチュとのネットワークについて知事の見解を伺う。

(8)、万国津梁会議（仮称）の意義について知事の見解を伺う。

(9)、琉球歴史文化の日制定の意義について知事の見解を伺う。

(10)、国際災害救援センター（仮称）設置の意義について知事の見解を伺う。

(11)、離島移動コスト、生活コスト低減について知事の見解を伺う。

(12)、沖縄県における一国二制度について知事の見解を伺う。

２、総務部関連について。

(1)、沖縄県の国税収納額の推移について伺う。

(2)、県の自主財源率の推移について伺う。

(3)、事務関連契約について伺う。

３、企画部関連について。

(1)、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入事業について。

ア、進捗について伺う。

イ、政府との調整について伺う。

ウ、費用便益率について伺う。

４、環境部関連について。

(1)、やんばるの森・いのちの水基金（仮称）の取り組みについて伺う。

(2)、国立自然史博物館の誘致について伺う。

(3)、希少野生動植物保護条例の制定に向けた取り組みについて伺う。

５、子ども生活福祉部関連について。

(1)、公的施設の放課後児童クラブ設置について伺う。

(2)、子育て世代包括支援センター設置について伺う。

(3)、沖縄県子どもの未来県民会議の実績と課題について伺う。

６、保健医療部関連について。

(1)、長寿県沖縄復活の取り組みについて伺う。

ア、実績と課題について伺う。

イ、上位復活の時期について伺う。

ウ、県民運動の取り組みについて伺う。

７、農林水産部関連について。

(1)、農林水産業と観光・健康との連携について伺う。

(2)、畜産品の海外輸出基準を満たす屠畜場整備について伺う。

(3)、県内の自給率向上の取り組みについて伺う。

(4)、米軍の制限水域の解除について伺う。
８、商工労働部関連について。
(1)、アジア経済戦略構想推進計画について。
ア、ビジネスネットワーク拠点について伺う。
イ、人材育成は順調か伺う。
(2)、ＩＴ戦略センターについて。
ア、スマートハブの形成について伺う。
イ、他産業との連携について伺う。
ウ、ＡＩの活用について伺う。
(3)、駐留軍離職者対策センターの課題について。
ア、離対センターの役割を伺う。
イ、県の責任を伺う。
９、文化観光スポーツ部関連について。
(1)、離島観光の取り組みについて伺う。
(2)、インバウンド促進の情報通信環境整備について伺う。
(3)、東洋のカリブ海構想について伺う。
(4)、ＦＣ琉球Ｊ２昇格に対する県の支援について伺う。
(5)、外国人観光・対応の観光人材育成について伺う。
10、土木建築部関連について。
(1)は取り下げます。
(2)、県事業における地元資材（県産品）の利用率について伺う。
(3)、米軍基地関連事業のボンド支援について伺う。
(4)、土木建築従事者不足対策について伺う。
11、教育委員会関連について。
(1)、教育現場における沖縄文化の導入について伺う。
12、公安委員会関連について。
(1)、外国人観光客のレンタカー利用における現状と課題について伺う。
以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後１時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前の玉城満君の質問に対する答弁をお願いします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　玉城満議員の御質問にお答えいたします。

お答えいたします前に、議員からウチナーグチのお話について非常に貴重な御意見を賜りました。

私も私を養ってくれた義理の母親から、トゥーヌイービヤ　ユヌタキーネーランドーと。10本の指は同じ太さや長さではないよと、みんな個性があるんだよということについて、多様性や寛容性をウチナーグチで教えていただいたという経緯があります。

これからもウチナーグチとウチナーのチムグクルを継承する意味で、議員にはますますの御活躍を御祈念したいと思います。よろしくお願いいたします。

では、知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(5)、県民投票の意義と結果を受けた知事の決意についてお答えいたします。

県民投票の実施により、普天間飛行場の代替施設建設のための辺野古埋め立てについて、県民一人一人が賛否を示すことは、意義があるものと考えております。

沖縄県としては、県民の意思が的確に反映された県民投票となるよう、広報活動や情報提供を客観的かつ中立的に行ってまいります。また、全ての市町村で投票が円滑に実施できるよう、市町村と緊密に連携を図り、県民投票の実施に全力で取り組んでまいります。

次に１の(8)、万国津梁会議（仮称）の意義についてお答えいたします。

私は、来年度から万国津梁会議（仮称）を新設するため、現在、会議のあり方等について検討しているところです。万国津梁会議（仮称）は、知事の諮問機関として位置づけ、各領域において高い見識を有する方々に参加していただきたいと考えております。この会議での議論をさらなる政策の推進につなげていくことで、沖縄21世紀ビジョンの基本理念及び５つの将来像の実現を促進し、新時代沖縄の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に１の(9)、琉球歴史文化の日制定の意義についてお答えいたします。

沖縄県はかつて琉球王国と呼ばれた時代に、アジア諸国との交易を通じて多様な文化芸術を受け入れ、沖縄の精神的、文化的風土と融合させることで、独特の文化芸術を育んでまいりました。このような先人たちが築き上げてきた伝統文化への理解を深め、故郷への誇りや愛着など、ウチナー文化の根底をなすチムグクルを持つことが最も重要であると考えており、そのため、琉球歴史文化の日制定を通じて、各地域の伝統文化に対する県民の機運の醸成を図りながら、沖縄文化のさらなる普及・継承・発展及び発信に取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(2)、辺野古新基地建設に関する新たな施策についてお答えします。

辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や漁業調整規則に基づく手続などさまざまなものがあります。また、このような法令に基づく権限のほか、各政党と連携することや、辺野古新基地建設に反対する県民世論及びそれを踏まえた知事の考えを広く国内外に伝え、理解と協力を促すということも非常に重要であると考えております。今後も県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向けて取り組んでまいります。

次に１の(3)、日米地位協定の見直しに関する要請についてお答えします。

県としましては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。そのため、県においては、平成12年に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況の変化も踏まえ、県内市町村等からの意見も取り入れ、見直し事項を新たに追加し、昨年９月に日米両政府へ要請を行っております。今後とも、全国知事会、渉外知事会、軍転協や各政党等とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求めてまいりたいと考えております。

次に１の(10)、国際災害救援センターの意義についてお答えします。

国際災害救援センター(仮称)とは、ソフト的な組織ネットワークを想定しているもので、アジア諸国の大規模災害時の支援活動や台風対策等について、本県から人材の派遣や知見、技術の提供等により、国内外に貢献することを目指しております。具体的には、被災国からの援助要請を受け、人命救助活動を行う国際消防救助隊について、県下消防本部の意向を踏まえながら、消防庁への追加登録の要望を行ってまいります。また、台風対策及び津波対策等に関しては、本県事例などを基本に、アジア諸国の抱える災害対策上の課題等を踏まえつつ、ＪＩＣＡ沖縄と連携し、効果的な研修実施に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(4)、観光・環境協力税（仮称）導入の意義についてにお答えいたします。

沖縄観光は、本県経済の牽引役として着実に発展してきておりますが、近年、観光客の増加に伴い、多様化するニーズへの対応を初め、県民生活への負荷や環境への影響等、受け入れ対応を中心としたさまざまな課題が顕在化してきております。

県としては、これらの課題に的確に対応し、沖縄が世界に誇れる観光・リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、法定外目的税である観光・環境協力税（仮称）の創設は必要であると考えております。

同じく１の(7)、世界のウチナーンチュとのネットワークについての御質問にお答えいたします。

現在、海外に在住する沖縄県系人は約42万人と推計され、27カ国１地域に93の海外県人会が設立されており、沖縄県は我が国有数の海外ネットワークを構築しております。一方、海外県系人等の世代交代が進む中、今後もネットワークを維持し、次世代へ継承することが課題となっております。このため、沖縄県では次世代のウチナーネットワークを担う人材育成事業を毎年行っているほか、10月30日の世界のウチナーンチュの日の前後には、海外に芸能指導者を派遣するとともに、県内でもウチナーネットワークを強化するためのさまざまな取り組みを行っています。

県としましては、世界のウチナーンチュ大会の開催等、引き続きウチナーネットワークの継承・発展・強化に取り組んでまいります。

次に９、文化観光スポーツ部関連についての御質問の中の(1)、離島観光の取り組みについてにお答えいたします。

県では、離島地域の観光振興を図るため、航空会社等と連携したプロモーション活動、旅行会社やメディアの招聘などを通して離島観光の魅力の発信に努めるとともに、チャーター便補助支援等を活用した離島航空路線の拡充に取り組んでおります。また、県では、宮古、八重山及び久米島の各地域観光協会と連携し、地元と一体となったプロモーション活動を実施しており、離島のさらなる認知度向上や誘客促進を図っているところでございます。今後とも、関係機関とも連携しながら、これらの取り組みを継続的に実施することにより、離島の魅力向上を図り、離島観光の振興に努めていきたいと考えております。

同じく９の(2)、インバウンド促進の情報通信環境整備についての御質問にお答えいたします。

近年、フェイスブックやインスタグラム等のＳＮＳを利用した情報の収集や発信が重要になっており、特にＳＮＳの利用率が高い外国人観光客の動向においては、その通信基盤となるＷｉ－Ｆｉ環境の整備が、外国人観光客の満足度に大きな影響を与えると考えております。このため県では、平成28年度から民間事業者と連携して、観光客が無料で利用できるBe.Okinawa Free Wi-Fiサービスの提供を行っており、ことし11月末現在、県内約5600カ所で利用が可能となっております。

県としては、今後もフリーＷｉ－Ｆｉのさらなるエリア拡充及び利便性向上を図り、世界水準の観光・リゾート地の形成に努めていきたいと考えております。

同じく９の(3)、東洋のカリブ構想についての御質問にお答えいたします。

県では、平成28年度に実施したクルーズ戦略策定事業の調査結果を踏まえ、国内外の環境変化や地理的ポテンシャルを生かすとともに、沖縄の自然、独特の歴史文化、異なる魅力を持つ離島の観光資源を最大限に活用し、東アジアにおけるクルーズ拠点を目指す東洋のカリブ構想を策定したところであります。

県としましては、同構想により沖縄の将来ビジョンを国内外に発信し、沖縄の認知度の向上やさらなるクルーズ市場の獲得につなげていきたいと考えております。

同じく９の(4)、ＦＣ琉球のＪ２昇格に対する県の支援についての御質問にお答えいたします。

ＦＣ琉球は、去る11月３日に、Ｊ３リーグ優勝とＪ２昇格を決定し、県民に大きな感動を与えました。改めてお祝いを申し上げますとともに、これまでの御努力と地域への貢献に対し、心から敬意を表します。

サッカー競技を含め、プロスポーツチームがトップリーグで活躍することは、スポーツアイランド沖縄の知名度向上につながり、観光振興や地域活性化に寄与するものであると考えております。

県としては、集客促進に関する協力や施設利用等への配慮など、引き続き、ＦＣ琉球に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

同じく９の(5)、外国人観光客に対応する観光従事者の人材育成についての御質問にお答えいたします。

沖縄県を訪れる外国人観光客はここ数年著しい伸びを見せており、県内観光従事者においては、外国語対応の向上が急務となっております。このため、県では、観光事業者が実施する語学研修に対して研修費用の助成等を行うほか、外国語対応の即戦力を確保するため、日本語を話せる外国人人材の確保を目的とした海外就職相談会を開催するなど、観光事業者における語学人材の育成・確保に取り組んでおります。

県としましては、これらの取り組みを継続的に行うことで、観光事業者の外国語対応能力を向上させ、外国人観光客の満足度向上につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(6)、沖縄県が目指す自立型経済についての御質問にお答えいたします。

沖縄県が目指す自立型経済とは、移輸出型産業で県外及び海外から獲得した外貨が域内に投下され、域内産業を活性化させることにより、雇用の創出、所得・税収の増加が図られ、地域経済全体が安定的に発展する好循環の状態を実現することであると考えております。

同じく１の(11)、離島移動コスト、生活コスト低減についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン離島振興計画に基づき、交通・生活コストの低減に取り組むことで、離島住民の皆様の負担軽減に努めているところです。交通コストについては、離島住民の負担軽減を図るため、船賃及び航空運賃を低減する事業により、船賃では約３割から約７割、航空運賃では約４割の負担軽減を実施しております。生活コストについては、本島から県内離島へ輸送されるガソリンや軽油などの石油製品の輸送経費等に対する補助事業などを実施しております。今後も、離島住民が住みなれた島で安心して暮らし続けることができるよう、定住条件を整備するため、交通・生活コストの低減を図ってまいります。

同じく１の(12)、一国二制度についての御質問にお答えいたします。

沖縄県においては、企業誘致の促進を目的として、国際物流拠点産業集積地域や経済金融活性化特別地区など特区・地域制度が創設されているところであります。同制度においては、10年間40％の所得控除や、４年間の繰り越しが可能な投資税額控除など高い控除率や控除期間が措置されており、ほかに例のない一国二制度的な内容となっております。こうした制度を最大限に活用するとともに、アジアの中心に位置する本県の地理的優位性を生かし、成長著しいアジアの活力を取り込む諸施策を展開してまいりたいと考えており

ます。

次に３、企画部関連についての御質問の中の３の(1)のアとイ、鉄軌道導入の進捗及び政府との調整についての御質問にお答えいたします。３の(1)のアと３の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

鉄軌道は、県民及び観光客の移動利便性を向上させるとともに、沖縄県全体の生産性を高める重要な社会基盤であり、沖縄振興に大きく寄与するものと考えております。今後は、国の調査において示されている費用便益分析等の諸課題について、事業の実現に向けた検討を行うとともに、公設民営型の上下分離方式を可能とする特例制度の創設等、早期の事業化を国に働きかけてまいります。また、将来のフィーダー交通ネットワークの構築を見据え、各地域における交通の課題等を踏まえた公共交通の充実について、まちづくりの主体である市町村等との協働により検討を進めてまいります。

同じく３の(1)ウ、費用便益比についての御質問にお答えいたします。

費用便益比とは、事業実施可否の判断を行う指標の一つとして用いられるものであり、構想段階においては、事業費や便益の諸条件が定まっていないため、参考値としてお示ししたところです。

県としては、事業の実現に向けて、便益に係る鉄軌道導入による利用者への効果・影響等に関して、今年度から、より詳細な調査を実施しているところであります。

次に４、環境部関連についての中の(1)、やんばるの森・いのちの水基金（仮称）についての御質問にお答えいたします。

森や水及び水源地域に対する理解の促進と地域の振興を図るため、現在実施している水源地域環境保全事業を拡充することとし、従来の水源涵養機能維持のための取り組みに加え、ヤンバルの環境保全対策や水源地域の振興策に対して、基金等を含めた助成制度の創設を検討しているところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　２、総務部関連についての御質問の中の(1)、沖縄県内の国税収納済額の推移についてお答えいたします。

国税庁の統計年報によりますと、沖縄国税事務所管内の収納済額は、平成25年度2705億円、平成26年度3017億円、平成27年度3365億円、平成28年度3467億円、平成29年度3656億円となっており、県内景気の拡大を背景に増加傾向にあります。

同じく(2)、県の自主財源比率の推移についてお答えいたします。

本県の自主財源比率は、普通会計決算で平成25年度25.2％、平成26年度26.6％、平成27年度28.9％、平成28年度30.0％、平成29年度32.6％となっており、県内景気の回復による税収の増等により上昇傾向にあります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　会計管理者。

〔会計管理者　伊川秀樹君登壇〕

○会計管理者（伊川秀樹君）　２、総務部関連についての(3)、事務関連契約についての御質問にお答えします。

事務関連契約における複合機の複写サービスについては、事務の効率化及び経費節減を図るため、県内に事業所を有する者を参加要件とする一般競争入札による一括契約を実施しております。その際、入札地区を４地区から６地区にふやし、第１地区から第３地区については、落札者は次の入札に参加できない一抜け方式を採用する等、地元企業の受注機会の拡大に努めており、今年度は６地区中３地区が地元企業との契約となっております。そのほか、各部局からの依頼により、消耗品・備品の物品について集中調達を行っており、平成29年度は地元企業への発注が99％となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　４、環境部関連についての御質問の中の(2)、国立自然史博物館誘致に向けた取り組みについてお答えします。

国立自然史博物館の誘致については、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくという方針を位置づけており、シンポジウムの開催、関係省庁への説明、沖縄担当大臣等への要請などを実施しております。

県としましては、国への働きかけ及び県内外での機運醸成が重要であることを踏まえ、設立意義、沖縄県の優位性、期待される効果等について、今年度調査を実施しているところであります。今後は、その調査結果に基づき、関係省庁への要請等を実施するとともに、他の博物館等の先進事例を参考に日本学術会議とも連携しながら、官民一体となった取り組みを推進してまいります。

同じく４の(3)、希少野生動植物保護条例の制定についてお答えします。

国内の希少野生動植物の保護については、種の保存法に基づき、捕獲等の規制や保護増殖事業等が実施されております。本県は、亜熱帯海洋性気候のもと、他の都道府県とは異なる固有の自然環境を有し、多くの希少種や固有種が生息・生育していることから、種の保存法では指定されていない希少種も多く存在しております。そのため、県では、密猟や外来種などの脅威から法による規制が及ばない希少種を保護するための条例の制定に向け、国や市町村への説明会を開催するなど、関係機関との調整を進めているところであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　５、子ども生活福祉部関連についての御質問の中の(1)、公的施設の放課後児童クラブ設置についてお答えいたします。

平成30年５月１日現在の放課後児童クラブ数は452カ所であり、そのうち公的施設活用クラブは156カ所となっております。県は、放課後児童クラブ支援事業により、平成24年度から29年度までに、公的施設活用クラブ18カ所の整備を支援したところであり、平成30年度は22カ所の事業実施に取り組んでおります。

県としましては、引き続き市町村と連携し、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置促進に努めてまいります。

同じく５の(3)、沖縄子どもの未来県民会議の実績と課題についてお答えいたします。

知事が会長を務める沖縄子どもの未来県民会議では、企業や県民の皆様からの寄附金を活用し、児童養護施設等の子供たちを対象とした給付型奨学金事業のほか、沖縄都市モノレール株式会社による高校生の通学運賃の割引、県民会議会員の協働によるジョイントプロジェクト助成事業などを実施しております。これにより、給付型奨学金事業では、平成28年度９名、29年度18名、30年度13名と応募者全員への給付を決定し、モノレール運賃の割引ＯＫＩＣＡは、平成30年３月現在で385人が利用するなど、着実に成果が上がっております。今後とも、官民一体となった県民運動としての活動を継続していく必要があると考えておりますので、県民の理解を深め、県民運動としての機運を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは子ども生活福祉部関連についての御質問の中の(2)、子育て世代包括支援センターについての質問にお答えします。

母子健康包括支援センターは、妊産婦及び乳幼児の健康、経済及び社会的状況などを包括的かつ継続的に把握し、助言や訪問支援などを行うほか、関係機関との連絡調整を行うことになりますので、妊娠期から子育て期まで切れ目なく必要な支援が受けられる体制が整備されることになると考えております。県では、市町村がそれぞれの実情に応じた母子健康包括支援センターを設置することができるよう、研修会の開催、個別具体的な助言を行うなど、今まで以上に市町村に対する支援を実施していきたいと考えております。

次に６の保健医療部関連についての御質問の中の(1)、長寿県沖縄復活の取り組みについての御質問にお答えします。６の(1)のアから６の(1)のウまでは関連しますので一括してお答えします。

沖縄県では、2040年までに男女とも平均寿命日本一を達成することを目指し、課題である特定健診・がん検診の受診率向上、肥満の改善、アルコール対策に取り組んでいるところであります。具体的には、健診受診や適正飲酒などの健康づくりを促すための広報活動、子供のころからの健康的な生活習慣を習得するため、次世代の健康づくり副読本の配布及びその活用などに取り組んでいるところであります。また、県民運動としましては、健康長寿おきなわ復活県民会議を設置し、官民一体となった施策の推進体制を構築しており、各構成団体がロードマップに沿った取り組みを推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　７、農林水産部関連についての御質問の中の(1)、農林水産業と観光・健康との連携についてお答えいたします。

県では、観光産業との連携や健康づくりに資する県産農林水産物の生産などに取り組んでおります。具体的には、観光については、１、グリーン・ツーリズムの推進、２、６次産業化による観光土産品の開発支援、３、観光施設における県産食材の利用促進やインバウンドに向けた県産食材のＰＲ、健康については、１、安全・安心な農産物の生産、２、島野菜や薬用作物の生産振興、３、機能性表示食品の取得支援などに

取り組んでおります。

県としましては、引き続き、観光産業との連携や健康づくりに資する各種施策を推進してまいります。

次に同じく(2)、畜産品の海外輸出基準等を満たす屠畜場整備についてお答えいたします。

食肉を海外輸出する際には、ＨＡＣＣＰやＳＱＦ認証などの国際基準が求められます。県では、これまで屠畜場等の整備・高度化や国際認証取得による県産食肉の輸出促進に取り組んでいるところです。現在、ＳＱＦ認証は、沖縄県食肉センターの豚施設で取得しており、ＨＡＣＣＰ取得は、八重山食肉センターが牛肉の輸出促進に向け取り組んでおります。

県としましては、引き続き、県産畜産物の海外輸出促進に向けた取り組みを支援してまいります。

同じく(3)、食料自給率向上の取り組みについてお答えいたします。

平成28年度の本県の食料自給率は、カロリーベースで33％、生産額ベースで56％となっております。県では、食料自給率向上のため、１、経営感覚にすぐれた担い手の育成や多様な新規就農者の育成･確保、２、自然災害や気象変動に対応した耐候性ハウスなどの栽培環境の整備、３、農業用水源の確保やかんがい施設等の生産基盤整備の促進などの各種施策に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き、持続的農林水産業及びフロンティア型農林水産業の振興により、食料自給率の向上に取り組んでまいります。

同じく(4)、米軍訓練水域の制限解除についてお答えいたします。

米軍の訓練水域は、漁業者にとって、直接漁場が制限されるほか、漁場間の移動にも大きな制約を受けるものであります。県では、漁業者からの要望が強い、ホテル・ホテル訓練区域の解除の拡大、及び対象漁業の拡充、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還等について、これまで累次にわたり要請を行っており、平成30年11月には、防衛大臣に対して、要望書を提出したところであります。

県としましては、漁船の安全操業と漁場の確保のため、漁業関係団体とも連携しながら、引き続き国に要請してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　８、商工労働部関連についての(1)のア、ビジネスネットワークの拠点についてお答えいたします。

県では、公益財団法人沖縄県産業振興公社を通じ、北京、上海、香港、台北及びシンガポールの５カ所に海外事務所を設置するとともに、福建省に駐在所、タイやマレーシアなど６カ国に委託駐在員を配置しております。これらの海外事務所等を核にして、現地の政府機関や経済団体、ジェトロなど関係機関と連携した県産品の販路拡大や観光誘客、投資促進などに取り組んでおります。

県としましては、今後もさらに、ビジネスネットワークの拡充を図り、海外との経済交流を推進してまいります。

次に同じく８の(1)のイ、アジア経済戦略推進計画の人材育成についてにお答えいたします。

県では、外国人観光客への対応や県内企業の海外展開等を推進するため、国内外ＯＪＴ派遣等の支援やセミナー等を実施するなど、産業人材の育成に取り組んでおります。また、大学生等を中心に海外企業でのインターンシップ等を実施し、グローバルな職業観の育成を図るとととともに、高校生の海外派遣など、国際性に富む人材の育成に取り組んでおります。

県としては、今後とも、アジアのダイナミズムを取り込み県経済の発展を推進するため、産業界や教育機関等と連携し、アジアを見据えたグローバル人材の育成を推進してまいりたいと考えております。

同じく８の(2)のア、イ、ウですが、沖縄ＩＴイノベーション戦略センターの取り組みについてにお答えいたします。８の(2)のアから８の(2)のウまでは関連しますので一括してお答えします。

県では、アジア経済戦略構想の重点戦略の一つとして、沖縄の恵まれた立地条件と充実したインフラを活用し、企業・人材・知識が集積する、アジア有数の国際情報通信拠点スマートハブの形成を目指しております。その一環として、ことし５月に沖縄ＩＴイノベーション戦略センターを設立し、同センターを司令塔として、情報産業と他産業とのマッチングやＩＴを活用した実証事業支援を進めています。人工知能（ＡＩ）は、自動運転、交通制御、農業における発育状況把握など、さまざまな分野で活用検討が進められているところですが、本県においても、同センターによる実証事業支援等を通じて、県内各分野への導入を推進することにより、本県の生産性向上に取り組んでまいります。

続きまして、同じく８の(3)のア、沖縄駐留軍離職者対策センターの役割についてにお答えいたします。

同センターは、駐留軍離職者に対する再就職支援やアスベスト健康被害に関する相談支援を実施してお

り、県としてもその役割は重要と認識しております。

同じく８の(3)のイ、沖縄駐留軍離職者対策センターに対する県の責任についてにお答えいたします。

県では、同センターの相談体制の強化を図るため、相談支援に関する経費等について補助を行っているところです。また、平成30年10月には、米軍基地が所在する関係市町村等に対し、同センターへの補助金増額の要請を行うなどの支援に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　10、土木建築部関連についての御質問のうち(2)、県産品の利用率についてお答えいたします。

土木建築部が発注する公共工事においては、県内企業の優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、特記仕様書に県産資材の優先使用を明記して、その優先使用に努めているところであります。特に、鉄筋、セメント等の主要資材については、請負業者に対し県産品の使用状況の報告を義務づけているところであり、これらの資材の平成29年度の県産品使用率は、鉄筋99.5％、セメント99.1％となっております。

県としては、工事着手前に使用資材計画を確認するなど、引き続き県産資材の優先使用に取り組んでまいります。

次に(3)、米軍基地関連事業のボンド支援についてお答えいたします。

県では、ちゅら島建設業相談窓口の設置や米軍工事参入促進セミナーの開催などを通して、県内建設業者の米軍基地関連事業への参入支援に努めております。近年は、県内の民間と公共を合わせた建設投資額が増加傾向にあることから、本セミナーの開催などの要望が少なくなっている状況にありますが、引き続き、県内建設業者への支援を行うとともに、ボンド率の軽減について、関係機関に対し、要請を続けていきたいと考えております。

次に10の(4)、土木建築従事者不足対策についてお答えいたします。

建設業においては、技術者・技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、担い手不足が生じており、将来を担う人材を確保することは喫緊の課題と考えております。そのため、県では、週休２日工事やＩＣＴ活用工事の推進、社会保険加入の徹底等による建設業の働き方改革の推進を図るとともに、建設現場体験親子バスツアーや、おきなわ建設フェスタへの出展、建設業に特化した合同企業説明会開催への協力など、建設業界の魅力発信に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　11、教育委員会関連についての御質問で(1)、教育現場における沖縄文化の取り入れについてお答えいたします。

沖縄の文化を理解し、尊重する心を育むことは、学校教育においても重要なことだと考えております。県教育委員会では、組踊等沖縄伝統芸能普及啓発事業及び組踊等教育普及事業を通して、離島も含めた沖縄県全域の児童生徒に、組踊や琉球舞踊、琉球歌劇などの伝統芸能の鑑賞と体験の機会を提供しております。また、小中学校では、沖縄の歴史や文化についての調べ学習、方言劇、エイサー、空手などへの取り組みを通して、沖縄の文化に触れる機会を設けております。県立学校においては、沖縄の歴史や郷土の音楽などの科目を設定し、沖縄の文化の理解・継承につながる実践が展開されております。今後とも、沖縄の文化に関する指導の充実が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　12の(1)、公安委員会関連についての御質問、外国人観光客の事故件数と事故後の措置についてお答えをいたします。

県警察の交通事故統計には、運転者を観光客に限定した統計はとっておりませんので、レンタカーを運転する外国人が第１当事者となる交通人身事故件数についてお答えをいたします。

平成29年中のレンタカーを運転する外国人が第１当事者となった交通人身事故の件数は68件で、前年と比べて18件、36％の増加となっております。また、本年10月末現在の件数は52件でありまして、前年同期と比べ１件、２％の増加となっております。こうした事故が起こった後の措置につきましては、運転者が外国人の場合であっても、基本的には日本人の場合と同様に捜査を遂げた上で、検察官に事件送致することとなります。ただし、事故の当事者が、日本語を十分に解しない外国人である場合は、警察官または民間の通訳人を介して捜査を行い、権利の保護と適正捜査に配意することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

〔玉城　満君登壇〕

○玉城　　満君　ありがとうございます。

再質問をしたいと思いますが、知事、琉球歴史文化の日制定についてなんですが、これは知事の選挙公約でもございます。そして最近は、やはり琉球の根っこというかそういう歴史、そういうものがだんだん薄れてきているのかなということを私自身も感じております。やはりここに大きな意味があるのは、この沖縄県が今まで世ガワイを相当経験してきた。唐ヌ世からヤマトゥヌ世、ヤマトゥヌ世からアメリカ世。アメリカ世からまたヤマトゥヌ世と。これだけ短期間に世ガワイを経験している島というのは僕はないと思うんですね。だからそういう歴史文化を検証し、そしてほとんどの県民がこれを周知できるようなそういう日をやはり設けるべきだという趣旨だと思うんですよ。だから来年は組踊300年ということもございます。一番きっかけとしては、来年で一番早目に制定して、ぜひウチナーの根っこをもう少し広げていただきたい。これは知事の決意のほどを後で聞かせていただきたいと思います。

それともう一点、沖縄子どもの未来県民会議の件なんですが、これは僕は当初立ち上げたときから今現在、民間がどれだけかかわりを持ってきたかという、その当初と現在、民間がもう少しこのことに関して参画しているのかどうか、これは県がどの程度把握しているか、どれだけ今民間がその関心を深めてきたのかということを詳しく教えていただきたいと思います。

それともう一つ、先ほど我が会派の赤嶺昇県議も台北事務所と韓国事務所を閉鎖する質問をしておりましたが、アジア経済戦略構想の中でもあれだけ海外事務所を持って、そして今からアジアのダイナミズムをしっかり取り入れようという中で、やはりこれは逆行しているようにしか思えないんですね。だから観光に任せるんじゃなくて、やはり県が責任を持ってこのアジアの経済戦略という意味を持って、ぜひ事務所を県みずからやはり主体的になって持続していくという、残していくという、その決意のほどをお聞かせいただきたいと思っております。

それと教育長、やはり教育現場に最近ウチナームンが結構取り入れられているということは本当にいい流れだなと思うのですが、ただもう一つ踏み込んでいただきたいのがありまして、せっかくこれだけ沖縄の文化があって音楽があって、これはどういうことかというと、今音楽の単位というのは西洋の音楽が主体となっているわけです。せっかくウチナーというところには、沖縄の古典音楽があり、島唄があり、民謡があるわけでしょう。だから西洋音楽はちょっと点数をとり切れないけれども、島唄であるとか沖縄の音楽に関しては自信があるという子たちもいると思うのですね。だからそういう意味では、昔よく歴史の選択もＡとかＢとかあったように、やっぱり音楽も西洋音楽を選択する人とやはり琉球音楽を選択する人がいてもおかしくないのではないかなと。これはモデルケースとして沖縄県でしか取り入れることはできないと思うんですね。その辺はどうお思いか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時57分休憩

午後１時58分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　玉城満議員の琉球歴史文化の日制定の意義について、世ガワイを経験した島であること、そして来年は組踊300年という非常に貴重なその歴史を重ねる日を迎えるということで、来年の制定を目指してはどうかということについてお答えをさせていただきたいと思います。

私は、かねてから沖縄にはさまざまなその歴史あるがゆえに、その歴史の苦難を乗り越える文化としてイチャリバチョーデーの心、ユイマールの心、それからたくさんの、この国と国同士が触れ合う歴史を、自分たちがたとえどんなに抑圧の歴史だと言われていても、内側からはそれを文化ではね返していくという人々の強い強靱なふるさとに対する思いがあったということを常々さまざまな踊りや歌に接するにつけ、そのような歴史の深さを感じずにはいられません。

それは沖縄21世紀ビジョンで実は、その精神文化、琉球の歴史文化に通ずるものがしっかりと織り込まれておりまして、基本理念を少しだけ紹介させてください。「21世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に、“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ” を創造する。」ことがしっかり沖縄21世紀ビジョンにうたわれています。

ですから、この琉球歴史文化の日はまさに今の時代にあって、あと３年半すると今度は復帰50周年も迎える新時代沖縄へ向かう意味での一つの分岐点でもあり、次へのステップになる、ジャンプ台になるということも含めるとさまざまな活力を生む意味で、琉球歴史文化の日を制定することに非常に深い意義があると

いうふうに思っておりますので、どうぞ制定にはまた御尽力賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　玉城満議員の再質問、沖縄県の海外拠点についてお答えいたします。

御指摘のとおりアジアのダイナミズムは一国だけにとどまらずに重層的に多国間で展開しております。そういう意味でアジアの需要はここ当分拡大するというふうに考えておりますので、御指摘の海外の拠点につきましても、途切れることがないようにしっかりと対応していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　沖縄子どもの未来県民会議に関連しまして、民間の活動がどの程度広がっているかというような御趣旨の質問だったと思います。お答えいたします。

平成28年６月に沖縄子どもの未来県民会議が設立されてからこれまでの２年間に県民運動を展開してまいりましたけれども、その中で構成団体が105団体から115団体までふえていること、それから企業の中には周年事業とかチャリティーイベントを開催して御寄附をいただいているとか、それから子供を支援する団体へ食料品やイベントのチケットなどを寄贈いただいているとか、支援の輪が広がっているところでございます。それから県民会議においても寄附の増大につなげることを目的に、昨年９月からオリジナルのＬＩＮＥのスタンプを販売する仕組みをとっております。

それから先月は、県内アーティストによる子供たちに向けた応援ミュージックを編集したＤＶＤを作成しまして、寄附の返礼として配付しているところでございます。

これらの取り組みをしっかり周知して寄附の拡大につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　再質問にお答えいたします。

伝統芸能等々、音楽についての科目設定ができないかという御趣旨の御質問だったと思いますが、貴重な御提言をありがとうございます。

高等学校のほうでは、学校設定科目として沖縄の文化関連の取り組みがなされているところではございます。例えば郷土芸能系としては、郷土の音楽というものを科目を設定している例も学校によってはございます。また琉球舞踊でありますとか三線等の普及継承の取り組みについても、音楽でありましたり体育等の教科の中でありますとか、総合的な学習等々の中で取り組んでおりますが、議員御提言の教科としてというのは、限られた時数、結構過密な時数でもありますし、指導要領というものに従って取り組むものはございますけれども、御提言のあった件につきましては、どのような取り組みができるのかということを引き続き検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

〔玉城武光君登壇〕

○玉城　武光君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時５分休憩

午後２時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○玉城　武光君　日本共産党の玉城武光です。

日本共産党県議団を代表して質問します。

追加質問をいたします。

一昨日発生した琉球セメントの桟橋からの土砂搬出については、質問通告後に発生した問題であり、先例を踏まえて質問を行います。

沖縄防衛局は、12月14日にも辺野古新基地建設に土砂を投入すると県に通知をしています。県が国地方係争処理委員会に申し立てを行っている中での土砂投入は許されません。見解を伺います。

辺野古新基地建設反対の民意を無視した違法な土砂搬出は許されない。県は毅然と対応すべきではないですか、見解を伺います。

琉球セメントの桟橋からの土砂搬出は、目的外使用、施設使用の又貸し等のさまざまな問題があるのではないか、見解を伺います。

県知事選挙で、翁長雄志前知事の遺志を引き継ぎ、辺野古新基地建設反対、普天間基地の閉鎖・撤去を求めるオール沖縄の玉城デニー候補が過去最多の39万票を獲得し、自公政権が総力を挙げて応援した候補者に８万票の大差をつけて圧勝しました。続く、豊見城市長選挙、那覇市長選挙でも、オール沖縄の候補者が勝利をいたしました。沖縄にこれ以上新しい基地は要らないという県民の民意を明確な形で示したものであります。

我が党県議団は、オール沖縄に団結し、玉城デニー知事をしっかりと支えていきます。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、知事は、日米両政府に普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還を日米両政府に強く求めてまいりたいと表明し、訪米をいたしましたが、訪米の成果について伺います。

(2)、法律も都合よくねじ曲げて解釈し、行政手続も無視して強行している辺野古新基地建設に反対する知事の決意を伺います。

(3)、2017年12月７日、宜野湾市野嵩の緑ヶ丘保育園に米軍機のヘリ部品が落下し、６日後の13日には、普天間第二小学校の校庭で体育の授業をしていた児童の間にヘリの窓が落下した事故は、幼児や児童へ重大な被害を与えかねない事故であった。

ア、今現在も学校の上空を飛行し、児童が危険と隣り合わせであるという現状は変わっておりません。米軍機の飛来の際には教職員の判断で避難を繰り返しております。事故後、避難は何回行われたのか。

イ、普天間基地の５年以内運用停止は、閣議決定もされた安倍政権の県民への約束であります。政府が約束した普天間基地の運用停止（2019年２月）まで、あと何日か。運用停止を求める知事の決意を伺います。

(4)、沖縄防衛局が行政不服審査法で、県の辺野古埋立撤回の執行停止や審査請求行為は、国民の権利救済のための法律をねじ曲げた違法な行為である。県の見解を伺います。

(5)、政府にとって、集中協議は単なるポーズだったのではないか。県と国との集中協議での県の主張を問います。

(6)、県は、辺野古新基地建設の埋立承認撤回の効力を停止した国土交通大臣の執行停止決定に対して国地方係争処理委員会へ審査の申し立てを行っていますが、審査の申し立ての内容について伺います。

(7)、辺野古新基地建設の埋立土砂搬出港の件で、沖縄防衛局の圧力は許されません。民間施設の安和桟橋からの土砂搬出は認められません。見解を伺います。

(8)、辺野古新基地建設費は数兆円かかると言われているがどうか。それこそ最大の無駄遣いである。見解を伺います。

２、日米地位協定の抜本的改定について。

我が党県議団は11月14日、防衛省、外務省、国土交通省へ「辺野古新基地建設を断念すること、埋立承認の「撤回」の執行停止を取り消し、行政不服審査請求を却下すること、沖縄県議会が全会一致決議した米軍普天間基地を直ちに運用停止すること、沖縄県議会が全会一致決議した日米地位協定の抜本的改定を行うこと」を要請してきました。

(1)、全国知事会は７月、米軍への国内法の適用、事件・事故時の自治体職員の立ち入りの保障など日米地位協定の抜本的な見直しを求める提言を政府に行っています。知事の見解を伺います。

(2)、在日米軍に異常な特権を与えている日米地位協定は抜本的に改定すべきです。知事の所見を伺います。

３、基地問題について。

(1)、嘉手納基地周辺の３市町連絡協議会は、地図を作成して外来機が通常の飛行経路を逸脱して市街地にまたがる広範囲で飛行旋回していることを明らかにしました。嘉手納基地や普天間基地への外来機の飛来、夜間飛行は中止させるべきである。外来機の飛来、爆音等の実態を伺います。

(2)、復帰後の米軍人・軍属の犯罪の実態を伺います。

(3)、米軍基地から派生する環境問題、返還跡地の問題について。

米軍は過去70年以上にわたって、基地内で有害物質を燃やしたり埋めたりして廃棄をしてきた。1950年代に、本島南部の旧具志頭村で採石場に投棄されたＰＣＢが地下浸透し、当時私が通学していた小学校や地域集落の飲料水が汚染されたこともありました。

ア、日米地位協定４条で米軍は環境浄化を免責されているが、米軍基地跡地の原状回復の費用はどこが負担しているのか伺います。

イ、普天間基地周辺の残留性有害物質の調査結果を伺う。普天間基地、嘉手納基地への立入調査を求めるべきです。

(4)、米軍は、伊江島補助飛行場内にある強襲揚陸艦の甲板を模した着陸帯の改修工事を完了したと報告し、最新鋭ステルス戦闘機Ｆ35やオスプレイを使った本格的な訓練を始めている。まさに伊江島補助飛行場の機能強化です。伊江島の島袋村長は、看過できず遺憾として工事中止を求めていました。県は伊江島補助飛行場の機能強化に反対すべきである。知事の見解を伺います。

(5)、安保法制、先島諸島への自衛隊配備問題について。

安倍政権は2015年、憲法９条のもとでは集団的自衛権は行使できないという政府の憲法解釈を180度覆して、安保法制（戦争法）を強行成立させた。

ア、自衛隊の海外での武力行使を可能にする安保法制（戦争法）は廃止すべきである。見解を伺います。

イ、多くの住民が反対している宮古・八重山への自衛隊の強行配備に反対すべきである。見解を伺います。

４、過重な基地負担の問題について考え、学び、意思を表明する辺野古新基地建設の是非を問う県民投票は全市町村で実施されると思いますが、知事の見解を問います。

５、消費税は、1998年４月に税率３％で開始され、５％、８％と引き上げられてきました。引き上げられるたびに、安定財源の確保や社会保障対策が引き上げの理由でした。そういう口実は完全に崩れております。消費税10％増税は直ちに中止すべきです。消費税10％増税についての知事の見解を問います。

６、社会資本の整備について。

(1)、南北を縦貫する鉄軌道の早期建設に向けた取り組みの決意を伺います。

(2)、ＬＲＴ等のフィーダー交通網整備構想、また南部圏域の公共交通網整備について伺います。

(3)、モノレールの延伸計画、３両編成の運行について伺います。

(4)、南部東道路の早期完成のための執行体制の強化と国道507号の早期整備を問います。

(5)、交通弱者対策、コミュニティーバスの運行の現状と支援策を伺います。

７、産業の振興と雇用の創出について。

翁長雄志前知事が築いた保守・革新の垣根を超えたオール沖縄の誇りある豊かさの取り組みは、観光業を中心とする経済振興に力を入れ、好調な経済指標を維持しています。一方、県民所得向上や労働者の処遇改善などが県政の重要課題となっております。

(1)、沖縄経済の伸びを県民の所得向上、正規雇用の拡大につなげていく、これまでの成果と今後の政策展開について伺います。

(2)、外国人労働者、留学生のことで、技能実習生や留学生が安価な労働力として低賃金で苛酷な労働を強いられ、労働基準法や最低賃金すら守られない現状が問題となっています。低賃金や時間外労働賃金の不払い、失踪などの問題が県内で起こってはいないのか、県内に在住している外国人技能実習生、留学生の実態、窓口相談の設置について伺います。

８、農林水産業の振興。

(1)、農業振興策について伺います。

ア、環太平洋連携協定（ＴＰＰ11）の年内発効が発表された。10月31日、知事は、関税の即時撤廃や段階的な削減、輸入枠の拡大などで中長期的にさまざまな影響が懸念される、発効後は市場価格の変化など地域農業へ及ぼすことについて検証していくとのコメントを出していますが、影響と対策を伺います。

イ、持続的農林水産業とフロンティア型農林水産業の推進で到達した農業生産量、生産額の推移を伺います。

ウ、県内食料自給率の向上と地産地消推進の施策を伺います。

エ、我が党県議団は10月５日、台風23号・24号で被災された本部町でミカン農家と菊農家の被害状況を調査し、農林水産部長に対策の要請を行いました。台風など自然災害で被災した農業用ハウスなどの農業用設備の再建費用を助成する制度の創設と農業振興策の施策を伺います。

(2)、漁業振興について。

ア、沖縄型つくり育てる漁業の振興策の進捗状況を伺います。

イ、尖閣列島周辺は、クロマグロなどが釣れるよい漁場区域である。この漁場区域の操業協定の問題となっている日台、日中漁業協定の見直しを求めるべきである。所見を伺います。

ウ、去る11月12日、米海軍第５空母航空団所属のＦＡ18戦闘攻撃機が墜落したところも演習水域・空域である。制限水域・空域での演習による損失額を伺います。

エ、漁業振興の阻害要因であるホテル・ホテル訓練区域（水域･空域）等の早期返還を求めるべきである。見解を伺います。

オ、安倍首相は世界で一番企業が活躍しやすい国を目指すと公言し、農業や林業潰しの悪法を次々と成立させてきました。今度は漁業法を改悪し、企業のための海づくりを狙っております。浜に混乱と対立を持ち込み、もうかりそうな漁業と漁協を企業に開放する漁業法改正は許されません。漁業法改正案の成立はとめるべきです。見解を問います。

９、医療の充実・健康福祉社会の実現について質問します。

(1)、こども医療費助成の窓口完全無料化の着実な実施と拡充について、所見を伺います。

(2)、中学卒業までの通院費無料化を拡充すべきです。

(3)、2016年５月の改正障害者総合支援法では、自治体に医療的ケア児を支援する努力義務が課せられました。医療的ケア児の保育や教育を受ける権利をどう保障していくのか。保護者の負担を減らすにはどうしたらいいのか。親子を孤立させないための支援体制の強化が急がれています。

そこで、ア、医療的ケア児童の実態と支援体制について伺います。

イ、医療的ケア児のための看護師、保育士、教員な

どの人材確保の課題について問います。

(4)、沖縄健康長寿復活プロジェクトの推進を伺います。

(5)、高過ぎる国民健康保険税（料）の引き下げと住民の医療保険制度を守ることについて。

ア、全国知事会は、国の公費負担（１兆円）があれば、協会けんぽ並みに保険料を下げることができると試算し、国に要請しています。

イ、県も法定外繰り入れ等を行い、市町村の国保財政を支援すべきである。見解を伺います。

(6)、年金ゼロの無年金者は、県内の無年金・低年金者の実態と支援策を伺います。

10、子育て・高齢者施策について伺います。

(1)、子どもの貧困対策計画のこれまでの取り組みの到達点と今後の課題を伺います。

(2)、沖縄子ども未来県民会議など行政、民間の幅広い支援体制の実績と今後の施策を伺います。

(3)、待機児童解消に向けて整備した保育所数と認可外保育施設を認可化した実績と今後の取り組みの施策を伺います。

(4)、保育士の待遇改善、保育士の確保、育成のための施策を伺います。

(5)、認可外保育園への支援状況と拡充策について伺います。

(6)、公的施設を活用した放課後児童クラブの取り組み状況と拡充を伺います。

(7)、子育て世代包括支援センターを全市町村に設置する施策を伺います。

(8)、離島の子供の支援について伺います。派遣費用の助成する基金の創設について伺います。

11、安心・安全で快適な社会づくりについて。

(1)、災害に強いまちづくりの構築のため、上下水道、道路、港湾、漁港、空港、ダムの耐震化、老朽化対策及び治水、浸水、土砂災害等の施策について伺います。

(2)、地震・津波対策の施策を伺います。

(3)、国場川、長堂川、雄樋川等の改修計画、土砂堆積、雑草の繁茂などの定期的な維持管理の状況を伺います。

12、離島移動コスト、生活コスト低減への支援策を伺います。

13、沖縄島北部及び西表島の世界遺産登録を目指す取り組みの現状を伺います。

14、北部地域の医療体制の充実は、県政の重要な課題です。北部基幹病院構想協議会の進捗と早期実現について伺います。

15、教育振興について質問します。

(1)、少人数学級、残された中学２・３年生までの早期実現を求める。見解を伺います。

(2)、就学援助金の入学前支給の現状、全市町村の取り組みと県の対応を伺います。

(3)、公立夜間中学校の設立に向けた取り組みを伺います。

(4)、学校がブラック職場になっている――今、教職員の長時間労働が社会問題になっています。その是正は、労働条件の改善として緊急であり、子供の教育条件としても極めて大切な課題であります。教職員の異常な長時間労働を是正するためには、教員の増員や正規化、部活動指導員の配置を早急に実施すべきである。見解を伺います。

(5)、倒壊の危険があるブロック塀の調査結果と改善策について伺います。

(6)、小・中・高、特別支援校の洋式トイレの設置状況と今後の対応を伺います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　玉城武光議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)、訪米の成果についてお答えいたします。

私が、辺野古に新基地をつくらせないことを公約に掲げ、沖縄県知事選挙において過去最多得票で当選したこと、沖縄の過重な基地負担の現状、沖縄の基地建設の歴史的な経緯などについて説明し、対話を通して、沖縄の米軍基地問題の解決について理解と協力を早期にアメリカ側に求める必要があると考え、11月11日から16日まで訪米いたしました。米国の経済、文化の中心で多様性にあふれる都市ニューヨークでまず講演会や国連事務次長との面談等を行い、次にワシントンＤＣで政府関係者、有識者との面談、県系人との交流会等を行いました。滞在は実質４日間という短い日程ながら、沖縄の実情の発信ができたこと等、実りのある、次につながる訪米行動であったと認識をしております。

次に１の(2)、辺野古新基地建設に反対する知事の決意についてお答えいたします。

私は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、これまでの沖縄県知事選挙における過去最多得票を得て当選いたしました。かねてから、辺野古新基地建設問題は、司法ではなく対話によって解決策を求めていくことが重要と考えております。今後も政府に

対し、対話によって解決策を導く民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。私は、辺野古に新基地はつくらせないという公約の実現に向けて、ぶれることなく全身全霊で取り組んでまいります。

次に、社会資本の整備についてに関する御質問の中の６の(1)、鉄軌道の早期建設に向けた決意についてお答えいたします。

私は、沖縄らしい優しい社会を構築するため、アジアのダイナミズムを取り込むことなどにより、経済全体を活性化させ、持続的に発展する好循環をつくり上げる必要があると考えております。このためには、シームレスなアジアの空、海、陸の交通体系に対応できる鉄軌道の導入が必要であると考えております。また、鉄軌道は、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の移動利便性の向上、交通渋滞の解消による経済の活性化、基地返還跡地のまちづくりの推進などに資する重要な社会基盤ともなります。今後は、国の調査において示されている費用便益分析等の諸課題について検討を行うとともに、公設民営型の上下分離方式を可能とする特例制度の創設等、早期の事業化を国に働きかけてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)、集中協議における県の主張についてお答えいたします。

私は、11月９日から28日までの間４回にわたって、杉田官房副長官との協議を行いました。非公開での１対１の協議により、胸襟を開いて、お互いの考え方を確認することができたほか、県の考え方もしっかりと伝えることができたと考えております。４回の協議において、私からは、東アジアの安全保障環境の変化や辺野古新基地の運用まで約13年かかると思われること、完成までの工事費用が明確でなく大きく膨らむ可能性があること、軟弱地盤の地盤改良に必要な変更承認が見通せないことなどを提起し、辺野古移設を断念するよう求めたところです。

以上です。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の知事の政治姿勢についての御質問で(3)のア、普天間第二小学校における避難回数についてお答えいたします。

普天間第二小学校では、平成30年２月13日から運動場の使用を再開したところであり、体育の授業や休み時間等で運動場を使用していた児童の避難回数は、平成30年11月28日現在706回となっております。

次に、10の子育て・高齢者施策の推進についての中の(8)、子供たちの派遣費用の助成についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、これまで中学生、高校生に対して、離島から本島での県大会や九州大会及び全国大会に参加する生徒に派遣費を助成しております。今後とも、派遣費の助成を継続するとともに、負担軽減が図れるよう努めてまいります。なお、派遣費に係る新たな財源については、基金の設置がよいのか、毎年度の予算措置で対応するのがよいのか、検討し適切に対応してまいります。

次に、15の教育振興についての御質問で(1)、少人数学級についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで、小学校１・２年生で30人学級、小学校３年生から５年生までと中学校１年生で35人学級を実施しており、平成30年度からは、小学校６年生でも35人学級を実施しております。中学３年生までの少人数学級の拡大については、習熟度別指導等の少人数指導を望む意見もあることから、市町村教育委員会の意向等を踏まえ検討してまいります。

次に15の(2)、就学援助の入学前支給の現状等についての御質問にお答えいたします。

児童生徒への学用品費等の入学前支給については、これまで実施市町村はありませんでしたが、平成30年度入学生から、小学校においては７市町村、中学校においては16市町村が実施しております。

県教育委員会においては、平成28年度からテレビやラジオ広報のほか、リーフレットの作成・配布等による就学援助の周知広報に努めており、市町村教育委員会に対しても、県内外の就学援助の実施状況に関する情報提供や意見交換会の開催などを通じて、就学援助制度の適切な実施を促しているところであります。

次に15の(3)、教員の増員と正規化及び部活動指導員の配置についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、教職員定数の改善について、全国都道府県教育長協議会等を通じて国に要望しているところであり、教員の正規化については、平成23年度から、新規採用者を大幅にふやし、計画的な正規率の改善に取り組んでおります。また、部活動顧問教員にかわり業務を担うことができる部活動指導員の制度化に向けて取り組んでいるところであります。

県教育委員会としては、今後ともこれらの取り組みを推進し、教職員の長時間労働の改善に向けて取り組

んでまいります。

次に15の(4)、公立夜間中学校の設置についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、平成29年度に公立中学校夜間学級等設置検討委員会を立ち上げ、設置主体や対象者に関する検討を行ってまいりました。今年度は、さらに対象者等の詳細なニーズなどを把握して検討する必要があることから、その調査を実施しております。今後、調査結果を取りまとめ、国や他の都道府県の動向も注視しながら、引き続き検討を進めてまいります。

次に15の(5)、公立学校のブロック塀についての御質問にお答えいたします。

公立学校のブロック塀については、県で実態調査を行ったところ、建築基準法に適合しないと考えられるものが、全体の42.5％に当たる３万9426メートルとなっておりました。県立学校において、建築基準法に適合しないもののうち劣化が著しいものや通学路に面しているものなど緊急に対応する必要のあるブロック塀については、10月補正にて予算措置を行ったところです。また、国においては臨時特例交付金を創設し、ブロック塀の安全対策を早急に進めることとしていることなどから、今議会において予算案を提案し、建築基準法に適合しない全てのブロック塀の改修に取り組んでまいります。さらに、小中学校においても、同制度を活用し早期に改善できるよう、市町村と連携し、取り組んでまいります。

次に15の(6)、公立学校のトイレ洋式化についての御質問にお答えいたします。

平成30年４月１日現在における公立学校の洋式トイレの割合は、小学校で61.5％、中学校で56.4％、高等学校で58.5％、特別支援学校で92.0％となっております。公立学校におけるトイレの洋式化については、国の補助制度を活用し、校舎等増改築の際及びトイレ改修に係る事業において、学校等の要望を踏まえ、整備を進めているところであります。

県教育委員会としましては、市町村と連携し、快適な教育環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(3)のイ、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えします。

普天間飛行場の５年以内運用停止については、普天間飛行場負担軽減推進会議において、第１回会合が開催された平成26年２月を起点とすることを、同会議の構成員である国、県、宜野湾市の間で確認され、その後、平成26年10月に閣議決定されております。仮に平成31年２月末を最終日とした場合、５年以内運用停止の期限まで、本日（平成30年12月５日）から残り85日となります。県としては、引き続き普天間飛行場負担軽減推進会議の早期開催を求め、宜野湾市と連携し、同飛行場の早期閉鎖・返還及び５年以内運用停止を含む危険性の除去を政府に対し強く求めてまいります。

次に１の(4)、沖縄防衛局による審査請求等についてお答えします。

行政不服審査法は、国民・私人の権利利益の簡易迅速な救済を図ることを目的とするものであります。一方、公有水面埋立法の規定上、国と私人は明確に区別され、今回は国が行う埋め立てであることから、私人に対する免許ではなく承認の手続がなされたものであります。そのため、本件において国が行政不服審査制度を用いることは、当該制度の趣旨から大きく外れたものであると考えております。

次に１の(6)、国地方係争処理委員会の申し立てについてお答えします。

県は、去る11月29日、国土交通大臣の行った執行停止決定の取り消しを求めて、国地方係争処理委員会に審査申し出を行いました。県としては、今回の執行停止決定が不適法であることなど、県の主張をしっかりと同委員会に訴え、執行停止の効力をとめることに全力を挙げてまいります。

国地方係争処理委員会におかれましては、同委員会が設けられた趣旨にのっとり、公平中立な審査がなされるものと期待しております。

次に１の(8)、辺野古新基地建設の費用についてお答えします。

沖縄県は、政府との協議に当たって大まかな目安を持つために、承認願書の資金計画書で示された額と沖縄防衛局がこれまでに支払ったとする額を比較検討し、また、今後必要となる軟弱地盤の改良工事などを考慮し、辺野古新基地に関する完成までの埋立工事に要する費用を概略で算定しました。その結果、費用は最大２兆5500億円かかるものと試算したところです。また、当該費用に、埋立完了後の基地施設の建設費用が追加されることになります。このように膨大な全体費用について、これまで国会や国民に対して示されておらず、県としては、辺野古新基地建設は財政的にも極めて困難ではないかと考えております。

次に２、日米地位協定の抜本的改定についての(1)及び(2)、全国知事会の提言と日米地位協定の抜本的

な見直しについてお答えします。２の(1)と２の(2)は関連しますので一括してお答えします。

７月に全国知事会において取りまとめられた日米地位協定の抜本的見直しを含む提言は、米軍基地のある県も、ない県も参加した研究会での議論を通じた共通理解の上に、全会一致で取りまとめられたものであり、大変大きな意義を持つものだと認識しております。

県としましては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定を抜本的に見直す必要があると考えております。今後とも、全国知事会、渉外知事会、軍転協や各政党等との連携を深め、日米地位協定の抜本的な見直しの実現につなげてまいりたいと考えております。

次に３、基地問題についての(1)、外来機の飛来及び騒音の実態についてお答えします。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場においては、外来機のたび重なる飛来に加え、嘉手納飛行場ではことし５月にＦ22戦闘機14機が約１カ月暫定配備されております。また、平成29年度航空機騒音測定結果等では、前年度と比較して嘉手納飛行場周辺で騒音発生回数が増加し、普天間飛行場周辺で深夜・早朝の騒音発生回数が増加するなど、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

県としては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に３の(2)、復帰後の米軍人等による犯罪実態についてお答えします。

復帰後、平成29年末までの米軍人・軍属による刑法犯検挙件数は、沖縄県警察の公表資料によりますと軍人が4694件、4753人、軍属が142件、135人となっております。

次に３の(4)、伊江島補助飛行場のＬＨＤデッキ改修工事についてお答えします。

伊江島補助飛行場においては、平成28年８月から米側がＬＨＤデッキ改修工事を行っております。伊江村によると、去る11月20日に在沖海兵隊政務外交部長などが伊江村を訪れ、ＬＨＤデッキの改修工事が完了し、12月から運用を開始すること及びＦ35ＢやＣＨ53Ｅ等がＬＤＨデッキを使用することなどを伝達したとのことです。なお、先ほど12時28分、伊江村から伊江島補助飛行場ＬＤＨデッキにＦ35Ｂ３機が着陸したとの連絡がございました。

県としては、これら施設の運用開始により、地元の負担が増加することがあってはならないものと考えており、地元伊江村と連携し情報収集に努めるとともに、要請などの対応を検討してまいりたいと考えております。

次に３の(5)のア、安全保障関連法についてお答えします。

安全保障関連法は平成28年３月に施行されております。また、平成28年11月15日の閣議決定により、平成24年１月から国際連合南スーダン共和国ミッションに派遣されていた自衛隊施設部隊に、いわゆる駆けつけ警護及び宿営地の共同防護の任務が付与されました。自衛隊の海外派遣につきましては、さまざまな議論があり、県としては、不測の事態はあってはならず、今後の運用等について政府はさらに丁寧な説明を行うべきであると考えております。

次に３の(5)のイ、自衛隊の先島配備についてお答えします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。県は、住民合意もなく、地域に分断を持ち込むような自衛隊強行配備は認められないものと考えており、現状は必ずしも十分に住民合意が得られているとは言いがたい状況にあります。

県としては、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、求めてまいりたいと考えております。

次に４、辺野古新基地建設の是非を問う県民投票についての(1)、県民投票の全市町村での実施についてお答えします。

今回の県民投票は、地方自治法に基づく県民からの直接請求制度により制定された条例に基づき実施されるものであり、条例に基づき全ての市町村で実施されることが重要であります。

県としましては、住んでいる地域によって県民投票の機会が失われることがあってはならないと考えており、市町村と緊密な連携を図りながら、県民投票の実施に万全を期してまいります。

次に11、安心・安全で快適な社会づくりについての(2)、地震・津波対策の施策についてお答えします。

地震・津波対策については、沖縄県地域防災計画の中で、ソフト面では、平成26年に実施した沖縄県津波被害想定調査などに基づき、津波避難困難地域図を

作成し、県ホームページ上に公表しております。市町村では、当該地域図を活用したハザードマップ等を作成配布し、地域住民への周知を図り、津波避難訓練などを実施しております。また、ハード面では、津波避難困難地域がある市町村に対して、一括交付金や過疎債を活用した津波避難タワー整備等を促進してきたところです。

県としては、今後とも市町村における津波対策実施のための支援に努めてまいります。

次に、名護市安和の琉球セメントの桟橋を使った土砂搬出についての御質問の中の、沖縄防衛局による土砂投入と県の対応についてお答えします。

沖縄県としては、国土交通大臣の行った執行停止決定は違法であって、県が行った埋立承認取消処分は有効であるという立場であります。辺野古新基地建設に反対する民意が繰り返し示される中で、沖縄防衛局が違法に土砂の投入を行うことは断じて許されるものではありません。また、沖縄防衛局がこのような違法な埋立工事に向けた作業を強行し、琉球セメント株式会社がこのように県民の関心が高く工事の進捗に大きな影響を与える情報を許可権者である沖縄県に十分な事前説明もなく、完了届も提出せず、赤土等流出防止条例に基づく届け出もなされないまま桟橋が使用されたことについては甚だ遺憾であります。

沖縄県としては、立入調査の結果も踏まえ、詳細に事実を確認し、沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則及び赤土等流出防止条例に基づく対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(7)、安和桟橋からの土砂搬出についてお答えいたします。

民間事業者は、桟橋を設置する際に沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則に基づく使用許可を受ける必要があり、桟橋の利用に関しては、同規則及び許可条件が適用されることとなります。

次に６、社会資本の整備についての御質問のうち(3)のイ、モノレールの３両編成についてお答えいたします。

沖縄都市モノレールの平成29年度の１日当たりの乗客数は４万9715人で過去最高となっており、沖縄都市モノレール株式会社においては、乗客の混雑対策として増便によるダイヤ改正により対応を行っております。現在、県においては、モノレール需要予測調査を行っているところであり、調査結果を踏まえ３両編成を含めた中長期の輸送力強化について、同株式会社と連携して検討していきたいと考えております。

次に６の(4)、南部東道路の執行体制強化と国道507号八重瀬道路の早期整備についてお答えいたします。

南部東道路の執行体制については、予算規模に応じた適切な職員配置に加えて、積算業務や用地買収等の業務の一部において民間コンサルタント等を活用するなど、事業推進体制の強化に取り組んでおります。国道507号八重瀬道路の早期整備については、平成31年度末までにヘンサ橋を完成させ、引き続き地元の協力を得るとともに、事業予算の確保等に努め、平成30年代中ごろの完成供用に向け取り組んでまいります。

次に11、安心・安全で快適な社会づくりについての御質問のうち(1)のウ、社会基盤の耐震化・老朽化対策と災害対策等についてお答えいたします。

土木建築部が所管する道路・港湾・空港・下水道等の社会基盤について、新規に整備を行う場合は、耐震化を実施しているところであります。また、既存の施設については、定期的に施設点検を実施するとともに、長寿命化計画等を策定し、耐震化・老朽化対策に取り組んでおります。治水対策については、国場川等の都市河川を重点的に整備するとともに、土砂災害対策については、砂防・地すべり等の事業を推進し、自然災害から県民の生命と財産を守り、安心・安全の確保に努めております。

次に11の(3)、国場川、長堂川、雄樋川の改修計画、維持管理の状況についてお答えいたします。

国場川については、整備延長約8.3キロメートルのうち、河口から南風原町宮平までの約6.7キロメートルが概成しており、現在、上流に向け工事を進めております。また、長堂川、雄樋川については、河川改修事業が既に完了しております。２級河川の維持管理については、氾濫の危険性及び緊急性の高い箇所から、予算の範囲内において順次、除草、しゅんせつ等を行っているところであり、平成30年度は、国場川及び長堂川で除草を実施しております。

次に16、名護市安和の琉球セメントの桟橋を使っての土砂搬出についての御質問のうち(2)、安和桟橋からの土砂搬出の問題点についてお答えいたします。

安和桟橋の土砂搬出については、沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則及び許可条件にのっとり利用されることになります。管理規則では、行為の禁止、転貸の禁止等の規定があり、許可条件では、申請内容以外の用に供してはならないなどの条件を付しており

ます。管理規則及び許可条件に関して、問題点が懸念される場合には必要に応じて実施状況等を確認してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　3、基地問題についての中の(3)のア、米軍基地跡地における原状回復費用の負担者についての御質問にお答えいたします。

跡地利用推進法において、国は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進しなければならないと定められており、土壌汚染や不発弾等の支障の除去に関する措置につきましても、同法第８条に基づき国が負担し、実施することとなっております。

次に６、社会資本の整備についての中の(2)、鉄軌道のフィーダー交通の整備についての御質問にお答えいたします。

県は、利便性の高い公共交通の実現のためには、骨格軸である鉄軌道と各地域とを結ぶフィーダー交通の充実が重要であると考えております。このため、将来のフィーダー交通ネットワークの構築を見据え、今年度から、南部圏域を初めとする各地域における交通の現状と課題等を踏まえた公共交通の充実について、沖縄本島内を複数のエリアに分けた議論の場を設定するなど、まちづくりの主体である市町村等との協働により検討を進めてまいります。

同じく６の(3)のア、モノレール延伸計画についての御質問にお答えいたします。

県民の自動車保有台数の増加や入域観光客数の急激な増加等、陸上交通を取り巻く状況は大きく変化しており、今後、さらなる交通渋滞等の発生も予想されます。このため、県としては、これら課題に対応するため、多様な交通手段について幅広く検討を行う必要があると考えており、都市交通であるモノレールの延伸の可能性等についても調査しているところであります。

同じく６の(5)、交通弱者対策とコミュニティーバスの現状と支援策についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、高齢の方や障害のある方など、いわゆる交通弱者の日常生活の足を確保するため、運行収入だけでは維持が困難なバス路線に対して、国、市町村と協調して支援しております。また、公共交通の利用環境を改善するため、ノンステップバスの導入等を進めております。市町村においても、交通空白地域や不便地域を解消するため、コミュニティーバスを主体的に運行しているところです。

県としましては、引き続き、いわゆる交通弱者の移動利便性を向上するため、路線の確保や利用環境の改善に取り組んでまいります。

７、産業の振興と雇用の創出についての中の(1)のア、県民所得向上との成果と今後の展開についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の経済は、観光需要や個人消費の拡大、一括交付金など各種施策の効果等により、平成24年以降好調に推移しており、平成27年度の１人当たり県民所得は216万6000円と過去最高を記録しております。

県としては、観光・リゾート産業を初め、沖縄の地域特性を生かした比較優位性のある産業の育成や活性化に取り組み、設備投資の促進や雇用の質を高める施策を推進することで、産業全体の生産性を高め、さらなる県民所得の向上に取り組んでまいります。

次に12、離島移動コスト、生活コスト低減への支援策についての(1)、離島移動コスト、生活コスト低減への支援についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン離島振興計画に基づき、交通・生活コストの低減に取り組むことで、離島住民の負担軽減に努めているところです。交通コストについては、離島住民の負担軽減を図るため、船賃及び航空運賃を低減する事業により、船賃では約３割から約７割、航空運賃では約４割の負担軽減を実施しております。生活コストについては、本島から県内離島へ輸送されるガソリンや軽油などの石油製品の輸送経費等に対する補助事業などを実施しております。今後も、離島住民が住みなれた島で安心して暮らし続けることができるよう、定住条件を整備するため、交通・生活コストの低減を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　３、基地問題についての御質問の中の(3)のイ、ＰＦＯＳの調査結果と立入調査についてお答えします。

県では、平成29年度から普天間飛行場周辺を中心にＰＦＯＳ等調査を実施しており、平成30年度夏季調査においては湧水等16地点中６地点で、米国環境保護庁の生涯健康勧告値である１リットル当たり70ナノグラムを超えて検出されています。立入調査につきましては、現在、同飛行場からの排出が疑われるＰＦＯＳを含有する泡消火剤に関する情報収集を行うなど、立入申請へ向け検討しているところであります。嘉手納飛行場につきましては、環境部としても今後、

関係部局と協力して立入調査を検討していきたいと考えております。

次に、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界遺産登録についての御質問の中の(1)、世界自然遺産登録に向けた取り組みの現状についてお答えいたします。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録につきましては、現在、国において、延期勧告の主な理由である分断された推薦区域の連結や北部訓練場返還地の推薦区域への追加等、推薦書の内容の見直しや強化に取り組んでいるところであります。また、11月２日には、政府において、奄美・沖縄が今年度の推薦案件として正式に決定されております。

県としましては、来年２月の再推薦に向け、引き続き、国や地元関係団体等と連携を密にするとともに、ＩＵＣＮから示された課題にしっかりと対応し、2020年の確実な登録を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　５、消費税10％増税についての御質問の中の、消費税増額の見解についてお答えいたします。

消費税率の引き上げは、低所得者層ほど税負担が重くなる逆進性が高まるとの指摘があることを踏まえ、十分な配慮が必要であると考えております。国は低所得者に配慮する観点から軽減税率を導入するほか、あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応するとしていることから、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　７の産業の振興と雇用の創出についての(1)のイ、正規雇用の拡大についてにお答えいたします。

県としましては、県民の雇用を安定させる観点から正規雇用化は重要な課題であると認識しております。そのため県では、正社員転換を要件とした研修費補助や専門家派遣等の支援を実施し、平成26年度から平成29年度までで計387人の正規雇用化が図られたところです。また今年度から、若年者を正社員雇用し定着につなげた企業に対する助成を実施しており、引き続き沖縄労働局等関係機関と連携し、さらなる正規雇用の拡大に向けて取り組んでまいります。

次に同じく７の(2)、本県における技能実習生等の実態や相談窓口の設置についてにお答えいたします。

沖縄労働局によると、県内の技能実習生は、平成27年は258人、平成28年は527人、平成29年は926人となっております。平成29年10月現在、国籍別ではベトナムが462人、産業別では建設業が388人と最も多くなっております。また、県内の留学生の資格外活動は平成29年10月現在、2436人となっており、国籍別ではネパールが1852人、産業別ではサービス業が670人と最も多くなっております。沖縄労働局によると、平成29年に技能実習実施者に対し、監督指導を実施したところ、19事業所のうち18事業所に労働時間や賃金などの労働関係法令違反があったとのことであります。県内では、沖縄労働局に相談窓口が設置されるとともに、県女性就業・労働相談センターに相談員を配置しているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　８、農林水産業の振興についての御質問の中の(1)ア、ＴＰＰ11の影響と対策についてお答えいたします。

ＴＰＰ11については、本年12月30日に発効することが国から発表されました。同協定の発効により、サトウキビや畜産などの本県農林水産業に対し、中長期的にさまざまな影響が懸念されます。そのため、県では、ＴＰＰ対策予算を措置し、農林水産業の体質強化対策や経営安定対策に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き国の動向を注視するとともに、関係団体と連携し、時期を逸しないよう、適切に対応してまいります。

次に同じく(1)イ、農業生産量及び農業産出額の推移についてお答えいたします。

県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、各種施策を展開しております。具体的には、１、さとうきび増産基金などの活用による増産対策、２、牛舎や草地整備による畜産の生産対策等の施策・事業の実施により、サトウキビ、ゴーヤー、肉用牛等の生産量は増加傾向を維持しており、農業産出額も平成24年以降５年連続で増加し、21年ぶりに1000億円を達成しました。

県としましては、引き続き、持続的農林水産業とフロンティア型農林水産業の振興に努めてまいります。

次に同じく(1)ウ、食料自給率の向上と地産地消の推進についてお答えいたします。

平成28年度の本県の食料自給率は、カロリーベースで33％、生産額ベースで56％となっております。食料自給率の向上を図るためには、県内農林水産物の生産拡大と地産地消を推進することが極めて重要であります。このため県においては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化や、流通・販売・加工対策の強化などの基本施策を推進し、食料自給率の向上と地産地消の推進に努めております。

県としましては、今後とも、諸施策を推進し、農林水産業の振興を図ってまいります。

同じく(1)エ、自然災害で被災した農業用施設の再建についてお答えいたします。

県では、台風などによる園芸施設の損壊などの被害に対する備えとして、農業保険法に基づく農業共済へ加入することで農家経営の安定を確保することが重要であると考えております。そのため、一括交付金を活用した沖縄型農業共済制度推進事業において、共済加入率向上に取り組んでおります。農業共済加入農家については、台風などによる農業被害を受けた場合、施設再建などに係る共済金が支払われます。

県としましては、引き続き、農業共済への加入率向上などに取り組み、農家の経営安定を図ってまいります。

同じく(2)ア、つくり育てる漁業の振興策についてお答えいたします。

県では、一括交付金などを活用し、オキナワモズクの生産底上げ技術開発事業やおきなわ産ミーバイ養殖推進事業などにより、モズクやヤイトハタなどの海面養殖業を推進しているところであります。平成29年の養殖生産量は２万856トンで、特にモズクやクルマエビは、全国一の生産量を誇っております。

県としましては、引き続き、養殖用・放流用種苗の生産、半閉鎖循環式陸上養殖などによる効率的な養殖技術の開発、生産者への養殖管理技術指導などにより、つくり育てる漁業の振興に取り組んでまいります。

同じく(2)イ、日台漁業取り決め、日中漁業協定の見直しについてお答えいたします。

日台漁業取り決め及び日中漁業協定の見直しについて、県は漁業関係団体などと連携し、これまで累次にわたり要請を行っており、平成30年８月には、農水省、外務省に対して、要請を行ったところであります。要請内容は、１、日台漁業取り決め適用水域のうち、八重山北方三角水域など、一部水域の撤廃及び本県漁船が安全・安心に操業できる操業ルールの改善、２、日中漁業協定第６条の見直し及び外務大臣書簡の破棄などとなっております。

県としましては、漁業関係団体と連携し日台漁業取り決め及び日中漁業協定の見直しなどについて、引き続き国に対し強く求めてまいります。

同じく(2)ウ、米軍訓練水域による損失額についてお答えいたします。

米軍訓練水域設定による漁業損失額は明らかではありませんが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律などに基づき、防衛省は漁業者等に対し、訓練水域内の操業制限に伴う補償金を支払っており、平成28年度の補償額は約10億7500万円となっております。

次に(2)エ、漁業振興の阻害要因であるホテル・ホテル訓練水域などの早期返還についてお答えいたします。

ホテル・ホテル訓練区域の解除の拡大及び対象漁業の拡充並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還等について、県はこれまで累次にわたり要請を行っており、平成30年11月には、防衛大臣に対して、要望書を提出したところであります。

県としましては、漁船の安全操業と漁場の確保のため、漁業関係団体とも連携しながら、引き続き国に要請してまいります。

次に同じく(2)オ、漁業法等の一部を改正する法律案についてお答えいたします。

漁業法等の一部を改正する法律案については、去る11月６日、第197回国会に提出されたところであります。その中で、漁業権の免許に係る優先順位の廃止などが改正案として挙げられております。報道などによると、全国の漁業関係者の間では、養殖業への企業参入による浜の混乱を強く懸念する声が上がっております。

県としましては、国会での審議状況や国からの説明を踏まえつつ、県内漁業関係団体などとの連携を密にして情報共有を図り、漁業の現場における課題や問題点の抽出に努めながら、今後の対応を検討してまいります。

次に11、安心・安全で快適な社会づくりについての御質問の中の(1)エ、漁港の耐震化、老朽化対策についてお答えいたします。

漁港施設の耐震化、老朽化対策については、国の長期計画及び沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、計画的に推進しているところです。具体的には、漁港

施設の耐震化については、被災後の水産業の早期再開の観点から、拠点漁港の陸揚げ岸壁を中心に対策を講じているところです。また、老朽化対策については、老朽化診断に基づく機能保全計画の策定や機能保全工事の実施により、施設の適正な維持や更新コストの縮減を図っているところです。

県としましては、引き続き計画的に漁港施設の耐震化、老朽化対策を推進し、災害に備えた対応力を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず初めに、９の医療の充実・健康福祉社会の実現についての御質問の中の、こども医療費助成事業についてお答えいたします。９の(1)と９の(2)は関連しますので一括してお答えします。

こども医療費助成事業における窓口完全無料化につきましては、10月から33市町村において実施されているところであり、平成31年度当初からは全ての市町村において実施することとなっております。また、通院の対象年齢の拡大につきましては、県内どの市町村においても同様なサービスの提供を受けることができるよう、中学卒業までの拡大を視野に入れながら市町村と協議を進めているところであります。

次に、(4)の沖縄健康長寿復活プロジェクトについてお答えします。

沖縄県では、2040年までに男女とも平均寿命日本一を達成することを目指し、課題である特定健診・がん検診の受診率向上、肥満の改善、アルコール対策に取り組んでいるところであります。具体的には、健診受診や適正飲酒などの健康づくりを促すための広報活動、子供のころからの健康的な生活習慣を習得するため、次世代の健康づくり副読本の配布及び活用などに取り組んでいるところであります。また、健康長寿おきなわ復活県民会議を設置し、官民一体となった施策の推進体制を構築しており、各構成団体がロードマップに沿った取り組みを推進しているところであります。

次に(5)のア、国保の国への公費負担増の要請についてお答えします。

全国知事会は、平成30年７月の平成31年度国の施策並びに予算に関する提案・要望書において、「医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じる」よう国に要望したところであります。

県としましては、今後とも知事会などを通じて要請を行うなど、適切に対応していきたいと考えております。

次に(5)のイ、県が法定外繰り入れを行うことについてお答えします。

県が一般会計から法定外繰り入れを行うことにつきましては、全国知事会の合意事項、市町村間の公平性、国に求めている財政支援の意義に照らし合わせてみた場合、適当ではないと考えております。

次に、10の子育て・高齢者施策の推進についての御質問の中の(7)、子育て世代包括支援センターについてお答えします。

母子健康包括支援センターは、妊産婦及び乳幼児の健康、経済及び社会的状況などを包括的かつ継続的に把握し、助言や訪問支援等を行うほか、関係機関との連絡調整を行うことになりますので、妊娠期から子育て期まで切れ目なく必要な支援が受けられる体制が整備されることになると考えております。県では、市町村がそれぞれの実情に応じた母子健康包括支援センターを設置することができるよう、研修会の開催、個別具体的な助言を行うなど、今まで以上に市町村に対する支援を実施していきたいと考えております。

次に、11の安心・安全で快適な社会づくりについての御質問の中の(1)のイ、上水道の耐震化及び老朽化対策についてお答えします。

県では、国内で頻発する自然災害に備えるため、新たな管路の新設や老朽管の更新に当たっては、耐震性を有する耐震管を敷設するよう、市町村等に対し指導しているところであります。

次に14、北部基幹病院構想についての御質問にお答えします。

北部基幹病院の整備につきましては、現在、協議会において、病院の設置主体、経営単位及び経営形態などの経営システム全般に関する協議を行っているところであります。

県としましては、基幹病院整備のための基本的枠組みに関する合意形成を図るため、引き続き、北部地区医師会病院及び北部12市町村と鋭意協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　９、医療の充実・健康福祉社会の実現についての御質問の中の

(3)のア、医療的ケア児の実態と支援体制についてお答えいたします。

人工呼吸器を装着している障害児その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児、いわゆる医療的ケア児については、県が市町村を通じて調査したところ、平成30年４月１日現在、207人となっております。支援体制については、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関係分野が連携する協議の場において検討することとされており、県としましては、去る７月に同会議を開催するとともに、各市町村に対し、情報提供や協議の場の設置を働きかけているところであります。

同じく(3)のイ、医療的ケア児のための人材確保等についてお答えいたします。

医療的ケア児については、障害特性や支援技術について適切な知識・技能が必要であることから、支援に従事できる人材を確保する必要があります。県では、このような支援人材を養成する研修を年度内に実施する予定であり、あわせて、各分野の支援者・支援機関の連携調整を図るためのコーディネーターを養成することとしております。引き続き、沖縄県障害児福祉計画に基づき、医療的ケア児とその家族が在宅で安心して生活できるよう、市町村など関係機関と連携し取り組んでまいります。

同じく(6)、無年金者等の実態と支援策についてお答えいたします。

厚生労働省が３年ごとに実施しております平成28年公的年金加入状況等調査によると、本県の65歳以上の方のうち、無年金者や公的年金を受給する権利はあるが受給の繰り下げをする等まだ受給していない方は、合計で約１万8000人となっております。県と市町村においては、年金制度への県民の理解促進や、高齢者等の年金受給対象者の受給漏れが生じないよう、年金事務所等と連携し、取り組んでいるところです。また、無年金者等のうち生計の維持が困難な方に対しては、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の周知広報等による支援に努めているところです。引き続き、全ての県民が安心して暮らせる社会の実現に向け、市町村と連携し必要な支援に取り組んでまいります。

次に10、子育て・高齢者施策の推進についての御質問の中の(1)、沖縄県子どもの貧困対策計画の進捗状況と今後の課題についてお答えいたします。

沖縄県子どもの貧困対策計画について、これまで２年間の施策の進捗状況について中間評価を行ったところ、計画に掲げた34の指標のうち、放課後児童クラブ平均月額利用料など25の指標が改善しております。一方、高校卒業後の進路未決定率など後退している指標もあるため、引き続き対策を強化する必要があります。

沖縄県としては、子どもの貧困対策計画に盛り込まれた重点施策を着実に推進することで、貧困の連鎖を断ち切り、次世代の沖縄を担う人材育成策として子供の貧困対策に取り組んでまいります。

同じく10の(2)、沖縄子どもの未来県民会議の実績と今後の施策についてお答えいたします。

知事が会長を務める沖縄子どもの未来県民会議では、企業や県民の皆様からの寄附金を活用し、児童養護施設等の子供たちを対象とした給付型奨学金事業のほか、沖縄都市モノレール株式会社による高校生の通学運賃の割引、県民会議会員の協働によるジョイントプロジェクト助成事業などを実施しております。これにより給付型奨学金事業では、平成28年度９名、29年度18名、30年度13名と応募者全員への給付を決定し、モノレール運賃の割引ＯＫＩＣＡは平成30年３月現在で385人が利用するなど、着実に成果が上がっております。今後も、官民一体となった県民運動としてこれまでの取り組みを継続するとともに、県民の理解を深め、県民運動としての機運を高めていくための各種施策を推進していきたいと考えております。

同じく10の(3)、保育所の整備と認可外保育施設の認可化についてお答えいたします。

県においては、黄金っ子応援プランに基づき平成27年度から29年度までの３カ年で308カ所の保育所等の整備を行ったところであり、平成30年度は104カ所の整備を行う予定となっております。また、認可外保育施設の認可化については、平成21年度から29年度までに、99施設が認可保育所等に移行したところであり、平成30年度は19施設が移行する予定となっております。引き続き、沖縄振興特別推進交付金や待機児童解消支援基金等を活用し、待機児童の解消に取り組んでまいります。

同じく10の(4)、保育士の確保、育成及び処遇改善についてお答えいたします。

県においては、修学資金の貸し付けや市町村が行う保育士試験対策講座の費用補助、また潜在保育士に対する復職支援などにより保育士の確保を図るとともに、キャリアアップ研修や保育スキル向上研修等により保育士の育成に努めております。保育士の処遇改善については、公定価格における賃金改善要件分が確実に保育士賃金に反映されていることを確認するほか、県独自の施策として、保育士の正規雇用化や年休取得の支援事業などに加え、今年度から新たに休憩取得の

支援を実施しており、引き続き、処遇改善を図ってまいります。

同じく10の(5)、認可外保育施設への支援状況と拡充策についてお答えいたします。

認可外保育施設に対する支援としては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、認可化に取り組む施設に対する運営費及び施設整備費の支援、入所児童の処遇改善のための給食費や健康診断費等に対する支援などに取り組んでおります。これまで段階的に支援を拡充しているところであり、今年度においても、給食費の補助単価の拡充をしたところであります。今後とも、認可外保育施設の認可化促進と保育の質の向上を一体的に取り組んでいきたいと考えております。

同じく10の(6)、公的施設を活用した放課後児童クラブの取り組み状況と拡充についてお答えいたします。

平成30年５月１日現在の放課後児童クラブ数は452カ所であり、そのうち公的施設活用クラブは156カ所となっております。県は、放課後児童クラブ支援事業により、平成24年度から29年度までに、公的施設活用クラブ18カ所の整備を支援したところであり、平成30年度は22カ所の事業実施に取り組んでおります。また、平成30年度から単体施設の補助基準額を3000万円から4000万円に引き上げ、支援の拡充を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　金城　武君登壇〕

○企業局長（金城　武君）　11、安心・安全で快適な社会づくりについての御質問中の(1)ア、上水道の耐震化対策等についてお答えいたします。

企業局では、生活基盤の充実強化及び防災・減災対策としまして、老朽化した水道施設の計画的な更新、耐震化等を推進しております。平成29年度末において、想定される最大規模の地震に対して耐震性を有する管路は、全体の42.5％となっております。また、浄水場は38.7％、ポンプ所は63.5％、配水池は87.5％となっております。今後も予算確保に努めるとともに、計画的な更新、耐震化等を推進してまいります。

次に同じく11の(1)のオ、ダムの耐震化対策等についてお答えします。

企業局が取水している11ダムのうち、国管理ダムの９ダムについては、想定される最大規模の地震に対して耐震性を有していると聞いております。また、県管理ダムについては、供用期間中に発生する確率の高い地震に対して耐震性を有していると聞いております。企業局管理の山城ダムについては、平成28年度の調査において、耐震性を有していないことがわかり、今後の取り扱いについて検討を進めており、次年度に調査を実施する予定であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

〔玉城武光君登壇〕

○玉城　武光君　再質問をいたします。

琉球セメントの安和桟橋の件について再質問します。

琉球セメントが県の指導に従わない場合、安和桟橋の使用停止もあり得るのか見解を伺います。

それから15時15分から防衛大臣が土砂の積み込み作業の再開を表明したとの情報があります。県はそれを把握しているのか。毅然とした対応をするべきだと思うのですが、県の知事の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時34分休憩

午後３時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　再質問にお答えします。

琉球セメントのほうで安和桟橋についての御質問でした。15時15分に防衛大臣が作業を開始したという発言、それから県の指導に従わない場合どうなのかという２つだったと思います。

この情報につきましては、議会中でしたが、職員から情報の冊子報告がございました。これについてまずは事実関係を確認するようにということを申し上げています。それから先方のほうは、完了届を提出したということで作業を開始できるというような認識だというような、完了届を提出済みなので作業を開始できるというようなことも主張しているというような報告も受けております。こういったことにつきましても、まず土木のほうではその完了届を受理したのかどうかも含めて、それとも受理とも関係なく届け出さえすれば提出さえすれば完了届を出したということに法律的に読めるのか、そういったことも含めて弁護士等と確認するようにということを今、指示を行ったところです。

それから、赤土等防止条例につきましても、その土砂の状況等について先方がどのように考えているのか。県の考えと1000平米以上であるということ、それから岩ズリ、これは赤土防止条例で定める土砂に該当するというふうに県は考えておりますが、先方の考

え等についてもしっかり確認した上でしかるべき措置をとるようにということを指示したところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　再々質問ですか。

○玉城　武光君　使用停止……

○副知事（謝花喜一郎君）　使用停止につきましても、そういった事実関係を確認した上で対応することになると思います。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

〔玉城武光君登壇〕

○玉城　武光君　再々質問します。

今政府は、安倍政権は、あらゆる手法を使って無理に無理を重ねてやっているのが強権的な政治であります。ＮＨＫの報道では、積まれた土砂ではなく別から運んだ土砂を投入していると使っていると、こういうことを言っておりますが、こういう民意も法も無視した政府のやり方は絶対に許せません。

知事の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　質問にお答えいたします。

先ほど副知事が答弁をさせていただきましたとおり、まずは事実関係を確認させていただいた上で県のほうでとり得る対応についてもあわせて協議をし、しっかりとした対応をとってまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時40分休憩

午後３時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲　朝則君　代表質問のしんがりをさせていただきます。

今しばらくのおつき合い、よろしくお願いします。

まず、玉城デニー知事、選挙の勝利、そしてまた御就任おめでとうございます。過去最高の得票によりまして、さぞかし自信もまた民意を得たという頑張りでございます。一方、敗れたとはいえ佐喜眞淳候補も31万6450票を獲得しております。これもまた別の意味での民意だというふうに考えられます。したがって、これから対話重視路線をとってこられる玉城知事でございますから、こういった声にも耳を傾けていただいて懐の深い行政運営を期待いたしまして、代表質問に入らせていただきます。

1、知事の政治姿勢について伺います。

(1)、玉城デニー知事の対話重視路線を評価し、これまでの取り組みと今後の展望について伺います。

ア、玉城デニー知事は、今度の訪米で米国務省、米国防総省幹部との面談で、基地問題解決に向けて、県、日米両政府で３者協議の開催を申し入れました。両政府の反応と今後の知事の取り組みについて伺います。

イ、国と県の集中協議は、謝花喜一郎副知事と杉田和博官房副長官との４回の協議、さらに玉城デニー知事も安倍晋三首相と会談をしておりますが、報道によりますと、協議は平行線の状態のようだとこのように報道されておりますが、これに対する所感ないしはまた今後の取り組みについて伺います。

(2)、玉城デニー知事は、浦添市の松本哲治市長と那覇軍港の浦添市への移設で協議を進める意向のようでございます。これは那覇市も含めた３者協議というのが大変期待をされるわけでございますが、御承知のとおり那覇軍港移設に関する協議会、これは１つに那覇港湾施設移設に関する協議会、那覇港湾施設移設受け入れに関する協議会、これは浦添側だと思います。３点目に、県都那覇市の振興に関する協議会、この３つがあります。ところがこれらの協議会は、御承知のとおり防衛省、内閣府、国土交通省の国の機関と沖縄県、那覇市、浦添市で構成されております。残念ながらこれらの協議が今機能しているとは思えません。なぜなら軍港移設の進展が見られないからでありますが、県都那覇市の振興に関する協議会に至っては、私が調べましたところ平成25年11月以降開催されていないように思います。したがって、県が音頭をとっていただいて浦添あるいはまた那覇市と共同歩調を合わせ、国の関係機関に働きかけてこの協議会の再開をさせてはどうか、知事の所見と県の取り組みを伺います。

(3)、公明党は昭和44年９月から11月にかけて、在沖米軍基地の実態調査と総点検を実施し、沖縄返還交渉に寄与し、その後の基地の整理縮小を推進した歴史があります。

そこで提案でございますが、県で在沖米軍基地の総点検を実施し、県独自の整理縮小案を日米両政府に示す考えはないか、知事の所見を伺います。

２番目に、商工労働部関係について伺います。

藻の一種、ミドリムシからジェット燃料を生成するユーグレナの実証プラントが完成したとの報道がありました。ユーグレナの出雲充社長は横浜市で開いた竣工式で、日本をバイオ燃料の先進国にするとこのよう

に宣言をされております。専門家によりますと、藻類バイオ事業に適した気候の沖縄の有利性を指摘しております。

それで伺いますが、(1)、県は平成24年度に藻類バイオマス可能性調査事業を実施しております。その後の取り組みと今後の将来展望について伺います。

(2)、那覇空港に航空機整備施設が去る11月18日に完成いたしました。臨空型産業の拠点として期待しておりますが、同施設の果たす役割、航空関連産業の集積等、今後の取り組み、また将来展望等について伺います。

(3)、消費税率10％への引き上げに伴い、飲食料品等に軽減税率が実施される予定でございます。それで、軽減税率の円滑な実施に向けた取り組みについて。来年10月に始まるこの消費税の軽減税率制度に関し、レジや経理システムの改修などが必要となっております。県内の卸、仲卸、小売店等の準備状況について、県は把握をしているか。また、どのような指導をなさっているか。現状と今後の取り組みについて伺います。

(4)、入管難民法の改正案が国会で議論をされておりますが、現存する技能実習生の問題を指摘する声もあります。今度の代表質問でも各党からこの件も出ております。

そこで、県内における技能実習生の実態と課題について伺います。また、職種あるいは人数等についても示していただきたいと思います。

３、環境行政について。

(1)、国立自然史博物館の誘致について、現状と今後の展望について取り組みを伺います。

これについては何度か取り上げさせていただいておりますが、国立自然史博物館の設置については、平成28年日本学術会議より東京の科学博物館を中心に東北と沖縄に設置すべきとのことで、日本学術会議より翁長雄志前知事への誘致への申し入れ以来、県はシンポジウムの開催、設立準備委員会の設置等いろいろと進めておりますが、なかなか誘致への取り組みが盛り上がらない状況にあります。そこで県民へのわかりやすい説明、あるいは部長も言っておられますように国への働きかけをもっと強化していったらどうか。玉城デニー知事の国との対話の中でもこのことを取り上げていただいたらどうか、知事の所見を伺います。

(2)、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録が登録延期となっております。登録に向けた取り組み、そして現状と今後の取り組み及び見通しについて伺います。

４、保健医療行政について伺います。

(1)、てんかん地域診療連携体制整備事業の一環として、沖縄赤十字病院がてんかん診療拠点機関に指定されましたが、今後の県内におけるてんかん診療の体制について御説明をお願いしたいと思います。

５点目に、教育行政について。

(1)、通学路等にあるブロック塀、また危険性のいろんな実態調査及び耐震化対策について伺います。

(2)、公立小中学校へのエアコン設置の現状と今後の取り組みについて伺います。

(3)、御茶屋御殿の復元の取り組み状況と課題について伺います。

(4)、那覇市における特別支援学校の設置の進捗状況と今後の取り組みについて伺います。

(5)、学校教育におけるティーボール競技の取り組みと課題について伺います。

(6)、小・中・高校生の読書離れが改善されていない実態が指摘をされておりますが、現状と対策について伺います。

６、離島振興について。

(1)、渡嘉敷島、座間味島における外来種のイノシシによる家畜や農作物への被害対策について県の取り組みを伺います。

せんだっても渡嘉敷村の村長が見えておられまして、その話をいたしましたが、大変な被害――今農作物等や家畜への被害ですが――これが人的被害に発展したらというこういった心配もしておられるようですから、どうぞ両村との提携の上での取り組みだと思いますが、御答弁をお願いします。

７、農業振興について。

去る11月21日、多良間村多良間製糖工場の完成式典がありました。老朽化した施設の建てかえは約40年ぶりの大事業であり、村民の喜びもひとしおでありました。これからますますサトウキビ農家が元気よく生産に意欲を出していくものだと期待をしております。

さて、立派な製糖工場は完成したものの、働き方改革による人材確保の心配をしております。従来の２交代勤務から３交代勤務になりますと、その分人手が多くなります。また一方で、勤務時間が短縮された分の給与の減額も心配され、これらの課題解決は急務であります。

そこで伺いますが、製糖業における働き方改革を踏まえた新たな操業体制に対応するための人材確保、また離島における季節工の宿舎整備など、沖縄製糖業の体制強化について県の取り組みを伺います。

あとは答弁をいただきまして、再質問いたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　糸洲朝則議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１(1)のア、県と日米両政府での３者協議についてお答えいたします。

私は、かねてから、辺野古新基地建設問題は、司法ではなく対話によって解決策を求めていくことが重要と考えております。安倍総理や菅官房長官との面談やアメリカ国務省・国防総省を訪問した際にも、県と日米両政府と３者での協議を求めました。これまでのところ、日米両政府から返答はありませんが、辺野古新基地建設問題を解決するには、日米両方の当事者と県との話し合いが重要と考えております。今後も対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。

次に１の(2)、那覇港湾施設の移設に係る３者面談についてお答えいたします。

那覇港湾施設の浦添移設については、移設協議会において、これまでも民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところであります。

沖縄県としては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。私は、関係機関の対話は重要であると考えておりますので、浦添市長及び那覇市長との面談について調整を進めていきたいと考えております。なお、２者面談あるいは３者面談は、意思決定の場ではなく、あくまで意見交換の場であると認識しております。

次に、商工労働部関連についてに関する御質問の中の２の(2)、航空機整備施設の果たす役割、今後の取り組み及び将来展望についてお答えいたします。

沖縄県は、成長著しい東アジアの中心に位置する地理的優位性を生かし、那覇空港内に航空機整備施設を建設いたしました。当施設は、アジアエアラインを顧客とするＭＲＯビジネスの確立や、航空関連産業クラスター形成の中核となることが期待されております。今後は、倍増するアジアの航空機整備需要を取り込んでいくとともに、関連産業の誘致を行い、沖縄の可能性を高く引き出し、県経済の発展につなげてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のイ、集中協議後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

私は、11月９日から28日までの間の４回にわたって、杉田官房副長官との協議を行いました。非公開での１対１の協議により、胸襟を開いて、お互いの考え方を確認することができたほか、県の考え方もしっかりと伝えることができたと考えております。杉田官房副長官とも話し合いは重要であるとの認識は共有しておりますので、今後も政府に対し対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(3)、在沖米軍基地の総点検の実施と整理縮小案の作成についてお答えします。

県としましては、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生など、県民は過重な基地負担を強いられ続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。米軍基地の整理縮小の実現のため、米軍再編で示されたグアム移転を含む国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えており、県は日米両政府に強く求めてきたところであります。

御質問の総点検の実施と整理縮小案の作成を含め、具体的な基地の整理縮小に向けて、さまざまな施策を研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　２の商工労働部関連についての(1)、藻類バイオマス可能性調査事業のその後の取り組みと将来展望についてにお答えいたします。

当該事業は、島嶼地域における植物プランクトンなどの藻類バイオマスの事業化に関する可能性調査として実施されました。当時の調査といたしましては、シェールガスに代表される安価なエネルギー資源の台頭や藻類バイオマスの高コスト化が課題であるため、島嶼地域における藻類の活用としては、より付加価値の高い機能性食品等の開発が事業化の可能性が高いとの報告となっております。その後の取り組みとして、

藻類を活用した機能性食品の研究開発や販路拡大等への補助を実施いたしました。

次に同じく２の(3)、軽減税率実施に向けた準備の現状と今後の取り組みについてお答えいたします。

国では軽減税率対策として中小企業等に対し、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などを行う場合に、その経費の一部を補助する事業を行っております。事業開始から平成30年10月末時点の県内の補助金利用状況は、国に確認したところ、1063件の申請を受けているとのことです。

県としましては、中小企業等が消費税軽減税率制度へ円滑に対応できるよう、国や商工会・商工会議所等と連携し、支援制度等の周知広報に努めてまいりたいと考えております。

次に２の(4)、県内における技能実習生の実態と課題についてにお答えいたします。

沖縄労働局によると、平成29年10月現在、県内の技能実習生は926人となっております。産業別に見ると、建設業388人、製造業142人、卸売業、小売業116人、宿泊業、飲食サービス業12人などとなっております。厚生労働省によると、平成29年に技能実習実施者に対し、立入調査を実施したところ、19事業所のうち18事業所に労働時間や賃金などの労働関係法令違反があり、監督指導を行ったとのことであります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　３、環境行政についての御質問の中の(1)、国立自然史博物館誘致の現状と今後の取り組みについてお答えします。

国立自然史博物館の誘致については、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくという方針を位置づけており、シンポジウムの開催、関係省庁への説明、沖縄担当大臣等への要請などを実施しております。

県としましては、国への働きかけ及び県内外での機運醸成が重要であることを踏まえ、設立意義、沖縄県の優位性、期待される効果等について、今年度調査を実施しているところであります。今後は、その調査結果に基づき、関係省庁への要請等を実施するとともに、他の博物館等の先進事例を参考に日本学術会議とも連携しながら、官民一体となった取り組みを推進してまいります。

同じく３の(2)、世界自然遺産登録に向けた取り組みの現状と今後の取り組み及び見通しについてお答えします。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録につきましては、現在、国において、延期勧告の主な理由である分断された推薦区域の連結や北部訓練場返還地の推薦区域への追加等、推薦書の内容の見直しや強化に取り組んでいるところであります。また、11月２日には、政府において、奄美・沖縄が今年度の推薦案件として正式に決定されております。

県としましては、来年２月の再推薦に向け、引き続き国や地元関係団体等と連携を密にするとともに、ＩＵＣＮから示された課題にしっかりと対応し、2020年の確実な登録を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは４、保健医療についての御質問の中の(1)、今後のてんかん診療体制についての御質問にお答えします。

県は、本年４月、沖縄赤十字病院をてんかん診療拠点機関に指定し、６月30日には、県、てんかん治療を専門的に行っている医療機関の医師、患者の家族などを構成員とする、てんかん治療医療連携協議会を開催したところであります。今後は、沖縄赤十字病院が中心となり、てんかん医療従事者への研修会を実施するなど、診療体制の強化が図られることになると考えており、あわせて県民への周知も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　５の教育行政についての御質問で(1)、通学路等にあるブロック塀についてお答えいたします。

公立学校のブロック塀については、県で実態調査を行ったところ、建築基準法に適合しないと考えられるものが、全体の42.5％に当たる３万9426メートルとなっておりました。国においては臨時特例交付金を創設し、公立学校のブロック塀の安全対策を早急に進めることとしていることなどから、今議会において予算案を提案し、建築基準法に適合しない全てのブロック塀の改修に取り組んでまいります。また、小中学校においても同制度を活用し早期に改善できるよう、市町村と連携し取り組んでまいります。通学路の安全対策としましては、学校防災マニュアルを踏まえ、改めて通学路の安全性を確認し、災害等が起こった際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難で

きるよう、指導の徹底について各学校へ通知したところであります。

次に同じく５の(2)、公立小中学校の空調設置についての御質問にお答えいたします。

平成30年９月１日現在における、公立学校の普通教室における空調設置の割合は、小学校で83.4％、中学校で81.9％となっており、これまで国の補助制度を活用し整備を進めてきたところであります。国においては、熱中症対策として臨時特例交付金を創設し、空調整備を早急に進めることとしており、県教育委員会としましては、同制度を活用し、市町村と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

次に同じく５の(3)、御茶屋御殿の復元の取り組み状況と課題についての御質問にお答えいたします。

平成30年３月26日に那覇市が主催する第18回御茶屋御殿ワーキンググループの会議が開催されております。会議においては、当該地に所在する教会や幼稚園の移転等の課題について、意見交換を行っているところであります。御茶屋御殿の復元につきましては、引き続き、ワーキンググループ会議において検討が必要であると考えております。

次に同じく５の(4)、那覇市への特別支援学校の設置についての御質問にお答えいたします。

那覇市古波蔵に設置する特別支援学校につきましては、小・中・高等部の児童生徒合わせて250名規模とし、現在、実施設計に取り組んでいるところであります。来年度には、校舎等の建設工事に着手する予定としており、平成33年４月の開校に向けて取り組んでまいります。

次に同じく５の(5)、ティーボール競技の取り組みと課題についての御質問にお答えいたします。

学校体育におけるティーボール競技の導入につきましては、小学校ではベースボール型の授業として多くの学校で取り組まれております。また、中学校ではソフトボールの授業の導入として実施されております。当該競技の課題としましては、道具等の整備、児童生徒の発達段階に応じたルールの工夫や指導者の資質向上などとなっております。

次に同じく５の(6)、小・中・高校生の読書の現状と対策についての御質問にお答えいたします。

県及び市町村においては、子どもの読書活動推進計画を策定し、発達段階を踏まえた子供の読書活動の推進を図っているところであります。県の計画では、児童生徒１人当たりの年間図書貸出目標冊数を小学校110冊、中学校40冊、高等学校６冊としており、各学校とも目標冊数を指標に読書指導を行っております。また、「文字・活字文化の日」記念事業において、子どもの読書活動を含めた優秀実践団体の表彰等を行っております。

県教育委員会では、今後とも、児童生徒が自主的に読書に親しむ環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　６、離島振興についての御質問の中の(1)、渡嘉敷島、座間味島におけるイノシシ被害対策についてお答えいたします。

鳥獣被害防止対策については、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会や市町村協議会等を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業で総合的に推進しているところであります。渡嘉敷村及び座間味村では、各村協議会が主体となって取り組むイノシシによる農作物被害防止対策に対し支援しております。具体的な取り組みとしましては、１、銃器・箱わな等による有害鳥獣捕獲、２、侵入防止柵の整備などが実施されております。

県としましては、今後とも、両村及び関係機関と連携し、イノシシ被害防止対策に取り組んでまいります。

次に７、農業振興についての御質問の中の(1)、働き方改革を踏まえた製糖業の体制強化についてお答えいたします。

働き方改革関連法の改正に伴い、時間外労働の上限規制が適用された場合、製糖工場においては勤務体制の見直しが求められるため、新たな労働力の確保や労働環境の整備などが課題となります。国では、平成30年度から沖縄製糖業体制強化対策事業等により、人材確保や省力化設備等の整備に向け、取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き、製糖工場の適正な操業に向け、国に働きかけるとともに、関係団体と連携し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲　朝則君　再質問をさせていただきます。

知事、先ほどの質問の中で、那覇軍港の移設についての３協議会の再開というものを私が申し上げました。今那覇市も浦添市もそういう面では知事を含めて合意をしている。あとは国がこの協議会を再開してその中で動かしていくということになろうかと思います。したがって、これは国から呼びかけがあるのを待

つんじゃなくて県のほうから再開を呼びかける、あるいはお願いするということでいま一度御答弁をいただければと思います。

それと在沖米軍基地の総点検について、これは私どもの先輩たちが相当の労力を使って立派な総点検冊子、資料ができておりますが、それによって当時の佐藤総理は米国との交渉をするときに大変役立ったというこういったコメント等も実は残っております。

そこで知事、実は私どももキャンプ・キンザーとか何カ所か現地立入検査をしたことがありますが、キャンプ・キンザーに行ったとき、防衛局と地元の司令官か副だったか、そういった皆さんとの懇談を通して、基地のキンザーの中の実情というものを見ることができました。ひとつ防衛局の話では、移設条件つきですから今の倉庫群を知花弾薬庫に移す、今その作業をしている。また海岸部の教会とかあるいは小学校がありますが、これについてはグアム移転が実現したらこの学校とか教会は要らなくなりますということは、ここは部分返還できるということがわかるわけです。ですからやはり、中に入って実際に見ていただくということが一番肝要かなと思いますので、まず知事のほうからそういうアクションを起こしていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

最後に、ティーボールの件、これは文科省のほうでは実は学習指導要領の中にうたっておりまして、少しこれ日本のティーボールの経緯というものは独自のルーツを持っております。誕生のきっかけは、昭和52年に小・中・高の学習指導要領からベースボール型競技が消えるんです。削除された理由は、一部の児童生徒だけが動き、全員の運動量が確保できないと。それならばということで当時の早稲田大学の講師である吉村先生らがこのルールの改良に乗り出してくるわけなんです。そしてティーアップしてもっとまた近くからトスしてやる、この２つを考案するわけですが、平成10年には小学校３・４年生向けの学習指導要領でベースボール型球技が復活と。平成20年には小学５・６年向けの指導要領にティーボールが明記されたと、実はこういう歴史と経緯がございまして、私がお伺いしたいのは、文科省の指導要領の中できちっと低学年から、そして中学女子に至っての指導要領があるわけですから、それに基づいた学習をしっかり徹底していただきたいのですが、それについて御答弁をいただければと思います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時32分休憩

午後４時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　糸洲議員の再質問にお答えいたします。

この間の協議会、３協議会ございますが、その協議会それぞれについての協議をという御要請だと思いますが、那覇港湾施設の浦添移設については、移設協議会において、これまでも民港の港湾計画との整合性を図りつつ円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところであります。技術面などの検討を踏まえて協議会の枠組みの中で進められることが現実的であるというふうに県としては考えております。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　米軍基地内への立ち入りに係る再質問についてお答えいたします。

私ども米軍の基地について把握することは重要であると考えており、海兵隊の政務外交部などと連携して定期的に基地の中を見せていただいております。私もキャンプ・ハンセンや普天間基地など見せていただきました。特に嘉手納以南の返還につきましてその状況を知ることは、議員の御指摘のとおり大変大事だと思っておりますので、知事を含めた三役での視察も含め今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　再質問にお答えいたします。

ティーボールにつきましては、平成20年改定の小学校現行の学習指導要領解説体育編というものがありまして、その中で高学年ベースボール型授業の例示としてティーボールが記載されております。また平成32年より実施されます小学校の新学習指導要領解説体育編に高学年ベースボール型授業の例示として、引き続きティーボールを簡易化されたゲームの記載がありまして、現在多くの小学校で活用されているところであります。ちなみに一部聞き取ったところでありますけれども、国頭地区の小学校ではほぼ全ての学校で、また那覇地区では約８割方の学校で、その他の地区においても多くの小学校で取り組まれているようでございます。また、中学校や高等学校の学習指導要領等にティーボールの記載はございませんが、ソフトボールや野球などのベースボール型の球技を学習する際、実

態によっては導入としてティーボールが取り入れられることがございます。引き続き指導要領等も踏まえながら適切に対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明６日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時38分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　崎　山　嗣　幸

会議録署名議員　　照　屋　守　之

平成30年12月６日

平成30年第８回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　４　号）

平成30年
第　8　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）

平成30年12月６日（木曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第４号

平成30年12月６日（木曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで
甲第１号議案　平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）
甲第２号議案　平成30年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第５号議案　平成30年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　県税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金条例
乙第８号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　財産の取得について
乙第11号議案　財産の取得について
乙第12号議案　訴えの提起について
乙第13号議案　指定管理者の指定について
乙第14号議案　指定管理者の指定について
乙第15号議案　指定管理者の指定について
乙第16号議案　指定管理者の指定について
乙第17号議案　指定管理者の指定について
乙第18号議案　指定管理者の指定について
乙第19号議案　当せん金付証票の発売について

出　席　議　員（46名）

議　長	新里米吉君	３　番	親川　敬君
副議長	赤嶺　昇君	４　番	新垣光栄君
１　番	瀬長美佐雄君	５　番	次呂久成崇君
２　番	玉城武光君	６　番	宮城一郎君

7 番	大城憲幸 君	26 番	玉城　満 君
8 番	金城泰邦 君	27 番	仲村未央 さん
9 番	大浜一郎 君	28 番	照屋大河 君
10 番	西銘啓史郎 君	29 番	仲宗根　悟 君
11 番	新垣　新 君	30 番	崎山嗣幸 君
12 番	比嘉瑞己 君	31 番	金城　勉 君
13 番	西銘純恵 さん	32 番	末松文信 君
14 番	平良昭一 君	33 番	具志堅　透 君
15 番	上原正次 君	34 番	島袋　大 君
16 番	当山勝利 君	35 番	中川京貴 君
17 番	亀濱玲子 さん	36 番	座喜味一幸 君
18 番	當間盛夫 君	37 番	嘉陽宗儀 君
19 番	上原　章 君	38 番	新垣清涼 君
20 番	座波　一 君	39 番	瑞慶覧　功 君
21 番	山川典二 君	42 番	比嘉京子 さん
22 番	花城大輔 君	43 番	大城一馬 君
23 番	又吉清義 君	45 番	糸洲朝則 君
24 番	山内末子 さん	46 番	照屋守之 君
25 番	渡久地　修 君	47 番	仲田弘毅 君

欠席議員（1名）

41 番　狩俣信子 さん

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー 君	企業局長	金城　武 君
副知事	富川盛武 君	病院事業局長	我那覇　仁 君
副知事	謝花喜一郎 君	会計管理者	伊川秀樹 君
政策調整監	吉田勝廣 君	知事公室秘書防災統括監	前原正人 君
知事公室長	池田竹州 君		
総務部長	金城弘昌 君	総務部財政統括監	宮城　力 君
企画部長	川満誠一 君		
環境部長	大浜浩志 君	教育長	平敷昭人 君
子ども生活福祉部長	大城玲子 さん	公安委員会委員	知念公男 君
		警察本部長	筒井洋樹 君
保健医療部長	砂川　靖 君	労働委員会事務局長	金良多恵子 さん
農林水産部長	島尻勝広 君		
商工労働部長	屋比久盛敏 君	人事委員会事務局長	池田克紀 君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫 君	代表監査委員	當間秀史 君
土木建築部長	上原国定 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則 君	議事課長	平良　潤 君
次長	勝連盛博 君	課長補佐	佐久田　隆 君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大君。

○島袋　　大君　おはようございます。

沖縄・自民党の島袋大です。

質問を行います。

初めに、平成31年度沖縄振興予算税制改正の要請についてでありますけれども、自民党沖縄振興調査会、美ら島議連への認識について伺いたいと思っております。

まずは、11月13日に開催された自民党沖縄振興調査会についてお聞きします。

私も県連幹事長として出席をさせてもらいました。知事、あえて言いますけれども、政権与党の党の政調会議は大変重要なものであります。これは知事も理解していると思っております。それは、自民党に限ったことではありません。知事御自身も民主党、自由党で政権与党をやられていましたから、政権与党の重要性は当然熟知していると思っております。そうですよね知事。

まずは政権与党の政策会議の重要性について感想をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私も与党の調査会における議論については、非常に重要な場面であるというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、重要だと理解しているのに、我が自民党の沖縄振興調査会になぜ出席しないで訪米したんですか。私はこの点が納得できません。その意味から苦言を申し上げたいと思っております。

沖縄県の東京事務所の所管はどこですか、総務部長。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　総務部の出先機関となっております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　そうですよね。11月13日に沖縄振興調査会が開催されることは、当然県の東京事務所も把握しているはずだと思っております。当然ですよ。毎年この時期に党の政調会議で予算、税制の取りまとめをやっているわけですから、11月上旬にやることは半月、いや１カ月前からわかっていることなんですよ。いや想定しないといけないんですよ。そのような報告を総務部長、当然受けていましたよね。11月の前半ぐらいに自民党沖縄振興調査会がセットされますよと受けていなかったんですか。これは職務怠慢ですよ、どうですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

まず振興調査会、美ら島議員連盟合同会議の御案内でございますけれども、11月２日に自民党沖縄県支部――県連のほうから知事宛ての案内状があったということで、その時点くらいから認識をしていたところでございます。

ただ一方、訪米については10月上旬くらいからその日程調整等もやっていたということで、重なってしまって今回できなかったというふうな状況でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　11月２日に県連から案内が来た――案内状。当然ですよ、私が出せと指示しましたから。対話路線と知事が言っているのであれば、我々自民党も同じ過ちはしませんよ。前県政のときには、何やかんや政府は会わなかったということを延々と３年間引っ張っていましたからね。そういう同じ過ちはしちゃいけない、県民に迷惑をかけちゃいけないということで私たちは明確に――案内状ではないですよ、招待状ですよ――出して一緒になって税制の改正、予算をしっかりとやろうということで我々の意思表示ですよ。それを10月に訪米が決まっていたからこれできなかった。こんな話じゃありませんよ。わかっていたはずなんですよ。東京事務所から連絡なかったんですか。東京事務所は廃止したほうがいいんじゃないですか。どのような形で――副知事、両副知事どう思いますか。この時期に訪米させたんですよ。どういう協議の中で議論したんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

知事は13日は出席がかないませんでしたが、11月６日にいわゆる国庫要請と税制改正の要望のため、小渕沖縄振興調査会の会長を訪問いたしました。その際、会議への欠席についておわび申し上げますという

ことを申し上げますとともに、都合がつくのでしたら、機会が与えられるのでしたら、企画部長を説明員として出席させていただけないかというふうなことをお伝えしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですからその振興調査会がある前に、訪米する前に要請したというんですけれども、どこどこに要請したんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時９分休憩

午前10時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

まず官邸も訪れました。それと内閣担当大臣、同席した副大臣もいらっしゃいました。それと衆参の沖北委、両方行きました。それと国政与党ということで、自民党の二階幹事長初め役員の皆様に要請をしたところでございます。あわせて沖縄振興調査会の会長、調査会の事務局長の西銘代議士、美ら島議連、公明党のほうにもお願いをいたしました。それと日本維新の会、県選出の国会議員の皆さんに要請をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　毎回この時期になったら私は言いますけれども、自民党、公明党はあなた方の追認機関じゃないですよ、維新も。今の報告を受けて、皆さん方が選挙戦でお世話になった共産党、社民党、国会議員に会いに行ったといいますけれども、政党に行きましたか。ましてや知事の所属した自由党そこも訪問しましたか。これだけ沖縄が税制大変だと、改正が。予算も苦しいんだというこういう要請をしましたか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　予算につきましては、政府のほうで決定するということもありまして、国政与党のほうを中心にやらせていただきました。当然ながら、いわゆる国政与党以外の県選出の国会議員のほうにも訪問して要請をお願いしたところでございます。

○島袋　　大君　議長、休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

国政与党以外には要請をしておりませんが、ただ県選出の国会議員それぞれ所属はあると思いますので、そちらのほうからその声は伝わっているものと理解をしております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　何でぐじゅぐじゅぐじゅぐじゅ言うんですか、明確に行っていないところは行っていないと言えばいいですよ。行っていないんですよ。何やかんや言って右手は全部自民党が悪い、何やかんや言って安倍政権が悪いと拳を上げておいて、こういう重要なときには全部自民党に任せる。予算が厳しかったら自民党が悪い。こういう翁長県政を引き継いだままそのままの県政のやり方でいいんですか、知事どうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は、衆議院議員を経験しているというその知己を得ている議員の皆さんには、折につけ、事務所を訪問したり電話を入れたりして、その都度沖縄の現状を訴え、沖縄への協力をお願いしているということをやっております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですから知事、知事なんですから、その辺は国会議員をされていてそのパイプはあるかもしれませんけれども、明確に知事として各政党に要請するというのが筋ですよ。オールみんな、全国でみんな、国会議員も交えてそういう予算を沖縄のために頑張ろうという形でいこうという中で、これをここだけに任せるのはおかしな話だと思っております。知事が訪米に出発したのは11月11日、この２日後の13日に自民党沖縄振興調査会が開催されたわけです。そのときには川満企画部長が出席をされておりました。しかし僕はやはりここは知事みずからが沖縄の予算の必要性を説明するべきだったと思っております。川満企画部長には申しわけないけれども、知事みずから必死に説明するのと部長とでは出席した国会議員の印象も違うと思っています。部長はあの場にいたから大変苦しい思いをしたと思っている。

話をもとに戻しますけれども総務部長、この時期もしくは13日ごろに自民党沖縄振興調査会がありますよと知事に説明しましたか。11月13日ごろというのは、早い時期に調整されておりまして東京事務所の耳にも入っていると思っています。総務部長、この重要な会議に出席することを説明しなかったら問題ですよ。これ知事にも副知事にも話して判断したんですよね、行かなくていいと。訪米を優先しようとなるわけですよ、その中で話し合いでは。どうなっているんで

すかそれは。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　日程については、先ほど御説明しましたけれども、11月２日に依頼があってその旨そのときにお伝えをしたところでございます。ただ一方訪米については、もう日程の調整が始まったということで出席がかなわなかったということでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　総務部長はここまでしか答え切れませんよ、副知事、両副知事。どうなっているんですか。これをちょっとおくらせることも考えずに訪米ありきで考えたんですか判断は、どうですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

先ほど来総務部長が答弁しておりますとおり、知事の今回の訪米にかける意思、それは早目に県の調整を米側のほうに伝えることが重要だということがあったことによるものでございます。これは10月の中旬ぐらいにそういう方向性で判断したところでございます。一方で、沖縄振興調査会それから美ら島議連等の重要性につきましては、私もよく理解してございます。そういったことについて知事にも一応報告はしましたけれども、これにつきましては企画部長で対応するという方向性で調整を行ったということでございまして、決して振興調査会ですとか美ら島議連を軽視しているとかそういったことではないということは御理解いただければと思っております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　皆さん、勘違いしないでくださいよ。僕は自分の党だから自分の党の会議を欠席したからけしからんと言っているわけではないですよ。

皆さんも御存じのとおり、我が党は衆参で国会議員400名以上抱えております。友党である公明党さんを入れたら国会議員の約７割を占めるんですよ。政府が沖縄の予算を税制をこのようにやりたいと言ってきたときに、厳しいものを提出しそうなときに唯一政府に対してこれじゃだめだと言えるのが国会であり、強く物を申せるのがその中で７割を占めている政権与党の国会議員なんですよ。ここは保守も革新も関係なく沖縄県知事として訪米を二、三日おくらせてでも与党国会議員への説明をしっかりやるべきではなかったですか。

今回、我々自民党県議団も上京しましたけれども、自民党の国会議員からもいろいろ声が出ましたよ。沖縄に必要な予算は言いながら、何で政権与党の政調会議に部長が来て知事は来ないのかというふうに言われましたよ。僕もそう思いますよ。

そこで知事に聞きたいです。知事は自民党沖縄振興調査会が13日にあるとわかっていて、11月の前半にあるだろうと認識した上で訪米が重要と考えたということですよね、今までの部長や副知事の答弁聞いたら。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私はもろもろの日程を勘案した上で、その訪米の日程を設定していただいたというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、前々から訪米を13日で調整したということは通用しませんよ。あんなぎりぎりまでほとんど日程入っていなかったんですから、訪米の日程は。少なくとも13日に沖縄振興調査会があるとわかったときにはまだ訪米日程は組まれていないんですよ中身は。東京事務所がしっかり、副知事もしっかり情報を収集して、総務部長が例年のこの時期に自民党沖縄振興調査会が開かれるのでしっかり知事には出席してもらいましょうと説明をして副知事、知事が決断をしていたら訪米日程は少しずらすことができたはずなんですよ。

もっと言えば後で質問しますけれども、訪米して何の成果があったんですか。有効ではない税金の無駄遣いをやるよりは、東京で全政党に沖縄の予算の必要性、税制の必要性をしっかり説明したほうがよっぽど県民にとっていいんですよ知事。

知事、再度聞きますが、13日に行われた最大与党である自民党の会議を欠席してでも訪米が重要ということで判断したんですよね。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は、どちらが重要というそういう認識ではなく、11月６日には先んじてそれぞれの皆様へお願いを申し上げ、11日から16日のこの訪米の日程でも沖縄の現状についてしっかりと訴えてアメリカにおける沖縄への理解を求めたという意味では、私はそれぞれにその意味があるというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この沖縄振興調査会、美ら島議連の中で部長も出席しておりました。私が発言したのは、選挙の結果はどうあれ自民党は懐の広い政党ですよと。我々は苦しんでいるんだと。ひとしく県民の生活を守るためには税制の改正もしっかり税収がふえてくる、そして予算もしっかりと確保してくれとお願いした後に要請したんです、知事。私が沖縄県知事です

か、知事。そこで宮腰沖縄担当大臣も深々と頭を下げて、沖縄担当大臣としてしっかり税調に上げてくれとそういうお願いをしたんですよ。みんな知事の代理としていろんな面で汗かいてきたんですよ。

川満部長、現場見てどう思いましたか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　島袋議員もそれから宮腰大臣もその場に参加されていた先生方は、全員熱心に沖縄振興について議論をされていたと、熱い思いで議論をされていたと承知しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、それぐらい重要な会議というのは、知事は当時国会議員のときに理解していると思います。それだけ沖縄のためにみんな頑張ろうと各国会議員、全国の国会議員が発言していましたよ。そういうことをしっかり酌み取って、訪米も大事ということもあるかもしれませんけれども、成果の中身もわからないのに、一番重要なのは次年度の予算ですよ。そこをしっかりと考えていただきたいと思っております。

次に移ります。

政府との集中協議についてお聞きします。

11月28日、約１カ月における政府との集中協議が終わり、安倍総理と知事の会談になりました。結果は御存じのとおり皆さんの想定したとおり、これまでと変わらずお互いの主張が平行線のまま、辺野古の工事はとまらず協議は引き続きやるとのことでした。与党の皆さんもマスコミの皆さんも優しいですよ。翁長知事のときにも当初から優しい対応でしたけれども、皆さん心のどこかで思っていませんか。工事を必ずとめると知事は言っておきながら、政府との協議が決まったときに、政府が工事を進めるのを黙認して県は第三者機関に審査を申し立てる。対話、対話が重要とだけ述べて工事を進めることを事実上黙認しています。知事はそうじゃないと言うかもしれませんけれども、あれはどう見ても黙認であります。ここにいる誰もが知事は政府が工事を進めるのを黙認したと認識していますよ、知事。翁長知事のときのように協議中は工事をとめることを強く求めたんですか。はっきり言いますがデニー県政は、工事をとめることより政府との協議を優先して工事の進行を黙認したわけですよ、知事。これは知事がどう弁解しようと結果が全て、今の現状が全てであります。

さてあれから協議が１カ月続きました。何か進展ありましたか、知事。協議して訪米までしてそれでも工事はとまらない。知事は世間に訴えると言いつつも盛り上がるのは地元紙ばかりで、全国紙も全国放送も取り上げるのは申しわけ程度であります。全く報道されていませんよ。

知事、何であの時点でわざわざ内閣総理大臣が出てきたかわかりますか。当然政府も国民に対して丁寧にしっかりと向き合っているという考えがあるということで政府もやりたかったでしょう。しかし一番大きな理由は、政府はデニー知事は翁長知事よりも取り組みやすいと考えると思っていますよ、知事。もっとざっくり言うとデニー知事のほうが翁長知事より取り込みやすいと政府がそういうふうに思っているかもしれませんよ、知事。対話が大事と言って工事中止に対しては翁長知事ほど鬼気迫るものが全く私は感じません。僕だけですか、多分聞いている皆さんもそうだと思っていますよ。知事、反論はありますか。反論してもいいんですけれども、今まさに土砂も入れられて工事が着々と進もうとしております。県民に約束したとおりこの工事をとめる具体的な手だてを示してください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　県庁一体となってかかる状況についても真摯に議論をし、行政上打てる手だてをしっかり尽くそうということで一丸となっております。私は、辺野古に新基地をつくらせないという意思はみじんもぶれておりません。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　もう一つ聞きたいことがあります。生前翁長知事は、現在の辺野古工事状況について後戻りできない段階ではないと何度も言っていたんですよ。デニー知事もその考えに変わりはないですか、どうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は、アメリカに行って時間は迫ってはいるかもしれませんが、対話によって民主主義の根本的な問題を解決することによってこの工事をみんなでとめていくということをアメリカでも訴えました。ですからそういう状況であるということは私もその認識です。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　しかし実際辺野古側は埋まりますよ。具体的なとめる手だてがありますか。土砂が入ったらもう後戻りできない段階ということになりますよ。どうですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

まず協議の話等がございましたけれども、それから工事をとめて協議に応ずるようにすべきではなかったかということもございましたので、それも含めて答弁

させていただきます。

やはり県が８月31日に国の承認の取り消しを取り消したいわゆる撤回を行った以降、政府においてはよもや行政不服審査法を活用して沖縄防衛局は国土交通省に対して審査請求と執行停止の申し立てを行ったということです。我々からいたしますと、やはり同じ内閣の一員である国土交通大臣が執行停止の申し立てに係る判断をし得る立場にはないということで考えていたわけですが、我々の意に反して10月30日に執行停止の決定がなされたと。これは我々にとって極めて遺憾でございました。そういった中においてやはり県としましては、工事の中止を直ちに求めるということは、当然のことながら防衛省それから官邸に対しても強く申し入れる中で、知事が11月６日に官房長官と面談した際にも工事を中止して協議に応じるようにということを強く求めたわけでございます。しかしながらこれについては、政府のほうがこれは認められないということになって現在に至ったわけでございます。

一方では、とめることができるかということですけれども、撤回についての効力は一時停止しておりますけれども、撤回が無効になったわけではございません。そういったことでこれからの作業についてもさまざまな知事権限は生きているということでございます。

それから辺野古のほうが埋め立てられるのではないかということですが、これについても集中協議で大分我々議論をいたしました。仮に辺野古側ができるにしてもこれは残りの３分の２、３分の１にすぎません。３分の２のいわゆる大浦湾側につきましては、軟弱地盤これについては沖縄防衛局も認めております。それについては、この県民世論を背景とした場合に今の時点で変更承認申請これは必要だということ、これは防衛省も認めておりますけれども、なかなか変更承認を認める見通しは立ちませんよと。そうするとどういうことになるかというと、３分の１はできても３分の２はできませんよということを申し上げました。これは日本政府にとっても米国政府にとっても、そして沖縄県にとっても決していいことではないということを強く申し上げて断念を強く申し上げたわけでございます。

それ以外にも費用等の話もるるいたしましたけれども、いずれにしましてもこの問題については、政府についてもやはりこの辺野古が唯一の解決策ということではなくして、協議によってあらゆる方策を検討すべきではないかということをこれからも強く求めてまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これも一つ確認したいのですけれども、最近にわかに県土保全条例の改正案なるものが紙面をにぎわせておりますけれども謝花副知事、これは現在検討しているんですか。イエスかノーでいいですよ。長く答弁しなくても。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　県土保全条例につきましては、４回目の協議のときに私のほうから杉田官房副長官に申し上げました。こういったことも過去にも検討しておりますし、これも今後の検討課題となっておりますよということは申し上げました。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　中立公正であるべき沖縄県条例を辺野古基地建設や自衛隊基地の建設を狙い撃ちして阻止する目的で改正するのであったら、まともな行政がやることではありませんよ。これを行政がまともにやることか、これは。常識ある職員ならみんな僕の意見に同意すると思いますよ。この改正案を担当するならこれはどこですか。企画部ですか。一般論でいいですよ一般論で。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　県土保全条例は企画部において所管しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　辺野古基地建設をとめるためにこのような条例改正ってやれるんですか。一般論でいいですから感想を聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　県土保全条例につきましては、復帰以降のゴルフ開発などによって県土が乱開発されたということを契機としてつくられたものと考えております。これは、私が企画部長のときに所管しておりましたのでよく記憶してございますけれども、そういった中において国はこの県土保全条例からの対象外となっております。ただ沖縄県の子供たちの将来のためにすばらしい県土を保全するためには、国の開発行為であっても一定程度の許可あらしめる必要性があるのではないかという観点から、県土保全条例の改正を検討したという経緯がございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　次に移ります。訪米です。

この訪米についてワシントンコアと契約をしていると思いますけれども、これ年間契約は幾らですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

平成30年度のワシントンコア社との契約額は6801

万9065円でございます。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　ほかは。
○知事公室長（池田竹州君）　ほかはといいますと……
○島袋　　大君　要するに、総額的にも有識者連携事業も含めて足したら9000万ぐらいになるんじゃないですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　失礼しました。お答えします。
　有識者連携事業2399万2000円を足しますと、総額で9208万1000円となっております。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　これ原資は何ですか、県民の税金ですよね。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（ 池田竹州君）　一般財源となっております。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　今回訪米して沖縄県のワシントン事務所がとった日程が６件、ワシントンコアがとったのは５件、年間9000万、１億ぐらいかけて５件しかとっていないんだよ、アポは。これを割ったら簡単にわかりやすくいえば、年に１回しかない訪米で５件をとって9000万。ことしは１件アポとったら1800万ですか、１件当たり。こういう割り算になったらそうなってくるんですよ、これ9000万高いと思いませんか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　まずワシントンコア社との駐在員支援事業でございますが、これはワシントン事務所の家賃等そういったものをもろもろ含めた額でございます。
　有識者連携事業につきましては、平成30年度行っているものでございまして、31年度まで論文コンテストなどそういったものを行う事業でございます。そういったものを合わせまして9000万円という形になっております。
○島袋　　大君　議長、休憩。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前10時32分休憩
　　午前10時34分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　島袋　大君。
○島袋　　大君　１億かけてこれだけ行ってアポ５件しかとれないというやり方で莫大な税金を使っている。我々自民党は、毎年予算計上のときにもワシントン事務所は修正案を出していますから、断固としていまだに説明も何もない、成果も何もない。ホームページ見なさいで終わっていますよ。こんなやり方ではおかしいですよ。ちゃんと議会にも説明するような形でやらないとずっとこういう質問していきますよ。しっかり理解をしていただきたいと思っています。
　次、外国人特派員についてであります。
　いわゆるフェイクニュースによってゆがめられた情報で投票先を間違えてしまった方もいたのではという結果になった。知事、あなたは日ごろ民意民意と言っておきながら、どのような理由があるにしろ名護市民が渡具知武豊を出した民意にけちつけるんですか。
　何でよ、公室長は。知事でしょう。知事が……ちょっと待って休憩、休憩。
　知事が外国特派員協会の講演で、ゆがめられた情報で投票先を間違えた方々もいたんでしょうと、そういう結果になった。知事が民意民意と言っておきながら、渡具知武豊さんが当選したのにフェイクニュースで虚偽報道ですよ。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　去る11月９日に実施した日本外国特派員協会での会見におきまして、知事より２月の名護市長選挙におけるフェイクニュースの事例として、名護市のプロ野球キャンプと球場建てかえに関する発言がございました。発言の根拠として知事御自身が名護市営球場の建てかえに関する話し合いの経緯を稲嶺前名護市長から聞いたこと、またフェイクニュースによって相手候補へ投票したという市民の声にじかに接した経験を紹介したと聞いております。
○議長（新里米吉君）　島袋　大君。
○島袋　　大君　外国人特派員、全世界に発信するところですよ。こういう発言をするんですか知事。じゃそういうことを言ったら９月11日の知事選の討論会で辺野古には将来オスプレイが100機配備されると言っている。どこに100機配備される証拠があるの知事。根拠はどこですか、辺野古ができたら100機オスプレイが来るんですか。これも虚偽報道じゃないの知事。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　９月11日の討論会における知事の御発言は、森本元防衛大臣の著作の中に有事を想定すれば最大100機程度の面積が必要との記述がございます。それを踏まえた発言であるというふう

に考えております。

○島袋　　大君　議長、休憩お願いします。もう時間もないですから。（「踏まえようが何しようが事実かという話ですよ」と呼ぶ者あり）　事実かと私は聞いているんですよ。翁長雄志さんと一緒ね。何かというと人のせいにする。森本さんが言ったからこう言いましたって調べてもいないのにこういう軽はずみに言うわけ。だから知事に聞いているんですよ。どういう根拠でこう言ったんですかの話ですよ。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　元防衛大臣の任にあった方の著書「普天間の謎」に記述されているということを私は引用したまでです。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　こういう全世界に発信するところで、知事ですよ知事。行政の長の知事が軽はずみにもこういう話をしないでくださいよ。誤解を与えますよ。この辺はしっかりと考えて発言をしていただきたいと思っております。

議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○島袋　　大君　次に、一括交付金のあり方について、沖縄振興会議について41市町村との連携について伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

沖縄振興会議といいますのは、県と市町村間におきまして一括交付金の配分を決定するということを主たる目的に設置されております。平成23年度に県知事と41市町村でやるということで構成されておりまして、一括交付金の配分につきましては、次年度のものにつきましては来年１月までに41市町村に調査をかけまして、それと同時に今現在も進めておりますが、市町村を代表する財政担当課長等で作業部会を設置しまして、そこで協議をして２月上旬に開催の振興会議において配分額を決定するという作業をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですからこれは、平成30年度まで41市町村と連携でこの今の予算配分どういう配分になっていますか。県が何、市町村がどう。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　県と市町村の配分につきましては、一括交付金ソフト分は県予算に計上されまして、24年度当初から申し上げますと、結論から言えばそのときの継続事業があったものですから、その分も県に配分した上でその残りの分を41市町村と県とで均等に割るという形でありましたので５対３ということでありましたが、今現在は、徐々に予算の配分が少し厳しくなっていく中にあって、県のほうから10億とか12億とかいうことを移す形で配分しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、この一括交付金の沖縄振興会議というのが重要であって、知事も当時民主党政権のときに政権与党でしたよ。民主党がそのとき一括交付金汗かいてやりました、政権でですね。そのときに国にこの予算を握らせるんじゃなくて県におろして県の裁量でやる、そういった形でやりましたよ。当時自民党も国会議員は参議院議員１人しかいませんでしたから私たちも議論しましたけれども、ここが重要です。今これだけ年々予算が減っているわけですよ。この県の裁量で配分ができるんですよ。今回那覇市は、55億という一括交付金を返しました。そして人口割いろいろスキームはありますよ、人口割もろもろあるかもしらんけれども、これからは頑張っている市町村に配分するためには、那覇市みたいに55億返還したんであれば、翌年次年度はペナルティーをつける、ペナルティー。予算を減らす、ほかのところに枠組みを変える。こういう発想を持っていかないと那覇市はこれだけばかでかいところですから事業は余りないはずですよ、わかりませんが。これほかの市町村に割り振りできるようなシステムなんですよ、沖縄振興会議というのは。これを知事、両副知事の裁量のもとでどういうふうに判断するかというのが31年度予算の見ものなんですよ。どうですか、どう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　一括交付金は、非常に重要な財源でございますので、年度の途中にあっても執行状況については綿密に調査をしまして、もし不用額が出そうなものであれば配分を協議した上でありますが、有効に行き渡るように今やっているところでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　部長はそこまでしか答え切れませんよ。謝花副知事、元企画部長ですから私の提案、どう思いますか。本当に頑張っている市町村には配分させる。無駄にこれ返させるわけにはいきませんよ。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

この一括交付金の配分のあり方については、設立当初からさまざまな意見がありました。人口割、面積割、それから財政基準いろんなものをしようとして考えて、いろいろかんかんがくがくやった中で平成24年度スタートしたわけでございます。そういった中においてこれは県だけで議論することではなくして、ちょっと数字は正確ではないかもしれませんけれども、それぞれ市町村代表、幹事を出していただいてその都度年に何回かこの課題などについて議論を行った上で、その議論を踏まえてこういう方向性で持っていこうという形でいわゆる振興会議に出すという流れになっております。

今議員から提案の、いわゆる予算執行率等も踏まえてやるべきではないかということにつきましては、御提言としては受けとめさせていただきますが、基本的にはそれぞれの幹事会において議論がなされる必要があるだろうと。

あわせまして少し長くなりますが、市町村それぞれ私も４年間見てまいりましたけれども、この時期はこういった事情でできないけれども次回は必要だからということでぜひこれはまた次年度はやってもらいたいというような意見もございましたし、それから枠をつくって、例えば30億という枠をつくってその枠の中でやりたい事業をしっかりできるようにとこれを何年か、３年間ぐらいの形でやっていたと思いますけれども、そういった仕組みなども幹事会の中で議論を行ってつくったという経緯もございます。

いずれにしましてもこの一括交付金の配分については、重要な事項だというふうに認識しておりますので、幹事会等でしっかり議論がなされる必要があると思っております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これはこれから大変重要なことになりますよ。しっかりと議論していただきたいと思っています。

次、沖縄県アジア経済戦略構想推進・検証委員会からの県に対しての提言について、その内容について伺います。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　今年度の提言におきまして主な注力すべき事項といたしましては、那覇空港の中長期的なグランドデザインの早期作成とか、先端ＩＴ技術を活用したビジネス創出支援の強化、それから水産物等の輸出に係る衛生証明書等の柔軟かつ迅速な発行など県施策の拡充や新たな取り組み等が挙げられておりました。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　富川副知事、前回私のこの質問で海事関連産業の窓口、いろんな面で関係団体と庁内関係部署と連携して議論していくと言っていましたけれども、あれからどうなっていますか。これアジア戦略重要ですよ、副知事。あのとき副知事は検討すると言っているから……

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　今回の提言は先ほど申し上げたとおりでございますが、課題として項目の中にワンストップサービスを含んだ機能をやるということで入っていますので、これ実現に向けて検討していきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　ですから検討検討といって２年、３年待てませんよ私は、私たちが言う企業も。副知事が言っているアジア戦略を構想するんであれば、次年度にその班をつくるのか、窓口の班をつくるのか。そういった踏み込んだ答弁をいただけませんか。これ重要ですよ、これからの港湾事業もろもろ含めて、副知事。ひとつ一番専門分野ですから富川副知事、班もつくって検討して４月からやるというそういう具体的なことを言ってください。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　今機能がないわけではありませんでして、公社のほうでそういう機能をやっていますが、御質問の趣旨はもっと強化したいということだと思いますので、検討していきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　失礼いたします。

沖縄・自民党、花城大輔です。

まずは玉城知事、就任おめでとうございます。

私、玉城知事が就任して初めての一般質問でありますので、聞きたいこと――単純にですね――または議論を深めたいこと両方ありますけれども、いずれも知事の政治姿勢を中心にさせていただきたいというふうに思っています。

まず、前回の一般質問の中で、知事自身を保守・中道の政治家だというふうに話をされておりました。その中で質問させていただきます。知事の考える保守・中道の政治家というのはどのようなものでしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　前回もお答えいたしましたが、一般論として保守とは日本の伝統、文化、自然、考え方などを尊重し、それを継承するという立場で政

治を行うということです。中道というのは、それにさらに寛容性を加えていろいろな考え方、思想信条を保守の考え方とより近づけていくという形で幅広く捉え、それを保守・中道というふうに私は考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　知事は自身が保守・中道の政治家であるということに非常に強いこだわりを持っているというふうに私は感じています。政府の要人に会ったときも、それを強く発信していたというふうにも聞いています。もし話せるのであれば、そのこだわりのようなものを聞かせていただけますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私はかねてから自分の考え方、行動をさまざまな政治家の歩んできた著書などを読ませていただきながら、自分の考え、信念、理念がどこにあるだろうかということを考えてまいりました。その結果と申しますか、まだその途中ではありますが、自分の考え方は保守・中道であるということに至ったのであります。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　では、次の質問に移ります。

我が国の安全保障の認識についてなんですけれども、知事は、11月10日、訪米の出発の際に記者団に対して、南北首脳会談、米朝首脳会談などはアジアの平和構築に向けた環境の醸成に向かっているという発言をされています。これはある意味、環境がよくなっているんで米軍基地はもう沖縄に要らないのではないかという意図的なメッセージを含んでいるというふうに私は思っています。しかし、現実は北朝鮮の非核化のプロセスは全然見通しが立っていない。沖縄にまたいつミサイルが飛んでくる環境がつくられるかということも見えない状態にあるわけです。

知事、この発言の内容は具体的に説明する必要があるというふうに思っていますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　安全保障関係の認識についてお答えします。

平成30年版防衛白書によると、我が国を取り巻く安全保障環境はさまざまな課題や不安定要因が顕在化、先鋭化し、厳しさを増しているとの認識が示されております。尖閣諸島周辺海域では、中国公船等が領海に侵入するなど、我が国の領土主権を侵害しかねない行為が頻繁に起こっております。一方、ことしに入り、史上初の米朝首脳会談が開催され、朝鮮半島の非核化に向けた意思が明確に示されております。政府のほうからも北朝鮮の弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を当面中止するなど、朝鮮半島の緊張緩和に向けた動きは、日本を取り巻く安全保障環境の大きな変化であるということを踏まえたものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今、政府が避難訓練をやらなくなったからよくなっているんだという認識は、非常に楽観的であるというふうに思います。甘い情勢分析だというふうに思っています。

また、中国も連日に及ぶ領海侵犯、漁民は仕事もできないと。また、年々ふえ続けるスクランブル発進など、この状況のどこがアジアの平和構築に向かっているのか。これ具体的に説明しないといけないと思いますよ。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　中国の脅威についてお答えします。

平成30年版防衛白書によりますと、中国における急速な軍事力の近代化や運用能力の向上、さらにはそれに伴って、我が国周辺での活動を一方的にエスカレートさせてきていることなどは、軍事や安全保障に関する透明性の不足と相まって、我が国を含む地域国際社会の安全保障上の強い懸念となっており、今後も強い関心を持って注視していく必要があるとしております。一方、日中両国の関係改善に向けた動きとしましては、安倍総理の７年ぶりの訪中を初め、短期間に３度の日中首脳会談が開催されております。会談では現在の関係改善の流れを政治外交、海洋、安保等あらゆる分野における具体的な成果につなげ、日中関係を前進させていくこと、東シナ海を平和、協力、友好の海とすべく引き続き努力していくことなどで一致しております。

沖縄県としましては、両国における平和的な外交努力により地域の緊張緩和に向けた動きが加速されることを期待しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　またこれ、10月11日の外国特派員協会の記者会見でありますけれども、香港のメディアが知事に質問しましたね、中国の脅威について。このときに、知事は日本政府が中国に対して抑止力が必要

だと考えていたとしても、国防や外交は国の専権事項だから、沖縄県がどのような話をしても方向性は変えることはできないんじゃないかというコメントをしています。この真意をちょっと知りたいですね。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　そのときのメディアの質問は、沖縄は中国を脅威と見ているかどうかということだったと思うんです。ですから、我々はそれを脅威とみなすかどうかということは、これはお互いの国の外交関係に非常に重要なかかわりを示すことになりますので、それを沖縄県からは答えられないと言ったのは、日本国内の一都道府県の考え方としてはそうであろうというふうに思いました。

他方、では中国を脅威と見ているかということを考えると、我々はこの間、歴史的な背景、それから今現在も文化的、人材的な交流などを考えると、平和的なお互いの互恵関係を築いていける立場にあるという認識が私の中にもありますので、その範囲で答えさせていただいたということでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　この辺に私はちょっと違和感を感じるんですよ。前回、山川典二議員が中国に対しての抗議のことも提言をしていました。まずは、この一番近くにいて実際漁民が脅威を受けていて、また宮古と沖縄本島の間を潜水艦が通っていて、しかも太平洋まで進出していくと言っている国がそばにあって、その国に対して沖縄県のリーダーとして脅威を感じていないという誤ったメッセージの発信は、私はおかしいと思っています。そうなれば、外交上も沖縄県民は脅威と感じてないじゃないかとか、そのような不利な立場にどんどん追い込まれていくんですよ。その辺は私は緊張感を持ってやっていただきたいというふうに思っています。

そして、質問続けます。

このような環境の中で安全保障の質問に移りますけれども、知事はこの安全保障を認める立場であるというふうに認識を示しています。ただ、客観的に見ると、日米安保条約の第５条、我が国を防衛、守っていただけるという部分については賛成である。しかしながら、そのための第６条、我々の義務についてはそうではないというふうに思っています。なのに知事が日米安保条約を認める立場というときに、どこを認めているのかということを非常に聞きたくなるわけであります。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　現在の安保関係全体を見ると、その歴史上の存在として私たちは憲法で武力を放棄しているというふうなことも踏まえて、その歴史的な経緯そのもの全体を認めているということです。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　これについては、完全に片務的に認めているというような解釈にさせていただきたいというふうに思っています。

この安全保障を認める立場というのも、今の答弁でもやはり県民は納得しづらいというふうに私は感じています。また引き続き議論をさせていただきたいと思いますけれども、ワシントンにおいても、日米そして沖縄の３者協議、これを提案したという話がきのうありましたけれども、このような認識ではなかなかそのテーブルには乗れないんではないかなというふうに思っております。もう少しはっきりしたほうがいいというふうに思っています。

続いて、自衛隊の存在について聞きますけれども、このような安全保障環境の中で自衛隊の存在は非常に重要だと私は思っています。県は、この自衛隊についての質問をするたびに緊急患者空輸や不発弾処理、災害派遣、そのことに対しての評価はしますけれども、安全保障環境についての自衛隊の存在については、今まで答弁がなかったというふうに思っています。これはいわゆる自衛隊の本職といいますか、国を守るということについてどのような認識を持っているかという質問になりますけれども、この件から自衛隊の存在について伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時58分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

災害等について、急患搬送とか不発弾処理、それはもう従来の答弁ですが、実は岩屋防衛大臣がおいでになったときに、知事のほうからは冒頭で、やはりそういったものも含めて、それから南西諸島における我が国の防衛について一定の役割を果たしているということについて、お礼も申し上げたところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　南西諸島の防衛についてお礼を申し上げたと今答弁されたんですね。わかりました。

では、ちょっと角度を変えて質問しますけれども、知事は衆議院議員時代に、この南西諸島の防衛をもっと強化すべきだというような――多分あれは委員会だったと思うんですけれども――発言を見ました。こ

のことの内容について、説明をお願いできますか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　その内容について詳しいことを記憶しているわけではありませんが、私はかねてから自衛隊は憲法で認められている専守防衛の組織であるというふうに考えております。ですから、もし議員おっしゃるように、自国の防衛を自衛隊が担うのであれば、それに見合うように米軍基地の撤退も含めた、そういう関係性が重要であるとかねてからそのように発言をしてきております。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　南西諸島の防衛の強化、空白地域をつくらないようにしっかりとしていくという考えであるというふうに受けとめておきたいと思います。
　加えて、去る11月25日、陸上自衛隊の駐屯地で旅団の８周年、駐屯地の46周年の式典がありました。知事は、就任して初めての式典でありますけれども、これに参加はしましたでしょうか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　県のほうからは私が参加させていただきました。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　知事、今の知事の表情を見て思ったんですけれども、このこと知らなかったんですか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　済みません。
　知らなかったというよりも、あれ、どなたか行きましたよねということでの表情だと御理解いただければと思います。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　済みません。
　陸上自衛隊の南西諸島の防衛には感謝もする。緊急患者が9000回を超えたときは翁長前知事からも表彰があったわけです。その自衛隊から招待を受けて、誰か行きましたかねって、誰か行きましたよねという、そんなレベルの認識なんですか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　県としてしっかり対応させていただいたということの確認であります。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　僕は今の質問やらなければよかったなと今思っています。非常にショックです。自衛官も沖縄県民ですよ。しかも、彼らの訓練の内容というのは年々高くなっていっている。それは、県民を国民を守るためです。その人たちに対して今のような扱いは、もう沖縄県、僕は最悪だと思います。池田公室長が来ていたという話聞きましたけれども、みんながっかりしていますよ。誰ひとり取り残さないって、うそじゃないですか。
　次の質問に行きます。
　国連勧告について聞きますけれども、これはいわゆる先住民問題と言われているものです。
　これは３年前に翁長知事がいらしたときに、スイスのジュネーブの国連のサイドイベントで、セルフデタミネーションという単語を使って沖縄県民は先住民族であると全世界に発信してしまった。こういうことがありました。沖縄県はセルフデタミネーションという単語を沖縄の自己決定権ということで訳していましたけれども、世界中で使われている内容は、他民族に支配されている方々がその状況から独立をするという民族自決権という意味が本来の訳し方なんです。知事はこのことを御存じでしたか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時２分休憩
　　午前11時３分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　翁長前知事は、政府と地方自治体による地方分権の議論の中で確立された地方自治における自己決定権について、より議論がなされるべきであるというふうに述べておられたというふうに思慮いたしますし、また広い意味での自己決定権については、またそれも広く認知されているものだというふうに捉えています。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　そういうことではなくて、私はこの単語が非常に危険な単語だということを認識していますかということを聞いているんです。セルフデタミネーション。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時３分休憩
　　午前11時４分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　セルフデタミネーションについてお答えします。
　日本も批准しております国連人権規約におきまして、自己決定権に関しましては、オール　ピーポーハブ　ザ　ライト　オブ　セルフデタミネーションとしており、これに対する仮訳は、全ての人民は自決の権利を有するとされております。翁長知事が国連で使用したものも、その主体は全ての人民であり、先住民

に限定されたものではないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　これは非常に都合のいい訳し方です。国際標準では、我々沖縄県民は既に先住民族だという認識になっています。

私は、翁長知事がいたときに質問の中で、沖縄県民は日本人か否か。またこの動きは琉球独立に向かっているのか。そして、沖縄県民の中で議論さえもしたことがない問題が国連から勝手に勧告されている状況について、沖縄を代表する立場からこれを撤回させるべきではないか、そのような質問をさせていただきましたけれども、明確な答弁は得られませんでした。

その後、いろいろな方から情報を聞いたり、質問を受けたりという中で、当時の翁長知事はひょっとしたらこの単語の意味やこの国連に出向く内容の重要さについて認識が少し薄かったのではないかというような考えを今私は持っています。または、ひょっとすると何か大きな力によって動かされたのではないか。そのようなところまで想像するものではありますけれども、これが続いていって、ことしの８月31日にも第６回目の勧告が国連から出されています。玉城知事にこの見解を伺いたいというふうに思っていますけれども、そもそも先住民族とは何か、知事の見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　先住民族の定義についてお答えします。

2007年に国連総会で採択された先住民族の権利に関する国連宣言では、先住民族の定義については記述がなされておりません。一方、国連が1993年に作成した世界の先住民の国際年の啓発冊子ですが、それによりますと、先住民族は世界の各地に最初から住んでいる人々の子孫とされております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　この先住民とは何かという定義そのものがしっかりとなされていないままに国連が６回も勧告を出す。この背景には、非常に政治的なものが動いていて、我々は今非常に危険な状態にいるんだろうというふうに思っています。2001年の９月に第１回、そして2008年の10月、2014年の８月、2014年９月、2018年８月、このように立て続けに出されているわけです。そして、８月31日に出された内容については、委員会は以前の勧告及び他の人権機構の勧告にもかかわらず、琉球沖縄の人々は先住民として認識されていないというふうに懸念しているという内容になっているんですよ。沖縄県民は先住民族だからこれを保護しなさいというふうに何度も勧告を出されているのに、日本政府は動いていないと。そのことに懸念を持っているというふうに言っているわけです。沖縄県は実際、この先住民族という議論もなされたこともないし、保護してほしいと国連に頼んでもいないはずなんですよ。この勧告について、知事の見解を伺いたいというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　勧告についてお答えします。

沖縄県ではこれまで、沖縄県民が先住民族であるかどうかの議論をしておらず、また県全体におきましても大きな議論となっていないことから、このことについて意見を述べる立場にないと考えております。

県としましては、先住民族かどうかの議論よりも、沖縄の民主主義や地方自治のあり方について、より議論されるべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時８分休憩

午前11時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○花城　大輔君　知事はどうですか。沖縄県側で議論もなされていないことが、国連で勝手に議論がなされて、日本政府にそういうふうに勧告が出されている。これ本当に沖縄県としてこのまま放置しておいていい問題だと思っていますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私が思いますに、この議論はつまり自己決定権に帰結する問題であるというふうに思います。自己決定権は日本国憲法13条で保障されている幸福追求権の一部と考えられておりますが、この間、沖縄県民の受けた歴史的な背景から見ると、その自己決定権について、国際社会で広く認められるべきであるというふうに主張することは何ら間違った主張ではないというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　そうではなくて、公室長が、我々は何も意見する立場にないというふうな答弁をしました。知事もそうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど副知事、公室長から

答弁したとおり、議会で議論されている議題ではないと、内容ではないということは認識しています。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　これもさっきの国防の問題と一緒で、当事者である沖縄県が何らメッセージを発信しないというのは逆に誤ったメッセージを発信してしまいますよ。容認しているというふうに捉えられかねない。

政府は、この件に関しては明確に否定する態度をあらわしています。2016年４月、当時の沖縄県選出の宮﨑代議士からの質問に対して、木原誠二外務副大臣が国連の勧告に撤回を働きかけるという答弁をしました。その際、衆議院議員のときの玉城知事は、こうコメントしています。独特の文化、歴史、伝統、言語は県民の大切な帰属意識の源、それらを法的に保護し、差別を否定する勧告は政府も尊重すべきと。これは国連勧告を認めるようなコメントとして私は読んでいました。知事は、沖縄県民は先住民族だと認めているんですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほどの議員の前段の内容については、私はウチナーンチュのアイデンティティーに基づくものであるという意味での発言として捉えていただければと思います。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　なので、国連が政府に勧告を出した。当時の知事は、政府はこれを認めなさいと尊重すべきだというふうに言っているんです。なので、これを認めているんですかと聞いているんです。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私はそれを自己決定権のウチナーンチュが求めている本来の姿であるというふうに捉えてはおります。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ごめんなさい。よくわからないので、もう一回質問します。国連が出した勧告を当時の知事は認めるようにと言ったわけですよ。なので、沖縄県民は先住民族だと思っているのですかと聞いているんですよ。同じことを聞かないでいいような答弁を求めたいんですよ。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　これも答弁の中で答えていると思いますが、先住民族の定義はない。その中において、ではウチナーンチュは何を求めるかということを尋ねられれば、ウチナーンチュの自己決定権を国際社会で認めてほしいという主張であるというふうに私は思慮いたします。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　これも聞かなければよかったです。もしも沖縄県民が先住民族だということになれば、日本国内の法律、政治、制度が運用されていないということを認めるようになるわけであります。沖縄県民は、この問題がどこに向くか非常に重要に見ています。もうこのままいけば、沖縄県民が日本人だと言っても、世界周知の事実として、君たちは先住民だというふうに言われる時期は遠くはないと思います。非常に危険であるというふうに思っております。

この件について、次の質問は沖縄県は何らかの対応をとるべきではないですかという質問でありましたけれども、余り期待ができないので出さないでおきます。イデオロギーよりアイデンティティーであれば、その辺は政治家としてはっきりさせるべきだと思います。

次に、県民投票についてであります。

県は県議会の中で条例を審査する過程で、市町村におろした場合は義務を負うものではあるが強制力はないと説明していました。また、議会で否決された場合は、その市町村では県民投票を実施できないとも説明していました。しかしながら、条例が可決し、市町村に対する説明会では、仮に議会で否決されても再議にかけなさいと。また、それでも否決された場合は、専決事項として首長の権限で県民投票を実施しなさいというふうに説明しています。加えて参加者からの質問で、拒否する場合には罰則もありますかという問いに対しては、今の段階では明言できないと。これもう圧力以外の何物でもないと思います。何で県議会の中で議論されて説明した内容と市町村に対して説明した内容とこんなにも違いがあるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　まず、条例が公布・施行されたことにより、県及び市町村において条例に基づき県民投票に係る事務を実施する義務をそれぞれ負っております。一方で、市町村に対する事務は、条例によって事務処理特例制度によって移譲されておりまして、移譲された事務について知事は包括的な指揮監督権は有しないというふうにされておりまして、いわゆる市町村に直接その執行を強制することはできないというふうにされております。一方で、県民投票の事務の実施に係る経費につきましては、条例の公布・施行により義務となる事務が確定いたしました。これは地方自治法177条１項１号の、その他の普通公共団体の義務に属する経費に該当するものというふうに考えております。そのため、市町村議会において、県民

投票の事務の実施に係る経費が否決された場合には、同じく地方自治法177条１項に基づき、市町村の長は理由を示してこれを再議に付さなければならないという形になっております。

○花城　大輔君　済みません。答弁とめてください。何で、県議会でやった説明と市町村に対して行った説明が違うんですかと聞いているんですよ。違っていますよ。

○知事公室長（池田竹州君）　基本的には異なっているというふうには考えて……

○花城　大輔君　異なっているじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　再度質問してもらえますか。

○花城　大輔君　どうしようかな。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

議会におきましては、県民投票を強制はできないけれども、条例が制定した暁にはそれぞれ県、市町村義務を負うという答弁はしていたと思います。それは、御理解をいただいていると思います。

説明会における説明ですけれども、私が報告を受けたところによりますと、一部の市町村議会において、議会で反対された場合の対応をどうするのかというような質問等があったということの中で、先ほど公室長が答弁しておりましたけれども、地方自治法の規定に基づいた対応があるというような説明をしたというふうに理解してございます。

本会議等における答弁と市町村担当者への説明は、特に異なったものではないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　そのように運用上に何か変化があった場合には、私は議員には説明をする義務があると思っています。それでは、何で県議会で諮った内容と説明会でやった内容が違っていて、その現場にいた議員がその内容を知らないんですか。おかしくないですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　県議会での質疑につきましては、基本的に私ども全市町村で実施することが必要であるというふうにお答えしてきたところです。万が一どうしてもできない場合に県民投票を実施できるかというような御質問もございました。その場合には、条例の規定に基づきまして、仮に一部の市町村が参加できない場合でも、条例の規定では実施することになるというふうに考えているところです。一方で……

○花城　大輔君　済みません。答弁とめてください。何で説明がないんですかと言っているんですよ、議員に。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　先ほどもお答えしたように、質問が異なっていればそういった形でそれぞれ答えているところでございます。法律に基づいてやっているその根拠等が変わったというような説明をしたことはございません。

○花城　大輔君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

本会議でもそれから軍特委でもいろいろ県民投票については議論があったと思います。

私、本会議を中心に、そしてまた軍特委での議論については報道等で承知している限りでは、まだ同意していない、同意していない市町村に対してどうするのか、強制できるのかというのも、議論が中心だったというふうに認識しております。それにつきましては、県は、やはり県民投票条例の趣旨等から全ての市町村が参加することが望ましいと。県においては、丁寧に説明することが重要だというような趣旨の発言をしたということだと思っています。この基本は変わってございません。

一方で、今先ほど市町村担当者の説明会の中での答弁させていただきましたけれども、首長は、市長はまだ態度を賛成、反対明確にしていない。反対を明確に表示していないけれども、いわゆる議会において反対の意見書が可決された。もし仮に予算等が否決された場合の対応等についてどうかというような、より具体的な実務的な質問が出たということで、先ほど来公室長が答弁したような説明を行ったということでございます。

このようなより実務的な質疑等については、委員会では質疑等はなかったものということで、先ほど来公室長は答弁しているものと考えております。御理解いただければと思います。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　答弁はもう終わりましたので……。

花城大輔君。

質問を続けてください。

○花城　大輔君　ここで引き下がれば、我々が審査し

た内容が全然形を変えて世の中に出ていく。そして、我々が説明を受けずにそれを後から知ることになる。このようなことが沖縄県議会では許されるんだというふうに理解しておきます。

それでは質問を続けます。

この県民投票の内容において、知事は県民が選挙で明確に示した辺野古反対の民意だというふうに述べています。この県民投票を本当に意義あるものにするためには、どの程度の投票率を望みますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　県民投票についてお答えします。

今回の県民投票は、地方自治法に基づく県民からの直接請求により制定された条例に基づき、普天間飛行場代替施設建設の賛否を明確に問うものであり、県民一人一人がその意思を明確に示すことは重要であると考えております。

○花城　大輔君　議長、どれぐらいの投票率を望みますかと聞いたんですけれども。これ、新手の意地悪ですかね。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県民投票につきましては、今市町村に議会への補正予算等のお願いをしている段階でございます。県民投票そのものはとにかく県民の皆様の意思を直接反映させることが重要な機会であると思いますので、まずは41市町村全てで実施できる体制を整える。その上で一人でも多くの皆様に県民投票に参加していただくよう県としては広報等に努めてまいりたいと考えております。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

静粛に願います。今質問します。

○花城　大輔君　この県民投票の内容は、県議会でもさまざまな意見がありました。今市町村でもさまざまな意見が出ているようであります。これは特に普天間飛行場の危険性の除去に全く触れていないことが問題視されている。そして、この県民投票の結果が仮に反対の票が大きく上回った場合、沖縄県民は普天間基地の固定化を容認したと誤ったメッセージにならないかというふうな危惧する声も出ております。知事はこの点についてどう思いますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　県は従来から普天間基地の危険性の除去、一刻も早い危険性の除去を求めております。その一環として、来年２月までの５年以内の運用停止を含めて、さまざまな要望を国に行ってきた経緯があります。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今実際に、県と国と宜野湾市でやる協議、とまっているじゃないですか。とまっている中で、県民投票をして、辺野古移設反対の民意が大きくなった場合に、普天間の固定化が誤ったメッセージとして、容認しているというふうに発信されることについてどう思いますかと聞いているんですよ。今３者間協議もとまっているんですよ。何もしていないんですよ、普天間のことについては。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

我々、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去が極めて重要だと思っております。したがいまして、集中協議におきましても、これ第１回目だったと思いますが、杉田官房副長官には、宜野湾市から、松川新市長になられて強く要望もございましたので、知事、そして市長、それぞれメンバーもかわっておりますので、作業部会ではなく、いわゆる会議、これは政府、そして県知事、宜野湾市長が構成する負担軽減推進会議がございます。この中において、岩屋防衛大臣も新たな目標というような発言もありましたので、この機会に、例えば住宅上空の飛行禁止ですとか、夜間早朝の飛行禁止、それから宜野湾市から強い要望もありました外来機の飛行禁止、そういったことを議題とした負担軽減会議をぜひ実施していただきたいということを申し入れました。そうしましたところ、杉田官房副長官からは、ぜひやりましょうということがありました。このことについては、知事と安倍総理の面談においても、知事のほうから申し入れたところでございます。

それから固定化の懸念でございますけれども、辺野古がだめなら固定化になるかというような趣旨の、県民投票に絡めての御質問だったと思いますが、政府自身が固定化は絶対あってはならないものというふうに考えております。我々も辺野古がノーであれば即固定化というのは、余りにも論理的でもないし、政府もそういったことは望んでいないものだと考えております。まずは辺野古を断念し、そして別の方策を検討することが重要だというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　私、もう一つ考えていることがあります。

知事は去る選挙で39万票という過去最高の票をとった。そしてこれが辺野古反対の民意だというふうに言ったわけであります。しかしながら、今回の県民投票の投票率が大幅に下がってしまった場合、または39万票という票に開きがあった場合には、前回の知事選の票は玉城知事への票だったというふうに解釈される可能性だってあるというふうに思っているんです。そのことは想定していますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　去る県知事選挙における私への投票の結果は、私が掲げた辺野古新基地建設反対と普天間の早期閉鎖・返還について、多くの県民が賛意を寄せていただいたものというふうに受けとめております。

○花城　大輔君　公室長、公室長、質問取りに来させてください。こんなんじゃ一般質問できないです。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

○玉城　　満君　このやじよ、やじ。首にしろとかっていう、あのやじよ。ああいうの許すのか。

○議長（新里米吉君）　議長から注意をしました。

新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　　新君　熱くならないように謙虚に頑張っていきます。

それでは一般質問を行います。

件名１、児童心理治療施設に併設する教育施設について。

(1)、糸満市教育委員会の財政負担について、大度分校開校時に必要となる施設の整備に関する費用及び分校の備品及び消耗品について、県子ども生活福祉部は、糸満市教育委員会や法人と十分な協議と調整ができていますか、お伺いいたします。

小項目(2)、当初７名でスタートした児童生徒数は現在どうなっていますか。教員の配置はどうなっていますか。次年度の計画についてどうなっているのか。県子ども生活福祉部と県教育委員会は、どのように連携と協議をしているのか。また、糸満市教育委員会との連携と協議の考え方をお聞かせください。

小項目(3)、糸満市の、大度分校を県立特別支援学校への移行に向けた強い要望について見解を求めます。

件名２、南部振興策について。

小項目(1)、糸満新市場の進捗状況についてお伺いいたします。

小項目(2)でございますが、来年全国育樹祭が開催されることにより、それが終わり次第この質問を取り上げていきたいと思いますので、今回は削除させていただきます。

件名３、Ｊ１スタジアム整備の進捗状況について見解を求めます。

件名４、沖縄振興について。

(1)、沖縄振興計画の延長についてどうなっていますか、お伺いいたします。

小項目(2)、一括交付金を県と市町村との１対１についてどう考えていますか、お伺いいたします。

件名５、知事は来年行われる衆議院議員補欠選挙や参議院議員選挙で、予定どおりオール沖縄候補者を支持しますか、お伺いいたします。

件名６、我が党の代表質問との関連について。

西銘啓史郎議員が述べた基地問題についての小項目(1)、普天間飛行場移設問題関係についての小項目イの部分で、「県は、何らかの妥協点を見出すことが可能との判断か」を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　新垣新議員の御質問にお答えいたします。

来年行われる衆議院議員補欠選挙や参議院議員選挙についてに関する御質問の中の５の(1)、衆議院議員補欠選挙等で支持する候補者についてお答えいたします。

来年の衆議院議員補欠選挙や参議院議員選挙について、立候補者もまだわからない状況でお答えすることは困難ですが、私と政治信条や政治姿勢を同じくする候補者を応援することになるものと考えております。

その他の質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　我が党の代表質問との関連についての御質問の中の、官房副長官との協議についての御質問にお答えいたします。

私は、11月９日から28日までの間４回にわたって、杉田官房副長官との協議を行いました。非公開での１対１の協議により、胸襟を開いて、お互いの考え方を確認することができたほか、県の考え方もしっかりと伝えることができたと考えております。こうした協議により、お互いに隔たりのある難しい問題の解決の糸口をつかみたいと考えております。杉田官房副長官とも話し合いは重要であるとの認識は共有しておりますので、今後も政府に対し、対話によって解決策を求め

る民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　１、児童心理治療施設に併設する教育施設についての御質問の中の(1)、経費負担に係る協議についてお答えいたします。
児童心理治療施設に併設する教育施設の経費負担につきましては、糸満市を含む関係者間で協議の上、ことし３月30日付で学校教育実施に伴う協定書を締結しております。同協定書に基づき、開校時に必要となる教育施設の整備に関する費用や備品及び消耗品につきましては、県の負担とし、開校後の備品及び消耗品につきましては、糸満市が負担することとなっております。
同じく１の(2)、児童生徒数、教職員数、次年度の計画等についてお答えいたします。
児童心理治療施設に併設する教育施設における12月１日時点の児童生徒数につきましては、15名となっております。教職員の配置につきましては、開校当初の児童生徒７名に対して、教諭11名、教頭、養護教諭、事務職員を含めて計14名が配置されておりましたが、その後、児童生徒が15名に増加したことに伴い、教諭が14名に増員され、教頭、養護教諭、事務職員を含めて計17名が配置されております。また、教育に関する諸課題を検討するため、糸満市教育委員会、県教育委員会、県子ども生活福祉部及び施設の設置法人で構成する児童心理治療施設の学校教育のあり方に関する検討委員会を設置しております。
次年度の計画につきましては、施設定員30名までの受け入れが想定されており、その対応等につきまして、同委員会において協議を行い、児童生徒に対する必要な支援及び教育の確保を図ってまいります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　教育長。
〔教育長　平敷昭人君登壇〕
○教育長（平敷昭人君）　１の、児童心理治療施設に併設する教育施設についての御質問で(3)、県立特別支援学校への移行についてお答えいたします。
現在、児童心理治療施設に入所している児童生徒については、小中学校における教育の対象となる児童生徒であることから、大度分校において、小中学校と同様な教育を行うことが適切であると考えております。
県教育委員会としましては、特別支援学校の対象となる児童生徒が入所した場合は、県立特別支援学校施設内学級で対応することとしており、今後とも、糸満市教育委員会と連携して、大度分校に在籍する児童生徒の教育の充実に努めてまいります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕
○農林水産部長（島尻勝広君）　２、南部振興策についての御質問の中の(1)、糸満新市場の進捗についてお答えいたします。
県では、糸満漁港は本県唯一の第３種漁港であることから、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地市場として位置づけし、平成30年度は、市場関連施設の配置構想の策定に向け取り組んでいるところであります。
県としましては、高度衛生管理型荷さばき施設の整備費として約30億円を予定しており、平成31年度の実施設計費約5400万円を概算要求の上、32年度、33年度で施設整備を行い、34年度の新市場開設を目指し取り組んでまいります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　３の(1)、Ｊ１スタジアム整備の進捗状況についての御質問にお答えいたします。
Ｊリーグ規格スタジアムの整備については、平成29年度に基本計画を策定したところであります。今年度は、基本計画を踏まえて、複合機能の導入可能性や整備手法等の検討などに関する調査事業を実施しているところであります。スタジアムの整備に当たっては、財源確保や整備計画地に係る法令上の制約等の課題があることから、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
〔企画部長　川満誠一君登壇〕
○企画部長（川満誠一君）　４、沖縄振興についての御質問の中の(1)、沖縄振興計画の延長についての御質問にお答えいたします。
これまでの沖縄振興諸施策の推進により、沖縄の社会経済は好調を持続していますが、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあります。また、離島の条件不利性の克服などの固有課題の解決も図る必要があることから、一括交付金などの財政措置や各種優遇制度等の沖縄振興策は引き続き必要であると考えております。

このため、県では、これまでの沖縄振興計画等の総点検作業に今年度より着手したところであり、今後は、新沖縄発展戦略を総点検等に反映させ、次期振興計画の検討につなげてまいります。

次に同じく４の(2)、県と市町村間の一括交付金の配分についての御質問にお答えいたします。

県と市町村間の一括交付金の配分につきましては、制度創設時の平成24年２月に開催された沖縄振興会議において、当時、県が実施していた経常国庫補助金の額を差し引き、残る額を県と市町村間で同額を配分することとした結果、県と市町村間の配分割合が５対３となったものです。平成30年度の配分額は、県分が368億円、市町村分が240億円となっております。しかし、県が行う事業の中身を申し上げますと、離島住民等交通コスト負担軽減事業や待機児童対策特別事業など、市町村を直接支援する事業が総額で約115億円含まれております。これらを勘案いたしますと、実質的な市町村分は約355億円、県分は約253億円となります。県と市町村間の配分については、このような実質的な内容も念頭に置いて検討する必要があると考えます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、新垣新君の再質問は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後１時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

新垣新君の再質問を行います。

休憩いたします。

午後１時10分休憩

午後１時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

新垣　新君。

○新垣　　新君　御答弁ありがとうございました。

まず初めに、我が党との関連質問について、提言を行いたいと思います。

翁長知事を支持した沖縄県民と玉城知事を支持した沖縄県民、ダブる方もいらっしゃると思います。沖縄県には過重な基地負担があることによって事件・事故が絶えない。辺野古の問題において、新基地とは言えないが普天間の危険性除去に関して、また事件・事故がふえるという懸念で玉城知事に投票したという方と意見交換したということも事実でありますし、多くの方々と多くの県民と。そしてまた軍事ジャーナリストの方とも意見交換をしてきました。玉城知事が得票数39万6000票、私たち自民党・公明党・維新の会が応援した佐喜眞さん、31万6000票。もう県民同士のいがみ合いを、どうにかこの妥協点を考えていくという観点から、あえて提言をしたいと思います。

この問題においても、妥協点、着地点、落としどころ、集中協議で副知事、本当に御苦労さまです。県知事、本当に妥協点、落としどころって考えないといけない時期に来ているんです。2016年に沖縄県は最高裁で負けているんです、この辺野古建設において。撤回をやったってもうこれ裁判やってもまた負けるんです。この行政手続の中で、稲嶺、仲井眞、そして歴代の名護市長において、行政手続法で幾らやっても負けます、沖縄県は。今度は国家賠償法、個人賠償法というものも差しかかってきます、県民にも、個人にも、請負企業からも、沖縄県が。もうこうやっている場合ではなくて、未来へ向かって未来志向で、私、玉城知事を信じたいんですよ。保守・中道という政治家であるならば、この政治センス、落としどころ、そこを私提言したいんですけど、この問題、２プラス２の問題の中で辺野古をつくらせて、自衛隊と共同使用させる、そして30年という使用期限を決める。その中で30年後には、辺野古は自衛隊基地に返してくださいと。そういう観点から、この基地の中の管理権、立入権つくらせて、まず事件をなくす。辺野古を建設することによって嘉手納以南の基地が返る、返ってくる。そして海兵隊がグアムに8000名移動します。そうすることによって、この落としどころというものを30年の使用期限という形で、昔あった15年使用期限というものもありましたよ。でもこれ30年という現実も、自衛隊の国防という観点も含めて、自分の国は自分で守るんだと、自分の国も守れないから沖縄県民が犠牲になっているんだというこの現実を、ぜひ持ち帰って検討してくれませんかということを強く申し入れて、答弁は求めませんので、ぜひ検討課題として一つの案として御検討、知事、お願いを申し上げます。もう県民同士いがみ合うのは嫌なんですね。ぜひお願いを申し上げます。

続きまして、糸満市の児童心理治療施設について再質問を行います。

この問題において、先ほど答弁がありました。この中で(1)の部分、協議と調整ができていますかという形で、私はできていないと思うんですね。子ども生活福祉部長、糸満市側の言い分、その言い分って糸満市とさらに向き合ったことがその後、ことしの３月31日の協定以降、向き合ったことがありますか。伺いま

す。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　児童心理治療施設に併設する教育施設に関する諸課題に対する連携協議につきましては、糸満市、それから糸満市を含む関係者間で構成する児童心理治療施設の学校教育のあり方に関する検討委員会というものをつくっておりまして、これは平成28年の７月に設置しておりますが、これまでに幹事会を含めて８回開催しております。
　議員お尋ねの30年度に入ってからということですが、７月17日に第５回の検討委員会の幹事会、それからこれは予定でございますが、今月の26日に第６回の幹事会を開く予定でございます。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　その件に、細かい調整ができないままこれスタートしているんですよ。市道の問題とか、門扉の問題とか、あそこの問題で、その件について糸満市からこれから上がってくると思いますので、財政負担の問題、ここは誰がどう責任持つんですか。糸満市は前市政はやりたいって手を挙げたかもしれませんけれども、２年前に市長が変わって嫌だって言ったんです、あの場所だけではと。観光農園の中ではと。そこで継続もされてないし、さまざまな形で――行政手続だから裁判やったら糸満市は負けるからと落としどころがこういう結果になって今抑えつけられた格好なんですけれども、文教厚生委員会の中でも基本設計、基本計画のないままに、糸満市としても抑えられた、私も抑えつけられたとしか見ていないんですよ、この県のやり方に。非常に憤りを持っているんですよ。この件の財政負担、市道と門扉の問題、誰がこれ費用負担するんですか。伺います。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後１時20分休憩
　　午後１時20分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　予算の面とか、あとその他諸所課題がございましたら、その幹事会を通していろいろ検討することにはなると思いますが、今のところ門扉につきましては特に具体的に挙がったことはございませんが、ただこの施設では、こういう児童養護施設などについては入り口に門があるということではなくて、建物の施設の警備であるとか、これを強化することによって安全性は確保していると考えているところではございます。ただし、いろいろ意見がございましたらその中で検討したいと思います。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　市道をつくることによって門扉も必要になってくるんですよ。これ市道、観光農園の中の道ですよ。市道認定も含めて、そこはどうなっているんですか。伺います。
　スタートしない前からこうやって行き当たりばったりでつくるからこういう質問になるんですよ、今。これははっきり明確に言っておきますよ。県に落ち度があるんですよ、今。伺います。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　この施設の建設に当たっては、県としても十分検討したつもりではございますが、議員おっしゃるようにそういうものが必要ということであれば、その協議会、検討委員会の中で協議していくべきものだと思います。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　その道路について沖縄県が当然のように費用負担、持ち分、払ってくれますよね。伺います。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　ちょっと道路について県が負担するかどうかというところまではまだこちらとしては検討してはございません。ただ、施設としては一応スタートしておりまして、糸満市教育委員会の御協力、県教育委員会の御協力もいただいて順調に今スタートしておりますので、諸所課題がありましたら検討委員会で詰めていきたいと思います。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　ぜひこの検討委員会、協議会で議論を重ねて、県が行き当たりばったりで抑えつけて、細かい調整も何もできないままスタートしたんですから、この部分、糸満市に一切費用負担させないように県が責任をとってやってください。強く申し入れをしておきます。
　続きまして、小項目(2)の部分です。当初７名でスタートした児童生徒数なんですが、教育長に伺います。
　今、待機の児童生徒数がもう20名を超えていると糸満市から聞いています。今このような問題で教員の配置の問題、糸満市大度分校の中で、小中で考えていく問題がこれからふえてくると思うんです。心が痛んだ子供たち。特に貧困の可能性が高いという子供たちふえてくるんですよ。今の施設ではもう箱物もつくらないといけない、教員もふやさないといけない、そういった課題があるんですね。そこら辺をどう考えてい

ますか。伺います。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後１時23分休憩
午後１時24分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
教育長。
○教育長（平敷昭人君）　お答えします。
スタート時から現時点まで、入所の児童生徒がふえておりますけれども、それに伴って教員の配置をふやしているわけなんですね。今後、在籍の状況を踏まえて児童生徒がふえていけば当然それに対応して、配置はしっかりやっていきたいと思っております。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　今、配置の問題で、実はこれ全国的に市立でやったところが近年、千葉県、佐賀県、山梨県などもう市立の特別支援学校ではなくて県立で引き取っているんですよ、県が。今時代の流れですよ。全て、子ども生活福祉部と教育委員会の連携ができていない、時代も読めていない、行き当たりばったりでやって。いいかげんに毎回毎回質問していますけれども、県立で引き取るこいかがですか。まず教育長と担当副知事の謝花さんに伺います。担当副知事ですよ。伺います。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　お答えします。
現在、その大度分校のほうで、小学校、中学校の分校として教育をやっています。これは、この施設に入所する予定の子供たちが特別支援教育を受ける対象ではない、小学校、中学校で行われている教育を受ける必要がある子供たちだということで、その小学校、中学校、それは市町村立になるわけです。もし仮に状況が厳しい子供たちが出た場合、その場合はまず１人、２人ということもあるでしょうし、その場合は特別支援学校のほうから先生が派遣されて施設内学級というのもあるんですけれども、その子供たちの状況がさらに割合が多くなって、この学校としてどういう形がいいのかという話が出てくれば、先ほど来話のある検討委員会の中で議論もした上で、学校の設置形態が変更になってくるということは、当然特別支援学校というふうな必要があれば、県立という形にもでき得るかと思います。
○新垣　　新君　僕は副知事に聞いています。ちょっと待って、これ大事なことですから、糸満市の声ですから。副知事ですよ。副知事です。ちょっと待ってください。こんな抑えつけしてきたんですよ、あなた方、糸満市に対して。これ責任ある人がやるんだよ。だめだよ。糸満市の声なんだよ、これ。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長も答えられますので。
子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　子ども生活福祉部といたしましても、教育委員会と連携していろいろ協議は必要だと考えております。今現在が市町村立の小中学校から来ている子供たちが15名おりますので、その中ではやっぱり市町村立の学校の分校であるのが適切ではないかと考えておりまして、子供たちの状況に応じて教育長がおっしゃったように県立の検討も必要になってくるかとは思います。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　教育長、子ども生活福祉担当副知事、この問題、年々ふえてきます。あの箱物ではもちません。これ全国の事例、精神の臨床心理士、そして貧困対策の専門家から聞いて、ふえてきます沖縄県は特に。貧困率全国一ですから。だから県立で引き取ってくれってことを、先手を打たないといけないんですよ。だから言っているんですよ。もたないんですよ、糸満市の声も。だから言っているんですよ。この心理治療施設、ちぐはぐなところもあります。子ども生活福祉部と教育委員会、主体はどこなんですか。伺います。主体となるところですよ。
○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。
○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　児童心理治療施設については、これは福祉の施設でございますので、私どもの部の所管になると思っております。ただ、この子たちが小中学校の義務教育の子供たちですので、学校の施設が必要だということで教育委員会の御協力を得て、分校の設置という形になっております。
○議長（新里米吉君）　新垣　新君。
○新垣　　新君　これ県立で特別支援学校として、強く要望して、早く一日も早く来年度ぜひ沖縄県立特別支援学校として強くこの集中協議でも上がってきますので、ぜひ答えを見出していただきたいと思います。
強く申し入れがあります、知事にです。心理治療施設は、私は必要な施設だと思っています。でも前市政によって県が抑えつけてきて、上原昭市長にかわって、抵抗したんです。その理由が、第三セクターが解散して倒産して、観光農園内に建設されて、土地の利用価値がなくなって、そして利用価値のない土地になったんです、あの土地が。だから場所を変えてほかの場所でやってくれと言っても抑えつけてきたんです。翁長県政になって。これ糸満市に聞けばよくわかる話です。何らかの形で糸満市の観光農園の土地が利

活用できるように、もう経済として無理です。県が引き取って、Ｊ１スタジアムとか、そういった明るいものを築いていただきたいんですけれども、ひとつ県知事の特段の配慮で検討していただけませんか。伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時30分休憩

午後１時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員からの申し出に関しては、糸満市側と十分協議をして、何らかの方策があるのかについて忌憚のない意見交換をしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ありがとうございます。

もう本当にこの心理治療施設、必要な施設なんです。これができて土地の利用価値がなくなって。

もう一点、提言したいと思います。糸満市に県有地があるんです。県有地とあの観光農園の土地を等価交換してもおもしろい話になるんですよ。ぜひそれも含めて検討をお願いしたいと思います。強く申し入れいたします。

続きまして、Ｊ１スタジアム質問します。

翁長知事時代に、平成30年２月定例会でも質問しましたが、交通渋滞の問題。まだ私に報告がないんですよ。知らせると、文化観光スポーツ部ですね。どうなっていますか。私に何も報告ないんですよ。検討委員会でもんでみると言って。どうなっていますか。伺います。

交通渋滞の問題ですよ、Ｊ１。議事録見ればすぐ出ますよ。交通渋滞考えないといけないと知事が言っています。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時32分休憩

午後１時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　Ｊ１スタジアムの場所につきましては、今奥武山公園を前提にしておりまして、交通渋滞に関しましても、当然事前に検討しなきゃいけないところでございますけれども、向こうの土地が公共交通、モノレールとかバスセンターに近いということもございまして、そういった公共交通を利用促進しつつ、交通渋滞に関しましては軽減化を図るということで検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　私の質問は、ことしの１月から、来年年明けて、毎年。プロ野球キャンプ、Ｊリーグキャンプで交通大渋滞しているんですよ。Ｊ１が奥武山スタジアムにできた場合、さらに大渋滞で子供たちの登下校まで迷惑かけるんですよ。それ計算しますって言ったんですよ、検討委員会でもんでみますと。翁長知事が。皆さんやりましたかと、報告も。こういう答弁ってもう何やっているのかとしか言い切れないですよ、部長。もう一度答弁求めます。何やっているの。ジャイアンツ来てどれだけ渋滞しているから。プロ野球来て。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　基本計画を策定した後にまたさまざまな課題が出ておりまして、その特有なものを検討する段階でございまして、交通渋滞に関しましてもできるだけ速やかに検討して、また可能であれば報告させていただきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　まさにこの計画はずさんですね。この時期って非常に那覇って集中型で、渋滞するんですよ。このずさんな計画は改めて、このＪ１ほかの場所に持って行ったほうがいいんじゃないかが１案。２案ですね。今基本計画できることによって、読売ジャイアンツがキャンプやっています。ピッチャーが投げるブルペンが削られるんですよ。球団に、読売ジャイアンツに報告しましたか。伺います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　議員が御心配されていることも那覇市から聞いておりまして、その場所にスタジアムを仮につくるにしても、ジャイアンツのキャンプに支障がないようにその場所を、たしか投球練習場が重なるという話を聞いていますので、そういったこともその敷地内の別の場所に移すとかそういったことを那覇市と課題対応として話をしているところでございます。

以上です。

○新垣　　新君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時35分休憩

午後１時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えします。

那覇市とはやりとりしておりますけれども、まだその結論等までいっておりませんので、球団のほうにはまだ報告等話し合いはしていない状況です。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　なぜ球団に行かないんですか。ブルペンが削られるというその設計まで入って。失礼じゃないですか、県民に対しても。プロ野球ファンに対しても。プロ野球を愛する県民に対しても。私はセリーグではジャイアンツですよ。パリーグでは日本ハムですよ。失礼ですよ、これ。野球ファンに対して、県民に対して。球団に挨拶行きなさいよ、ちゃんと。もう一度答弁を求める。しっかりイエスかノーか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　まだ基本設計に至る前でございまして、まだ基本計画でイメージの絵を描いた段階でございますので、そこで出てきた課題をきちんと那覇市とも調整しながら、その後にまた、しかるべきところを説明等はしていきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　万が一、読売ジャイアンツが沖縄から撤退した場合、この責任はとっても重いですからね。警告をしておきます。

続けます。沖縄振興について、一括交付金、１対１について。

県知事、もう市町村は悲鳴を上げているんです。一括交付金が年々年々、もう１対１にできませんか。次年度。県知事の英断を、答弁を求めます。県知事です。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

かねてより市町村のほうからは１対１にしてはどうかという意見もございまして、この間、内容を先ほど申し上げましたとおり、外形的には県分の配分が多くなってはいるんですけれども、県事業で、例えば移動コストの低減事業であるとか、超高速ブロードバンドであるとか、待機児童の解消事業であるとか、直接市町村を支援する事業を多く含んでおりますので、中身を見てそれで減っていることについては大変厳しい状況でございますけれども、県としては、市町村が例えば、今年度の事業で言えば民生事業、保険医療・教育に関するところに影響が出ないように県のほうからシフトしたりして、いろいろ協議をしてやっているところであります。41市町村中、また議論はございますけれども、おおむねの市町村の方々からはやむを得ないという御意見とか、あるいはもう少し検討してくれとかいろんな意見をいただいた上で、協議をした上で決定しようということでございますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　市町村の首長は１対１を求める声を強く聞きます。財政課も。謙虚な姿勢で実現できるようにお願いしたいんです。県知事、新年度予算に向けて、ぜひお願いしたいんですけれども、県知事の御意見をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　市町村のほうからは、今現在は執行状況については丁寧に把握しながら、次年度また特別枠等もございまして、大きい事業を計画しているところとか、一旦一息ついたところとかいろんなところがありますから、意見を伺って最適配分に近づけるように知事、副知事とも相談して進めてまいりたいと考えます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ぜひ次年度、１対１に向けて頑張っていただきたいなと強く求めます。もしこれができなかった場合に、沖縄県の市町村長は国に要請を行って、さまざまなアクションを打つということもひとつこの場で申し上げておきます。

続きまして、沖振法の延長について、もう残り３年の期間の延長となっています。先月、11月15日我が自民党会派は東京で、内閣府と意見交換してきました。内閣府の職員はこれからの期限延長について、沖振法10年間の――全く今検討していないという、熱意が感じられませんでした。意見も出ていましたし。その件に関して、知事、知事の政治手腕が問われているんですね。知事、沖振法10年間延長、私は必要と思っているんですよ。知事は必要でない立場ですか。必要な立場ですか。選挙戦では高率補助なくても沖縄やっていけるという言葉があったものですから。それはどうなんですか、真意は。伺います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

沖縄振興特別措置法は、沖縄の振興・発展にこれまでも非常に大きな役割を果たしてきておりまして、今沖縄県の状況は経済振興についても、もろもろこういう課題の克服につきましても道半ばでございますので、必要な措置を求めて今現在次の計画につきまして、沖縄の政策課題を整理しているところでございま

すので、その政策課題を整理する中で、必要な制度をまた国に求めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　ぜひ知事、知事を先頭に県当局の皆さん頑張っていただきたいなと思います。我が自民党県連も、一生懸命県民のために、沖振法の延長に向けて頑張っていきたいと強い決意で申し上げておきます。

続きまして、件名５です。衆議院の補欠選、衆議院選。今、候補者が見えないという知事の答弁がありましたけれども、知事、知事は知事になる前、自由党の幹事長でありました。当時の小沢――現在でも小沢、自由党の幹事長はオリーブの木という構想があります。その木の中に共産党まで含まれています。知事は保守・中道って言葉をよく使っています。それが本当に当てはまるんですかと。政治スタンス、政治理念、政治信条。本当にこれ合うんですかということをまず答弁を求めます。オリーブの木ですよ、幹事長でしたからよくわかりますよ。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　一体に政権をなすか否かについては別にいたしまして、思想・信条的にお互いが共通できる項目があれば、オリーブの木は成立すると思います。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

○新垣　　新君　多くの県民は、知事の保守・中道という言葉に違和感、アギジャビヨーという声も実はあります。共産党という形で、理解ができないという県民の声が多いんです。その件について知事、もう答弁は求めないで、これかみ合わない問題でもございますので、知事、県民は保守・中道の、我々議員は見ていますということを強く申し入れまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。項目に従い、順次質問を行いたいと思っています。

１、基地問題について。

(1)、平成30年11月12日、米海軍所属のＦＡ18戦闘攻撃機が那覇市の東南東約290キロ、南北大東島の南西に墜落した。また、ことし６月には、米軍嘉手納基地所属のＦ15戦闘機が沖縄近海で墜落している。玉城知事は今後沖縄の基地問題についてどのように解決をしていくのか。

(2)、今回の玉城知事の訪米の主目的と訪問先で面談した政府関係者及び上院・下院議員の詳細と要請の成果について伺いたい。

(3)、米軍機による事故や不時着などが相次いでいる。嘉手納基地、普天間基地周辺地域における常駐機あるいは外来機による騒音の激しさなど、これまでにない地域住民の不安は高まっている。この現状の背景を県はどう分析しているか。また再発防止に向けた県の取り組みについて伺いたい。

２、防音工事について。

(1)、平成28年度、29年度の防音工事の実施と件数・執行率・総予算について。

(2)、県営団地の防音工事が対象になっている件数と手続の簡素化、今後の取り扱いについて。

(3)、防音工事区域拡大に対する県の取り組みについて。

３、県内産業の振興について。

(1)、本県の中小企業は、資本規模が小さい小規模事業所が多くを占めている。県が目指す県経済の自立を図る上で、現状の県内産業構造で可能であるか。また底上げ、競争力の強化が必要であれば、その振興・育成をどのように図っていくか伺いたい。

(2)、沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金について、その趣旨と支援状況、九州各県の状況について伺いたい。

(3)、同事業については、補助内容が九州各県は人件費を基礎経費として位置づけ、事業費は人件費増が伴っても影響を受けないが、本県は、人件費と事業費が総額として計上されるため事業費の確保が困難となっている。本県も九州各県同様、人件費を基礎的経費として位置づけるべきではないか。県の考えを伺いたい。

４、中小企業における事業承継の必要性について。

(1)、中小企業経営者の年齢ピークが今や69歳になろうとしています。中小企業の廃業数も急増しており、事業承継を急がなければ、日本の経済を支えている中小企業の技術やノウハウが消失してしまう危険があり、このような背景の中で、平成30年度の税制改正において従来の事業承継税制を改良して、対象株式数を100％、相続時の猶予対象評価額を100％に拡大し、雇用確保要件を実質撤廃、株式譲渡、合併、廃業時の減免措置を追加等した、新しい特例事業承継税制が創設された。特例事業承継税制の適用は、認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けて作成された特例承継計画を都道府県へ提出することを条件に認められ

ております。その対応は緊急を要するため、特例承継計画の提出期間は、平成30年４月１日から平成35年３月31日までの５年間とされています。県はどのような取り扱いで県民に対して周知徹底を図っていくのか伺いたいと思います。

(2)、中小企業は日本の企業数の約99％、小規模企業者は約85％、従業員数の約70％を占め、地域経済・社会を支える存在、雇用の受け皿として重要な役割を担っている。しかし、中小企業の数は1999年から2014年までの15年間に約100万社減少している。少子高齢化、人口減少が進んでいることから、中小企業の数が減少するのは自然な流れである面も否めないものの、その存在に経済的優位性のある企業は存続・発展させ、廃業件数を減少させていくことが重要である。そのための県の取り組みについて伺いたい。

(3)、経営者の高齢化が進み、平均年齢は59歳、ボリュームゾーンは66歳前後となっている。それらの者の多くが70歳前後でリタイアを希望するとなれば、今後数年のうちに多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎えることになるが、その対策について県の対応を伺いたい。

(4)、60歳以上の経営者の約半数が廃業予定との調査結果が出ている。このうち後継者難を理由とする廃業が約３割に上がっている。県はその調査結果に対し、どう把握し今後問題解決に取り組むか伺いたい。

５、平成30年台風被害状況について。

(1)、台風24号、25号の被害に対する状況と対応について伺いたい。

６、沖縄県警関係について。

(1)、140万県民の生命と安全を守る立場から警察官の数は十分な体制であるか。九州・全国的にはどうか。

(2)、県内の事件・事故の発生件数に対する県警の処理状況について。

(3)、島嶼県沖縄において人口増はもちろん2020年東京オリンピック・パラリンピック関連イベントなど観光客がふえる中で、予測不可能なテロ事件・事故に対し今後どのような形で県民の生命と安全を守っていくのか伺いたい。

(4)、凶悪な事件・犯罪に対し県民の生命と安全を守る立場から県警によるスタンガンの携帯使用は可能か。

(5)、ストーカー行為など身の危険を感じ不安を抱いている女性が護身用としてスタンガンを所持することは可能か（法的に）。

７、那覇軍港（那覇港湾施設）の市街化について。

(1)、那覇軍港は復帰前、現在の那覇空港や航空自衛隊那覇基地、陸上自衛隊那覇駐屯地と軍港が同じ一団の基地でしたが、那覇空港や航空自衛隊那覇基地、陸上自衛隊那覇駐屯地は市街化調整区域で、那覇軍港だけが市街化区域・準工業地域と仮定している状態について県の認識を伺いたい。

(2)、那覇軍港について、優先的に市街化区域として定める区域の設定基準について伺いたい。

(3)、復帰当時の県の市街化認定当時、那覇軍港は上記基準に該当したか。

(4)、那覇軍港を市街化区城と指定したのは、法令に従った判断か伺いたい。

(5)、那覇軍港を市街化区域と指定した具体的な法令・条文・判断基準は何か伺いたい。

(6)、那覇広域都市計画の基本方針には、市街化区域とする基準は、おおむね10年以内に市街地になる地域、区画整理等開発のできる地域とある。この基本方針で、市街化区域を指定したことに間違いないか伺いたい。

以上、答弁を聞いて再質問を行いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　中川京貴議員の御質問にお答えいたします。

基地問題についてに関する御質問の中の１(2)、知事訪米の目的、訪問先、成果についてお答えいたします。

私が、辺野古に新基地をつくらせないことを公約に掲げ、沖縄県知事選挙において過去最多得票で当選したこと、沖縄の過重な米軍基地負担の現状などについて説明し、対話を通して、基地問題の解決について理解と協力をアメリカ側に求める必要があると考え、11月11日から16日まで訪米いたしました。今回の訪米では、ニューヨーク大学での講演、政府関係者・連邦議会議員等との面談、県系人との交流、メディア取材への対応などを実施いたしました。ニューヨークでは国連事務次長、ワシントンＤＣでは国務省・国防総省、連邦議会調査局、ヒロノ上院議員、プライス下院議員、その他有識者の方々との面談などを行いました。今回、滞在は実質４日間という非常に短い日程でありながら、沖縄の実情の発信ができたこと等、実りのある、次につながる訪米行動であったと認識しています。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　1、基地問題についての(1)、基地問題の解決についてお答えします。

県としましては、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を強いられ続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。そのためには、これまで一度も改定されたことのない日米地位協定の抜本的な見直しや、米軍再編で示された在沖海兵隊のグアム移転を含む国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を通じ、沖縄の基地負担軽減を日米両政府に対し、強く求めてまいります。

次に１の(3)、相次ぐ米軍機事故及び騒音の背景と県の取り組みについてお答えします。

米軍機による事故は、昨年１月からことし11月末まで、県が把握するだけで墜落事故２件を含む合計75件発生しており、米軍の航空機整備や安全管理の体制に問題があると考えざるを得ません。また、嘉手納飛行場及び普天間飛行場から発生する航空機騒音は、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼしております。このようなトラブルや騒音の増加は、広大な米軍基地や訓練水域・空域において、常駐機及び外来機による訓練等が日常的に行われていることが要因の一つと考えております。

県としては、周辺住民の負担軽減が図られるよう、軍転協とも連携し、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に２、防音工事についての(1)、防音工事の実績等についてお答えします。

沖縄防衛局に確認したところ、一般防音と住宅防音を合わせた防音工事について、平成28年度は、予算額が約82億2000万円、実績が3671件で約80億4200万円となっており、執行率は97.8％となっております。平成29年度は、予算額が約88億1200万円、実績が4214件で約86億9000万円となっており、執行率は98.6％となっております。

次に２の(3)、住宅防音工事区域拡大に関する県の取り組みについてお答えします。

県としては、これまでも軍転協と連携し、航空機騒音の軽減とあわせて、住宅防音工事の対象区域の拡大、告示後住宅への適用拡大等、騒音対策の強化・拡充を要請してきたところであり、去る11月10日に岩屋防衛大臣にも要請を行っております。今後とも引き続き、軍転協等関係機関とも連携しながら、騒音対策の強化・拡充を政府に対して強く求めてまいりたいと考えております。

次に５、平成30年台風被害状況についての(1)、台風第24号、第25号の被害状況と対応についてお答えします。

台風第24号では、人的被害50名、住家被害８件、土砂崩れ３件、公立学校等の一部損壊、大規模な停電及び通信ふぐあい等の被害報告があり、台風第25号では、人的被害10名、土砂崩れ２件等の被害が報告されております。台風第24号、25号による農林水産関係の被害は、11月29日現在、約26億8084万円、公共土木施設の被害は約16億円となっております。県は、２つの台風来襲前から災害対策本部を設置し、県民に対し、暴風や大雨に十分警戒するよう注意喚起を行いました。今後とも引き続き、市町村等と連携し全庁的に災害復旧支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、防音工事についての御質問のうち(2)、県営住宅の防音工事についてお答えいたします。

防音工事の対象となっている県営団地は、砂辺団地ほか９団地、1701戸であります。平成28年度に建てかえ工事が実施された大謝名団地から、県が補助事業者となり団地ごとに一括して補助申請を行うなど、入居者の手続の簡素化を図っております。今後は、既存団地の機能復旧工事についても、県が補助事業者となり、１割を負担して事業を実施する方向で検討していきたいと考えております。

次に７、那覇軍港（那覇港湾施設）の市街化についての御質問のうち(1)、那覇港湾施設を市街化区域としていることについてお答えいたします。

那覇港湾施設について、昭和46年那覇市発行の「那覇市建設計画」には、軍用地の解放後の土地利用として、那覇港湾施設がある那覇港南側地域は、軍港の埠頭用地として使用されており、今後港湾の重要性がますます高まることが必至であり、重要な港湾として活用すると示されております。また、昭和50年県発行の「沖縄の米軍基地」には、那覇市では、急速な経済成長や観光客の増加等を受け、那覇港が過密状態になっており、その早期返還を強く望んでいることが示されております。一般的に、港湾施設は港湾施設用地のほか、背後の民地と一体的に開発されるものであることから、那覇港湾施設は、那覇港と同様に市街化区域にしたものと理解しております。一方、同建設計画

では、空港施設等がある小禄地域について、那覇飛行場を擁するこの地域は、軍用地の中でも広大であり、今後増大する航空需要に備え、解放後も那覇空港として活用することが示されており、復帰後も継続利用が予定されていたことから、市街化調整区域にしたものと理解しております。

次に７の(2)及び(3)、市街化区域に定める基準等について、７の(2)と７の(3)は関連しますので一括してお答えいたします。

市街化区域は、都市計画法第７条第２項において、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と規定されております。また、同法第13条第１項第１号において、市街化区域と市街化調整区域との区分は、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、産業活動の利便と居住環境の保全との調和を図りつつ、国土の合理的利用を確保し、効率的な公共投資を行うことができるように定めることとされております。当時の公聴会資料には、那覇広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の設定基準において、「軍用地として利用している所であっても市街地として必要な部分についてはできるだけ市街化区域に含める。」との基本方針が記載されております。この基本方針は、復帰当時において軍用地の返還が予定されていた沖縄の状況を踏まえて定められたものと考えられ、この基本方針にのっとった那覇港湾施設や牧港住宅地区等の軍用地は、当時の市街化区域の設定基準に適合しているものと理解しております。

次に質問７の(4)及び(5)、市街化区域指定の法令根拠等について、７の(4)と７の(5)は関連しますので一括してお答えいたします。

那覇広域都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分については、区域内市町村との調整を経て、都市計画素案を作成し、当該素案に基づき、昭和47年９月11日から９月25日までの間、13市町村12会場において住民説明会を行っております。その後、昭和47年10月16日に住民意見を反映させるため、当時の都市計画法第16条の規定に基づく公聴会を実施しており、当該公聴会開催をお知らせする公報において、「現に軍用地として利用されている所であっても、市街地として必要な部分については、できるだけ市街化区域に含めるものとする。」と示されており、那覇港湾施設は牧港住宅地区などとともに、当初から市街化区域として指定予定であったことを確認することができます。公聴会実施後は、関係機関との調整を経て、法第18条第１項の規定に基づき市町村の意見を聞いた上で、同条第３項の前提となる国との事前協議を行い、異存ない旨の回答を得ております。昭和48年12月７日から２週間、法第17条第１項の規定に基づき、都市計画案の縦覧を行って、改めて住民及び利害関係人から意見を求め、縦覧者数745人、27の意見が出されたことが記録されております。このような法に基づく必要な手続を経て、当該都市計画の決定に向けて、昭和48年12月22日に沖縄県都市計画地方審議会に諮問し、審議会の議を経て、昭和49年５月30日に議決した旨の答申をいただいております。当該都市計画については、昭和49年７月10日に法第18条第３項の規定に基づく建設大臣の認可を得ており、同年８月１日に法第20条第１項の規定に基づき決定告示を行っております。このように那覇広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定は、関連法に基づき適正になされたものと考えております。

次に７の(6)、市街化区域指定における県の基本方針についてお答えいたします。

那覇広域都市計画区域における市街化区域及び市街化調整区域の設定基準の基本方針は、都市計画法の規定や復帰当時において軍用地の返還が予定されていた状況を踏まえ、定められたものと考えております。区域区分の決定は、当時の基本方針に適合しているものであり、関連法に基づき適正になされたものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　県内産業の振興についての(1)、県内小規模事業者の振興・育成についてにお答えします。

沖縄県の自立型経済の構築を図るためには、域内経済を活性化させることにより、地域経済全体が安定的に発展する好循環を実現することが重要であると考えております。そのため、県におきましては、県内事業者の99％を占める中小企業・小規模事業者の振興・育成に向け、経営革新の促進や経営基盤の強化、資金調達の円滑化等、さまざまな施策を総合的に展開しているところであります。今後とも、商工会や商工会議所等の関係機関と連携して、ＩＴ導入や設備投資等による生産性の向上を初め、創業や事業承継の促進など、県内中小企業・小規模事業者等に対する支援を強化してまいります。

次に同じく３の(2)及び(3)、小規模事業経営支援事業費補助金の状況及び人件費の基礎的経費の位置づけ

についてにお答えいたします。３の(2)と３の(3)は関連しますので一括してお答えします。

同補助金は、県内中小企業の大部分を占める小規模事業者を対象として、経営改善普及事業等を行う商工会等の人件費及び事業費について、県単独予算で補助を行っているものであります。また、平成26年の小規模事業者支援法の改正により、商工会等においては、事業計画の策定支援など各事業者に密着した伴走型の支援体制が求められ、その役割はより一層重要なものとなっておりますが、昨今の人件費上昇に圧迫され、同補助金の他の事業費の縮小が続いております。一方、九州各県においては、事業実施に不可欠な人件費等については基礎的経費として所要額が措置されております。本県においても、必要不可欠と認められる商工会等の人件費については、基礎的経費として位置づけ、所要額を確保できるよう努力してまいりたいと考えております。

次に４、中小企業における事業承継の必要性についての(1)、特例事業承継税制の適用に係る県での周知方法についてにお答えいたします。

特例事業承継税制は、従来の事業承継税制に比べて対象株式数の拡大など、事業者に有利な内容となっていますが、その適用の条件である特例承継計画の提出は平成35年度までの５カ年となっております。このため、県では、税理士関係団体への資料提供のほか、税理士を対象とした研修会の場で制度の説明、資料配布、周知依頼を行うなどして制度の周知を図っております。今後は、商工会等関係機関とも連携し、さらなる周知に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、同じく４の(2)と(3)及び(4)の事業承継に係る状況と対策についてにお答えいたします。４の(2)から４の(4)までは関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県では、商工会等の関係機関で構成される中小企業振興会議において、中小企業支援計画を毎年度策定し、経営革新の促進や経営基盤の強化、資金調達の円滑化等により、事業者の廃業等を防止し、中小企業の安定継続的な事業運営のための各種支援を実施しております。県内の中小企業等の後継者不在の課題につきましても、同会議において、県内企業の後継者不在の現状やその対策の必要性について提言を受けており、中小企業等の円滑な事業承継は喫緊の課題であると認識しております。このため、県では平成29年度から小規模事業者等持続化支援事業を実施し、主に巡回による親族内承継の助言・指導等に取り組んでいるところであります。また、国においては第三者への承継支援を実施するセンターが各都道府県内に設置されているほか、平成30年度からは国や県を初め、各金融機関や商工会等の関係機関から構成する沖縄県事業承継ネットワークを立ち上げて、事業承継ニーズの掘り起こしのため、事業承継診断等の取り組みを開始しております。

県としましては、今後とも、関係機関と連携し、一丸となって事業承継対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　６、沖縄県警関係についての御質問のうち(1)、警察官の定員についてお答えをいたします。

各都道府県警察官の定員については、警察法の規定によりまして、政令で定める基準に従い、各都道府県の条例で定めることとされております。そして、この国が定める定員の基準につきましては、人口、面積、犯罪の発生状況やその他の事情等を総合的に勘案し、治安を維持するための最低基準として定められているものと承知をしております。さまざまな警察事象が発生する中で、当県の警察官の数が十分であるかどうかについては、一概に申し上げることは困難でありますが、現在、当県の警察官の条例定員は2771人で、全国でいいますと27番目、九州８県の中では５番目となっております。

次に(2)、県内の事件・事故の発生件数に対する県警の処理状況についてお答えをいたします。

県内における過去３年間の刑法犯認知件数は、２万5592件であります。これは、九州では３番目であります。検挙件数は１万2752件、検挙率は49.8％となっております。これを罪種別で見ますと、殺人や強盗等の凶悪犯につきましては、認知件数が202件でこれは九州で２番目の数字でありますが、検挙件数は197件、検挙率は97.5％であり、傷害、暴行等の粗暴犯については、認知件数が2597件、これは九州で同じく２番目であります。検挙件数2166件、検挙率83.4％となっております。

次に、外国人に関してですが、外国人については、発生の段階で外国人によるものかどうかはわかりませんので、認知件数というものは統計上ございませんが、検挙件数につきましては、外国人の刑法犯の検挙件数は317件となっておりまして、そのうち米軍構成員等による事件は105件となっております。

次に(3)、県民の生命と安全を守る今後のテロ対策

についてお答えをいたします。

県警察では、テロの未然防止のため、テロ関連情報収集・分析、関係機関と連携した水際対策、警戒警備活動の強化等に取り組んでいるところであります。さらに、テロ対策については、官民一体の取り組みが重要であることから、空港、駅、商店街等のソフトターゲットの管理者等に対する自主警備強化の要請、それから自治体や商店会等に対する防犯カメラ設置の働きかけ、薬局、ホームセンター等、爆発物の原材料を取り扱う事業者に対する販売時の本人確認の徹底や不審情報の通報等の協力要請を行っておりますほか、官民合同の訓練を実施するなどして対処能力の強化を図っているところであります。

次に、(4)のスタンガン導入の可否についてお答えをいたします。

本年、富山県と宮城県で交番の警察官が刃物等で襲撃される事案が発生し、地域住民の皆様に不安を与えたことは、これは他府県の事案ではありますけれども、私どもとしても大変重く受けとめております。こうした事案の発生を受け、当県警察においても、一層の警戒意識を保持することはもとより、交番等における施設面での改善を徹底するなど、現場警察官のセキュリティーの強化を進めているところであります。当県警察においては、現時点、スタンガンの導入について具体的に検討するには至っておりませんが、県民の生命や身体、財産を守ると同時に、警察官自身の安全を確保するために何が最も効果的かについては、装備資機材のあり方を含め、不断に検討してまいりたいと考えております。

次に(5)、護身用として女性がスタンガンを所持することについてお答えいたします。

特定の行為が違法かどうか、またいずれかの罪に当たるかどうかにつきましては、個々の具体的な事案の事実関係に即して、法と証拠に基づき判断することとなりますので、御質問に一概にお答えすることは困難であります。その前提で申し上げますと、軽犯罪法におきましては、正当な理由なく人の生命・身体に重大な害を加えるような器具を隠して携帯することを禁止しております。このために、この規定との関係が問擬され得るほか、その仕様や機能等にもよりますけれども、銃刀法の規制対象になることも考えられるところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　それでは、再質問を行いたいと思っています。

まずもって、基地問題について、先ほど知事答弁で、理解と協力を求めてアメリカに訪米したと答弁しておりましたが、訪米をして理解と協力を求められましたか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時18分休憩

午後２時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　お答えいたします。

先ほども答弁でお答えしましたとおり、沖縄の過重な米軍基地負担の現状などについて説明し、対話を通して基地問題の解決について理解と協力を求めました。

私はまず、最初にニューヨークに伺いまして、ニューヨーク大学で講演をさせていただいたときに、150名余りの傍聴人の方々がいらっしゃいまして、そこで講演をした際に、普遍的な民主主義の価値に基づいて、アメリカ、日本、沖縄におけるこの民主主義の根本的な問題についておのおのが当事者として考えを持っていただき、そのことについてそれぞれの国の政府に対して呼びかけをしてほしいというふうなことを問いかけさせていただきました。その会場の皆さんからはさまざまな質問をいただき、私たちにできることがあれば現地で協力をしたいという声が後ほど私のもとにも届いておりました。そして、そのほか有識者との面談などもさせていただきましたが、この辺野古の問題については、アメリカ政府、日本政府がそれぞれ計画を進めてきたところではあるけれども、現地の沖縄県民の皆さんがこの計画に７割が反対をしているという実情や、あるいは私がそのことを訴えて当選をさせていただき、今般アメリカに来て訴えていらっしゃるということは十分理解ができるし、そのことについては、さまざまなまた議論をしていきたいというような前向きなお話もいただいたところであります。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事は、我々自民党会派の代表質問、また一般質問にも答えておりましたが、ニューヨークのほうでも大学で講演をしたと。また政府関係者ともお会いしたと言っていますが、政府関係者に責任ある方々と会ったのか、ただの講演で終わったのか、その辺を、責任ある方々が誰々だったのか答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

11月の国務、国防総省との面談におきましては、

国務省はナッパー国務次官補代理――日本及び韓国担当でございます。国防総省はボスティー日本部長代行と面談しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　その面談の中において、先ほど私は冒頭で嘉手納飛行場騒音問題、また墜落事故の問題、一般質問しておりますが、こういった沖縄県における基地被害、騒音被害、また戦闘機の墜落事故も含めて要請したのか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

沖縄の過重な基地負担の現状でございますとか、8月31日の埋立承認の撤回、そしてアメリカと日本と沖縄の３者の会談をする協議会が必要というようなことは申し上げたところです。ただ時間の制約もありまして、個別の嘉手納基地の周辺の状況であるとか、そこまでちょっと述べる時間がなかったところではございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事にお伺い申し上げます。

我々自民党会派で昨年訪米してまいりました。そのときは、ネラー海兵隊総司令官との面談ができたり、また国防省、また国務省に行ってまいりました。その結果、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練が中止されております。我々会派としては、実効性がある、現実的に対応できる、一つ一つ米軍との交渉の中で、対話の中で解決してきましたが、玉城知事は、沖縄の基地問題を対話で米軍と交渉して解決できるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は、何事も対話と協議をもって解決に導いていくというその方針に変わりはありません。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　それでは確認したいと思っています。

次訪米するときに、嘉手納飛行場、普天間飛行場の騒音問題、数字を示してアメリカに交渉し、騒音軽減ができるよう、そしてその結果、また米軍による事件・事故が減るようなことを数字で訪米したときに示していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

次期訪米におきまして、議員御指摘の数字的な資料につきましては、それを取り入れることも含めまして、きちんと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　それでは、再質問２番目の防音工事の件について再質問しますけれども、知事、実は嘉手納飛行場、普天間飛行場の騒音問題は、これはもう20年、30年前からあって、我々自民党会派も、やっぱり基地の全面返還、全面撤去だけでは音をとめることができません。もう戦後七十数年たっても、普天間、嘉手納地域の皆さん方は、その騒音被害で苦しんでおります。我々は、直接党本部、政府に要請をしながら、これまで防音工事の予算の増額を申し上げてまいりました。翁長県政のころは、増額どころか減らされたんです。補正予算も組まれませんでした。そうですよね、副知事。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

年度ごとの数字でお答えしたいと思うんですが、防音工事に係る平成25年度の予算額が97億9400万円、平成26年度が104億8000万円、平成27年度が81億8100万円、平成28年度が82億2000万円、29年度が88億1200万円となっております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　今数字で示したとおり、知事、これまで予算がありました。全て補正予算で、当初予算は少なかったんですけれども、補正予算で増額をさせて、決算では今知事公室長が答弁したとおりであります。我々は、とにかく今の現状を少しでも、一日も早く防音工事の予算化をしていただきたい。平成30年度は110億超えたんです、我々自民党の直接要請行動によって。平成31年度、来年度の概算要求、12月に決定しますけれども、その中では147億計上されております。これまでのマックスだと思っています。これも粘り強い政府との交渉、対話なんです。知事、それは理解できますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

平成31年度、沖縄に係る一般防音と住宅防音、合わせた防音工事につきまして、概算要求額は約164億円、前年度予算額の約92億円に比べて72億4932万円余りの増となっております。非常に大きな増加だとは思っております。

○中川　京貴君　ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時27分休憩

午後２時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　失礼いたしました。
　平成31年度沖縄県に係る防音工事の概算要求額は139億3100万円、議員からありました金額は工事費以外の委託費が含まれているというふうに伺っております。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　ぜひ知事、この工事だけじゃなくて、今やはり地元が望まれるのは、W値85以上は、たしか平成20年まで防音工事が拡大されました。昭和58年から防音工事がスタートして、それからたしか平成14年でしたか、現在は20年です。しかしながら県外も、もう85じゃなくて80、75まで引き下げて拡大されています。そういった意味では、県外より沖縄は、その規模がおくれているんです。我々も粘り強い要請行動をしますけれども、知事みずから政府に対する要請行動も必要だと思いますがいかがでしょうか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　ことしの７月24日、県は嘉手納町から全ての認可外保育園を防音対策事業の助成対象とすること、告示後住宅防音工事の建築対象年月日の撤廃、店舗・事務所への助成等を含む要請を受けたところです。
　県としましては、航空機騒音の軽減とあわせまして、住宅防音工事の対象区域の拡大、告示後住宅への適用拡大など、騒音対策の強化拡充、補助金交付手続の迅速化の検討を政府に対し求めたところであり、今後とも引き続き、軍転協等関係機関とも連携しながら、政府に対して強く求めてまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　ぜひよろしくお願いします。
　３番目の県内産業の振興についての(3)、先ほど答弁では、本県においても必要不可欠と認める商工会等の人件費については、基礎的経費として位置づけ確保すると。これは大変評価いたします。ぜひそのようにしていただきたい。しかしながら、その結果、事業費が減額されては元も子もありません。沖縄県はこれまでプールされてきておりますので、予算が。今回答弁では、それは基礎的経費として分けると。事業費に影響のないような予算措置をしていただきたい。いかがでしょうか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えいたします。
　現在、人件費と事業費は一体になっているものですから、それを人件費を分けると今度は残った事業費の問題が出てくるということでございます。ただし先ほどちょっと答弁させていただきましたけれども、今商工会の役割が重要性を帯びてきてといいますか、地方創生のためのいろんな事業が入ってきていますので、我々としては、人件費も確保しながら事業費も何とか確保できるよう努力してまいりたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　ぜひ事業費が減額されないような、増額させるというイメージで理解してよろしいですよね。よろしいですね。
　じゃ次の質問に移ります。
　中小企業における事業承継の必要性についての質問で、今現在、特例計画の提出がどれだけされているのか、事業継承の。現在において、答弁をお願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後２時32分休憩
　　午後２時32分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　本県におきましては、国のほうから権限移譲されているわけなんですけれども、30年度につきましては、10件の認定案件があるんですけれども、これは特例承継税制ではなくて一般承継税制分ということでのカウントでございます。特例はまだないということです。
○中川　京貴君　特例はない。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　はい。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　ですから、私はこの質問を提出しているわけでありまして、やっぱり今国も税制改革をしながら、中小企業を守っていこうと、そして税の控除、100％に持ってきております。これをどう県民に周知徹底を図って件数をふやしていくか。
○議長（新里米吉君）　商工労働部長。
○商工労働部長（屋比久盛敏君）　税制改正されて１年ちょっとですか。そういう意味で、またあと後ろの期限といいますか、平成35年までございます。その間までにかなりの方々がこの対象になると思いますので、我々としまして、関係機関と協力しながら周知徹底してまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　中川京貴君。
○中川　京貴君　これ恐らく国も時限立法で期間が決まっておりますので、わずか５年間の期間しかありま

せん。ぜひこれを取り組んでいただきたいと思っております。

５番目の平成30年の台風被害について、先ほど24号・25号の農林、また各被害状況の説明がありました。まずもって一言お礼を申し上げたいのは、土建部長が当日電話をしたら、すぐ待機をして、台風対策に当たって指揮をとっていたことに対して、感謝申し上げます。嘉手納のほうも防波堤が崩れ、町長や議会が県のほうに要請してきたときにも、富川副知事が対応していただきまして、ありがとうございました。感謝を申し上げます。

それで、今国に対して、離島を含む台風被害の状況を説明して、そして見積もりもとられているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時34分休憩

午後２時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

台風24号・25号の被害の状況でございまして、公共土木施設の被害件数は44件、被害額16億円というふうになってございます。被害の特徴としましては、海岸に隣接した道路等の被害が甚大な状況だということもございます。現在、早期復帰に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　我々も自民党会派で直接国交省に要請をしながら、台風24号・25号の被害状況を説明して、前倒しをして、来年の夏の台風が来る前に、早目に工事をしていただきたいと、見積もりもとっていただきたいと。国交省は、港湾局長が対応していただきました。下司局長は、早目に県のほうに上げるようにと、前倒しをして、決定は間違いなくやると、国庫補助で対策をしたいということを言っておりましたけれども、今県が出されたもので保留になっている件数もあるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時36分休憩

午後２時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　保留になっているものはございません。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　南大東を含む離島の被害状況も全て保留じゃないと、決定しているということでよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時36分休憩

午後２時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　現在、台風24号・25号の災害で南大東島の被災報告はございません。北大東については、災害査定を受けまして、復旧に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　失礼しました。訂正します。北大東のほうでぜひよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

県警本部長に質問いたします。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時37分休憩

午後２時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○中川　京貴君　本部長に再質問いたします。

警察官は命を守る、そして県民の命を守るための拳銃はあるが、実際に発砲することは少ない。たとえ凶悪犯と対峙しても簡単に撃つことはできない。警察官はそのような教育を受けております。しかし、そのようなジレンマの中から、一分一秒争うときに、警察官の命、国民の命が奪われているのも事実であります。私は、そういった意味では今回、警察官によるスタンガンの携帯を本部長に要請しましたが、警察官によるスタンガンの携帯というのは、警察法の中でだめなんでしょうか。それともまだ議論されていないんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えいたします。

スタンガンの導入が禁じられているというふうには理解をしておりませんが、今既に警察官につきましては、拳銃のほか警棒や催涙スプレーなどさまざまな装備資機材が貸与されております。これに加えてスタンガンなどの新たな装備資機材を導入すべきかどうかについては、必要性、実効性、そして法律的に許容されるかどうかといった観点から、丁寧な検討が必要かなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　先ほど本部長が答弁しておりましたが、富山での事件、それ以外にも神奈川県相模原での

殺傷事件は、男が刃物を持って暴れて19人が死亡しております。26人が重軽傷、秋葉原通り魔事件も７人が死亡、10人が負傷すると。こういった事件、今後予測されるテロも、私はぜひ警察官がスタンガン携帯できるように、全国本部長会議でも提案していただきたいと思います。これ要望申し上げて終わります。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時40分休憩

午後２時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○中川　京貴君　那覇軍港の市街化区域について、知事は理解していないと思いますので、限られた時間でありますがあえて言いますけれども、翁長前知事が那覇市長のころからの課題なんです。県知事になっても解決しておりません。不動産鑑定を入れて、開発できない那覇軍港を市街化区域としたおかげで、地主の皆さん方の固定資産税が上がって、２倍、３倍じゃないんです。９倍にも上がっております。700名余りの軍用地地主会の皆さんが困っております。私はぜひ、これ知事が指揮をとって、県、市と地主の皆さん方と協議をしていただきたい。協議をしましたか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

この件につきましては、昨年の６月議会、議員からいろいろ御質問いただいて以降は、那覇市と地主会の話し合いの場に県市町村課の専門の担当職員を派遣しまして、話を直接７回伺っております。今年度も市町村課で個別に３回意見を伺っております。

企画部といたしましては、那覇市にも伝えて、那覇市と意見交換を継続しているところであります。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　知事、先ほど国と、国の許可をとって市街化区域に決定したと言っていましたけれども、地主の皆さん方は沖縄防衛局に照会しております。防衛局は、基地の中は使用許可を与えている以上、市街化としては好ましくない。市街化は、先ほど部長が答弁していたとおり、10年以内に開発ができなければ市街化として認められないんです。もう四十数年たっております。そういった意味では、ぜひ問題解決ができるよう、知事からも一体どうなっているかと調べていただきたい。知事、どうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今後とも関係者との意見交換を進めていきたいというふうに思います。

○中川　京貴君　以上で終わります。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、議論が冷めやらないうちに、我が党関連なんですが、先ほど小規模事業支援云々、商工労働部長しっかりとした人件費あるいはその事業の所要額の確保について決意を語っていただきました。しっかり頑張っていただきたいなというふうに思っております。

そこでその担当部局のほうでしっかり頑張るという決意はわかるんですが、それはやはり予算が伴うことでございます。知事、せんだって我が党の西銘啓史郎議員の代表質問でもそのことに触れております。そして先ほど中川議員のほうからもそのことについて触れて今３回目の質問になっております。そのことの非常に重要性、地域の中小零細企業、特に商工会会員あるいはその会員の勧誘、加入率のアップだとか本当に沖縄県の経済を下支えしているのは、その商工会の皆さんだろうと思っております。そこがより十分なと言わなくてもしっかりとした人事ができるような体制あるいはその事業の確保、その事業によって大きく会員の勧誘だとか商工会の伸びが変わってきますので、そこへの予算をしっかりつけていただきたいと思うのですが、知事の見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　先ほども申しましたけれども、当補助金に関しましては、行政運営プログラムというような行革的な話もございます。そういう意味では、そこら辺に対して昨今かなり商工会を取り巻く環境は変わってきました。彼らが地方における重要性とかそれから国からいろんな事業がおりてまいります。仕事がおりてまいります。そういう意味では、そういう中で負担をかけないよう事業費を縮小させていくということは、彼らが非常に困るということがございます。そういう意味では我々としては、当局といろいろ調整しながら当事業を何とか拡大できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　部長の答弁はもう伺っております。その決意は非常に高く評価します。そこでやはり予算が伴うことですので知事の認識を伺ってからと思ったのですが、総務部長、総務部長のところで予算編成はされるはずですから、この重要性に鑑みてぜひ総務部長としての決意をいただきたいなと、コメントをいただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えをいたします。

先ほど商工労働部長からもございましたけれども、県では、当然ながら行政運営プログラム、前回第７次の行財政改革大綱もございました。その中でやはり県単補助金については、しっかりそのあり方、必要性、また行政資源が最適に配分されて最大の活用が図られるようにということで、この間部局とも連携をとって一緒に取り組みを進めてきたところでございます。その中で当該補助金については、今縮小補助金というふうに位置づけられておりまして、これだけを縮小補助金としたわけではなくて、県でやっている県単補助金の605の補助金については、縮小もしくは廃止ということも、これは県庁内の部局長で連携する行革本部でやったりとか、民間の有識者で構成する懇話会の合意も得て、そのあたりはやったところでございます。当然ながら今いろんな重要性があるというのは認識はしておりますけれども、これについては31年度予算については今編成中でございます。その事業の必要性であったりとか緊急性、また全国の都道府県の状況等々踏まえてさらに県の財政事情もございますので、そういったことを十分勘案しながら対応していきたいということでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　総務部長の言っている理屈は十分承知をしております。それで重要性等々を鑑みてしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

そしてもう一点なんですが、その商工会連合会の支援機能の維持強化についてということで、商工会の事務局長の配置なんです。びっくりしたんだけれども、その加入率によって事務局長の配置云々、置ける置けないというのが決まっているようでありまして、西原町が加入率に達しないから事務局長の配置は認められませんというふうな形をとられているようで、ことし加入率が達成したんで復活しますよというような話にはなっているんですが、現在金武町だとか今帰仁村においても事務局長がいない状況なんですよ。これは鶏が先か卵が先かという話になるかもしれませんが、しっかりと組織の統制をとって局長を置いてそのもとで指導員のもとで商工会の会員を勧誘するとかあるいは経営指導をするとか、そういった体制が当然望ましいわけでありまして、その部分に関してもそこは部長どう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　事務局長、通常は相談員に関しての人件費を求めますけれども、うちの交付要綱の中で組織率といいますか、それがそれぞれ違いますけれども、大体は65％以上の組織率があるところについては、事務局長を配置することができるというふうになってございます。そういう意味では、西原町は一時期それを切ったんですが、それがまた回復してきていますのでそれは当然我々としても手当てしないといけないというふうには考えております。そういうところ金武町についても同様でございます。

○具志堅　透君　今帰仁は。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　今帰仁も同様でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ありがとうございます。

それでは、知事の政治姿勢について伺います。

１点目、オスプレイ100機配備されることになる発言なんですが、午前中の議論を聞いていますと森本元防衛大臣の著書に書いてあるというふうな、それを引用したんだという答弁がございました。これは非常に重要な国の国防あるいは安全保障に関する問題です。この事実確認、これが事実かどうかという、誰がしゃべろうが誰が書こうがいいんですよ。事実確認をとって、裏をとった上での発言なのかということを伺いたいと思います。

知事が発言しているんだよ、知事が答えないで……。当時あなた知事でもないんだよ今、あの当時は。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　普天間代替施設に将来オスプレイが100機配備されるということについては、先般先ほど答弁をしたとおりでございます。１本の滑走路は２本にふえ、オスプレイは将来100機そこに配備することは元防衛大臣の著書でも明らかであると発言をさせていただきましたが、それは森本元防衛大臣が著書において記述をされたそのことの引用であります。

○具志堅　透君　いや、ですから……、議長ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時51分休憩

午後２時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は、あくまでも元防衛大臣の著書を引用させていただいたということであります。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　それを受けて私は防衛省に確認をいたしました。防衛省の判断は、辺野古に建設される代

替施設に100機のオスプレイを配備することは不可能だと、あり得ないという話なんですよ。そういうふうに私は受けていますので、知事として今後この発言をする上でしっかりと関係各省庁に事実確認をするという約束をとれますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　繰り返す答弁かもしれませんが、私は著書の記述を引用させていただいたということであります。

○具志堅　透君　いや、ですからそれは知っているよ。そこは議論は終わった話。そういうことは事実関係をしっかり確認した上でしゃべらないと日本の国防、安全保障ですよ。それを人が言っているからといって引用していいんですか。それもあなた県知事ですよ。どうですか。事実関係を確認した上で今後しゃべっていくというのが知事としてのあれじゃないの。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私が必要と認めるのであれば確認することもやぶさかではないと思います。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　必要と認めていますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　この発言は、著書の引用をもとにして発言しております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　事実関係は違う、著書の引用である。あなた引用ということを前置きしていますか。そんなことも言わないでひとり歩きしているんですよ100機というものだけが。県知事として本当にこれこそフェイクニュースだよ。あなたうそでたらめを言っているようなもんだよ。そこまで言うんだったら。知事、何笑っているの、議員の質問に対してにやにやするというのはどういうことね。どうですか。事実関係確認してしゃべるのは構わんが、何で引用してしゃべっていますって。一々あなた引用して彼がしゃべっていますという話でやっているか。ひとり歩きしますよこれは。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時55分休憩

午後２時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私の発言をもう一度繰り返すようですが、辺野古の新基地建設については、新基地として私が捉えているのは普天間にはない弾薬搭載エリアであるとか、あるいは強襲揚陸艦が接岸できる護岸であるとか、機能強化であることは間違いありませんという発言を討論会でいたしました。そのときに１本の滑走路は２本にふえ、オスプレイを将来100機そこに配備することは、元防衛大臣の著書の中でも明らかですという発言をしております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ですから知事、今後あるいは選挙のときまだ知事じゃありません、あなた候補者です、予定候補者。そして知事になられました。なられましたね、今現在沖縄県知事玉城デニーですよ。そうするとしっかりと事実確認をした後に公式の知事としての発言になるんじゃないですか。そこはどうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私が以降それと違う発言をするのであればきちんと事実関係を把握して発言をしたいと思いますが、議員が私に聞いていますのは、そのオスプレイ100機配備のもとは何かということでありまして、私はそれは著書の引用でありますという答えを述べているわけであります。

○具志堅　透君　事実かと聞いているんですよ。もとはとは言っていない、事実かと。もとはわかっています。午前中の議論でわかっていますから。それは事実かと聞いているんです。僕が聞いている言葉を知事理解していないんじゃないですか。いや、ううんじゃないよ、ハッサヨー。もとはとは聞いていないですよ。午前中の答弁で出ていますよ今のは。森本さんと言っていたさ。それはわかっていますよ、はい。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時58分休憩

午後２時58分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　答弁を繰り返すようですが、著書の引用をしているということは、その引用のもとに責任があるということを私は明らかにしております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　引用していると前置きしたからといってその100機配備されると言っていますよと、言われていますよというそれは構いませんよ。しかし沖縄県知事としてあなた今後は公式の場でこういう発言をしていくことになるかもしれませんよ。そういうときに事実関係を確認しない中で森本さんが言っているからという引用だけで言っていいんですかと。より確実な事実、確実な数字のもとを話すのが県知事としての務めじゃないですかということですよ。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　具志堅議員の御指摘は、候補者時点での発言、それはそれで意義がある。知事になったからには正確な情報を持って発言すべきではないかというふうな趣旨の御提言だと理解しております。

我々知事を支える者としてしっかりと情報を知事のほうに提供して知事を支えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　そのようにしてください。なかなか知事も曲げないですね。

次に(2)点目、平和構築に向けた環境醸成へと向かっているとの認識についてですが、それも先ほど議論がありましたが知事、今でもこの認識は変わりませんか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

安全保障環境についての御質問にお答えします。

平成30年版防衛白書によると、我が国を取り巻く安全保障環境はさまざまな課題や不安定要因が顕在化、先鋭化し、厳しさを増しているとの認識が示されております。尖閣諸島周辺では中国公船等が領海に侵入するなど、我が国の領土主権を侵害しかねない行為が頻繁に起こっております。一方、ことしに入り、史上初の米朝首脳会談が開催され、朝鮮半島の非核化に向けた意思が明確に示されました。また政府も北朝鮮の弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を当面中止するなどの方針を示しております。また７年ぶりとなる安倍首相による中国訪問、その後短期間に３度の日中首脳会談などにより、朝鮮半島そして沖縄周辺の緊張緩和に向けた動きというのは大きな安全保障環境の変化であるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　一般質問は県民も見ていますから、同じ議論を繰り返したくないから僕は午前中先ほどの質問もあったということを言っているんです。それでも今も変わりませんかと言っているんだから、変わるか変わらないかでいいんですよ。同じ答弁を繰り返さないでください。これ聞いている人があきれますよ。

それではここで伺います。

冷戦終結後のアジア情勢について知事はどのような認識をお持ちですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時１分休憩

午後３時２分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員お尋ねの冷戦終結後という非常に長いスパンにおける状況は、それぞれ各国の状況が刻々変わってきておりますが、先ほど知事公室長から平成30年版防衛白書によって我が国周辺でのさまざまな状況を述べさせていただいたことであります。他方、また平和に向けての関係構築も従来よりも格段と進んでいるというのが私の認識でもありますし、世界の情勢は時々刻々変わっていきますが、例えば米・中の貿易戦争と言われている状況も大統領の発言一言で株価が変動するというふうなことを考えると、そういう状況も総体的に捉えて現在の状況をどう将来に構築していくべきかということにおいてのアジア全体、世界全体の情勢を見ていく必要があるのではないかというふうに思料いたします。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　その思慮の中で極めて今知事のその情勢に向かっているという発言は、甘い、情勢不認識だなというふうに僕は思っております。北朝鮮は、これまで核実験を繰り返してまいりました。既にミサイルに搭載できるよう核兵器を小型化していると考えられ、日本は危機的な独裁国家の核ミサイルの脅威にさらされております。また世界第２位の経済大国である中国、近々ＧＤＰで米国を抜くとも言われておりますが、その国力を背景に急速な軍事力の強化が行われ、軍事予算は公表されているだけでも冷戦終結後の30年で約50倍にもふえている。中国はこうした軍事力、大幅かつ急速な強化を背景に南シナ海で一方的に多くの島々を軍事拠点として使用し、日本近海でも沖縄近海のほうで東シナ海でも尖閣諸島周辺の中国公船の侵入云々これが恒常化して、このような情勢でも知事今の考えは変わりませんか。

そしてもう一つは、先ほど知事が首脳会談云々と言っているんですが、その後北朝鮮による核の非核化のプロセスもまだ具体化されていないんですよ全く。全く進展していない。その状況の中でどうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員御発言の中国における急速な軍事力の近代化や運用能力の向上、さらにはそれに伴って我が国周辺での活動を一方的にエスカレートさせてきていることなどは、軍事や安全保障に関する透明性の不足と相まって我が国を含む地域国際社会の安全保障上の強い懸念となっており、今後も強い関心を持って注視していく必要があるというふうにしております。他方、日中両国の関係改善に向けた動きと

して、ことし９月から11月にかけて安倍総理の７年ぶりの訪中を初め、短期間に３度の日中首脳会談が開催されております。会談では現在の関係改善の流れを政治、外交、海洋、安保などあらゆる分野における具体的な成果につなげ日中関係を前進させていくこと、東シナ海を平和協力友好の海とすべく引き続き努力していくことなどで一致しています。

沖縄県としましては、両国における平和的な外交により、地域の緊張緩和に向けた動きが加速されることを期待しております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　次に移ります。

医療の充実強化について伺います。

(1)、沖縄県の医療体制について知事の認識を伺います。これはヒアリングの意見聴取の中でも言ってあります。あわせて北部地域の医療の現状認識についてもお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　ただいまの御質問についてお答えします。

県立病院は、各地域の中核病院として救急医療、小児・周産期医療、高度・特殊医療、離島・僻地医療等を担っております。現在、診療科偏在や地域偏在により医師が不足していると全国的に言われている中で、病院事業局においても医師の確保が課題となっております。また、消費税率の改正や法定福利費の算定方法の変更などの外的要因により、厳しい経営状況にあり、収支の改善が課題になっております。

病院事業局においては、引き続き、保健医療部等と連携を図り、医師の確保及び経営の改善に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　知事、ちょっと残念ですね。知事の今の県立病院の状況あるいはとりわけ知事は３区の衆議院議員でした。北部地域を抱える、医療の充実に対して非常に苦労している北部12市町村を抱える選挙区でございました。私はそれなりに知事も見識を持って、また選挙のときの大きな柱でもあったような政策の両陣営がかなり議論をしたような案件だと思っておりますので、知事の口から今の同じことでもいいですから聞きたかったなと思います。

それでは次に移ります。

北部基幹病院の整備について知事、選挙時の玉城知事の発言について伺いたいと思います。実際どういう発言をされたんですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　お答えします。

北部基幹病院の整備に関する選挙期間中の知事の発言は、地元市町村の一般財源の負担がない方向をできれば考えていきたいというものでございまして、従来から県が答弁してきたとおり、市町村の一般財源の負担のない形での負担、つまり市町村の一般財源に影響を与えない形での負担を求めているものであります。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　議長、休憩してください。

聞かれたことに答えるように、議長からちょっと注意してください。時間の無駄ですよ。僕の時間なくなるよ。

○議長（新里米吉君）　いや、知事のかわりに答えたわけですから……

○具志堅　透君　かわりはいいんですが、前段でよかったのにあの後半は何ね。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　知事の言う一般財源とは何ですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　文字どおり一般財源でございまして、国庫補助金等を除いた一般財源ということでございます。

○具志堅　透君　もっと細かく言ってください。言うべきところは言わないで。どうどうどういうもので構成されてこれが一般財源ですよと。あなたもわかっていないんじゃないの。総務部長に答えさせたら。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　普通、財源区別する場合に一般財源、特定財源、そういう形で区別しておりますけれども、税とか地方交付税等で構成される財源を一般財源と称して我々は考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　総務部長に伺います。

俗に言う一般財源、どうどうどういった予算の財源によって構成されるのが一般財源ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時11分休憩

午後３時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　一般財源はいろいろございますけれども、いわゆる主たるものとしては当然ながら地方税がございます。それとあと地方譲与税、それと地方交付税、これが一般財源の主なものということでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　済みません、総務部長。あえて聞いたのは、一般の県民が一般財源は何だ何だと、一般財源は使わせないですよと。あるいはそれ以外に一般財源以外に何があるんですか。ここも聞いておきましょう。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　使用料、財産収入みたいな特定財源、それと国庫補助金等があるというふうに理解しております。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　言いたいのは知事、選挙公約、選挙のときの大きな柱で議論の対象になった案件だったと思っております、さっきも言っていましたが。その中で知事が市町村の一般財源への負担のない形でと先ほども答弁していますが、それは県民の何％が理解しそのことを考えていると思いますか。これは言葉遊び、これは県民だましの公約だと僕は思いますよ知事。あなたの言っていることは。だから前回の代表質問で言ったときにマスコミにも公約違反ととられかねない発言と書かれるんですよ。私はこれは確実に公約違反だと思っています。あなたは県民をだましたんですよ。一般財源なんていう言葉を持ってきて財源にどの財源この財源、今聞いても部長たちだってはっきり答えられない財源ですよ。そんなもので公約違反じゃないなんて言い張るのはどういうことですか。こんないいかげんな話をするなよと本当に言いたいですよ。幾ら選挙だからといってそんな話をしちゃいけません。後でこういうことになるんです。どうですか今の。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　この発言以前に協議会において私は、同趣旨のようなことを市町村に対しては説明しております。文脈上も全く同じですのでどのレベルの県民がそのところをわかるかという話はあるかもしれませんけれども、一応行政に携わっている者としては、こういうふうな一般財源がどういう財源でこういう考えでいくと市町村の負担がどういう形になるのかというのは理解できるというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　あなた行政の中でと言ったって、一般県民に向けてしゃべったのは県知事ですよ。あなたが入れ知恵したんですか。そう言えば県民はわかりませんよって。それであなた答弁しているの部長。あなたあなたして失礼ですが、ごめんなさい。部長がこういうレクチャーをしたんですか。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　同趣旨の答弁は６月議会でも答弁しておりますので……
○具志堅　透君　それはわかっているよ。
○保健医療部長（砂川　靖君）　この考え方を踏襲されているというふうに理解しております。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　知事、非常に残念ですね。実は僕は知事が当選して就任して自民党会派に挨拶に来たときにもおめでとうということで、そしてヤンバルの出身としてぜひ頼みますよと、ヤンバル振興とそして病院の件も頼みますよというような話もしたんですが、残念でなりません。知事の公約である地元負担なしの基幹病院設立の決意を伺うという質問を準備していたんですよ実は。とんでもないですね。結果として知事は県民をだましてしまいました。北部市町村民をだましたことになります。公約違反でもあります。そのことを十分知事は認識をしていただきたいと思います。
　それではそこで伺います。
　知事の言う――部長が言うでいいですかね、もう知事は何も言いませんから。部長の言う、一般財源の負担のない形の負担を求めると言っている。その財源は何ですか。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　北部市町村が使えるといいますか、そういう財源の国庫補助金これを想定しているというところでございます。
○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。
○具志堅　透君　笑ってしまいますが、どうも部長、水面下で皆さん、福祉保健部の幹部が北部の首長を訪ねていろいろ画策しておりますね。県と一緒に北部12市町村も事業主体になり、そして費用負担を行うと。しかしその費用負担は現在の北部振興策の予算を国に対して増額を求め、その金で基幹病院を設立しようという画策です。そういうことをやっていると聞いております。また北部市町村長や名護市長が頼めば国は言うことを聞くよと、そんなことも言っているんですかどうですか。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　前段の考え方、これは昨今話題になっております市町村の負担のあり方ということの詳細説明ということでそういう話をしておりますけれども、後段の部分のそういった発言はございません。
○具志堅　透君　何て……。
○議長（新里米吉君）　後半の部分はありませんと。

具志堅　透君。

○具志堅　透君　後半部分はありませんってどういう意味か。このことは国は承知していますか、内閣府等々。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　承知しておりません。そういう形に持っていくためにも県と市町村が同じ考え方に立つ必要があるだろうということで、今そういう協議調整を行っているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　内閣府はかんかんになって怒っていますよ。あなた方北部振興策事業、北部連携事業を何と捉えているんだと。その予算というのは、ヤンバル12市町村が厳しい財政をそこで捻出してそれぞれの市町村でしっかりと振興を図っていくための予算ですよ。それを増額して名護市長が言うから国は聞くよなんて、そんな安易な考え方のもとで、これ国は承知していますよ。僕が東京に行ったときに伝え聞いているんですよ。12市町村長から聞いたわけじゃないですよこれは。こんなことでいいんですか知事。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　名護市長が言ったら国は言うことを聞くとそういうような趣旨の発言をしたことはございません。我々基幹病院をただつくればいいというふうには考えておりません。つくった上でその後の効率的な経営を行う必要がある。そのためにはどうしても整備時の借入金を減らす必要があるということで、その借り入れを縮小するためにもこういった財源の活用というのは考えていかないといけない。そういう意味で県と市町村が同じ考え方に立って事に当たりたいということでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　時間がないんで進みたいと思うんですが、ただもう一点ちょっと確認させてください。その基幹病院設立に当たって選挙時に知事、県職労だとかそういったところと政策協定か何か結んだことはありますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　知事の公約には、基幹病院に関する公約としては、基幹病院構想の早期実現というふうなことになっているというふうに理解しております。

○具志堅　透君　いや聞いたことに……。政策協定したかということだよ。しているか、していないでいいよ別に。経営形態等々含めて。だからなければないでいいですよ、確認ですから。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私が記憶する限り基幹病院に限ってというふうなことの協定は特になかったと思います。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　知事の言う補助金に頼らない県政、アジアのダイナミズムを取り入れて税制をふやしてやっていく自立型経済社会を構築するんだということはもうどこに行ったんでしょうね。

次に移ります。

台風24号で被災した本部港塩川地区の災害復旧についてであります。

まず被災の状況について確認させてください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

台風24号により被災した本部港塩川地区の災害復旧について、被災状況でございますが、本部港の旧塩川地区につきましては、台風24号により、岸壁前面の波が岸壁上を越流し、エプロン及び臨港道路の一部が被災しております。現在６カ所ある岸壁のうち３カ所の岸壁においてコンクリート舗装が剝がれ、使用できない状況となっております。また、臨港道路については、護岸の被覆石が飛散し、基礎部が洗掘され、歩道のアスファルト舗装が剝がれている状況にあります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　６カ所ですか。たしか荷さばきできるその施設って７カ所じゃないですか。北側にも建ててそこも使えるんじゃないですか、どうですかその認識は。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　今岸壁として使用しておりますのは６カ所、そのうち３カ所が被災を受けているという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　部長、一般論として構いませんが、災害復旧の制度で応急工事をすることは可能ですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　応急工事をすることは可能でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　制度的には、本復旧前に災害査定により緊急的に応急工事を行うことが可能であるとあるんですよ。なぜ県は早期復旧に取り組まなかったんですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　応急工事を行う場合、人命財産に危険を与える状況ですとか、被災箇所が拡大する、増発する懸念があるといった状況の場合に応急工事を緊急に実施するということがございます。

今回６カ所あるうちの護岸の３カ所が被災していると。利用者からは早期の復旧を依頼されております。応急復旧をやって再度本復旧の場合にまたそれを停止した上で本復旧をするという状況になりますので、しっかり準備をして直ちに本復旧に入ることが合理的であろうということで本復旧のほうに取り組んでいるという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　皆さん取り繕っているように聞こえますね。経済活動で待っている人たちがおります。そこを使わせてくれという要請もされております。それなのになぜその応急工事をやらなかったのか疑問でなりません。部長に言いたくはないんだけれども、辺野古をつくらせないという政治的な目的のために、地元経済活動を巻き込んであえて復旧工事をやらないということではなかったかなというふうに推察をいたします。また謝花副知事も年内には絶対土砂を投入させない旨の話もしております。その延長線上で応急復旧とか早期復旧をやっていないんじゃないんですかどうですか。知事に聞きたいんだけれども答えてくれないはずですから。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

港湾の施設管理者としての責務として、直ちに災害復旧をするということで取り組んでおります。辺野古についての関連性はございません。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　そうしか答弁できないでしょうね。

次に移ります。

新規利用について伺います。本部町が新たな岸壁使用を受理しないことについて、県と本部町が協議してその方針を決定したと私は聞いております。どのような内容の協議であったのか。県は本部町へどういった助言を行ったか伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時25分休憩

午後３時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

本部港につきましては、本部町に権限移譲を行っております。権限移譲後において市町村が事務を円滑に執行できるように支援するため、市町村からの相談等への対応、必要な助言や情報提供に努める必要があるものと考えており、本部町と意見交換を行っております。11月１日に意見交換を行っておりまして、本部町とは、本部港旧塩川地区の災害復旧の調整の状況、同地区の利用状況についての情報の共有、被災岸壁の使用の可否、新規申請の取り扱いについて意見交換を行っております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　その意見交換を行った結果、どういう結論になったんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時28分休憩

午後３時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　台風24号の被災を受けまして、被災状況を確認して北部土木事務所長から本部町の管理事務所に６カ所中３カ所が使用できない状況にあるということを文書で連絡しておりまして、その使用許可の事務について留意するようにというような文書を出しております。その結果、本部町において管理者としての判断で新たな申請を受け付けないという結果になってございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　留意するということはどういうことですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時29分休憩

午後３時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　６カ所ある岸壁のうち３カ所が被災を受けて使用できない状況にあるということで、使用の許可の事務は権限を移譲してございまして、本部町の判断になります。ですから６カ所あるうち双方確認した３カ所について使用は可能だろうと。３カ所については、被災を受けていると。今後災害復旧等の手続事務もあるということを含めて、本部町において判断をするということについて留意をお願いしたということでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　全て責任は本部町に丸投げですね。皆さんじゃ被災状況は確認したということですが、利用状況は確認されましたか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　台風24号の被災を受けた時点、６つの岸壁のうち３つしか使用できない状況になっている時点で、利用者から45件の申請がなされて許可をしているという状況でございました。

○具志堅　透君　いやそうじゃないよ、利用状況。１日のキャパを含めて利用状況を確認したかということ。

○土木建築部長（上原国定君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時32分休憩

午後３時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　先ほど45件の申請があって、それを３カ所の岸壁でさばかなければならないという状況と御説明しましたが、その使用の状況といいますのは、全国的にもどういった形で調査するかという基準がない状況、確立していない状況でございまして、それぞれの港湾によってもまた利用の状況は変わってくるものだろうと思いますので、そういったことでの評価というのはできないという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　基準がないからできない、あきれますね、これは行政的で。皆さん、塩川港連絡協議会、一般経済活動されている協議会から、岸壁の利用状況を示しながら要請を受けているんじゃないですか。まだまだ使えますよと、余力がありますよと。10月､11月に分けて彼らは１カ月間、２カ月間調査をしているんですよ。そして10月には４割、約５割。11月には３割、３割強。残りの５割、６割は使用できますよということじゃないですか。それを受けてどういう調査をしましたか。ほったらかしたんですか、その要請は。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時34分休憩

午後３時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

本部町によりますと、塩川地区は現在利用可能な岸壁をフルに稼働している状況でございまして、調整する余地はないとのことであります。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　本部町はそう言っている。しかし業者はそう言っている。皆さんにそのデータを持ってきて説明しているでしょう、要請しているでしょう。なぜそれを受けて皆さんは調査しないの。そのことを聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　本部港は権限移譲しておりまして、本部町が管理を行っております。ですから先ほど申しましたように、本部町がそういった状況というのを把握しているということでございますので、本部町の判断を尊重したいと考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　あなた方は権限移譲で逃げるけれども、県は港湾条例により本部町に岸壁使用に係る事務処理を委ねております。確かにそのとおりですよ。しかし県は一切の権限を失うということですか本当に。そういうことですか。そういうことではないんです。地方自治法の規定によって適切と認められる技術的な助言、もしくは勧告をすることが県はできるんですよ。仮に本部町が不適切な港湾管理をしているとしたら県は適切な指導をすべきではないんですか。あなた方は本当にやる気があるの。僕は部長には言いたくないんですよ、あなた港湾法も全て知っているはずだから。経済活動を阻害しているんですよ。どうなんですかその部分。これは政治的なことだとは思うけど、皆さんも苦しいんだとは思うけどさ、しっかり……

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時36分休憩

午後３時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、市町村に権限移譲した事務は市町村の事務であります。都道府県知事は包括的な指揮監督権は有しないとされておりますので、本部町に指導するというようなことはできないということでございます。

○具志堅　透君　終わります。

ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時37分休憩

午後３時57分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

座波　一君。

〔座波　一君登壇〕

○座波　　一君　それでは始めたいと思います。

玉城知事は、就任直後の前議会で基本姿勢をかいま見たような気がしますけれども、知事は日本の生活文化に誇りを持ち、国家の必要性を認め、平和の概念を語り、戦後の日本の歩みを評価し、民主国家を守り、国家の平和のためには法治国家があると考え、そして国民の生命と財産を守るためにも安保条約を認め、自衛隊を認め、ＳＡＣＯ合意は米軍の整理縮小が原点であると認識し、さらに自身の政治スタンスは保守・中道であると明言しました。それは私や保守・中道政治家と政治スタンスが変わらない、違いが辺野古問題一点だけであると。その一点の違いに大きな矛盾が潜んでいるということがわかりやすくなりました。

翁長前知事も、知事選出馬に向けてオール沖縄体制をつくるために同じことを言っていました。辺野古だけが違うと。しかし、翁長前知事は、当時県市長会のメンバーに幾ら反対しても国は辺野古移設をとめないから、最後まで反対することがより多くの振興策をかち取れると市長たちを説得するほどの現実路線でありました。しかしその後、辺野古問題一点に固執し、国との関係が悪化し、反政府的な過激発言で必要以上に県民感情をあおり、完全に政治スタンスが真逆に変わっていきました。

玉城知事は、就任後２カ月でありますが、私なりに評価すると、対話の重要性を前面に出し、打開策を見出そうとする姿勢が見え、そして県民感情をあおるような過激な発言は今のところは見られません。それが前知事との違いであり、翁長さんではできなかった方法・手法で基地問題が収束へ向かうきっかけをつくるべきだと私は期待しております。それが玉城知事の言う、新時代沖縄の扉となるのではないかと考えております。

それでは始めます。

知事の政治姿勢についてであります。

(1)、安全保障について。

ア、知事は日米安保条約と自衛隊を認めているが、今後の安全保障のあり方に対する考え方を伺います。

イ、日米安保を認めているなら沖縄県に一定の米軍施設を認めることになるが、知事は今後全ての米軍基地の撤去を求めないと考えていいか、また許容できる施設の規模を想定しているかを伺います。

ウ、普天間の辺野古移設以外の方法で基地の過重負担をどのように整理縮小していくのか伺います。

エは取り下げます。

(2)、普天間代替施設建設について。

ア、知事は辺野古埋め立ての反対理由に、当初ＳＡＣＯ合意で示された撤去可能な施設ではないからと答弁しました。平成18年の国と地元首長との基本合意と日米安全保障協議会（２プラス２）が現行案で合意した後に閣議決定した経緯をどのように受けとめているのか伺います。

(3)、政府との集中協議及び安倍総理との会談について。

ア、訪米で得た成果が協議や会談に生かされたか伺います。

イ、集中協議と会談は平行線で終わり今後も対話は続くと思いますが、県民に対話の趣旨を示さなければ対話の形骸化とみなされる。訪米成果も含めて公表すべきではないか。

ウ、国の埋め立ての軟弱地盤対策の変更申請に対する県の対応について伺います。

(4)、知事特命職の職務についてであります。

ア、政策調整監、政策参与の身分と職務分掌について伺います。

イ、県政策調整監が過激な基地妨害活動で有罪判決を受けた刑事被告人に対し支援行動を続けているが、地公法及び公務員の規律から知事の見解を伺います。

２、県有財産の活用について。

(1)、県有未利用財産の状況と活用計画について。

ア、未利用地の概要と活用計画を伺う。

イ、未利用地の利活用計画と進捗について伺う。

ウ、処分可能な未利用地の資産評価額を伺う。

３、台風等の災害に強い電気、通信インフラ整備について伺います。

(1)、台風24号による停電及び通信不通による被害状況と対策について。

ア、台風24号による電気、通信網の被害は広域かつ復旧に時間を要した。県はその原因を把握し問題点を認識しているか伺います。

イ、電気、通信インフラの強靱化対策について伺います。

４、那覇広域都市計画の見直しについて。

(1)、市街化調整区域（線引き制度）の見直しについて。

ア、広域区域内の市町村の見直し要望は把握しているか、把握への取り組みはあるか伺う。

イ、なぜ那覇広域だけに存在し、その必要性があるのか伺います。

ウ、線引き制度撤廃は可能か、そして可能となる要件は何か伺います。

５、沖縄県の墓地政策についてであります。

(1)、散在化する個人墓地の現状に対する認識と墓地整理へ向けた考え方について伺います。

ア、市町村へ権限移譲後、個人墓地の散在化をとめ、整理、誘導へ示された県の方針が市町村に浸透しているか伺います。

６は取り下げます。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　座波一議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)のア、安全保障のあり方についてお答えいたします。

私は、日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制がこれまで我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと認識をしております。しかしながら、戦後73年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。日本の安全保障が大事であるならば、日本国民全体で考えるべきであり、基地負担も日本全体で担うべきであります。

沖縄県としましては、このような基本認識のもと、過重な米軍基地負担の軽減に取り組んでまいります。

次に１の(3)のア、訪米の成果が協議や会談に生かされたかについてお答えいたします。

私は、かねてから、辺野古新基地建設問題は、司法ではなく対話によって解決策を求めていくことが重要と考えております。安倍総理や菅官房長官との面談や、米国務省・国防総省を訪問した際にも、県と日米両政府と３者での協議を求めたところです。さきの安倍総理との面談でも、総理から、折を見て話し合いの場を設けたいとの話もありました。辺野古新基地建設問題を解決するには、日米両方の当事者と県との話し合いが重要であると考えており、今後も対話によってその解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のイ、許容できる米軍施設の規模についてお答えします。

沖縄21世紀ビジョンにおいては、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を進めることとしております。日本の国土面積の約0.6％の沖縄県に、約70.3％もの米軍専用施設が存在し続ける状況は異常としか言えず、県民は、米軍基地に起因する事件・事故、騒音問題等に苦しめ続けられております。

県としましては、その解決のために、既に合意されたＳＡＣＯ及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小、並びに在沖海兵隊約9000人のグアムを含む国外移転を確実に実施することが重要と考えております。

次に１の(1)のウ、普天間飛行場の辺野古移設以外の方法についてお答えします。

知事は、日米安全保障体制を認める立場でありますが、戦後73年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。辺野古移設は、埋立承認から５年が経過しても実施設計すらできておらず、今から実施しても約13年はかかると思われます。日米両政府においては、辺野古新基地建設を強引に進めるのではなく、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに、国際情勢の変化を踏まえ、普天間飛行場の辺野古移設以外の方法について再検討していただきたいと考えております。

次に１の(2)のア、現行案に係る経緯の受けとめについてお答えします。

平成18年５月11日、当時の稲嶺知事は額賀防衛庁長官と意見交換し、長官との間で、政府案を基本とする在沖米軍再編に係る基本確認書に署名しました。しかし、稲嶺元知事は、平成18年６月の議会答弁において、県の基本的な考え方とも異なることや、これまでの経緯を踏まえれば、沖縄県として容認することはできない旨答弁し、Ｖ字型案への合意を明確に否定しております。平成18年の閣議決定についても、稲嶺元知事は、このような閣議決定がなされたことは極めて遺憾とのコメントを発表しております。

こうしたことから、県としては、Ｖ字型案について、沖縄県の合意は得られていないものと認識しております。

次に１の(3)のイ、集中協議と訪米成果の公表についてお答えします。

県では、杉田官房副長官と謝花副知事による協議を11月９日から28日まで４回にわたって行いました。非公式での１対１の協議により、胸襟を開いて、お互いの考え方を確認し、隔たりのある難しい問題の解決の糸口をつかみたいと考えております。

県としましては、集中協議においても、訪米におきましても、記者会見等を随時行い情報発信に努めているところです。

次に３、台風等の災害に強い電気・通信インフラ整備についての(1)のア、停電、電話不通の原因と問題点についてお答えします。

長時間停電の原因については、沖縄電力によると、暴風が長時間かつ広範囲に及んだことにより、送配電設備の破損が広い範囲で相当数発生したためとのことです。また、長時間の通信サービスふぐあいの原因については、ＮＴＴ西日本によると、土砂崩れや飛来物等で通信ケーブルの切断が発生し、電話やインターネット通信等が利用できない状況が多数発生したためとのことです。このような要因により、長時間の停電や通信不通が発生し、県民生活への影響は大きいものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(3)のウ、軟弱地盤の変更承認申請についてお答えいたします。

沖縄防衛局から、普天間飛行場代替施設建設事業の軟弱地盤対策に関する変更承認申請が提出された場合には、法令にのっとり審査してまいります。

次に４、那覇広域都市計画の見直しについての御質問のうち(1)のア、区域区分に関する市町村の要望についてお答えいたします。

県では、おおむね５年ごとに都市計画基礎調査として都市計画区域の人口規模、土地利用、交通量等の現況を調査し、まちづくりの主体である市町村の意向を踏まえ、区域区分の見直しを行っております。

県としては、市町村の要望や相談を踏まえ、定期見直しのほか、必要に応じて随時編入も検討しております。現在、区域区分のあり方等について、市町村の担当者と意見交換を行っているところであります。

次に４の(1)のイ、区域区分の必要性についてお答えいたします。

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分は、人口、産業等の急激な都市集中によってもたらされる都市の過密化、それと同時に、都市の郊外への無秩序な拡散を招き、道路、下水道等の必要最低限度の施設さえ備えない劣悪な市街地の形成、これら施設に対する非効率で追随的な投資が余儀なくされるスプロール化の弊害に対処するため、昭和43年の都市計画法制定時に創設された制度であります。あわせて、当該区域区分制度は法律本則において、全ての都市計画区域で行うこととしつつ、附則において、当分の間、人口10万人以上の都市等政令で定めた都市計画区域を対象に実施することとしておりました。このようなことから、復帰当時、人口10万人以上であった那覇市を中心とする那覇広域都市計画区域については、昭和49年８月に区域区分を決定しております。人口増加が当面見込まれる那覇広域都市計画区域においては、区域区分制度はスプロール対策として有効であることから継続しているものであります。

次に４の(1)のウ、区域区分の廃止についてお答えいたします。

区域区分を廃止した場合、基盤が整っていない地域へのばら建ち、いわゆるスプロール等を初めとしたさまざまな問題が懸念されることから、これらの課題へ対応しつつ、土地利用をどのようにコントロールするか市町村の考えが最も重要であると考えております。現在、区域区分のあり方等について、市町村の担当者と意見交換を行っているところであり、引き続き、市町村の要望や相談に適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(4)のア、政策調整監及び政策参与の身分と職務についてお答えします。

政策調整監は、基地問題を初めとする高度な政策判断及び困難な対外折衝等を要する重要な政策課題について、庁内の調整及び国等関係機関との調整など、知事が特に命ずる重要事項を処理することとしております。また、その身分は、任期の定めのある一般職の地方公務員で、勤務時間、休日、休暇及び服務は、任期の定めのない職員と変わりません。一方、政策参与は、県政における重要課題の解決促進に資することを目的に設置され、知事が特に命ずる事項について調査研究し、知事に進言することを職務としており、その身分は、特別職の非常勤となっております。

同じく(4)のイ、政策調整監の支援行動についての御質問にお答えします。

政策調整監は、一般職として地方公務員法の適用を受け、同法上の義務及び規律に服することとなりますが、一般論として、職員が個人的に何らかの思想信条等に基づき特定人を支援することを直接的に制限するような規定はありません。政策調整監に関し、個人的な情報収集の一環として、特定人の裁判状況の確認のため、昼休みを利用して、裁判所近くで開かれた集会の様子を見に行ったことがある等については承知しておりますが、このような行為は地方公務員法上問題と

なるものではないと認識しております。

次に２、県有財産の活用についての御質問の中の(1)のア、未利用地の概要と活用計画についてお答えします。

県有の未利用地は、平成30年３月31日時点で約391万平方メートルとなっております。主なものとしては、下地島空港残地や中城湾港新港地区工業用地で、未利用地全体の84％を占めております。

県においては、公有財産管理運用方針に基づき、普通財産の保有は必要最小限にとどめ、行政上、将来にわたって保有する必要がないと判断される財産については、これを漸次処分することとしております。

同じく(1)のイ、未利用地の利活用計画と進捗についてお答えします。

公有財産は、行政目的での利活用を基本としていることから、県有の未利用地は、初めに県庁内での有効利用の有無を検討いたします。県庁内で利用要望がない場合は、基本的に所在市町村等に対し買い受け意向を確認し、市町村等でも買い受け意向がない場合は、一般競争入札で売却することとしております。なお、未利用地は毎年、一般競争入札による売却を行っており、平成29年度では12件、２億345万円の実績となっております。

同じく(1)のウ、処分可能な未利用地の資産評価額についてお答えします。

県として利用見込みがなく処分が予定される未利用地は総務部で所管しており、平成30年３月31日時点で約20万平方メートルとなります。そのうち、傾斜地や狭小地など利用や売却が困難なものを除いた処分可能な土地は約12万平方メートルで、県の公有財産台帳の価格は約22億7000万円となっています。なお、処分に当たっては、鑑定評価を行い適正な価格で売却を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３、台風等の災害に強い電気・通信インフラ整備についての(1)のイの(ｱ)、電気の強靱化対策についてにお答えいたします。

電気の災害予防対策につきましては、沖縄県地域防災計画において、沖縄電力が実施主体として取り組むこととなっていることから、沖縄電力が適切に対応するものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　３の(1)のイの(ｲ)、通信インフラの強靱化対策についての御質問にお答えいたします。

県では、平成28年度までに先島及び南部周辺離島に海底光ケーブルの敷設を完了し、中継伝送路のループ化による情報通信基盤の強靱化を図ってまいりました。通信事業者においても、複数の携帯基地局が相互にエリアをカバーする等により、通信サービスを継続して提供できるよう取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、５の沖縄県の墓地政策についての御質問の中の(1)のア、県方針の市町村への浸透についての御質問にお答えします。

個人墓地の散在化を防ぐためには、住民の墓地需要に応えるための受け皿である公営墓地の整備が不可欠であると考えております。また、早期の公営墓地の整備が難しい市町村にあっては、住民等の意向を踏まえ、墓地の設置を規制すべき区域の指定や個人墓地集約化の基本方針を定めた計画を策定し、同計画に基づいた墓地行政を推進していく必要があると考えております。県では、平成30年11月13日に市町村墓地会議を開催し、このような個人墓地抑制に関する県の考え方を説明したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　知事が前回で明確に答弁しなかった部分を私は聞いたんですが、知事は、安全保障上、米軍施設の存在を否定しないと解釈しております。であれば、辺野古は反対だが、全ての米軍基地撤去を求めるものではないと私は確認しておりましたが、もう一度それを確認させてください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたが、戦後73年を経た現在もなお、国土面積の約0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。さらに私は一部を除いてＳＡＣＯ合意も認めておりますので、その範囲の中での整理縮小が図られるべきであるということも重ねて申し上げているとおりです。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　だからその答えが、はっきり認めているのはわかるんですけれども、この全てを撤去しな

いということをこれ考えるかどうかというのは、今後の沖縄にとって、そして沖縄県政にとって大変大きなポイントになるんですよ。それを私は確認しようとしているんですけれども、なかなか明確な答えが出ない。また後ほどの議論につなげたいと思いますけれども、私たち自民党会派も米軍基地の整理縮小は必要である、地位協定の改定も絶対にやるべきだと認識をしております。その部分で問題意識を共有できるわけですけれども、むしろ新時代に向けて、将来の基地政策を具体的に許容範囲や条件を示して、次の段階における、また整理縮小に向けた交渉も必要になってくるわけです。そういう考えはないんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　基地の整理縮小についてお答えします。

先ほど述べたことと関連しますが、合意されたＳＡＣＯ及び再編に基づく統合計画で示された基地の整理縮小、並びに在沖海兵隊約9000人のグアム移転を含む国外移転を確実に実施することが重要だというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　そういうスケール感を持った発想も今必要とされていると思うんですよ。いつもその同じ境遇で議論ばかり、前進のないことばかりだと感じておりますからこのような質問をしております。

次に、安保条約に基づく２プラス２合意という国家間の合意について、日本政府の閣議決定を遵守するのが法治国家だと思いますが、この民主国家の一県知事として当たり前だと私も考えております。国家間条約は、ある意味では憲法に匹敵するわけでありまして、それを遵守しなければいけない。先ほどのお話、議論もありましたが、その問題を私はこの稲嶺元知事が容認していないというこの証明ですね。国の閣議決定を否定するほどの県としての認識を証明するものがあるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　稲嶺元知事のコメントのことに関してお答えします。

在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組み、いわゆる閣議決定が行われた際に――平成18年５月30日ですが――稲嶺知事がコメントを出しております。その中で、この基本確認書には、政府は在日米軍再編の日米合意を実施するための閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の普天間飛行場の移設に係る政府方針――これも閣議決定です――を踏まえ、沖縄県名護市及び関係地方公共団体と事前にその内容について協議することに合意することが明記されています。しかるに、今回の閣議決定については、県や地元関係市町村と事前の十分な協議はなされておりません。このように、政府と沖縄県及び関係地方公共団体との事前の協議が確約されているにもかかわらず、それが十分なされていないまま閣議決定がなされたことは極めて遺憾でありますとのコメントを発表しております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　その発言は、正確にあったとしても、その後の閣議決定というのがやはり守られるべきであって、それは今持ち出すような話ではないと私は思っております。ですから、これが今主な理由というふうな知事の答えは認識不足だと断定いたします。

そこでまた施工方法の問題を持ち出しても、これはそれでは埋立行為が反対だから辺野古移設が反対という論理になるわけですよ。埋め立て以外の工法なら容認するということですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

ＳＡＣＯ合意につきましては今議員からもありましたが、当初撤去可能なという施設で、15年で撤去可能というものもございました。今辺野古につきましては、県外移設を求める声、そして辺野古大浦湾の貴重な自然等を踏まえて、普天間代替施設の県外・国外移設を求めているものでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　沖縄県政が、このような国と国との合意を守らないという基本的なものが今の混迷を出しているということですので、次に移ります。

集中協議と安倍総理との会談につきまして、平行線に終わったということではありますが、この結果はある程度十分想定できる結果だったんじゃないかなと私は考えております。その前に、集中協議期間中に工事を中断されなかったというのが知事にとっては計算外だったというふうなことではありますけれども、訪米の成果を、それを持って政府を思いとどまらせるというところが狙いだったと思うんですが、その狙いが通用しなかったというか、届かなかったということに解釈していいんですか。訪米後に総理と会談した結果が、なかなか政府には届かなかったということなんですか。理解を得なかったということなんですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は、集中協議を持って何らかの糸口を見つけようということで、お互いが胸襟を開いて話し合う。まず私が菅官房長官と話をし、そ

の後謝花副知事と杉田官房副長官の間で本当に胸襟を開いて沖縄県の現状、考え、それから未来に対するさまざまなこれまでの歴史的経緯を踏まえた状況の説明をし、しっかりと沖縄の現状と問題、そして我々が求めているものについて、真摯に日本政府が沖縄県民の民意に向き合ってほしいということを明確に訴えることができたというふうに私は思っております。

そして訪米行動は、それとは別に沖縄の置かれている現状をアメリカで発信することによりさまざまなアメリカの沖縄県系米国の住民の皆さんが、非常に沖縄の問題に関心を持ち、さらに沖縄の問題についてアメリカのメディアが、海兵隊員を父に持ち日本人を母に持つ沖縄県知事はどのような考えを持ってアメリカに臨んできたのかということをこの選挙戦以前から私が当選をし、それ以降、私が訪米をしたときもつぶさに全米でその報道がなされたというふうに思っております。

つまり、私はその民主主義の普遍的な根幹を問いかけ、多くの皆さんにアメリカにおけるその世論を形成してほしいということも含めての訪米活動でしたので、私はこの集中協議における胸襟を開いた協議と、アメリカにおける私の訪米行動についてはそれぞれ実のある行動であったというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　訪米行動は有意義だったということではありますけれども、またその集中協議で、なかなかその前から協議には応じるが官房長官の考えは変わりませんと、冒頭から言われているんですね。その中で、集中協議をしているわけです。さらにまた、総理大臣との会談でも面と向かって表明されているわけですね。話は聞きますが、予定は変わりませんというふうに言われています。それこそまさに平行線であって、訪米の成果がここにも生かされてなかったということは明らかだと思っております。

休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時35分休憩

午後４時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○座波　　一君　軟弱地盤の問題でその対応についてなんですが、この変更に対する、申請に対する答えが見通せないという否定的な、まだ申請も見ていないのに否定的に見通せないと言ったり、変更工事自体が勝手に試算して２兆円を超えるから無駄な国費を投入するというような、これはもう官製デマというような話じゃないかと思いますよ。これ本当に根拠があるのかと。法治国家としては、行政手続はしっかりと受けとめて、できるかできないかを答えるべきではないでしょうか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　集中協議の中のお話だと思います。

まずあちらのほうは、我々杉田官房副長官と話をしたときに、まず辺野古移設の必要性として政府が挙げているのは、普天間飛行場の早期の危険性の除去の観点から極力短期間で移設できる案が望ましいということで辺野古移設だというふうに話していたわけです。これを私のほうからは実際にはもう何度も答弁しておりますが、５年たってもまだ全体の実施設計さえも未完成で、最低でも埋立工事に５年、それから軟弱地盤に対する地盤改良工事で５年、これは防衛省が、沖縄防衛局が言っているわけです。そしてさらに埋立完了後のその後の作業で３年ということで、単純に加えても13年かかりますよという話をしました。

そういったことも含めて、今度はやはり今回の集中協議は胸襟を開いてやるということが前提でございましたので、あくまでも県の概算ですがということをお断りした上で、これは沖縄防衛局が出した政府が資金計画書で示した埋立工事費用、これ2405億4000万円とされているけれども、実際には本体工事でも計画されている22カ所の護岸のうちの６カ所の護岸が概成されて、１カ所の護岸が一部のみで着工されているにすぎないんだと。そういった中で既に1428億円使われていますと。これはもう数字でございます。その上でなおかつ着工済みの護岸工事費用の資金計画書、これに目を落とした場合には78億4000万円という数字になっておりますけれども、実際の支払い済み額これ928億円ということで12倍になっていますと。これ12倍ですが、これを単純計算、仮に５倍としたときに１兆円、10倍としたときは２兆円になりますよと。それに軟弱地盤で500億円の予算が追加されますとか、県外からの土砂の追加でさらに1000億円追加されます。合わせるともう２兆5500億円ですよということは副長官にも資料を渡しながら説明したわけでございます。

そういったことを、これはもうあくまでも２人の１対１での中で、県はこういうふうに考えていますよということを示したわけでございます。それと軟弱地盤につきましては、この辺野古埋め立てについては反対ということを明確に玉城知事は県民に示して当選したと。そういった状況では、私できませんとは言っていません。見通せない状況ですというお話をして、そう

いった中で本当にじゃ先ほども答弁いたしましたけれども、辺野古側が仮にできたとしてもいわゆる大浦湾側、これはもう残り３分の２ですが、これはできない状態になって、これは日本政府、米国政府、そして沖縄県民にとってもどちらも得はないんじゃないでしょうかと。この時期に、ぜひ立ちどまって辺野古の断念を政府は動いて判断・決断し、そして新たな代替案を検討すべきではないかということを申し上げたわけでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　辺野古を反対する余りに、そこまでやるということは少しトップの政府交渉としての要請手続のあり方はこれでいいのかと本当に思う次第であります。

次に、特命職の件です。

基地問題に特化した県の要職であるということです。しかしながら、日ごろから私どもにはこの動きが目に入りません。情報が入ったのは、裁判所前で基地反対運動で刑事被告になった方を激励する集会に参加している。調整監は先ほどもありましたとおり、特別職ではなく地公法が適用される一般の公務員であります。一公務員としての行動に問題があると私は思っております。総務部長はそうではないと言っておりましたが、このようにすると、県職員に示しがつかないんですよ。一般行政職ですよ。近年の沖縄の公務員の多くが、地公法を逸脱して政治活動をするゆえんだと私は思っております。

知事はこの現実をどう見ているか。あるいは調整監に伺いますが、このように私が指摘していることに対してどう考えておりますか。それともそれと同時に12月13日の判決があると思いますけど、そこにも行くんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○座波　一君　調整監、行くんですかと聞いているんです。

○総務部長（金城弘昌君）　済みません。

まず地公法の話がございましたので、それ答弁させてください。

先ほど答弁でも、制限するような規定はないと。あわせて調整監が――議員が御指摘の件につきましてはいわゆる情報収集の一環でやっているということで、特に特定の裁判の状況を確認するという情報収集ですね。しかもそれは昼休みを利用してやっていると。特にどういうふうな状況かと把握したというふうなことで、こういったことについては特定には支援しているというわけではございませんので、それについてのいわゆる地公法で制限する規定もございませんし、抵触するものではございません。

○議長（新里米吉君）　政策調整監。

○政策調整監（吉田勝廣君）　私は昼休みに裁判の公判があるということで聞いておりましたので、どういう状況なのかなということでその裁判の状況、そこを情報収集というか情報を得たいとそこに参加したということであります。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　地公法に抵触していないというんだったら、どうして昼休み時間に行くんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　地公法に抵触いたしませんので、いわゆる一般論でございますけれども、職員が個人的に何らかの思想・信条等そういうふうなものを制限するものはございませんので、あくまで情報収集で昼休みに行くということは、何ら問題はないということでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　聞きなれない情報収集の仕事ということではありますけれども、そういうことでじゃどういうところでも行けるわけですか。情報収集という名目があれば。一般公務員として不適切な場所でも行けるわけですか、情報収集であれば。

○議長（新里米吉君）　政策調整監。

○政策調整監（吉田勝廣君）　私は基本的には基地問題だとか、いろんな問題については現場の状況を把握する、そしてその把握したことを行政や政策にどう生かすかということが私の仕事の一部にもなっているものと判断しています。ですから、この裁判の公判は昼休みしかやっておりません、裁判の公判の事前集会ですから。そういうところを昼休みに行って、いろんな方々と面会しながら意見交換もしているということであります。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　地公法に抵触しないと総務部長が言っていますので、堂々とやればいいんじゃないですかね。昼休みじゃなくて、堂々と行かれてやってください。

あと、県所有の未利用地の資産価値は莫大であります。あれは固定資産の価格だと思いますけど、実勢価格としてはすごい莫大な金額になると思います。売却して、財政の改善や子育て・教育等に、財源捻出が困難な事業のためにそういったものを基金に充てるような政策も必要だと思うんですよ。県内の土地需要は旺盛ですから、これを民間の自立経済の呼び水にするた

めに、民間に遊休資産を売却するというのは得策だと思いますよ。課税客体もふえるし、自主財源の確立にも十分に強化とつながるわけです。そういう考えがないかというのが質問の趣旨ですがどうですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

議員の御指摘のように、県においては普通財産の保有は最小限にとどめるべきというふうなことを思っております。当然ながら、行政上どうしても将来にわたって必要ということがなければそれをしっかり売却をしていくと。ただ、売却に当たってもルールがあって、県庁内で行政財産として利用しないか、またその後市町村等で利用がないか、それでもない場合には議員御指摘のようにしっかり資産価値を鑑定評価入れて売却につなげていくということで、毎年度売却を進めておりまして、例えば先ほど29年度の分は言いましたけど、25年度ですと11件で７億9600万円の売却とか、平成26年度では６件で２億6600万円の売却等々、ずっと必要がないものについては売却して、しっかり県の財産に入れているところでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　どうも消極的ですね。県や自治体が必要以上に資産を持つべきではないんですね。これこそ経済発展の阻害なんですよ、この狭い沖縄で。沖縄県の場合は補助金や優遇措置が比較的多い中で、こういうだぶつきな資産を持っていると県政の行政改革の本気度が疑われます。ひいては次期振興計画に影響する可能性もあるんですよ。この辺をしっかり取り組むようにというのが私の質問です。

もう一度お答えお願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　繰り返しになるかもしれませんけれども、県としては普通財産の保有というのは必要最小限ということでございます。先ほどの答弁で391万平方ほどあるというふうな御答弁を差し上げましたが、その主なものは下地島空港の残地になっておりまして、それだけでも297万平方メートルございます。当然ながら保有が必要でないというものについてはしっかり計画的に処分していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　那覇広域にある線引き制度の問題ですけれども、それを何とか大幅に改善する、あるいは撤廃するためにその方法はないんですか。要件はないですか。その声が多いんですよ。市町村、南部市町村、あるいは中部地域も多いんですが。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　区域区分を廃止する場合、先ほども答弁いたしましたが、基盤が整っていない地域へのばら建ちですとか、スプロール化といったさまざまな問題が懸念されます。市町村の意見が最も重要でございますので、意見交換をしながらしっかり適切に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　何度かこれは議論しておりますけれども、これ実際の声をぜひ拾い上げていただきたいと強く思っております。

あと、個人墓地の件ですけれども、これも今県が声を上げて先導しないと、この市町村に権限移譲したばかりになかなか個人墓の散在化がとまらないという現象があるんですよ。そこをどう考えているんですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　24年に権限移譲したときに、それまでは毎年のように市町村の担当者を集めて会議したわけですけれども、権限移譲後、そういうのが途絶えてしまいました。28年に座波議員よりそういう御指摘を受けまして、改めて今回11月にそういう会議を行ったところでございます。

我々としましては、指針策定後、計画を策定した団体も35団体ございます。それから独自に公営墓地を整備した団体も10団体ありまして、一定程度の県の考え方、抑制する考え方が浸透しているのかなというふうに思われますけれども、ただ依然として個人墓地の許可がふえているという実態がございますので、さらに市町村と連携しながら個人墓地を抑制するような考え方、浸透を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　行政だけではなく、県民にもこの沖縄県の個人墓地というのが特例であって、それをいつまでも散在化してはいけないということをやっぱり浸透させていかないといけないんではないでしょうか。そういう考えないんですか、県として。県民にそれを周知するということですね。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　その辺の周知活動も含めて、今後市町村と連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○座波　一君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　皆さん、大変お疲れさまでございま

す。

私が最後ですので、ぜひどうぞまた元気よく行きましょうね。

きょう、私ブレーキが壊れております。要注意ですので、よろしくお願いいたします。

ちょっと一般質問、順番を変えて質問したいと思います。

まず初めに、県民投票条例について伺います。

その意義について御説明お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　県民投票の意義についてお答えします。

県民投票は、地方自治法に基づく県民からの直接請求により制定された条例に基づき実施されるものであります。条例制定請求で法定署名数を大きく上回る９万2848筆の署名の提出があったことは、辺野古の米軍基地建設に対する県民の多大なる関心を示したものと考えております。県民投票の実施により、普天間飛行場の代替施設建設のための辺野古埋め立てについて、県民一人一人が賛否を示すことは意義があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今の池田公室長がおっしゃったように、県民一人一人が辺野古移設に伴う海を埋めるか埋めないか、意義があるとおっしゃっておりますが、私は意義は全くないということで、真っ向から考え違えております。大事なのはなぜ埋めるか、なぜ埋めないといけないか、一切議論がされておりません。

残念なことに県民投票をやったって、我が沖縄県の基地問題、１平米も何の解決の足しにもなりません。自己満足だけです。ですから、私はこれは反対です。ですから、意義はないと、まず私は断言しておきます。

２点目、次、各市町村との進捗状況についてお伺いいたします。

私は非常にびっくりしたんですが、今県民投票条例について本当にびっくり仰天でございます。この辺野古県民の会というのが、あちらこちらの市町村で、皆さん、県民投票条例について説明に回っています。きょうの新聞記事見ましたか。（資料を掲示）　タイムスと八重山日報です。まずそれからお伺いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　午前中の終わりに別の議員から情報もありましたので、一応そこは確認させてもらっています。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　池田公室長、これをわかるということは、この記事を見て異常性を感じませんか、異常性を。お伺いします。当たり前だと思っているんですか、どちらですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　私ども、県民投票は、県民投票条例に基づいて３条で県がやる、そして、公平・中立的な立場で必要な情報提供を行う立場にございます。

新聞記載の団体の活動につきましては、私のほうからコメントすることは差し控えたいと思います。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　本来ならば県自身がやめなさいと言うべきですよ。恐ろしいですよ。反対者は賠償請求も可能だし、違法行為なので裁判が認められる可能性が高い。そこを踏まえてもう一度検討しないとだめですよと。そして知事は是正命令も違法確認訴訟もできるんですよ、いいですかと。首長に対してもう一度説明して、考え直す必要はないですかとか。おどしですよ、おどし。皆様方の県民投票条例の配下となって、かけずり回っているこの県民の会というのは。大変ですよ。こんなのを見て異常と思いませんか。本当にこれで公平公正にできると思いますか。やらなければ裁判さえしますよ。賠償請求しますよって。おどしですよ。私もこのうわさ聞いていましたよ。まさかきょうの新聞を見てびっくりしました。

知事公室長に伺います。

具体的にこのようなおどしは何市町村やりましたか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　今、県の配下というような御発言がございましたけれども、私どもこの団体と接触等――当然県民投票条例の制定のときに名簿等はいただきましたが、それ以外特に接点等は設けてございません。私どもがそういったことをしかけているという事実もございません。一応そのことは申し上げさせてください。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　公室長、しっかり調べたほうがいいですよ。

県民投票について、意思表示をしないところはこういうふうにほとんどおどされていることは肝に銘じてくださいよ。

そこで知事に伺います。

知事はよく対話対話と言っております。10月から私

と議会で一度も対話ございません、残念なことに。あなたの名前で明確に出ているんですよ。知事は、この県民投票、是正命令も違法確認訴訟もできると。こういう話し合いはいつ行いましたか。新聞に載っているから聞いているんですよ、私は。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　先ほども述べましたけれども、御指摘の団体とは私ども接触してはございません。その団体がそのようなことを述べたことは新聞報道で承知していますけれども、それは私どもがそのようなことができるというふうなことも、当然接触していないわけですので、そのような事実はございません。（「暴力団と一緒だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今雑談で後ろから、暴力団と一緒という声も聞こえるんですけれども、あえて私はそこまで言いません、やじみたいに。暴力団と一緒なんて言いませんよ。

　知事、これ是正する気はないですか。恐ろしいですよ。これそのまま見逃すの、皆さん。まずその心意気をちょっとお伺いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、私ども県としてそういった活動に関与している事実はございません。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　何でもいいですよ、県としても市町村としても。こういうことが起きていること、窓口は知事公室の皆さんのところですよ。間違えているのを見たら厳重注意するのは当たり前ですよ。皆さんの配下ですよ、配下。

　逆に伺います。

　訴訟云々は、正直言ってこの新聞記事にあるとおりできるんですか、できないんですか。それからお伺いしましょう。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　訴訟につきましては、地方自治法上ある一定の手続を経た後にできる可能性はあると思います。ただ県民投票は、もう投票日が決まっております。その投票日までに、例えば地方自治法に基づきまして、技術的な助言あるいは勧告などは県知事は行えます。あるいは是正の要求なども行えます。そういった手続を踏んだ後に訴訟を起こすことの可能性はありますけれども、実際にそうなりますと判決までに相当な期間がかかります。それは恐らく訴訟を起こすというようなものが県民投票に結びつく可能性というのはほとんどないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今の知事公室長は委員会と全く違いますね。ケーシマーですね。あなたうそつきですね。県民投票、何もペナルティーもないとあなたはおっしゃいましたよ。やるやらないは各自治体の判断と言いましたよ。何でやらなければ訴訟を起こすことも検討するんですか、あなたは。委員会もうそだったんですか、あの答弁は。何のペナルティーもありませんと断言しませんでしたか。お答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　県民投票条例が施行された場合には、県も市町村も実施する義務がございます。自由ではございません。実施する義務があるということは明確に主張しております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　何で義務があるかというのは、委員会のときもあなたはおっしゃっておりましたよ。何であのときにやらなければ、訴訟も起こすと言えないのか。ペナルティーも罰則も一切ありませんとあなた言いましたよ。

　さあ、ここから本題に入りましょうね。なぜ義務であるかお答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　事務処理特例により条例が成立したことにより、投開票等に要する事務につきましては市町村の義務となっております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　だから、義務が発生したら条例の自治法の第何条によってこれが起きるんですかと聞いています。そのくらいわかるでしょう。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　県民投票条例上は第13条で、「知事の事務のうち、投票資格者名簿の調製、投票及び開票の実施その他の規則で定めるものは、地方自治法第252条の17の２の規定により、市町村が処理することとする。」と規定しております。これが義務的な根拠の規定となります。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　非常にめちゃくちゃだからお伺いしますけれども、規則に従ってといいますけれども、規則はできているんですか。まだできていないですよね、皆さん。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　規則については、ただ

いま細部について調整を行っているところでございます。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　だから、めちゃくちゃだと言っているんですよ。規則はできていないのに、各自治体はこういうふうに執行しなさいと。14条、何と書いてありますか。皆さん。14条読んでください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　第14条、「この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。」とございます。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　だから、定めることもないのに、どんどん見切り発車をして、また再度伺いますよ。先ほどの義務という根拠ですね。もう一度お答えください、義務。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　県民投票条例第13条で、「知事の事務のうち、投票資格者名簿の調製、投票及び開票の実施その他の規則で定めるものは、地方自治法第252条の17の２の規定により、市町村が処理することとする。」と規定しており、当該事務は市町村へ移譲となっております。地方自治法252条の17の２第１項は、「都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。」と定め、県の条例で定めることで、県の事務を市町村に移譲することを可能としております。
○又吉　清義君　ちょっと待ってください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時５分休憩
午後５時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。
又吉清義君。
○又吉　清義君　だからこれがある中で、例えば、第245条の３でこういうのがうたわれていますよね。「その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。」と。やるやらないは地方自治体が決めるんですよと。そればかりじゃないですよ。３には、「国又は都道府県の関与のうち第245条第２号に規定する行為を要することとすることのないようにしなければならない。」。行為を要することとすることのないようにというのは、強制してはならないということで次出てくるんですよ。皆さんそれでいいんですか。地方分権でそんなことはできなくなっていると思いますよ。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
事務の移譲に当たっては、同条第２項で「都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。」と定め、市町村の長と協議することを都道府県知事に義務づけております。私どもその協議については全て行っているところでございます。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　ですから、この中で逐条を読むと、照らし合わせて考えるならば、少なくとも事務移譲により市町村の当該事務の適切かつ効率的な遂行がかえって妨げられる等の場合には、市町村は拒否できる余地があると解されると。こういうのもあるんですよ。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、同条２項で、都道府県知事はその事務を処理する市町村の長に協議をしなければならないと定め、私どもその法律の規定にのっとって協議を行っているところでございます。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　これが法律の規定にのっとってというんですが、県民投票は法律、政令でどこにあるんですか。ないはずですよ、皆さん。義務だから、義務の定義ありますか。法律、政令あるんですか、皆さん。多分そういうだろうと思って私聞きましたけれども、それ言ってください。どこにありますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　条例による事務処理の特例ということで自治法の252条の17の２がございます。この規定に基づいて定められた条例がいわゆる法律、法律としては地方自治法それによって定められた条例が根拠になろうかと思います。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
○又吉　清義君　余り時間がないから、たくさん聞きたいんだけれど、この条例の解釈間違えていますよ。根本から間違えていますよ。例えば、県民投票条例、これは県の条例で決まったことですよ。それを皆さん市町村にやってくださいと移譲するんですよ。移譲するのに何で義務が出てくるんですか。これ各市町村でやっているんですか。義務的経費なんですか。義務的経費じゃないですよね。義務的経費であればあなたの言うとおりですよ。義務的経費なんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時10分休憩

午後５時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県民投票の事務の実施に係る経費につきましては、条例の公布施行により義務となる事務が確定したものであり、地方自治法177条第１項第１号のその他の普通地方公共団体の義務に属する経費に該当するものと考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ありがとうございます。だんだん本題に入ってきましたね、やりやすくなりました。この解釈で本当にいいんですか。多分皆さん、その解釈を間違えただろうと思って、100％自信がありました。これ第何条に該当するんですか。その義務的経費は、皆さん意味御存じですか。聞いてください。この義務的経費というのは、政令・法令で何とうたっているか御存じですか。177条第１項の今のそちらが発言した義務的経費というのは、読み上げてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　177条、「普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びそれに伴う収入について、当該普通公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。　１、法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費」。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、今、公室長が読み上げた経費、これ政令・法令で何て書いてあるんですかとそれを読み上げてくださいと言っているんですよ、私。それどうぞ、後ろにいますよね、担当。この資料を上げてください。この経費を何て書いてあるか、この義務的経費は。資料来るまで休憩していいですよ。大事なところですから。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時13分休憩

午後５時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　逐条解説になりますけれども、その他の普通地方公共団体の義務に属する経費とは、法令により負担する経費及び法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費以外の経費であって、法律上の原因により普通地方公共団体が当該年度において議決のとおり既に支出すべき義務が確定しているものを指すとしております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　そうですよね。法律的に政令に定められた、法律的に政令に定められたものですかと県民投票条例は。そのぐらいわかるでしょう、そのぐらいは。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

繰り返しになりますけれども、地方自治法の第252条の17の２、事務処理に関する特例を定める法律がございます。その法律を受けまして定めた条例が根拠となります。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、この252条の17の２というのは、法的に移譲された事務ですよと。じゃ、何でもかんでも皆さん今の解釈でできるということでいいんですね。今、池田公室長の御答弁であれば。何でもかんでもできるということですよね。県は各市町村に。これじゃいけないでしょうということで、法令・政令で定められたものをやりなさいと。それが筋じゃないですか。違いますか、公室長。どうですか。何でもかんでもいいんですか、県で決めたら。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時17分休憩

午後５時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

繰り返しになりますけれども、自治法の252条の17の２に基づきまして、都道府県は都道府県知事の権限に属する事務の一部を条例の定めるところにより市町村が処理する。今回、県民投票条例は成立によって、市町村が処理することとされているものでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　だから、私が言いたいのは、批判しているわけじゃないですよ。皆さん、解釈間違えていますよと。それでいいですかということで、だから聞いているんですよ。解釈間違えていますよと。県のトップたる沖縄県民の命を救う皆様方がこんな法的解釈を間違えたら、今後沖縄県もう闇の世界ですよ。闇の世界。もっと公平公正で正しい法律を解釈してほし

いから言うんですよ。

もう公室長、この一点張りしかないと思うんですが、先ほどの177条については要するに、その他とか法令に負担する経費とかありますけれども、これは道路法50条であり、河川法60条であり、そうしたもろもろ52条であり、いろんなことが明確にうたわれていますよ。これ、義務的経費が何なのと。どうして皆さんそのぐらいもわからないのと。私は悲しいですよ、正直言って。これもわからずに皆さん行政預かるのかと。こういう大切な本当に国に予算も請求できるのかと。池田公室長、できるわけないですよ、これじゃ。ＭＩＣＥの予算も通りませんよ、これじゃ。そこまで法律がわからないようじゃ。

それで、まだ伺いますけれども、この県民投票に係る事務経費というのは、本当に皆さん、県条例で発生しているんですが、これまだ義務だと思っているんですか。この経費については。どういうように解釈していますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時20分休憩

午後５時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、地方自治法、そしてその地方自治法の規定を受けまして条例が成立しております。その条例の成立に伴いまして、その施行を伴いまして、県民投票の経費につきましては、県もそうですけれども、義務を負うものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　これ間違えていますと何回も言いますけれども、後でしっかり弁護士と相談してください。どのくらい間違えているか。だから、県民投票によって発生する経費というのは、県の条例の規定によって発生する経費で、しかもこれは県が負担するんですよ、最初から。だから市町村には義務はないんですよと言っているんです。

皆さん、お伺いします。ここに県民投票推進課長渡嘉敷道夫名で来ています。歳入予算、何と書いてあります、歳入予算のこっちに。一筆何て入っておりますか。義務という言葉入っていますか。資料をとってから読んでみたらいいですよ。何て書いてありますか、これ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時22分休憩

午後５時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　ちょっと部分的に読みます。同条例の施行に伴い、投票資格者名簿の調製、投票及び開票等の……

○又吉　清義君　議長、議長、これじゃない、これじゃない。議長、議長、これじゃない。一番下、歳入予算と書かれているでしょう、一番下。こんな時間もったいない。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

歳入予算につきましては、県の交付金は県民投票条例第13条に基づき知事が執行することとなっている県民投票事務を市町村へ移譲し処理するため、負担金が適当と考えている。款、県支出金、項、県負担金、目、県民投票負担金というふうになっています。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　だから、知事が執行するためにこの市町村移譲を処理するために、処理するために。義務じゃないですよ、負担金ですよ。これ負担金ってよく見たらさらに私はびっくりしましたよ。負担金。大変ですよ、皆さん。

次、先ほどずっと同じオウム返しでやっていましたが、後ろに担当いますが、第245条の２、先ほどの関与の法定主義、これどれに書かれているのか御存じですか。皆さん、多分これ見てないからこういう取り扱いするんだろうと思いますが、これ、どれに書かれていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時26分休憩

午後５時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　今お尋ね、245条の２ということでございますので読み上げます。「普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。」。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、これ県民投票条例に一致しますかと、一致しないですよねということを聞いているから言っているんですよ。一致しないですよね。一致しないことを皆さん、義務だ義務だと大変ですよと。それを私さっきから聞いているんですよ。皆さん

が、だからここまでやらないでやってこういった行政を進めるから、この沖縄今後闇にならないのかと。皆さんがしっかりしないと、この沖縄県、経済も法律もめちゃくちゃになりますよと。大きな責務があるんですよ。それをぜひしっかりしてもらいたい。だから、県民投票なんか今新聞報道に出ている中身、本当にめちゃくちゃであるし、もう一つめちゃくちゃなお話聞きますよ。この、県民投票を例えばやらなかった場合に、賠償責任を負うことになるとか、いろんなことがありますが、本当に賠償責任を負うことになるんですか、ならないんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　私ども、県民投票のこの実施に際して賠償責任の有無というようなことについて、県として検討した事実はございません。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　賠償責任を負うことについて県としては検討したことがございませんということをもっと早く言うべきでしたよ、皆さん。冒頭で僕に、訴訟も考えていると言ったのは賠償責任のことでしょう、これ。何のことですか。ちぐはぐですよ。これも、だから住民投票の結果について法的拘束力がないとこれ明らかですよね。ありますか、ないですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

投票結果につきましては、第10条で知事に対する本件埋め立てに対する賛成の投票の数または反対の投票の数のいずれか多い数が投票資格者の総数の４分の１に達したときは、知事はその結果を尊重しなければならないというふうに定めてございます。

○又吉　清義君　ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時30分休憩

午後５時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　法律上の拘束力というものはございません。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ですから、法的拘束力がないということは、公室長からは同じメンバーが頑張っても言いづらいから、私が代弁して述べておきますよ。議事録に残しておいてください。この議会のいわゆる二元代表制が採用されているということは、住民訴訟等々は法的にあり得ないことになるということですよね。違いますか、どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　住民訴訟云々というのが、何を指しているのかちょっと明確にわかりかねますので、ちょっとお答えは差し控えさせてもらいたいと思います。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　何も県民投票についてやっていますから、住民投票訴訟で識名トンネルやりなさいとは、私は言いませんよ。議題は住民投票なのに。ですから、これはないということをしっかり皆さん発信をしないとだめですよと。正しい情報を発信してくださいと、めちゃくちゃな情報を発信したらだめですよということをぜひ知ってもらいたい。

そして、最後にこの皆さん、県民投票条例、177条を採用するのか、176条を採用するのか、まだ迷っていると思いますが、皆さんどちらを採用するんですか。どちらに沿って県民投票条例はどう動くんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時32分休憩

午後５時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今私ども市町村には、12月補正に必要経費の予算措置、議会の提案をお願いしているところでございます。当然、市町村においてその議会での審議がなされることになろうかと思います。今の時点でどちらかということについては、答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　公室長、今公室長に私お願いしたいのは、沖縄のために正しいことをしてくださいと言いたいから聞いているわけですよ。皆さん、説明会で既に177条の１項の規定により再議に付さないといけないと言っていますよと。これ間違いですよと、もうはっきりわかったんだから。わかったんだから義務的経費でないということも。わかったんだから、しっかり次からの説明会では言ってくださいということを私はお願いしたい。そうしないと、沖縄本当に大変な時代に突入しますよ。法律も、皆さんが一番県民の命、安全を預かっている皆さんがめちゃくちゃな法律を進めてごらんなさい。どこに行くかわかりませんよ。ですからこのように、イッター　チカネー　タックルスンドーというのが出てくるんですよ、新聞では。大変ですよ、すぐ。これがまかり通っているんですよ。私

はうそだと思っていましたよ、はっきり言って。圧力をこんなにかけること自体違法ですよと。公平公正ではないですよということをぜひ覚えていてもらいたいです。

最後に、先ほど座波県議の質疑について、私、副知事にお尋ねいたします。

辺野古埋め立て13年かかるからだめだとか、経費がたくさんかかるからだめだとか、そういったお話を本当に国でしたんですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　先ほど答弁したことは、杉田官房副長官に直接お話をしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　逆の発想でお伺いします。

皆さんが邪魔しなければ、何年にできるんですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　邪魔しなければというよりも、５年たってもまだ実施計画さえもたってないということです、埋立工事。これ先ほど申し上げたのは、変な言葉ですけれども、我々何もしなくてもとにかく13年はかかりますよということです。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　私は先月言いましたよ。皆さんが協力すれば３年、４年で埋め立て終わりますよと。既に、反対反対して20年過ぎましたよと。13年でできたらいいじゃないですか。今、20年間何にもできないですよ。どっちが安全ですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

20年云々とありますけれども、当時の仲井眞元知事が埋め立ての承認を行ったのが25年12月でございます。それからもう既に５年たっているということでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　全然聞こえないんですが、皆さんが、協力してあげれば埋め立て３年で終わっていますよ。そして、もう一つ、２兆円前後かかるからだめだと言っているんですが、25万近隣市民の命はそんなに安いものだったんですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　私、宜野湾市民の本当に切実な思いというのは、十二分に理解しているつもりございます。決してお金云々のもので比較したことはございません。ただ、私が申し上げたかったのは、あくまでも県が概略の試算したものだということを前提でお話ししていますけれども、こういった膨大な予算がかかることが国民的、国会でも議論がされていないと。これは財政的にも政治的にもいろんな問題が生ずるのではないかというお話をしたわけでありまして、ただそれをもって宜野湾市民の命と引きかえにするというような発想はございません。むしろ、私のほうからは宜野湾市民の思いのためにも、松川新市長の思いに応えていただいて負担軽減会議を早急に開いていただきたいと申し入れたところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　予算が幾らかかろうと自分は気にしないと言いながら、何で予算はこんなにかかりますよと圧力かけるんですか。国は責任を持って、かけて当たり前だと言うべきですよ。違うんですか。人の命を何だと思っていますか。

そしてもう一つ言いますけれども、時間も13年もかかる、お金もこんなにかかる。この２つを皆さんが協力したら半額でできるんですよ。半額でもらって１億円県民のために使えばいいじゃないですか。何でそんなジンブン、発想の転換がないんですか。あなた方がそういうふうに経費もかけている、時間もかけていると自覚してください。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　私が先ほど述べた概略は座波議員に述べましたように、政府が出した資金計画書等をベースにそれから決算等をベースに県として概略を試算したものでございます。こういった私が問題にするのは、これだけの金額の話があくまでも概略ですけれども、国会・国民に対して議論がなされていないということについて問題点を指摘したということでございます。決して宜野湾市民の命と引きかえに云々ということではございません。

○又吉　清義君　もう時間ないです。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明７日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時39分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　崎　山　嗣　幸

会議録署名議員　　照　屋　守　之

平成30年12月７日

平成30年第８回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第５号）

平成30年
第　8　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）

平成30年12月７日（金曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第５号

平成30年12月７日（金曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで
甲第１号議案　平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）
甲第２号議案　平成30年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第５号議案　平成30年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　県税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金条例
乙第８号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　財産の取得について
乙第11号議案　財産の取得について
乙第12号議案　訴えの提起について
乙第13号議案　指定管理者の指定について
乙第14号議案　指定管理者の指定について
乙第15号議案　指定管理者の指定について
乙第16号議案　指定管理者の指定について
乙第17号議案　指定管理者の指定について
乙第18号議案　指定管理者の指定について
乙第19号議案　当せん金付証票の発売について

出　席　議　員（47名）

議　長	新里米吉君	３　番	親川　敬君
副議長	赤嶺　昇君	４　番	新垣光栄君
１　番	瀬長美佐雄君	５　番	次呂久成崇君
２　番	玉城武光君	６　番	宮城一郎君

7 番	大城憲幸 君	27 番	仲村未央 さん
8 番	金城泰邦 君	28 番	照屋大河 君
9 番	大浜一郎 君	29 番	仲宗根悟 君
10 番	西銘啓史郎 君	30 番	崎山嗣幸 君
11 番	新垣新 君	31 番	金城勉 君
12 番	比嘉瑞己 君	32 番	末松文信 君
13 番	西銘純恵 さん	33 番	具志堅透 君
14 番	平良昭一 君	34 番	島袋大 君
15 番	上原正次 君	35 番	中川京貴 君
16 番	当山勝利 君	36 番	座喜味一幸 君
17 番	亀濱玲子 さん	37 番	嘉陽宗儀 君
18 番	當間盛夫 君	38 番	新垣清涼 君
19 番	上原章 君	39 番	瑞慶覧功 君
20 番	座波一 君	41 番	狩俣信子 さん
21 番	山川典二 君	42 番	比嘉京子 さん
22 番	花城大輔 君	43 番	大城一馬 君
23 番	又吉清義 君	45 番	糸洲朝則 君
24 番	山内末子 さん	46 番	照屋守之 君
25 番	渡久地修 君	47 番	仲田弘毅 君
26 番	玉城満 君		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー 君	企業局長	金城武 君
副知事	富川盛武 君	病院事業局長	我那覇仁 君
副知事	謝花喜一郎 君	会計管理者	伊川秀樹 君
政策調整監	吉田勝廣 君	知事公室秘書防災統括監	前原正人 君
知事公室長	池田竹州 君		
総務部長	金城弘昌 君	総務部財政統括監	宮城力 君
企画部長	川満誠一 君		
環境部長	大浜浩志 君	教育長	平敷昭人 君
子ども生活福祉部長	大城玲子 さん	公安委員会委員	知念公男 君
		警察本部長	筒井洋樹 君
保健医療部長	砂川靖 君	労働委員会事務局長	金良多恵子 さん
農林水産部長	島尻勝広 君		
商工労働部長	屋比久盛敏 君	人事委員会事務局長	池田克紀 君
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫 君	代表監査委員	當間秀史 君
土木建築部長	上原国定 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則 君	課長補佐	佐久田隆 君
次長	勝連盛博 君	主査	嘉陽孝 君
議事課長	平良潤 君	主査	宮城亮 君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

山川典二君。

○山川　典二君　おはようございます。

沖縄・自民党の山川典二でございます。

きょうは、西表から小学生の皆さんがいらっしゃいまして、ありがとうございます。将来またこの議場に来られるように頑張ってくださいね。

さてきょうは、那覇軍港、那覇港湾施設につきまして、主に知事に見解を伺いたいと思いますが、最初に那覇軍港移設への課題・問題点等、解決への取り組みについて、まず知事の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　那覇港湾施設移設の課題等の解決の取り組みについてお答えします。

那覇港湾施設の浦添移設については、移設協議会において、これまでも民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところであります。

県としましては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　今、知事公室長からもありましたけれども、知事も繰り返しそういうふうに答弁をしております。

先日の那覇港管理組合議会で、知事は那覇港管理組合の管理者という立場で、トップリーダーという立場で初議会に臨みました。その際にも私も質疑をさせていただきましたが、改めて確認しますが、知事は、浦添移設容認の立場でしょうか。確認をいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　那覇港湾施設の移設につきましては、これまでの経緯を踏まえますと、移設協議会の枠組みの中で進めていくことが現実的であると考えております。

○山川　典二君　いや、知事に聞いていますから。

○議長（新里米吉君）　今、代理で答えているから。

○山川　典二君　いや、知事の見解を聞いています。

○議長（新里米吉君）　再度伝えてください。

○山川　典二君　知事、お答えください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今、公室長から答弁がありましたとおり、県としては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進められることが現実的と考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　軍港の位置が今決まっておりません。したがいまして、那覇港湾の計画がなかなか、位置が決まらないということで今頓挫している状況でございます。早目に軍港の位置を決めなければいけないんですが、北側案と南側案がありますが、前の翁長知事は、知事としても管理者としても、北側案を評価・支持しておりました。これは国も管理組合も、そして県も那覇市も北側案、浦添市だけ南側案なんです。その溝がずっと埋まっておらず進展しておりません。知事は、北側案を評価・支持いたしますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

那覇港湾施設の移設につきましては、代替施設の配置案として、那覇港管理組合から北側配置案が影響・支障が小さいと報告され、協議会の構成団体で確認されておりますが、浦添市の設置した懇話会においては、南側案が有利との評価がなされております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　国、あるいは管理組合、そして県、那覇市は北側案がいいと評価している理由は何でしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　民港のクルーズバース等の計画も那覇港湾はございます。これが南側案ですと、軍港をまたぐ形になるなどとして、その港湾機能、民港機能への影響が懸念されるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　なぜ浦添市は南側案にこだわるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　浦添市の設置した懇話会の案でございますが、いわゆる浦添市の都市開発の観点なども踏まえまして、総合的に南側案という形で評価を下しているものと考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　それに対して、南側案に対して県と

しての評価はいかがですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　浦添市の改めての南側案が示されまして、那覇港管理組合のほうから技術的な課題等について問い合わせを行っているものというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　いや、今の答弁だと全くこれ進みませんよ、平行線でずっと。
　知事、浦添市長がこの間知事を訪問して、３者面談等の話もあったようでありますが、あくまで知事としては、移設協議会の中で協議を進めていくという立場でありますが、これずっと進みませんよ。今の現状ですと。知事がやはりリーダーシップをとって、これは解決に向かって調整しなければいけないと思いますがいかがですか。国も県も管理組合も――管理組合の中には浦添市も入っていますよ――管理組合も、そして那覇市も北側案。浦添市だけ南側案。ずっと平行線。移設協議会もずっと開かれておりません。そこはやはりリーダーシップをとってやるべきだというふうに思いますが、知事いかがですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　浦添市との協議でございますが、まず浦添市の案につきまして、懇話会の中でも委員長のほうから南側案に対して懸念が示されているところです。それにつきまして、まずは技術的な課題について改めて検証する必要があるということで、今管理組合のほうから浦添市のほうに問い合わせをしているところです。先日、松本浦添市長が知事へ挨拶にいらっしゃったときにも、技術的な検討について協力してほしい旨お願いをしているところでございます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　ずっとそういう話ばっかりなんですよね。知事、いかがですか。これ返還合意されてもう何年たちますか。そして知事のその解決に向けての取り組みをちょっと御答弁お願いします。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　この話し合いといいますか、協議が今なかなか進まないという現状は、私もそのような認識は持ちつつも、やはりこの協議会の枠組みの中で進められることが現実的であろうと思います。先般、浦添の松本市長がお見えになったときには、２者面談、３者面談の御要望、要請をいただきました。そのことについては、私は、対話は非常に重要であるというふうに考えておりますので、意見交換をさせていただきたいということを申し上げ、あわせて双方のその技術関係の関係者の協議もあわせて進めていこうということで、それは合意をいただいております。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　いつ移設協議会を再開するように考えておりますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、浦添市が南側案を示した懇話会の報告では、懇話会の座長のほうからも懸念が示されているところです。軍港と民港とのアクセスについて、それについて今技術的な課題について、浦添市ときちっと調整をするということで、そこがある程度まとまれば開催の具体的なスケジュールに進めるものと考えております。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　知事、知事のリーダーシップが今必要なんですよ、この状況は。ですから、知事が今の課題も含めて、早急に畳みかけて解決をするということで、いつ移設協議会を開きますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、技術的な課題、きちっと検証して、移設協議会にきちんとした形で臨めるようにしたいと考えております。
○山川　典二君　議長、知事に聞いているんですよ、僕は。堂々めぐりのこんな話じゃだめですよ。進みませんよ。
○議長（新里米吉君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。
　移設協議会について、いつやるのかということを知事にということなんですが、先ほど来公室長が答弁していますように、この北側案、南側案につきましては、実はこの協議会の中で２年間にわたって協議しております。これは、港湾機能面、環境面、安全面からそれぞれ議論を行ったと。それから、利用している港湾事業者ですとか、船社、クルーズ船の代理店、港湾安全面からの那覇海上保安本部からも意見を伺うと、相当の技術面、安全面、環境面から意見を聴取して、２年間にわたって議論を行って積み上げてきた、これが北側案だったわけでございます。
　それをもう、私も昨年、４月の協議会に出てこの場でもう決着するものと思っていましたところ、浦添市から副管理者が出席しておりました。持ち帰って検討しますということで、その会議の中での賛成という意見はいただけなかったんですが、早目に返答いただきたいということでしたが、結果として、市長のほうの

判断で、市のほうで懇話会を設けてやるということで、また南側案、修正案を出されたということです。

これについて、さまざまな技術的な問題点がある、先ほど公室長からもありましたように、民港と軍港が接触する、そういったものがやはり技術面、安全面から相当程度議論がなされるべきだと思いますので、その作業をまずは進めるべきだと。その上で、また協議会の設定が必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　時間がありませんので次に視点を変えて質問しますが、那覇軍港の評価、矛盾だらけであります。評価について伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時17分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　那覇港湾施設について、市街化区域に対する国の評価についてという趣旨で御質問いただいているかと思うんですが……

○山川　典二君　いや、違いますよ。国の評価は後でやるわけでしょう。まずは県の見解を、知事の見解を聞くというふうに質問を出しているわけでありますから。今の現状、つまり市街化区域に県が指定したんですよ。

○土木建築部長（上原国定君）　済みません。休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　失礼いたしました。

お答えいたします。

那覇港湾施設が市街化が図られていない、現状の認識についてということでお答えしたいと思います。

那覇港湾施設や牧港住宅地区等の軍用地は、昭和49年に日米安全保障協議会において、移設条件つきで全部返還が合意されております。なお、市街化区域として都市計画決定等をする際には、事業手法もセットで都市計画決定されるのが一般的でございまして、これらの施設につきましては、返還時期等の議論を行うと同時に、土地区画整理事業等による基盤整備を図ることも想定はされていたものと思われております。その後、返還までにかなりの時間を要しているという状況にございまして、これにつきましては、大変残念なことだと理解しております。ただまちづくりの主体であります那覇市では、那覇港湾施設について、跡地利用計画や地権者との合意形成に向けて取り組んでいるというところでございまして、統合計画に示されました2028年に返還されることを見据えて、早目に跡地利用計画を進めたい意向であるというふうに聞いております。

県としましては、市町村の計画的なまちづくりを支援するとともに、市町村の要望や相談に適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　もうこの質問は、我が会派の中川県議が再三再四にわたりまして質問をして、全く同じような答弁ばかりやっているんです。復帰当時、市街化区域にできない那覇軍港の現実を無視しまして、市街化区域に線引きしました。これ那覇市と沖縄県に問題がありますが、資料、ちょっと知事、副知事にもお渡ししましたけれども、これは当時線引きされた部分です。この線引きの右手のほうが今の小禄金城地域です。ちょっと上のほうが牧港住宅地区でありますが、この線引きをする際に軍港まで引っ張っているんです。この裏側をごらんください。これはこの軍港の場所は那覇第一油貯蔵地域と、つまり石油の貯蔵基地でもあるわけです。そういう現実がありながら線引きをして、県は市街化区域に指定したんです。ここからパイプラインという形で国道58号、かつては１号線、ハイウエー　ナンバーワン。数百メートル単位にこのパイプラインをつないでいくボックスがあった。浦添のパイプラインもそうです。そういう状況がありながら、なぜ市街化区域に指定するのか。全く理解できないです。その部分を県としてはしっかりと検証して、そして分析をして、そういう見解があるのかどうかを聞きたいんですよ。

お答えください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

市街化区域を定める上での基準等についてにお答えするような形になりますが、市街化区域は、都市計画法に基づきまして、既に市街地を形成している区域及

びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域と規定されております。その昭和48年、当時の公聴会資料によりますと、那覇広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の設定基準において、軍用地として利用しているところであっても、市街地として必要な部分については、できるだけ市街化区域に含めるとの基本方針が記載されております。当時、軍用地の返還が予定されていた沖縄の状況を踏まえて定められたものと考えられておりまして、この基本方針にのっとった那覇港湾施設や牧港住宅地区等の軍用地を当時の市街化区域の設定基準に適合しているということで理解しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　できるだけ市街化区域に含めるものとするというのは、公聴会についてのお知らせでありますね、お知らせ。(資料を掲示)　ところがその前に、沖縄県の内部稟議で、都市計画に関する公聴会の開催についてということで、開催してよろしいですかという内容の、これは屋良朝苗知事の最終的には印鑑が押されています。(資料を掲示)　その中でこう書かれています。軍用地の場所にあっても、市街地として必要な部分については市街化区域に含めることとする。この場合において、既成市街地以外の区域については市街地開発事業(土地区画整理事業等)をそのほか市街地の開発に関する都市計画事業や相当規模の開発行為による計画的な開発を実施中の区域、またはその見込みが確実な区域を主体として、いたずらに市街化区域を広く定めないことにする。これで稟議とっているわけです、９月。１カ月以内に公聴会では――これ公文書ですよ。公文書の中では、現に軍用地として利用しているところであっても、市街地として必要な部分については、できるだけ市街化区域に含めるものとする。いたずらに広げることはだめだと、正式な知事決裁の資料でこうなっている。１カ月以内にできるだけ市街化区域に含めるものとする。この違いは何ですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

都市計画決定のその手続の中で、そういった表現に違いが出ている部分があるということでございますが、何分昭和40年代のことでございまして、正確なことが今現在申し上げにくいところでございまして、その事務手続の中で、公聴会等を開き、住民の意見を聞いた中で表現を変更していった経緯が恐らくあるのだろうというふうに思います。

ただそういった手続を経て、最終的には事務手続を重ねながら国の認可も得て、適切に都市計画決定に至ったというふうに理解しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　２点あります。

今の答弁につきまして、１つ、これ公文書ですよね。公文書の偽造もしくは変造に当たりませんか。全く違うんですよ、内容が。それに基づいて市街化区域に指定される。世論としてそういうふうに進んでいくわけでありますよ。ところが、市街化区域に指定されたおかげで、地主の皆さんは高い固定資産税をずっと払い続けているんですよ。そういう意味では、これおかしくないですか。いたずらに市街化区域を広く定めないことにするのが正式な知事決裁の文書。公聴会でできるだけ市街化区域に含めるものとする。全く違いますよ、内容が。途中で――私はこれよくわかりませんけれども、当時のことは、偽造とはいいませんが変造に当たりませんか。いかがですか、部長の見解。こういうことって、しょっちゅうあるんですか。屋良朝苗知事の決裁では、市街化区域をいたずらに広く定めるなと。(資料を掲示)　ここはできるだけ軍用地を市街化区域に含めるものとすると。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　当時の細かなその事務手続の過程について正確に申し上げることができないわけでございますが、公聴会等開きながら住民意見を聞いてやっていくという中で、当時米軍基地が多かった沖縄県内の状況を踏まえると、必要な部分については市街化区域に含めるという努力をしたという経緯があるのかなという気もいたしますし、そういった手続を経て都市計画決定に今至っているという事実がございますので、事務手続は適正に行われたというふうに考えております。

○山川　典二君　いや、質問に答えてないですよ。これ公務員による偽造もしくは変造に当たらないかという、その見解を聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　土木建築部としまし

ては、都市計画決定等の事務は適正に行われているものと考えておりますので、偽造等には当たらないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　総務部長、総務部長に聞きます。

こういう事例は、公務員の偽造もしくは変造に当たりませんか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

行政の手続は法令等にのっとってとり行われておりますので、個別の事案については、ちょっと今コメントを差し控えたいと思います。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　これは那覇軍港の軍用地主の方々からの意見でもあるんです。仮に、これ偽造か変造に当たるということであれば、県警本部長、これどういう刑事責任が出てきますか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　特定の行為が罪に当たるかどうかについては、個々の具体的な事案の事実関係に即して、法と証拠に基づいて判断することとなります。そのことについて何とも申し上げることはできませんが、もし一般論として申し上げれば、警察としては、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づいて必要な捜査を行っていくということに尽きるかなと思います。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　ありがとうございました。

部長、住民説明会をして、公聴会をして、都市計画地方審議会で議論して、そして建設大臣まで行って、県が指定をした。そういう流れをいつもおっしゃいますけれども、その公聴会のときに那覇軍港の地主は出席していましたか。わかりますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　都市計画決定の事務手続の中で、そういった権利者に対しては当然ながら御案内はして、手続を進めていくものでございますが、今のところ地権者の皆さんが出席していたという事実確認はできておりません。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　事実確認できないで、何で市街地に指定していくわけですか。当時、その公聴会に出ていた人たちは、小禄金城の軍用地主の皆さん、そして牧港住宅地域の軍用地の皆さんですよ。那覇軍港の地主の皆さんは、１人も行っていません。きょうは傍聴席にかなり高齢の方もたくさんいらっしゃいますが、70代、80代、90近い方もたくさんいらっしゃいます。皆さんがそうおっしゃっているんです。何もわからなかった。後で聞かされた、決定して。そういう状況ですよ。そういうことを何で県が今分析をしっかりして対策をとらないんですか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

昨日の中川議員の御質問、そして今山川議員からも御指摘いただきました。やはりこの当時の市街化、できるだけ市街化区域に行うようにというような公聴会での話と、また今新しく山川議員から屋良朝苗（当時）知事の、いたずらに広げることのないようにというようなことがございました。こういった御指摘も、県としましては、真摯に受けとめまして、この事実関係はしっかり確認いたしますとともに、また一方で、何よりも重要なことは、当時那覇軍港はもう市街化になるだろうというような想定で恐らくそういった決定がなされたと考えております。しかしながら、現時点においてまだ返還もされていないというような中において、やはり地域の方々、その地主の方々が大変な御懸念、そして不満を持っているということも十分県としても承知してございます。

この件につきましては、しっかりとそういった御意見も賜りまして、当時の経緯も含めまして、山川議員から今御指摘のありました件も含めまして、しっかりと県のほうで事実関係の確認、そして一番何よりもこういったことをそのままにしてよいのかという御指摘だと思いますので、この件については、そういった御意見も踏まえまして、しっかり検討してまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　(3)、那覇軍港について、基地交付金等及び固定資産税の二重取りの矛盾について伺います。答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

まず国等が所有する資産につきましては、固定資産税はかからない、非課税となっております。このうち

国有資産につきましては、地方、市町村の財政上の事情を考慮しまして、固定資産税のかわりとなる、つまり代替的性格を有する、いわゆる基地交付金が交付されております、これは国等の資産に対してです。一方、個人の方々が所有される民有地につきましては、固定資産税として市町村が課税をしておりまして、基地交付金とは対象を別にしておりますので、二重ということはないのではないかと考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　これは、じゃ那覇軍港の施設概要、皆さんの資料があると思いますから簡単に御説明お願いします。施設面積であるとか、所有形態等々です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

那覇軍港の国有地と民有地の面積につきましては、施設面積は55万9000平方メートル、うち国有地は21万平方メートル、民有地は28万7000平方メートル、その他、つまり県有地・市町村有地が６万1000平方メートルとなっております。

○山川　典二君　いや、あと全体の概要をちょっとお願いします。地主が何名いて、年間賃借料が幾らぐらいで、用途は何でということがありますでしょう。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

沖縄県のほうで発行している25年３月という、少々古うございますが、那覇港湾施設につきましての面積については今申し上げたとおりでありますが、地主数はその当時において1118名、年間賃借料が20億4500万円、主要な建物と工作物等につきましては、事務所、一般倉庫、野積み場、保安柵、給水管等となっております。

○山川　典二君　ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

平成28年時点ですが、地主の数が1388名、年間賃借料が21億500万円となっております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　先ほど企画部長の答弁で、二重取りの矛盾はないとおっしゃいましたよね。あくまで基地交付金は国有地に対する交付金であると。あと固定資産税は民有地の地主の皆さんのものであると。これ基地というのは、一体的に約56万平米の一つの防衛施設として評価をするんじゃないですか。そういう考え方はないんですか。普通はそうだと思いますよ。したがいまして、あくまで国有地が21万平米、これパーセンテージでいいますと37％です。民有地は51％あります。そういう組み分けをするということじゃなくて、皆さんは一団の土地として市街地に指定をしたわけでありますよ。したがって、その市街地に伴う固定資産税が大変大きくなっている。最初からいきますと16倍、固定資産税だけでも９倍上がっているわけです。ところが軍用地料は横ばいです。その矛盾を言っているわけであります。それについて答弁できますか。矛盾がないと言えますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

固定資産税につきましては、評価額に課税標準をかけて、算出して課税をして負担していただいているということがございます。県としては、この那覇港湾施設への課税を行っている那覇市とそれから地主会の方々の意見も聞いて、昨日も少々申し上げましたが、意見等について伺って、話し合いをして、どこに説明が不足しているとか、理解が不足しているとかがあれば話を継続して、双方話し合いで解決ができればいいのではないかという考えで、昨年来職員も派遣してやりとりをしておりますが、最終的には、いろいろこれそこまであれですけれども、地主の方々も部分的に裁判で訴えの提起をされて勝訴したということもございますし、いろんなところに矛盾を含んでいるのであれば丁寧に対応して解決に協力してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　それでは基地交付金、そして調整交付金、それから防衛省の調整交付金、これまで累計、総額でそれぞれ幾らになりますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　申しわけございません。

今全部積み上げるのがにわかにはできかねておりまして、恐縮ですが、29年度、30年度はおのおの70億強でございまして、基地交付金が25億、調整交付金が45億程度でございます。ずっとさかのぼって昭和47年度、始まった年でいいますと、基地交付金は１億7000万、調整交付金は11億4000万ですが、合計13億1000万でございますけれども、この46年間の積み上げについては少々時間をいただきとうございます。

済みません。

○山川　典二君　ちょっと休憩です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時58分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　申しわけございません。

やっぱり少々時間がかかるものですから、お待ちをいただければと思います。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　じゃ改めて資料出してください。私、まだ３番までしかやっていませんが、こんなに時間がかかるというのは非常に不本意でございますので次に行きます。

(4)、国は安保条約が適用されている那覇軍港を市街化区域とするのは適当でないと評価している件について伺いますが、那覇軍用地主等地主会から沖縄防衛局宛てに、軍港の復帰当時からの基地状態について問い合わせがあって、その回答を公室長、今お持ちですか。この文書。平成29年３月14日。部長がお持ちですね。土建部長、どうぞ。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　那覇軍港の復帰当時からの基地の状態についてという回答で、沖縄防衛局長から地主会長宛ての文書、手元にございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　これは、後段のところ、このようなことからというところからお読みいただけませんか。お願いします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　このようなことから、那覇港湾施設は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第２条に基づき、アメリカ合衆国軍隊に使用を許している施設区域であり、現時点では市街化区域として開発行為は困難であるため、沖縄防衛局としては、市街化区域への指定は適当ではないと考えていますとなってございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　部長、ありがとうございます。

つまり沖縄防衛局、国としては、市街化区域への指定は適当ではないと考えていますという、明確にこれ回答が、コメントがあるわけでございますが、これを受けて、今市街化区域ですよね。県としては、これは統一見解をとるべきだというふうに私は思いますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　市街化区域に対する国の評価としまして、これは先ほど読み上げた文書と申しますのは、地主会長からの照会に対する回答でございます。沖縄県に対する国からの回答というのは、昭和48年８月６日付で那覇防衛施設局宛てに計画案についての意見照会をしております。同局長から、昭和48年８月17日付で回答がありまして、３項目についてその内容、その計画変更の要請がございましたが、那覇港湾施設を市街化調整区域に変更する要請というのはございませんでした。このような一連の都市計画の手続を経て決定がなされているということから、国への照会も経た上で計画決定がなされているということでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　市街化調整区域にあえてやらないというのは、市街化にしたいからという思惑があるからでしょう。その資料の根拠をちょっと示していただけますか。その当時の内容を簡潔でいいですよ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時２分休憩

午前11時２分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　復帰当時のお話でございまして、市街化区域の区域に定める基準等についてということでお答えさせていただきたいと思います。

市街化区域は、都市計画法第７条第２項において、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域と規定されております。また、同法第13条第１項第１号において、市街化区域と市街化調整区域との区分は、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、産業活動の利便

と居住環境の保全との調和を図りつつ、国土の合理的利用を確保し、効率的な公共投資を行うことができるように定めることとされております。当時の公聴会資料には、那覇広域都市計画市街化区域及び市街化調整の設定基準において、軍用地として利用しているところであっても市街地として必要な部分についてはできるだけ市街化区域に含めるとの基本方針が示されております。この基本方針は、復帰当時において、軍用地の返還が予定されていた沖縄の状況を踏まえて定められたものと考えられ、この基本方針にのっとった那覇港湾施設の軍用地は、当時の市街化区域の設定基準に適合しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　ですから、全く進化していませんよ、ずっと。中川議員への答弁、全く紋切り型。もっと真剣に考えてくださいよ、那覇軍港のことを。ちょっと時間が３分を切りましたので、次に行きたいと思いますけれども、(5)、那覇市が陸自・空自・空港の防衛３施設の固定資産税過大徴収金等９億円を返還することについて、県の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　那覇市の陸自・空自・空港３施設の固定資産税につきまして、全体を一団の土地として評価することが相当であるとさきの裁判において判断されまして、那覇市が返還を命ぜられているということを承知しております。また同返還につきまして、補正予算が那覇市議会に提案されて、約９億円の返還をする見通しであるというふうに承知しております。

県としましては、今回の判決で示された内容につきまして、基地が所在する市町村に周知するとともに、今後とも法令等にのっとった課税に努めていくよう、適切な助言を市町村に対して行ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　なぜ那覇市は固定資産税過大徴収金９億円を返還することになったんですか。主な理由を説明してください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　平成18年度、19年度、20年度の３カ年度において、今申し上げました空港・空自・陸自施設を別々に鑑定評価した結果、過大徴収が発生したということで、裁判所が認定をして返還を命じたということであると承知しております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　これは国家賠償請求事件でしたね。国家賠償ですよ。つまり平成18年度以降、課税評価を誤った、過大な錯誤があったということなんですよね。

それでは、このときの判決文が今手元にありますけれども、裁判を争ったのは78名です。ところが、今回4500人近くの皆さんに全て支払うということになっておりますが、これはどうしてですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　申しわけございません。

この根拠につきましては、正確に申し上げるべきでございますが、今手元に那覇市の考えが明記されたものがございませんので、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　企画部長、地方税法417条、ポイントを説明してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時８分休憩

午前11時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　地方税法417条の趣旨は、課税に明白な瑕疵がある場合には、市町村長は返還をするという趣旨の内容でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　419条、説明してください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　419条は、県知事の勧告を内容とするものでございまして、市町村の評価の適正を確保する趣旨に基づくものでございまして、市町村内全域において評価基準によって行われていないと認められる場合に適用されるものであります。ただ全域ということでありますので、一つ一つのものでないということは申し添えたいと思います。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

○山川　典二君　これ私は、この９億円、今回返還されますが、トータルでは30億ぐらいあるんですよ。そして、ちょっと聞きますけれども、裁判をしていない皆さんにも返還する。これはあくまで市街化区域の空自・陸自・空港の地主の皆さん。ところが那覇軍港、ここも裁判はしていないけれども、市街化区域として資料にありますけれども――１分しかありませんけれども、極端に高いんです。そういう意味では、那覇軍港の地主の皆さんにも419条で県が那覇市に勧告をして、それを返還するというそういうことが私は重要だと思いますけれども、そういうお考えはないですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　今申し上げましたとおり、419条の趣旨は、市町村の課税が全体として課税の基準にのっとっていないということが明らかである場合に勧告を行うものでありまして、この一つ一つの裁判について適用を促すということではないと思います。たださらに申せば、今回の訴訟の対象であった地域は、陸自・空自・空港の３施設でありまして、訴訟の対象には港湾施設が入っていないというふうに聞いておりますので、これも難しいのではないかと考えます。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　もう時間がありませんから、私はまた引き続き本会議でこの件につきましては、かなりこれ多岐にわたるし、重層的に歴史が、やっぱり年月がかかっているだけに簡単にはいきませんけれども、いずれにせよ、地主の皆さんがもう高齢化しているんですよ。46年前は、部長は何歳でしたか。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　12歳でございました。
○議長（新里米吉君）　山川典二君。
○山川　典二君　小学生ですよね。でも地主の皆さんは、それ以来ずっと高い税金に苦しんでいるんです。そういう意味では、県として、先ほどの資料等含めて、それから分析も含めてずさんだっていうのがわかりましたので、今後引き続き私はこの議会でこの問題を追及してまいります。きょうは残された宿題もいっぱいありますから、ぜひこの那覇軍港の固定資産税、あるいは基地交付金との二重取り含めて、いろんな問題がありますから、先ほど屋良朝苗知事の資料も含めて、ぜひこの辺は精査してください。
　よろしくお願いします。
　終わります。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
　　〔末松文信君登壇〕
○末松　文信君　皆さん、おはようございます。
　沖縄・自民党会派の末松文信でございます。
　初めに、知事御就任大変おめでとうございます。
　去る平成30年第７回定例会での知事の就任挨拶を拝聴いたしました。私は知事はやっぱりやんばるにゆかりのある人だなというふうに感じました。というのは、知事の挨拶の中で、やんばるに山積する諸課題の解決に向けて大変意欲を示されているなという感じをいたしております。そのことに対して心から敬意を表する次第であります。
　知事が述べられました政策は、名護やんばるの定住条件として早期整備が望まれてまいりました、その一つに北部の基幹病院、そしてまた中高一貫の教育校の設置などがあります。これは、これまで私が本会議の中でも取り上げてきたことでありますので、ぜひ知事におかれましても早期の実現を図っていただきたくお願いを申し上げる次第であります。
　それでは通告に従い、順次一般質問を行います。
　１、知事の政治姿勢について。
　(1)、知事の就任挨拶に関連いたしまして、ア、人道的支援活動の拠点構想・計画について伺います。
　イ、やんばるの森・いのち水基金の創設への取り組みについて伺います。
　ウ、北部基幹病院構想の早期実現について御決意を伺います。
　エ、中学生、高校生のバス通学の無料化に向けた取り組みについて伺います。
　オ、北部地域への中高一貫教育校の設置に向けた取り組みについて伺います。
　(2)、沖縄振興計画21世紀ビジョンに関連いたしまして。
　沖縄振興計画は沖縄県民の悲願であった本土復帰が昭和47年に実現して以来、沖縄の歴史的事情、地理的事情そして社会的事情など特殊事情に鑑み、10年スパンで５次にわたる計画が策定されました。約50年、半世紀になろうとしております。この間、先人たちは国との信頼関係を築き県民とともに振興計画の推進に取り組み、今日の繁栄を遂げたものと認識しております。いよいよ５次の振興計画が平成33年には最終年度になります。次期振計の計画に取り組まなければならない時期にあるというふうに思っております。
　そこで、ア、復帰後、沖縄振興に投じられた予算総額について伺います。
　イ、そのうち、日本政府が拠出した予算と自主財源で賄った予算、それぞれの金額と割合について伺います。
　ウについては割愛いたします。
　エ、次期沖縄振興計画の策定と財源の確保について伺います。
　(3)、平成８年12月のＳＡＣＯ合意について、知事の御所見を伺います。
　(4)、普天間飛行場代替施設建設に伴う埋立承認の撤回について。
　ア、撤回要件について、具体的に伺います。
　イ、国との対話を通して解決するとのことですが、その先に何が見えますか、伺います。
　(5)、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票について。

普天間飛行場代替施設建設に伴う埋め立ての賛否を問うのであれば、普天間飛行場の危険性の除去と全面返還の賛否も同時に問うべきではありませんか。また沖縄における米軍基地の整理縮小や世界一危険と言われている普天間飛行場の返還は県民の悲願であり、20年余も議論してきた結果、埋立工事も進んでいる状況であります。そのような状況に鑑み、単に賛否を問うのではなく、県民の多様な考え方を反映させるべく選択肢をふやすべきだったと思います。

そこで県の単独予算約５億5000万円を投じて行う県民投票に何を期待されるのか、その費用対効果について伺います。

イ、地方分権に照らし一部自治体が投票事務不能となった場合、県民投票はどのように実施されるのか伺います。

２、台風24号及び25号による災害復旧について。

ことしは全国的に、観測史上とかあるいは50年ぶりとか風水被害に悩まされた年ではなかったかと思います。政府においては、激甚災害に指定するなど市民生活への対応や復旧への対策が急がれております。被災された方々に心からお悔やみを申し上げますとともに一日も早い復旧を願ってやみません。

そこでさきの台風24号で名護市安和区及び山入端区において国道449号の海岸から高潮、海砂など道路が封鎖され集落が陸の孤島と化しました。また停電する中、家族の安否を確認しに行ったところ、道路が封鎖され迂回道路もなく往生したところであります。この国道449号は本部半島の動脈としての役割を担っており、封鎖状態が続くと県民生活はもとより、産業交通に大きな影響を与えることになります。特に安和区に整備中の公共関与最終処分場がその中間地点にあります。

そこで伺います。

(1)、名護市安和区及び山入端区海岸の被害状況を伺います。

(2)、同海岸の保全対策について伺います。

３、我が党の代表質問との関連について。

仲田弘毅議員の代表質問６、教育文化スポーツの振興(7)、2020東京五輪聖火リレーに関連いたしまして、さきに名護市嘉陽区から要請のあった聖火宿泊の誘致についてその後の取り組みと状況について伺います。

あとは２次質問で行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　末松文信議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１(4)のイ、国との対話を通して解決することについてお答えいたします。

私は、かねてから、辺野古新基地建設問題は、司法ではなく対話によって解決策を求めていくことが重要と考えています。先般、杉田官房副長官と謝花副知事との協議も11月９日から28日まで４回にわたって行われ、県の考え方も胸襟を開いて話し合うというその約束のもとでしっかりと伝えることができたと考えております。私もさきの安倍総理との面談でも、総理からは今後も折を見て話し合いをしたいということのお話をいただいております。ですから今後も政府に対しては、やはり対話によって解決策を求める、いわゆる民主主義の最も基本的な対話によって解決策を見つけていくという姿勢をこれからも粘り強く求めていきたいというふうに思います。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のア、人道的支援活動の拠点構想・計画についてお答えします。

人道的支援活動の拠点構想・計画とは、ソフト的な組織ネットワークを想定しているもので、アジア諸国の大規模災害時の支援活動や台風対策等について、本県から人材の派遣や知見、技術の提供等により、国内外に貢献することを目指しております。具体的には、被災国からの援助要請を受け、人命救助活動を行う国際消防救助隊について、県下消防本部の意向を踏まえながら、消防庁への追加登録の要望を行ってまいります。また、台風対策及び津波対策等に関しては、本県事例等を基本に、アジア諸国の抱える災害対策上の課題等を踏まえつつ、ＪＩＣＡ沖縄と連携し、効果的な研修実施に取り組んでまいります。

次に１の(3)、ＳＡＣＯ合意に対する所見についてお答えします。

県としては、ＳＡＣＯ合意事案を着実に実施することが本県の基地整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。しかしながら、嘉手納飛行場における旧海軍駐機場の航空機による使用やパラシュート降下訓練の実施等、基地負担の軽減を目的としたＳＡＣＯ合意の趣旨に明らかに反すると思われる運用が行われており、このような状況は、県として到底容認できるものではありません。

次に１の(4)のア、承認取り消しの理由についてお答えします。

県は、平成30年８月31日に、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認を取り消したところです。埋立承認については、承認後において、留意事項に基づく事前協議を行わないまま工事を重ねていたことや、軟弱地盤、返還条件等の問題が判明したこと、承認後に策定したサンゴやジュゴンなどの環境保全対策に問題があること等が認められました。このようなことから、埋立承認は、公有水面埋立法第４条第１項第１号及び第２号の承認要件を充足しないことが明らかとなったほか、埋立承認に付した留意事項１に違反していることが認められ、違法な状態を放置できないという法律による行政の原理の観点から、承認取り消しに至ったものです。

次に１の(5)のア、県民投票の費用対効果についてお答えします。

今回の県民投票は、間接民主制の欠陥を補完する直接請求制度により県民から制定請求され、県議会での議決を経て成立した条例に基づき行われるものであり、県民一人一人が辺野古の埋め立ての賛否を明確に示すことは、意義があるものと考えております。県民投票は、法律に基づく手続を経て行われるものであり、民主主義を支える手続の一つであります。民主主義のプロセスと民意を確認するために必要な費用と考えております。

次に１の(5)のイ、一部自治体において投票事務が行われない場合の県民投票の実施についてお答えします。

県民投票は、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例を根拠として実施されるものであり、同条例に基づき、県及び市町村は県民投票の事務を行う義務を負うものであります。

県としましては、住んでいる地域によって県民投票の機会が失われることはあってはならないと考えており、全ての市町村で投票が円滑に実施できるよう、市町村と緊密に連携を図り、県民投票の実施に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のイ、やんばるの森・いのちの水基金（仮称）についての御質問にお答えいたします。

森や水及び水源地域に対する理解の促進と地域の振興を図るため、現在実施している水源地域環境保全事業を拡充することとし、従来の水源涵養機能維持のための取り組みに加え、やんばるの環境保全対策や水源地域の振興策に対して、基金等を含めた助成制度の創設を検討しているところであります。

次に同じく１の(2)のエ、次期振興計画の策定と財源確保についての御質問にお答えいたします。

これまでの沖縄振興諸施策の推進により、沖縄の社会経済は好調を持続していますが、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあります。また、離島の条件不利性の克服などの固有課題の解決も図る必要があることから、一括交付金などの財政措置や各種優遇制度等の沖縄振興策は引き続き必要であると考えております。このため、県では、これまでの沖縄振興計画等の総点検作業に今年度より着手したところであり、今後、新沖縄発展戦略を総点検等に反映させ、次期振興計画の検討につなげてまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のウ、北部基幹病院早期実現への決意についてお答えします。

北部圏域の医療提供体制を考えた場合、医師不足の抜本的解決を図り、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するためには、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、新たに基幹病院を整備する必要があると考えております。基幹病院の整備に当たっては、さまざまな課題について関係者間で認識の一致を図る必要がありますが、県としましては、平成30年度内に合意形成を図るべく鋭意協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　１の知事の政治姿勢についての御質問で(1)のエ、中高生のバス通学無料化についてお答えいたします。

県教育委員会では、低所得世帯の高校生に対して、奨学のための給付金事業により、通学費を含めた教育費負担軽減の支援を行っております。また、今年度から、児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯の高校生等を対象に、沖縄県ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業を知事部局において実施しております。今後は、当該事業の結果も踏まえな

がら、中高生のバス通学費の負担軽減の実現に向け、必要な調査等に着手していきたいと考えております。

次に同じく１の(1)のオ、北部地域への中高一貫校についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、難関国立大学等への進学を目指す生徒のニーズに応え、本県を牽引する高い志を持ったグローバルに活躍できる人材の育成を図るため、開邦中学校及び球陽中学校を設置し、中高一貫教育を実施しております。北部地域への設置については、両校の実績や課題等を踏まえる必要があり、また、近隣市町村への影響などを含め検討する必要があると考えております。現在、ニーズや設置形態、課題などについて、北部地域の市町村や関係機関などと意見交換を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のア及びイ、復帰後の沖縄県一般会計当初予算の総額とその財源内訳についてお答えいたします。１(2)アと１(2)イは関連しますので一括してお答えします。

昭和47年度から平成30年度までの沖縄県一般会計当初予算の総額は、22兆6927億円となっております。その財源内訳は、国庫支出金等の依存財源が16兆9702億円、74.8％、県税等の自主財源が５兆7226億円、25.2％となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、台風24号及び25号による災害復旧についての御質問のうち(1)、名護市安和区、山入端区の被害状況についてお答えいたします。

台風24号による豪雨、波浪により安和区では、床上・床下浸水23件、車両の水没16台、また、山入端区では、床上・床下浸水43件、車両の水没27台の被害が報告されております。

次に２の(2)、名護市安和及び山入端区海岸の保全対策についてお答えいたします。

名護市安和及び山入端区の国道449号道路護岸においては、台風24号の波浪による越波等により、冠水と土砂等の堆積が発生しております。今回の被害状況を踏まえ、今後、道路構造の保全及び安全の確保について検証した上で、対策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　３、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、名護市嘉陽地区への聖火宿泊の誘致についてにお答えいたします。

東京2020オリンピック聖火リレーの県内ルートについては、ことしの７月17日に、沖縄県実行委員会を設立して検討を進めており、離島も含めて全県的に実施できるよう取り組んでいるところであります。宿泊地を含む県内の詳細ルートについては、当該実行委員会において検討しているところであり、国際オリンピック委員会の承認を得た上で、来年の夏ごろ、東京2020組織委員会から公表されると伺っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　御答弁ありがとうございました。

それでは２次質問に移っていきます。

まず初めに、北部基幹病院の整備についてでありますけれども、これは知事から決意をいただこうと思っていたんですけれども残念ですね。ぜひ後でもいいですから知事の決意をお願いしたいと思います。

さきの具志堅透議員への答弁を聞きますと、やっぱりますます遠のいた感じがしてならないわけであります。そういう中でぜひ知事の決意をもう一度聞かせていただきたいとこのように思っております。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　末松議員の質問にお答えいたします。

北部圏域の医療提供体制を考えた場合、医師不足の抜本的な解決を図るということは重要課題であります。そして安定的かつ効率的で地域と密着した地域完結型の医療体制、この医療の提供体制を構築するためには、やはり県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、新たに基幹病院を整備する必要があるということはこの間申し上げてきたとおりであります。公約にも掲げておりますが、北部基幹病院の早期実現に向けて全力で取り組んでいきたいと考えておりますし、担当部長にはスピード感と、そしてそれぞれの市町村関係者の皆さんにも誠意を持って真摯に協議に当たるようにという指示を出しているところであります。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　ありがとうございます。ぜひ早期実現をお願いしたいというふうに思っております。
　次に、中学生、高校生のバス通学無料化についてでありますけれども、昨日の新聞報道にもありましたように、今の教育長の答弁では何か期待外れだなという感じをしておりますけれども、知事が公約に掲げたわけですからそれなりの取り組みが必要だと思いますが、もう一度答弁をお願いします。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　新聞報道も承知しております。その公約の実現につきまして、財源もそうですし支援の方法にも整理すべき課題が多くあり得ます。私どもとしては、生徒の通学に係る調査もありますし、またその支援方法、この後関係バス会社との調整等々も行う必要がありますので、その辺の必要な調査も踏まえてからということで、まずはその部分を着手したいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　次に、この北部地域への中高一貫教育校の設置でありますけれども、これまでも何度かこれについては質問してまいりましたけれども、その後の進捗状況というか、取り組み状況についてちょっとお願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時41分休憩
　　午前11時41分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。
　北部地域への中高一貫教育校については、答弁でお答えしたとおりなんですが、実はまた11月に本島北部の国頭村から金武町までの８市町村の教育長でありますとか国頭教育事務所長、あとは関係する高校の校長等々と意見交換を行ってまいりました。そこでこの北部地域への中高一貫校の設置に関してのさまざまな意見を伺うことができました。今その辺の意見等も踏まえて、また課題等も整理をしていこうと考えているところであります。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　ありがとうございます。
　知事が政策に掲げているとおりこの北部においては、この基幹病院の整備であったりあるいは人材育成、これは定住条件の整備であります。それがない限りは北部の発展はあり得ないだろうというふうに考えておりまして、知事が掲げている政策について大変共感しているわけでありますけれども、今教育長そして部長たちが答えている内容では、時間がかかり過ぎてどうしようもないなというような感がしております。知事においてもう少し指示を出していただいて、早期に実現できるようにお願いしたいと思うんですけれども、いかがですか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　北部地域の定住化を促進するということは、これはもう県土の均衡ある発展のためには、では何をもって定住化を促進していける要素になり得るかということをさまざまな部局で議論をさせていただいております。その中でもやはり基幹病院の設置ももちろんですし、中高一貫校設置による人材育成にさらに力を入れる。それも北部の市町村の関係者の方々から非常に高い要望をいただいているところであります。
　あわせて私も昨日、実は、新聞で恐らく末松議員と同じ記事を拝見したのではないかと思うのですが、やはり子供たちは各家庭によって通学に難渋さといいますか大変さを伴っていると。できれば早くスピード感を持って公約を実現してほしいというような内容の記事だと私は受けとめております。ですからできるだけ関係機関の方々としっかり意見交換をさせていただき、しかるべき調査を行った後、その中でも速やかに実現できることについては、私はやはりスピード感を持って当たっていきたいというその思いはあるということをお伝えしておきたいと思います。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　よろしくお願いいたします。
　それでは次にこの予算についてであります。
　これから相当の財投なりを投資しないといけないような状況だと思いますけれども、知事はこの間国からの補助金に頼らない県政運営を行うとこういうことを公言しておられます。知事がこれまで――さきの部長の答弁にありましたけれども、16兆余りの予算が投下されて今日に至っているわけでありますけれども、これだけの振興策をやるに当たって知事が補助金に頼らないでやれるというのは、根拠はどこにあるんですか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　補助金に頼らないというふうな御質問だと思いますが、まず制度のことを少し御説明させてください。
　基本的に国が国家的な見地から国が行う特定の事業、これは国庫補助金等で支出をしておりまして、これは全国的に行われているというところでございま

す。あわせて沖縄振興予算につきましては、沖縄の抱える特殊事情、そういった政策課題を解消するために必要ということでこれまでやっておりまして、その解消が図られるまではずっと継続されるべきものというふうに考えております。

この補助金に頼らないというのは、この振興策をいわゆる振興予算を活用してしっかり沖縄の優位性と潜在力を生かして、自立型経済の構築を目指す、そういったことをしっかり取り組んでいくと。そうすることによって雇用であったりとか所得税収の増加が図られて地域全体、沖縄が安定的に発展する好循環が行われる現状ができ上がると。こうすることによって予算編成においてその自主財源比率が当然高まってきますので、そうしますといわゆる行政の自主性であったりとか安定性を確保することができるというふうな趣旨のことで補助金に頼らないということを言ったところでございます。

○末松　文信君　ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　御質問の補助金に頼らないというのは、日本の財政システムを前提にした上での話であります。当然均衡ある国土を維持するために、地方交付税等々で平準化がなされておりまして、その中で東京都が突出しておりますが、その他は散らばりがあって非常に格差がございます。これをならしていくのは国の責務としてやられているわけで、当然これまで16兆9702億円というのは、復帰後の沖縄の社会資本の拡充等々かなり効果があったというふうに考えております。これからは、今沖縄の経済が非常に好調でありますので、この可能性を実現することによってその日本の財政のシステムの上で自主財源をふやしていくという意味でございます。全く補助金がないということではありません。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　副知事や部長がおっしゃることは、私は承知していますよ。ただ知事が補助金に頼らないということのこの補助金とは何なのかと聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　重複になるかもしれませんが、今沖縄の可能性が高くて、実際に経済のパフォーマンスも拡大しておりまして自主財源もふえております。こういう好循環をふやすことによって自主財源もふえていくと。それによってある意味で自立経済の定義にも近づいていくという意味で解釈をしております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。（発言する者あり）

静粛に願います。質問があります。

○末松　文信君　副知事、僕はそういう議論はしていないんですよ、それはわかっていますよ。３割自治でしょう。それ以外はみんな頼っているわけですよね。依存財源ですよ。そうありながら何で補助金に頼らないと言っているのかがわからない。そういうことを言っているから知事は政府とも仲たがいをしているわけです。どうですか知事。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　誤解があってはいけないのではないかと思いますので、まず申し上げたいのは、私は補助金を一切要らないということは今まで一度も言っておりません。補助金に頼らないというのは、沖縄の伸びゆく自立型経済を目指していくという復帰50年先の沖縄の未来像、新時代沖縄を描く場合にアジアのダイナミズムを取り込んでいって経済の好循環を県内経済の域内流通に回していく。それを優しい沖縄の社会をつくっていくという方向を目指そうというトータルの考えの中で、私は、補助金に頼らないでその自主財源をもっと伸ばしていってそうすればもっと使えるお金がふえる、県民の暮らしを底上げするお金がふえていく。だからそれを目指していこうという私はその理念のもとに言ったのが、補助金に頼らないというその言葉に集約されているものと思います。さまざま誤解を与えているということに関してはおわび申し上げますが、私の考えはこの間も自主財源比率が20％台から30％台に上がってきているという現状を見ても、議員も御案内のとおりそういう社会、そういう循環環境をつくっていきたい。そして所得の底上げであったりあるいは非正規から正規雇用にあったり、そういう社会の循環をつくっていきたいという趣旨で私が選挙期間中にその沖縄の将来像を述べたことであるということを御理解いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　時間もありませんので、この議論は終わりましょう。

次に、(4)の普天間飛行場代替施設の建設関連は最後にしたいと思っております。

(5)、県民投票についてでありますけれども、ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○末松　文信君　このフローチャートですけれども、これは先日の報道からとったものです。（資料を掲示）これ参考につくってあります。これを見ますとこの３カ所にクエスチョンマークがついています。これについてちょっと教えてほしいんですけれども、この12月の市町村議会で予算審議して否決された場合には、一部の市町村で実施できるというふうにあります。それから次に首長が再議した場合、その否決された場合でも再議のところもクエスチョンがある。ここでも首長判断で予算計上とあります、こっちにもあります。この３カ所のクエスチョンマークについての説明をお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　まずこの資料は、私ども県がつくったものではございません。私どもがここにクエスチョンをつけたものではないということは御理解いただきたいと思います。その上で個別的にということで。

まず市町村議会、今のところ41市町村全て議会に提案していただく方向というふうに報告を受けております。その上で議会で審議いただくわけでございます。議会で否決された場合には、私どもこの経費につきましては地方自治法177条第１項１号に定めるその他の普通公共団体の義務に属する経費に該当するというふうに考えておりますので、各市町村長は、再議に付していただいて……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。答弁が聞き取りにくいです。

○知事公室長（池田竹州君）　必要があるものというふうに考えております。その上で……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○知事公室長（池田竹州君）　改めて続けます。

議会が事務の管理執行に必要な補正予算案を否決したときには、再議に付す。そしてその上で次の否決、首長判断で予算の計上という形もできるものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　では公室長、市町村長の裁量でそれは再議しないということもあり得るわけですね。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、条例の施行により県、市町村ともにこの県民投票を執行する義務を負うものと考えております。先ほど177条の条文の関係で説明しましたが、市町村長におかれましては再議に付す義務があるものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　公室長は、さきの軍特委員会の私の質問に対して、一部の自治体が予算否決した場合には、実施不能になる。その場合には、県民投票は成立するのかということの問いに対して、それは成立しませんという旨の答弁をしていますけれども、これとの整合性はどうなるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　10月議会及び軍特委での答弁につきましては、252条の17の２の規定に基づき委嘱された事務について市町村は義務を負うというふうに説明してきたところです。また県から市町村に当該事務を執行させる強制力につきましては、知事は事務の移譲に伴いまして包括的な指揮監督権は有しないというものであります。そのため自治法上、知事は市町村に対しまして直接その執行を強制することはできない旨答弁、御説明させてもらったところです。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　そのとおりですけれども、その義務と強制はできないということの整合性はどうとるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

繰り返しになりますけれども、条例の施行に伴いまして県及び市町村それぞれがこの県民投票を実施する義務を負っているということでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　これ以上は平行線模様でありますので、次に行きます。

(4)、残った最後の再質問ですけれども、池田公室長は、代替施設の建設費２兆5500億円というふうに言っておりますけれども、この数値はひとり歩きしかねないようなことで大変心配しているんですが、その数値の根拠を伺います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後０時０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今回政府との協議に当たりまして、県として大まかな目安を保つために概略で全体の埋立工事費用を算出したところです。まず算出に当たりましては、国の提出している資金計画書から現在までに着手済みの護岸等に係る当初の計画費用を求め、現在までの支払い済み額920億円と比較したところ、当初計画の約10倍の費用がかかっていることがわかりました。このため全体の埋立工事は、資金計画書で示されております事業費約2400億円の約10倍と見込んで２兆4000億円と算出いたしました。また軟弱地盤に対する地盤改良工事が追加されると想定しまして、岩国の事例を参照として約500億円の費用がかかるものとしております。また埋立土砂の県内・県外からの調達のために追加で約1000億円の経費がかかると算出しました。これらのことから勘案して全体の埋立費用は、最大で２兆5500億円かかるものと試算したものでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　これは防衛省とは調整したんですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

この件につきましては、私のほうで杉田副長官のほうにお話ししましたので、これはあくまでも県のほうで概略したものですと言ったところです。

ただ先ほど公室長からもございましたように、ベースになったものは政府が出した資金計画書でございます。2405億4000万円、これが実際に22カ所の護岸のうち６カ所しかできていないという中で既に1428億、60％がもう消費されていますよねと。これについては、防衛省のほうも認めてございます。そしてその中で着手済みの護岸の工事費用、これは資金計画書では78億4000万円となっている。これは防衛省が出した資料です。これに対しまして、実際に現在まで支払い済み額928億円となっている。これも認めてございます。そうしますとこの78億と928億、単純比較したとしても12倍の費用がかかっていますという話は説明いたしました。これをベースにしまして、仮に５倍としても１兆余りですよと、2400億の５倍としても１兆余りですよと。これに軟弱地盤の500億ですとか県外から運ぶ1000億をやるとさらに1500加算しますと。これを10倍にすると合計で２兆5500億になりますよというような話をこれまでの実績を踏まえた形で県が概略で示すとこうなりますという話をしたところです。これについては、杉田官房副長官もうなずいておられて、それでも政府としてはしっかり予算をとって頑張るというような話があったところです。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　これは、防衛とも確認しないといけない事項だとは思いますけれども、これだけ経費がかかった原因は何だと思いますか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　これは、まさしく防衛省のほうに確認の話だと思いますが、私のほうで推測ですがということでお話、これもしたところですが、いわゆる警備等に多額の予算も要したのではないでしょうかという話もしたところです。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　県がいたずらに妨害しなければこんなに経費はかからないわけですよ。

それでは、少しこの米軍基地の過重負担の軽減ということで整理縮小、それから沖縄県と国の対応について列記してありますけれども、こういったことで県の対応、国の対応それぞれありますけれども、こういう対応の中で知事がおっしゃる協議をしている最中ですけれども、この協議の行く末は見えておりません。

それはどうしてかということで私は少し検証してみました。そこでこれらも含めて少しお聞きしたいと思いますけれども、謝花副知事が撤回した埋立承認は、普天間飛行場全面返還に伴う代替施設建設用地を確保するため、米軍基地キャンプ・シュワブの辺野古地先米軍制限水域の一部を埋め立てることに対し、仲井眞元知事が適法に承認したものであります。にもかかわらず翁長前知事は、普天間基地の危険性を顧みることなく職権を濫用し恣意的に埋立承認を取り消した。ところが最高裁において知事の取り消しが違法との判決が下され、翁長知事はみずから承認取り消しの取り消しを余儀なくされたわけであります。その結果、埋立工事が進められて今日に至っているというのが現状であります。また今度は、翁長知事がみずから取り消した承認を撤回する意向を表明されました。しかしながら翁長知事はみずから撤回処分をしないまま亡くなられたわけであります。その後、職務代理者である担当副知事の富川盛武副知事が謝花喜一郎副知事に委任し、謝花副知事が翁長知事の意向として埋立承認を撤回する行政処分を行ったところであります。

ここで私は、大変腑に落ちないことがありますので

お尋ねしたいと思いますけれども、このような政治的にも大変重要な事案であるにもかかわらず、次期知事の就任を待たずして、選挙で負託されたわけでもない副知事が職務代理者というだけで処分したのか。これは適正を欠いたものであるというふうに考えておりますけれども、新しい知事が判断すべき事案ではなかったかと思います。そのことについての所見を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

今回のこれは８月31日撤回いたしましたけれども、その根拠等は、先ほど公室長が述べたとおりでございます。

県としましては、違法な状態を放置できないという法律による行政の原理の観点から撤回したということでございます。

御質問の新知事誕生を待ってやるべきではないかというようなこともございましたけれども、我々としましては、先ほどの法律による行政の原理の観点から、慎重の上にも慎重を期して、しかも聴聞の手続も行った上でその結果も受けた上でそれにいろいろ判断、それでも慎重に行った上で８月31日に撤回を行ったということです。違法な状態を放置できないというあくまでも法律による行政の原理の観点から、新知事の誕生を待たずに行うことが適当であろうというふうに判断したところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　取消訴訟についてもああいう判決が出ている。今度の撤回にしても同じ道を歩んでいるようでありますけれども、結論は一緒ではないかというふうに思っております。そういう中にあって知事は、政府との協議の中で解決していきたいとこのように申しておりますけれども、その公算はどうですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　議員からもありましたとおり、私は、この問題は司法で解決するのではなくやはり話し合い、対話、協議を持ってその解決の糸口を見つけるべきであるということを政府に求めております。安倍総理も私と面談をした際には、折を見て話し合いをしていきたいということも申していらっしゃるという点に、私は希望と期待を込めてこの問題を対話で解決していきたいという気持ちを持っているわけであります。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　それでこのたび国地方係争処理委員会に申し出たのはどういう意味ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほど知事からもありましたが、この問題――辺野古新基地建設問題は、司法ではなく対話によって解決を求めていくことが重要であると考えております。しかしながら謝花副知事と杉田官房副長官との間での４回にわたる協議、また安倍総理との協議においても、東アジアの安全保障環境の変化や辺野古移設では普天間飛行場の早期の危険性の除去は困難であることなどを話し合いましたが、政府からは残念ながら十分な回答がなく辺野古が唯一の解決策と従前の説明を繰り返されたというところです。このようなことも踏まえまして沖縄県としては、国地方係争処理委員会へ審査の申し出を行ったところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　私は、司法の入り口に差しかかったなというふうな認識ですけれども、そこで伺いますが、知事は国と対峙し平行線をたどっているうちに代替施設が完成することを落としどころと考えているのではないかというふうに疑義が生じております。そのことについて知事の御所見を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　そのようなことは絶対にないということを申し上げておきたいと思います。

○末松　文信君　落としどころをぜひ考えてください。ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時11分休憩

午後１時21分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

大浜一郎君。

〔大浜一郎君登壇〕

○大浜　一郎君　こんにちは。

私がこの場に立ち、一般質問をするのは２回目であります。前回は私の生い立ちを含め、政治理念と今後の沖縄県政への期待を述べさせていただきました。私は離島出身の議員として、離島の振興なくして沖縄の振興はないと、基本姿勢を強調したところでございます。今回もその基本姿勢にのっとり質問をしてまいります。

まずは、沖縄振興のトップリーダーとしての視点を知事御自身に問う質問、そして離島地域からの要請についての質問です。

私は補欠選挙で当選して以来、議員として県政の現状や特に財政状況等の資料を検証する中で、いかに沖

縄県にとって国との協調性が重要か、改めて再確認した次第です。しかるに現在、県と国との協調性が良好ではない状況下において、このまま沖縄振興計画は進展していけるのか重大な危機感を持っています。

知事は就任から２カ月余りがたち、沖縄のトップリーダーとして以前とは比べ物にならないくらいその責任と県政全般に理解が深まったはずです。かつての国会議員としての自由な立場からの発言が各所に残っておりますが、県民の幸せを、トップとして責任のある立場にある現在、修正すべきは修正し、前に進むべきと考えます。

そこで沖縄県の中長期的な展望をどう考えているのか、以下の質問に知事御自身の言葉で率直に語っていただきたいと思います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、政府の沖縄特別措置法があってこそ沖縄振興計画が成り立っていることへの認識についてお伺いします。

(2)、平成33年度末に現行計画の終了後における知事自身の具体的な沖縄振興ビジョンについてお伺いします。

それに関連し、本年５月17日の衆議院内閣委員会において玉城デニー知事は安倍首相に対し、沖縄を一国二制度にして関税をゼロ、消費税をゼロにする。それぐらい大胆な、これからの沖縄の将来を見越したそういう提案をぜひ行っていただきたいと要望しております。それが今後の沖縄の振興を推進していくに当たり有効な策だと思うのであれば、玉城知事はそれを政府に逆に提案できる立場にあります。

(3)、衆議院内閣委員会での沖縄を一国二制度にするという発言の真意についてお伺いします。

現在八重山住民、宮古島住民は中国との国境に接し、中国による執拗な領土的野心にさらされておりますが、(4)、外国特派員協会で、中国は脅威かとの質問への返答内容の真意についてお伺いをします。

離島振興に関する私の質問に対し、知事自身の離島への思いを述べていただきました。大変すばらしい答弁だったというふうに思います。八重山・宮古地域の要請として、知事に過日直接要請をさせていただきましたが、それらに積極的に向かっていただくことを切望いたしまして、(5)、美ぎ島美しゃ市町村会要望書への取り組みの姿勢についてお伺いします。

我が党の代表質問で西銘県議も取り上げており、また昨日より我が党の議員が質問した市町村と商工会の役割はまさしく地域力の源だと言えます。知事の決意として(6)、市町村商工会及び沖縄県商工会連合会関係予算の拡充への取り組みについてお伺いをします。

防災ヘリコプター未整備県の沖縄県に近々導入計画がありますが、導入する際の方向性について、その守備範囲において先島諸島、南北大東島が外されているということに強い憤りを感じております。

(7)、消防防災ヘリコプター導入についてお伺いします。

２、離島振興における事業計画について。

(1)、沖縄振興予算概算要求のうち、沖縄離島活性化推進事業の要求額が据え置きになっている理由についてお伺いします。

(2)、石垣市の要請である農業農村整備事業等への適切な予算の配分についてお伺いします。

(3)、石垣市の要請である離島生徒の選手派遣支援事業についてお伺いします。

(4)、宮古島市、石垣市の共通の要請である宮古・八重山近海における地震・津波観測システム設置についてお伺いをします。

(5)、竹富町の要請である離島送電海底ケーブル取りかえ計画への県の取り組みについてお伺いします。

(6)、与那国町の要請である農業振興のための地下ダム整備についてお伺いします。

３、我が党の代表質問との関連につきましては取り下げます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(3)、一国二制度に関する発言についてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法に基づく一括交付金や沖縄振興税制等を活用した各種施策の展開により、沖縄の振興は大きな成果を上げてまいりました。一方で、全国平均の約７割の１人当たり県民所得や高い子供の貧困率など、課題も残されております。

ことし５月の衆議院内閣委員会において、私が行った一国二制度に係る発言は、そのような沖縄の課題解決に向けて政府からの思いっきり大胆な提案を促したいという趣旨で行ったものであることを御理解いただきたいと思います。

その他御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　１、知事の政治姿勢についての(1)、沖縄振興特別措置法と沖縄振興計画の関係についての御質問にお答えいたします。

沖縄振興計画は、沖縄振興特別措置法において、沖縄振興基本方針に基づき、沖縄県知事が定めるとされております。同法では、沖縄振興計画に位置づけた事業を推進するなど特別の措置を講じることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することとしております。

次に同じく１の(2)、新たな沖縄振興計画についての御質問にお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画は、平成33年度末に期限を迎えることから、県では、次期振興計画の策定に向けた検討を開始しております。次期振興計画の策定に当たっては、アジアのダイナミズムを取り込み、沖縄の高い発展可能性を顕在化させる視点が重要であると考えております。このため、臨空・臨港型産業の集積、航空関連産業クラスターの形成、アジア有数の国際情報通信拠点スマートハブの形成、海洋資源の開発拠点形成等、公約や新沖縄発展戦略等を踏まえ、検討を進めてまいります。

同じく１の(5)、美ぎ島美しゃ市町村会要望書への取り組み姿勢についてお答えいたします。

去る11月５日、美ぎ島美しゃ市町村会から県に対し、農業農村の整備や医療の充実、港湾整備への支援等、26項目の要望がなされました。県では、定住条件の整備と離島の特色を生かした産業振興を柱に離島振興に取り組んでおり、いただいた要望につきましては、関係機関と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に２、離島振興における事業計画についてのうちの(1)、沖縄離島活性化推進事業の要求額についての御質問にお答えいたします。

沖縄離島活性化推進事業は、離島市町村が実施する産業振興に資する事業や定住条件整備に資する事業などの、先導的な事業を国が直接支援するものとされております。内閣府が公表した資料によると、平成31年度概算要求額は、前年度11億5300万円から4700万円増の12億円となっております。

県といたしましては、県が実施する事業と国が直接支援する本事業が相乗効果を発揮し、さらなる離島地域の活性化が図られるものと期待いたしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(4)、外国特派員協会での発言についてお答えします。

知事は、去る11月９日、日本外国特派員協会で会見を行いました。その際、記者からの、中国への抑止力についてどのように考えているのかという質問に対して、日本政府の中国に対する抑止力の考えに対して、沖縄県がその方向性についてどのような話をしてもその方向性を変えることはできないかもしれない、沖縄県の立場からはこれ以上米軍基地の負担を負わされることなく、アジア全体の平和をつくっていく環境づくりのために沖縄からどういうアプローチができるのかを考えたいと発言しております。

次に１の(7)、消防防災ヘリコプター導入につきましてお答えします。

昨年度取りまとめた調査検討報告書では、まずは先行１機を需要の高い本島に配備し、その周辺地域を基本的な守備範囲とすることを想定しております。機体は、航続距離400キロメートル以上とし、災害時には、出動先での給油を前提として、宮古・八重山地方及び大東地方での活動を視野に入れております。ヘリの飛行速度や活動時間などを考慮すると、迅速な対応が必要となる宮古・八重山など離島での急患搬送等の業務は、自衛隊や海上保安庁等による既存の枠組みによる対応が望ましいと考えており、導入する場合には、自衛隊等との関係機関と協議を行い、連携して対応してまいります。

次に、離島振興における事業計画についての(4)、宮古・八重山近海における地震・津波観測システム設置についてお答えします。

海底ケーブル式地震・津波観測システムは、国主導により北海道から房総沖については防災科学技術研究所、東海沖については海洋研究開発機構が整備しております。また、文部科学省は南海トラフ地震に備え、宮崎県沖から四国沖にかけて、南海トラフ海底地震津波観測網を整備することとしており、平成31年度に着工する予定と聞いております。本県周辺海域においては、海底ケーブル式地震・津波観測システムは設置されていないことから、知事会等を通じ、事業主体となる国へ早期整備について働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　１、知事の政治姿勢についての(6)、商工会等関係予算の拡充について

にお答えいたします。

県では、県内中小企業の大部分を占める小規模事業者を対象として、経営改善普及事業等を行う商工会等の人件費及び事業費について、県単独予算で補助を行っております。昨今の商工会等においては、事業計画の策定支援など、各事業者に密着した伴走型の支援体制が求められ、その役割はより一層重要なものとなっていることから、県としましても、必要不可欠な人件費等の所要額を確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に２、離島振興における事業計画についての(5)、送電海底ケーブル取りかえ計画への県の取り組みについてにお答えいたします。

沖縄県は、多くの離島を抱える島嶼県となっていることから、離島への電力供給を行うため海底送電ケーブルは重要なものと認識しております。海底ケーブルを含む送電設備は、電気事業法上、電力会社がみずから整備することとなっております。電力会社に対しては、国が電気事業者の参入に関する許可や料金の認可等の権限を有していることから、引き続き、国と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２、離島振興における事業計画についての御質問の中の(2)、農業農村整備事業への予算配分についてお答えいたします。

石垣市における農業農村整備事業については、国営石垣島地区関連事業を中心に、工事の本格化や事業採択地区数の増加が見込まれることから、所要額の確保が必要となっております。このため、平成30年度については、対前年度比113％となる約17億円を措置するなどの優先配分を行ったほか、31年度予算についても、さらなる増額要望を図ったところであります。また、年度開始以降についても、事業間流用や補正予算の活用などについて、積極的に検討していくことで所要額の確保に努めていくこととしております。

県としましては、引き続き、石垣市などの関係機関との連携、地元合意形成を図りながら、事業効果の早期発現に努めてまいります。

次に(6)、与那国町の地下ダム整備の要望についてお答えいたします。

与那国町の地下ダム整備については、過去に国が行った調査において検討されております。その調査結果を踏まえ、国営かんがい排水事業の導入が検討されましたが、幾つかの課題があり、採択には至らなかったと聞いております。

県としましては、これまでの経緯を踏まえ、課題の解決に向けて町と連携して取り組むとともに、引き続き、農業生産基盤の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の離島振興における事業計画についての御質問で(3)、離島生徒の選手派遣支援事業についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで離島から県高等学校総合体育大会、九州大会、全国大会に参加する高校生に対して派遣費を助成しております。中学生についても、これまで九州大会や全国大会に参加する生徒に対して派遣費を助成しており、さらに、平成27年度から県中学校総合体育大会に離島から参加する生徒に対しても派遣費を助成しております。今後とも、派遣費の助成を継続するとともに、負担軽減が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　知事、この前私地元に帰りまして、いろいろ御挨拶をする中であるおばあさんに呼びとめられました。八重山方言で言ってもわからないと思いますから、日本語に訳しますけれども、大丈夫かと、（「方言で……」と呼ぶ者あり）　いやいや八重山方言ですからわからないと思うんですけれども、よくよく気をつけなさいよと。親とけんかをするといいことはないよと。これよく私たち子供のころから言われたことなんですが、このおばあさんは実は私に投票をしてくれた方ですが、知事選に関してはデニーさんに入れた方なんです。その人に呼びとめられて、そのような言葉をかけられました。やはり離島という地域は、これまでも本当に政治がいろんな下支えをしてきたというのは実感としてわかっている方が多いです。特に山中貞則先生がいたころ、本当に八重山は発展しました。そういうことを記憶にとどめている方が多いんです。やはり、今の現状については、これでいいのかなというふうに思ったりすることが皆さん感じているところもありますから、ぜひその辺のこともあるということを念頭に入れて今後の県政運営に努めていただきたいなというふうに思います。

11月14日から、自民党会派で東京研修に参りました。内閣府の沖縄担当統括官、沖縄振興局との意見交換は非常に有意義なものでした。他に類を見ない高率補助、沖縄関係予算の内閣府の一括計上、各種特区、

優遇税制、沖縄独自の一括交付金制度、それらの分厚い政策パッケージで沖縄振興、県民生活は支えられていると再認識をしました。しかしながら、驚いたのは沖縄振興局と県は、33年の終了後のビジョンの共有がさっぱりできていない。私たちはこの雰囲気を目の当たりにしました。本当にびっくりしました。また私も県議になって、改めて多くのさまざまな事業に一括交付金が使われて、それで成り立っているということに驚きました。

５月９日の会見で富川副知事は、事象・現象に伴って課題等も出てきますし、一番大事なポイントは10年、あと10年なぜ沖縄振興計画が必要なのかという理論的根拠を示さなければなりませんと述べられました。

ここでお伺いをしたいのですが、知事は沖縄振興を推進していく最高責任者です。これまでの沖縄に寄り添った政府の分厚い政策パッケージなくして、これからの沖縄振興は非常に困難だと私は思っております。この辺をやはりトップリーダーとして明確にお話をしていただきたい。

もう一点、５月９日の富川副知事のコメントでございますが、これ理論的根拠、あと10年なぜ沖縄振興が必要なのかという理論的根拠を示さなければなりませんと明確におっしゃっています。どういう理論的根拠なのかわかりやすく教えていただきたいと思います。

トップリーダーに聞いていますから、知事にお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　沖縄県の振興については、当然政府の計画の中にもアジアに向けたフロントランナーとしての位置づけが明記されております。ですから、沖縄の優位性を生かすことによって、沖縄から日本全体の経済を牽引していく、そういう方向性を私たちも目指しておりますし、日本政府もそのために沖縄に対するさまざまな振興予算を投下しているものというふうに思料いたします。過日、私から沖縄振興予算について、平成31年度の沖縄振興予算概算要求額の満額確保、それから沖縄振興一括交付金について概算要求額以上の額の確保などを総理官邸、内閣府沖縄担当、自民党本部、公明党本部、県関係の国会議員にも申し入れをさせていただきました。ですから、その方向においては、私は国も沖縄の可能性やポテンシャルをしっかりと伸ばしていきたいという方向性で捉えていると思いますし、私たちもそのために沖縄が自立型経済を目指す上でも、政府と一体となって取り組むという方向性にはぶれはないというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　議員御指摘の次期振計が必要であるという理論的根拠についてお話ししたいと思います。

これまで格差是正のもとに、沖縄県も特に社会資本の面において本土水準に近づいてきたと、経済もかなり潜在力も含めて今好調に推移していると。その根底にあるのは沖縄振興特別措置法、沖縄振興計画が土台にあるということは間違いないわけで、そういう意味においては感謝をしたいと思います。

続けてさらに必要かということについては、私も以前沖縄振興審議会の国及び県の委員をしていましたので、そこの議論も含めてお話し申し上げますが、10年５回続いてもさらにもっと要求する根拠は何かと、これは確たる説明が必要でしょうという審議委員のほうからもたくさん意見がありました。その中で我々が確認したことは、これまでは確かにこの振興特別措置法あるいは振興計画のおかげで、かなり本土に近づいたということはそのとおりでございます。ところが、もう格差是正は御存じのように取り下げられましたので、これからは今沖縄が持っているポテンシャル、これを拡大することによって次の振計をお願いしたいと。御承知のように沖縄振興基本方針においても、沖縄の潜在可能性が顕在化すれば日本の再生に役立つということをはっきりとうたわれております。我々としては、これからは沖縄はもとより日本経済の再生に役立つような、あるいは日本経済を牽引できるような沖縄として、そういう素地が固まりつつあると思っていますので、これは沖縄だけのための振興計画ではなくて、日本全体の発展に役立つ振興計画という論理づけをすることによって、さらにソフト・ハードの拡充及び規制緩和という形で取り組みたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　ありがとうございます。

それではなぜ今、内閣府の担当部局とこういうふうなイメージのすり合わせがさっぱりできていないんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

内閣府沖縄担当部局とは、平生からいろんな作業等について綿密にやりとりをしておりまして、ただ、今議員がおっしゃる次の振興計画に向けての話は、まず

沖縄のほうで総点検し、新沖縄発展戦略等を整えて後にどのような制度を必要とするかという議論をこれから始めてまいるところでございます。どのようなやりとりがあったかはちょっと承知しておりませんけれども、私どもとしては、内閣府の沖縄担当部局のほうとは、繰り返しになりますが、常日ごろからやりとりをしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　やはり一括交付金を導入する際、４年くらい前からいろんなシミュレーションを立ててやった。私も最初の委員として行っていましたので、よくわかっています。じゃ、３年後どういうふうにするかというイメージがないと、どういう総括が今進んでいるのか、その辺のところをちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　最も基本的なところにつきましては、今富川副知事がお話ししたとおりでございますが、沖縄振興特別措置法によって財政特例でありますとか、税の特例、それから政策金融、規制緩和等の沖縄振興基本計画の施策が実効性あるものとして担保されておりまして、沖縄振興計画がどのような内容になるかによって決まってくるわけでございます。特に威力を発揮する財政特例でありますとか、税の特例、政策金融等については規制緩和を含めてですけれども、このような外形的なものは、質的なものはそのようなもので取り組むというふうに考えておりますけれども、まず最初に沖縄の政策課題が今どうなっているかと、今後どの方向で展開するかということをまず最初に沖縄側から整理をした上でお話をさせていただくという順番になると思います。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　それでは今後も国とやはり協調性を持った振興策を求めていくと、そういう方向性でいいですか。それでは今の状況はどういうふうに改善していきますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　今の議員からの御指摘で、一層国との取り組み、共有すべき情報、沖縄振興の方向とか、沖縄県が今考えている内容等につきましては、さらに力を入れて調整をしてまいりたいと考えます。

ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　一国二制度の件についてですが、知事が今おっしゃったように貧困率の問題、いろんな問題が述べられた後に、このような総理に対して申しつけたいということでの御提案をしていました。具体的に消費税ゼロ、関税ゼロということを言っておりますが、私は、沖縄の国会議員として、これまでの沖縄振興における成果と課題、これは当然熟知をし精査をしているのは当然で、さらに沖縄の財政課題、特に産業構造の問題、そういうものについては御自身が理論的に申し上げて新しいシステムとして提案するのが筋だというふうに思いますが、なぜ一国二制度が将来を見越した魅力ある制度設計と思われたのか、そしてなぜ一国二制度というものをつくったのか。私はもう既に一国二制度並みの恩恵を受けていると思っておりますが、もっと進んだものって何なんですか。その熱い思いをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私の発言に対しての質問だと思いますのでお答えいたしますが、あの場で私が細かいさまざまな状況を精査した結果を述べて丁寧にお話をしたということではなく、総理が沖縄の可能性をもっと伸ばしていきたいというふうな考えを持っていらっしゃるということでしたので、ではもっと大胆に一国二制度並みの、さらに関税をかけない、消費税もかからないというふうなことの大胆な方向性もぜひやっていただきたいということを促したという方向の流れでのその発言であったということを御理解いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　今でも消費税ゼロ、関税ゼロはこれからの沖縄に役立つというふうにお考えですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　かねてから私の支援者の方が沖縄の関税を復帰前並みの関税５％に下げてはどうか、いっそのこと関税ゼロでもいいよというふうなことで、そういう御意見をおっしゃる方がいらっしゃいます。そうすれば、例えば今の所得が低い方々であっても、非常にその方々が働いている会社が潤うことによってその方々に収入が行き渡っていくというふうな御提案、それから消費税ゼロというのは、文字どおり例えば、貧困世帯であれば、生鮮食品などには消費税がかからないというふうなことの大胆な沖縄域内の流通、県内流通も含めて、沖縄でとれた物を地産地消していくという方向であれば、消費税ゼロだとみんながおいしい野菜が食べられて、しかもつくった野菜は全部沖縄で賄えるという意見をおっしゃっている支援者の方もいらっしゃいます。そういう方々の意見がもとになっていると御理解をいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。
○大浜　一郎君　すばらしいと思います。
今、総務部長にお聞きしますが、自主財源の中で地方消費税、８％のうち1.7％、10％上がったら2.2％になりますよね。その額ちょっと教えてくれますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後１時54分休憩
午後１時56分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　今手元に細かい数字持ち合わせていませんので、いわゆる県税収入で消費税の収入額、地方消費税ということでお答えさせていただきますが、平成28年度が242億2700万余り、平成29年度が247億4100万円余りということでふえている状況でございます。ちょっと地方消費税については清算金等もございますけど、それについては手元に持っていませんので失礼します。
○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。
○大浜　一郎君　それと沖縄振興計画の成果と課題、これは、これからの根拠にとって非常に大事なことだと思いますが、どのように精査されておりますか。
○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。
現在、推進している沖縄21世紀ビジョン基本計画は毎年度ＰＤＣＡをかけまして、普段から施策の改善に努めておりまして、成果につきましても定量的に把握をして１人当たり県民所得もまだ全体と比べるとおくれておりますけれども、伸び率としては、かなり健闘しているところでございまして、全体として経済の規模は拡大をして足腰も段々強まってきているという状況にあると思います。全体としての総括的な評価、それに基づく国との調整等につきましては、今年度から着手もしておりますので、次年度以降から本格化してまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。
○大浜　一郎君　社会資本はどうなんだ、県内総生産はどうなんだ、就労者はどうなんだというこれまでの成果と課題もありますよね。だから、一国二制度という話のもとになっているんですよ。これはっきり出ていますよ、成果と課題は。それを言っていただければいいです。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後１時58分休憩
午後１時59分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　主な経済指標でこれまで沖縄県が非常に力を入れて取り組んでまいりました完全失業率の改善でありますとか、有効求人倍率等については非常に改善されている状況にございます。それから、入域観光客数でありますとか、県が掲げてまいりました経済指標についてはおおむね改善の基調にございます。ただ、１人当たり県民所得等につきましては、たびたび答弁させていただいておりますが、まず生産性を高める必要があるということが各業態部門に出てきておりますので、これらについての取り組みが今後の課題であるかなと考えております。
○大浜　一郎君　ちょっと休憩してください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後２時０分休憩
午後２時１分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　沖縄経済は、復帰直後の4592億円から平成27年度は４兆1416億円と約9.0倍に増加しております。それから、社会資本の整備状況につきましても、１人当たり道路延長でありますとか、港湾の取扱量でありますとか住宅の延べ床面積とか、上下水道とか教育施設とかもろもろ全て県民皆さんの努力によって大きく改善しているところでございます。
○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。
○大浜　一郎君　この辺のところ、わかりやすい指標のほうが県民にもわかりやすいと思いますから、ぜひその辺の整理整頓よろしくお願い申し上げたいと思います。
中国の脅威に関してですけれども、私は前回も、はっきり物を言わないと誤解を与えますよと。実は私がビジネスを通して海外との交渉の中で、はっきり物を言わないで誤解をされて、後でそうじゃなかったああじゃなかったと非常に問題が起きたから僕は経験から申し上げたんですが、質問した記者が、玉城知事は自衛隊の南西シフト配備など安全保障政策全般への立場を不明確に感じますと。自治体外交を掲げて米国を訪問するのだから、米国だけじゃなく中国をどう見ているのかも遠慮なく示すべきと。自身の考える地域安全保障をもっと明確にしないと世界には理解されないというようなコメントをしています。
ところでお聞きしますが、知事は今の尖閣周辺における中国の行動について今後もこのような曖昧なコメントをされるのかということ。もう一点は、平成30年

１月１日から12月４日まで中国公船の領海侵入回数、そして累積の接続水域侵入回数、隻数は何隻なのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時３分休憩

午後２時４分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

尖閣諸島は我が国固有の領土であるというのが日本政府の公式見解であり、沖縄県としても同様に考えております。

沖縄県としましては、これまでも尖閣諸島をめぐる問題につきましては、重要視してきたところであり、去る10月９日に宮腰沖縄担当大臣に、11月10日には岩屋防衛大臣に対して同諸島周辺の領海、排他的経済水域内における安全確保について要望を行ったところでございます。

それともう一つ、尖閣諸島をめぐる領海侵犯でございますが、平成30年１月から11月までに70隻の中国公船等が領海侵犯を繰り返しております。

以上でございます。

○大浜　一郎君　接続水域、接続水域について。累計の日数もですよ。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

接続水域につきましては、同じく１月から11月まで595隻、そして、累計日数は154日。先ほどの領海侵犯の日数は19日となっております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　ありがとうございます。

12月４日までで、領海侵入は累計19日、隻数が70隻、接続水域侵入が累計で155日、隻数が559隻と私は海上保安庁からいただいております。

このような状態が日常的に起こっているという中で、知事はこのようなことに対して、今後も曖昧なお言葉を発するべきなのか、私は非常に疑問に思いますがどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほども10月９日に宮腰沖縄及び北方担当大臣、11月10日には岩屋防衛大臣に対しまして、１、尖閣諸島が歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることを国際社会へ明確に示すこと、２、冷静かつ平和的な外交によって中国との関係改善を図ること、３、同諸島周辺の領海、排他的経済水域における安全確保等について関係国の動きを注視しながら適切に対応することにつきまして要望を行っております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　実は私、過日、海上保安制度70周年を祝う会に参加しまして、県議として挨拶をしてきましたが、今、第11管区は最大規模の装備を誇る海保になりました。365日24時間、警備に携わってくれる方に、本当に感謝の気持ちしかありません。無論自衛隊の陸海空の各部隊に関しても私はそうだというふうに思っています。

知事はこのようなとうとい任務につかれている方々に対して、感謝のメッセージをぜひ発していただきたいと思うんですが、ぜひその感謝のメッセージをいただけませんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　我が国の領土・領海・領空を守るために尽力をしていらっしゃる自衛隊の方々、そして国民の生命、安全を守るために奮闘していらっしゃる海上保安庁の方々には日ごろから敬意を表しております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　ありがとうございます。

休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時８分休憩

午後２時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○大浜　一郎君　消防防災ヘリコプターでございますが、佐賀県が32年に未配備を終え、沖縄県のみとなったようでございますが、配備の理念と導入の方向性は一体どういうふうにしてこの離島地域が守備範囲から外れることになってしまったのか。知事の離島重視政策とは相反することになりませんかと。実は中山市長にも聞きましたが、中山市長もちゃんと説明受けてないという中で、こういう配備導入の検討がされているというのは非常に憤りを感じておりますが、どうでしょうか。その辺のところは。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

昨年度、導入に関する検討委員会、市長会の会長さんに委員長になっていただきまして、専門家を交えた検討会で報告書をまとめていただきました。その中の導入の方向性としまして、まず先行１機を導入するという提言を受けております。複数機を運用する場合には、１機導入のスモールスタートとして運航状況を把握して、効果や費用を検証すると。災害時、先ほども述べましたけれども、航続距離400キロメートル以上

という形でのものを考えていますので、宮古・八重山そして南北大東も災害のときには当然派遣できる機材、中型のヘリコプターを想定しておりますが、いわゆる急患搬送となりますと、迅速に行って帰ってくる必要がございます。どうしても中型のヘリですと行った先での給油活動等が必要になるということで、そういった活動につきましては、仮に消防防災ヘリが導入される場合でも、引き続き自衛隊、そして海上保安庁と協議をしながら県民の生命、安全を最大限守れる形で対応していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　隣の県との協力が得られないのは最初からわかっているわけですよ。なぜ最初から守備範囲として外した絵が描けるのかなと非常に不思議でならないんですね。もう一回そこらは再検討すべきだと思います。どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

あくまでも災害のときには全て全県的に出動する計画にしております。救助、あるいは火災等の日常的な対応につきましては、航続距離そして運航時間等の制約もありまして、当面まず沖縄本島を中心とするエリアという形で、決して将来的に外しているわけではなくて、やはり防災ヘリという運用の経験も私どもの県ではございません。ですから、まず１機を導入して、きちんと運用実績を積み上げていきながら検証して、複数機必要であれば当然そちらの方向も検討するような形でやっていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　減災何とか債で導入する予定なんですよね。これはどういうふうな資金で導入するんですか。減災・防災というやつですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　緊急防災・減災事業債、そちらがかなり有利ということで、今それを想定しております。私どもの今の導入スケジュールですと、緊急防災・減災事業債の期限がたしか平成32年度までということで、現在のスケジュールだと十分な予算措置ができるかわかりません。ただ、その延長については、九州知事会等とも連携してそのほかのさまざまな防災対策事業の充実も必要ということで、期限が終わった後も延長については要請をして取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　これ後ほどもう一度質問させていただきたきたいと思います。

ちょっとかわりまして、生徒の派遣支援の件です。

離島の子供は、沖縄本島に行くにも、それから県の代表になって県外に行くにも非常にコスト、負担が物すごくかかっています。県内のお子さんに関しては県外だけでいいのかもしれませんが、私たちは沖縄本島に来るにもそれなりにコストがかかる。そして、県外にもコストがかかる。一括交付金はそのようなところに手厚く手当てをしていただきたいというのが私たちの思いですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　現在、先ほど答弁いたしましたとおり、県単独の事業として離島から本島に派遣される生徒の経費の一部になりますけれども、支援をさせていただいていますが、先ほどの要望というのは継続的な仕組みという話でしたか。

○大浜　一郎君　県の代表です。県の代表になって行く際ですよ、私たちの要望は。

○教育長（平敷昭人君）　外に行く場合ですね。

県外の全国大会に行く場合も支援をさせていただいていますけれども、その充実については、少しずつではありますけれども充実に努めてまいりたいと考えております。これまでやってきていますけれども、仕組みを継続しながら充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　マーチングバンドとか全国レベルなんですよ。芸能も全国レベルで持っていくものが多くて物すごく輸送費がかかるんですね。ぜひそれを検討していただきたいと思います。

休憩します。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時14分休憩

午後２時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○大浜　一郎君　竹富町の送電ケーブルの件ですが、かなり老朽化が進んでいるようでございます。また、コストに関してもかなりの額がかかるようです。これはもともと離島振興策の一環としてつくって電力のほうへ無償譲渡されたというふうに聞いておりますが、これも一つの大きなインフラでありますので、ぜひ国と県と事業者と連携をとっていただいて、もう老朽化が激しいようでございます。ぜひ10年間で５カ所のケーブルの取りかえが必要だというふうにお聞きしていますので、その辺の取り組みをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　10カ所ということですけれども、老朽化しまして、確かに耐久の25年を超えているのが10カ所ぐらいありまして、それぞれ順次更新しないといけないということでございますけれども、この事業、当初、昔の沖縄開発庁さんが中心となってやっておりました。そういう意味合いで電力さんも含め、それから国、県、市町村も含め連携しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大浜一郎君。

○大浜　一郎君　地下ダムの件に関しまして、与那国の地下ダムに関しても、あれも私現場を見てきて非常に大変だなと思ったんです、干ばつ時。検討しているんであれば、ぜひ早急に着手の方向性を見せていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

与那国町の場合については、以前から国のほうで調査をさせてもらっているところであります。課題が４つほどあるというのを聞いておりますので、その辺について与那国町のほうとも調整しながら具体的に動いている部分もあるというふうに聞いておりますので、それに向けてまた連携とりながら対応していきたいというふうに考えております。

○大浜　一郎君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　皆さん、こんにちは。

通告に基づいて一般質問させていただきます。

石垣から上がりまして、宮古も結構入っておりますので、離島振興という視点もよろしくお願いします。

まず、知事の政治姿勢であります。

基地問題についてでありますが、まず地位協定の運用と日米合同委員会のあり方について伺います。

それから、自衛隊施設の米軍共用と管理権という問題について伺います。

次に、普天間の固定化を回避する取り組みについて伺いたいと思います。

次に、振興計画についてですが、31年度の予算、それから大型ＭＩＣＥ事業の予算確保について伺わせてもらいます。

次に、ＭＩＣＥ事業の一括交付金以外のアイデアという知事の話がありましたが、それについてお聞かせください。

(3)番、補助金頼みでなく、自分たちで原資を確保、得られた利益は沖縄らしい社会づくりに還元するとしているが、ポスト振計に向けた振興交付金、高率補助、特例措置等について伺います。

３番目に、離島振興についてですが、以下の知事公約の具体策について伺います。

(1)、「離島出身の生徒のための寄宿舎を整備するとともに、相談員の配置など日常生活を支える幅広い支援を行います。」について伺います。

(2)番目に、「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を推進します。」について伺います。

(3)、「離島におけるガソリン価格・水道料金などの生活コスト低減に取り組みます。」について伺います。

(4)、「離島航空運賃を引き下げるため割引運賃制度や空港着陸料の減免等を進めます。」について伺います。

(5)、「離島船舶航路を維持するための経営安定化を支援するとともに、船舶運賃の割引制度の導入を図ります。」について伺います。

次に、糖業振興についてですが、多良間製糖工場がソフト交付金を活用して完成しました。サトウキビ生産者の受益効果について伺います。

次に、管理作業用マルチコプターの導入の見通しについて伺います。

(3)、季節工の宿舎整備等の支援等の計画について伺います。

我が党の代表質問との関連についてはありません。

よろしく答弁願います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　座喜味一幸議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)のア、日米地位協定の運用と日米合同委員会のあり方についてお答えいたします。

米軍基地の多くが県民の住宅地域に近接している本県においては、日米地位協定や日米合同委員会合意に基づく米軍基地の運用は、周辺地域に居住する住民及び地元地方公共団体に大きな影響を与えるものであります。

県としては、平成29年９月に行った日米地位協定の見直しに関する要請の中で、同協定第25条について、日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること、また、基地運用に関して基地が所在する地方公共団体の意向が反映されるよう、地域特別委員会の設置を求めているところであります。

その他については、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)のイ、自衛隊施設の米軍共用と管理権についてお答えします。

自衛隊等の施設を米軍が共同使用することについては、日米地位協定第２条第４項(b)において、日本側が管理する施設・区域を米側が一定の期間を限って使用する場合として規定されています。外務省によると、共同使用の際の管理権は、施設の態様や使用条件、使用状況等によるものと考えられ、どちらにどの程度の管理権があるかについては一概に申し上げられないとのことであります。

次に１の(1)のウ、普天間飛行場の早期返還についてお答えします。

県は、世界一危険とも言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えており、同飛行場の県外、国外移設、早期返還及び危険性の除去を政府に対し強く求めてきたところであります。

県としましては、11月28日の玉城知事と安倍総理との会談においても普天間飛行場負担軽減推進会議の早期開催を求めたところであり、今後も引き続き宜野湾市と連携して、政府に対し普天間飛行場の早期返還及び５年以内運用停止を含む危険性除去を強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　２、振興計画についての御質問の中の(1)のア、平成31年度沖縄振興予算の確保についてお答えします。

沖縄県では、沖縄振興予算を効果的に活用し、沖縄らしい優しい社会の構築と自立型経済の構築に向け、各種施策を展開しているところであり、その確保は重要であります。概算要求のなされたことを踏まえ、引き続き、内閣府沖縄担当部局を初め関係機関との連携を密にし、知事を先頭に、概算要求額3190億円の満額が確保されるとともに、沖縄振興一括交付金1253億円以上の額が確保されるよう取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２、振興計画についての御質問の中の(1)のイ、平成31年度の大型ＭＩＣＥの予算確保についてにお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設は、アジアのダイナミズムを取り込み、本県の持続的発展に寄与する重要な施設であります。本施設の整備については、まずは、今年度の基本設計の交付決定を得ることが重要であると考えており、基本設計に着手できた後は、国や関係部局と相談させていただきながら、平成31年度以降の沖縄振興特別推進交付金の県事業の枠配分の中で、毎年度、所要額を確保することとしております。

同じく２の(2)、大型ＭＩＣＥ施設整備と一括交付金についての御質問にお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設整備事業は、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を財源として調査事業等を行ってきた経緯があること等から、施設整備についても同交付金の活用が可能であると考えております。

県においては、現在のところ、施設の整備に向けて国と協議中であり、沖縄の成長可能性を引き出す大型ＭＩＣＥ施設の実現に向けて粘り強く取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２の振興計画についての中の(3)、ポスト振計における特例措置についての御質問にお答えいたします。

沖縄振興交付金を初めとする沖縄振興特別措置法に基づく措置は、沖縄が抱える特殊事情から生じる政策課題に対応するために措置されるものであることから、これらが解消されるまでは継続される必要があるものと考えております。このため、県では、沖縄振興特別措置法及び跡地利用推進法等に基づく制度の検証に着手したところであります。

次に３、離島振興についての、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業による航空運賃・船舶運賃の割引についての御質問、３の(2)、３の(4)のア及び３の(5)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県では、離島住民の交通コストの負担軽減を図るため、航空運賃及び船賃を低減する事業により、航空運賃では約４割、船賃では約３割から約７割の負担軽減を実施しております。

県としては、引き続き離島地域の市町村と連携し、離島住民の交通コストの負担軽減を安定的かつ継続的に実施してまいります。

同じく３の(3)のア、離島におけるガソリン価格の低減への取り組みについてお答えいたします。

県では、本島から県内離島に輸送される石油製品の

輸送経費に対し補助を行っており、平成25年度には補助対象経費を拡大し、離島における輸送コストの低減に努めているところです。平成29年度における補助実績は、補助対象経費９億6992万円に対し、９億6923万円を補助しているところです。

今後の取り組みといたしましては、現在、石油販売事業者を対象に経営実態調査を行っており、この調査結果に基づき、引き続き価格差縮小に向け取り組んでまいります。

次に、同じく離島振興の中の(5)のア、離島航路の経営安定化の支援についての御質問にお答えいたします。

県では、離島の定住条件の整備を図るため、小規模離島の赤字航路に就航する船舶の建造費または購入費を補助する離島航路運航安定化支援事業を実施しております。同事業の実施に当たっては、国、県、関係市町村及び航路事業者で構成する協議会において、沖縄県離島航路船舶更新支援計画を策定の上、平成24年度からの10年間で14航路を更新対象として実施しており、平成30年度現在で９航路の船舶を更新いたしました。今後、更新予定の５航路についても着実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の離島振興についての御質問で(1)、離島出身の生徒のための寄宿舎についての御質問にお答えいたします。

高校のない離島出身者の経済的・精神的負担の軽減を図るため、高校へ進学する際の生徒の寄宿舎と小・中・高校生等の交流拠点としての機能をあわせ持つ施設として、平成28年１月に離島児童生徒支援センターを開所したところであります。寮生活においては、教員免許を有する舎監が、寮生の生活の相談や指導とともに学習支援等を行っております。

県教育委員会としましては、今後とも離島出身の児童生徒が安心して学校生活を送れるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　離島振興についての御質問の中の(3)のイ、離島における水道料金の低減についての御質問にお答えします。

離島の簡易水道の多くは、水資源に乏しく、自己水源で浄水から給水までを一括して行っていること、さらに、運営費用が割高である海水淡水化施設などの高度処理を導入していることなどから、本島地域と比べ水道料金が高い状況にあります。そのため、県では、離島における水道料金の格差是正を含めた水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであります。

なお、粟国村においては、平成29年度末に広域化を完了しており、その効果により広域化後の水道料金は約２分の１となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　３、離島振興についての御質問のうち(4)のイ、空港着陸料の減免についてお答えいたします。

沖縄県が設置管理する12空港の着陸料については、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例において定めており、条例の特例措置により、普通着陸料の80％、ジェット機のみに課される特別着陸料の70％を軽減しております。それにより、離島在住者の航空運賃の一部軽減が図られているところであります。着陸料のさらなる軽減については、着陸料が県管理空港の管理運営に要する重要な財源であることを踏まえつつ、検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　４、糖業振興についての御質問の中の(1)、多良間村製糖工場の整備によるサトウキビ生産者の受益効果についてお答えいたします。

県におきましては、一括交付金を活用し、老朽化している含蜜糖工場について、順次、近代的な製糖施設の整備に取り組んでおり、多良間村の新製糖工場は、平成30年11月21日に落成したところです。新製糖工場は、原料処理で日量250トンの公称能力と衛生的かつ高品質な黒糖の製造機能を有しており、安定的な原料搬入が可能となっております。このことから、生産農家の意欲向上や計画的な原料出荷が可能となり、サトウキビの増産が期待されております。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

次に(2)、管理作業用のマルチコプターの導入の見通しについてお答えいたします。

サトウキビにおける管理作業用マルチコプターについては、宮古島市と南大東村において、メーカーが主

体となって実演会等が行われていることを把握しております。関係機関からの情報によると、導入に当たっては、価格や操作に必要な資格の取得、作業効率等に課題があると聞いております。現在、現場での取り組みが始まった段階であり、県としましては、関係機関等と連携し、情報収集に努めるとともに、今後、導入の可能性について検討してまいりたいと考えております。

次に(3)、季節工の宿舎整備等の支援計画についてお答えいたします。

国では、製糖業が働き方改革に対応し得る支援策として、今年度より沖縄製糖業体制強化対策事業において、人材確保や宿舎整備計画の策定等に向け、取り組んでいるところであります。宿舎の整備については、当該事業において、順次、整備を進めることとしており、平成31年度概算要求額は11億7300万円となっております。

県では、引き続き、国や市町村、関係機関等と連携し、計画的な宿舎整備が図れるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　答弁ありがとうございます。

ちょっと順不同になりますが、振興計画の中の予算の絡みについてから質疑をさせていただきたいなと思っております。

沖縄県は、一括交付金制度といっていっぱいお金をもらっている、もらっていないという議論等もありますが、少なくともソフト交付金というのは全国でも極めて秀でた制度でありまして、非常に使い勝手がいい。それでこれは24年から始まっているんですけれども制度ができ上がっているんですが、26年に3500億あった我々のこの振興予算が、30年には3010億円になっている。今回の31年度の概算要求額というのが3190億ということなんですが、これまでのこの予算の減額理由、これについて御説明願えませんか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

議員の御指摘のように、平成26年度3501億、沖縄振興予算ございましたが、平成30年度3010億ということでございます。

一括交付金については、平成24年度に創設されたところでございまして、当初使い方等含めて県とか市町村なかなかうまく執行ができなかったというところで、執行率が指摘をされたところでございました。それで減額されたというところもございました。これが平成27年ごろまでの話でございまして、その後平成29、30につきましては、まず一つは執行率ではなくて国のほうの国直轄事業、それを充当させた上で、予算額の範囲内で一括交付金を割り振ったというふうなことを御説明いただいているところでございます。大まかはそういった感じのところです。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　仲井眞さんがすばらしい知事だったなとは思っておりまして、民主党さんのときにこの一括交付金できたんだけれども、少なくとも翁長さんになってからのこの予算の減額というのは著しいなというようなこと、必ずしもそれが正式なものであるとは私は言わないけれども、これに関してはある意味で沖縄の予算は何とかなるのかというような甘えた構造がないのかというのを私は非常に心配しているんです。今までのいろんな議論を聞いていてもですね。

それで特に、このソフト交付金のほうなんですけれども、27年806億あったのが、結局平成30年度では608億円ともう200億円減っている。これは極めて注視すべき問題。それから、市町村等も細々とやる公共投資交付金、この811億あったのが579億というように減額していることにおいて、市町村でもこのソフト交付金、公共投資交付金をもっとふやさなければならないという声が高まっているけれども、これがなぜ減少の傾向なのか。これについてどう認識されていますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

今一括交付金減っていると。沖縄振興予算自体、総額が減っている中で、一括交付金が減っているというふうな状況がございます。この件につきましては、県において執行率については、執行率を向上するためのいわゆる部内会議であったりとか事業の進捗等をしっかり把握しながら執行率を上げてきたところがございます。

一方、その効果と、いわゆるＰＤＣＡでしっかり事業効果が果たされていないんではないかというふうな御指摘も内閣府等からございました。それにつきましてもＰＤＣＡをしっかり回して、成果指標を定性的にではなくて定量的に出すべきではないかとの御指摘もありましたので、そういったこともしっかり見せながら、あわせて沖縄の振興予算、また一括交付金、それと国直轄事業をあわせ持って沖縄の振興が進んでいて現在の自立型経済に向けた取り組みが進んでいるということをしっかりと伝えながら、一括交付金33年のほうでしっかりそれなりに相当のボリュームがありま

すよということをやったところでございます。

あわせて今年度からの取り組みで遅いと、もしかしたらお叱り受けるかもしれませんけれども、首長さんとじかに、圏域に行って意見を聞いて、どういう課題があるのか、またそれについてどういうふうな効果が上がってきているかということも意見交換させていただいて、今回沖縄県としては枠いっぱいの要求をお願いできないかということを求めたところでございます。ただ、今現状は3190億というふうになっていますが、しっかり満額確保、また一括交付金の1253億以上の確保について、県として内閣府にしっかりと要請をお願いしながら、また関係要路しっかりお願いしたいなというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　細かい話はあるんだけれども、1つは基地問題に余りにも特化した行政があって、僕は翁長知事がかつての――とやかく言うあれはないんですが、この予算、沖縄振興に対する思い、この汗のかき方、これは私は弱いなと思っていまして、今回の平成31年度予算でもそれが典型的にあらわれているなと非常に残念に思っているんですよ。

3190億円の概算要求額というのが出たときに、前知事は、沖縄県の要望というのは何となく認められたかなというコメントをしていたんだけれども、この3190億円の中身を見たときに、沖縄のソフト交付金、ハード交付金というものを前年より20億程度ふやしているけれども、トータルで見ていったときに那覇空港で300億使う、あとその他の公共の国直轄分等々と差っ引いていくと、この3190億円では公共投資交付金とソフト交付金に手をつけざるを得ない中身になっているんです。

これについて3190億円満額確保したとしても、中身はソフト交付金とハード交付金に手をつけざるを得ない中身になっている。この辺の分析はされていますか、どうなんです。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

国直轄事業、空港等、那覇空港ございますけれども、総額のほうで31年分まだ明らかに示されていないところがございます。枠が3190億ということと、あわせて一括交付金のソフトが636億、ハードが617億というのは示されているところでございますので、この3190億の枠の範囲内でさらなる増額をお願いできないかと。今精査をしているところもあると聞いておりますので、そこをお願いできないかということで要望しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　この問題、簡単な問題じゃないですよ。知事、これは知事三役動かないと、この問題整理しないと大変大きな問題を含んでいるんですよ。多分、那覇空港はもう供用開始、予定どおり進んでいるから、330億ぐらいは確保するとあとないんですよ。

それと、僕はＭＩＣＥの事業というのを本気でやらないとだめだよと言ってあったんだけれども、当初県は3600億ぐらい要求したはずなんですが、今の3190億の中には予定どおり進めるべきＭＩＣＥの事業というのはもう飛ばされているんですよ。入っていますか、総務部長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時46分休憩

午後２時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

31年度の一括交付金の中には、ＭＩＣＥのほうの実施設計と建築工事の一部ですけど、見込んで入っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　供用開始を皆さん方は公表して約束したわけですよ。間違いなくオリンピック等々との関連でここまでには完成しますと言って仕事を進めてきた、土地も買った、設計・施工、運営管理まで契約をした。そして間違いなく2020年までにはやりますと言った。けれども、国と県との調整ができずに基本設計費さえもまだはっきりと確定していない。そして来年度の予算要求では入っていない、大型ＭＩＣＥの予算は入っていない。

これ知事、公約違反ですよ。どうします。前回でも、これはある意味での事務レベルを超えて三役がしっかりとこれをどうするのかという議論をしなければこういうことになるよと言ったはずなんですよ、私は。そうすると、このＭＩＣＥを予定どおり進めるような今実施設計の話とか細々とした予算を何とかやっていきますという、そうじゃないんだよ。企業も迷惑し、買った土地も遊んでいるし、また大きな、大義のこの大型ＭＩＣＥの効果を出していくためには、これは特別枠ででも大型ＭＩＣＥをやるという、知事三役の決意がないとこんなのはもう飛んでいますよ、約束は破られているんですよ。実務上は大型ＭＩＣＥはありません、今の予定からすると。そうすると今の3190億に含めて何らかの政治折衝で予算を確保していくのか、選挙の公約で知事が言った補助金に頼らないアイ

デアをここで発揮するのか、どちらかになっちゃうんです。その辺をはっきりと整理して答弁下さい。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の整備費、まずは基本設計確保ということで昨年度から実は知事を先頭に、前の知事から含めてですけれども、34回上京いたしまして官邸やトップセールス含めまして、さまざまな関係の国会議員、代議士含めまして要路にもお願いをさせていただいたところでございますので、そういった意味でまた引き続き一日も早く交付決定に向けて頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○座喜味　一幸君　これちょっと、富川副知事、その辺はプロでしょう。担当副知事としてどうです。今後、どう処理します。これ事務レベルはそれでいいんだよ。部長の答弁はそれでいいんだ。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　お答えいたします。

大変厳しい状況には変わりがないと思っていますが、もとよりこれは何度も申し上げているように、調査事業から一括交付金が入っておりまして、県としても何とか一括交付金でお願いということで私たちも交渉しておりますし、それが事務方も精度を高めて何十回にわたり事務交渉を続けております。引き続き一括交付金でお願いしたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　内閣府の座長と意見交換した中には、もっと基本的なこの話があるんで、その辺は問題ないにしても、沖縄県がぜひともＭＩＣＥが必要だということをしっかりと知事が先頭に動くこと、それからこのメニューを、固まったＭＩＣＥの計画というものにいろんなメニューを含めて弾力的に交渉をというか、共有していくというような本気でやっていかないと、知事これ先頭に立たないとだめですけれども、知事の決意だけ聞きましょう。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　これまでも答弁してきておりますが、大型ＭＩＣＥ施設はアジアのダイナミズムを取り込み、本県の持続的発展に寄与する重要な施設であります。引き続き一体となって政府のほうへ要求をしていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　ぜひともに、予算は別枠でとるぐらいのパワーがないといけないと思いますよ。ぜひともその辺は頑張っていただきたいなと思うんですが、次に、離島振興の事業を私は５つ上げたんですけれども、知事の政策から公約から引っ張り出したんですけど、何か僕は最近、選挙のためには何でもありというようなことかなと思って、少しこの選挙における政策等の劣化というか、そういうものを感じたものでこれ書いてあるんですが、これはいつから始まった事業ですか。これは５項目とも共通の年から始まっているんですか。いつから始まった事業ですか。答弁も全く一緒の答弁ですけど、この事業いつからですか、ちなみに。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

企画部で所管しております交通コスト負担軽減事業でありますとか、船舶建造支援等の事業につきましては、平成24年度、この期間、基本計画のスタート時点から開始しております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　時間がありませんが、ただ知事の公約として上がったんだから、今までの答弁も同じ文章、仲井眞さんのときの答弁書と全く同じ、仲井眞さんのときに始まった事業、それを政策、公約に上げていてあえて知事が公約に上げたんだったら、ここに継続しながらも拡充があるのかないのか。そしてそういう知事としての思い、考え方というのがないとこれは前の知事の事業のパクリじゃないですか。そう言われてもしようがないんですよ。もう少し知事のおっしゃったことに対する当局の詰め込みというものがないといかない、余りにも甘い。知事の公約を何と思っているかというようなこと。それから知事も言った以上はちゃんと指示して中身を詰める。そういう僕は知事の指導力があるべきだと思っております。

ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時53分休憩

午後２時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○座喜味　一幸君　多良間での落成式は部長も行かれたようで大変ありがとうございます。

それで、せっかくのソフト交付金を使って約９割は補助ですよね。本来であれば製糖工場がつくるべき設備を一括交付金でつくるわけですから、設備投資というのがない。そうすると、これはすばらしい制度なんだけれども、こうして工場が高率補助でできて、委託という管理がされるわけでありますから、そこには設備投資にかけてきた経費、その新しくなった減価償却

等も含めると工場側にも相当なメリットがあるはずなんです、あるべきであります。それをどのように地元の農家へ還元するか。製糖工場のための一括交付金の部分があるとしても、農家にどういう効果があるかということが僕は県として最も指導すべきところだと思うんだけれども、その新しくなった製糖工場ができて、増産意欲ができたというけれども、具体的に農家に対するメリットは何なのかを伺いたい。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

新しい工場については、先ほど答弁させていただいたように、衛生面あるいは合理的な製造ラインが整備されます。その中でバガスの部分等がありますけれども、その部分等についても、養生バガスについては土づくりに還元するとか、それと多良間の具体的な事例ですけれども、エコファーマーということで品質の面で海外等に含めて品質向上の中で取り組んでいきたいということも聞いております。そういう面で製糖工場も施設が整備されて、生産体制を関係機関の中で一緒にやっていくということで新たなスタートができるのかなというふうに思っております。そのために農家の安定的な生産が確保できるように、営農面の指導も連携とりながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　工場側も、集中脱葉機の一体化とかみんなやっているわけでして、営農増進のために製糖工場がやれることというのはいっぱいあるはずなんです。その辺の今後の協定というのは一応結んであるけれども、製糖工場の利益の何ぼかは地元農家の生産増加、所得増加につながっていくような管理協定を県としても研究していただけませんか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

国のほうで増産プロジェクト計画等で具体的な島ごとの計画をつくっております。その中で技術的な面、経営面、そういう細かい内容について各島ごとに取り組んでおりますので、今回の整備の中でも新しい工場の中での安定的な生産というか供給を含めて、この辺については関係機関のほうと一緒に連携をとりながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　よろしくお願いします。

もう時間ないんですけれども、知事、私は知事のこの基地に関する考え方の中で、これ当選した翌日ぐらいなのかな――インタビューでの答えなんですけれども、自衛隊施設を米軍と共同使用するという使用協議について議論することがあるのかもしれないという発言がマスコミ報道であったんですけど、僕はこの基地問題を解決していく、日本のこの安全保障の見直しをしていく、地位協定の問題等々を考えていくときに、非常にこれ私もこの辺は同感なんですよ。

それで、ぜひこれ知事、今後大きな課題としていて、この沖縄の基地の問題で裁判権の問題だとかいろんな問題が航空、領空・領海の話あるんだけれども、この話は大変大きな私は注目すべき発言だと思っていまして、この切り口だと沖縄のあるいは全国の基地問題の切り口になっていくと思っているんですが、これに対する知事の見解を聞かせてもらえますか。この発言に対して。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私の発言に対しての質問ですので、お答えいたします。

この自衛隊の基地を米軍が共同使用するということの本質的な意味は、日米地位協定のくびきからの解放です。つまり基地の管理権を日本側が有することによって、米軍の運用や基地の使用に至るまで、管理権を日本に移すということが前提であるということをぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　したがって大賛成なんですよ。今我々が苦労していて、飛行ルートにしても航空管制域も全部ラプコンもやられているし、そういう我々が地位協定を変えよう、このままじゃいかんという、もう主権国家じゃないと言われるような状況にあって、特に我々の沖縄がその縮図になっている。この問題を知事はこの切り口でしっかりと取り組んでいくならば、沖縄の基地の課題を交渉する話し合いの引き出しがふえてくると思っているんですよ、実は。場合によっては極端な話、辺野古が賛成・反対というのは抜きにしても、辺野古を認める・認めない、別だよ。ここを自衛隊の財産にして、せめて管理権を持っておく。そうするとアメリカは使用協議をせざるを得ない。我々の国内法でもって、飛行ルートからいろんな道路等の使用許可権というものを日本で持っていくというような、これは日米安全保障の再編、地位協定の見直し、それから日本の自衛隊というものを憲法に明確に位置づけて日本がどれだけ自分の国を守るかというような世の中を変える提言だと思っておりますけれども、知事、こういう観点から沖縄の基地負担、辺野古を普天間を今後どう動かしたほうがいいのか、その引き出しの一つ一つをちょっとお話ししてください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　議員の考えは理解するものでありますが、全てが同じ考えであるとは申し上げられないということだけはお伝えしておきたいと思います。
○座喜味　一幸君　保守・中道の知事として認めておりますから、頑張っていきましょう。
　よろしくお願いします。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　よろしくお願いします。
　１点目の普天間飛行場の返還及び代替施設の建設です。
　この問題は、危険性の除去や基地の整理縮小のために解決をする、このことは玉城知事と共通の認識だと考えます。知事の見解を伺います。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　私は、普天間飛行場の５年以内の運用停止を含む危険性の除去は喫緊の課題であり、辺野古移設とはかかわりなく実現されるべきものと考えております。去る11月28日の安倍総理との面談において、普天間飛行場負担軽減推進会議の早期開催を求めたところでもありますし、今後も引き続き宜野湾市と連携して、政府に対して普天間飛行場の早期返還及び５年以内の運用停止を含む危険性の除去を強く求めてまいりたいと思っています。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　私が聞いているのは、基地の整理縮小のために解決をする。その認識で取り組みをしている。この確認をしたいわけです。解決をする、いかがですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後３時４分休憩
　　午後３時４分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　辺野古の移設に関しては、私は反対の立場ですが、基地の整理縮小という観点のＳＡＣＯ合意の推進は認める立場です。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　いや、認める認めないを聞いているんじゃないんですよ。この危険性の除去や基地の整理縮小のために、今起こっている辺野古・普天間問題を解決する、解決するということで取り組みをしているのかという、これは共通認識ではありませんかということですよ。解決する、いかがですか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　解決をすることが普天間の辺野古移設ということであれば、それは違うと思います。私の立場はそうではありません。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　基地の整理縮小のために、両方の問題を解決する。私はそのように考えているんですよ。行政のトップとして、解決をすることが目的ではありませんか。そのために頑張っているんじゃないですか。いかがですか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　物事を一つ一つ解決するという方向においてはもちろんそのとおりです。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　ここまで来るのに時間がかかりましたね。
　今この問題を解決するということで、22年間かけて取り組みをしておりますが、なかなかできておりません。そこで、解決に向けて対話で解決をしていきたいということで取り組みをしております。この対話というのは、国、県、お互いの立場を理解して尊重する、このことが基本だと思います。知事の認識はいかがですか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　一般論とすればもちろんそのとおりだと思います。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　一般論も何もないでしょう。対話ですからね。けんかではありませんから。
　このときに、我々は今知事の外国での発言も含めて、日本の民主主義が否定されているとか、さまざまなそういうふうな批判をされているわけです。ですから、対話となると、この問題を解決するために国の立場、沖縄県の立場、しっかりお互いを尊重して理解し合わないと幾ら対話で集中協議をやったってなかなかうまくいかないわけです。せんだっての集中協議、対話、これは解決に向けて、その目的でしっかり話し合おうなという、これは事前の確認はできているんですか、いかがですか。
○議長（新里米吉君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　前回、４回にわたって集中協議をさせていただきましたが、お互いに胸襟を開いてしっかりと意見交換をしようということからスタートしたところでございます。その際に、私のほうからは、この辺野古の問題についての歴史的経緯、それから県が考えているこの辺野古代替施設の問題点、そして沖縄県の考えというのをしっかり述べさせてい

ただきますということを申し上げて、杉田官房副長官からも、どうぞというようなことを受けて４回にわたって意見交換をしたということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　対話となると、そういうふうに今具体的なものが起こっているということではなかなか難しいと思うんですね。国がなぜこのような形で22年間もかけて取り組みをしてきたか、基地の整理縮小に向けて、危険性の除去に向けて。そこをまず理解する。県がなぜ反対をしているのか、歴史的な件を含めて。お互いのそういうふうな基本的な部分をしっかりと踏まえて、では解決をするためにどうするんだという歩み寄りがなければ、対話を幾らやったって意味がありません。それぞれの自己主張で終わるということになるわけです。ですから、私、今回の集中協議、何かそれぞれの立場を結局主張し合えるような、そういうようなことで、その解決に向けて糸口が見出せたというふうな認識は持っていないんですよ。当事者はいかがですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

まず今照屋議員が御指摘のとおり、それぞれ相手の立場をしっかり聞くと、それぞれの考えがあるわけですから、歴史的経緯等を。そこからまずスタートすることが大事だということ、まさしく御指摘のとおりだと思います。そういった中において、県としては、やはりこれまでの経緯等を踏まえた場合に、この辺野古の移設については、さまざまな課題を申し上げ、それから政府が主張している辺野古の必要性については、県としては違うのではないかという意見を述べさせていただいた上で、ぜひこの件については断念をというようなことを率直に申し上げたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　冒頭に申し上げましたように、基地の整理縮小のために対話をする。それは、国の考え方、これは普天間飛行場の早期返還を実現して、代替施設を辺野古につくる、これが国の沖縄に対する危険性の除去であり、基地の整理縮小であるわけですね。そうしますと、基地の整理縮小に対して、それはそれぞれの立場、考え方は主張しましたと。では、沖縄県が危険性の除去や基地の整理縮小に対してどうしたいのかというものがなければ共通の認識になりませんね。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　御指摘のとおりだと思います。

我々何度か答弁させていただいていますが、この辺野古でなければならない理由の一つとして、普天間飛行場の早期の危険性の除去の観点から、極力短期間で移設できるのが辺野古代替施設だという政府の主張に対しまして、時間もお金もかかりますよねと。それから移設条件の中に民間空港の活用の話がございました。これはどういうことかと申しますと、結局向こうのほうは1600メートルの滑走路しかないということで、米軍からしても使い勝手が悪いということで、2500メートル以上の滑走路が必要となっていると。そういったことですよねというような話もさせていただいた上で、そういったことであれば、先ほど座喜味議員からもありましたけれども、やはりこの一日も早いという危険性の除去のためには、既存の施設、例えば自衛隊施設も含めて、そこの活用ということも検討してはいかがでしょうかと。そのほうがはるかに早く費用も安く上がるのではないでしょうかというような提案もさせていただいたところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから、今のように自衛隊の基地もということであれば、具体的にどこどこということも含めて提案をしていただかないと、こういう対話、話し合い進みませんよね。ですから、そのことが今求められていると思っております。

結局、集中協議をやりました。それぞれの立場、もちろん尊重しておりますから、国はつくる、県はつくらせない、これがずっと続いていくことになるわけですね。さまざまな行政手続で物事が進んでいくということに今なっているわけです。ですから、前県政のころから私は申し上げておりますけれども、このやり方は、反対をしながらつくらせている。反対をしながらつくらせているという、まさにそういう状況にあるわけです。ですから、そこをそうじゃないというふうに言い切れるのであれば、こういう対話の機会を通して、しっかりそういうようなことをつくり上げていくという、そこは必要だろうと思うんです。

同時に、集中協議、これは副知事に任せてはいけませんよ、知事。これはやっぱり知事が総理大臣に、これまでの沖縄の歴史、国がやってきたこと、沖縄が取り組んできたこと、さまざま県民の思いも含めて、しっかり話し合いをしてやっていかないと、これやっぱりトップリーダーが22年間かけて解決できない問題を本当に集中協議で対話をしてやろうということになれば、全てさらけ出して、トップリーダーが、トップリーダー同士でそういう話し合いをしないと糸口つ

かめませんよ。

大田知事がかつて橋本総理と17回、１対１で協議をしたという歴史がありますね。やっぱりこういう厳しい問題は、じかに沖縄県知事・玉城知事と総理大臣がしっかり話し合っていくということが必要だろうと思いますけれども、それなしでは、この対話による問題解決は進みませんよ。私はそう思います。知事はどう思いますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　沖縄県からも安倍総理にアポイントメントのお願いをさせていただいておりますが、日程等の都合でなかなか総理の都合がとれないということで、官房長官に対応していただく、官房長官が対応できない場合には官房副長官に対応していただくというふうに、もちろん総理にじかにお話をさせていただくということを念頭に置きつつも、その対話のチャンスがあればどなたであろうと、沖縄の歴史的な背景、今におけるさまざまな問題、そして事件・事故のこの痛み、いろんなことをとにかく話をしたい。そして、これ以上沖縄にその負担を押し続けるのは民主主義国家としてはあり得ないということを私はどなたに会ってもそのようにお話をし、沖縄の立場を明確に主張し、だからこそ対話から解決を求めていきたい。それを司法の場に持ち込んでは、もう司法の場でその対話が閉ざされてしまうということのほうが沖縄県民にとっては非常に暗たんたる思いになってしまう。司法では解決できないということを含めて、そのようにるるお願いをさせていただいています。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから、私は対話と言いましたね。基地の整理縮小と言いましたね。危険性の除去と言いましたね。今知事がおっしゃっていることは、どなたに会っても、総理と会っても、こういうふうな話をするっていう話でしょう。ですからそういうお会いできないんじゃないですか。私が申し上げているのは、基地の整理縮小、これについてしっかり話し合いをする。辺野古ありきじゃない、あるいは県外ありきでもない。今の実態も含めて、総理と膝を交えて話し合いをするという前提でいかないと、今御指摘のようなお話をこういうところでやっている間は、対話できませんよ。腹割って話できませんよ。大田知事が17回やったようなまさにあれじゃないですか。あれはありきじゃないでしょう。ありきじゃなかったと思いますよ。ですから、そういう知事の姿勢、私は残念ながら、そういうふうなことができない今、沖縄県と国の状況だと思っております。我々は今自民党県連ですけれども、野党ですけれども、私は私の立場と皆様の立場、尊重しておりますから、その立場の違いを含めて、信頼関係、私はあると思っていますよ。ところが今実態、国と県の関係はないんじゃないですか。そこをどうつくっていくのかが県知事の手腕だと思っております。

次に、対話による解決ともう一つ、県民投票、県民投票によってこの問題は解決しますか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時18分休憩

午後３時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県民投票は、地方自治法に基づく県民からの直接請求により制定された条例に基づき実施されるものであります。条例制定請求で法定署名数を大きく上回る９万2848筆の署名の提出があったことは、辺野古の米軍基地建設に対する県民の多大なる関心を示したものと考えております。県民投票の実施により、普天間飛行場の代替施設建設のための辺野古埋め立てについて、県民一人一人が賛否を示すことは意義があるものと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　私は、県民投票が解決につながりますかということを聞いているんです。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、県民投票の実施により、普天間飛行場の代替施設建設のための辺野古埋め立てにつきまして、県民一人一人が賛否を示すことには意義があるものと考えております。

以上でございます。

○照屋　守之君　議長、休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時20分休憩

午後３時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

まずこの県民投票の条例制定の趣旨は、いろいろこの議会でも議論が大分深まったので、そこは言いませんけれども、今議員御質問の解決につながるかということでございます。

これ恐らくですが、請求権者の請求に基づいてこの

条例がつくられ、県民投票実施されるわけですが、請求権者の意思と言いますのは、やはりこの数回にわたる知事選ですとか、国政選挙において、しっかり民意は示されたということを県側は主張しているわけでございます。当事者も主張しているわけですが、政府においては、さまざまな課題が含まれているということで、その分についてしっかりまだ民意は示されていないというような意見があったということ。それから、さきの判決においても、直接的に民意を問われたものではないというようなことがあったということ等で、この請求権者においては、この県民投票において明確に民意をまず示させる。これが一つの解決につながるのではないかという思いがあったのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　県民投票を請求する側はそうですよね。じゃ沖縄県政はどうなんですかという話ですよ。解決に向けてはどうなんだという話ですよ。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　まず沖縄県としては、条例の直接請求がなされた以上、条例を議会に提出するという義務があります。そして、議会において条例が制定されたということで執行する責任があります。そういった責任論がまずあるということが１つ。

それから、県といたしましても、やはり政府において、これまで必ずしも辺野古の反対の民意が示されたものではないというような意見について、この県民投票の結果が、これは辺野古埋め立ての賛否を明確に問うものでありますから、このことについて結果はわかりませんけれども、一定の民意が示される結果になるものではないかというふうに考えているところでございます。これを、その結果をこの条例においては、４分の１という要件があったと思いますが、県知事は尊重すると。それを踏まえて、政府、それから米国においても尊重するというような対応が求められているものだというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　そういう形で、県民投票やる。５億5000万かける。結果は解決につながらない。法的拘束力がない。こういうことを今沖縄県政やろうとしているわけですね。民意は十分わかっていますよ。辺野古反対という民意はわかっておりますけれども、そうであれば、この県民投票、法的拘束力のあるものにしてくださいよ。そうしたら全員やりますよ。今のままでは、法的拘束力のないこの県民投票、これに幾ら義務的経費って言ったって、結果は何の解決策にもなりませんから。法的な拘束力もないから、義務的経費でできるわけないですよ。ですから、ぜひこの県民投票、今からでもいいです。法的拘束力のある県民投票につくりかえてくださいよ。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　これは請求権者の案、そして議会における議論を踏まえてのものだと思います。

それから拘束力のお話ございますけれども、まず直接民主主義に基づいて条例制定請求がなされて、直接、いわゆる県民投票という形になるわけです。さまざまな国策、それから自治体における政策においても、やっぱりそういった民意を尊重するという姿勢は、やはり拘束云々ではなくして、尊重するという姿勢が行政においては求められているものだというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　今日本は民主主義国家ですけれども、法治国家ですよね。これは認めますか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　認めます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　であれば、今民意も大切ですけれども、法治国家、法律に基づく手続がなされていて、今のその辺野古問題は、国はその法律に基づいて、一人一人手続をして、県が受け付けをして、埋立承認をした。埋立承認取り消しをした。埋立承認取り消しの取り消しをしたという形で工事が進んでおります。法治国家ですから、その法的な手続で進んでおります。そことこの民意です。両方とも大事なんでしょう。特に行政は、法律に基づいた仕事だから、その法的な手続によってやっているんじゃないですか。いかがですか、違いますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私はアメリカでもお話をさせていただきましたけれども、民主主義には、公正性と公平性が必要です。しかし、今の沖縄の置かれている状況は、法律の例外に置かれ、民主主義の例外に置かれているような状況です。なぜなら、民主主義の規定にのっとって選挙が行われ、圧倒的な民意で県知事に選ばれた私ですから、私はその沖縄県の民意をしっかりと言葉にする、行動する責任もあると思います。ですから、対話を求め、協議をお願いし、その時間をつくっていただき、少なくとも約１カ月間協議の期間もつくっていただきました。私はそれは民主主義のあ

るべき姿だと思います。

しかし他方で、ではその集中協議で民主主義の根幹が問われたのかということを私たちは疑問に思うわけです。だからまだそこが解決に至っていない。対話の解決に至っていない以上、私たちは対話を望んでいく。それは民主主義の姿であり、今回の県民投票でも民主主義のその法にのっとって、しっかりと投票して、私たちの民主主義の手法による意見を表出したい。それは、私は民主主義の正しい姿ではないかと思います。

○照屋　守之君　議長、休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時28分休憩

午後３時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君　知事が今、沖縄県は法律の例外に置かれているという、大変すごい発言をしておりますけれども、本当にそうですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　知事が今、沖縄は法律の例外に置かれているというような発言をしたということについての御質問でしたけれども、例えば、今回この県が行った撤回に対しまして、沖縄防衛局は固有の資格として、いわゆる審査請求、それから執行停止決定、これを国土交通大臣に行うと。これは100名余りの行政法学者が問題があるんだということは指摘しております。そういったことを踏まえて、知事はそういった発言をしたものと考えております。

○照屋　守之君　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時29分休憩

午後３時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど副知事が答弁させていただいたとおりですが、本来、国民の権利を救済する法律を本来なら国が行政機関として行っている辺野古の埋め立てについて、私人であるかのようにそれを不服審査を申し出ている。それについて、私たちはしっかり国地方係争処理委員会にもそれを求めているという形です。ですから、そういうふうにすると、本来は、県民が救われるはずのその法律を国がねじ曲げているのではないかというふうな認識にあるものですから、私たちはその手続をとらせていただいて、法律の確かなその形を求めようとしているわけです。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　法治国家のこの日本の国の中で行われている行政のありようが、沖縄県知事がそれは外に置かれているという、もうこれゆゆしき大問題ですね。この問題は、知事に対して解決というのは期待できないかもしれませんね。

この県民投票、県民投票の２月24日、この日に天皇陛下の御在位30周年記念式典がございます。この２月24日、わざわざこういう天皇陛下のそういうふうな式典に合わせて、この県民投票を組んだ意味、それを教えてもらえませんか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県民投票の実施日におきましては、各市町村に照会しまして、議会の日程でありますとか、選挙の日程、あるいは大きな行事等を勘案した結果、２月24日としたものでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　天皇陛下の30周年記念式典、20周年のときは鳩山政権、民主党政権で20周年やっております。30周年の記念式典が２月24日に行われて、国民こぞってこれを祝う式典とすると。恐らく沖縄県知事も県議会議長も案内をされるというふうなことになりますけれども、こういう大きな節目、全国民、内閣を挙げてそういう30周年の節目を祝う。同時に、４月30日、現在の天皇陛下が退位されるということも含めて、非常に重要な式典になります。ここでまた沖縄県が同じような日に県民投票が実施されるという、私個人的には非常に残念に思って、何でこうなっているのかなと。本来、行政であれば――これは31年の１月７日に30周年を迎えるわけです。そうすると、行政もその辺わかっているわけじゃないですか。30年を節目に何らかの行事があるというのをわかりながら、御退位が４月30日に行われる。そういうふうな中で、31年の２月24日に30周年記念式典が行われるという、そういうような中での沖縄県の県民投票、非常に残念だなという、そういうような思いも今しておりました。

ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時35分休憩

午後３時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○照屋　守之君　次に、県内移設について、国と名護市、岸本・島袋歴代市長及び沖縄県、稲嶺・仲井眞歴代知事とどのような協議をして現行案となって進められてきたか御説明を願います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　国、県及び名護市の現行案に係る協議につきましてお答えします。

軍民共用案を公約に掲げた稲嶺元知事は、辺野古沿岸域を移設候補地として決定し、岸本元名護市長も、条件つきで受け入れを決定したことから、政府は、平成11年12月に、軍民共用案等に係る閣議決定をしました。しかし、平成17年10月に、日米両政府はＬ字型案に合意し、県及び名護市は反対しました。政府はＶ字型案を提示し、平成18年４月、国と名護市においてＶ字型案を基本とする合意がなされました。同年５月には、国と県が基本確認書を取り交わしていますが、県としてはＶ字型に合意したものではありませんでした。また、仲井眞元知事は、１期目に現行のＶ字案のままでは賛成できないことを公約に掲げて当選し、島袋元名護市長も、可能な限り沖合に寄せるよう求めていたものと承知しております。

○照屋　守之君　議長、休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時37分休憩

午後３時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君　この辺野古・普天間問題、平成七、八年から、沖縄県が普天間飛行場の返還を要求しております。この要求に基づいて、国は日米合意へのもとに返還するということが決まりました。沖縄県から要求して、県はそれを受けて取り組みをしてきました。そして先ほど公室長からありましたように、さまざまな時間の経緯、協議を踏まえて取り組みをして、今お手元に配りましたように、名護市長との合意書、そしてまた宜野座村長との合意書、そしてまた稲嶺知事との確認書、今のＶ字型、確認とれております。これはそれに沿って、こういうふうな形ができ上がりました。（資料を掲示）　これは地元名護地域の方々も含めて、そういう形に沿って今安倍総理のもとでそういう手続で進んできております。ですから、これは名護も沖縄県も相談して、協議をして過去取り組んできて、今この形ができ上がっているということになります。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほど読み上げたとおり、18年５月11日に当時の稲嶺知事が基本確認書に署名をしております。その後、５月30日だと思いますが、政府が閣議決定をした際に、合意書の中に４項ですけれども、政府は在日米軍再編の日米合意を実施するための閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の普天間飛行場の移設に係る政府方針、閣議決定を踏まえ、沖縄県名護市及び関係地方公共団体に事前のその内容について協議することに合意する。ただ残念ながら、その合意が守られていないということで遺憾の意を表明していたかと思います。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　遺憾の意は表明しても、確認書は確認書です。合意されているんです。もうこれ揺るぎないんですよ。サインもされております。ですから、それに基づいて、国はこういうふうな案をつくった。（資料を掲示）　これをつくったんですね。これは沖縄県も一緒になってつくっているんですよ。地元も含めて。それに沿って今建設が進められている。それに対して、知事が何て言ったんですか。２兆5500億円かかるって言ったんですか、試算で。これ沖縄県も含めて、沖縄県が求めてこういう形になって、その建設費用が試算で２兆5500億っていう話でしょう。これ沖縄県の責任、非常に大きいですよ。国は、沖縄県の同意あるいは地域の同意も含めて、ここ沖縄が求めてこういう形にしたんですから。これに対して幾らかかるということを今さら県知事が言えますか。おかしくないですか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

まず稲嶺知事の合意の件、確かにサインもございます。私もいろいろ調べておりますけれども、稲嶺知事は、実はこの会談直後、５月11日直後にこの記者会見で政府案に同意したのかとの質問に対して、いいえ全く違いますということで、いわゆる誠意を持って継続的に協議するものとするということで自分はサインをしたんだと。それから６月議会での代表質問に対しましても、基本確認書では、県と政府の立場の違いをお互いが踏まえた上で、継続して協議を行うことを確認したものであります。県と政府との間で協議する場合は、この考え方が基本であります。したがって、政府案のみを前提とする協議には応ずることができませんというふうに答弁をしております。そういった中において、稲嶺知事の後任の仲井眞元知事は、現行のＶ字案のままでは賛成できないということを公約に掲げて当選したということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　そうですよ。ですから、これは撤回していないんですよ、確認書は。そのまま生きているんですよ。閣議決定されました。それに基づいて、国は手続をしました。今の形があります。それを今さら

２兆5500億円かかります。どういうことですかっていう。あれどういう意味で言っているんですか、首相に対して。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　実は、このような議論も、副長官とお話をさせていただいております。稲嶺知事が行った、このいわゆる15年使用期限、これが今回のこの５月11日のものにもありますけれども、その後、この部分については、閣議決定が廃止されているということで、このことが、鳩山総理の発言云々もありますけれども、いわゆる辺野古問題をより混迷にしたというふうに考えていますという発言もしたところです。

○照屋　守之君　最後、とにかくいずれにしても……

○議長（新里米吉君）　時間過ぎていますので、質問できません。

○照屋　守之君　国に求めるよりは、今まで沖縄県の名護市も宜野座も含めて……

○議長（新里米吉君）　時間過ぎています。

○照屋　守之君　県政がやってきたこと、それをしっかりとチェックした上で対応しないと、全部国の責任じゃないですよ。我々沖縄県がやってきたことに基づいて現在が進んでいるんですよ。それをしっかり見ないと……

○議長（新里米吉君）　時間は過ぎています。

○照屋　守之君　以上です。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時43分休憩

午後４時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　こんにちは。

一般質問をさせていただきます。

去る９月30日の県知事選挙で８万票の大差で圧勝した玉城知事に敬意を表します。前原高校の同窓生としての親しみも込めて玉城知事の御活躍を祈念申し上げます。

今回の県知事選挙は、革新色を徹底して隠し、玉城知事の庶民的なキャラクターと翁長前知事の弔い選挙を前面に押し立てた戦略が見事に功を奏した選挙でありました。その選挙戦略は見事でした。これからの４年間県民の生活向上のため、また県勢発展のために健康に留意しながら御尽力いただきますようお願いを申し上げます。

では質問をさせていただきます。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、知事訪米について。

玉城知事は就任早々訪米を決断し果敢に行動いたしました。米国政府機関や連邦議会関係者、民間団体など積極的に沖縄問題を発信したことは、よかったと思います。翁長前知事も文字どおり命をかけて基地問題と格闘いたしました。戦後70年以上にわたるこの沖縄の宿命ともいえる基地問題を一日も早く解決して他の都道府県並みに普通の行政ができるよう私も強く願っております。

そこで質問します。

ア、今回の訪米の狙いと成果について伺います。

(2)、普天間飛行場返還、辺野古移設問題、基地負担軽減の政府交渉について、解決に向けどういう交渉を考えていますか。

(3)、県民投票条例について。

県民投票の取り組み、市町村の進捗状況はどうか。

次に、次期沖縄振興計画について。

(1)、６次の振興計画という考え方でいいのかどうか。

次に、沖縄振興予算の一括計上方式について見直す考えはないか。また計画策定の今後のスケジュールはどうか。

次に、次年度に向けた取り組み、次年度予算確保の見通し及び税制改正要望の実現の見通しについてお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　金城勉議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１(1)のア、知事訪米の目的及び成果についてお答えいたします。

私が、辺野古に新基地をつくらせないことを公約に掲げ、沖縄県知事選挙において過去最多得票で当選したこと、沖縄の過重な基地負担の現状、沖縄の基地建設の歴史的な経緯などについて説明し、対話を通して、沖縄の米軍基地問題の解決について理解と協力を早期に米側に求める必要があると考え、11月11日から16日まで訪米をいたしました。初めは、米国の経済、文化の中心で、まさに多様性にあふれる都市ニューヨーク大学で講演会を行い、国連事務次長との面談等を行いました。次に、ワシントンＤＣで、政府関係者、有識者との面談、県系人との交流等を行いま

した。滞在は実質４日間という短い日程でしたが、沖縄の実情の発信ができたこと等、実りのある、次につながる訪米行動であったと認識しております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(2)のア、普天間返還、辺野古移設、基地負担軽減の政府交渉についてお答えします。

日米両政府においては、普天間飛行場の返還及び辺野古移設について、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに、国際情勢の変化を踏まえ同飛行場の県外・国外移設について再検討していただきたいと考えております。また、基地負担の軽減については、日米地位協定の抜本的な見直しや、米軍再編で示された在沖海兵隊のグアム移転を含む国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えております。今後も、政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。

次に１の(3)のア、県民投票の取り組み及び市町村の進捗状況についてお答えします。

県民投票については、投票日を平成31年２月24日、その告示日を２月14日と決定したところです。また、11月28日に市町村の担当者に対して、投票事務及び市町村における交付金の取り扱い等について、説明会を開催したところであります。市町村においては、県民投票の事務の実施に係る補正予算の計上など準備に向けて取り組んでいるところであります。

県としましては、市町村と緊密な連携を図りながら、その実施に万全を期すとともに、賛否を判断するために必要な広報活動及び情報の提供を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、次期沖縄振興計画の考え方についての中の(1)、次期振興計画の考え方についての御質問にお答えいたします。

これまでの沖縄振興諸施策の推進により、沖縄の社会経済は好調を持続していますが、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあります。次期振興計画の策定に当たっては、アジアのダイナミズムを取り込み、沖縄の高い発展可能性を顕在化させる視点が重要であると考えております。また、離島振興、米軍基地問題の解決、跡地利用、公共交通など、固有の重要課題が残されていることから、その解決に向けて、国の支援、協力は今後とも必要であると考えております。

県では、これまでの沖縄振興計画等の総点検作業に今年度着手したところであり、沖縄を取り巻く社会経済情勢や政策課題等を検証するとともに、新沖縄発展戦略を総点検等に反映させ、次期振興計画の検討を進めてまいります。

同じく２の(2)、一括計上方式の見直しについての御質問にお答えいたします。

沖縄振興予算は、各省庁の予算を内閣府沖縄担当部局に一括して計上する仕組みとなっており、他県にはない独自の仕組みとなっております。一括計上方式は、各省計上方式に比べ、国への国庫要請を内閣府沖縄担当部局に一括して行うことが可能であり、また、年末の政府予算案の決定を受けて、県の予算編成へ反映させやすいなどのメリットがあります。このような予算計上の仕組みは、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画に掲げた各種施策を総合的かつ計画的に推進するため必要であると考えております。

同じく２の(3)、次期振興計画策定のスケジュールについての御質問にお答えいたします。

県では、今年度から、これまでの沖縄振興計画等に基づく各種施策や沖縄振興特別措置法に基づく特別措置等について、課題及び対策等を検証するとともに、新たな沖縄振興に必要な制度等を整理するため、総点検作業に着手しております。今後、新沖縄発展戦略を総点検等に反映させ、平成31年度以降、これらの結果を踏まえ、次期振興計画のあり方等を総合的に検討しながら国との調整等を進めてまいりたいと考えております。

３、次年度に向けた取り組みについての中の(2)、平成31年度税制改正要望の見通しについての御質問にお答えいたします。

沖縄振興税制は、県内産業の振興を推進する制度として設けられており、県といたしましては、期限を迎える７制度の３年間の延長及び航空機燃料税軽減措置の対象地域に下地島を追加すること等を要望したところです。去る11月13日に開催された沖縄振興調査会及び美ら島議員連盟合同会議において、平成31年に期限を迎える７項目の沖縄振興税制の２年間延長と、航空機燃料税軽減措置の対象地域に下地島を追加することが重点要望事項として決定されました。

県といたしましては、それぞれ必要な制度として御理解をいただいたものと考えており、最終決定に向け

て、引き続き、関係団体とも連携して取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　3、次年度に向けた取り組みについての御質問の中の(1)、平成31年度沖縄振興予算の確保についてお答えします。

沖縄県では、沖縄振興予算を効果的に活用し、沖縄らしい優しい社会の構築と自立型経済の構築に向け、各種施策を展開しているところであり、その確保は重要であります。概算要求のなされたことを踏まえ、引き続き、内閣府沖縄担当部局を初め関係機関との連携を密にし、知事を先頭に、概算要求額3190億円の満額が確保されるとともに、沖縄振興一括交付金1253億円以上の額が確保されるよう取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　御答弁ありがとうございました。

知事は就任早々、早速訪米をし、そしてこれまでと違う行動もいたしました。

まず最初に、ニューヨークを訪問しニューヨーク大学での講演あるいはまた市民団体との交流、講演会等々精力的に頑張っていただいたと思います。その狙いは、辺野古が唯一という日米両政府の方針を米国世論に訴えて、そしてその方針を何とか変えることができないかということで新たな手法としてニューヨークを選び、文化芸術の中心地あるいはまた自由と多様性を重んじるそういう町の皆さん方に訴えてきたということでありました。その手応えはいかがでしたか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　お答えいたします。

ニューヨークにはたくさんの沖縄県系の方々が住んでいらっしゃるということと、議員おっしゃるように多様性あふれる町であるということ、そして何といってもアメリカの経済の中心地でもありますし、ニューヨークから情報が発信されるということがいち早く全世界のトップニュースとなって広がっていくということなどなど、これからの沖縄県と沖縄県の抱える問題の解決をより多くの方々に理解を広げていくためにニューヨークから今回は訪米をさせていただくことになりました。ニューヨーク大学での講演、県系人の方々との交流も非常に活気あふれる意見交換もさせていただきましたが、わけても国連の軍縮担当でいらっしゃる中満泉事務次長に面談がかなったこと。そこで私もさまざまな平和に関する問題、あるいは沖縄における沖縄平和賞などの取り組みのお話などもさせていただきながら、また次につながる国連との積極的なネットワークづくりをしていくための大切な、そして貴重な訪米であったというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　そういう玉城知事の精力的な米国市民の皆さん方への訴え、何とか協力を広げていきたい、そういう思いというのは非常に評価いたします。しかし現実は、その後訪問したワシントンでは、国防省の関係者と意見交換をし、そして沖縄の現状の報告、あるいはまた日米両政府の方針に対する知事の思い等々力強く訴えたということを報道されております。しかし残念ながら会談の直後に米国務省は、この普天間の代替施設建設は揺るぎないコミットメントであるという声明を発表して、知事の思いに冷や水をぶっかけるようなそういう動きがありました。そのことについてこの日米両政府の厚い壁、そして閉ざされたその扉、それをこじあけるために知事としての次の一手、どういうふうに考えますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　おっしゃるとおり、確かにこの辺野古が唯一であるという計画は、アメリカ側も日本政府と同じ立場であるという報道がされております。他方、やはりワシントンＤＣでも意見交換をさせていただいた有識者の方々や沖縄県系人の方々、あるいは沖縄に非常に愛情を持って関心を持っていらっしゃる方々の中からは、アメリカ政府に対して自分たちは何ができるだろうかという前向きな提言といいますか御意見もありました。ですからそこは、やはりアメリカに住んでいらっしゃる方々が自国の政府に対して、沖縄と日本政府がしっかりと向き合うようにということと、アメリカもこの問題では当事者の一人であるということをしっかり認識すべきだということでの発信をしていただきたいということなど、政府の厚い壁とは打って変わって、国民の皆さんは非常に温かいそういう協力の和をつくっていただくという手応えもいただきました。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　その思いはわかるんですけれども、それは市民の好意的な反応であって、やはり目的とする日米両政府のその厚い壁をどのような形で突破できるのかということが問われるわけです。ただ足を運んで向こうでＰＲしてきました。いろんなことを話してきました。何も成果はなかったですと、この繰り返しでは、具体的な課題解決には全くつながらないわけで

す。ですからそういう意味で、知事は常々対話を強調して、対話で解決を図っていきたいということでこの議会もずっとそのことを強調しておりますけれども、知事がおっしゃるその対話で解決というのは具体的にはどういうイメージですか。

知事がお答えください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私は、特にこれというイメージがあるわけではありませんが、相対する方とどのような問題あるいはどのような課題があり、あるいはお互いの関係性の中で何が今一番会話の中で必要とされているのかということを事前に調査をしながら、そしてそのために資料をそろえ、きちんとそのもとにおいて対応させていただいております。

ですから先ほどは、私の一方的な対話の姿勢では協力関係をつくるのは厳しいのではないかというふうな議員からの意見もありましたが、その対話を積み重ねることによってより問題点が見えてくる、あるいはお互いの距離感が縮まっていく、その対話の数もやはり重要になってくると思っております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　私は残念ですね。知事が具体的に対話で何を解決して、どういうイメージで、どういう構想で対話を求めていくか、このことはちゃんと自分のイメージの中に戦略としてあるべきだと思います。それがないというのは、非常に残念です。

私もこの普天間・辺野古問題については、従来一貫して県外・国外移設を求めるという主張をしてまいりました。海兵隊の役割、訓練のあり方などを考えると沖縄でなくてもいいと私は今でも思います。しかし、日米両政府が辺野古が唯一という姿勢を変えずに工事を進めている。このままだと県のほうが国地方係争処理委員会に申し出る。あるいはまたこれまでの経緯を踏まえるとそれが県の思うようにかなわない。そうなると次はまた法定闘争に移るであろう、そういう見通しができるわけです。ですからそういう中で具体的に課題解決、問題解決につなげていくために、対話というものを重んじる玉城知事が具体的にどういう構想を持って臨むかということは、非常に重要なことです。このままだといろいろな議論があるように、結局翁長前知事が一生懸命命をかけて取り組んできた。しかしながらその厚い壁に阻まれて全くその問題の課題解決に至らなかった。玉城知事が同じことをやるのであれば、同じことが向こう４年間続いていくということは、容易に見通せるわけです。ですから翁長知事のそういうやってきたことを踏まえながら新しく玉城知事なりの手法、構想、解決の手法というものを提起すべきではないですか、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　確かに議員のおっしゃるとおりだと思います。私が先ほど対話についての具体的なイメージはないというふうに言いましたのは、私自身がある種の固定観念を持ってステレオタイプ的に、これはこうである、こうでなければならないということを重く見るよりも、相手に対して自分が今何を訴えるのかということを常にブラッシュアップしていくという意味での固定観念がないという形で捉えていただければ、議員おっしゃるとおりやはりより具体的にその場に臨んではより一つ一つの目的を持って言葉を選び、相手に対してしっかりと要求をし、相手の話を聞くという初めて対話の準備ができるものというふうに考える次第です。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　知事、対話というのは私がイメージするにやはり相手がいる、自分がいる、その中で交渉するわけです。交渉するときにこちらの主張がある、相手の主張がある。その主張をお互いに交わし合いながらどこでお互いに歩み寄れるのか。こちらが歩み寄れる部分はどこまでなのか。相手にはどこまで歩み寄ってほしいのか。こういう具体的なことを構想として戦略として持たないとお互いにただ主張しっ放し、相手も主張しっ放し、そして事はそのまま運ぶ。これで険悪な国と県の関係はそのまま問題、課題を積み残したまま進んでいく、時間だけが進んでいく。こういうことになるわけです。今の玉城知事の姿勢だとそうしか見えない。この局面をどう打開するのか。対話というものを武器にしてやるんだったら、そこまで考えて具体的な構想を持たなきゃいけないんじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　まさにおっしゃるとおりだと思います。それを心がけようというふうに思っております。

○金城　　勉君　その中身を説明してくださいよ。

いやいや謝花さん、これは知事にちゃんとやってもらわないと。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　大変失礼いたしました。

私は何か具体的に問われているのかということではなく、対話のポリシーというものについて問いかけられているものだというふうに思っておりますので、そのようにお話をさせていただきました。

よろしければまた御質問の中で御示唆いただければと思います。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　ポリシーは当たり前の話です。お互いに共通して共有している認識です。しかし相手と交渉するに当たっては具体的に自分なりの解決策、自分なりのその問題の互いの歩み寄りの手法、内容、そういうことを具体的に進めていかないと、全く事は前に進まないということは、翁長県政のこの期間が示しているじゃないですか。そこを学習した上でよりステップアップした交渉をどうするかということですよ。だから、それを私は玉城知事には求めたい。そして幸い玉城知事も自分は保守・中道の政治スタンスでやっているということをおっしゃっているわけですから、やはり一部そういうオール・オア・ナッシングでやっている皆さん方もいらっしゃいますから、そういう主張とは違うというふうに私は受けとめております。自分の主張を100％相手がのんでくれなければ歩み寄りはできないということではないでしょう、保守・中道のスタンスというのは。ですから、そこをしっかり今後構想を練っていただいて、対話を政府に求めるのであればその具体的な内容というものを準備して臨んでいただきたい。これは今後もまた議論を深めていきたいというふうに思います。

次に、県民投票について。

私は今回の県民投票、マスコミでも注目されて全県民が注目しているこのテーマですけれども、米軍基地関係特別委員会で私が特に強調したのは、全会一致でこれは決めるべきだと。これを多数決でやったら後々いろんな問題が出てきますよと。与党の皆さん数で押し切るようなことをやったら、後で悔いを残しますよということをさんざん強調した。しかし与党の皆さんは聞く耳を持たずに多数決でいいんだということで決着をしてしまった。しかし、これから市町村に協力をお願いしてその予算を委託して議会に諮る。そのときにいよいよ問題が噴出してきた。

公室長、この現状をどういうふうに認識しておりますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　複数の市議会等で県民投票の実施に反対する意見書が可決されていることは私どもも把握しております。私どもは条例の施行に伴いまして、県及び市町村とも条例を実施する義務を負うものでありますので、市町村と連携しながら説明については丁寧にやってきまして、41市町村全てで実施できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　できませんよ。情報入っていますか。きょううるま市議会でこの予算案、否決されたそうですよ、第１号。（「委員会、委員会」と呼ぶ者あり）　うるま市と言ったよ。失礼、うるま市議会、（「委員会」と呼ぶ者あり）　委員会か、その予算案が否決されたということを今聞きました。だからそういうことが起こってきております。

それで公室長、結局この県民投票条例は、各市町村に委託をして首長がそれを受けて議会に諮って可決されれば問題なくスムーズに県民投票の事務が執行されます。問題は否決されたときにどういうふうに推移していきますか、具体的に説明していただけませんか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

私どもは、この県民投票に関するものは市町村長は執行を管理する義務があるものと考えております。議会が事務の管理執行に必要な補正予算を否決した場合には、市町村長は理由を示して再議に付すべきものと考えております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　きのうから議論があるように、これは177条の条項に基づいているわけです。一方で議員から提案というか質問があったように、176条で根拠を求めるべきではないかという話もありました。その整理は、総務省とも連携を図りながら整理する必要があると思うんですけれどもどうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県民投票に関する経費、177条第１項第１号の義務に属する経費というふうに私どもは考えております。それにつきましては、11月15日に総務省自治行政局に対しまして、条例で地方自治法第252条の17の２の規定により市町村が処理することと定め知事が期日を告示したら確実に処理する必要がある事務であるため、自治法第177条１項１号のその他の普通地方公共団体の義務に属する経費に該当するものという解釈について照会を行いました。総務省からは、県民投票に係る経費については各自治体での条例の定めるところによるという回答を得ております。

私どもはこれは義務であるというふうに考えている次第でございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　じゃ総務省ともすり合わせの上で今の177条を基本にして条例を執行しているという理解

でいいですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　そのように考えております。
○議長（新里米吉君）　金城　勉君。
○金城　　勉君　じゃそれを前提とした場合、その市町村議会で１回目で提案したものが否決されて、首長は再議をしなければならないということで再議をした。改めて否決された場合の次の手順はどうなりますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後２時49分休憩
　　午後２時49分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　177条の第２項ですが、前項１号の場合において――これは義務的経費を否決した場合でございますけれども、「議会の議決がなお同号の掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。」というふうに規定されております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　金城　勉君。
○金城　　勉君　これは、177条の２項のできる規定ですね。支出をすることができるということは、首長の判断で支出をしなくてもいいと理解していいですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、条例の施行により私ども県、市町村ともにその実施を行う義務があるものというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　金城　勉君。
○金城　　勉君　私の質問に答えてくださいよ。
　じゃ執行しなかった場合はどうなりますか。首長が予算を支出しなかったらどうなりますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　法律上私ども自治法に従って市町村長においてもそういった再議に付し、再議によって否決された場合にはそれを執行する義務というふうに考えております。法律に基づく行政を行う責任が市町村にもあるというふうに考えてございます。
○金城　　勉君　質問に答えてよ。私は執行しなかったらどうなるんですかと聞いているんですよ。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後４時50分休憩
　　午後４時51分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　地方自治法では、関与に関する規定が幾つかございます。例えば地方自治法第245条の４では技術的助言あるいは勧告が定められております。また、地方自治法第252条の17の４におきましては是正の要求等が認められておりますので、そういった措置をとることも想定されます。
○議長（新里米吉君）　金城　勉君。
○金城　　勉君　それでもなお執行しなかったらどうなりますか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後４時52分休憩
　　午後４時53分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　是正の要求というのは、市町村に対して法律上必要な措置を講ずるべきことを求める規定でございます。これはきちっとした法的な根拠に基づいて行うものである以上、市町村も当該要求については尊重する義務があるというふうに考えております。ただ法的にはこれ以上の措置というものは、今私どもは考えておりません。
○議長（新里米吉君）　金城　勉君。
○金城　　勉君　それ以上の措置はできない、やらないということですね。この県民投票条例について提案者の皆さん方が――県民投票の会の皆さん方が極めて過激な動きをしておりますね。去る５日に県民投票の会の皆さん方が石垣市議会を訪ねて、議員の皆さん方と意見交換をするという場面があったようですけれども、その内容については把握されておりますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　私ども新聞報道等により一応それは把握しております。
○議長（新里米吉君）　金城　勉君。
○金城　　勉君　その内容について県としてどのように認識、評価をしておりますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　民間の団体の活動であり、私どもから言及は差し控えたいと思いますが、賛成であれ反対であれ、そういった投票運動の際には、節度を持って良識ある行動をとっていただきたいというふうには考えております。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　そうですね。この地元の新聞に細かくそのときの模様が報道されておりますけれども、冒頭からもうけんかを売っているんですね、その県民の会の皆さん方は。もし石垣市において投票事務が行われないことになったら違法になりますよと。損害賠償請求も可能になりますよと。話し合いじゃないですね、これ。さらには、市町村にはイニシアチブは全くない、知事が権限を持っている。本来は知事がやるべき事務を市町村に委託してやらせる。やらせることだから市町村には全くそんなイニシアチブはない、権限はない、こういう発言をしているんですね。本来だったらこの皆さん方は、各市町村を訪ねるのであれば、その県民投票が実現できるように協力を求めるのが筋じゃないですか。こういうことでけんかを売って協力なんか求められますか。それについて県は、やはりちょっと控えてくれとか何らかのアドバイスをすべきではないですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますけれども、民間団体の活動であり、直接私どもからそのような申し入れを行うことにつきましては、今直ちにということは考えておりません。少し検討させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

○金城　　勉君　検討してください。

次に、沖縄振興計画についてでありますけれども、ちょっと時間なくなりました。

これまで５次の50年間にわたって沖縄特別措置法をつくっていただいて、国も県も協力をしながら鋭意進めてまいりました。しかし残念ながらいまだに県が目指す沖縄の自立に至っていない。ここまで16兆円ものそういう国からの予算を投下したけれども、さまざまなデータが沖縄の厳しい現実に直面している。そういう状況の中で、従来のような改めてその延長線的な発想で次の10年計画を考えるのか、ここはいろんな形で見直しをし、発想を変える必要があるのではないかと思います。また次の機会に議論を譲ります。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　こんにちは。

公明党会派の上原章でございます。

通告に基づいて質問を行いたいと思います。

初めに、防災対策についてお尋ねします。

(1)、本年は相次ぐ台風被害で県民生活に大きな影響が出ました。特に離島における物資の不足、長時間の停電、農作物の被害、インフラの整備等、極めて深刻です。被害状況、復旧、対策強化について伺います。

(2)、座間味村の阿嘉島と慶留間島をつなぐ唯一の生活道路が台風被害で一部陥没した。早急な対策が必要と思うが取り組みを伺います。

(3)、防災ヘリ導入の取り組みを伺います。

次に、福祉・医療行政についてお尋ねします。

(1)、子育て世代包括支援センターについて、知事は全市町村に設置するとしているが取り組みを伺います。

(2)、地域子ども・若者支援活動補助事業の効果、今後の取り組みを伺います。

(3)、日常的に医療的なケア（医療的ケア児）が必要な子供がいる家庭の孤立を防ぐため、県は実態把握に取り組み、支援体制を整えるとしているが、現状、課題、対策を伺います。

(4)、小児救急電話相談（＃8000）について、県は拡充を図る取り組みをしているが、内容と効果を伺います。

(5)、医師不足の現状、対策を伺います。

(6)、海外の医科大学で医学の課程を履修し、県内の医療機関において将来医師の業務に従事する者への支援が図れないか伺います。

(7)、名護市の久志診療所が明年３月末閉鎖との報道があるが、地域の区長会から、住民及び地域に存在する介護施設利用者にはかり知れない不便が生じるとの切実な声があり、継続が求められています。見解と支援の取り組みを伺います。

次に、教育行政についてお尋ねします。

2017年、県内の小・中・高で対教師や生徒間、器物破損などの暴力行為発生件数が前年度から597件ふえ、過去最高の2042件に上り、欠席が年間30日以上となる不登校は小中で2589人、前年比176人と小・中・高と特別支援学校のいじめの認知件数が１万2580件、前年度比98件増、暴力行為、不登校、いじめのいずれも過去最多を更新したとのこと、厚労省による調査結果が報告されました。極めて深刻な状況だと考えます。

そこで質問です。

(1)、県内のいじめ認知件数が過去最多との報告があるが、全国との比較、要因、対策を伺います。

(2)、国が取り組む補正予算、公立学校へのエアコン設置について、体育館を排除するものではないとしています。気温が高い本県において、体育館へのエアコン設置は必要と思うが、見解と取り組みを伺います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　上原章議員の御質問にお答えいたします。

福祉・医療行政についてに関する御質問の中の２の(1)、子育て世代包括支援センターについてお答えいたします。

母子健康包括支援センターは、妊産婦及び乳幼児の健康、経済及び社会的状況などを包括的かつ継続的に把握し、助言や訪問支援等を行うほか、関係機関との連絡調整を行うことになりますので、妊娠期から子育て期まで、切れ目なく必要な支援を受けられる体制が整備されることになると考えております。県では、市町村がそれぞれの実情に応じた母子健康包括支援センターを設置することができるよう、研修会の開催、個別具体的な助言を行うなど、今まで以上に市町村に対する支援をしっかり実施していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、防災対策についての(1)、相次いで来襲した台風第24号、第25号の被害状況と対応についてお答えします。

台風第24号では、人的被害50名、住家被害８件、土砂崩れ３件、公立学校等の一部損壊、大規模な停電及び通信ふぐあい等の被害報告があり、台風第25号では、人的被害10名、土砂崩れ２件等の被害が報告されております。台風第24号､25号による農林水産関係の被害は、11月29日現在、約26億8084万円、公共土木施設の被害は約16億円となっております。県は、２つの台風来襲前から災害対策本部を設置し、県民に対し、暴風や大雨に十分警戒するよう注意喚起を行いました。今後とも引き続き、市町村と連携し全庁的に災害復旧支援を行ってまいります。

次に１の(3)、防災ヘリ導入の取り組みについてお答えします。

消防防災ヘリコプターについては、昨年度沖縄県消防防災ヘリコプター調査検討委員会において、導入の方向性などが示されました。これを受けて、各市町村長に直接説明を行ったほか、市町村幹部を対象にこれまで２回の説明会を開催し、導入の方向性等について意見交換を行うとともに、ヘリ基地に適する土地の照会を行ったところです。また、９月にはシンポジウムを開催し、県民への周知を図っております。来年２月ごろには３回目の説明会を開催し、意見交換を行い、年度内をめどに市町村との合意形成を図り、導入の方向に決定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、防災対策についての御質問のうち(2)、座間味村道の災害復旧工事についてお答えいたします。

座間味村道慶留間阿嘉線については、台風25号による波浪の影響で路面が崩壊し、19日間通行どめとなりましたが、応急工事により、現在、片側交互通行となっております。災害復旧工事については、年度内に着手し、おおむね６カ月程度で完成予定とのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　２、福祉・医療行政についての御質問の中の(2)、地域子ども・若者支援活動補助事業についてお答えいたします。

地域子ども・若者支援活動補助事業は、地域における子ども・若者支援体制の充実を図ることを目的に、支援実施団体の活動に対し補助金を交付する事業となっております。平成29年度においては、５団体に補助を行い、相談及び居場所づくりで218人、各種活動プログラムの実施で62人、訪問支援で53人を支援いたしました。この事業は、県の子ども・若者総合相談センターである子ども若者みらい相談プラザsoraeと連携した、各地域における支援体制づくりに成果を上げていますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

同じく２の(3)、医療的ケア児の現状、課題及び対策についてお答えいたします。

医療的ケア児の現状としましては、県が市町村を通じて調査したところ、平成30年４月１日現在、207人となっており、身近な地域で適切な支援が受けられる体制を整備することが課題と認識しております。

県としましては、各市町村に対し、保健・医療・福祉・教育等の各関係分野が連携する協議の場の設置を働きかけるとともに、医療的ケア児を支援する人材の養成研修や、受け入れ事業所を拡大するために、医療機器等の購入費用を補助し、レスパイトケアを推進する事業を新規に実施しております。引き続き、沖縄県障害児福祉計画に基づき、医療的ケア児とその家族が

在宅で安心して生活できるよう、市町村など関係機関と連携し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、２の福祉・医療行政についての御質問の中の(4)、小児救急電話相談についての御質問にお答えします。

沖縄県では、小児救急医療機関の負担軽減を図ることを目的に、平成22年度から＃8000を設置し、子供の急な病気やけがなどの相談に応じております。平成30年10月からは、相談時間を平日19時から翌朝８時までの13時間、土日・祝日は24時間と大幅に延長するとともに、19時から23時までの４時間は２回線に拡充し、相談体制を強化しております。相談件数は、平成29年と平成30年の10月分で比較した場合、588件から1373件と約2.3倍に増加しており、保護者の育児不安の解消及び救急医療機関の負担軽減につながっているものと考えております。

次に、(5)の医師不足の現状及び対策についての御質問にお答えします。

本県の医療施設で従事する医師数は、平成28年末現在、人口10万人当たり243.1人となっており、全国平均240.1人を3.0人上回っております。県全体の医師数は増加傾向にありますが、２次医療圏ごとに見た場合、南部医療圏以外では、人口10万人当たりの医師数は全国平均を下回っております。

県としましては、自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部地域枠、県立病院における後期臨床研修医の養成等により、特に医師不足が著しい離島及び僻地の医療機関で勤務する医師の確保に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

次に、(6)の海外医科大学卒医師等への支援についてお答えします。

海外医科大学で医学の課程を履修し、日本の医師国家試験に合格して医師免許を取得した医師が、県内の医療機関で臨床研修を受ける事例があることは承知しております。

県としましては、このような医師に対する支援につきましては、各医療関係者の意見を聞きながら、その必要性について検討していきたいと考えております。

次に(7)、久志診療所に対する支援等についての御質問にお答えします。

北部地区医師会が運営する久志診療所は、周辺に医療機関がなく、地域住民にとって唯一の医療機関であり、地域医療の確保に大きな役割を果たしていると認識しております。今後、名護市から久志診療所の存続に向けた相談があれば、前向きに対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の教育行政についての御質問で(1)、いじめの増加要因と対策についてお答えいたします。

平成29年度文部科学省の問題行動等調査によりますと、本県の国公私立学校におけるいじめの認知件数の総数は１万2580件となっております。全国との比較で申し上げますと、沖縄県においては1000人当たり60.7件、全国が30.9件となっております。本県のいじめの増加要因としましては、児童生徒、教師、保護者ともに、ささいないじめも見逃さず、積極的に把握した結果であると捉えております。

県教育委員会としましては、沖縄県いじめ防止基本方針に基づく早期発見・早期対応などの取り組みやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員等を活用した学校における生徒指導の充実に努めてまいります。

次に同じく３の(2)で、公立学校の体育館への空調設置についての御質問にお答えいたします。

国が創設した臨時特例交付金は、熱中症対策として空調整備を早急に進めることとしていることから、市町村においては、同制度の活用に当たり、整備のおくれている普通教室を優先し、体育館への整備は計画しておりません。平成30年９月１日現在における公立学校の体育館における空調設置の割合は、小学校で2.0％、中学校で3.0％、高等学校及び特別支援学校では設置なしとなっていることから、体育館への空調整備は、今後の課題と考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　御答弁、大変ありがとうございました。

幾つかの再質問をさせていただきたいと思います。

まず、防災についてなんですけれども、この慶留間の陥没について、現地の役場のほうにも問い合わせをしたら、非常に日常生活の中でこの道路は本当に必要不可欠で、来年の夏までに復旧をさせていこうということだと聞いております。テトラポットも今までの大きさではもたないということで、大き目な形で予算を組みたいと言っております。本当にこれまでのような対策では、また同じような台風が来るたびにそういう

災害につながるんじゃないかなと思うんです。ですからぜひ県は、村と国だけに任せるんではなくて、県がしっかり現地も把握しながら一緒に取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

慶留間阿嘉線、被災を受けて私も現場のほう確認してまいりました。座間味村としっかり協力をしながらやる必要がある非常に大きな災害だと痛感しております。テトラブロックのテトラの大きさですとか、そういったものも改良しながら、二度と同じような被災を受けることがないようにしっかり復旧していかなければならないというふうに思っております。体制をしっかり組んで一緒になって取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

あと相次ぐ台風も本当に今島々では特に物資の不足で、観光客も含めて大変な難儀をしたと聞いております。一つ一つの課題を県がしっかり現地と連携とってやっていただきたいと要望します。

あと防災ヘリについてなんですが、今市町村と合意形成を図っていると。これ本当に市町村の協力がなければなかなか実現できないと思っております。その辺の見通しはいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今、第２回説明会のほうを11月に開催したんですが、そこで意見照会の結果を各市町村に報告しております。全ての項目につきましておおむね３分の２以上の賛同を得ておりますが、特に主な活動でありますとか、配備数、配備場所については９割以上、運航範囲、運航体制、隊員の派遣期間などについても８割以上の賛同が得られております。一方で一部ですけれども、経費面の負担の懸念とかが示されていますので、その辺はもう一度さらに丁寧に市町村と協議をしていきながら、41市町村全てで防災ヘリ導入に向けて合意が得られるように推進していきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　県内の消防隊員は、全国と比較しても十分ではないと聞いております。そういう意味では、各地域の消防隊員をどう育成し、また確保していくかというのを県がしっかり取り組まないといけない部分だと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　平成27年度の消防職員の充足率は61.9％で全国よりかなり低く、全国最下位となっております。それでも前回――３年に一度の調査ですが、平成24年よりは４ポイント近くは上昇しておりますし、毎年消防職員は、市町村も厳しい財政状況の中、必ず人数がふえている状況にあります。一方で、航空隊員は消防職員を充てるということになっておりますので、今、８名想定しているんですが、その８名をきちっと航空隊に派遣していただくためには、やはりもう少し市町村もその消防職員の充足率を上げていくような努力を図る必要があるというふうに考えております。引き続き市町村、あるいは市町村消防部局と連携して充実に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　この航空隊員の８名、もしくは９名になるかなと思うんですが、その方々が実際ヘリが導入された折の人件費の負担はどこが受けるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　消防防災ヘリの費用負担につきましては、まずヘリそして航空基地の整備につきましては全て県で、あと毎年ヘリは60日くらい点検等が必要になりますけれども、その辺の管理運営に要する経費と、あと管理者につきましては県の職員が充てられるということになっていますので、そこも県がやります。派遣していただく職員につきましては、各県の事例も参考にしておりますけれども、各市町村の負担でという形で今は調整をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　この各市町村の負担分が現場では非常に合意形成の中で課題じゃないかなという声もあると思うんですよ。この辺はもう少し県がしっかり負担を軽減できる仕組みはつくれませんか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　今、市町村の合意形成というか、集団で取り組んでいるものとしては、ニライ消防本部のほうにある指令センターがございます。あちらも三十数市町村の職員が――これは市町村主体でやっていますけれども、それぞれで負担割合を定めてやっているということで、私どもそこの配分例とか、そこら辺も示しながらやっているところでございます。いずれにしても、その辺は丁寧に市町村とも意見交換していきながら進めていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　知事、このヘリの導入は知事の公

約でもあります。それで３月、この検討委員会が100ページ近い調査報告、私も目を通したんですけれども――インターネットでも見られますけれども――非常に多岐にわたってこの議論を重ねてきております。その中に、今後のあり方、方向性、導入の可否という部分で、この検討委員会を４回開催し、この導入に対する可否についてほぼこれは必要だというような部分がございます。いろんな角度から検討して、今全国で導入されていないのは、佐賀と沖縄――佐賀も32年には導入するということを聞いております。ぜひこの導入については、知事の決意をお聞かせ願えませんか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今公室長からもろもろ説明をさせていただきましたが、できるだけその関係市町村との意見交換を行って、導入に向けて現実的にしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

平成27年にヤンバルの３つの村からこれ陳情が出てここまで来ているわけでございます。具体的に大きな事故があって、長時間対応ができなかった事例があって、沖縄のこの防災ヘリというのはどうしても必要じゃないかなと私も思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、福祉行政について、これも知事の公約ですけれども、子育て世代包括支援センター、今県内の何市町村にできておりますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　母子健康包括支援センターとして設置している団体、５団体ございます。ただ、そういう名称を使ってはないんですけれども、市町村の認識として、既にそういうセンター機能を果たしているという施設を持っているというところが８団体ございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　先ほど研修会等支援をしていくという話、これまで開催したと思うんですが、具体的に何市町村参加していますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　市町村等はおおむね全市町村参加しております。私どもとしては、この法律によって32年度末までに、市町村はセンターを設置する努力義務がございますので、それをやってもらうためにも、市町村によってはいつ設置するというふうに考えているところですけれども、まだ時期が未定とか、あるいは予定がないというような団体がございますので、そういう団体も取り組めるように情報提供とか、専門家を招聘してその方の話を聞いてその設置の機運を盛り上げていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　全市町村にぜひこれを設置したいということを考えると、先ほど個別具体的な支援を考えていきたいと。具体的に、非常に今各市町村、大変厳しい財政で行政を運営しているんですけれども、財政の支援というのも考えられますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　現在でも、例えば開設する前の準備経費について補助しておりますし、開設した後の専門職員の人件費についても補助しているというようなところでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　この専門職員の補助というのは何％ですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　国と県で持っていまして、市町村分もあるんですけれども３分の１、ただ市町村に対してはうちの貧困対策基金のほうから支援しておりまして、最終的に市町村の負担は12分の１になっているというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　子供の多い沖縄県ですので、ぜひしっかり前進させていただきたいと思います。

それから地域子ども・若者支援活動補助事業、これは民間の非営利団体の皆さんが一生懸命頑張っているわけですけれども、この事業は期限がありますか、この１事業者に対する。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　この事業は、地域における子ども・若者支援体制の充実を図ることを目的としていますので、さまざまな団体が受けられるようにという機会の確保ということもございまして、応募者資格要件はこれまで年数制限をしてきたところでございます。本島地域においては３年、離島地域においては５年ということでこれまではやってきてございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　多くのそういう関係団体にも取り組めるような幅を持つ、これは理解できます。ただ、これまで積み上げてきた実績があるわけです。しかもそ

の相談を受けている若者、非常に大変な環境で生活をしているような事例が多いと聞いております。そういう意味では本当に丁寧に相談員、いろんな形でかかわっている。期限がもう来たからじゃ終わりで、せっかくこれまで積み上げてきた事業がそこで打ち切られるというのは、これもう少し幅を持ってしっかり評価をするところの事業所は継続できるような道をつくるべきではないかなと私は思うんですが、これもし打ち切られたらスタッフもそこでまた解散という形になるとも聞くんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　議員おっしゃるように、年限につきましてはある程度幅を持たせてというところも必要な場合もあるかと思います。これにつきましては、各年度年度で募集の段階から事業者に対しても御説明はしているところですけれども、地域の実情も踏まえまして、適切に対応できるように検討してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

　あと医療的ケア児の実態調査ですが、ゼロ歳から５歳の潜在化した部分の掌握も問題提起されています。先ほど実態調査で207名出ていると聞いておるんですが、見えないところの部分もあると聞いておりますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　今回の調査につきましては、市町村に対して例えば障害児のサービスであるとか、そういうところを拾って調査しておりますので、全部拾えているとは私どもも思ってはおりません。医療的ケア児を把握するに当たっても、県でも協議の場を設けておりますが、市町村でも協議の場を設けることになっておりますので、その中できちんとした把握ができるように努めてまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　御家庭、保護者やその子供さんが孤立しないようにということで、今回実態調査をし、どのような手当てをしていくかというこれ非常に大事なところだと思うんですが、特にいろんなこの医療的ケアが必要なお子さんを持っている御家庭というのは、緊急に、例えば……

　ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

　　午後５時31分休憩

　　午後５時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○上原　　章君　この医療的ケアについて、例えば、呼吸器がいろんなそういう機械がどうしても必要なときに長期の停電が起きた場合とか、そういう酸素とかが必要なときに病院に問い合わせするけれどもなかなか届かないときがあったり、また学校で看護師さんがいないところではどうしてもお母さんがこのたんをとらなくちゃいけない。いろんな現状で、本当に苦労されているのも聞いております。ただ、そういう意味では緊急に何か起きたり、また本当に現場がこれを求めている、キャッチできる窓口、または専門コーディネーター等の配置とかも必要ではないかと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　その医療的ケア児の対応につきましては、市町村でも施設が整っていたり、そうでなかったりいろいろな場合がございますので、市町村の協議の場というのは非常に大切なものになると思います。県でも協議の場を立ち上げたところでございますので、市町村でこういう細かい協議の場でできるような体制をとるように努力したいと思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

　あと海外対象の医師修学研修についてなんですが、医者を目指している沖縄のお子さんが、海外で実際６年間一生懸命頑張っている事例があります。今、２年生です。だけど、自分はいつか沖縄に戻って医者に従事したいというときに、沖縄で研修の窓口がないというようなお話を聞きました。そういう仕組みをつくって、こういう海外で医者を目指している子供たちが研修を沖縄の現場でできるような仕組みをつくる形ができないか、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　平成16年度に新臨床研修制度が始まりまして、それ以降、こういう海外の大学を出た人が日本の医師国家試験の免許を取って、県内の病院で研修を受けているという事例があることについて我々は承知しております。

　国によってどの国の大学を出たかによって、この日本の医師国家試験を受けるときの条件が違ってくるんですけれども、日本の医師国家試験を合格して免許を取れば、県内の病院の臨床研修を受けることができます。現に我々がつかんでいる方々はそういう県内で臨床研修をやった人です。ただ、この人たちは今臨床研修申し込むときに大学単位でやっているものですか

ら、帰ってきて自分で機構に手続しないといけないわけです。そういうところがちょっと不得手であるならば、そういうやり方といいますか、そういうことがあるというのは我々のほうで教えることもできますので、ぜひ相談していただきたいというふうに思います。現に今制度はあるということでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　今の話は、臨床研修というのは日本の医師国家試験をクリアした人の話ですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　そのとおりでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　私が言っているのは、今現在海外の医学校で医学の履修をしているその医学生の研修として、沖縄でふるさとでできるような仕組みというのはできないものかなと聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時36分休憩

午後５時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　やっぱり医師免許を持っていないという関係上、病院で診療行為に従事することはできないと思います、そういう学生は。ただ、オブザーバーみたいな形で勉学の機会を与えることは可能であるかもしれませんけれども、それにしても医師会等とそういう必要性、どういう形でできるのか、この辺は意見交換させた上で考えたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　例えば琉球大学でお医者さんを目指している学生が県内の医療機関でそういう研修を受けるというケースはないですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　琉球大学あるいは本土の大学、いわゆる医学生ということだと思いますけれども、そういう方々が研修という格好で、例えば夏の何週間とかというふうな機会というのはございます。それはこれから行きたい、その研修委員会というのがありますから、そこに問い合わせていただければ、通常歓迎してティーチングをするということは可能だと思います。実際に患者さんを診て診察とか、要するに医療行為をすることは、これは国家試験を通らないと学生の身分ではできないということになっています。それは海外の学生さんも同じことです。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　それは全然理解しております。私が言うのは、６年間学んでいる際に、医学生としてふるさとの医療現場でそういう研修を受ける――患者さんを診るという、そういう医療行為をするということではなくて、そういう研修を受ける道はあるんですかと聞いたつもりなんですが。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　我々は研修という場合、臨床研修を想定しておりまして、この方々は６年間の実習を終えて、医師国家試験に合格して医師免許を持っている人を対象にして、病院では臨床研修をさせているわけです。

○上原　　章君　それはさっき理解しています。

○保健医療部長（砂川　靖君）　学生時代にそういう病院で研修するというのは、これ研修というよりも授業の一環として琉大や何かでそういう例がありますけれども、そういう形で行われるんだったら、先ほど局長おっしゃったように歓迎しますよというようなことになるかと思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　ちょっと言葉が足りなかったんですけれども、私は今の後ろの部分のつもりで質問したんですけれども、通告も。じゃ今言ったように海外で学んでいる子が授業の一環として沖縄でそういうのを受ける、受け皿はあるということで理解していいんですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇　仁君）　やっぱり確認しておかなくてはいけないことは、研修医というのは我々が言う場合には、通常は医師国家試験を持った方ですよね。海外であった場合でも、これは研修医とは、基本的にはマッチングというのがありまして、それはやっぱり病院で何名とるとかというのがございます。だから、海外でそういったことをやっていれば、それに試験に、マッチングに受かれば通常どおりできますので歓迎したいと思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　ありがとうございます。

また砂川部長、さっき言ったこの修学研修資金、質問にも入れましたけれども、日本の国家試験を通った後に臨床を受けるそういった医師を志している人に、実は茨城県が県独自の修学資金貸与という形で１人150万やっているんですけれども、これは３年ふるさとで医師として従事したら免除というように、要するに茨城県も独自に医師の確保、または育成につなげて

いく事例があるんです。そういったのもやっぱり県も考えて、これだけ医師が必要な我が県ですので、沖縄出身の子を本当にふるさとでしっかり活躍してもらうような仕組みをつくる必要があると思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　修学資金の貸与に関しては、現に沖縄県でも今琉球大学の地域枠の学生に対して行っております。

○上原　　章君　　海外の話。

○保健医療部長（砂川　靖君）　琉球大学地域枠の学生は今年間17名くらいですけれども、この方々が卒業していくと、平成40年、41年ぐらいから常時68名、そういう方々が確保できるというふうに見ておりますので、地域偏在に対象する部分としては、琉球大学地域枠で賄えるんじゃないかなというふうに今考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　沖縄出身の優秀な若者が海外で一生懸命医者を目指して、いつかは自分のふるさとで頑張りたいと、そういう子供たちにしっかり希望を持たせるような取り組みも必要だと私は思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　琉大の地域枠、これ県内の高校を卒業した人に限定していますので、他の県と違って。ぜひ、郷土で医者として働きたいという方は琉大の地域枠を目指していただきたいというふうに私は考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　ちょっと話がかみ合わないんですけれども、今後議論していきたいと思います。

あと久志診療所、知事、二見以北の診療所が15年間頑張ってきたところが閉じるというのは、東海岸の方々にとっては本当に大変な大問題だと思うんですよ。知事としてこれしっかり継続できるように、私は支援するべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　久志診療所の件も私ども新聞報道で知ったところなんですけれども、その報道が出て以来、ここは今は名護市が設立して医師会病院に建物を貸すような形で医師会病院が運営しているわけですけれども、例えば、開設者を変更したりした場合にはひょっとしたら、僻地診療所の運営補助金の交付の対象ができるんじゃないかというふうに今考えております。その要件に該当するかしないか、今名護市からも資料をもらいながら、そういう検討を進めていくところでございまして、可能性があるというふうに思っていますので、もし名護市のほうで存続に向けて相談したいということがあれば、私どもとしても前向きに対応したいということでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

あと教育行政、先ほど教育長は、丁寧に認知件数を拾い上げたからふえたというような話でしたけれども、現実にこれだけ全国と比較しても倍ですよ、倍。幾ら何でも沖縄の今のいじめの認知件数は異常だなと思っております。それで今までいろんな対策をしたと思うんですが、同じような取り組みでは私はなかなか改善しないんじゃないかと、もっと心を痛めている子供たちが本当に多くいるんじゃないかなと思います。重大事件もそんなに減っていないんですよ。ですから、抜本的な解決というのは教育長としてどう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　答弁でささいないじめも把握に努めたというふうに申し上げましたが、数自体が多いということに関しては非常に重く受けとめております。いじめの内容等について、ささいなものもというのもありましたので、内容を見ますと、やっぱり冷やかし、からかいとか、悪口というのが一番多くなっております。特に小学校の場合は76％とか、中学校もそれが多いんですが、高校に行きますと、３位あたりでパソコンや携帯でのネット関係が出てまいりますけれども、そういうものをまず把握しないことには対応がとれませんので、その把握に努めるということと、いろんな相談体制という意味では、スクールカウンセラー等の配置でしっかり相談体制を確立していくことが大事かなと思います。今、文部科学省のほうでは31年度までに全ての学校にスクールカウンセラーが回っていって相談体制ができるようにするということを目指しておりますけれども、今スクールカウンセラーというのは国の補助事業を活用して配置しておりますので、その辺の動向も踏まえながら、教育委員会としては、その体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　学校現場の先生、職員も精いっぱいやっていると思っているんですよ。大変な仕事をしながら、ＳＯＳを出す子供たちも気にしながら一生懸命やっていると。僕はこの一番子供たちに近い学校現場の負担をどう軽減してやるかと。今のスクールカウン

セラーをしっかり配置すべきだと思うんですよ。できれば、複数校持って回るようなやり方ではなくて、独自予算を組んででも全校に配置するくらいの決意が必要だと私は思うんですけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

スクールカウンセラーは臨床心理士でありますとか、精神科医とかそういう皆さんになっていただいているのと、あとは相談経験がある方というふうにあります。別途ほかの仕事を持っていらっしゃる方で、時間を決めて回るという形もありますので、現実問題としてはお一人で複数校というのも現体制としては実際あります。その各校に専属という形で１校ずつ持つということに関しては、今後のいろんな課題等と捉えておりますので、その辺は一歩一歩充実に努めてまいりたいと思います。

○上原　　章君　終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

この際、申し上げます。

新垣新君から発言の申し出がありますので、これを許可します。

新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　　新君　昨日の花城大輔議員の質問の最中に、大変な不穏当発言で知事公室長に対し傷つける発言に対し、議会の品格を乱し、心からおわびを申し上げます。今後、発言に責任を持ち、気をつけます。

大変済みませんでした。

○議長（新里米吉君）　この際、申し上げます。

御承知のとおり議会は言論の府であり、自由闊達な議論が展開されることが求められる一方、議員の発言やその行動については、議会の品位を重んじ権威を保持すべきことも当然求められております。そのため、審議中における自席からの不規則発言についても厳に慎みますよう、議長として注意いたします。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、12月10日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時51分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　崎　山　嗣　幸

会議録署名議員　　照　屋　守　之

平成30年12月10日

平成30年第８回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第６号）

平成30年
第　8　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）

平成30年12月10日（月曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第６号

平成30年12月10日（月曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで
甲第１号議案　平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）
甲第２号議案　平成30年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第５号議案　平成30年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　県税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金条例
乙第８号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　財産の取得について
乙第11号議案　財産の取得について
乙第12号議案　訴えの提起について
乙第13号議案　指定管理者の指定について
乙第14号議案　指定管理者の指定について
乙第15号議案　指定管理者の指定について
乙第16号議案　指定管理者の指定について
乙第17号議案　指定管理者の指定について
乙第18号議案　指定管理者の指定について
乙第19号議案　当せん金付証票の発売について

出　席　議　員（45名）

議　長	新里米吉君	３　番	親川　敬君
副議長	赤嶺　昇君	４　番	新垣光栄君
１　番	瀬長美佐雄君	５　番	次呂久成崇君
２　番	玉城武光君	６　番	宮城一郎君

7 番	大城憲幸 君	27 番	仲村未央 さん
8 番	金城泰邦 君	28 番	照屋大河 君
9 番	大浜一郎 君	29 番	仲宗根悟 君
10 番	西銘啓史郎 君	30 番	崎山嗣幸 君
11 番	新垣新 君	31 番	金城勉 君
12 番	比嘉瑞己 君	32 番	末松文信 君
13 番	西銘純恵 さん	33 番	具志堅透 君
14 番	平良昭一 君	34 番	島袋大 君
15 番	上原正次 君	35 番	中川京貴 君
17 番	亀濱玲子 さん	36 番	座喜味一幸 君
18 番	當間盛夫 君	37 番	嘉陽宗儀 君
19 番	上原章 君	38 番	新垣清涼 君
20 番	座波一 君	39 番	瑞慶覧功 君
21 番	山川典二 君	42 番	比嘉京子 さん
22 番	花城大輔 君	43 番	大城一馬 君
23 番	又吉清義 君	45 番	糸洲朝則 君
24 番	山内末子 さん	46 番	照屋守之 君
25 番	渡久地修 君	47 番	仲田弘毅 君
26 番	玉城満 君		

欠 席 議 員（2名）

16 番	当山勝利 君	41 番	狩俣信子 さん

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー 君	企業局長	金城武 君
副知事	富川盛武 君	病院事業局長	我那覇仁 君
副知事	謝花喜一郎 君	会計管理者	伊川秀樹 君
政策調整監	吉田勝廣 君	知事公室秘書防災統括監	前原正人 君
知事公室長	池田竹州 君		
総務部長	金城弘昌 君	総務部財政統括監	宮城力 君
企画部長	川満誠一 君		
環境部長	大浜浩志 君	教育長	平敷昭人 君
子ども生活福祉部長	大城玲子 さん	公安委員会委員長	阿波連光 君
保健医療部長	砂川靖 君	警察本部長	筒井洋樹 君
農林水産部長	島尻勝広 君	労働委員会事務局長	金良多恵子 さん
商工労働部長	屋比久盛敏 君		
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫 君	人事委員会事務局長	池田克紀 君
土木建築部長	上原国定 君	代表監査委員	當間秀史 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則 君	議事課長	平良潤 君
次長	勝連盛博 君	課長補佐	佐久田隆 君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

11月22日から12月５日までに受理いたしました請願１件及び陳情16件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

―――――――――――――――――――――

〔請願及び陳情文書表　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

金城泰邦君。

〔金城泰邦君登壇〕

○金城　泰邦君　皆さん、おはようございます。

公明党会派、金城泰邦です。

通告に従いまして一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、那覇軍港の浦添移設について、過日、松本浦添市長との面談が行われた。軍港移設については、移設先の浦添市においては西海岸開発の進捗に大きな影響を与えており、県、那覇、浦添の３者が互いに合意し、軍港移設が早期に決着することが求められているが、早期合意の決着点は何か知事の見解を伺う。

(2)、知事の公約には米軍人・軍属による犯罪、米軍基地から派生する環境問題の抜本的な解決に取り組むとあるが、平成28年のうるま市での事件の後、再発防止策の一環で防犯灯や防犯カメラの設置費として、単年度予算で内閣府から約15億円の予算が交付され、県内数カ所で防犯灯や防犯カメラが設置された。その後、平成30年に読谷村で米軍人による住居侵入事件が発生し、安全対策の上ではいまだ防犯灯や防犯カメラの設置増加が必要である。継続的な防犯灯や防犯カメラの設置を図り、安全・安心なまちづくりを構築するべく、特別交付金等による維持管理費の補助を国に求めるべきと考えるが知事の見解を伺う。

２、観光振興策について。

(1)、大型ＭＩＣＥ施設の進捗状況についての課題を伺う。

(2)、医療ツーリズムの展開について県の取り組みを伺う。

(3)、下地島空港が来年３月30日に開業を予定し、国内ＬＣＣが成田―下地島路線を就航することになっているが、航空機燃料税の軽減措置の対象地域に下地島空港を追加することについて県の対応を伺う。

(4)、インバウンド等観光客に対し、さらなる公共交通を利用してもらうためには、フリーＷｉ－Ｆｉ及びキャッシュレス決済機を路線バスに導入すべきと考えるが、県の見解を伺う。

(5)、イギリスを発祥とするフットパスは、森林や田園地帯、古い町並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと「Ｆｏｏｔ」ができる小道「Ｐａｔｈ」をあらわすが、沖縄のありのままの自然や町並みを手つかずの状態で観光資源として活用するフットパス観光を、10月から３月までのシーズンで市町村やＮＰＯと連携して普及できないか伺う。

(6)、観光客が増加する宮古島市では、与那覇前浜ビーチにおいて、ことし９月の台風24号及び25号で砂浜が大きく削られる被害が発生した。観光資源の目玉となる前浜ビーチの海浜保全について、県は農林水産部から土木建築部に所管が移り対応すると伺っているが、現状について伺う。

(7)、観光地で起きる問題としてオーバーツーリズムが近年、課題となっているが、県内におけるオーバーツーリズムの具体的な事案は何があるか伺うとともに、今後の対策について県の見解を伺う。

３、産業振興策について。

(1)、県内地場産業を支えるための県の支援策は、幾つの事業メニューが展開されていて、事業評価はおおむねどうなっているのか伺うとともに、結果としてどれだけの事業者が経営的にプラスに転じたのか、その効果を伺う。

(2)、県内のあらゆる業界で人手不足が課題となっている。人手不足に対する県の対応策として人材確保策など具体的にどう取り組んでいるのか伺う。

４、教育行政について。

(1)、特別支援教育コーディネーターの専任化の現状について伺う。

(2)、インクルーシブ教育の観点から重度知的障害のある生徒を欠員が生じた普通高校に受験し入学させることについて、県教育委員会の対応を伺う。

(3)、県立陽明高校の校舎改築の進捗について、実施設計が終了してから２年が過ぎている。高等特別支援学校の分校や総合学科などを擁し特色ある学校とし

て注目されており、新たな環境整備が待ち望まれているが、工事着手が停滞しているのはなぜか。早期着手を求めるが県教育委員会及び土木建築部の見解を伺う。

５、福祉行政について。

(1)、療育手帳取得のための発達検査や医療・療育支援の現場において発達障害の特性別評価法(ＭＳＰＡ)を導入することで、支援の迅速化や鬱・神経症などの２次障害を予防できると考えるが県の見解を伺う。

６の我が党の代表質問との関連については取り下げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　金城泰邦議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１の(1)、那覇港湾施設の移設についてお答えいたします。

那覇港湾施設の浦添移設については、移設協議会において、これまでも民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきたところであります。

県としては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。

私は、関係機関の対話は重要であると考えておりますので、浦添市長及び那覇市長との面談について調整を進めていきたいと考えております。なお、２者面談あるいは３者面談は、意思決定の場ではなく、あくまで意見交換の場であると認識しております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(2)、防犯灯等の維持管理についてお答えします。

県としては、米軍に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えており、新たな協議会の設置やリバティー制度の運用実態の検証など、再発防止に向けた具体的な提案を日米両政府に対し行っているところです。防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業については、設置費用は国が負担し、維持管理費用は市町村等が負担することとして実施された事業であります。

県としましては、こうした経緯も踏まえ、引き続き、軍転協等とも連携しより効果的な対策が図られるよう、日米両政府に対し、粘り強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２、観光振興策についての御質問の中の(1)、大型ＭＩＣＥ施設の進捗上の課題についてにお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設は、アジアのダイナミズムを取り込み、本県の持続的発展に寄与する重要な施設であります。本施設の整備に向けては、現在、基本設計の交付決定に向けて取り組んでおりますが、国は需要・収支見込み及び周辺受け入れ環境整備の見込みを課題としており、県はこれらについて丁寧に説明を重ね、さらに精緻な資料作成のためには基本設計が必要不可欠であることについて国の理解を求めております。

県においては、施設の整備に向けて国との協議を継続しているところであり、沖縄の成長可能性を引き出す大型ＭＩＣＥ施設の実現に向けて粘り強く取り組んでまいります。

同じく２の(2)、医療ツーリズムの県の取り組みについての御質問にお答えいたします。

県では、平成22年度から医療ツーリズムの取り組みを開始し、医療ツーリズム先進国の調査や県内医療機関の現状及び課題等の把握を通じ、医療ツーリズムの方向性を定めたところであります。平成25年度以降は医療に加え、健康増進、維持、回復、疾病予防等も含めたウエルネスツーリズムを展開し、国内外プロモーションや事業者支援などを実施してまいりました。

県としては、今後、沖縄の強みである豊かな自然、温暖な気候、癒やし等を活用したツーリズムを推進していきたいと考えております。

同じく２の(3)、航空機燃料税の軽減措置を下地島空港へ拡充適用することについての御質問にお答えいたします。

下地島空港は、平成31年３月30日に、旅客ターミナル施設の開業とジェットスタージャパンの成田―下地島路線の新規就航が予定されており、今後、宮古地域の観光振興に大きな役割を果たすことが期待されております。

県としましては、航空機燃料税の軽減措置の対象地域に下地島を追加することで、その取り組みを後押しすることができると考えていることから、これまで国等に対し、制度の拡充を求めてまいりました。今後

も、下地島空港の航空機燃料税の軽減に向けて、引き続き、関係団体と連携して取り組んでまいります。

同じく２の(4)、路線バスのフリーＷｉ－Ｆｉ及びキャッシュレス導入についての御質問にお答えいたします。

路線バスのフリーＷｉ－Ｆｉ導入については、那覇空港から運航する空港リムジンバスや沖縄エアポートシャトルといった、外国人観光客の利用が多い一部路線での導入が始まっているところであります。一方、キャッシュレス化については、県内路線バスのほぼ全てでＯＫＩＣＡに対応しており、一部路線ではクレジットカード等も使用可能となっております。

県としましては、路線バスへのフリーＷｉ－Ｆｉ導入や、スマートフォン決済などさまざまな決済手段の導入が、観光客の利便性向上や消費額の増加につながるものと考えており、引き続き関係業界と連携を図りながら、導入の促進に取り組んでいきたいと考えております。

同じく２の(5)、フットパス観光についての御質問にお答えいたします。

日本フットパス協会によりますと、フットパス観光とは、地域に昔からあるありのままの風景や観光名所などをコースとして、マップを活用しめぐりながら、地域住民とコミュニケーションを図る体験とのことであります。昨今、観光の主流が、観光地周遊型から地域滞在型へ、団体客から個人客へと移行しつつある中で、フットパス観光やまちまーいなど、地域の観光資源を活用した着地型観光メニューの充実は、観光客の満足度向上やリピーター化につながるものと考えており、県としては今後ともフットパス観光など着地型観光の推進に努めてまいります。

同じく２の(7)、オーバーツーリズムの事案と今後の対策についての御質問についてお答えいたします。

昨今、世界中で問題となっているオーバーツーリズムとは、観光地にキャパシティー以上の観光客が押し寄せることで、交通渋滞、騒音、ごみの問題、環境破壊、それらを原因とした地域住民と観光客のトラブルなどが事例として挙げられます。本県においては、レンタカーの増加による混雑や貸し切りバスの違法駐停車、ごみ捨てや違法駐車が原因で観光地が閉鎖されるなどの事案が発生しております。

県としては、今後、レンタカーから公共交通機関への移行による交通混雑の解消や、県内の生活習慣上のルールやマナー等の啓発を通し、持続可能な観光地づくりを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　２、観光振興策についての御質問の中の(6)、宮古島市前浜海岸の保全についてお答えいたします。

宮古島市前浜海岸は、農林水産省農村振興局所管の海岸として平成10年９月１日に海岸保全区域を指定しております。台風による砂浜の喪失は多くの海岸で生じており、周期的に砂が戻ってくる現象も見られますが、前浜海岸は年々、砂浜の減少が続いている海岸と認識しております。

県としましては、宮古島市や関係者と連携の上、海岸管理者として適切な対処を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３、産業振興策についての(1)、県が実施する県内地場産業の支援事業数とその事業評価及び効果についてにお答えいたします。

沖縄県では、県内の中小企業等の振興のため、関係団体や各地域からの提言等を施策に反映した中小企業支援計画を毎年度策定しており、平成29年度においては、各支援機関等との連携を図りながら、計63の事業を実施したところであります。主な取り組みとして、経営力向上に向けた支援や設備の導入、商品開発、販路開拓支援など各種施策を総合的に展開しております。県の事業が個々の事業者にもたらす効果は把握しておりませんが、県内総生産額や県事業税の推移を見ると、近年、順調な伸びを示しており、国や関係機関と連携した中小企業等の総合支援の効果があらわれてきているものと考えております。

次に同じく３の(2)、人出不足に対する具体的な取り組みについてにお答えいたします。

雇用情勢が着実に改善する中、建設、保育、介護、看護、宿泊・飲食などの分野において、人手不足が顕著になっております。要因としましては、地域間や職種間、労働条件などのミスマッチが挙げられます。そのため、県におきましては、働きやすい環境づくり、正規雇用化の促進、キャリア教育などに取り組むとともに、女性、高齢者、障害者の雇用促進に取り組んでおります。また、各業界の取り組みを促進するため、関係部局等による連絡会議を開催し、情報共有と連携強化を図っているところであります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の教育行政についての御質問で(1)、特別支援教育コーディネーターの現状についてお答えいたします。

特別支援教育の推進に当たっては、校長のリーダーシップのもと、校長が指名した特別支援教育コーディネーターを推進役として学校全体で組織的に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、今後とも管理職研修やコーディネーター養成研修等の充実により、職員全てがかかわる支援体制の構築に努めてまいります。

次に同じく４の(2)、重度知的障害のある生徒の高校受検についての御質問にお答えいたします。

県立高等学校入学者選抜学力検査においては、中学校から提出された障害に関する配慮願等をもとに、別室での受検や問題用紙の拡大等、でき得る配慮を講じており、障害のある生徒も受け入れております。入学者選抜に当たっては、各高等学校、各学科の教育を受けるに足る能力と適性等を備えた者を選抜することとしており、空き定員がある場合でも、その方針に基づき、各学校において総合的に判断しております。

次に同じく４の(3)のア、県立陽明高校の校舎改築の進捗についての御質問にお答えいたします。

陽明高校については、校舎の改築に合わせて、陽明高等支援学校の併設、総合学科の設置などに係る教育環境整備を行うこととして、平成30年度の工事着手に向け取り組んでまいりました。しかしながら、建築予定地である現運動場の周辺のり面の状況について新たに調査を行う必要が生じたことから、生徒や近隣住民の安全を確保することを第一に考え、工事着手を見合わせているところです。今後は、調査結果を踏まえ、土木建築部と連携し早期の事業着手に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　４、教育行政についての御質問のうち(3)のイ、県立陽明高校の校舎改築の進捗についてお答えいたします。

陽明高校の校舎改築については、平成28年度に実施設計を終了しておりますが、建築予定地である現運動場の周辺のり面において平成29年10月に地すべりが発生したことから、擁壁等構造物の再確認を行ったところ、亀裂等が確認されたため、教育庁と協議の上、建築工事を見合わせているところであります。

土木建築部としては、早期に、地すべり対策工事を実施するとともに、校舎改築工事の着手に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　５、福祉行政についての(1)、発達障害の特性別評価法の導入についてお答えいたします。

発達障害の特性別評価法ＭＳＰＡは、言語発達、感覚過敏など、発達障害者が有しやすい特性を視覚的に評価するもので、平成28年４月１日から医療保険適用となったところです。同評価法の福祉分野における活用のあり方については、今後、国の発達障害情報・支援センター等関係機関と情報交換を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　一通りの御答弁ありがとうございました。何点か再質問をさせていただきたいと思います。

１番の知事の政治姿勢について、那覇軍港の浦添移設ですが、先ほど知事の答弁の中で、課題としては民港の港湾との整合性ということをおっしゃっておりました。現在、受け入れる側の浦添市としては、浦添市素案ということで軍港の南側案を提示していると思います。これまでの議会でのやりとりの中でもさまざま副知事のほうからも課題があるということをおっしゃっておりましたが、そういった課題も含めて今後現行案あるいは浦添市素案、そこをしっかりと話し合って早期解決に向けての決着点をどうするかということを伺っているところですが、知事、そういった対話によってお互いの主張をどの辺ですり合わせていくことができると考えていますか。浦添市としても折衷案ということも当初は含みとして持っているようでございます。そういったことも含めて知事としてしっかりと対話して決着点を見出していくというつもりはありませんかどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　那覇港湾施設の再質問についてお答えします。

浦添市の協議会の案につきましては、検討委員会の委員長からも懸念が示されております。私ども那覇港管理組合のほうから、いわゆる南側案について再度技術的な課題について検証したいというような要望を出しているようでして、まずそこをきちっと詰めてやる必要があるものと考えております。それも踏まえまして、改めて北側案、南側案についてきちんと技術的な

面で再度評価する必要があるのではないかというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　浦添市の案としては、埋め立てる面積総体自体は現行案よりも減ると、180ヘクタールから160ヘクタール台に減らせることができると。こういった海を埋め立てる面積が縮小するということにつきましては、浦添市の主張としては、これまでの環境影響評価方法書に対する知事意見を踏まえた結果として、埋立面積全体の圧縮を図ることで自然環境の保全に留意しながら観光振興に資する案として提案されているわけで、これは知事の基地に対する考えにしても移設に対する考えにしてもそうですが、そこは合致していると思いますがどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど公室長が答弁したとおり、技術的な点も踏まえさまざまな検討を進めるべきであろうと思います。先般、松本浦添市長とお会いいたしましたときに、お互いの意見交換をするという意味で面談の日程を調整していただきたいという要請もいただいておりますので、その中でさまざまな意見交換をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　浦添市の思いとしては、今キャンプ・キンザーが返還されるということを政府も明言しておりまして、そのキャンプ・キンザーとの一体化を考えたときに例えば浦添市が言っている第２ステージのコーストルリゾート地域をもうちょっと拡充して沖縄県全体の観光・リゾートに資する計画にしたほうがいいんじゃないかという思いと、第３ステージの物流機能の部分が当初の予定よりなかなか進んでいないという現状もあるということもありますので、そこは私は従来から言っているように物流産業そういったものの支援のためにも、荷主の補助であったり、いろんな物流を振興させるということも第３ステージにおいて県としてこういうふうにやっていきますという具体案が見えてくると、交渉する上でも説得力があると思うんです。そういった観光・リゾートの促進、そして物流の促進もしっかりとこういうふうに考えているというものを県から示していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

民港機能の拡充を図りながら港湾施設の配置ということは、一度協議会のほうでやったところでございます。そして南側案を踏まえまして、その中で民港の中央に那覇港湾施設が移設することについての懸念も示されているところです。一方で浦添市からは、今議員御指摘のまちづくり、そしてコースタル地区の一体的な開発という観点からの南側案という評価でもございます。その辺をきちっと改めまして、港湾管理組合もしくは協議会の中できちっと精査した上で必要な対応というのは当然関係部局と連携して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　よろしくお願いいたします。

(2)の防犯カメラに関してですけれども、先ほど公室長から日米両政府に求めるとありました。県のほうでも知事部局、ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議が実施しております、平成30年度公共施設の防犯安全点検実施結果というものがありますが、これによれば平成30年、ことしの７月９日から７月23日の期間で実施した県内の道路、公園、建物、学校の施設の点検、総数843施設で改善を要する箇所が1354カ所あったそうです。そのうち既に改善を行った箇所は388カ所で29％、今後改善を要する箇所は966カ所で71％も残っております。改善予定がない箇所が324カ所で24％もあるという状況でございます。特に子供たちを取り巻く学校施設の周辺では、最近でも不審者情報が父兄に伝達されている事案が結構あります。日常的に起こり得る危険から子供たちの命を守るため、防犯カメラのさらなる配備というのは急務であると私は考えます。知事の速やかな国に対する――具体的には内閣府に対する要請活動を求めたいと思います。知事いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　防犯灯・防犯カメラ整備事業につきましては、先ほどお答えしたとおり設置費用は国で、維持管理費は市町村等が負担するということで実施されています。私ども軍転協の各構成市町村からも意見交換等は行っておりますので、そのような要望があればぜひ軍転協と連携してきちっと政府に求めていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ちょっといまいちあんまり熱意が感じられないんですが、沖縄県は米軍基地があることで事件・事故もありますよ。それは皆さん普段から感じていると思います。これは県がしっかりと力を入れて防犯対策をするという思いが必要だと思います。ランニングコストについてもしっかりと国に県から求めて、市町村にそのまま負わせるという形で終わるんではなくして、国にしっかりと責任を持って防犯対策を

求めるとそういう姿勢が感じられないんですよ、今の答弁では。どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになりますが、今事業導入を踏まえまして経緯も踏まえて市町村から意見を求めているところでございます。市町村からそういった具体的な要望はまだ上がってきていない状況ですので、きちっと市町村の意見も踏まえて対応していきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　県が主体となっているそういったちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議では、ことしの実施は41市町村中15市町村しかまだ対応されておりません。これしっかりと全県的に対応していただいて、全県的なニーズの把握をしっかりと行ってください。この防犯カメラの補助もあのうるま市の事件がきっかけとなっているんです。絶対このような事件を二度と起こさないために、最善の対策を県としてやっていただくよう望み、求めたいと思います。

質問移ります。

２番の観光振興策ですが、ＭＩＣＥの課題として先ほど部長から収支見込みが課題とありました。事業計画の収入で年間稼働日、これに無理はないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　国から課題となっております利用収支見込み、その一つでございますけれども、私どもの知見、ある意味その能力も限られております。そういったことに関しましても、専門の東京在の国レベルの機関とか組織とかそういったところからいろいろ知見をかりながら、きちんとしたデータをつくって、これ以上ない精緻なデータをつくって国に随時お示しをしているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　稼働の根拠というものが４大都市等と同じような考えで入れるのはちょっとどうかなと思っております。沖縄は離れている分、物を運ぶにもコストがかかりますし、そういったものがイベントをする側にとってどうなのかという懸念もあるのかなと素人ながら思っております。

沖縄でのイベントというのは、本土と比べて行く側にとっても単価が本土よりも低いというのはあると思います。沖縄の実情に見合った単価設定に収支がなっておりますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　単価設定詳細等につきましては、今後のこともございますので基本設計等でさせていただきたいなというふうに思っています。ただ場所的には、確かに東京からは２時間程度離れておりますけれども、逆にアジア、特に北東アジア、中国、台湾、韓国、香港、週に230便以上飛行機が飛んでいますので、逆に言うとアジアからも、例えば安室奈美恵さんのように台湾等アジアからも人気のある方にとっては、そういったところからも呼べるという新たなマーケットが、沖縄ならではのアジアに近い地理的特性、そしてリゾートアイランドということで毎年1000万近く観光客も来ておりますので、そういった中で可能性は高いというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　稼働が３日に１回は開催されている収支見込みですが、その３日に１回、空港から移動距離が長いこの立地条件のデメリット、これはどうやって克服するかというのが大事だと思いますが、現状ではなかなか厳しいと思っております。新たな整備について考えはありますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　確かに空港からは若干離れておりますけれども、それまでに国道、県道含めまして道路の整備は進むということ、それから実際そのイベントの開催時におきましては、我々はハード面・ソフト面等を駆使しながら、交通渋滞の緩和に向けて今時点で考えられることを想定しながら取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　頑張っていただきたいと思います。

医療ツーリズムですが、アジアでは日本の医療に対する信頼がとっても高いらしいですね。中国などアジアの健康ブームも相まって、民間事業者がアジアからの客をつないで頑張っているようです。マッチングによって県の支援というのは具体的に今どういうふうにあるのか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　医療ツーリズムにつきましては、検査とか治療とかそういったことが中心になると思いますけれども、沖縄の自然、人、空気感、癒やしといった――もう少し幅を広げて、先ほど申しましたウエルネスツーリズムと一般的な言い方をされますけれども、沖縄に来て元気を回復するというそこと含みまして広げていくとさまざまな

可能性が広がっていくということで、医療ツーリズムの少し先を行った形での取り組みを今考えて検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ぜひそこも頑張っていただきたいと思います。

下地島空港の航空機燃料税ですが、国に対して税制の優遇を求めることについて知事はどのような思いでいるのか。また今後国とのそういった優遇税制等、国との間合いのとり方それをどう考えていくのか。お互いが相手を尊重し合う関係性を構築できそうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　航空機燃料税を下地島へ認めてもらうことは、宮古だけではなくて沖縄の振興・発展にも大きく寄与すると思っております。それに向けまして県のほうとしても取り組みをこれまで進めてきておりまして、例えばことしの８月２日、３日に副知事が上京して国及び政党関係者に対し要望を行ったほか、知事におきましても先月11月６日に上京していただき、国及び政党関係者に対して改めて下地島の追加を要望した中で、きのう、おとといの報道にございますように非常にいい方向に向かっているのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　今後さまざまな面で国との交渉が必要になってくると思いますが、そこはしっかりと国と真っ正面から向き合って、対峙するのではなくお互いの意見をしっかりと尊重しながらやっていくという間合いのとり方も必要だと思っております。

インバウンドの観光客のキャッシュレスについて、先ほど部長からＯＫＩＣＡなどで対応していると言われました。今のＯＫＩＣＡでは、スマートフォンでの決済とかはできないですよね。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　ＯＫＩＣＡはバス、モノレールで沖縄だけの対応ということでございますので、議員の御指摘のようにキャッシュレスということからしますと、その他さまざまな携帯を使っての対応とか、そういったものに関しましても取り組みを進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　今私が言っているフリーＷｉ－Ｆｉについても、路線バス等でやっていけば路線バスに乗車する観光客もふえてくると思いますし、先日私も路線バスに乗った際に直接目にしたのは、外国人の観光客が運賃を支払う際に小銭を幾ら入れるという説明で運転手の方もかなり100円とか50円、10円とか説明する言葉が通じなくて困っておりまして、後ろで待っている私も非常に困ったことがありましたもので、やっぱり乗客がスムーズに流れるという意味でも、キャッシュレスについては改善が必要なのかなと感じたのでぜひやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

フットパスにつきまして、きのう、おとい、フットパス研修イベントツアーが浦添で行われております。そこに地域振興協会の方も参加していただいております。大変ありがとうございました。御理解に感謝申し上げます。このフットパスというのは、新たなハード面の投資をせずに今ある資源をそのまま活用する発想ですから、沖縄に向いていると思うんです。今後はぜひ知事にもそういったフットパスに参加していただきたいと思いますが、知事いかがですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　フットパス観光、まさに沖縄のまちまーいとあわせて地域には、いわゆるスージグヮーと呼ばれるところがありまして、私も以前実は番組を担当させていただいたときに、町々のスージグヮーをたどりながら、そこにあるその地域住民の皆さんが大切にしている観光資源になり得る場所がたくさんあるなということも勉強させていただきました。ですからぜひこのフットパス観光、それから先ほどのフリーＷｉ－Ｆｉとキャッシュレス化などは、沖縄にとってのポテンシャルを高めていく非常に重要なファクターになり得ると思いますので、しっかり進めていきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　知事、理解があるということで大変に喜ばしく思っています。よろしくお願いします。

前浜ビーチにつきまして、先ほど部長から海岸保全区域に指定されているので対応していくということがありました。ぜひ災害復旧の対象にはならなくても沖縄振興公共投資交付金なら活用できるというふうに伺っておりますので、海岸管理者として県の対応をしっかりとやっていただきたいと思います。大丈夫ですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

今議員がおっしゃったように、交付金の事業メ

ニューもございますので、少し事業費の内容とかそういう地元と調整しながら早急に対応していきたいというふうに考えております。

○金城　泰邦君　ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

金城泰邦君。

○金城　泰邦君　３の(2)の人手不足の問題ですが、今オリンピック需要で東京に労働力が集中していると言われておりますが、一方で大阪万博が決まりまして東京の次は大阪に労働力が流れるのではないかというふうに懸念をしております。人手不足を外国人労働者で補うという形もあるかもしれませんが、そこに頼るだけではいけないと。やはり沖縄出身の人材の流出がないような取り組みをするためには、一番は賃金の課題とかも克服しなければいけないかなと思っております。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　外国人労働者を活用する前にまだ県内にはそれぞれ活用できる労働力があると思っています。そういう意味で雇用管理の改善、そういう意味の賃金とか休暇のとり方とかそこら辺、それからキャリアパスといいますか職業能力の向上、そういったことの取り組みもありますし、それから潜在労働力としまして、女性の方々とか高齢者の方々が働きやすいような環境ができてくるとそういうことも活用できるんじゃないのかなということを考えております。そのほかにも産業生産性の向上のためにＡＩというか、情報関係を活用しながら対処できるところはやっていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　教育行政の特別支援コーディネーターですが、現場におきましては、コーディネーターが学級担任や通常学級の教科指導も兼任しながらやっていたり、なかなか支援体制の構築が難しいという現場の課題があるようでございます。ぜひそこは改善していただきながら、先ほどの管理職研修等もしっかりと全現場で対応するようにやっていただきたいんですが。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　コーディネーターにつきましては、学校内における特別支援教育の推進役という形で、これは校長先生が特別支援教育について学ぶ意欲があって学校全体の状況、関係機関との協力にも配慮ができて、教職員の力を結集できる力量がある方をコーディネーターという形で指名をしていまして、学校全体で組織的に取り組むというのが原則になっております。そういった中で議員が御指摘のように管理職研修、コーディネーター養成研修の充実で全職員でかかわれる支援体制の構築というものに努めてまいりたいというふうに考えております。職員一人一人の資質の向上にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　続きまして、インクルーシブ教育関連、重度知的のある生徒を入学させる件につきまして、これまでの養護学校時代の特殊教育では、障害の種類や程度に応じた対応ということでしたが、平成18年度以降特別支援教育に変わりまして、一人一人の教育ニーズを把握して困難を改善克服するための適切な助言指導を行うというふうに変わってきております。現在の教育委員会の重度知的障害に対する高校入試の対応は、特殊教育の域を出ていないのではないかというふうに思っております。場所というものを最重視する適正就学的な対応というのはまだ特殊教育ではないですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　高等学校での教育内容というのは、学校教育法の施行規則で小中学校では特別障害のある生徒に対しての特別な教育課程が編成できるというふうになっているんですけれども、高等学校においては通級による指導、しかも発達障害の分についての通級による指導のみが現在できることになっていまして、そうしますと重度知的障害を持つ生徒への対応が十分できない状況になっております。

それともう一つは、高校の入学者選抜というものがそこの高校で学ぶに足る能力を有しているかどうかというものを公平に評価するという形になっておりますので、そういった中で重度の障害を持っている生徒の受検に際しての配慮というものは、十分に今委員会からもありましたけれども配慮を行いながら、その公平性も踏まえながら対応していくという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　この次年度一般入試の受験を希望する当該生徒については、本人が受験入学を強く希望しておりまして、連日高等学校の専門めぐりをしているそうです。行きたいということで。そういう熱意を酌み取っていただき、自己実現に向けての合理的配慮をお願いしたいと思っておりまして、保護者の方も学校側と二人三脚で取り組ませていただきたいという御要

望があります。

玉城知事、知事におかれましても多様性を認める社会を展望していると思います。そしてまたひとりも置き去りにしない政治を知事は目指しております。教育委員会だけで対応できない部分もあるかと思います。ヘルパーであったり加配の対応であったり、そういったソフトの整備の対応も含めて、知事からもぜひ応援していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　確かにインクルーシブ教育、文部科学省が進めているインクルーシブ教育と国連の権利で求めているインクルーシブ教育とは必ずしもその整合性は、現場では非常にこれからの検討課題がたくさんあると思います。

沖縄県としましても、私個人としましても、誰ひとりとして取り残さないということをうたっておりますので、そこをしっかり研究して実現できるように頑張っていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　玉城知事の県政に入ってからしっかりそういったバリアフリーになっていく沖縄というものを目指す、そういう姿勢をぜひ伺わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　それでは、一般質問を始めていきます。

きょう２番目は、維新の会の大城でございます。

本日も農水部長を中心にしばしおつき合いください。よろしくお願いします。

１点目は、畜産生産基盤の再構築ということで題しておりますけれども、去る台風被害の件から入って生産基盤の議論に進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずアの台風24号被害に対する国・県の支援策を伺う。お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県では、台風24号により甚大な被害を受けました畜舎等への復旧支援策について国に要望していたところであります。その結果、国から平成30年10月31日付で畜舎の修繕等への助成として、肉用牛経営安定対策補完事業等、各種の災害緊急支援が示されたところでございます。また、畜舎等の被害が大きく、支援事業の活用が難しい場合については、畜産クラスター事業などによる施設整備が早期に優先して実施できるよう対応してまいりたいと思います。

県といたしましては、被害を受けられた農家が一日も早く生産が回復できるよう、引き続き、関係機関と連携しながら事業の周知徹底と支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　支援は非常に国が迅速に動いていただいてよかったんですけれども、これはどうやって支出するんですか。この補助事業については、県を通すのか、どうするんですか、お願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

今事業スキームについては、基本的には独立行政法人農畜産振興機構が事業実施主体になるということ、それと県のほうについては、肉用牛と養豚については公益財団法人沖縄県畜産振興公社を、酪農については沖縄県酪農協同組合が事業実施主体ということで今スキームについては、去る11月で関係機関のほうに事業説明を行ったところでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　全国的に非常に大きな被害ですから、国ももう迅速にということで動いてくれたんですけれども、それは非常にありがたい話です。ただここで言いたいのは、国はそういう支援を早急に打ち出してきた。それに対して、沖縄県として今回の被害に対してという部分がなかなか見えないんですけれども、その辺について、予算措置も含めて今回は対応はないんですか、お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほど説明したように、事業実施主体のほうが農畜産機構、ないしは沖縄県においては畜産公社、酪農組合ということで、直接県を経由しないというところがあります。これについては先ほど説明したように、関係機関のほうと連携して、例えば被災した方々については証拠書類、領収証等早目にということで周知したところでございます。事業が円滑にできるように、関係機関のほうと連携とりながら、事業が実施できるように今取り組んでいるところでございます。

上乗せとかその辺については、少し今事業のスキームから厳しいところがございますので、先ほど答弁させてもらったように、新たな修繕あるいは整備等については、クラスター事業等を活用しながら、次年度に向けながらしっかり対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　仕組み上厳しければいいんですけれども、やっぱりその辺は、沖縄県としてこうするんだというものが見えるような取り組みをお願いしたいなというところと、今回なぜ台風被害から入ったかというと、やっぱり振り返ってみると、県内の畜産団地等というのは、もう昭和の後期に整備をして、そういうような団地が大分老朽化していると。そして、今回の台風、久しぶりに大きな台風が来てみて、改めて関係者がみんなで痛感したのは、やっぱり古い施設というのは被害が大きいんですよね。その後、平成に入って建てたような施設というのは、ほとんど被害もないんですけれども、やっぱりこの畜産生産基盤が全体的に老朽化しているなというのは、本当に関係者、今回の台風で実感したところなんです。

そこで部長にお願いいたします。

県内畜産団地等の老朽化が進んでいるが、その対策についてお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県では、昭和51年度から平成４年度にかけて畜産基地建設事業により、畜舎等の団地を建設しており、畜産団地の整備については、本県の畜産振興に大きく寄与してきたところでございます。しかしながら、議員がおっしゃるように、建設後30年以上が経過しており、施設の老朽化等が課題となっております。そのため、県では、畜産農家の経営が持続できるよう、畜産クラスター事業など、施設の改築及び新築が可能な各種施策を積極的に推進しているところでございます。

県といたしましては、引き続き、関係機関と連携しながら、畜産生産基盤の強化へ向けた取り組みを推進しながら支援してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　さっきと同じ答弁ですけれども、言いたいのはさっきと一緒です。国がやっているクラスター事業で県が手伝ってやるというのはいい。ただ先ほど言ったように、沖縄県の事情として、整備した畜産施設がもう30年、40年たっていますよと。そういう事情がありますと。プラス年々台風が大きくなる、今回のような被害がある。そういう中で、畜舎が被災してしまって経営を断念するような経営体がどんどん出てくるということが今後ますます危惧されるわけです。

そこで、一括交付金で行っている耕種部門では、野菜・果樹等ですけれども、災害に強い栽培施設整備事業ということで、私これ非常に効果を上げていると思っていますし、県当局もこの効果というのは認めているところです。そして実際、今回の24号のときにも、この事業で整備した施設というのはほとんど被害がなかったわけです。やっぱりそういうようなものから考えても、畜産に関してもこういうような仕組みを使って、国のクラスター事業はそれで進める。ただ沖縄県の事情として今後畜産基盤をやっぱり再整備する必要があるという視点から、こういうような畜産版の災害に強い施設整備事業、そういうような仕組みをつくる必要があると考えているんですけれども、考え方をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃった耕種部門の災害に強い施設整備については、ここ数年で台風等の被害が軽減している実績だというふうに認識しております。ただ一方について、畜産については、畜産基盤整備をしたところ、耐用年数が38年と長いことから、ＲＣづくりなんですけれども、こちらのほうについては、やっぱり畜産基地、公共事業との整備が必要かなというふうに考えております。その中で、今既存の老朽化した施設の整備については、畜産担い手育成総合整備事業、あるいは畜産クラスター事業、強い農業づくり交付金事業等がありますので、既存の事業も組み合わせながら実態に応じながら対応を適切にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　部長ではこれ以上答弁出ないと思うんですけれども、知事、少しお願いします。

今議論したとおり、私ちょっと沖縄の少し特殊事情も含めてだと思うんですよね。国全体としても、もうＴＰＰが発行されました。そしてＥＵとのＥＰＡも年明けにはという話もあります。アメリカとのＴＡＧとかというまたわけわからないものも出てきました。そういう意味で、なかなか農畜産物のグローバル化というのはとめられないのかなという状況の中で、食料安全保障という考えもありますよね。今この世界で毎日20万人ふえている。１年間で7000万人人口がふえて、人口爆発の中でどう国民の食料を守るのかという視点でいくと、我が沖縄県の食料自給率というのは、常に議論ありますけれども低いんですよね。33％しかない。そんな中で、サトウキビが多くを占めていますから、やっぱり実質的には10％もないぐらいの実質なんですよね。そういう意味では、そういう中で今言った畜産の部分は、もう夏場は学校給食の牛乳も不足して供給できないぐらい酪農家もどんどん減っている。

そういう中で、またＴＰＰ、ＥＰＡが進んでいくと、養豚基盤についても非常に危惧される。そういう中で、やはり県としてこの生産基盤の強化というのは取り組む必要があると思うし、そこは予算が伴う部分ですから、なかなかすぐというわけにはいかないかもしれませんけれども、私は現場にいる人間たちも含めて非常に危機感を感じているんです。

そこで少し知事のその思いについて、取り組みについてぜひお願いをいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

ＴＰＰ11、あるいはＥＰＡのものが12月30日、あるいは年明けて２月ということで、国のほうからも生産対策強化については、対策を講じていくというふうなところがあります。沖縄県の畜産については、非常に零細な規模での問題等がありますし、一方では観光客あるいは石垣牛ブランドということで、畜産の振興については、かなり関係機関の中で取り組まれているというふうに思っておりますけれども、議員がおっしゃるようにまだまだ生産基盤がおくれているところがございます。特に先島については、石垣牛ブランドを含めて、畜産担い手育成総合整備事業でここ数年、計画的に今整備していこうということを考えておりますので、環境の問題も含めながら、沖縄の食材としての牛肉等含めて、しっかりその生産基盤等については関係機関のほうと連携とりながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ちょっと今言ったような国の項目では私は間に合わないと思っているものですから、ぜひ県独自の施策をつくれるように、また議論を重ねてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に進みます。

水産業の課題についてですけれども、これもちょっと問題がありまして、まず答弁お願いしましょうね。

ア、パラオ水域への入漁問題、協議の状況を伺う。お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

パラオ共和国では、同国の排他的経済水域の約80％を完全な漁業禁止区域として、残り20％も国内漁業のみ操業可能な水域とするパラオ国家海洋保護区設置法が2015年に成立しました。2019年末までを移行期間とし、2020年から完全施行される見込みとなっておりまして、パラオ水域で操業している本県マグロはえ縄漁船への影響が懸念されております。そのため、国はもとより、沖縄県漁連、沖縄県まぐろ漁業協会等が2020年以降の本県マグロはえ縄漁船のパラオ水域での継続した操業の実現に向けて、パラオ共和国と協議しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　続いてイ、本県漁業及び漁業者への影響を伺う。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

パラオ水域については、約30隻の本県マグロはえ縄漁船が操業する重要な漁場となっております。平成27年から29年の漁獲実績は平均で、漁獲量は約1100トン、産出額は約９億5000万円となっております。現状のまま移行すれば、本県マグロはえ縄漁船はパラオ水域での操業ができなくなり、マグロ類の安定供給の懸念、県内漁船同士の漁場での競合、漁獲物の集中による魚価の下落等の問題が想定されます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　平均の漁獲でしたけれども、最近調子いいんですよね。

2017年の漁獲高をお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時３分休憩

午前11時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

2017年のマグロ漁の漁獲量は約2000トン、生産額にいたしまして16億8000万となっております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　非常に影響が大きいんですよ。泊魚市場の上がりが17年度は7400トンと聞いておりますから、そのうちの３割ぐらい、そして生産額では16億8000万ということですから、やっぱり３割ぐらいの影響があると。そして船の数としても、私33隻というふうに聞いていますので、この皆さんがそこで漁ができなくなるということになれば非常に影響は大きいと思うんです。これさっきはまず2015年にパラオは決めているんですけれども、それで今猶予期間で、2020年の１月からはもうできなくなりますよという流れになっているんですけれども、これまでの間というのはどういう交渉になってきたんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

沖縄県も当然ですけれども、県漁連等、先ほど説明したように関係機関を通して、国のほうで交渉させて

いただいたということですけれども、今回交渉の中でこういう話が出てきているところであります。我々県のほうといたしましては、そのパラオとの友好関係の構築に向けて、あらゆる機関を含めて、この辺も含めながらちゃんと沖縄県の実情も国を通しながら協議していきたいなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　少し私から言わせれば、国も県もまあ何とかなるだろうと楽観していたんじゃないかなという気がしているんですけれども、経過も勉強させてもらいましたけれども、現時点ではなかなかこれ難しいと思います、ここに再度行くのは。そういう意味では、今後の取り組みも含めて、今対策は県としてはどう考えているんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　漁場が厳しい状況は今想定されているところでありますけれども、県内の漁場、あるいは魚礁等含めて、試験場のほうで例えば大東諸島及び大陸棚周辺海域における漁業調査等、海洋センターのほうで今事業実施しております。いわゆる新たな漁場の確保とか、魚礁を含めて、新たなその部分について、関係機関と調整しながらこの辺も今調査している現状でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　その関係者からも要請が出ていて、とにかく何とか今後も継続してできるようにしてくれという部分と、今言うように新たな漁場を確保してくれという２点の要請が出ていると思うんですけれども、これ今、これまでいわゆる50年以上もこの海域で沖縄の漁民がやってきたと。そしてそこはある意味沖縄だけの問題なんですね。これ日本という意味でいくと、この海域には沖縄以外の漁船も行っていますか。お願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

歴史的には、沖縄県が主体となっているということですけれども、県外も一部ありますけれども、沖縄のほうが先ほど説明したように、歴史的なもの、あるいは現状の中では非常にウエートが高いというふうには認識しております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　さっきも言ったように、7000トンぐらいの漁獲のうちの2000トンを占めるわけです。我々沖縄県としては、糸満のほうの高度衛生管理型市場を34年に開設の予定ですけれども、やっぱりそこにも大きく影響していくぐらいの話で、あと１年しかないわけですから、この間で再度国に何とかお願いして交渉を続けるのは間違いないですけれども、それと並行しながら、やっぱり漁場を何とか見つけていく。この33隻が本当にできるような漁場が探せるのかという部分も喫緊の課題だと思うんです。その辺については非常に危惧するんですけれども、まず１点目、国との交渉については、なかなか担当部でも限界があると思いますから、知事、副知事も含めて、これ我々沖縄のこのウミンチュというのは、本島の東方のほう、久米島は米軍の訓練区域で制限を受けている。そしてまた日中漁業協定で日本の排他的経済水域でありながらも制限を受ける。そしてこの前の日台漁業取り決めでも制限を受ける。そして今回のまた国同士の話ではあるんですけれども、2020年の１月からは、この非常にすばらしい漁場が使えなくなるということになると、沖縄県として非常に漁業振興に大きな影響を与えると思うんですけれども、やっぱり知事が強く国にも申し入れるべきだと思うんですが、その辺どう考えていますか。お願いします。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　議員御指摘のとおり大変厳しい状況にありますので、今部署とも検討しておりますが、沖縄とパラオは友好関係もありますし、漁業に関する技術導入もしておりますので、その中でできれば知事もしくは副知事が行って、じかに向こうの首脳と話し合いをして、何とか沖縄の漁業権だけでも認めてもらうような交渉をしていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　なかなか厳しい状況ではあると思うんですけれども、その辺の国との交渉、あるいは県としての思いを伝えるということも最後まで諦めずにやりながら、並行して漁場の開発という部分についてもよろしくお願いいたします。

次に進みます。

沖縄県中央卸売市場、青果市場の建てかえについてですが、これもずっと議論してきましたので改めてお願いしますが、ア、取り組みと進捗状況をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県中央卸売市場の施設につきましては、開設より35年が経過しており、補修などが必要な時期を迎えていることから、平成27年度に策定しました沖縄県中央卸売市場修繕計画に基づき、計画的な維持保全に努めているところでございます。また、将来的な施設

整備を含めた市場機能の強化については、平成30年５月に設置しました中央卸売市場経営展望推進会議において、市場関係者などによる意見交換を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　続いて次年度の取り組みをお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

中央卸売市場経営展望推進会議では、市場施設整備・高度化検討部会を設置いたしまして、施設及び機能の高度化について議論を進めているところでございます。次年度につきましては、引き続き、同部会において、市場関係者との意見交換や先進地視察調査を行うなど、将来的な建てかえを含めた施設整備のあり方を検討してまいります。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　なかなか去年から、今の議論から進んでいないんですよね。それで、県としてもこれは重要な施設だし、必要な施設というのは共通認識だと思います。ただこれから沖縄県全体の公共施設の建てかえも含めて、こういう部分については、なかなか予算的には厳しいのかなと。そしてまた、この今の規模でそのまま建てかえるにしても100億ではとまらないでしょうというようなことを考えると、前から言っているように、やっぱり民間の力をかりたＰＦＩとかそういうようなものも必要じゃないかという提言をしているわけです。そして、第２クルーズバースも、もう設計も終わって着工待ちの状況。すぐそばには第２クルーズバースが来るわけですから、そういうようにあの地域が大きく変わっていく中で、チャンスのこの時期に具体的に積極的に進めるべきだというような提言を常にしてきたつもりなんです。31年度に向けて、やっぱり今ある市場関係者の意見交換というような位置づけではなくて、しっかり予算を組んで、協議会というような話し合いの場を格上げして、県として、今言った民間に力をかりるにしても、しっかり県としてこの土地を活用していろんな提案をしてくださいというような部分も含めて、取り組む、アピールする必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺について再度、次年度に向けた取り組みをお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　平成30年度につきましては、今議員がおっしゃったようにＰＦＩについて兵庫県、奈良県の先進的なところも視察させてもらいながら、関係機関のほうに報告しながら検討させてもらったところでございます。事業費が非常に大きいということとか、運営の部分、その辺についてもまだまだ検討する必要があるということで報告も受けております。さらに将来的な考え方、あるいは構想の中で、本格的にまた議論する必要もあるかと思うんですけれども、その辺含めて、来年度、今概算要求をしているところでございますので、31年度について、その辺も含めて、少し協議会、格上げ等含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　おとといの日経新聞に出ていました。福岡市が博多港のクルーズターミナル、それをＭＩＣＥも含めたＰＦＩ方式で今募集しているというようなことがありました。やっぱりそういうこと、沖縄県として民間の力もかりて、この地域を元気にするために皆さん知恵をかしてください、投資してくださいというんであれば、やっぱり県としてしっかり協議会なり、そういう意思決定できる意見交換の場を格上げして、予算を組んで取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に行きます。

県内技能実習の状況と外国人労働者受け入れ体制について。

ア、業種ごとの技能実習生の数とその推移についてお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

沖縄労働局による県内の技能実習生については、平成27年が258人、28年が527人、29年が926人と増加傾向となっております。29年の産業別の内訳については、建設業が388人、製造業が142人、卸売・小売業が116人、宿泊・飲食サービス業が12人、農林水産業を含むその他産業が268人となっております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　イ、実習生の失踪者数やトラブルの状況についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県内での技能実習生の失踪の実態については、公に公表された資料がなく把握できておりませんが、県内の農業分野においては、監理団体からの聞き取りによりますと、平成27年度から28年度の２年間において、帰国者が３名、失踪者が３名あったと報告を受けております。

技能実習に関するトラブルは、日常のコミュニケー

ション、実習の環境などにより生じたケースがあったと聞いております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　国会でいろいろ入管法の議論があって、その中で残念なのは、この技能実習生の制度について悪者みたいな感じの議論が非常に多いんですよね。特に沖縄県の場合はまたほかの県と違っていて、この技能実習生を受け入れる部分については、一括交付金で支援しているんですよね。そういう意味では、当然にこの監理団体に我々はいろいろ口出しもできるし、指導もできるし、それを把握して今の技能実習制度の問題点というものをどこよりも支援もしながら把握する必要があると思うし、そうであると思っているんですけれども、その辺についてどうなんですか。今の他県の事例なんかと比べて、沖縄県というのは、今少し何名かの者は出ていましたけれども、監理できていると、大きな問題はないという認識でいいですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほど農業分野での事例報告でしたけれども、帰国した者については、理由等が例えば結婚披露宴のためとか、いろんな理由で帰って、そのまま日本のほうに来なかったという理由と、それと失踪者については、少し警察に捜索願い出した中で、こちらのほうが、３名の方は具体的な理由がちょっと把握されていないというふうな報告を受けております。これまでの３年間、４年間の事業の中で、大きいトラブルはなかったにしても、少しミスマッチなり、あるいは宿泊環境、コミュニケーション、あるいは病気等の健康面とか待遇面とか、そういうものについては少しやっぱり現場のほうでも課題はあるというふうに聞いておりますので、その辺についてはしっかり現場での対応含めて、指導できるものについてはしっかり対応できたらなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ごめんなさい。今部長言うように、926名のうちの268名の中の農業部分のところだけですね、我々県が支援しているのは。そこの部分ということをちょっと補足いたします。

それで、我々はこれ進めてきたし、今この技能実習を悪者扱いされているのはちょっとよくないなと思っているんですけれども、一方で、ただやっぱり現場では無理もある。沖縄側も日本側も、本音を言うと労働力として入れたいけれども、いろんな事情で国に帰って先進事例を広げてくださいという技能実習生をつくったんですが、やっぱり本来労働力として必要なわけです。そういう意味で、沖縄県の、そしてこの農業部門については、この入管法の改正とは別に特区制度で先んじて進めるわけです。

その取り組みについてお願いしたいんですが、ウです。特区による外国人労働者受け入れ体制の整備状況についてお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

国家戦略特区を活用しました農業支援外国人受入事業につきましては、本邦の派遣事業者が特定機関として、農業支援に必要な一定の知識及び技能を有する外国人材を希望する農業経営体に派遣する制度となっております。特定機関については、年内に基準適合を行い、派遣等の条件が整えば本年度のうちに外国人農業支援人材の受け入れが開始される見通しとなっております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　その特定機関の認定状況というか、その辺についてはどうなんですか。そしてそれは、２つなり３つなり、どれぐらいの見込みですか、数は。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　うちが今把握しているところは、ＪＡ等も含めて、二、三は年内で一応やっていこうというふうに思っております。その辺で整合性がとれれば、先ほど報告したように、年度内には派遣可能かなというふうに見通しはしております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　よろしくお願いします。

この技能実習も、この技能実習の場合は監理団体と言われるところ、今回の沖縄が始める特区制度についても、この受け入れる特定機関が大事だと思います。ふやし過ぎてもよくないし、また１者でもよくないと思いますので、せっかく特区制度認めてもらいましたので、どんどん活用できるようにお願いをいたします。

最後の部分に行きます。

大きい２番です。

乙第２号の職員の給与に関する条例、(1)、引き上げに伴う予算額を伺う。お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。

今回の条例改正に伴いまして、平成30年度予算の一般会計における影響額は、約８億円の増額となっております。ただ人件費の補正額は、既決予算で不足する分を計上しておりまして、４億1958万2000円となっております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　(2)、ラスパイレス指数と平均年収をお願いいたします。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　平成29年４月１日現在になりますが、沖縄県のラスパイレス指数は、98.8となっております。また、今回の給与条例の改正に伴いまして、職員の平均年間給与は、行政職員でございますが561万5427円から２万6916円増の564万2343円となっております。
○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　平均年齢は幾つでしたっけ。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時21分休憩
　　午前11時22分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　失礼いたしました。
　40.5歳でございます。
○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　ラスパイレス指数については、全国の都道府県で何番目ぐらいになっているかわかりますか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　今回、29年４月ですと、37位というふうになっております。
○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　(3)、今回の勧告に対し、どのような議論を踏まえた判断を行ったかお願いいたします。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　人事委員会勧告ございました。人事委員会勧告は、地方公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものでございます。地方公務員法が定める情勢適応の原則、また給与決定の諸原則を踏まえて行われるところでございます。勧告の効力につきましては、法律上、強制力を有するものではございませんが、給与決定における中立性及び専門性、また労働基本権の制限との関係から、人事委員会の給与勧告は、最大限尊重すべきものであるというふうに考えています。
　県としましては、人事委員会勧告制度の趣旨を踏まえまして、勧告どおりに給与条例改正を提案しているところでございます。
○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　言いたいのは、本県の財政状況というのは非常に厳しくなっているんですけれども、こういう勧告を踏まえて、内部での議論のときに、県の財政状況とかという部分は加味しないんですか。そういう議論はしたことないんですか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　人事委員会勧告制度という制度がございます。ただ一方、当然ながら財政事情のことも考えますけれども、県としては、21世紀ビジョン基本計画を定めてさまざまな計画をやっているところでございます。そういう反面、本県の財政状況ですけれども、県税収入が増加していると。また交付税等もそれなりに確保されていまして、一般財源が一定程度確保されているところでございます。あわせて財政調整基金、また主要基金につきましても、一定程度確保できているものですから、財政見込み、先日発表させていただきましたが、ちょうど社会保障関係費の増、また沖縄振興交付金を活用した事業の展開で対応できているものですから、それにつきましては堅実な財政運営ができているのかなというふうに考えているところでございます。
○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。
○大城　憲幸君　財政収支の見込みを見ているんですけれども、部長、ここでいくと、４年間は財政収支の見通しはついていますよという書き方なんです。30年度同等の収支不足が今後も続きますと。30年度233億円収支不足だったわけですけれども、昨年より20億ふえました。それで、それが続いても今の基金で４年間は見通せるけれども、逆に言えば、５年以降については厳しいんじゃないかというようなふうに私には見えるんです。その辺についてはどう認識しているんですか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　お答えします。
　今お手元にございます収支見通し、まず当面４年間、33年度までということで見込んでいるところでございます。ただ当然ながら、その収支不足といいますか、財源の確保については、県税収等を含めてしっかり歳入増に取り組んでいくというのが、県政、今自立型経済に向けた取り組みをしているところでございます。また当然ながら、行政改革をやっておりますので、そういった中で、歳入の確保、歳出の圧縮等も考えないといけないと。また社会保障の増が一番の課題になるのかなと思いますので、当面はその社会保障についても国のほうでいろんな制度も今後考えていくということもございますので、そこをしっかり見据えながら、当面４年間は当然大丈夫と。この40年までも一

応は財政収支、とりあえずは保つんですけれども、ただ基金の不足がこのままで行くと厳しいというのがございますので、そこはしっかり財政状況も踏まえながら、県としては、県政運営をやっていきたいというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　部長の答弁はそうですけれども、知事、やっぱりこの辺は、いつも言っている政治の判断だと思うんですよね。部長はそう言いますけれども、実は、経常収支比率は年々上昇しています。そして、投資的経費は平成28年は1820億投資的経費があったのが、29年は1570億、ことしは1500億、そしてこの財政収支見通しの中でも言っているのは、前提は投資的経費は1470億ぐらいで推移をするという前提で計画は立てられているわけです。先ほどから議論しているように、農業基盤も含めて、これからたくさんの投資をしなければいけないことが出てきます。子供たちへの投資も、知事も言っているように間違いなく強化しないといけない。そして公共施設の老朽化も進む。特別会計、病院の事業も厳しい。水道会計も今後厳しくなってくる等々考えると、やはり我々政治家が判断して、人件費も例外ではないというような感覚で行革にも取り組まないといけないと思うんですよね。その辺について、もう時間がなくなってしまいましたけれども、知事の所見をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　御指摘ありがとうございます。

給与のカットの件、今少し話がありましたけれども、実はやはり財政状況厳しくなるとそういったこともやったことがございます。過去に平成10年から23年までの14年間、また平成25年度は行革の推進、また財源不足ということで、議員報酬を除きまして、知事等の特別職や一般職の給与減額もやってきたところでございます。特に、平成20年度から23年度につきましては、厳しい財政状況ということで、実際給与につきましても、知事等は10％、また職員についても３％等やりましたし、期末手当等についてもこれまでやってきたところでございます。こういう状況にならないように、県としては、しっかり財政運営していきたいと考えています。

以上でございます。

○大城　憲幸君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○當間　盛夫君　こんにちは。

玉城知事、沖縄の県知事の職務というのは、私どもは東京都知事、大阪府知事を含めてそういった面ではすごい責務、重責だというふうに認識しております。まさに沖縄は経済だとか子供の貧困含めて社会福祉以外にこの基地問題というのが大変重要課題ということであるんですが、まず最初に、対話での辺野古代替工事断念、米軍基地整理縮小、訓練等軽減負担の抜本的解決方法を知事がどのように考えるか聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　御質問にお答えいたします。

私はかねてから辺野古新基地建設問題は、司法ではなく対話によって解決策を見つけていくべきだというふうに考えております。対話によってお互いの考え方を確認し、隔たりのある難しい問題だからこそ、その解決のための糸口を見つけていくという努力は、県・政府ともにお互いがそういう思いを持って取り組んでいただきたいし、我々はそうやって努力を積み重ねていきたいというふうに思っております。総理との面談でも、折を見て話し合いをさせていただければということもありますし、そういう場面場面での対話の申し入れということも、私のほうからもやはりきちんと折を見てそういうチャンスをぜひつくっていきたいというふうに要望もさせていただきたいと思います。

それから基地負担の軽減については、日米地位協定の抜本的な見直し、あるいは県外・国外への訓練移転、米軍再編で示された在沖海兵隊のグアム移転を含む国外移転、それから嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施していくことも重要だと考えております。ですから今後も政府に対しては、対話によって解決策を求めていくという民主主義の根幹であるそういう手法でもってしっかりと粘り強く求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事が考える対話というのはどういうことなのかということがあるわけですよね。対話と言えば一方的なことでは対話にならないわけですよね。このことを主張するけれども、じゃ相手のものをどう受け取って交渉していくのかというところなんですけれども、知事が言う対話というものはどういうことなんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　その対話をどう進めていく

かということの対話も重要だと思うんですね。つまり交渉や取引であればあらかじめその材料を持って対話に臨むということは当然だと思います。しかし対話をする中で、ではこの場面はどうでしょうか、こういう状況ではどうでしょうかということは、実は対話の中でさまざまなそういうコミュニケーションが行われています。そのコミュニケーションの中で一致点を見つけていくということが非常に重要だと思っていまして、いわゆる対話に対する心構えというものは、常に持って臨んでいるというふうに私は思っております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　謝花副知事、１カ月交渉というか協議をされたということなんですが、その中では対話はありましたか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

１カ月間にわたって４回行いました。２回目は２時間というような、３回目も１時間半という形で１対１での会話で本当にじっくりと膝を交えてというような感じでお話をさせていただきました。

冒頭でまずはお互い胸襟を開いてと、官房副長官は虚心坦懐にというようなお言葉を使っておりましたが、私は虚心坦懐という言葉はちょっと控えて、胸襟を開いてというような形で話をさせていただきますという言葉から始まって、お互いに本当に今の県の考え方もしっかり述べさせていただきますと、また国の考えもしっかりとお聞かせくださいということでスタートしたということで、県が求めておりました辺野古断念という結論までは至らなかったことは残念ですが、県の考え方をしっかりと主張できたと、また国の考えも一定程度聞くことはできたということであります。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　それでは、次に移らせていただきますけれども、辺野古の工事費、県の試算ということで２兆5000億かかるんじゃないですかということのお話があったんですが、この県の試算の根拠についてお伺いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

沖縄県としましては、政府との協議に当たりまして大まかな目安を持つために、承認願書の資金計画書で示された額と沖縄防衛局がこれまでに支払ったとする額を比較検討し、また今後必要となる軟弱地盤の改良工事などを考慮し、辺野古新基地建設に関する完成までの埋立工事に要する経費を概略で算定いたしました。その結果、費用は最大２兆5500億円かかるものと試算したところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　公室長、防衛省は今までどれだけ支出されていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　当初計画の約60％、1426億円です。契約額ですね、こちらのほうは。

○當間　盛夫君　60％というのは、これ全体の60％ということ。

○知事公室長（池田竹州君）　当初、防衛省が説明している総事業費が2405億円というふうな計画書になっております。その６割、1426億円の予算が契約済み額というふうになっております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　私の分では、当初試算というんですか、総工費の部分は3500億というような認識なんですけれども、その数字というのはどういうことなんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今の約2400億円というのは、資金計画書、埋立承認願書に添付されている書類による額です。今、議員御指摘の3500億円は、参議院の外交防衛委員会でその内訳としまして合計で少なくとも3500億円以上という国会の中での答弁かと思います。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　ちなみにおわかりでしたら教えてほしいのですけれども、岩国の沖合移転に関する工事の総事業費は御存じですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　最終的に約2500億円ぐらいというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　言われるとおり、岩国の沖合展開でも2500億なんですよね。今、沖縄の那覇空港の平行滑走路でも約2000億と言われる中で、皆さんが積算したこの辺野古の総工費というのが２兆5000億というのは、余りにも10倍近くの開きがあるわけですよ、そのことは。その辺を皆さんどういうふうな形で県にこれだけかかるからだめなんだというような方向でやろうということなんですか。これは副知事が答えられ

たほうがいいんじゃないですか。
○議長（新里米吉君）　謝花副知事。
○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。
　我々先ほど来公室長が答弁しておりますように、政府が出した資金計画書、これは埋立工事費用が2400億円ということで既に1428億円、約60％の予算が契約済みだということは、先ほど公室長が答弁したところでございます。一方で、実際に支払った額ですけれども、実は護岸の工事費用は資金計画書では78億4000万円となってございます、護岸のものですが。ただ実際には、この護岸に関してといいましょうか、その対応する金額として支払い済みの額は幾らかというふうに確認しましたところ928億円という数字が出ておりました。これは、当初計画の約12倍の費用がかかっているということで、単純に10倍としたときに２兆4000億という数字が出たということです。あわせましてこれは政府のほうが示したものですが、軟弱地盤に対応するものとして２万本の砂杭をやると。これを先ほど議員から御指摘ありました岩国飛行場での事例を参照にしますと、それで大体500億円の予算がついているということが判明しました。そういったことですとか、また県外からの土砂等の調達、これが大体1000億かかるだろうということがございまして、最大であくまでも概略ですが２兆5500億かかるというふうに我々試算しておりますよということを副長官のほうに申し上げたところでございます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　次に移らせていただきますけれども、馬毛島の日本政府の交渉状況どのように考えられているか、皆さんおわかりのところがありましたら教えてください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　馬毛島の交渉状況についてお答えします。
　現在政府のほうが馬毛島を日米再編ロードマップで示されました恒常的な空母艦載機離発着訓練施設として土地所有者と交渉を行っているものというふうに承知しております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　これは毎日新聞のほうで11月29日に出されている記事なんですけれども、政府と110億から140億で年内に合意というような部分での記事も出ております。これは官房長官もそういう方向性だというような形の部分も進めているということであるんですが、知事、これ民主党時代にこの馬毛島をということは合意しているんですよ。馬毛島の認識を知事としてどうお持ちですか。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　民主党政権のときの馬毛島の経緯について、私はつぶさに知らないわけなんですけれども、平成18年の再編実施のための日米ロードマップで示された恒常的な空母艦載機の離発着訓練施設については、政府が馬毛島を移転候補地として土地所有者と交渉を行っていると承知しております。
　県としては、引き続きその状況を注視してまいりたいと思います。
　ちなみに私はまだ馬毛島には行ったことはございません。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　そうなんですよね、日米再編の進展という馬毛島が米軍のＦＣＬＰ訓練の恒久的な施設として使用することになるということで民主党時代に明記しているわけです。ところがやっぱり土地代、賠償の金額が折り合わないということでずっとここまで来たと。やっと進展が見られる状況というところがあるんですけれども、ところでこの分は、早急にいろんな分で県もやっているわけです。あくまでも馬毛島といったら何か、いやあそこには移せないんじゃないんですかというようなものがあるんですけれども、馬毛島というのはあくまでもそういう艦載機だとか嘉手納だとか普天間でやられている訓練、訓練の部分を馬毛島でやろうということですので、僕はそれが進むということは、沖縄県にとっても今嘉手納の訓練での騒音の激化がある。普天間を離発着する中での高江だとか伊江島の部分での訓練もあるということが、このことが馬毛島で訓練が済むと、私は沖縄にとっての物すごい訓練等の軽減になるという認識を持っていますけれどもその辺はどうでしょうか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
　県としては、沖縄の基地負担軽減を図るためには県外・国外へのより一層の訓練移転が必要と考えており、政府においてさらなる訓練移転に取り組んでいただくよう求めているところでございます。
　馬毛島につきましては、まだ現時点で交渉段階ということですので、県としてのコメントはちょっと控えたいと思います。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　知事、この辺は積極的に言ったほうがいいです。翁長さんも馬毛島、視察をしたというところですので、ぜひ知事は対話すると言っているわけですから、この普天間基地の軽減、沖縄の訓練の軽減

がどうあるべきかということであれば、こういった部分での移設をする。知事が言っていた国外のグアムの移設をするというような形の方向性というのは、先ほど県が試算した２兆5000億もかかるということであれば、今九州の２つの航空自衛隊のほうにも普天間の緊急時の使用ということでこれから施設もやってくるというようなもろもろでもお金がかかるわけですよ。グアムにも移転ということでやっているんですけれども、グアムはなかなか社会インフラ整備が進まないということで、これ以上のということがあるわけですから、そういったグアムの社会インフラ整備もしっかりとこの予算でつくる。辺野古がこれだけかかるんであれば辺野古をやめてでもグアムにそういう部分での移し方をしていくんだとか、方向性をしっかりと持つべきだと。２兆5000億かかる積算というものは、県もしっかり根拠を示しながらぜひやっていってもらいたいというふうに思っていますのでよろしくお願いいたします。

次に、これも大きな問題だと思うんですけれども、返還跡地の効率的な利用での共有地制度について認識をお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

駐留軍用地の円滑な跡地利用のためには、返還前の早い段階から、公有地すなわち道路や公園等の公共施設に必要な土地を確保することが重要だと考えておりまして、沖縄県では普天間飛行場内においても跡地利用推進法に基づいて、土地の先行取得事業を行っております。円滑な跡地利用に向けては、地権者の合意形成が重要であることから、御提案の共有地制度については関係市町村や地権者の意向を踏まえて研究してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　泡瀬ゴルフ場――ライカムの跡地はどのようにお考えですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　ライカムの跡地利用は、共同利用という形で地権者の方々から利用者が土地を借りる形で整理をして利用しているというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　ちなみに皆さん資料をお持ちだとは思うんですけれども、古いので昭和51年10月という資料があるらしいんですけれども、普天間飛行場そして牧港補給地区――キンザー、それと那覇港湾施設――那覇軍港、この３カ所の51年度の地主の数と現在の地主の数を教えていただけますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

普天間飛行場から順に申し上げます。普天間飛行場は、昭和51年10月時点で地権者の数は1888人、これが平成29年３月現在では3722人となっております。牧港補給地区につきましては、同じく昭和51年10月現在で964人であったものが、平成29年３月には2707人と、那覇港湾施設につきましても1029人から1388人となっております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　部長、那覇軍港に関しては300名程度の増でもあるんですけれども、いろんな施設があると思うんですけれども、普天間、キンザーこれだけ約３倍近くの地主の皆さんの数がふえたというような要因というのは何かわかりますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　要因はさまざまであると思いますが、多くは相続等に伴うものであるとかあるいは売却等があったことによるものではないかと推察しております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　普天間飛行場、キンザーでもそうなんですけれども、一坪反戦地主とよく言われている、一坪地主の状況を御存じですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　地権者の数につきましては、今申し上げたとおりでありますが、所有者の面積等につきましてはまちまちでありまして、今御指摘の一坪地主という趣旨の内容では分析しておりません。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　僕はこれはしっかりと調べておいたほうがいいと思うんですよ。一筆だとか一坪だとかいろんなものがあるんですけれども、実際返還されたときにそれだけの皆さんのものを確定するのに指摘されているのが30年かかる、それだけで。その中で今言われるよりも３倍にもなったということになって、これをまた区画整理法でやると全く進まないという現状が出てくるわけですよ。そういった面からすると、これは富川さんのほうが経済的にあると思うんですけれども、そろそろそういう普天間だとかキンザーだとか那覇軍港というのは、先ほど提案したように沖縄県が制度をつくって地主さんがそのことを持つのか、それでなければ国なり県なりがしっかりと共有化をする中での再開発を進めるという制度をつくるべきだと思うんですけれどもどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

御指摘の、恐らく議員がおっしゃっているのは、下河辺先生あたりが御提言になった内容だと思いますが、その後にこれも周知のことですけれども、跡地利用推進法というよい法律ができまして、この中の精神は、地権者の方々が円滑に跡地利用に乗り出すことができるようにという趣旨も入ってございまして、給付金制度であるとか土地の集約等についても公共用地を先行取得できるというようなことがございまして、当時と状況が若干変わっております。

さらに先ほど申しましたように、大きな土地利用を行う際にも共同利用という方法が出されておりますので、いろいろ組み合わせて、ただ御指摘の共有地制度を否定するという趣旨ではございませんので、今後研究してまいりたいと考えます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　僕は皆さんが言っていることもわかるんです。ただ沖縄県がもう少し前に跡地利用の方向性というのはやっぱり示すべきだというふうにも思うんですよ。先週も那覇軍港の固定資産税の問題だとか、いろんなものもあるわけです。これから那覇軍港が進んだといってもあと20年はかかるんじゃないかと言われたときに、20年の間にその地主さんの数がどうなるのかということを踏まえたら、もうそろそろそういう部分での再開発のあり方というのをどう持っていくのかということは大事だと思っていますので、これは指摘して終わっておきます。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○當間　盛夫君　それでは大きな２番の(1)で、これまでの振興計画と県民所得の認識、課題と対策をお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　これまで振興計画は３次にわたる振興開発計画と、それから振興計画、今現在の沖縄21世紀ビジョン基本計画によって、民間主導の自立型経済の構築を目下、基本方向の一つとして施策の展開を図っております。非常に成果も上げてきておりまして、県内総生産は復帰した昭和47年度の4592億円から平成27年度は約９倍の４兆1416億円と、１人当たり県民所得も44万円から平成27年度は217万円と順調に伸びておりますが、今なお全国平均の７割程度の水準となっております。要因としては、収益力の高い産業が十分には育っていないことなどがあると認識しておりますが、県としては今後とも比較優位性のある産業の育成に取り組みまして、産業全体の生産性を高め、県民所得の向上に一層取り組みを強めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　部長、今沖縄県の経済の現状をどのように認識しておりますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　県民の皆様の努力によって好調を持続していると思いますが、今申し上げましたとおり生産性の向上を図る余地が大いにありまして、そうすれば県民所得も高くなっていくというようなことを見ております。特に具体的に申せば、今現在の新沖縄発展戦略等で検討も進めているところでございますが、例えば観光産業の高付加価値化であるとかそういう生産性を高めていく施策を具体的に打っていく必要があるのではないかと考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　県の産業構造の分はいいですので、第３次産業がもう84％ということで今部長が言われる生産性をどうするのか、観光のものを量から質へどう変えていくのかというもろもろあると思うんですよ。沖縄の企業は、もうかっているのかもうかっていないのか、この労働分配率というのを皆さん出したことありますか。企業所得じゃなくて。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○當間　盛夫君　県に聞いたらこの労働分配率、県としては出していないというのがあって、日銀の桑原支店長――日銀が出した沖縄県の所得水準がなぜ低いのかという部分からすると、沖縄県の労働分配率というのは全国に比べて高いんですよ。70近く横ばいでいって、全国からすると60を切ってくる。もうかっているけど企業が蓄えているところがあるんですけれども、沖縄の企業は出してはいるわけですよ、出している。しかし沖縄の企業が本当にもうかっているのかというようなところがあるものですから、その辺はもう少し皆さんもしっかりと検証すべきであって、人件費をふやせといっても県内の企業はもうかっていないという状況があるわけですよ。その県内の企業がもうかっていないという状況をどうお考えになりますか。景気はいいと言っているのに。

○議長（新里米吉君）　企画部長。
○企画部長（川満誠一君）　今企画部のほうでも可能な限り詳細に検討しておりまして、結論から言えば経済規模を大きくして県内での経済循環を強くすると。そうすると要素所得が上がって給料が上がるという関係があると思いますが、そのためには今議員御指摘のように、各産業で生産性を高めていくということに尽きると思いますけれども、そうするとどの産業が生産性を高めるポテンシャルを持っているかということなども検討しまして、やはり観光が最有力だろうというようなところであります。ただほかの産業につきましても生産性を高めていく努力は必要だと思いますので、そうすると人材育成であるとかいろんな施策が必要になってくるということを考えております。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　ということで観光部長、好調な観光の量から質への転換について、状況と取り組みについて伺わせてください。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。
　沖縄観光は、好調な入域観光客数の増加を背景に、平成29年度の経済波及効果は約１兆1700億円と過去最高を記録するなど、本県経済の牽引役として力強く発展をしているところでございます。一方、観光客１人当たりの消費額や滞在日数の伸び悩み、そして急激な観光客の増加に伴う県民生活への負荷や環境への影響等が課題となっているところでございます。
　このため、県としましては、欧米等リゾート需要の開拓を初めといたしまして、ＭＩＣＥやリゾートウエディング等の高付加価値観光の推進、そして離島を含む広域周遊観光による滞在日数の延伸のほか、観光２次交通対策や人材の育成・確保等による受け入れ体制の強化に取り組み、沖縄観光の質的転換を図ってまいりたいというふうに考えております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　３次産業の比率が大きいということで、代表質問でもありましたけれども、非正規雇用が多いというような状況、やっぱりこの辺をどうしていくのかということになってくると、その企業がもうからないといけない。利益を上げていかないといけないとその仕組みをつくらないといけないと思うのですけれどもこれはどう考えますか。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　おっしゃるとおり今観光産業は非正規の労働者が多いということです。正規に変えていかなければいけない。そのためには、１年の平準化、通年お客様が来るということも大事でございますけれども、やはりその非正規を正規に変えるほどの企業体力がなければいけないということで、当部といたしましては、そういった経営者に対するセミナー等いろんな相談を含めまして、企業の体質改善等につないでいただいて、それから非正規を正規にという流れに行くように今努めているところでございます。
　以上です。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　やはり生産性を上げないといけないと思うんですよ。ホテルは県外ですから。県外で例えばファンドだとか、沖縄の資本がやっている分ではこれはもう雇用関係の分があるんでしょうけれども、やっぱり沖縄になるとお土産をどういうような形でやっていくのかというのがあるんです。部長おわかりでしたらですけれども、沖縄に置いてあるお土産の生産製造、県内での生産製造というのがどれぐらいなのかおわかりですか。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後０時１分休憩
　　午後０時２分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　手元にこれは県の調査ではございませんで、総合事務局さんが平成29年度に行った調査が少し参考になると思いますけれども、土産品の県内製造か県外製造かということを確認した調査、サンプルを集めまして確認したところ、トータルで1166、そのうち県内が1015、県外が97、海外が54でございますので、トータル1166のうち1000余りが県内製造ということで、県内製造が今のところ多いのかなという認識をしているところでございます。
○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。
○當間　盛夫君　総合事務局が出した比率で87％と出ているんですけれども、僕は実態は違うんじゃないかなと思うんですよね。お菓子類のお土産をほとんど皆さん買われるんですけれども、あれはカルビーがつくっているんだとか、県内でつくっているものはナンポーさんだとか紅芋の部分はそうだと思うんですけれども、ほかのものは九州だとかそういったものに全部

依頼しているというようなところがあるわけですから、その辺はしっかりと皆さん調査すべきだというふうに思うんですけれどもこれはどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　仰せのとおり経済効果を高めるために地産地消というのは大事な要件でございますので、そういったことの対策を立てるためにも現状をもう少し把握する必要があると思っています。適宜そういったことも確認をしながら対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　やっぱりこのお土産で生産製造を県内でやるということは、この分で２次産業が育ってくるわけですよね。２次産業をそういう形で広げることで、先ほど部長が言っていたように生産力の強化という形になってくるわけですから、それをつくってくる。沖縄らしさということになってくるわけですから、この沖縄らしさという沖縄の食材を扱って取り入れてくるわけですから、これが１次産業――農業、水産業にそのものが波及していくという構図になってくるわけですから、先ほどからあるように県内の生産力をどう上げるかということは、まさに行政の強力なバックアップなしでは僕はできないと思うんですよ。それをどうお考えになりますか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、やはり経済効果、量だけではなくて質を高めるためには経済効果を高めるため、そのためにはやはり県内にお金が落ちる仕組み、そのために地産地消をしっかりと進めながら、観光土産品につきましてもできるだけ県内製造のものが多くなるような、行政としても当部としてもできることをしっかり力いっぱいやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　経済の専門家である富川副知事、どうお考えになりますか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　議員御指摘のとおり県内の地場産業、特にお土産関係の製造業において自給率を高めるということは、非常に有効なことだと思います。自給率が高まりますと県内で循環しますから、おのずと生産もふえていくし、乗数といいますけれども乗数が高くなりますので、そういう方向で県としても地場産業の増強、発展に努力したいと思います。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　それでは、次に西普天間地区での琉球大学附属病院の進捗と取り組みについてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えします。

西普天間住宅地区の跡地におきましては、沖縄健康医療拠点の形成に向けまして琉球大学医学部及び同附属病院の移設が現在進められております。琉球大学からは、平成28年３月に移転整備基本構想、また29年３月には基本計画を同大学が策定しておりまして、現在建物の実施設計に取り組んでいるところであるということを伺っております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　この琉球大学が国の予算がおりるという部分というのは、あくまで新たな振興計画の中に琉球大学ということを入れ込んだというのがひとつ大きな部分があるわけです。その中で知事も世界最先端の健康医療産業をやろうと、国際機関と連携する人道的支援活動の拠点整備ということで、いろいろと今度の施政方針で出してきているわけです。その中で、今西普天間でつくろうとしている新たな病院をどのような施設に持っていこうとしているのか何かありますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　今琉球大学が進めている沖縄健康医療拠点と申しますのは、国際性と離島の特性を踏まえるという柱がございまして、１つ、沖縄の医療の国際性という切り口からはインバウンドを増加して感染症のリスクが上がっているとか――これは我が国の医療にも貢献する立場で国際性を踏まえた医療を提供しようという趣旨であります。もう一つの広域多数の島から成る沖縄の医療の特性、この切り口からは離島及び僻地での医療体制確保が必要でありますとか、沖縄に特有な疾病構造が存在するのでこれに対する医療的な対応をしようというのが大きな柱となっております。それで実際の活動につきましては、１つに、高度医療研究機能の拡充という観点、それから地域医療水準の向上という観点、それから国際研究交流医療人材育成という観点の３つの柱から沖縄健康医療拠点というのがコンセプトとして立てられているということを承知しております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、今言われる分なんですけど、そういうようなものがあったにしてもベッド数の増床

は20しかないわけですよ。600ある今の琉大の部分で20床ぐらいしかふやさないと。これは沖縄県の計画がある中での話になっているはずでしょうから、これでは知事が言う国際機関、アジアに展開するような部分での健康医療というような部分は、僕はこのものでは全く見受けられない。施策が出てこないわけですよ。その辺、知事、この琉球大学を西普天間、その隣には海軍病院もある、そして普天間基地もそういった分であると、知事も災害に対する沖縄県の拠点にしていきたいということを考えるんであれば、この琉大病院というものをどのような位置づけで持っていければということの知事の考えはありませんか。知事の考えを聞いている。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　健康医療拠点でございますので、我々としては、地域医療の水準向上を図るための一つの中核的な病院として琉大病院というものが頑張っていただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、私が言っているのは中核病院ではなくて、知事が言っている施策の中でこれをどうお考えになりますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　琉球大学病院の進捗とあわせての御質問ですが、先進的な医療、先端的な医療を提供するということと地域に医療体制を提供していくというふうなことのさまざまな協議が今行われていると認識しております。

それから県のほうには、いわゆるゴッドハンド――神の手を持つという領域の方々を招聘すべきであるというふうな御意見もたくさんありまして、その中からどのような将来性を持って臨むかということは、鋭意研究させていただいているところです。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　知事、本当にバンミカシテ、大きなものをやったほうが僕はいいと思っていますのでよろしくお願いします。

次に、５番目の国家戦略特区での外国人留学生の在留資格緩和と就労に関する提案についての取り組みを伺わせてください。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　お答えします。

外国人留学生の在留資格につきましては、沖縄県専修学校各種学校協会から調理師、製菓衛生師の国家資格を取得した外国人の就労を認める規制緩和、こういう要請を受けております。それを受けまして県では、ホテルや飲食店などの主な業界団体の意見も踏まえまして、事業スキーム等について検討を重ねてきたところでございます。現在、国家戦略特区の認定に向け、内閣府とその外国人の受け入れ要件とか、あるいはその事業スキームについての調整を進めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　保健医療部長、これは内閣府のワーキンググループというんですか、そのテーブルに上がったという認識でいいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　そのワーキンググループに上げるべく今調整を行っているという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　私の感覚では、もうワーキンググループに上がって来年にはこのことが進んでくるというような認識があります。今外国人、入管の改正の部分での技能との違いは、専門学校に入ってしっかりと国家資格を持つと。国家資格を持つ中で５年間の就労ができるんだという大きな違いがあるわけですから、そういった面では、我々はこれを単なる外国人を単純労働ということではなくて、日本のすばらしい技術を外国の方にもしっかりと伝授というかそれを習得してもらって、日本での人手不足もありますので、日本でのその部分、そしてまたその技術を持って自国でその技術を生かしてくというすばらしい特区の部分になってくるというふうに思っていますので、しっかりとそれはまた取り組んでいってもらえればと思っております。

議長、ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時13分休憩

午後０時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○當間　盛夫君　それでは、大規模災害時の電力供給、備蓄等の取り組み状況についてお伺いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県では、大規模災害時に備え、沖縄県地域防災計画の中で、ライフライン等施設応急対策計画、給水計画及び食料供給計画を策定し、関係機関の役割を示しております。停電については、沖縄電力が大口需要家及び関係市町村と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県と協議して電力復旧の処理に当たります。給水につ

いては、県担当部局が市町村と連携し復旧に取り組みます。備蓄等については、県備蓄を配給するほか、スーパーや小売業者等が災害時応援協定に基づき、飲料水、食料、生活必需品等供給に協力いただきます。

県としては、毎年の防災訓練等で各機関と連携した防災対応力の強化を図りつつ、大規模災害対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　給水のお話をさせてもらったんですけれども、県内で給水車は何台ありますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　１台でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　今度の１台というのは――本当にもう時間がないんですけれども、今度31年度の概算要求で観光防災強化市町村支援事業というものがありますけれども、これちょっとお答えください。10億、市町村に対する支援事業。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時15分休憩

午後０時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

国庫事業で今ちょうど沖縄振興予算で国のほうで観光客が避難する際のいわゆる備蓄の費用を市町村のほうに支出するということで聞いておりますが、まだ詳細はわからないところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　最後になりますけれども、海洋資源開発、離島振興の観点からの久米島海洋深層水増設についての取り組みを聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

海洋深層水研究所では、水産、農業分野の研究開発を実施しております。また、深層水を民間企業へ譲渡することにより、農水産物、化粧品、飲料等多くの商品が創出されております。久米島町から要望のある新たな取水施設の増強については、事業の必要性･目的、事業主体、財源の問題、運営方法など基本的な課題の整理が必要であります。また、沖縄21世紀ビジョン基本計画等に基づき、県としての総合的な対応・判断が求められることから、企画、商工労働、農林水産部などの関係部局で慎重に検討する必要があると考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　慎重に検討する時期は過ぎていて、国は予算的な措置の分も考慮しているというところがあるんですけれども、県は国からの支援に対してどのように考えますか。県として予算をどうするのか、副知事。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　海洋深層水につきましては、知事の公約それから総合事務局の報告書も拝見しておりますので、できるだけ対応していきたいと思いますが、今部長からありましたように、農水だけじゃなくて企画それから商工労働部もありますので、その受け入れ体制を先につくってそれから対応していきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　もう時間がないんですが、国は３分の２をやると、３分の１はぜひ県のほうでしっかりとやってもらいたいと。県が３分の１をできないんであれば久米島も腹をくくっていますから、この３分の１の半分は久米島がやるというようなことも久米島町はそのような形のお話もされていますので、ぜひそれは早急に三役含めて今あった３部局でしっかりと早急に結論を出してください。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時18分休憩

午後１時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

一般質問を行います。

辺野古新基地建設問題について。

沖縄防衛局次長は国土交通省から出向しています。国土交通省による執行停止は防衛省と国交省間でなされた政府による自作自演ではないか。国交省から防衛省に出向した職員は何人いるか。

(2)、埋め立てには、10トントラック350万台、そのうち県外から280万台分の土砂が計画されているが、県外からの土砂搬入で想定されるアルゼンチンアリなどの特定外来生物への沖縄防衛局の防除策と県の見解を伺います。

安和桟橋の使用は、公共用財産の使用となり県の許可が必要です。政府は、辺野古新基地建設のための土

砂を安和桟橋から搬出したが、目的外使用ではないか。見解を問う。

２、ことし２月、沖縄県議会は、直ちに普天間基地の運用停止を求める意見書を全会一致で決議しました。19年２月の運用停止を政府も閣議決定しています。党派を超えた願いを、県と県議会が呼びかけて県民大会を開くことについて、知事の見解を伺います。

国民健康保険制度について。

国民健康保険が県と市町村の事業に移行されたが、国民健康保険の加入世帯の状況及び平均所得は幾らか。

協会けんぽなどに比べて、平等割や子供の均等割が課税されて子供の人数の多い世帯ほど保険料が負担増になっているが、比較した実態を伺います。平等割、均等割を廃止すれば協会けんぽ並みの保険料になると試算されていますがどうですか。

全国知事会の要求している１兆円の財政支援が実現したら国保税の引き下げは可能ですか。

子供の貧困対策について。

乳幼児期の調査結果を受けての見解と施策を伺います。

30億円の基金の活用状況、貧困対策の拡充のために基金を積み増しすべきと考えるがどうでしょうか。

就学援助の拡充として小学生のランドセル購入や中学生の制服購入費を補助することについて。

沖縄県保険医協会の調査で、学校の歯科検診で虫歯が見つかった要治療の子供の７割が歯科受診をしていないことが明らかになりました。以前、虫歯と視力調査の対策を求めましたが、改善されたか伺います。虫歯治療の課題と対策を伺います。

沖縄県や県民会議などで給付制の奨学金が拡大しているが、実施状況と次年度の予定人数と拡充することについて伺います。

県が10月から始めたひとり親世帯の高校生のバス通学費補助の実施状況と拡充することについて。

学童クラブの待機児童は19年度に何人になるのか。学童クラブの増設計画について。

教育行政について。

教員の指導力向上ということでの学校訪問が現場に負担を与えているという指摘があるが実態と見解を伺います。教員の病休や精神疾患は減っているか、全国と比べてどうですか。

2020年度から小学校で英語が教科化されるため現場教員の不安や悩みは大きい。県教育委員会による教員の英語研修の実施状況はどうなっていますか。米軍嘉手納基地内で外務省沖縄事務所主催による教員研修が行われたが、いきさつを伺います。米軍基地内での教員研修をやめて、教員が安心して授業ができるように県の研修を手厚くすべきではありませんか。教育長の見解を伺います。

女性の地位向上のための取り組みを伺います。

全ての県民の尊厳を守るための取り組みを伺います。また、ＬＧＢＴ支援の宣言など具体的な施策を伺います。

台風24号、25号は県内に大きな被害をもたらしています。浦添市仲西地域の崖崩れで住宅が危険な状況にあるが、緊急対策及び急傾斜地指定による対策をとるべきだと思いますが、取り組みを伺います。

浦添市内の公園で除草剤が散布され、市民や県民に大きな衝撃を与えています。県の公園におけるグリホサート除草剤使用について伺います。米国カルフォルニア州の裁判所で、ことし８月、グリホサートによるがん発症とモンサント社の賠償責任を認める判決が出されています。いささかでも人体に影響を及ぼすおそれがあれば、公共施設での使用を禁止すべきと思います。見解を問います。

中南部の産婦人科に通わざるを得ない妊産婦の負担は深刻である。県立北部病院の産婦人科医師の体制と対策を伺います。北部地域の産婦人科の強化策を伺います。

那覇港湾は、クルーズ船の増加や港湾貨物の流通増加で今後、民港として発展する場所です。浦添西海岸に軍事優先の軍港をつくれば最大の阻害要因になります。那覇軍港は無条件で返還するのが沖縄県経済発展のための最善策ではありませんか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

辺野古新基地建設問題についてに関する御質問の中の１の(1)のア、執行停止決定についてお答えいたします。

私は、国土交通大臣による執行停止決定に係る記者会見において、内閣の内部における、自作自演の極めて不当な決定と言わざるを得ないと申し上げたところであり、審査庁として公平性・中立性を欠く判断がなされたことに、強い憤りを禁じ得ません。沖縄県は、去る11月29日に国地方係争処理委員会に提出した審査申出書において、国土交通大臣は内閣の一員として辺野古新基地建設を推進する立場にある者であり、沖縄防衛局の執行停止の申し立てに係る判断をなし得る地位にはなく、今回の執行停止決定は審査庁としての

地位を著しく濫用した違法なものであることを主張しているところです。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、辺野古新基地建設問題についての(1)のイ、国土交通省から防衛省への出向者数についてお答えします。

平成30年11月16日に行われた衆議院安全保障委員会において、岩屋防衛大臣は、辺野古の基地建設にかかわる国土交通省から防衛省への出向状況について、「平成27年４月に普天間飛行場代替施設建設事業推進チームが設置されましてから同チームへの国土交通省からの出向者数は、延べで18名、平成30年10月現在での出向者数は10名でございます。」と答弁しております。

次に２、県民大会を開くことについての(1)、普天間飛行場５年以内運用停止に係る県民大会の開催についてお答えします。

県はこれまで、普天間飛行場の５年以内運用停止を含む危険性の除去について、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会において政府に対し求めてきたところです。県民大会については、全党派、経営者団体、労働団体、婦人団体、広く各界各層を網羅し、沖縄県全体が一体となるなど、県民が主体となった取り組みが必要であると考えております。県議会が全会一致で決議した内容に沿って県民大会が開催されるとすれば、大変意義のあることだと考えております。

次に12、那覇軍港についての(1)、那覇港湾施設の移設についてお答えします。

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画で示された那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。移設協議会においては、これまでも、民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設が進められるよう調整を行うことが、繰り返し確認されてきたところであります。

県としては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　１、辺野古新基地建設問題についての御質問の中の(2)、特定外来生物の防除策についてお答えします。

沖縄防衛局の特定外来生物に係る侵入防止対策については、現在のところ、県への報告や調整等はありません。埋立土砂に係る特定外来生物の侵入防止については、事業者が公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例に基づき、搬入の90日前までに届け出するとともに、事業者の責任において対策を講じる必要があります。

県としましては、届け出がなされた場合には、同条例に基づき、専門家への意見聴取や搬出予定地での外来生物生息調査を含めた立入調査を実施するなど、適切に対処してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　１、辺野古新基地建設問題についての御質問のうち(3)、民間桟橋からの土砂搬出についてお答えいたします。

民間事業者は、桟橋を設置する際に沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則に基づく使用許可を受ける必要があり、桟橋の利用に関しては、同規則及び許可条件が適用されることとなります。使用目的等については、必要に応じて確認してまいります。

次に９、台風24号、25号での浦添市仲西地域の崖崩れについての御質問の(1)、浦添市仲西急傾斜地の対策についてお答えいたします。

浦添市仲西の急傾斜地は、台風により斜面が崩壊し、近接する人家への影響が懸念されております。そのため、浦添市においてブルーシートの敷設等の応急対策を行うこととしており、県としては、浦添市と連携しながら、急傾斜地崩壊危険区域の指定に係る条件整備を行い、早期の事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に10、除草剤の散布についての御質問の(1)、県営公園等における除草剤の使用状況及び使用禁止についてお答えいたします。

県営公園においては、植栽維持管理水準書において、原則として除草剤は使用しないこととしております。県営公園における除草剤の使用は、地形や障害物等により十分な除草が困難な場所において、適切な安全対策を講じた上で実施しております。

県としては、引き続き、適切な維持管理を行い、サービス水準の確保と向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず３の国民健康保険制度についての御質問の中の(1)、加入世帯の状況と平均所得についてお答えします。

沖縄県の国保加入世帯数は、平成28年３月末現在で24万9000世帯、加入者数は45万5000人となっております。加入１世帯当たりの平均所得は、101万2000円となっております。

次に、保険料比較全国知事会の要望についての御質問にお答えします。３の(2)と３の(3)は関連しますので一括してお答えします。

厚生労働省の資料をもとに県で算出したところ、１世帯当たり平均所得は、県内市町村国保101万2000円、協会けんぽ249万円で、所得に対する保険料負担率は、県内市町村国保10.4％、協会けんぽ7.6％となっております。加えて、国保では、協会けんぽなどの被用者保険では賦課されない均等割、平等割保険料が賦課されており、子供の多い世帯の保険料負担が重くなると考えられております。なお、国保の保険料における均等割、平等割を廃止した場合の保険料の試算は行っておりません。

次に、全国知事会は、平成30年７月の平成31年度国の施策並びに予算に関する提案・要望書において、「医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じる」よう国に要望したところであります。

次に、11の県立北部病院の産婦人科医師の体制と対策、北部地域の産婦人科の強化策についての御質問の中の(1)のイ、北部地域の産婦人科の強化策についてお答えいたします。

北部地域では、２つのクリニックと地域周産期母子医療センターの機能を担う県立北部病院とで産婦人科医療を提供しております。しかしながら、県立北部病院では十分な常勤医師を確保できないことから、一部の患者が中南部に流出している状況にあります。

県としましては、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、新たに基幹病院を整備することが北部地域の産婦人科の強化につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　４、子供の貧困対策についての御質問の中の(1)、未就学児調査についてお答えいたします。

昨年度実施した未就学児調査の結果、１歳児の母親の約76％が働いていることや、父親の約23％が週60時間以上の長時間労働を行っているなど、保護者の働き方の現状が明らかとなりました。また、低所得層ほど子育てについての悩みを相談したり頼ったりする相手が減ることや、病院等の受診を抑制する傾向が高いことなどもわかりました。このような状況を改善するためには、保護者の働き方の改善や母子健康包括支援センターの市町村への設置促進、医療費の現物給付などが必要であると考えております。

沖縄県としましては、今後も継続して子供と保護者の生活実態を的確に把握するとともに、市町村や関係機関等と調査結果を共有し、今後の施策のさらなる充実につなげることが重要だと考えております。

同じく４の(2)、沖縄県子どもの貧困対策推進基金についてお答えいたします。

沖縄県子どもの貧困対策推進基金30億円については、県と市町村の子供の貧困対策に資する事業に活用しております。具体的には、県においては、子供の生活実態調査や就学援助制度の周知広報などに活用し、市町村においては、就学援助の充実や放課後児童クラブの利用料負担軽減などに活用してきたところです。平成29年度までに約６億円を取り崩したため、残額は約24億円となっております。現状においては、基金全体として順調に執行している状況です。基金の積み増し等については、今後の執行状況や成果を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

同じく４の(5)のイ、沖縄子どもの未来県民会議の給付型就学金事業についてお答えいたします。

知事が会長を務める沖縄子どもの未来県民会議では、企業や県民の皆様からの寄附金を活用し、平成28年度より児童養護施設等を退所する子供たちを対象に大学等の進学にかかる入学金及び授業料の全額を給付する給付型奨学金事業を実施しております。これにより、平成28年度９名、29年度18名、30年度13名と応募者全員への給付を決定しており、給付を受けた子供たちからは、夢をかなえることができたといった多数の喜びの声が寄せられております。

沖縄県としましては、子供たちの教育の機会を保障し、子供たちの能力や可能性を伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、今後とも官民一体となった県民運動として事業の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく４の(6)、ひとり親家庭の高校生等通学サポート実証事業についてお答えいたします。

本事業は、一定所得基準に満たないひとり親家庭の

高校生等に対して、バス通学定期券の半額、離島地域の通学回数券については、普通運賃換算で半額の負担軽減を行うものです。割引販売を開始した10月の実績は、518件となっております。本事業は、平成31年度までの実証事業であり、実施を通じて事業効果の検証を行うこととしております。今後、検証結果をもとに、事業のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に５の(1)、放課後児童クラブに登録できない児童数等についてお答えいたします。

平成30年５月１日現在の放課後児童クラブに登録できなかった児童数は760人で、平成31年度は現在、市町村において募集手続を行っているところであり、把握することは困難であります。県は、公的施設を活用した放課後児童クラブの整備を促進しており、平成30年度は22カ所の施設整備に取り組んでおります。引き続き、市町村が行う公的施設活用クラブの整備や運営費等に対する支援を行い、登録できない児童の解消に向けて全力で取り組んでまいります。

次に７の(1)、女性の地位向上のための取り組みについてお答えいたします。

女性の地位向上については、性別にかかわりなく、個性や能力を十分に発揮し、互いの人権を尊重しながら、喜びと責任を分かち合う社会の実現が重要であると考えております。県では、平成29年３月に第５次沖縄県男女共同参画計画を策定し、審議会委員や管理職の女性の割合をふやすなどの取り組みを行っております。また、女性団体等と連携した研修や講演会の開催等により、女性の地位向上を含めた啓発を行っております。

県としましては、引き続き、市町村や関係団体等と連携を密にし、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでまいります。

次に８の(1)、全ての県民の尊厳を守るための具体的な施策についてお答えいたします。

県では、差別のない社会の実現に向けて人権問題に関する正しい認識を広めるため、女性、子供及び高齢者の人権を守ることや、性的指向を理由とする偏見や差別をなくすこと、性自認を理由とする偏見や差別をなくすことなど17項目の人権問題について、啓発活動に取り組んでおります。このような啓発活動に取り組むとともに、ＬＧＢＴ宣言などマイノリティーを含む全ての県民の尊厳をひとしく守り、互いに尊重し合う共生の社会づくりを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　４の子供の貧困対策についての御質問の中で(3)、就学援助の拡充についてお答えいたします。

就学援助制度は、認定基準及び支給額、援助費目においてそれぞれの市町村で異なっており、各団体の実情に応じて実施されているところであります。市町村においては、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、就学援助の認定基準緩和や支給単価引き上げなどを実施しており、就学援助の拡充が図られております。また、さらなる拡充等につきましては、市町村が当該基金を活用するなどにより取り組まれていくものと考えております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会に対して、県内外の就学援助の実施状況に関する情報提供や意見交換会の開催などを通じて、就学援助制度の適切な実施を促しているところであります。

次に同じく４の(4)、虫歯と視力の改善状況等についての御質問にお答えいたします。

学校歯科検診において、受診勧奨を受けた児童生徒の未受診率は、平成28年度74.3％、平成29年度75.3％となっております。また、視力1.0未満で受診勧奨を受けた児童生徒の未受診率は、平成28年度・平成29年度ともに80.8％となっており、虫歯、視力とも未受診率は横ばいとなっております。未受診の理由としましては、保護者の歯科治療に対する認識の低さ、忙しくて病院に連れていけない、本人が塾や部活動等で忙しくて病院に行く時間がない、治療を必要としていない、また、経済的理由等があると聞いております。

県教育委員会としましては、今後とも市町村教育委員会及び各学校と連携し、受診勧奨の継続と就学援助制度の活用を周知するとともに、歯磨きの習慣化が図られるよう推進してまいりたいと考えております。

次に同じく４の(5)ア、給付型奨学金の実施状況及び拡充についての御質問にお答えいたします。

県の給付型奨学金、県外進学大学生支援事業は、平成28年度に創設したところであります。平成29年度及び30年度の進学者各25名に対し、月額７万円を上限とする奨学金を給付しております。平成31年度進学予定者においても25名を内定し、今後、給付を行う予定であり、４学年がそろう平成32年度には100名まで拡充する予定となっております。

県教育委員会としましては、今後とも、経済的理由により県外大学等への進学が困難な生徒に対し支援していきたいと考えております。

次に、６の教育行政についての御質問の(1)、学校訪問と教員の病休についての御質問にお答えいたします。

平成30年度11月現在、学校訪問の回数は延べ1572回で、小中学校数で平均しますと、１校当たり３回ほどの学校訪問となっております。学校訪問は、学校現場とともに課題を共有し、その解決や教員の授業改善を支援することで、本県の児童生徒の学力の向上に資する貴重な機会であると捉えております。

また、教育職員の病気休職者数については、平成29年度は423人となっており、前年度に比べ10人増加しております。そのうち、精神性疾患による病気休職者数については、171人となっており、前年度に比べ８人増加しております。公表されている平成28年度の全国平均と比較しますと、在職者に占める病気休職者の割合については、全国平均0.84％に対し本県は2.77％となっており、在職者に占める精神性疾患による病気休職者の割合については、全国平均0.53％に対し、本県は1.09％となっております。

次に６の(2)、小学校教諭の英語研修会についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、小学校教諭の指導力及び英語力の向上を目的として、英語指導力向上研修会、英語力アップ研修会、英語新学習指導要領説明会を実施し、2020年度の５・６年生における小学校英語の教科化に向けた、必要な取り組みを計画的に行っております。このような中、国において、基地内での小学校教諭対象の研修会を実施しておりますが、研修会への参加については、さまざまな研修の一つとして、各市町村教育委員会が各地域の実情に応じて判断されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　11、県立北部病院の産婦人科医師の体制と対策、北部地域の産婦人科の強化策についての御質問の中の(1)ア、県立北部病院の産婦人科医師の体制と対策についての御質問にお答えいたします。

県立北部病院の産婦人科については、平成30年11月１日現在、常勤医師２名及び県外からの派遣医師２名を配置しています。同病院では、平成28年９月から分娩数を制限しており、夜間・休日はオンコール体制を継続し、救急診療については、極めて緊急性が高い場合を除き、原則中部病院へ搬送しております。

病院事業局においては、引き続き県内外の大学病院等への医師派遣要請、ホームページ及び民間求人サイトを通じた医師募集など、医師の確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　再質問を行います。

最初に辺野古新基地建設について、辺野古の埋め立ては今県民の闘いによって計画の数％、３年から４年おくれていると言われている。安倍政権は工事が進んでいるように見せかけるためのこそくな手段で14日の土砂投入を強行しようとしています。ところが、安和桟橋から違法に土砂を搬出した琉球セメントは、県の指摘で積み上げた土砂の搬出を中止しました。琉球セメントが排他的に自社事業のために県の許可を受けた安和桟橋から辺野古土砂を搬出するのは、幾つもの法令違反があるのではないか。一般粉じん防止のための大気汚染防止法、県の公共用財産管理規則、赤土等流出防止条例、その他考えられる違反行為について伺いたいと思います。

１点目、琉球セメントの赤土等流出防止条例に違反した土砂が14日に投入されようとしていますが、具体的な違反行為についての見解と対応を伺います。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

12月３日に琉球セメント株式会社の事業場に職員を派遣したところ、沖縄県赤土等流出防止条例第６条で規定されている届け出を行わずに1000平方メートル以上の赤土である岩ズリを堆積している行為を確認しています。堆積場で岩ズリを移動する等の行為につきましては、条例で定める事業行為に該当するため、事業の一時停止、赤土等流出防止に係る緊急的な応急措置を求めるとともに、事業行為の届け出を提出するよう指導したところでございます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　指導に対してどう答えているんですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　本日の午前中までの確認でございますけれども、まだ届け出はされてないというふうに聞いております。この是正措置も含めて、12月12日、そこまでの期限を打って対策をとるように今指導しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　10条、11条等、事業行為の制限とかいろいろありますけれども、これは相手のほうが県

のそういう指導について答えることがなければ、これ重大な違反行為だと思うんですよね。厳しく取り締まらなければならないと思うんですけれども、事業の停止、この営業行為といいますか、そもそも琉球セメントの、そこまで含めて考えるべきではないかと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　琉球セメント株式会社につきましては、12月３日の指導を行った以降、その堆積場での事業行為は今ストップして、一時停止をしているところでございます。我々の指導に従わず無届けのまま、さらに堆積場を使用する場合には、沖縄県赤土等流出防止条例第16条の規定に基づきまして、事業行為の中止命令等の発出も検討していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　完了届を出さない公共用財産管理規則違反に対してどのように対応されるのか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

県は工事完了届が提出される前に搬出作業が行われているということから、沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則に反しているということを指摘しまして、当該施設の使用を停止するよう求めたところであります。また、立入検査等の実施を求めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　それでも土砂搬出しているんじゃないですか。21条に基づく県の立入調査、そういうものも応じなければ厳しく対応すべきではないでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

今、停止を求めているところでございますが、既に完了届は提出したということで、既に手続は完了したというような理解のもとに、彼らはその使用を行っていると。

県としては、完了届に基づきまして立入検査を今後行う予定でございまして、その中でしっかり対応を検討していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　14日に現場には土砂投入すると言われていて、どんどんそこから搬出作業をやっているわけですよね。立入検査も応じないで、これもっと厳しく何らかの手だてをとるべきだと思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時10分休憩

午後２時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

当該桟橋は民間企業の所有でございまして、県がその使用を制限することは難しいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　防衛局から受けた業者が辺野古への土砂を搬出しているわけですよね。規則12条や22条に基づく違反で、そして、22条に基づく処分ができませんか。

○土木建築部長（上原国定君）　ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時12分休憩

午後２時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　22条の規定に基づいて監督処分ができるということはございますが、なかなかそれに該当するものかどうかというのは非常に難しいところでございまして、しっかり立入検査をしながら検討していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　ベルトコンベヤーは何台設置されていますか。そして、１日にトラック何台分の土砂がコンベヤーで運ばれようとしているのか。大気汚染防止法に基づく施設の届け出や粉じん対策、県への報告と検査が必要となるのではありませんか。環境でしょうか。お願いします。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　大気汚染防止法関連の説明をさせていただきます。

大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設設置届け出につきましては、ベルトコンベヤー４基、それから堆積場につきまして、届け出が必要というふうになっております。10月29日にはベルトコンベヤーの４基、11月２日には堆積場につきまして届け出がされております。12月３日に現場事業場に立ち入りを行って、場内での粉じん対策を確認したところ、散水やベルトコンベヤーのカバー設置等々対策がとられておりまして、飛散防止につきましては確認をしているところでございます。また、届け出の内容に不備がある点

が見受けられますので、現在関係資料の提出を求めているところでございます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　県の規則や法律違反たくさんあると思いますので、ぜひ厳しく、それも県民の民意を全く無視してやっていますから、県は毅然と対応してほしいと思います。

次、浦添軍港について質問します。

那覇軍港は水深が浅く出入り口が狭い。大型艦船が出入りできない。復帰直後と比べて米軍の使用はどうなっていますか。お尋ねします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時14分休憩

午後２時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えいたします。

今復帰時点と比較というと詳細なデータは持ち合わせがございませんけれども、近年利用についてはかなり少なくなっているものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　98年に米軍の機密文書が開示されて、ワシントン公文書館に保管されていた文書が明らかになったんですね。そうしたら、那覇軍港というのは、いろいろ問題があるので浦添に移すということがわかって、この書かれているのが、浦添に移設される軍港は、西太平洋における任務を果たす兵たん部隊にとって安全な港になる。狭隘で使い勝手の悪い現在の那覇軍港に比べて、規模、水深のある大型艦船が入港できるメリットがある。兵たん基地と一体となることによって荷物の積みおろしが容易となり、経済的にも効果を上げている。米国の沖縄における長期的関係を最大限に生かすことができるということで――これ米国の米軍の要求で浦添軍港というのが計画されて、それが現在に至っているということで、今の那覇軍港は使い勝手が悪くてほとんど使われていないとさっき公室長おっしゃったんですけれども、浦添軍港は本当に回頭水域ができたり、そして専用の強襲揚陸艦が入港できるような水深も12メートル以上、現状は浦添側は20メートルまで水深があったりする本当にすごい軍港が来るんですよ。今現在、那覇港湾の計画とどうなのかというところを議論していますけれども、那覇港湾におけるクルーズ船の現状と今後の発展性についてお尋ねをいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時17分休憩

午後２時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

県内全体でクルーズの寄港は大変ふえているところでございます。特に那覇港は県のメーンポートとして数が近年特にふえております。申し上げますと、寄港数が2016年で193回、2017年で224回、今年度も300回近くいく見込みだということで、年々増加している状況でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　那覇港管理組合のこの間の報道があったんですけれども、米国のロイヤルカリビアンクルーズ、世界で第２位のクルーズをやっていると、そしてスイスのＭＳＥの共同体で、優先交渉権を得て、そして国際旅客船拠点形成港湾の指定を目指していくということで、私は那覇港湾がこのような民港としての国際的な港になるというときに、このいずれにしても港湾の出入り口というのは、南側の入り口から民間船舶も軍艦も出入り、一つになっていくわけですよね。こんなところに本当に軍港がつくられて、沖縄県経済の発展を阻害するようなものは、私は県政が本当に今、沖縄県のこのような計画から言っても、阻害物にはなってもとてもじゃないけれども、軍港というものがここに来ては困るというのが今県政も、県の計画と照らして主張すべきときではないかと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　那覇港のほうにつきましては、返還が実現されれば基地負担の軽減、跡地の有効利用に非常に寄与するものと考えております。ただ、その返還に当たりましては、これまでも移設協議会におきまして、民港の港湾計画との整合を図りつつ、円滑な移設が進められるよう調整を行うことが繰り返し確認されてきております。

県としましては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　次、教育のほうに移ります。

さっき教育長は虫歯が治療されていないというの

が、保護者の認識の低さとか、部活動で忙しいとか、保護者が多忙とかそんなことを言われたんですけれども、そして割合が高いと言われたけれども、今本当に５万7000――人数言わなかったですけれども――５万7619人、75.3％が治療できないままにされているわけですよね。私は、養護教諭の皆さんがどんな声を上げているかというのを聞き取るべきだと思うんですよ。こういう保険医協会の調査の関係で、学校の養護教諭を対象にしたアンケートでは、兄弟２人とも虫歯で根っこだけの歯がたくさん、父親も歯がない。ほぼ前歯がなく余り笑わない。小２の児童の歯が１本もなく、歯茎の状態で口腔内ですり潰して食事をしている。そしてこの状況が、医療費がない、治療するお金がない、親が多忙というところが報道されました。だから、養護教諭の皆さん、どういう受けとめをしているのか、教育長にもう一度、その声はとても深刻だと思うんですけれども、学校現場はそのまま推移をしていると。７割以上、75％。こんなに治療されていないのに、そのままにしていいのかというところだと思うんですよ。どうですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

先ほど答弁をさせていただきました未受診の理由なんですけれども、これは実は養護教諭の研修会、そこの関係者にお聞きした主な内容というふうにはなっているんですけれども、教育委員会におきましては、未受診者の把握でありますとか、受診の勧奨につきましては、学校全体で共通理解をしまして、組織的に対応するように依頼をしているところであります。また、各学校においては、健康診断の実施後に保護者宛ての文書でありましたり、個人面談等のさまざまな機会を捉えて受診勧奨に取り組んでいるところでございます。さらに受診勧奨後でもまだ受診されていない方に対しては、夏休み明け等さまざまな機会を捉えて年間を通して再受診の勧奨を行ってその辺の改善に努めているところでありますが、なかなかその辺が改善していないという状況でございます。

それで、なぜ受けないのかというのは、先ほど意識の問題であるとか、時間がないということもありましたけれども、その要因というのは、その養護教諭の皆様に各地区のその辺の研修会を通して聞いた中身がそういう――これは逐一全部の生徒のアンケートという意味ではないんですけれども、そういう傾向があるというのが先生方からの聞いた答えであります。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　大城部長にお尋ねします。

子供の貧困調査でこの歯の件で把握されたことはありませんか。

それと、南風原町が中学卒業まで医療費窓口無料にしていますけれども、歯の治療の関係で何かいい取り組みをやっているというのはないでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　未就学児調査では、貧困層になるほど病院等の受診を抑制する傾向が高いというようなことは結果として出ております。

それから、南風原町の事例でという話でしたけれども、南風原町で貧困対策として子供の居場所などを実施している中で、子供の貧困対策支援員が、保護者の同意を得た上で居場所に通う児童を歯医者に連れて行って治療につながった事例があると。これは医療費が窓口で負担しないことがあったので、支援員としてそういう支援ができたというような事例を伺ったことがございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　医療費の窓口無料がこのように虫歯をちゃんと治療していくということにもつながっているということですよね。

砂川部長にお尋ねします。

中学卒業までの医療費、通院費完全無料、これも今言ったことを聞いたら、やっぱりとても重要じゃないかと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　県としては、市町村間の統一性を図る観点から、多くの市町村が実施できる内容で基準を設定したいというふうに考えておりまして、できれば県内のどの市町村においても同様なサービスの提供が受けられるという方向で、中学卒業までの課題を視野に入れながら、現在市町村とこの拡充についての協議を進めているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　部長、どのような市町村でもとおっしゃったけれども、実際は中学卒業まで医療費無料は、来年４月から26市町村ということになりますよね。だから、県がどうするかということも本当に積極的にやるべきではないかと思います。

最後に知事に、今のやりとりで虫歯治療の問題というのは、１つの部でできるものではないと私思っています。子供の貧困対策として力を入れて取り組むということになるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　沖縄県子どもの貧困対策計画につきましては、２年間取り組んできている途中ではございます。今年度中間評価によって新たな課題を明らかにして、それから計画の見直しを図ることになっておりますが、その中でも虫歯予防についてもいろいろ上がってきているところでございますので、これら課題に対応するための新たな施策展開を盛り込むことで今検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　虫歯治療できていないのが５万7000人余り。視力が悪いといって眼鏡を処方できない、病院に行けていない生徒が６万3000人余りいるわけです。ですからこれは、本当に力を入れて取り組む課題だと思うんですけれども、ひとりも取り残さないと言われた知事が、これだけ多くの子供たちが取り残されている現状を本当に改善してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今部長から答弁がありましたとおり、子供の貧困対策というのはいろいろな方面からそれぞれ検討するところが非常に大きいと。しかもそれだけ広い分野からの調査報告などもすり合わせて、それぞれどのように取り組んでいけるかということを横断的に取り組まなければいけないということでありまして、それをこれからも鋭意進めていきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　普天間基地の即時運用停止の行動についてお尋ねします。

　ことし２月の普天間基地の即時運用停止の県議会の全会一致決議に対して、翁長前知事はこう述べました。与野党が全会一致で決議した重みは大変大きい。県、県議会、市町村が同じ方向を向いている。一丸となって要求する状況ができている。このように述べました。私はやっぱり普天間が危険だと言っている、普天間の基地がある宜野湾の市長が最も率先して音頭をとるべきだと思っているんですよ。沖縄・自民党の皆さんや公明党の皆さんに対しても、本気で普天間基地の危険性を一日も早くとめていくという気があるのかということで、行動を起こすときではないですかと思っております。皆さんには質問できませんので最後に知事に見解をお尋ねいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

　普天間飛行場の５年以内運用停止を含む危険性除去は喫緊の課題であり、また代替施設建設事業とは別に進めるべきものというふうに考えております。この点につきましては、普天間飛行場負担軽減推進会議の開催につきまして、松川宜野湾市長からも早期開催を求められているところですので、連携して政府に対して早期開催、そして５年以内運用停止に向けた取り組みを強く求めていきたいと思っております。

　以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

○西銘　純恵さん　緑ヶ丘保育園の保護者の皆さんが１年後、また政府に独自要請をしなければならなかった、こんなに子供たちが危険にあると。そして普天間第二小学校も700回余り、今でも避難をしているわけですよね。こんな異常というのは、一日も早くというのは松川市長と大きな沖縄県民の一日も早く閉鎖せよという、政府が約束しているんだから、これをとめるべきだという運用停止を求めるという行動については、これは宜野湾市民総出でできることだし、県議会も全会一致で決議をしましたので、ぜひ県民の行動として取り組んでいく立場でやっていただきたい。

　以上です。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

　〔瀬長美佐雄君登壇〕

○瀬長　美佐雄君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

　日本共産党の瀬長美佐雄です。

　一般質問を行います。

　昨日、辺野古埋め立て・新基地建設反対の民意を示す県民投票連絡会が結成されました。私は、辺野古新基地反対の民意を示す県民投票参加者をふやすために頑張る決意を表明するものです。この本会議場で、県民投票自体に意義がないと沖縄・自民党所属議員が断言しました。本当に残念な思いです。条例制定を求めた10万余りの県民の思いや直接民主主義の意義、地方自治、県民投票までのプロセスが民主主義の実践であり、県民投票の重要性を再確認することが必要との立場から質問します。

　１、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例が10月31日公布され、２月24日投票日が決まり、県民的な関心も高まっています。県民投票について伺います。

　(1)、県民投票の意義について。

　(2)、県民投票条例第11条「情報の提供」は重要です。条例請求運動を行った青年学生が本会議場での意見陳述で、生まれたときから基地が存在していて、何が問題なのか知らずに成長し、県外に出て基地の異常

な実態を認識したと述べたことが強く印象に残っています。未来を担う青年が県民投票を通して、過去を知り未来をつくるため話し合い、議論し、未来の沖縄のあるべき姿を考える機会にしたい、民主主義の実践の機会だと考えて行動していることに、沖縄の未来に希望を感じたのは私だけではないと思います。

そこで質問します。

ア、戦後73年目、銃剣とブルドーザーで強制接収により県民の土地が奪われた歴史など、米軍基地の形成過程を含めて情報提供すべきと思うがどうか。

イ、若者の投票参加をふやすための計画及びＳＮＳ、ネットなどフェイク情報などへの対応を伺います。

ウ、米軍辺野古新基地機能や埋立工事の到達、承認撤回理由、行政不服審査法による国の出方及び沖縄県の対応方、また、その内容をどう伝えるのか伺います。

エ、情報提供の予算、方法など伺います。

(3)、条例第13条の規定で義務となる市町村事務に関する総務省の見解を伺います。

(4)、市議会で県民投票に反対の動きが報道されています。何を理由に反対するのか、県は確認しているのでしょうか。丁寧な説明で賛成に変わる議員も見られます。選挙で、投票で選出された議員が住民の参政権、投票の権利を守り、県民投票実施の義務を負う市町村長の立場を尊重するであろうことを私は信じたいと思います。全市町村で県民投票を実施するための取り組みと見通しを伺います。

(5)、辺野古新基地に賛成・反対の二択では、多様な意見を反映できない。さらに、四択でないから県民投票に反対を唱える意見があります。県議会で議論したやむを得ない、どちらとも言えないとの設問は、やむを得ないから米軍基地埋め立てに賛成とするものであり、不公平・不公正を持ち込むものでした。そもそも県民投票はアンケートではありません。米軍基地辺野古埋め立てに賛成か反対かを明確にすることが目的です。辺野古埋め立ての賛否を議論する中で、多様な民意は二択に集約され、反映できると思います。見解を伺います。

(6)、普天間基地の固定化を選択することになるとの意見がある。普天間の危険性除去は、移設と関係なく５年以内の運用停止を県民に約束していたのではないか。閣議決定した事実など、県民へ正確に情報提供する必要があります。対応方を伺います。

２、好調な県経済をさらに前進させるために。

(1)、自主財源等の税収が伸びています。その推移と税収の伸びに関し特徴・分析を伺います。

(2)、国税収入の推移はどうか。県経済の好調さを反映しているか伺います。

(3)、沖縄振興予算について。

ア、沖縄振興予算総額及び沖縄県が執行するハード、ソフト交付金の推移。

イ、那覇空港第２滑走路整備費やＯＩＳＴなど、国直轄の事業費の総額。

ウ、一括交付金の中で、国直轄事業の増大、県や市町村の減額の実態・推移を伺います。本来は沖縄県にとって、自由度が高く、沖縄振興に沖縄県や市町村の独自性を保障する仕組みであるべきでないか。本来のあるべき予算の性質に照らし現状について見解を伺います。

(4)、新年度予算編成の考え方、振興予算の拡充、改善に向けた取り組みを伺います。

３、学校へのクーラー設置促進について。

(1)、小中学校への設置状況を伺います。

(2)、国の補正予算・臨時特例交付金を活用した県内の取り組み、県の支援を伺います。

(3)、空調関係経費の市町村の負担金額を伺います。日本共産党の国会質問で、石田総務相は、冷房設備に係る電気代について1500校を調査している。来年度から所要額の見込みを普通交付税に適切に措置すると答弁しています。新年度で実現を求めていく取り組みが重要です。空調関係経費を国の制度的負担として求めるべきではないか。

４、学校のブロック塀の安全対策のための臨時特例交付金活用を急ぐべきです。県立及び市町村への周知など県の支援状況を伺います。

５、給付型奨学金の拡充について。

(1)、市町村の取り組み状況を伺います。

(2)、民間企業及び企業との連携による実施状況を伺います。

(3)、より多くの学生に給付型奨学金を活用させるべきと思うが、県の拡充計画を伺います。

６、東アジアにおける平和の激流の中で、先島への自衛隊基地増強計画に反対すべきです。

(1)、北東アジアでは、朝鮮半島での南北首脳会談や米朝首脳会談、さらに日中首脳会談で、相互互恵の関係を確認しています。この精神が重要だと思いますがどうか。「戦力という愚かな力を持つことで、得られる平和など、本当は無い」、ことしの慰霊の日、平和の詩を朗読した学生に万雷の拍手が起こりました。命ドゥ宝のウチナーアイデンティティーが、しっかりと子供たちに引き継がれている一方、島嶼防衛の名に

よる軍事要塞化で島の住民が分断されています。憲法９条のある国として、平和構築の道を間違っていると思うがどうか。また、離島観光の魅力ある島に、標的になる軍事基地建設は反対すべきです。知事の見解を伺います。

(2)、宮古島への陸上自衛隊基地建設について。

12月２日、建設中の現場と弾薬施設の予定地、保良地区を現地の方の案内で工事の状況など説明を受けてきました。日曜日でしたがセメントの打設工事が行われて、住民の反対を無視して、十分な情報開示もせず工事を進めているとの怒りの声を聞いてきました。

ア、多くの反対の声を無視して工事を強行することは許されません。県の見解を伺います。

イ、建設中の基地の規模やミサイルの機能など、建設計画に対する詳細な説明を県は受けているのか。どのような軍事施設計画なのか伺います。

ウ、弾薬庫整備に地域住民から不安の声が上がっています。民間住宅との距離を伺います。

エ、ミサイル基地いらない宮古島住民連絡会から知事は要請を受けましたが、その内容を伺います。とりわけ環境アセスメント実施の要求は切実です。県の対応を伺います。

(3)、石垣島への陸上自衛隊基地建設について。

ア、自衛隊基地建設への賛否を問う条例制定を求める署名運動が行われました。その結果と見解を伺います。

イ、環境影響評価条例の施工前の駆け込み工事を強行する防衛省に現地では怒りが高まっています。県の見解を伺います。

ウ、建設計画の基地の規模やミサイルの機能など、建設計画の内容を伺います。防衛大綱で離島奪還作戦が反映されていることが、日本共産党赤嶺政賢衆議院議員の質問で明らかにされ、石垣市民及び県内に大きな衝撃が走りました。奪還作戦とはどういう内容か。計画内容を伺います。石垣島が、そして宮古島も戦場になることは許せません。見解を伺います。

７、県議会は、非核三原則の堅持と核兵器持ち込み疑惑の解明に関する意見書を全会一致で可決しています。この課題に対する県の見解と対応状況を伺います。特に核兵器禁止条約への日本政府の参加を国に要請することに関し、全国知事会でも、知事がイニシアチブをとり政府に働きかけることを求めるものです。

８、米兵及び軍属等の所有する車両の県民並み課税実現を求め質問します。

(1)、2017年度の米軍関係自動車税と軽自動車税の税収を伺います。

(2)、沖縄県民並みの課税での税収・歳入見込みと差額を伺います。

(3)、復帰後の米軍関係自動車税の差額の総額を伺います。

(4)、沖縄県民並みの課税を徴収するべきと考えますが、取り組み方を伺います。

(5)、その実現を阻んでいる理由は、日米地位協定なのか伺います。

９、災害に強い農業を目指して。

台風25号接近中、赤嶺政賢衆議院議員と党県議団で本部のミカン、菊生産農家の現地調査を行い、その足で農林水産部長に緊急の要望を提出いたしました。

(1)、台風24号・25号の農漁業者などの被害に対する補償など対応状況を伺います。

(2)、長期停電に対する電源確保について抜本的に強化、備えを万全にすべきだと考えます。対策を伺います。

10、我が党の代表質問との関連質問は取り下げます。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

県民投票条例の実施に向けた取り組みについてに関する御質問の中の１の(1)、県民投票の意義についてをお答えいたします。

県民投票は、地方自治法に基づく県民からの直接請求により制定された条例に基づいて実施されるものであります。条例制定請求で、法定署名数を大きく上回る９万2848筆の署名の提出があったことは、辺野古の米軍基地建設に対する県民の多大なる関心を示したものと考えております。県民投票の実施により、普天間飛行場の代替施設建設のための辺野古埋め立てについて、県民一人一人が賛否を示すことは意義があるものと考えております。

その他の答弁につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、県民投票条例の実施に向けた取り組みについての１(2)のア、１(2)のウの(ｲ)、１(6)のイ、県民投票における情報提供についてお答えします。１(2)のア、１(2)のウの(ｲ)及び１(6)のイは関連しますので一括してお答えします。

県は、条例第11条に基づき、県民の皆様が、普天間飛行場代替施設建設のための辺野古埋め立ての賛否

について判断するために必要な広報活動を客観的かつ中立的に行ってまいります。また、その内容については、中立性に配慮しながら、検討していきたいと考えております。

次に１の(2)、若者の投票参加をふやす計画やフェイク情報への対応についてお答えします。

若者の投票参加を促す広報につきましては、啓発イベントの実施、特設ウエブサイトの開設、ＳＮＳを活用した広報活動等を予定しております。また、県民投票に関するフェイク情報については、その内容に応じて適切に対応していきたいと考えております。

次に１の(2)のウの(ｱ)、辺野古新基地に係る一連の状況についてお答えします。

辺野古新基地については、弾薬搭載エリア、係船機能つき護岸の設置など、現在の普天間飛行場とは異なる機能等を備えることとされ、現在、本体工事計画の22カ所の護岸のうち７カ所の護岸が着工されております。

県は、埋立承認後、国が承認に付した留意事項に違反する行為を行ったことや、軟弱地盤や環境保全対策等の問題により公有水面埋立法の要件を充足しないこと等が明らかとなったことから、承認取り消しを行ったところ、国土交通大臣が執行停止決定を行ったため、当該決定の取り消しを求めて、国地方係争処理委員会に審査申し出を行っております。

次に１の(2)のエ、情報提供の予算、方法についてお答えします。

県民投票に係る広報事業の予算としては、委託料として１億3489万円となっております。情報提供の主な方法としては、テレビ・ラジオのＣＭ、新聞広告、特設ウエブサイト、ＳＮＳ広告、イベント等を予定しております。

次に１の(3)、市町村事務に関する総務省見解についてお答えします。

県は、平成30年６月12日に総務省に対して、地方自治法第252条の17の２の規定について、「市町村長との協議を経て、県の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務については、協議の同意がなくとも、市町村長は当該事務を処理する義務を負う」と解釈してよいか照会しております。それに対して、平成30年７月10日に総務省より、沖縄県の見解のとおりとの回答を受けております。

次に１の(4)、全市町村で県民投票が実施されるための取り組みと見通しについてお答えします。

今回の県民投票は、地方自治法に基づく県民からの直接請求制度により制定された条例に基づき実施されるものであり、条例に基づき、全ての市町村で実施されることが重要であります。県は、去る11月28日に開催した市町村の担当者に対する説明会において、条例第13条に定める事務を実施することについて、市町村は義務を負うことを説明したところであります。

県としましては、市町村と緊密な連携を図りながら、その実施に万全を期してまいります。

次に１の(5)、県民投票に多様な民意を反映させることについてお答えします。

県民投票条例第１条及び第２条により、普天間飛行場の代替施設建設のための埋め立てについて、県民の意思を的確に反映させることを目的に、県民投票を実施するとされており、投票方法も、賛成・反対の二択となっております。県民一人一人がこの問題について考え、その結果として、賛成・反対の意思を示すことが重要であると考えております。

次に１(6)のア、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えします。

仲井眞元知事は、平成26年第２回県議会において「日米両政府が推進する辺野古移設計画は、9.5年以上の期間を要するとされております。私の公約である普天間飛行場の一日も早い危険性除去の実現のため、同移設計画の進捗にかかわらず、５年以内運用停止を求めたところであります。」と答弁をしております。政府においては、普天間飛行場の危険性を放置し、当初の約束をないがしろにすることなく、同飛行場の運用停止に向け、最大限努力していただきたいと考えております。

次に６、先島への自衛隊基地増強計画に反対することについての(1)のア、北東アジアにおける首脳会談についてお答えします。

ことし４月に南北首脳会談が開催され、朝鮮半島の平和と繁栄、統一のための板門店宣言が発出されております。６月には、史上初の米朝首脳会談が開催され、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思が明確に示された共同声明に両首脳が署名を行っております。日中両国においては、９月から11月にかけて、安倍総理の７年ぶりの訪中を初め、短期間に３度の首脳会談が開催され、東シナ海を平和・協力・友好の海とすべく引き続き努力していくことなどで一致しております。

沖縄県としましては、関係各国による平和的な外交により、地域の緊張緩和に向けた動きが加速されることを期待しております。

次に６の(1)のイ、６の(2)のア、６の(3)のイ、自衛隊の先島配備についてお答えします。６の(1)のイ、６の(2)のア及び６の(3)のイは関連しますので一括し

てお答えします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。県は、住民合意もなく、地域に分断を持ち込むような自衛隊強行配備は認められないものと考えており、現状は必ずしも十分に住民合意が得られているとは言いがたい状況にあります。

県としては、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう求めてまいりたいと考えております。

次に６の(2)のイ、宮古島への自衛隊配備計画についてお答えします。

沖縄防衛局によると、宮古島では、警備部隊、地対艦誘導弾部隊、中距離地対空誘導弾部隊で、700から800人程度の規模の配備を計画しているとのことであります。それらの部隊には、１２式地対艦誘導弾及び０３式中距離地対空誘導弾を配備予定とのことであります。千代田カントリークラブ地区には、隊庁舎や車両整備場等を現在整備中であり、平成30年度末に、警備部隊約380人が配置される予定とのことであります。また、保良鉱山地区においては、弾薬庫及び覆道射場等の整備が予定され、平成31年度概算要求において、約43億円を計上しているとのことであります。

次に６(2)のウ、民間住宅から弾薬庫の距離についてお答えします。

沖縄防衛局によると、「現在、調査等を実施しているところであり、具体的な弾薬庫の位置については、決まっていないが、あえて言うと、本年（平成30年）１月、宮古島市に提示した施設配置案における弾薬庫の位置は、周辺の民間住宅からは数百メートル程度離れている。」とのことであります。

次に６(2)のエの(ｱ)、ミサイル基地いらない宮古島住民連絡会の要請についてお答えします。

12月３日、ミサイル基地いらない宮古島住民連絡会から、政府・防衛省に対して、自衛隊の宮古配備について、工事強行を容認しないという明確、具体的かつ実効性のある対応をとることを求める要請がありました。また、防衛省・沖縄防衛局に、①、宮古島への配備計画を撤回すること、②、千代田の建設現場にて違法性（騒音、粉じん発生、汚濁水の域外への拡散、道路交通法、労働基準法違反の疑い）のある工事をとめること、③、保良の弾薬庫等建設について環境アセスメントを実施すること、④、環境アセスメントなしに保良での工事を着手しないこと、⑤、住民からの質問に真摯に回答することを働きかけるよう要請がありました。

次に６の(3)のア、石垣市での自衛隊配備の賛否を問う署名活動についてお答えします。

石垣市住民投票を求める会が、10月31日から11月30日まで署名運動を行い、12月４日、１万5135筆の署名を市選挙管理委員会へ提出したことは承知しております。条例制定請求に当たり、法定署名数を大きく上回る、選挙権を有する者の約39％の署名がなされたことは、石垣市民の関心が高いことを示したものと考えております。

次に６(3)のウ、石垣島への自衛隊配備計画、離島奪還作戦の内容及び見解についてお答えします。

沖縄防衛局によると、石垣島では、警備部隊、地対艦誘導弾部隊、中距離地対空誘導弾部隊で、500から600人程度の規模の配備を計画しているとのことであります。また、防衛大綱の離島奪還作戦について、沖縄防衛局へ問い合わせたところ、「島嶼防衛に当たっては、先んじて相手の上陸を阻止することが重要であるが、万が一、南西地域の島嶼を占拠された場合には、速やかに上陸・奪回・確保することとしている」との回答がありました。

県としては、万が一にも有事が発生しないよう政府において不断の外交努力を行うべきであると考えております。

以上でございます。

○又吉　清義君　議長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時59分休憩

午後３時０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　２、好調な県経済をさらに前進させることについての御質問の中の(1)、県税収入の推移についてお答えします。

県税収入の推移は、平成25年度949億円、平成26年度1024億円、平成27年度1155億円、平成28年度1224億円、平成29年度1267億円となっており、増加傾向にあります。その主な要因は、好調な県経済を背景に納税義務者数がふえたことによる個人県民税の増収、税制改正による税率の変更に伴う地方消費税や法人事業税の増収などがあります。

同じく(2)、沖縄県内の国税収入についてお答えします。

国税庁の統計年報によりますと、沖縄国税事務所

管内の収納済み額は、平成25年度2705億円、平成26年度3017億円、平成27年度3365億円、平成28年度3467億円、平成29年度3656億円となっております。沖縄県経済動向において、観光、消費関連が好調に推移し、建設関連も堅調に推移したことから、県内景気は拡大していると分析しており、このようなことを背景に、国税収納済み額が伸びているものと推察されます。

同じく２の(3)のア、イ及びウ、沖縄振興予算の推移及び見解についてお答えします。２の(3)のアから２の(3)のウまでは関連いたしますので一括してお答えいたします。

沖縄振興予算は総額で、平成28年度が3350億円、平成29年度が3150億円、平成30年度が3010億円となっております。ソフト・ハードの沖縄振興一括交付金は、平成28年度が1613億円、平成29年度が1358億円、平成30年度が1187億円となっております。また、那覇空港第２滑走路増設事業等の国直轄事業は、平成28年度が1189億円、平成29年度が1223億円、平成30年度が1260億円となっております。近年、沖縄振興予算総額の減に伴って、沖縄振興一括交付金の減が続いております。

沖縄県としましては、国が実施する直轄事業と県や市町村の自主性を発揮させる沖縄振興一括交付金など地方向け補助金の双方を確保し、効果的に施策を展開させたいと考えております。

同じく２の(4)、平成31年度予算編成及び沖縄振興予算の確保についてお答えします。

沖縄県では、沖縄振興予算を効果的に活用し、沖縄らしい優しい社会の構築と自立型経済の構築に向け、各種施策を展開しているところであり、その確保は重要であります。概算要求のなされたことを踏まえ、引き続き、内閣府沖縄担当部局を初め関係機関との連携を密にし、知事を先頭に、概算要求額3190億円の満額が確保されるとともに、沖縄振興一括交付金1253億円以上の額が確保されるよう取り組んでいるところであります。

また、平成31年度予算編成に当たっては、これらの沖縄振興予算や県税等自主財源の積極的な確保に努めることとし、沖縄の持つ優位性と潜在力を生かす施策を戦略的に展開するとともに、一つ一つの施策・事業の効率性や実効性の向上に取り組むこととしております。

次に８、米兵及び軍属等の所有する車両の県民並み課税実現についての御質問の中の８(1)及び(2)、米軍人等の自動車税及び軽自動車税の税収等についてお答えします。８の(1)と８の(2)は関連しますので一括してお答えします。

平成29年度の米軍構成員等の私有自動車に係る自動車税は３億203万円、軽自動車税は554万円となっております。これを地方税法に定める標準税率で課税した場合の税額を算出すると、自動車税では９億8764万円、軽自動車税では1729万円となっております。その差額は、自動車税で６億8561万円、軽自動車税で1175万円となっており、差額の合計は６億9736万円となっております。

同じく８の(3)、８の(4)、８の(5)、米軍人等の自動車税の民間車両並みの課税等についてお答えいたします。８の(3)から８の(5)までは関連しますので一括してお答えします。

復帰から平成29年度までの46年間の米軍構成員等の私有自動車に係る自動車税の差額の累計額は、278億994万円となっております。米軍人等の自動車税は、日米安全保障条約第６条に基づく地位協定の規程に基づき、日米合同委員会において合意された税率によって課税することになっております。民間車両と比較すると著しく低い税率となっていることから、同じ税率で課税できるよう、渉外知事会等を通して、機会あるごとに国に対し要望を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の学校へのクーラー設置促進についての御質問で(1)、公立小中学校の空調設置等についてお答えいたします。３の(1)と３の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

平成30年９月１日現在における公立学校の普通教室における空調設置の割合は、小学校で83.4％、中学校で81.9％となっており、これまで、国の補助制度を活用し整備を進めてきたところであります。国においては、熱中症対策として臨時特例交付金を創設し、空調整備を早急に進めることとしており、県教育委員会としましては、同制度を活用し、市町村と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

次に同じく３の(3)、市町村における空調関係経費についての御質問にお答えいたします。

市町村立小中学校の普通教室における空調整備は、平成30年度当初予算において、６市町村13校で実施しており、市町村負担額は約１億5700万円となっております。また、空調に係る維持管理経費につきましては、照明等の電気料と一括して計上されていること

などから、特定して把握することが困難な状況であります。なお、市町村において、これらの維持費に係る財政負担増が懸念されることから、県としましては、地方交付税措置を講じるよう国へ要望しているところであります。

次に、４の学校のブロック塀の安全対策についての御質問で(1)、公立学校のブロック塀についてお答えいたします。

国においては臨時特例交付金を創設し、ブロック塀の安全対策を早急に進めることとしており、県立学校においては今議会において予算案を提案し、建築基準法に適合しない全てのブロック塀の改修に取り組んでまいります。また、小中学校においても、同制度を活用し早期に改善できるよう、説明会において周知徹底を図るなど、市町村と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

次に、５の給付型奨学金の拡充についての御質問で(1)、市町村の取り組み状況についてお答えいたします。

沖縄県内で給付型奨学金を実施する市町村は、県教育委員会で把握しているところでは、平成30年11月末時点で８市町村となっております。また、現在、名護市においても、平成32年度の給付開始に向けて実施の準備を進めているとのことであります。

同じく５の(2)、企業等の実施状況についての御質問にお答えいたします。

沖縄県内で大学生等への給付型奨学金を実施する主な民間企業等の団体は、県教育委員会で把握しているところでは、平成30年11月末時点で８団体となっております。

次に同じく５の(3)、給付型奨学金の拡充についての御質問にお答えいたします。

県の給付型奨学金、県外進学大学生支援事業は、平成28年度に創設したところであります。平成29年度及び30年度の進学者各25名に対し、月額７万円を上限とする奨学金を給付しております。平成31年度進学予定者についても25名を内定し、今後、給付を行う予定であり、４学年がそろう平成32年度には100名まで拡充する計画となっております。

県教育委員会としましては、今後とも、経済的理由により県外大学等への進学が困難な生徒に対し支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　６の先島への自衛隊基地増強計画に反対することについての御質問の中の(2)のエの(ｲ)、宮古島市への陸上自衛隊配備計画における環境アセスメントの実施についてお答えします。

宮古島市における保良地区への陸上自衛隊配備計画については、詳細な事業規模及び内容等が明らかではありませんが、施行区域の面積が20ヘクタール以上の土地の造成を伴う事業で、平成31年４月以降に工事に着手する場合は、改正条例の対象事業として手続が必要になると考えております。一方、条例の対象事業とならない場合であっても、沖縄防衛局は、地元の理解が得られるよう環境に配慮して事業を実施する必要があると考えております。

県としましては、環境影響評価の実施については、宮古島市の意向を踏まえながら、調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　７の(1)、核兵器禁止条約についての御質問にお答えいたします。

悲惨な地上戦を体験した沖縄県としましては、恒久平和を願っており、平和を脅かす核兵器の廃絶に向けて、核兵器禁止条約の議論は重要なものであると考えております。また、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名に、沖縄県知事を含め20府県知事など1146の地方自治体の長が署名しております。ヒバクシャ国際署名の取り組みなどの世論の広がりが核兵器禁止条約締結へ向け、大きな力になると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　９、災害に強い農業についての御質問の中の(1)、台風24号、25号の農漁業者などの被害に対する補償等についてお答えいたします。

台風等の被害に対する農漁業者への補償として、サトウキビについては畑作物共済、水稲については農作物共済、野菜等については園芸施設共済、漁業については漁業施設共済等があり、加入農漁業者に対して損害評価後に共済金が支払われることになっております。台風24号、25号による加入農漁業者の被害に対する共済金の現段階での支払いについては、１、農作物共済で442万円、２、畑作物共済で４億7070万円、３、園芸施設共済で7145万円、４、漁業施設共済で5250万円と見込んでおります。

次に同じく(2)、長期停電に対する電源確保対策についてお答えいたします。

ことし９月、10月に相次いで来襲した台風24号、25号については、露地栽培の菊等の農作物に影響がありました。特に、台風通過後の長期停電による早期花芽分化、塩害による葉の黄化、立ち枯れ等の被害が発生しました。

県としましては、今回の台風被害を踏まえ、市町村、ＪＡ等関係団体と連携し、停電等の改善対策について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　どうも答弁ありがとうございました。

まず、県民投票について知事に伺いたいと思います。

この条例請求者の意見陳述の中で、代表者の元山君には、今回の県民投票取り組みに当たった思いを述べていただきましたが、この取り組むプロセスが民主主義の実践として重要だと。戦争体験者から戦争についても学びたいと。基地返還などの闘いについても学びたいし、ウチナーアイデンティティーを学びたいんだと。自己決定権を確立したいなど述べてくれました。この県民投票に託された青年の思いに応える知事の決意、あるいはこの県民投票にぜひ多くの青年が参加をしてほしいという、この知事からの若者に対するメッセージをお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今回の県民投票は、普天間飛行場代替施設建設のための辺野古埋め立てに対して、県民の意思を明確に反映させたいという、先ほどお話にあった条例制定請求者の思いのもと、それに賛同する多くの県民の皆様の署名が集まったものと考えております。県民投票は、県民一人一人の意思を直接反映させることができる重要な機会です。多くの若い皆さんが主体的に沖縄の未来を考え、県民投票に参加してそれぞれの意思を示していただきたいと思っております。私は、常日ごろから自分の力で情報収集し、自分で考え、そしてしっかり判断をする、若い人たちがその貴重な体験をする、この県民投票を通して自分の思い、自分の一票がその民主主義を行使するという責任も伴って、どういう結果をもたらすかということを深く考えるという意味では、これからの沖縄県を担っていただく若い世代に対しては非常に大切な経験にもなるというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　ありがとうございます。

今回の県民投票実施に当たって、まだ保留している自治体の長がいる。あるいは議会の中では反対の決議が上がったりすると、意見書が上がったりするという状況の中で、丁寧な説明をすると、実際幾つかの市長に面談もし、説明してきたと思われますが、そういう中での感触あるいは疑問等々について説明を求めます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

県民投票につきましては、条例の規定によりまして県、市町村ともに実施する義務を負うものと考えております。一方で、地方自治法に基づく、特例に基づきまして移譲される事務につきまして、自治法に基づく協議を行って、私自身幾つかの市長と直接お会いしました。おおむね義務であるということ、そして県民投票の意義等については御理解いただけたものと考えております。一方で、そのときお伺いしたのは、やはり議会の中にはさまざまな考えもあるというようなことを伺ったこともありました。私どもとしては、市町村長が議会に提案して審議が円滑にいくように、できる限りの協力はしていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　今意見の中で、普天間の固定化につながるという懸念も示すというのが結構大きい。これ自体は払拭しないといけないと思います。今回の辺野古の賛否と、この普天間の固定化は絶対あってはならないし、直接的なリンクもされていないというふうに私は思います。この点で、来年２月末に迫ったこの運用停止、これを実現するんだと、それを抜きにして県民投票はしっかりとすべきだという点での皆さんの思いを確認します。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほども述べましたけれども、５年以内運用停止はもともと9.5年以上かかる、順調にいった場合でもということで、仲井眞元知事が５年以内運用停止を同移設計画と進捗にかかわらず求めたというふうにしております。普天間の危険性の除去、５年以内運用停止を含む危険性の除去は喫緊の課題であるということは、私ども繰り返し負担軽減推進会議あるいはその作業部会で宜野湾市と連携して求めているところでございます。引き続き宜野湾市と連携しまして、危険性除去について、早急な取り組みを政府に対して求めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　県民投票を成功させる上で、先ほどの青年の投票率を上げると同時に誤った情報は排除しなければならない。いわゆるフェイク情報について提起もしましたが、今回県が考えているＳＮＳの対応、先ほどウエブサイトも設けるとありましたが、やはりもう既に、県民投票についてはさまざまなフェイク情報が飛び交っているという現実もあるようですので、それに対する皆さんの認識としっかりとした情報、オフィシャルな公式の情報提供をするという点では構えて取り組むべきと思いますが、どういう対応になるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　県としましては、県民投票に関する条例は、情報につきましては客観的かつ中立的な広報活動を行ってまいります。一方で、明らかに間違いとわかる情報、もしくは誤解を招きかねないものにつきましては、正しい情報を迅速に発信していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　18歳から投票できるという関係で言えば、学校現場でいわゆる受験生という立場にもなりますが、この18歳の皆さん、在校生の有権者に対するどういう対応ができるのか、考えているのか、これからだと思いますが、これも重要な要素、投票率を上げるという点でも大事かと思います。この点ではどういうふうな取り組みがされるのか伺います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　学校では主権者教育という観点では多様な意見がある中で、主体的に判断をしていくという形になります。いろんな事案、議題になっているものに関して、生徒たちが主体的に判断していくということになりますが、今回に関しては、関心を持っていただいて投票に参加していただくということで、日ごろの授業の一環で主権者教育やっていますけれども、そういったものの一環で授業等で取り上げていくこともあり得るのかなと考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　よろしくお願いします。

違法・無法を重ねて、中止要請の行政指導も従わないと、今行われている辺野古についてですが、１つは琉球セメントの桟橋を使ったこれに対して実態調査をするんだというのが先週からの動きであって、いまだに実態調査していないということなのか、どういう状況で進めるつもりなのか。14日に投入するということ、絶対に許せないという立場でどう取り組むのか確認します。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

立入検査は今後行う予定でございます。

○瀬長　美佐雄君　ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時26分休憩

午後３時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　ですから、先週から同じ到達で、いまだに調査できないというのがなぜなのか。その確認をします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　立入検査について今具体的に、日程、日時、あと方法、その調整を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　その調査が行われない限りには、埋め立て、投入すべきではないと強く申し入れるべきだし、阻止すべきだと思いますがどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　立入検査が終わるまで、その土砂の搬出はとめるようにお願いをしているところでございますが、完了届の提出をもって手続は終了したという意見で、彼らはその桟橋の使用に当たっているという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　ちなみに行政指導する前に、いわゆる赤土が台船に搬入されて、それが土砂投入、違法状態で積まれたものが実際に投入されるということはあってはなりませんし、計画の中でそもそも赤土を入れていいのかと、これ自体も問われると思いますがどうなんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時28分休憩

午後３時29分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　先ほども答弁させていただきましたけれども、今堆積場につきまして、岩ズリを堆積している行為につきましては、赤土条例に基づきます事業行為ということで認めておりますので、事業行為になります。この事業行為通知書を提出するように今指導しているところであります。12月３日に指導した内容では、一時この堆積場での作業については停止すること、それから応急措置として赤土が流れな

いような措置をとること、それから届け出をすることの３つを指導しております。その中で今届け出につきまして、まだ届け出はしていないんですけれども、今この事業場は使われていないということにつきましては、職員が現場に行ってそのようなものを確認しているというところでございますので、赤土条例につきましては、今この事業場の届け出の指導をしているということになっております。

以上です。

○瀬長　美佐雄君　済みません、ちょっと休憩。答弁漏れ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時30分休憩

午後３時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　赤土条例につきましては、この移動中の行為につきましては条例の範疇ではございませんけれども、今この積み込まれた船に投入された赤土も含めて、今ちょっとその辺の法解釈も含めて検討しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　どうも答弁ありがとうございました。

まさに法治主義が問われるような状況で、違法も繰り返す国に対して毅然とした対処をお願いしたいと思います。

以上、ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時31分休憩

午後３時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

仲宗根　悟君。

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ハイサイ　グスーヨー　クタンディンネービランガヤーサイ。チューウガナビラ。

社民・社大・結連合、仲宗根悟です。

一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、質問通告後に発生した事案について、追加質問からまず行いたいと思いますので、お許しをいただきたいと思います。

去る６日に発生した米軍嘉手納基地所属の空軍兵が基地内から拳銃を持ち出し、脱走し、米軍によって読谷村内で逮捕された事件についてでありますけれども、質問通告後に報道がなされた看過できない問題でありますので、議事課と執行部には連絡を済ませており、先例を踏まえて質問を行いたいと思います。

まず事件の状況、そして県警の捜査及び今後の捜査方針についてお聞かせください。さらに県警の対応についても伺いたいと思います。

次に、それでは知事の政治姿勢についてお聞きをしたいと思います。

(1)、訪米において辺野古新基地建設に反対する県民の強い意思を伝え、過重な基地負担の沖縄の現状を直接訴えたことは大きな意義があります。内容と今後の決意について伺いたいと思います。

(2)、安倍首相との会談が行われました。どのような内容なのか伺います。

(3)、協議の直後、年内にも――これは14日というふうな報じ方もしておりますけれども――埋立土砂の投入があると。政府の言う、民意を尊重し沖縄県民に寄り添い丁寧に説明を行うとはほど遠い政府の姿勢は、県民の反発をより一層招いています。県の見解を伺うものです。

米軍基地問題について伺いたいと思います。

(1)、嘉手納基地及び普天間基地の常駐機に加え、外来機の飛来・訓練の激化による爆音被害及び悪臭被害等、周辺地域の生活環境悪化の実態、せめて夜間・早朝の飛行を中止し静かな夜をと、騒音防止協定の遵守と運用の改善を求めていることに対し県の取り組み、その対応について伺いたいと思います。

(2)、嘉手納町はこの数年、航空機排ガスと考えられる悪臭苦情が増加したことから実態調査を実施し、嘉手納基地由来の大気汚染物質調査報告書をまとめました。県の評価と今後の活用について伺いたいと思います。

３番目は、観光振興について伺わせてください。

(1)、観光入域者が右肩上がりで伸び続けています。沖縄観光が好調で県経済が好景気に推移しているとしております。特に外国からの観光客の伸びは高く喜ばしいところではありますけれども、ふえ続ける外国人観光客への対応、受け入れ体制が十分に整っているのかどうか非常に心配するところであります。そのための取り組みについて伺わせていただきたいと思います。

(2)、外国人観光客の誘致、そしてビジネスチャンスの拡大等、発信や、そして現地での取り込み作業の沖縄事務所の果たす役割、非常に大きなものがあると感じます。そのためにも事務所の充実も課題の一つに思えます。県の施策を伺わせてください。特に私たち会派のほうで今回シンガポールの事務所を訪ねさせて

いただき、いろいろ手配もしていただいて、リードもしていただきました。この場をかりてお礼を申し上げたいというふうに思います。そのことも含めて、どうぞよろしくお願いをいたします。

産業振興と雇用の創設についてでありますが、中小企業の基盤強化を図り、さらなる成長につなげるための支援策、そして取り組みについて伺いたいと思います。

(2)、完全失業率及び有効求人倍率の改善が顕著であります。さらなる向上の取り組みについて伺わせていただきたいと思います。

５番目は、環境行政に関してでありますけれども、産業廃棄物最終処分場の現状、そして課題について伺いたいと思います。

安定型における不適正処理の実態はどうか。以前、非常に問題となりましたけれども、現在の推移はどのような実態なのかどうか伺わせていただきたいと思います。

不法投棄の現状について、その対策について伺います。

最後に、ちゅらさん運動の展開です。

ちゅらさん運動の背景とこれまでの取り組みを伺いたいと思います。

次に、犯罪状況、この推移について伺いたいと思います。

最後の我が会派の代表質問との関連については割愛したいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　仲宗根悟議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の１(1)、訪米の内容と今後の決意についてお答えいたします。

11月11日から16日までの間、沖縄の過重な基地負担の現状などについて説明し、理解と協力を得るためにアメリカに行ってまいりました。まず、ニューヨークで講演会や国連事務次長との面談等を行い、次にワシントンＤＣで政府関係者、有識者との面談、県系人との交流等を行いました。滞在は実質４日間という短い日程ではありましたが、沖縄の実情の発信ができたこと等、実りのある、次につながる訪米行動であったと認識しております。今回の訪米を受け、米国内において、沖縄の米軍基地問題解決への理解と協力を十分に得るためには、ワシントンＤＣでの要請活動に加え、今後は国連との連携や連邦議会関係者の沖縄への招聘等、新たな手法を研究してまいりたいと思います。

次に１の(2)、安倍首相との会談内容についてお答えいたします。

私は、かねてから、辺野古新基地建設問題は、司法ではなく対話によって解決策を求めていくことが重要と考えております。杉田官房副長官と謝花副知事との胸襟を開いた協議も、11月９日から28日まで４回にわたって行われました。11月28日の私と安倍総理との面談でも、集中協議で提起した内容については、私からも総理に直接申し上げ、あわせて普天間飛行場負担軽減推進会議の早期開催を求めたものであります。総理からも、折を見て話し合いの場は設けたいとの話がありました。ですから私は、今後も政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(3)、政府の姿勢についてお答えします。

安倍総理は、ことしの慰霊の日での記者会見や10月24日の所信表明演説などで、沖縄の皆さんの心に寄り添いと繰り返し発言されております。しかしながら、実際には、辺野古新基地建設に反対する民意を顧みることなく、政府は、私人の権利利益の救済制度である行政不服審査制度を用いたり、法令上必要な手続を欠いたまま土砂の搬入を行うなどして、土砂の投入を行うとしており、遺憾であります。そのような状況ではありますが、県としましては、今後も政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。

次に２、米軍基地問題についての(1)、基地の騒音、悪臭等に対する県の取り組みについてお答えします。

米軍基地から発生する航空機騒音や悪臭等については、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼしております。そのため県は、航空機騒音規制措置の厳格な運用、騒音対策の強化・拡充等、航空機騒音の軽減について、また航空機の排出ガスによる大気汚染の実態把握のための調査の実施や、悪臭防止のための有効な対策を講じることについて要請してきたところであり、去る11月10日にも岩屋防衛大臣に対し要請を行っております。

県としては、引き続き、関係市町村や軍転協、渉外知事会等とも連携しながら、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、拳銃を持ち出し脱走した空軍兵が逮捕された事件についての県の対応についてお答えします。

県は、平成30年12月７日18時にマスコミから、読谷村で空軍兵が武器を持って脱走し、県警と米軍に取り押さえられたことは事実かとの問い合わせを受けて、直ちに沖縄防衛局に照会を行ったところ、逃走した空軍兵が逮捕され、武器が米側の管理下に戻されたことを確認しました。なお、詳細は沖縄防衛局に確認中であり、沖縄防衛局も米側へ照会中とのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　２、米軍基地問題についての御質問の中の(2)、嘉手納町による大気汚染物質調査報告書の評価と今後の活用についてお答えします。

嘉手納町が取りまとめた報告書によると、臭気レベルと風向との関連性や監視カメラの画像から、空軍大型機駐機場内のＥ３早期警戒管制機が嘉手納飛行場周辺における臭気発生源である可能性が高いと示されたことは、貴重な情報であると評価しております。このことを踏まえ、県では、同機駐機場に近接する嘉手納町役場に採取容器を設置し、悪臭の調査を実施しており、引き続き嘉手納町と連携し、実態把握に努めてまいります。

次に５、環境行政についての御質問の中の(1)、産業廃棄物最終処分場の現状と課題についてお答えします。

県内には産業廃棄物安定型最終処分場が８カ所、受け入れ可能量の合計は約320万立方メートルで多量の受け入れが可能な状況にあります。一方、管理型最終処分場は２カ所、受け入れ可能量は約３万5000立方メートルと逼迫した状況にあります。そのため県は、埋立容量９万立方メートル、埋立期間15年の公共関与による管理型最終処分場の建設を行っているところであります。同処分場の平成31年度供用開始に向けて、着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

同じく５の(2)、安定型最終処分場における不適正処理についてお答えします。

安定型最終処分場は、法令で瓦れきなどの腐敗や分解の起こらない廃棄物のみを埋め立てることとなっております。しかしながら、過去に分別が徹底されず、瓦れきに混入した木くずが安定型最終処分場内で腐敗、分解し、ガス等が発生した事例があります。そのため、平成20年度以降毎年、保健所職員が立ち入りを実施し、安定型最終処分場に埋め立てられた廃棄物を掘り起こして、木くず等の混入がないか確認検査を行っております。今後も安定型品目以外の埋め立てが行われないよう、監視を行ってまいります。

同じく５の(3)、不法投棄の現状と対策についてお答えします。

県が毎年行っている不法投棄実態調査によると、平成30年３月末時点の県全体の不法投棄件数は123件、投棄量は1774トンとなっております。これら不法投棄を防止するため、県、市町村、警察本部、第11管区海上保安本部、消防署等を構成員とする不法処理防止連絡協議会及び各保健所ネットワーク会議を設置し、情報交換、合同監視などを実施しております。さらに、各保健所に警察官ＯＢを不法投棄監視員等として配置しパトロールを行うほか、不法投棄監視カメラの設置など、さらなる不法投棄の防止対策を進めております。今後も、排出事業者や県民等に対する啓発活動のほか、市町村や警察などと連携し、監視指導を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　３、観光振興についての御質問の中の(1)、外国人観光客受け入れの取り組みについてにお答えいたします。

県では、急増する外国人観光客に対応するため、Be.Okinawa多言語コンタクトセンターを設置するとともに、語学研修への支援や外国人人材確保のための就職相談会の実施など、外国語対応の強化を図っております。また、外国人患者医療コーディネーター養成研修やハラール、ベジタリアン等多様な食に対応するためのセミナーの実施、フリーＷｉ－Ｆｉ環境の整備、キャッシュレス化のための啓発セミナーなどに取り組んでおります。

県としましては、これらの取り組みを継続的に行うことにより、外国人観光客の満足度の向上につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３、観光振興につ

いての(2)、沖縄県の海外事務所についてにお答えいたします。

県では、公益財団法人沖縄県産業振興公社を通じ、北京、上海、香港、台北及びシンガポールの５カ所に海外事務所、福建省に駐在所を設置するともに、タイやマレーシア等に委託駐在員を配置し、必要に応じて拡充してまいりました。これら海外事務所等においては、現地での情報収集や情報発信を初め、観光誘客や県産品の販路拡大、企業誘致、県内企業の活動支援などさまざまな活動に取り組んでおります。

県としましては、今後もニーズ等を踏まえて、海外事務所等の機能充実を検討してまいります。

次に４、産業振興と雇用の創設についての(1)、中小企業の基盤強化に係る支援策及び取り組みについてにお答えいたします。

沖縄県では、関係団体や各地域からの提言等を施策に反映した中小企業支援計画を毎年度策定しており、これまで、同計画に盛り込まれている経営力向上に向けた支援や設備の導入、商品開発、販路開拓支援など、各種施策を総合的に推進しております。

県としましては、地域経済全体が安定的に発展することが重要であると考えており、今後とも、関係機関と密に連携しながら、県内中小企業・小規模事業者等の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく４の(2)、雇用情勢のさらなる向上の取り組みについてにお答えいたします。

沖縄県の雇用情勢については、好調な観光需要の増加等による県内景気の拡大に加え、産業振興、企業誘致などに取り組んだ結果、完全失業率や有効求人倍率は着実に改善しております。

県としましては、引き続き、沖縄労働局等関係機関と連携し、正規雇用の拡大や働きやすい環境づくりなど、雇用の質の改善を図るとともに、キャリア教育やジョブトレーニングなどを実施し、求人と求職のミスマッチを解消し、さらなる雇用情勢の向上に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　６、ちゅらさん運動の展開についての御質問の中の(1)、運動の背景と取り組みについてお答えいたします。

ちゅらさん運動の背景としては、平成14年当時の刑法犯認知件数が約２万5000件と５年連続で増加する危機的状況にあったことから、有識者懇談会の議論を踏まえ、平成16年に、ちゅらうちなー安全なまちづくり条例が施行され、県民総ぐるみの運動が展開されているところです。同運動の取り組みとしては、ちゅらひとづくり、ちゅらまちづくり、ちゅらゆいづくりを３本柱として、犯罪の起こりにくい環境の確保・整備など、県教育委員会、県警察と連携を図りながら取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　６、ちゅらさん運動の展開についての御質問のうち(2)、犯罪状況の推移についてお答えをいたします。

県内の刑法犯認知件数については、平成14年に２万5641件と復帰後最多を記録しましたが、県民総ぐるみの犯罪抑止活動に取り組んだ結果、15年連続で減少し、平成29年は8047件となり、ピーク時の約３分の１まで減少しております。一方、県民に不安を与える凶悪事件が依然発生しているほか、本年10月末現在の数字でありますが、子供に対する声かけ事案、つきまとい事案は、前年同期に比べ27件増加しており、また特殊詐欺により、全国で250億円を超える被害が発生しているなど、犯罪情勢は依然予断を許さない状況にあります。

県警察としましては、今後とも関係機関・団体や地域社会と連携し、犯罪の起きにくい安全で安心な沖縄県の実現のため各種取り組みを推進してまいる所存であります。

次に、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が基地内から拳銃を持ち出し、脱走し、米軍によって身柄を確保された事件について、県警の捜査等についてお答えをいたします。

まず事件の概要についてでありますが、本件は、12月６日午後３時半ごろ、米軍憲兵隊から県警に対し、空軍兵１名が所定の時間に出勤しておらず、基地内にいるか基地外にいるか不明である、拳銃を所持している疑いがある旨の連絡を受けました。県警においては、直ちに必要な対応を行っておりましたが、第１報から約２時間後の午後５時45分ごろ、読谷村内の公園駐車場において、米軍憲兵隊が同空軍兵を発見し、その際、車両内のバッグに拳銃１丁を所持していた事案と承知をしております。

次に、本件についての県警の対応でありますが、先ほど御説明しました第１報を受けた当初の段階では不明な点が多かったことから、米軍側に対してさらなる詳細な情報提供を要請するとともに、県警としても、当該空軍兵の所在確認、関係部門や警察署等との情報

共有及び警戒態勢の構築、それから交通規制や住民の避難誘導等の検討など、さまざまな事態を想定して、所要の措置を講じたところであります。そうした中で、第１報から約２時間後に米軍が空軍兵を発見したとの連絡があり、県警としても現場に臨場し、確認をしたところでございます。

次に、県警の捜査、今後の方針についてでありますが、本件については、既に銃刀法違反の容疑を視野に捜査を行っているところであり、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　今県警本部長から説明がありましたとおり、今後の方針についても、米軍側と情報交換しながらやっていきたいというようなことでありますけれども、今回またしても問われたのが通報体制、この通報体制、機能不全に陥っているんじゃないかと、前々から私たちも随分指摘をしてきたところでありますけれども、しっかりと県の対応も、これは武器管理の徹底あるいは通報体制のあり方、検証しながらしっかりと再発防止策、これもしっかりと公表せよと迫るべきです。そして、そのことについても、ぜひ県も真摯な対応、厳しい対応で臨んでいただきたいというようなことで、これは要望を申し上げたいと思います。

さて、基地問題、今訪米、そして首相の対応、それから知事から今るる説明がありましたけれども、私たち自身も、これやはりこの間、沖縄の民意をしっかりと酌むべきだと。日米交渉をやり直すべきだと随分言い続けてまいりましたけれども、残念ながら、日米はその合意を優先するんだというような内容でどんどんどんどん事を推し進めようとしている状況です。本当に我が国には、民主主義というのがしっかりと機能しているのかな、あるのかなと思わざるを得ません。

そこで、先週知事は、照屋議員への答弁の中で、今沖縄の置かれている状況、法律の例外に置かれ、そして民主主義の例外に置かれているような状況ですというような答弁をされました。私が思うに、やはり知事自身が、我が国は法治国家として考えているのかどうか、改めて確認をさせてください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　御質問の内容ですが、私は、国と地方が対等な関係で、お互いを尊重して合意を形成する、ルールを構築するなど、地方の意思が十分に反映されるような統治、政治のシステムを有することが成熟した民主主義国家としての本来の姿であると考えております。しかしながら、国民私人の権利利益の簡易迅速な救済を図ることを目的とする行政不服審査制度を国が用いたり、法令上必要な手続を欠いたまま安和桟橋を利用した土砂の搬入作業を行ったりする政府のやり方は、成熟した民主主義国家としての姿とは言えないものと考えております。

先般、照屋議員への一般質問に対する私の答弁ですが、辺野古埋め立てに対するそうした国の対応を念頭に述べたものであり、我が国が法治国家であることそのものを否定しているものではありません。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　よくわかりました。

知事もおっしゃるように、成熟したこの民主国家としての姿とは言えないのではないのかと、そう言える状態ではないのかというのが今回通して――以前からそうなんですけれども、特に私が今回質問で提起をいたしました基地問題にしても、まさにそういう状態が続いているのではないのかなと、民主国家としての姿とは言えないものがあるんじゃないか。どんなにどんなに外来機の飛行を中止せよと、あるいは訓練を中止せよと、議会の決議もしながら要請も重ねておりますけれども、どうしても国のほうは一向に聞いていただけない。そしてまた、私たちのこの何でしょうか、日米関係をやるためには言えないというのが外務省や防衛局の回答であります。

それから、どんなにしたって、じゃどういう方法で行くか、攻めるかと――攻めるかというのはおかしいんですけれども、私たちの実情をどのような訴え方をするかということでは、市町村も非常に涙ぐましい調査を行いながら、科学的なデータをこしらえて、しっかりと国へこういう状況にあるんだと、だから改善をしてほしい。もちろん基地はなくしてほしい、ジェット機も飛ばさないでほしいというのが周辺住民の願いではありますけれども、いかんせん、今日のそういった状況を鑑みて、やはりそこはしっかりとした科学的なデータをこしらえて、交渉と言いましょうか、要請に当たるという意味からしますと、今回の嘉手納の汚染物質調査報告書も有益な調査報告書になるんじゃないかというふうに思うんですよね。

環境部長、代表質問にも答えておりましたけれども、この爆音、大気汚染による悪臭、基地公害から被害を受けている実態、県の関係する市町村、連携して騒音測定をやっていますよと。それを突きつけながら、事あるたびに要請をしているんだというようなことがありましたけれども、嘉手納基地、普天間基地におけるこの騒音の実態、改めてお聞きをしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　県が関係市町村と連携して実施している航空機騒音測定結果でございますけれども、平成29年度は、嘉手納飛行場周辺、21測定局のうち８局で環境基準を超過し、前年度の６局と比べて２局増加しているという状況。また１日当たりの騒音発生回数も、21測定局のうち20局で増加したというふうな状況でございます。また、普天間飛行場周辺では、例年、前年度に引き続き、上大謝名局で環境基準を超過し、特に普天間飛行場周辺におきましては、夜間の22時から翌朝６時までの騒音発生回数が15測定局中14局で増加しているということで、周辺住民の生活環境に影響を与えているというような状況であります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　今部長からお話がありましたとおり、これほど前年を上回る回数、そして苦情件数もこれ５倍から10倍の件数で上がってきているというような実態なんですよね。それでもやはり国は、日米同盟を盾に改善すら要求しないというような実態だというふうに思うんです。

部長がおっしゃる生活環境に大きな影響を及ぼしている状況にあるというようなことなんですが、今回健康被害の件で住民訴訟の裁判でも、健康被害についての認定をしているというような状況ですが、その環境部で生活環境、健康被害というのはどういう実態で、そしてどういうふうな健康被害があるのかどうかということを承知しておりますか。把握していますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　調査結果から、高い騒音レベルによりまして、深刻な睡眠障害を招いていることが示唆されているというふうに考えております。欧州のＷＨＯ夜間騒音ガイドラインにおいても、夜間騒音により健康影響が生じるという報告がされておりますので、沖縄県としましては、睡眠妨害につきましての指標として、夜間、等価騒音レベルなどのデータを継続して集積して、国に対して航空機騒音による睡眠妨害の評価に適した指標の検討や、当該指標による適切な環境基準の導入について要請をしているところでございます。引き続き粘り強く要請をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　今お話がありましたとおり、睡眠妨害を引き起こしているというような具体的な例を挙げていただきましたけれども、この睡眠妨害、どういった健康影響を与えているのか、お示しいただきたいんですが。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　睡眠妨害につきましては、心疾患、鬱病などの原因にもなるのではないかというような疫学的なデータもございます。睡眠妨害こそが騒音の最大の健康被害ではないかということもＷＨＯのほうでも報告書があるというふうに聞いておりますので、そういうふうな夜間の睡眠妨害というものにつきましては、そのような影響があるというような形での認識をしております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　今部長からお話しいただきました。私のほうも、ＮＨＫの放送でこのデータをとる博士の取材でしたか、その内容を見せていただきましたけれども、そのドクターによりますと、このイギリス国内にある飛行場、その周辺に住む360万人を対象に健康被害について調査をしたというようなことなんです。おっしゃるように、睡眠妨害がもたらす結果として、高血圧症、それから心筋梗塞のリスクを高めるんだというようなことがわかったと言っていますね。そのために、脳卒中や心臓疾患、循環器系疾患を引き起こすと。これが騒音の引き起こす、人体にストレス反応として引き起こすというような調査をされたということです。おっしゃるように、ＷＨＯ、このヨーロッパの事務所が新しい勧告値を出したというようなことでしたけれども、この日本の今の環境基準のレベルとこの調査結果から知り得た数値というんでしょうか、どういった比較があるのかどうか、御存じでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　航空機騒音の影響の指標はＬｄｅｎという指標がございます。それにつきましては、日本の環境基準はＬｄｅｎの57デシベル、それから62デシベルというⅠ類型が57、Ⅱ類型が62というふうなレベルがございます。一方、ＷＨＯの環境騒音ガイドラインにおきましては、航空機につきましては、Ｌｄｅｎは45デシベル以下、さらに夜間につきましてはＬｎでございますけれども、40デシベル未満というようなものが示されているというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　今調査の中から導き出された数字、恐らく飛行場があって、その距離の中でどういったＬｄｅｎ内容でいるのか、そしてその周辺で過ごす皆さ

んが睡眠障害を引き起こされる、それから騒音障害で引き起こされる疾病というものの割合というのが導き出されたというふうに私は報道で知ったと、やはり確認できたかなというふうに思います。

今の日本の環境基準が住宅地で57デシベル、その他が62ということは、非常にその環境について新しい基準をＷＨＯは適用しなさいと。そこにはやはり騒音レベルでこれ以下にすべきだと。そうじゃないと人間の健康維持は保てませんよというような数字なわけですから、これをもとにぜひ我が沖縄も普天間やそして嘉手納の周辺をこういった類似した科学的データを積み重ねて、被害の実態を示していく必要があるんではなかろうかというふうに思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　航空機騒音による健康影響でございますけれども、やはり睡眠妨害というものが非常に影響を及ぼすということでございます。日本の基準はＬｄｅｎでございます。夜間の等価騒音レベルというものについての評価がないということでございますので、県内では引き続き夜間の騒音レベルも調査しておりますので、そういったデータも国へ提供するなどして集積にさらに努めていって、国において航空機騒音による夜間騒音の基準が導入されますように要請を強めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　そのＷＨＯヨーロッパ事務所で委託を受けたロンドン大学の教授の先生がＮＨＫのほうで、皆さんが示したこの29年度の航空機騒音結果、こちらには詳しく嘉手納の内容ですとか、それから普天間周辺の騒音の数値の内容を見てもらったんだそうです。（資料を掲示）　そうしたら驚愕されたというような内容です。嘉手納基地、そして普天間基地周辺で暮らす住民が、これほどの騒音に長時間、長期間続くと健康に影響が出てくる可能性があるんだと。生活妨害はもちろん、睡眠妨害や心筋梗塞のリスクも高まってくるでしょうねというようなことです。三連協もしっかりと数字を示しながら、年々年々、去年よりもはるかに騒音の実態、演習の実態というのが外来機を通じて、そして在来機も激しい訓練が重ねられてきて、私たちの健康をどんどんどんどんむしばんでいく状況が、今普天間や嘉手納の周辺の基地では起こっているということをぜひ認識していただいて、先ほど部長がおっしゃったように、そういった改善ですとか、あるいは飛行をとめるんだという気持ちでぜひ臨んでいただきたいし、普天間の閉鎖も来年２月には約束どおり行うような形でぜひ要望を突きつけると言いましょうか――していただきたいなというように要望して終わりたいと思います。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

終わります。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

〔次呂久成崇君登壇〕

○次呂久　成崇君　こんにちは。

社民・社大・結連合の次呂久成崇です。

それでは一般質問を行います。

１、石垣市平得大俣の自衛隊配備計画について。

(1)、沖縄防衛局は、地域住民の合意と理解も得られていない中、ことしの６月８日、８月21日、９月13日の３回にわたって陸自石垣島駐屯地業務について入札公告を行い、事前調査が進められています。さらに11月２日には防衛省が進めている事前調査も終了していない、用地取得も行われていない状況で工事着工となる用地造成の一部の入札公告を行いました。県は、陸自配備予定地について詳細を把握しているか伺います。

(2)、防衛局が進めている3.5ヘクタールの用地造成工事が年度内の着工となり、環境アセスの対象にならないとしています。総面積が46ヘクタール、全体計画が30ヘクタールとされる用地造成計画は環境アセスの対象外になると認められるのか、次年度４月１日以降も切り刻んで用地造成すれば環境アセスの対象外となるのか県の見解を伺います。

２、環境行政について。

(1)、沖縄県の環境問題の歴史とこれまでの環境施策の取り組みについて伺います。

(2)、県は、第２次沖縄県環境基本計画を平成25年３月に策定し、同計画に基づいてさまざまな環境保全施策に取り組んでいますが、この計画の役割とは何か伺います。

(3)、八重山地域の山地部では、自然度の高い亜熱帯常緑広葉樹林が広がり、その多様性と特異性に富む生物相は、世界的にも貴重な価値を持つものとされていますが、貴重種の調査・研究は実施しているか、生態や生息環境等は把握しているのか伺います。

(4)、絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）で選定されたのは何種か。そのうち八重山地域では何種選定されているのか伺います。

(5)、石垣市自然環境保護条例で指定されている動植物の保全種で、県が選定した絶滅のおそれのある野生生物に何種類が選定されているのか伺います。

(6)、陸上自衛隊配備予定地周辺は、開発されてい

ない手つかずの自然が多く残っており、わずかな範囲の調査でも石垣市自然環境保護条例で指定されている保全種が確認されているが、県は陸自配備予定地周辺の希少野生動植物調査を実施したことがあるか伺います。

３、農業行政について。

(1)、県は、平成28年９月に沖縄県農業振興地域整備基本方針において、農用地等の確保の基本的な考え方、確保すべき農用地等の面積の目標を示していますが、その取り組み状況について伺います。

(2)、この沖縄県農業振興地域整備基本方針は、農業振興地域の整備に関する法律いわゆる農振法に基づき国が示した農用地等の確保に関する基本方針に沿って定めており、市町村においてはこれら国と県の基本方針を踏まえて農業振興地域整備計画を定め、農業目的に利用すべき土地を農用地区域として指定しています。この農用地区域の土地を農業以外の目的に利用するためには、農振法に基づき事前に農用地区域から除外する整備計画の変更が必要になりますが、具体的にどのような手続が必要となるか。また県としては、市町村の整備計画の変更があった場合、協議はいつ行われるのか伺います。

(3)、その際、県の示す基本方針と市町村の整備計画が適合するように協議は行われるのか伺います。

(4)、石垣島の陸自配備予定地には、農用地が何筆あるか把握状況について伺います。

(5)、平成30年３月29日市町村の農業振興地域整備計画の策定及び変更に係る同意基準における農用地区域外からの除外の項目において、公用・公共用施設がありますが、その用途や規模は示されていません。公用・公共用施設の目的・規模については別段の協議を行うのか伺います。

(6)、石垣島の陸自配備予定地は、農振法に規定された手続がされているのか、県や石垣市との協議は行われているのか伺います。

４、新県立八重山病院について。

(1)、10月１日の開院に路線バスの運行が間に合わず、交通弱者の方々が不便を強いられていたが、12月１日から来年の２月末まで試行運行されている。試行運行後も継続運行を望む声が多く寄せられており、石垣市や国、バス会社等の関係機関との協議・支援が必要だが県の見解を伺います。

(2)、新病院前の県道に街灯が設置されていないため、夜間は暗く患者や歩行者、通行車にとっても危険な状況となっている。県道利用者の安全・利便性を確保するため、病院側の片側だけでも街灯設置の必要性を感じるが県の見解を伺います。

(3)、６月議会でも取り上げたが、旧石垣空港跡地への防災拠点大型ヘリポート建設について関係機関との意見調整はその後どうなっているのか伺います。

(4)、旧県立八重山病院の建物の解体計画や跡地利用計画について伺います。

５、離島振興について。

(1)、県が主催、または委託して実施している介護・保育関係の研修会は年に何度実施されているのか。また、離島からの参加状況と費用負担について伺います。

(2)、各研修によっては、沖縄本島の本会場を拠点として宮古島市や石垣市でネット配信し、受講者の旅費等の負担軽減をしているようだが、他の研修会でも実施できないか県の見解を伺います。

６、我が会派の代表質問との関連についてですが、亀濱議員の質問４の(7)、離島の海岸漂着物及び廃棄物処理についてですが、県は離島における廃棄物処理の課題に対応するため、引き続き市町村の要望を踏まえてこの問題に向けて取り組んでいくと答弁しています。私も６月に放置されている木製パレットについて質問させていただきましたが、実は先月29日に、竹富島の竹富港内のほうで貨物船が接岸する付近の貨物コンテナ置き場で不法投棄された木製パレットそして電化製品、自動車が全焼するという火災が起きました。これは、地元の消防分団また島民が消火に当たっているわけなんですけれども、実は７年前にもぼや騒ぎが起きたそうです。やはりこの持ち主また処分の責任をどこでどうするのか関係機関としっかりと連携をして取り組んでいく。そして県がしっかりとリーダーシップをとって解決に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　次呂久成崇議員の御質問にお答えいたします。

環境行政についてに関する御質問の中の２の(1)、環境問題の歴史とこれまでの環境施策の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県は、亜熱帯海洋性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海と貴重な野生生物が数多く生息する緑豊かな島々から構成されており、他の都道府県とは異なる固有の自然環境を有しております。その一方で、昭和47年の本土復帰以降、社会資本整備を初めとする各種開発が急速に進む中、自然破壊や赤土等流出などの環境問題が顕在化してきました。さらに、社会経済

活動が進展し、県民生活が豊かになる一方で、廃棄物処理も大きな課題となり、狭隘な島嶼性、環境負荷などを考慮した対応が求められるようになりました。こうした背景の中、本県では、環境問題に適切に対処し、新たな環境施策を積極的に展開していくため、平成15年に沖縄県環境基本計画を、平成25年に第２次沖縄県環境基本計画を策定しております。人口や観光客の増加など、沖縄を取り巻く社会経済環境が変化する中、沖縄の豊かな自然環境を劣化させることなく、次世代に引き継いでいくことが私たちの責務であると考えております。

沖縄県としましては、この計画に基づく施策を着実に実施するとともに、引き続き豊かな自然環境に恵まれた安全・安心で安らぎと潤いのある沖縄県を目指してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、石垣市平得大俣の自衛隊配備計画についての(1)、石垣島への自衛隊配備予定地についてお答えします。

沖縄防衛局によると、石垣島の自衛隊配備予定地では、用地取得に係る補償物件調査業務及び不動産鑑定評価業務が平成30年11月末に完了し、平成31年１月末の履行期限で用地測量業務が行われているとのことであります。沖縄防衛局が取得している土地はないとのことでありますが、11月13日、沖縄防衛局長から石垣市長に対して、市有地の用地取得に関する調整を始めたいとの依頼文書が提出されております。なお、沖縄防衛局によると、一定の地積を有していることや地形などさまざまな観点から候補地を検討した結果、平得大俣の東側にある市有地及びその周辺に陸上自衛隊を配置することとしたとのことであります。

次に４、新県立八重山病院についての(3)、旧石垣空港跡地へのヘリポート建設についてお答えします。

石垣市新庁舎建設に伴う現行ヘリポートの存続等について、関係者間の情報共有を図るため、先月26日に県及び石垣市の関係事業担当部局による調整会議を開催しました。同会議では、ヘリポート移設に係る補助金返還、新庁舎建設及び周辺の旧空港跡地利用計画関連事業推進に伴う同地区内ヘリポート存続の可能性、アクセス道路整備を見越した新空港への機能移転等、ヘリポートの存続及び移転整備に係る調整を図ったところです。今後は、石垣市の意向を踏まえつつ、第11管区海上保安本部、県立八重山病院等関係機関との意見調整を図り、救急搬送体制維持に必要なヘリポート整備が円滑に行われるよう支援してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　１、石垣市平得大俣の自衛隊配備計画についての御質問の中の(2)、用地造成と環境影響評価条例の関係についてお答えします。

沖縄県環境影響評価条例では、事業とは「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築をいう」とされております。したがって、一つの事業の範囲は、当該特定の目的のために必要な区域全体を捉えることになります。沖縄防衛局による工事が、事業全体計画の一部として平成30年度内に着手される場合には、事業全体について経過措置が適用され、条例に基づく手続規定は適用されないものと考えられます。

次に、環境行政についての御質問の中の(2)、第２次沖縄県環境基本計画の役割についてお答えします。

本計画は、本県の総合的な基本計画である沖縄21世紀ビジョン基本計画やその他関連計画を環境面から推進する計画としての役割を持っております。

県としましては、同計画に基づき自然環境の保全・再生・適正利用や地球温暖化対策などを推進するとともに、持続可能な循環型社会の構築などを目指してまいります。

同じく２の(3)、八重山地域山地部での希少種の調査・研究についてお答えします。

県では、平成10年から平成12年にかけて自然環境の保全に関する指針を策定しており、同指針を策定する際に、希少種を含めた生物調査を県全域で行っております。また、近年の状況を把握するため平成28年度からは生物多様性おきなわブランド発信事業において同様の調査を行っております。希少種に関しては、専門家の研究成果をもとに生物種ごとの生態や生息環境をレッドデータおきなわにおいても取りまとめており、その把握に努めております。

なお、自然環境の保全に関する指針において、八重山地域の山地部は、大部分が自然環境の厳正な保護を図る区域の評価ランクⅠ及び自然環境の保護・保全を図る区域の評価ランクⅡとなっております。

同じく２の(4)、レッドデータおきなわと石垣市の条例で選定されている動植物についてお答えします。２の(4)と２の(5)は関連しますので、恐縮ではござい

ますが一括してお答えします。

最新のレッドデータおきなわでは、県全体で動物991種、菌類・植物1023種の合計2014種が選定されております。そのうち、八重山地域では、動物654種、菌類・植物664種の合計1318種が選定されております。また、石垣市自然環境保全条例第26条に基づき指定された保全種103種のうち、県のレッドデータおきなわに掲載されている種は、動物12種、植物82種の合計94種であります。

同じく２の(6)、陸自配備予定地周辺の希少野生動植物調査についてお答えします。

県では、特定の開発事業地等を対象とした調査は実施しておりませんが、自然環境の保全に関する指針やレッドデータおきなわ等の作成、生物多様性おきなわブランド発信事業の実施により、県全域を対象に自然環境や野生動植物の生息状況等の情報を収集整理しております。同指針においては、県全域を約１キロメートルのメッシュで区分し、メッシュごとに生息が推定される動物や地形などの自然環境の情報を収集しております。

次に６、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、離島の廃棄物処理についてお答えします。

県が市町村に聞き取り調査を行った結果、海岸漂着物の処理が共通する課題になっているほか、宮古島市、多良間村、久米島町では農業用廃ビニールが、石垣市、竹富町では家庭から排出された廃プラスチックや建物の解体等で発生した木くずが島内で処理できず課題となっております。そのため、県は、離島市町村の担当課長や学識経験者等を委員とする検討委員会を設置し、離島への処理施設整備や共同海上輸送などによる効率的な処理、コスト削減方法を検討しているところです。次年度以降、同委員会で具体的な改善対策を検討し、実証事業の実施を予定しております。引き続き、離島市町村と連携して、廃棄物処理の問題解決に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　３、農業行政についての御質問の中の(1)、沖縄県農業振興地域整備基本方針における取り組みについてお答えいたします。

県では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の健全な発展を図ること等を目的として沖縄県農業振興地域整備基本方針を定め、確保すべき農用地等の面積の目標等を設定しております。このため、農用地区域内の農地については、原則として農地以外への転用を認めておりません。

県としましては、今後とも引き続き、農業振興施策を農用地区域内で集中的に実施するとともに、関係法令の適切な運用を通じて、農用地等の保全・確保に取り組んでまいります。

同じく(2)、農用地区域からの除外手続と協議についてお答えいたします。３の(2)と３の(3)は関連しますので一括してお答えいたします。

農用地区域を変更するための市町村農業振興地域整備計画変更手続は、市町村が関係者の意見を聴取した上で整備計画変更案を作成し、おおむね30日間の公告縦覧を行い、その後県に協議し、県知事の同意を得る必要があります。市町村において農用地区域を変更する必要が生じ、法令に定める手続を踏まえた上で、市町村から申し出があれば、随時協議を行っております。その際、法令に基づく変更要件や県基本方針に沿うよう審査し、適正な変更が行われるよう協議しております。

次に(4)、陸自配備予定地の農用地の筆数についてお答えいたします。

石垣島の陸自配備予定地につきましては、予定地全体の具体的な調整等はありませんが、予定地の市有地筆数は合計12筆で、面積が22万3997平方メートルとなっており、うち農用地区域内の土地が合計10筆で、21万5837平方メートルとなっております。

同じく(5)、除外に係る公用・公共用施設の用途や規模についてお答えいたします。

法令や国のガイドラインに示すもののほか、農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域から除外するために行う整備計画の変更については、地方自治法に基づき、市町村の農業振興地域整備計画の作成及び変更に係る同意基準を定めております。除外に係る用途や規模については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第２項により、必要かつ適当であって、農用地区域外の土地をもって変えることが困難である場合等に限るとされていることから、関係法令に基づき適切に対応してまいります。

同じく(6)、陸自配備予定地の手続や協議についてお答えいたします。

石垣島の陸自施設配備予定地につきましては、現在のところ農業振興地域の整備に関する法律上の手続等は行われておりませんが、過去に整備された同様の施設は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第35条及び農地法施行規則第25条に該当し、事前の手続や許可は不要となっております。この場合、当該施

設の整備後に農用地区域から除外する手続を行う必要があります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　我那覇　仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇　仁君）　４、新県立八重山病院についての御質問の中の(1)、県立八重山病院の利用者の利便性を確保する路線バスの運行についての御質問にお答えいたします。

県立八重山病院の利用者の利便性を確保する路線バスの運行については、石垣市の地域公共交通協議会において、10月19日に承認され、12月１日から試験運行を開始しております。

病院事業局としましては、試験運行期間後においても、路線バスが継続して運行できるよう、地元自治体等関係機関に協力をお願いしてまいります。

次に(4)、旧県立八重山病院の建物の解体工事と跡地利用についての御質問にお答えいたします。

旧県立八重山病院の建物の解体工事については、今年度において、解体工事に必要な設計業務を行い、次年度に解体工事を行うことを予定しております。解体工事後の旧八重山病院敷地の跡地利用については、現時点において未定となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　４、新県立八重山病院についての御質問のうち(2)、新病院前の県道への道路照明設置についてお答えいたします。

道路照明は、道路照明施設設置基準に基づき、交通事故の防止を図るため、交差点等の危険箇所に設置することとなっております。新病院前の石垣空港線への道路照明設置については、交差点箇所において計画しており、道路改良工事の進捗に合わせ、次年度から順次整備する予定であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　５、離島振興についての御質問の中の(1)、県の介護・保育関係の研修会と離島からの参加状況についてお答えいたします。

県が実施した介護・保育に関する研修は、平成29年度、介護支援専門員専門研修課程や保育士等キャリアアップ研修など42の研修を実施しており、地域別に見ると沖縄本島では85回開催し7928人が受講、宮古・石垣島では18回開催し759人が受講しております。沖縄本島で実施した研修のうち、離島からの参加者は334人となっております。参加旅費等につきましては、基本的に各受講者の負担となっておりますが、一部の研修について県が支援しているところであります。

同じく５の(2)、ネット配信による研修についてお答えいたします。

介護に関する研修のうち、通信などの設備環境が整い、講義を中心とした一部の研修において、離島からの参加に係る負担軽減を図るため、ネット配信による研修を実施しております。ネット配信の他の研修への拡充については、通信環境や各研修の内容を確認するなど条件整備が必要であり、委託先などとの意見交換を行い検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　議長、ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時２分休憩

午後５時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○次呂久　成崇君　それでは再質問をさせていただきます。

自衛隊配備予定地についてなんですけれども、実はこの配備予定地の隣接地に県立八重山農林高校の演習林が隣接しております。教育長、把握していますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時３分休憩

午後５時４分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

県立八重山農林高校では、石垣市の平得大俣に約47ヘクタールの実習に使用している山林がございます。月１回程度の頻度で山林の整備を行っているところでございますが、当該実習に使用している山林と自衛隊の配置予定地との位置関係については、県教育委員会のほうには直接詳細な情報は入ってございません。

ただ教育委員会としましては、生徒の実習等を行う場においては安全・安心な環境の確保が最も重要であると考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　この演習林なんですけれども、実

は麓のほうは牧草地になっております。この牧草地のほうは、今ほぼ毎週のように生徒たちが草刈りしたりして行っているわけです。先ほど演習林の木の切り出し等については、これは定期的に今行っているということなんですけれども、もう少し教育長のほうには、利用状況をしっかり把握していただきたいというふうに思います。

実はこの隣接地の配備予定地、そこに配備されるのが結局は訓練場であったり、または屋内射撃場であったり弾薬庫であったりということで、実はその詳細がしっかり把握されていないというのが今現状なんです。それでこの学校関係者また地元の住民の方も、それに対してやはりきちんと丁寧に説明をしていただきたいということをずっと防衛省のほうに言っているわけです。ぜひその状況把握には努めていただきたいと思うのですけれども、教育長、改めてこういう学校の演習、実習をする現場の隣にそういうものができるということに対していろんな懸念が考えられると思いますが、見解をちょっと伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　詳細な情報がない中ではあるんですけれども、生徒の安全・安心の確保の観点から、どのような施設ができるのか、この実習林は月１回というふうに申しましたけれども、八重山農林高校のグリーンライフ科の生徒が山林の下草刈りとか枝打ちとか間伐とかという活動を行っているところでございますので、安全・安心確保の観点から懸念等があれば、やはりそれらが払拭されるような適切な対応を行ってもらう必要があると考えておりますので、情報収集等も含めて適切に対応してまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　しっかりと情報収集のほう、そして対応のほうをお願いしたいと思います。

次、環境行政のほうで再質問させていただきたいと思います。

この議場でも今八重山出身の議員、大浜一郎議員と私とあと比嘉京子議員、そして大浜環境部長の４名しか今八重山出身おりません。私たち八重山出身については、やはり今配備予定地となっている於茂登山の麓――於茂登山が実際に沖縄県で一番高い山であるということを知らない県民の方も多くて、そこがどれだけ自然豊かな場所なのかというのをぜひ環境部長のほうからも個人的にどう思っているのかというのもお聞きしたいなと思いまして。実はこの於茂登山、1997年に川平湾と一緒に国の名勝ということで指定されています。事、於茂登山は古くから私たち八重山の人にとっては、霊山、信仰の中心という存在なんです。この於茂登という地名も山の由来というのも、島の大もとというのが由来になっているというふうに言われているほど、私たちにとっては信仰の精神的な支え、中心なんです。ぜひその思いというんですか、環境部長は同じ八重山出身としてどのような思いがあるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

八重山、石垣の山間部でございますけれども、一つのまとまった連山からなっているのかなと思っておりまして、先ほど申しましたとおり自然環境の保全に関する指針でランクⅠ、ランクⅡがほとんどでございます。石垣の八重山の郷土の皆様にとっては、どこから見ても石垣の於茂登山が見えるということについては、非常に安心感といいますか、そういうものも含めて、また何といいますか、地元愛も含めて山を見ながらみんな方向も確認するし、いろんな自然環境もそこから流れる水が川を通って海に行くというところもみんな含めて、生態系の源にもなっているという形で考えています。また於茂登山の頂上は、多分、字登野城の地番になろうかと思いますけれども、それも含めまして、市街地の代表するところでもあるのではないかというふうなことで思っています。

今後につきましては、西表石垣国立公園の中にも入っておりますので、将来にわたって保全すべき地域であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　県環境影響評価条例第３条、こちらで県の責務が示されていますが、これについて説明のほうお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時11分休憩

午後５時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　沖縄県環境影響評価条例３条、県等の責務でございますけれども、「県、事業者及び県民は、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければな

らない。」というふうに書かれております。
　以上です。
○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。
○次呂久　成崇君　先ほど答弁のほうを確認させていただいたんですけれども、この配備予定地に関しては、今年度事業着手した場合、適用外になるということだったんですけれども、本県の基本構想、沖縄21世紀ビジョン離島振興計画がございます。この中で生物多様性の保全の主な取り組みとして野生生物の保全、保護事業があります。この施策の内容についてちょっと伺いたいと思います。（発言する者あり）レッドデータおきなわをつくったりとかというのが多分あったと思うんですけれども。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　沖縄県では、平成10年から17年にかけて、自然環境の保全に関する指針というものを策定しております。この指針の中では、希少種を含めた生物の調査をして県全域で自然環境の保全をする指針というものを策定して、開発事業に係る環境配慮を誘導しているところでございます。また最近も平成28年度からは、生物多様性おきなわブランド発信事業におきましても、自然環境の保全に関する指針と同様な調査を実施しまして、希少種の調査を行い、専門家の研究成果とともに生態や生息環境を調査しまして、先ほど申しましたレッドデータおきなわというもので取りまとめて把握に努めているところでございます。
　今後ともレッドデータおきなわに記載されている種の保存につきましては、引き続き環境の保全について配慮すべき種につきましては、沖縄県としましても、保護に努めていきたいというように考えております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。
○次呂久　成崇君　平成25年に策定されました第２次沖縄県環境基本計画というのは、沖縄県環境基本条例の８条でしたか――の規定に基づく計画だと思うんですけれども、その目的についてちょっとお聞きしたいと思います。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　環境基本計画の目的でございますけれども、「沖縄の環境の現況と課題を踏まえ、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を明らかにすることにより、県民、事業者、行政等の各主体による環境保全の促進。」ということを目的としております。
○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。
○次呂久　成崇君　同じく環境基本条例のほうでは、県そして事業者、県民等の責務というのも定めています。この条例の中で環境の保全と創造に関する施策というふうにあるんですけれども、この環境の保全と創造に関する施策というのは、具体的に何なのか。そしてまた県の責務についてお聞きしたいと思います。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　環境基本計画が目指す沖縄県の環境像というものがございます。これにつきましては、豊かな自然環境に恵まれた安全・安心で安らぎと潤いのある沖縄県ということを環境像として目標としまして、目指すべき方向性としまして、環境目標につきましては、５つございまして、１つ目は、環境への負荷の少ない循環型社会づくり、２番目に、人と自然が共生する潤いのある地域づくり、３番目に、環境保全活動への積極的な参加、４番目に、地球環境の保全に貢献する社会づくり、５番目に、環境と経済が調和する社会づくりの５つが施策の中心となっております。
○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。
○次呂久　成崇君　先ほど環境アセスに関しては、これは事業者がしっかりと守らないといけない手続条例だと思うのですけれども、この基本計画そしてこの基本条例においては、きちんと県の責務というものが示されています。先ほど環境部長もおっしゃいました。この八重山の自然、また今配備予定地となっているところは、将来にわたって保全すべきだというふうにおっしゃいましたけれども、私は、やはりこれは県民の財産だと思うんです。この於茂登の今配備予定地となっている自然環境の保全、そしてそこにいる動植物、これは県がずっと保全をしていこうというこの基本計画であったり、基本条例でいうとこれこそ私はまさに県民の財産じゃないかなと。ですので私はしっかりと県が主体的にその配備予定地となっているところを調査する必要があるというふうに思っております。いかがでしょうか、見解を伺いたいと思います。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　先ほども答弁させていただきましたけれども、県としましては、自然環境の保全に関する指針、それからレッドデータおきなわ、生物多様性おきなわブランド発信事業におきまして、各地域の１キロメッシュごとに生物の生態それから生息状況等について一定の把握をしております。また、石垣の自然環境保全に関する条例の26条で定めた103種のうち、県のレッドデータおきなわでも94種が指定されているということで、非常に自然環境が豊かなと

ころではあるというふうに認識しておりますので、今後ともこの事業等を行う場合の環境配慮の誘導という部分につきましては、十分にこのような政策をもとにして、指針をもとにして誘導を図っていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　次呂久成崇君。

○次呂久　成崇君　今防衛省は、この現況調査の結果もまだ公表もされていない、そして成果として上がっていない中で着工しようとしているわけなんです。私は、やはり今配備予定されているところは、先ほど言った希少野生動植物の実態ももちろんそうなんですけれども、この配備予定地からそこを起点にして表流水、地下水がともに流下している宮良川水系とかいろんな水系の地質、そして水門環境というのが専門家からもすごく懸念の声が上がっているわけなんですよ。そういう意味では、その周辺で農地として活用している農業をしている皆さん、そして生活をしている皆さん、その人たちのそういう不安を払拭するためにも、県はやはりしっかりと、その配備されている予定地を中心に調査していく必要があると私は思います。これがやはり先ほどから言っている県の保全環境、そして県民の生命財産を守るという県の姿勢を示すことだと私は思います。見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　県としましても、自然環境の保全に関する指針それからレッドデータおきなわ、生物多様性おきなわブランド発信事業において調査をしっかり進めておりますので、そういった調査も参考にしながらしっかりと八重山の自然環境についての保全について取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上であります。

○次呂久　成崇君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明11日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時23分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　崎　山　嗣　幸

会議録署名議員　　照　屋　守　之

平成30年12月11日

平成30年第８回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第７号）

平成30年
第　8　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）

平成30年12月11日（火曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第7号

平成30年12月11日（火曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで（質疑）
第３　陳情第117号及び第119号の付託の件
第４　陳情第69号の取り下げの件

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで
　甲第１号議案　平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）
　甲第２号議案　平成30年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
　甲第３号議案　平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第４号議案　平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
　甲第５号議案　平成30年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
　乙第１号議案　沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
　乙第３号議案　県税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例
　乙第５号議案　沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
　乙第６号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
　乙第７号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金条例
　乙第８号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
　乙第９号議案　沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
　乙第10号議案　財産の取得について
　乙第11号議案　財産の取得について
　乙第12号議案　訴えの提起について
　乙第13号議案　指定管理者の指定について
　乙第14号議案　指定管理者の指定について
　乙第15号議案　指定管理者の指定について
　乙第16号議案　指定管理者の指定について
　乙第17号議案　指定管理者の指定について
　乙第18号議案　指定管理者の指定について
　乙第19号議案　当せん金付証票の発売について
日程第３　陳情第117号及び第119号の付託の件
日程第４　陳情第69号の取り下げの件

出 席 議 員（46名）

議長	新里米吉 君	23番	又吉清義 君
副議長	赤嶺 昇 君	24番	山内末子 さん
1番	瀬長美佐雄 君	25番	渡久地 修 君
2番	玉城武光 君	26番	玉城 満 君
3番	親川 敬 君	27番	仲村未央 さん
4番	新垣光栄 君	28番	照屋大河 君
5番	次呂久成崇 君	29番	仲宗根 悟 君
6番	宮城一郎 君	30番	崎山嗣幸 君
7番	大城憲幸 君	31番	金城 勉 君
8番	金城泰邦 君	32番	末松文信 君
9番	大浜一郎 君	33番	具志堅 透 君
10番	西銘啓史郎 君	34番	島袋 大 君
11番	新垣 新 君	35番	中川京貴 君
12番	比嘉瑞己 君	36番	座喜味一幸 君
13番	西銘純恵 さん	37番	嘉陽宗儀 君
14番	平良昭一 君	38番	新垣清涼 君
15番	上原正次 君	39番	瑞慶覧 功 君
17番	亀濱玲子 さん	41番	狩俣信子 さん
18番	當間盛夫 君	42番	比嘉京子 さん
19番	上原 章 君	43番	大城一馬 君
20番	座波 一 君	45番	糸洲朝則 君
21番	山川典二 君	46番	照屋守之 君
22番	花城大輔 君	47番	仲田弘毅 君

欠 席 議 員（1名）

16番　当山勝利 君

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー 君	土木建築部長	上原国定 君
副知事	富川盛武 君	企業局長	金城 武 君
副知事	謝花喜一郎 君	病院事業局長	我那覇 仁 君
政策調整監	吉田勝廣 君	会計管理者	伊川秀樹 君
知事公室長	池田竹州 君	知事公室秘書防災統括監	前原正人 君
総務部長	金城弘昌 君		
企画部長	川満誠一 君	総務部財政統括監	宮城 力 君
環境部長	大浜浩志 君		
子ども生活福祉部長	大城玲子 さん	教育長	平敷昭人 君
		公安委員会委員	與儀弘子 さん
保健医療部長	砂川 靖 君	警察本部長	筒井洋樹 君
農林水産部長	島尻勝広 君	労働委員会事務局長	金良多恵子 さん
商工労働部長	屋比久盛敏 君		
文化観光スポーツ部長	嘉手苅孝夫 君	人事委員会事務局長	池田克紀 君

代表監査委員　當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	主幹	城間旬君
次長	勝連盛博君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平良潤君	主査	宮城亮君
課長補佐	佐久田隆君		

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時１分休憩

午前10時２分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○平良　昭一君　おはようございます。

会派おきなわの平良昭一でございます。

質問の前に、玉城知事が９月10日に行った政策発表の席で語った大変胸を打たれることを紹介したいと思っています。

私たちは、先人たちの苦労と知恵に学び、蓄えた力を生かす道として、誇りある豊かさを選択した。県民同士に負担をつけかえ、新たな犠牲を強いることは、私たちが望む解決の道ではない。生まれる不安のすきをついてあめとむちで揺さぶり、県民の中に対立と分断を持ち込もうとする、今の政府の対応は民主主義国家として恥ずべきものとの批判が絶えません。圧倒的権力との対峙の中で、翁長雄志知事が最期の瞬間まで私たちに伝え続けたのは、県民が心を一つにすることでした。政治的立場の違いを超えて歩み寄ることのできるウチナーンチュの包容力は、心ない分断を乗り越える賢さであり、私たちが持てる最強の力である。このアイデンティティーを誰よりも信じ、みずからの一貫した意思であった辺野古新基地建設阻止の決意と覚悟が県民とともにあることを、翁長知事は命をかけて私たちに示しました。私、玉城デニーは、その思いを翁長知事の最たる遺志として受けとめます。世界は動き、冷戦はとうに終結しました。私たちは国民として等しく平和を希求する権利を行使します。普天間基地の危険を放置せず、閉鎖・返還を一日も早く実現するよう、政府に強く要求し、そして辺野古に新たな基地はつくらせません。将来世代に負の負担を押しつけないためにも、県が行った埋立承認の撤回を支持し、新たな県政でしっかりと引き継いでいく覚悟であり、誇りある真の豊かさは、基地と振興のリンクでは決して得られないと、県民に向け発してもらいました。温厚な玉城デニー氏を知る一人として、あのような熱い決意には改めて心が動かされた心境でございました。

就任から２カ月、多忙な状況だと思いますが、体調には十分気をつけていただきたいものでありますし、しっかりと支えていきたいと思います。

それでは質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、2019年２月の普天間飛行場運用停止について伺う。

(2)、アジア経済戦略構想推進について伺う。

(3)、政府との集中協議について伺う。

(4)、公約実現に向けた取り組みについて。

イ、規制緩和、制度改革について伺う。

エ、琉球歴史文化の日制定について伺う。

(5)、県民投票について。

一人一人が賛否を表明するのは意義があるとのことだが、公職選挙法との関係、期日前投票の仕組み、投票時間の設定、県民への周知方法について伺いたいと思います。

２、文化観光スポーツ部関係について。

(1)、沖縄県のキャンピングカー観光対策について伺います。

(2)、那覇空港第２滑走路について。

ア、機能アップ、離着陸本数はどう変わるのか伺う。

イ、経済団体からのターミナル移転の要望もあるが、それ以前に米軍・自衛隊の空域制限をクリアしないといけないと思うがその対策について伺います。

(3)、那覇―北部間高速艇実証実験について伺います。

３、保健医療部関係について。

(1)、民泊新法施行後の対応についてですが、民泊

を提供する家主の届け出の実態、あるいは管理業者の登録件数、施行後の課題等を伺いたいと思います。

(2)、北部基幹病院について伺う。

(3)、内閣府が行う企業主導型保育施設についてでありますけれども、ア、現行施設との基準の違いについて伺う。

イ、企業主導型保育施設予算執行の問題点などが報告されているがその対応を伺います。

(4)、外国人観光客の医療費未払い問題の対応について伺います。

(5)、激増するタイワンハブ対策について伺います。

４、土木建築部関係について。

(1)、公園等公共施設及び県管理道路における除草剤散布について伺います。

(2)、伊平屋空港について伺います。

(3)、本部港塩川地区の修復予定と今後の対応について伺います。

(4)、国道449号屋部地域の台風被害と対策について伺いたいと思います。

５、公安委員会関係について。

(1)、不正薬物・密輸防止策について。

大型クルーズ船や航空便での訪日客が増加していることに伴い、不正薬物や密輸の摘発がふえております。全国的にインターネットを通じて簡単に入手できる状況の報告もあり、若者の不正薬物汚染が深刻になっております。密輸事犯防止の対策は重要であろうと思います。

ア、外国人観光客増加での水際作戦防止対策状況を伺う。

イ、不正薬物の摘発量及び摘発件数を伺います。

ウ、関係機関の連携体制はどうなっているか伺う。

エ、本土では金塊の密輸が多くなっているが県の状況はどうか伺います。

６、環境部関係について。

(1)闘犬飼育について。

最近逃走が相次ぎ、そのたびに県警などが捜索に狩り出され、通学路の安全指導等注意喚起が行われている状況であります。アメリカでは闘犬の中でも人身事故の半分がピットブルの被害であることが言われております。もともと牛と闘うために品種改良された犬であり、徹底した飼育基準がないといけないと思い、その点から聞きます。

ア、危険な闘犬種や大型犬の逃走が相次いでいるが、その飼育基準について伺う。

イ、ここ過去５年間の逃走件数、人身被害状況、飼育対策と防止策について伺う。

７点目、難視聴地域受信対策についてですが、ＩＴ産業が進化する中でいまだテレビの難視聴地域が県内にも多くあります。その対策について伺います。総務省では他の電波からの混信を受けるため地上デジタル放送を良好に受信できない受信障害の対策事業を行う場合に、その費用の一部を補助するシステムがあると聞きます。そもそも受信障害ではなく、平常時でも受信できない県内の難視聴地帯の対策について伺いたいと思います。

８、今帰仁城跡城壁崩落について。

数カ所で崩落があったと聞いております。今後全体の強度の調査が必要になってくると思うが、その点を伺いたいと思います。

９の我が会派の代表質問との関連については取り下げます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

平良議員からいただきました質問にお答えさせていただきます。

その前に、先ほどは身に余る激励をいただいて、本当にありがとうございます。平良議員には私が衆議院議員時代、常に私を補佐していただくその時間もございまして、沖縄県における厳しい行政課題についてさまざまな政策討議も重ねてきたというそういう時間も大変貴重な時間でした。これからも、行政、議会が一体となって県民のために尽くしていく、公務に徹するということをぜひ一緒に取り組んでいく、その方向性で御協力を賜りたいというふうに存じます。

よろしくお願いいたします。

知事の政治姿勢について１の(4)のエ、琉球歴史文化の日の制定についてお答えいたします。

沖縄文化の継承発展を図るためには、先人たちが築き上げてきた伝統文化への理解を深め、故郷への誇りや愛着などにあふれたウチナーンチュとしてのアイデンティティーを形成し、沖縄文化の根底をなすチムグクルを持つことが最も重要であると考えております。そのため、琉球歴史文化の日を制定することにより、各地域の伝統文化に対する県民の機運醸成を図り、ソフトパワーである沖縄文化のさらなる普及・継承・発展及び発信に取り組む必要があると考えております。

県としては、今後琉球歴史文化の日の制定に向け、具体的な日の設定や関連する取り組みなど、関係団体

等としっかり意見交換を図りながら検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

〔副知事　富川盛武君登壇〕

○副知事（富川盛武君）　１、知事の政治姿勢についての中の１(2)、アジア経済戦略構想の推進についてお答えいたします。

アジアのダイナミズムをビルドインする千載一遇のチャンスを捉えた、アジア経済戦略構想推進計画等の取り組みが功を奏し、県経済は拡大を続けております。さらなる持続的な発展の好循環をつくり上げるため、世界に開かれる空港や港湾の整備、国際的な競争力を備えた、質の高い世界水準の観光・リゾート地の形成、新時代に対応する産業とＩＴの融合、先端医療・健康・バイオ産業の推進など、次のステージを見据えた施策を展開する必要があります。県では、今後も、アジアのダイナミズムに乗って、スケール感とスピード感を持って、沖縄の可能性を高く引き出し、県経済の発展を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　１、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、政府との集中協議についてお答えいたします。

私は、11月９日から28日まで４回にわたって、杉田官房副長官との協議を行いました。非公開での１対１の協議により、胸襟を開いて、お互いの考え方を確認することができたほか、県の考え方もしっかりと伝えることができたと考えております。４回の協議において、私からは、東アジアの安全保障環境の変化や、辺野古新基地の運用まで約13年かかると思われること、完成までの工事費用が明確でなく大きく膨らむ可能性があること、軟弱地盤の地盤改良に必要な変更承認が見通せないことなどを提起し、辺野古移設を断念するよう求めたところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(1)、普天間飛行場の運用停止についてお答えします。

普天間飛行場の５年以内運用停止を含む危険性除去は喫緊の課題であり、辺野古移設とはかかわりなく実現されるべきものであると考えております。県はこれまで、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会において求めてきたところであり、10月12日の玉城知事と安倍総理、菅官房長官との面談や、11月28日の知事と安倍総理との面談においても求めたところです。

県としましては、ことし２月に全会一致で可決された５年以内運用停止の期限を待たず、直ちに運用を停止することを求めた県議会決議も踏まえ、今後も引き続き同飛行場の早期閉鎖、返還及び５年以内運用停止を含む危険性の除去を政府に対し強く求めてまいります。

次に１の(5)、県民投票についてお答えします。

県民投票は、地方自治法に基づく県民からの直接請求により制定された条例に基づき実施されるものであります。県民投票における期日前投票は、通常の選挙と同様、告示日、２月14日の翌日から、投票日、２月24日の前日までの期間を予定しております。投票所の開閉時間も、選挙と同様、午前７時から午後８時までを予定しております。

また、投票運動については、公職選挙法の適用はありませんが、条例第12条では、「県民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により県民の自由な意思が制約され、又は不当に干渉されるものであってはならない。」とされております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　１、知事の政治姿勢についての(4)のイ、規制緩和、制度改革についてにお答えいたします。

アジア経済戦略構想推進計画においては、県内産業の競争力を強化するとともに、アジアにおけるビジネス拠点を目指すため、関係機関等との連携のもと、規制緩和、制度改革に取り組むこととしております。

県としましては、国家戦略特区等の活用を推進することにより、沖縄の高い潜在成長力を具現化し、さらなる県経済の発展につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２、文化観光スポーツ部関係についての御質問の中の(1)、キャンピングカーの観光対策についてにお答えいたします。

観光の主流が物消費型から体験型へと移行する中、キャンピングカーによる観光はアクティビティーや食体験など、自然を満喫できる有望な観光メニューであると認識しております。県内でキャンピングカーの貸し出しを行っている事業者によりますと、キャンピングカーで宿泊可能な施設は19カ所あり、平成29年の貸し出し件数は247件で、近年好調に推移してきているとのことであります。

県としましては、沖縄の豊かな自然を活用し、満足度の向上にもつながるキャンピングカーによる観光について、今後、関係機関と連携し推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２、文化観光スポーツ部関係についての中の(2)のア、那覇空港第２滑走路完成後の離着陸回数についての御質問にお答えいたします。

国土交通省によりますと、第２滑走路供用開始後の年間を通して安定的な運用が可能である離着陸回数は、現行滑走路の13万5000回から約1.37倍の18万5000回になるとされております。

同じく２の(2)のイ、那覇空港周辺の空域制限についての御質問にお答えいたします。

国土交通省によりますと、滑走路が２本となっても離着陸回数が37％増にとどまる理由の一つに、嘉手納飛行場の進入経路や市街地上空を避ける必要がある等、空港周辺空域上の制約があるとのことです。

県といたしましては、２本の滑走路を最大限活用することを基本におきまして、空港周辺空域に係る課題についても、国内の他空港の事例を参考にしつつ、関係機関等と連携して取り組んでまいります。

同じく２の(3)、那覇―北部間高速艇実証実験についてお答えいたします。

那覇―北部間を結ぶ高速船の実証実験については、内閣府沖縄振興局において、沖縄観光の交通モードの多様化に向けた高速船実証実験を行う事業者を公募し、県内に拠点を有する民間の交通事業者が実施したところです。実証実験は、去る９月上旬の６日間で行われ、那覇港と本部町の渡久地港を結ぶ直行便と、那覇港と渡久地港を起終点とし北谷・恩納・名護を経由する経由便の２つのルートで運航されたところです。同局によると、当該実験を約500名の方々が利用し、アンケート等の分析結果については、今年度内に取りまとめて公表する予定と伺っております。

次に７の(1)、難視聴地域受信対策についての御質問にお答えいたします。

県内の難視聴地域については、市町村等において共同受信施設が整備されるなど、受信対策が行われてきたところです。

沖縄県としては、共同受信施設等に係る維持管理費について、市町村等の負担軽減を図るため、全国知事会を通じ、国に対して支援の要望を行っております。引き続き、難視聴地域の受信対策について、市町村と連携の上、課題解決に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　おはようございます。

それでは保健医療部関係についての御質問の中の(1)、民泊新法施行後の対応についてお答えします。

平成30年11月16日時点における住宅宿泊事業法に基づく県内の届け出件数は、612件となっております。違法民泊の取り締まりについては、観光庁とともに住宅宿泊仲介業者の取扱物件に関する調査を行っているほか、違法施設が確認された場合には、保健所による調査・指導を行うなど適切に対応したいと考えております。

次に、(2)の北部基幹病院についての御質問にお答えします。

北部基幹病院の整備につきましては、現在、協議会において、病院の設置主体、経営単位及び経営形態などの経営システム全般に関する協議を行っているところであります。

県としましては、基幹病院整備のための基本的枠組みに関する合意形成を図るため、引き続き北部地区医師会病院及び北部12市町村と鋭意協議を進めていきたいと考えております。

次に(4)、外国人観光客の医療費未払い問題についての御質問にお答えします。

平成29年６月に琉球華僑総会から、外国人観光客の医療費支援に活用してほしいとの寄附の申し出を受け、平成29年８月に県、観光及び医療関係者で構成する外国人観光客医療費問題対策協議会を立ち上げたところであります。今後は、同協議会において、未収金が発生している医療機関に対し、支援を行うこととしております。

次に(5)、タイワンハブ対策についての御質問にお答えします。

県は、タイワンハブの対策として平成29年度より危険外来種咬症根絶モデル事業を実施し、タイワンハ

ブが多く生息する名護市喜瀬から恩納村名嘉眞地区の重点地区を拡散防止フェンスで囲み、ハブ捕獲器を300台設置し、タイワンハブの低密度化及び根絶の実証試験を行っております。同実証試験がタイワンハブの低密度化に有効であると確認された場合には、他の地域にも展開したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　３、保健医療部関係についての御質問の中の(3)のア、企業主導型保育施設の基準についてお答えいたします。

企業主導型保育事業は、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とし、国において平成28年度から実施されております。職員数や有資格者等の配置基準や保育室等の設備・面積基準については、認可事業所である小規模保育事業等と同様とされております。

同じく(3)のイ、企業主導型保育施設の予算執行についてお答えいたします。

企業主導型保育施設の設置については、内閣府から委託された公益財団法人児童育成協会に対し事業者が直接申請することとなっており、近年設置数が増加しております。同施設については、国の実施要綱に基づき児童育成協会が助成金の申請内容や設備運営基準の指導監査を実施しております。また、認可外保育施設として県への届け出も義務づけられていることから、県は、児童福祉法に基づく、立入調査による改善指導や研修会の開催等を通じて、保育の質の確保に努めております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　４、土木建築部関係についての御質問のうち(1)、公園等公共施設及び県管理道路における除草剤散布についてお答えいたします。

土木建築部では、世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成のため、平成29年３月に沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン及び除草剤安全使用マニュアルを策定し、道路景観の向上に取り組んでおります。同ガイドライン等に基づき、中央分離帯やのり面など、人が触れる可能性が低い箇所を中心に事前周知を行い、安全を確保しつつ、適正に除草剤を使用しております。県営公園においては、原則として除草剤を使用しないこととしておりますが、地形や障害物等により、十分な除草が困難な場所で適切な安全対策を講じた上で使用しております。

次に４の(2)、伊平屋空港についてお答えいたします。

県は、伊平屋空港建設予定地における航空機の就航率確認のための気象観測調査を実施するとともに、需要予測などの確認・検証や関係機関との調整に取り組んでいるところであります。今後は、気象観測調査を継続するとともに、航空会社の就航意向取りつけや需要予測、費用対効果の確保などの課題解決に取り組んでまいります。

次に４の(3)、本部港旧塩川地区の復旧等についてお答えいたします。

本部港の旧塩川地区における、被災箇所の復旧は、施設管理者の責務であることから、県としては、可能な限り早期に復旧できるよう取り組んでいるところであります。災害復旧工事完了後は、岸壁等の使用に係る権限を移譲されている本部町において、港湾関係法令や港湾施設使用許可に係る審査基準等に基づき、処理されるものと考えております。

次に４の(4)、国道449号の台風被害と対策についてお答えいたします。

台風24号の波浪により、本部町崎本部など、国道449号の４カ所において、護岸等の被災が発生しております。護岸等の災害復旧工事については、災害査定や設計等の準備が整い次第、年度内に発注の予定であり、早期の復旧に向け、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　筒井洋樹君登壇〕

○警察本部長（筒井洋樹君）　５、公安委員会関係についての御質問のうち、５(1)のアから５の(1)のウまでは関連いたしますので一括してお答えをさせていただきます。

外国人観光客の増加に伴う薬物輸入事犯の水際対策の状況についてでありますが、この種事犯は関係機関がそれぞれの特性を発揮しつつ連携をして対応することが重要と考えております。

県警察におきましては、一昨年には、大型クルーズ船利用旅客による覚醒剤密輸入事件や、ヨットを利用した覚醒剤約600キロの密輸入事件などを摘発しておりますが、今後とも、他府県警察や税関、海上保安庁、麻薬取締支所などとの情報交換や共同捜査を引き続き積極的に行うなど緊密に連携し、観光立県沖縄の

健全な発展に寄与してまいりたいと考えております。

次に、薬物事犯の検挙状況についてでありますが、密輸事件の検挙につきましては、平成27年は13件、７人、平成28年は14件、24人、うち覚醒剤が６件で14人、平成29年は13件で13人、うち覚醒剤が５件で６人となっております。

次に５(1)のエ、県内の金塊の密輸の状況についてお答えいたします。

金地金の密輸事犯は増加傾向にあり、財務省の資料ですが、平成29年中の通告処分・告発件数は720件、脱税額は、約15億円となっております。金塊の密輸事犯については、その性質上、税関や海上保安庁が水際で覚知することが多いところですが、県警察においても、平成27年、税関からの情報を端緒として警視庁との合同捜査で７名の被疑者を検挙しております。

県警察といたしましては、今後とも金地金取引業者や古物商に対し、取引時の本人確認、疑わしき取引の届け出などによる協力を要請するとともに、税関や海上保安庁等の関係機関と連携し、水際対策等取り締まりを強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　６、環境部関連についての御質問の中の(1)のア、危険な闘犬種等の飼育基準についてお答えします。

県では、闘犬種等の危険な犬について、動物愛護管理法に基づく家庭動物等の飼養及び保管に関する基準や県独自で策定した危険犬適正飼養管理指導要領に基づき、飼い主に対し、施錠できるおり飼いを原則とすることや、必要に応じて口輪の装着などの措置を講ずること等の指導を行っております。なお、同要領を市町村に配布するとともに、危険犬を飼う場合の留意事項について、県のホームページで周知を行っております。

同じく６の(1)のイ、闘犬の逃走件数、人身被害、対策等についてお答えします。

県で把握している闘犬種等の過去５年間の逸走件数は、平成25年度は３件、平成26年度は４件、平成27年度は１件、平成28年度は８件、平成29年度は３件となっております。また、闘犬種等の過去５年間の人身被害者数は、平成25年度は３人、平成26年度は２人、平成27年度は２人、平成28年度は８人、平成29年度は５人となっております。県では、闘犬種等の逸走についての通報があった際には、市町村や県警と連携し捜索等を実施するとともに、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準や危険犬適正飼養管理指導要領に基づき、飼い主に対し厳重な管理を行うよう、強く指導を行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　８の今帰仁城跡城壁崩落についての御質問にお答えいたします。

今帰仁城跡の城壁は、平成30年７月の台風７号の影響で、主郭――これ本丸の城壁に当たるものでございますが――東側が幅9.7メートル、高さ6.4メートルの範囲で崩落しました。さらに、９月の台風24号により、崩落箇所が拡大しております。現在、今帰仁村では崩落の拡大防止のため、当該箇所に土のうを積んで風よけを形成するとともに、安全確保のため、周囲に木製のバリケードとロープを設置して立入禁止の措置をとっております。また、12月３日付で文化庁による災害復旧事業の補助金交付が決定しましたので、年明けには、村による復旧工事が開始される予定となっております。

御提言の城壁全体の強度調査につきましては、村が主催する整備検討委員会において対応を検討していく必要があります。

県教育委員会といたしましては、今後とも文化庁と連携しつつ、城壁の復旧・整備について今帰仁村を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　御答弁ありがとうございました。

まず、政府との集中協議の件からちょっと再質問させていただきたいと思います。４回行ったということでありますけれども、集中協議が終わった後、すぐ民間港からの搬出を行っております。その時点でそういう計画の話があったのかどうかをお聞かせ願います。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

民間港の搬出の話はございませんでした。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　そうであれば、この関係についてちょっとお聞きしたいんですけれども、当然我々はおかしいなと思ってはいるんですけれども、埋立承認願書とのかかわりについて大きく影響してくると思うんですよ。その辺はどう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

先ほどもお答えしましたように、この集中協議にお

いてはいわゆる民港の話、これは名護の安和のほうでございます。話はなかったということです。一方で今、議員御質問の願書の関係ですけれども、本部地区というふうに記載されておりますけれども、その本部地区ということにつきましては、石材を搬出する場所だというようなことを説明しているというふうに考えております。そういった中において、名護の安和のほうについて特に問題がないというのが防衛省の考えだというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　そこですよね。土砂に関する図書では本部、国頭から海上搬送を行うということになっているわけですけれども、この図書の変更は留意事項に基づき知事の承認が当然必要になってくると私は思いますけれども、どういう見解ですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

埋立承認願書の添付図書では、埋め立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書が図示されておりまして、供給業者の採取場所として本部地区、あと国頭地区というふうに記載されております。搬出港としては具体的に記載されているわけではないという形の図書でございまして、搬入経路はその採取場所付近から示されているという状況でございまして、その搬入経路につきましては、必要に応じてその内容等を今後確認してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　こういう面ではかなり曖昧なんですよ。県がやろうとしていること、国がやろうとしていることはかなり曖昧な状況があると。そこで、きょうの新聞にもありましたけれども、知事、14日にも土砂投入の話もありますけれども、その中で政府ともう一度話をしたいということでありますけれども、近々行かれる状況がありますか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　明日から上京する日程を立てておりますけれども、官邸、官房長官もしくは防衛大臣と関係者には面談を要請しているところであります。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　ぜひお会いしてこの曖昧なところをはっきりさせるべきですよ。そうじゃないと納得できないという県民もかなりいらっしゃいますので、そこはぜひお会いして対話の中での話し合いを進めていただきたいと思っております。

もう一点、規制緩和と制度改革についてですけれども、私、企画部長が答えるかなと思ったんですけれども、これまでの我々の会派の中で玉城満さんからもありましたとおり、特区や特別地域を沖縄県も設定しているし、一国二制度はそれでいいんだということでありますけれども、沖縄の地理的な状況を生かすために、思い切った一国二制度のものがあってしかるべきだと思いますよ。例えば復帰前の関税一律５％というような状況の中でも、沖縄県自体かなりの経済効果は出てくると思うんですけれども、その辺の発想はないですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　お答えいたします。

かねてより答弁申し上げておるのは、沖縄県では所得控除を10年､40％とか、投資税額控除も４年繰り越しできるとか、いろいろほかには例のない一国二制度的なということがあるということは御説明申し上げているところであります。

御提案の関税につきましては、今現在自由貿易を推進するという形でＴＰＰ11等の話がございますが、関税というのはこれもう申し上げるまでもなく、内国の産業を保護するという趣旨が第一でございまして、その関税についてさわる場合には、どのような産業にどのような影響があるかというのを議論、検討することが不可避でありまして、沖縄についても農業・畜産業等について保護する必要がありますので、その辺も慎重に検討しなければならないのではないかと考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　じゃ、この辺またお互い勉強しながら議論して深めてまいりたいと思います。

キャンピングカーの観光対策でありますけれども、19カ所、247件の実例があると言いましたけれども、この県内のレンタカー会社の中にキャンピングカーのレンタルできるような状況が何台ぐらいありますか。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

県内で大手レンタカー事業社がキャンピングカーのレンタル化を開始しているということでございますけ

れども、ある会社のキャンピングカー保有台数は季節によって異なるけれども、20台ほどあるというふうな情報を把握しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　国内外から、外国からもかなりそういうニーズがあって、今実は一番レンタカーの多いところ、いわゆるキャンピングカーの多いところ、宮古なんですよ。宮古でこれぐらいの利用価値があるわけですから、本島内というのはまだまだ利用価値があると思うんです。であれば、このオートキャンプ場、そういう施設が充実されていればもっと利用可能性が出てくると思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　おっしゃるように、キャンピングカーでの観光というのは自然に触れ合うこともできますし、いわゆる体験型でそして宿泊施設、ホテルがないところでもその地域で宿泊が可能だということで、新しい沖縄の観光形態の一つではないかというふうに思っています。特に欧米系の皆様方にとってかなり受けるメニューではないかなと思っていますので、議員御提案のことも真摯に受けとめながら、そういったことも関連の業者ともきちんと意見交換しながら、検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　この辺頑張っていただきたいと思います。

高速艇の実証実験の結果が今年度公表されるということでありますけれども、500名の利用、６日間だけでありましたけれども、県の考え方としてこの実証実験について今後どういうふうな考え方を持っていますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　今回実施主体となった交通事業者に確認したところ、来年４月以降も定期航路としての運航が可能かどうか検討していると。幾らかのニーズがあるということがわかったということであると思いますが、県としては、今回の実証実験で６日間のうち、小さい船であったということも影響していると思うんですが、２日間悪天候によって欠航したということとか、この事業として成立するためには、安定した就航率と乗船率の確保が必須であるとか、それから今回実証実験で行った船が結構小さいものでありまして、余り小さい船だとデッキ等に上がれず景色が見られずというような課題もあると聞いておりますので、船のある程度の大きさとか、乗り心地とか、天候への強さとか、さまざまな課題が出てくるものと今後検討せねばならないと考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　問題は就航率の問題なんですよ。小さい船というのはそれなりの悪天候で出られないとなるとこれ大変困ります。いわゆる２次交通をカバーするために那覇から北部までということになるわけですから、就航率がかなり高くないとだめですよ。そう考えると、一年中通してできるようなもの、あとは時間的なロスがない――２次交通の時間的なロスのないというのは那覇空港の一番近いところから船を出さないといけなくなるわけですよ。その辺、県の考え方として今後の進め方はどう考えますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　那覇空港の将来の姿について、いろんな御意見があるところでございますが、２次交通としての活用ということにつきましては、今議員御提案の御指摘の観点も大事であろうと考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これはまだ公表されておりませんので、公表してからいろいろ考えないといけないなということであります。

北部基幹病院の件に移らせていただきますけれども、これまで知事就任からこの統合計画が北部12市町村の負担なしがひとり歩きしているような感じがしてならないんです。実は北部の住民決起集会のときに、地域もそれ相応の負担の話は、時の会長が壇上で話をしているんですよね。

お聞きしますけれども、そもそも地域が応分の負担をするということはさせてほしくないという話が協議会の中で出ているんですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　前段として住民総決起大会のときに、行政の責務として市町村は住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、地域医療を守るための施策を推進し、住民の健康の保持増進のための事業を総合的に実施するという宣言をしております。これまで４回協議会しておったわけですが、この協議会の中で負担するしないの是非について明確な回答はいただいておりません。ただ、市町村のほうからは意見として、地元の負担というのは議会や住民への説明が必要となるため、その理屈を

しっかりと県でも考える必要があると、こういった意見が出ていたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　私が聞きたいのは、これまでの４回ですか、協議会やっていますよね。その中で実際北部12市町村の中から、負担をさせるなと財政的な負担をさせるなということが一言でもありましたか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　負担をするしない、させるなというような形での明確な意見の表明はございません。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　やっぱり北部の住民からすると、安心・安全な生活をしたい。これまでの県立北部病院が足りなかった部分を補ってほしいという思いだけなんです。ある程度の行政的な負担は覚悟していると思っています、我々北部は。とにかくいい病院をつくっていただきたいということでありますので、その辺を知事が選挙であああだこうだと言ったという問題ではなくて、実際そういう形の中で進めていただきたいというのが本音でありますので、そのようなお考えの中で統合計画を進めていただきたいと思っています。

それと、企業主導型保育施設の件ですけれども、認可する企業主導型保育園は、これからやるのは年中無休だというようなことを言われているらしいですけれども、これは事実ですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　企業主導型保育事業につきましては、企業の勤務形態等に応じて柔軟に対応することが可能だと思われますので、そういったお話もあるのかもしれません。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これ保育士の待遇からすると大変な問題なんですよ。企業主導型とこれまで続けてこれまでやってきたものと対応が違うわけですよね。土日もあけなさいと言われていることに関して、これまで保育士の処遇改善をしていきたいということに逆行する流れになってしまうんですよ。その辺は内閣府がやるものと皆さんがこれまでどおりやってきたものとの違いが余りにもあり過ぎると、保育士またおかしくなりますよ。どうですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　企業主導型保育事業につきましては、議員おっしゃるとおり、国の認可でございまして、市町村を通しての認可保育所とは申請手続等が違いますけれども、その事業所が開設された後は認可外保育所としての児童福祉法上の位置づけになりますので、県としてもしっかり認可外保育施設についても指導監査を行っておりますので、その中できちんと対応していきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これ、保育士からすると、働き場所というのは一緒なんですよね。同じような状況なんですから。片や土日は休めなくなる、最初から張りつきなさいとなると、これまた逆戻りの可能性がありますので、この辺今後十分検討する課題があると思いますので、この辺しっかりやっていただきたいと思います。

それとタイワンハブ対策ですけれども、もう異常な状況が出てきております。この捕獲数、在来種のハブとタイワンハブとの比較できるような捕獲の件数がありますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　2013年度の単年度の数字でありますけれども、北部に限って言えば、ハブが12匹、ヒメハブが５匹、タイワンハブが３匹となっております。それから、2014年、平成26年になるとハブが８匹、ヒメハブが７匹となっております。タイワンハブはありません。平成27年、2015年になると、ハブが９匹、ヒメハブが１匹、タイワンハブが３匹となっております。それから、平成28年、2016年になりますと、ハブが７匹、ヒメハブが４匹、タイワンハブが１匹、平成29年になりますと、ハブが13匹、ヒメハブが４匹、タイワンハブが２匹となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　私、名護市、本部町、今帰仁村、恩納村の29年の１月から12月までの資料をもらってきました。これ捕獲された、捕獲器に入ってきたものです。名護市が552匹、タイワンハブ551匹、在来種１匹です。本部町、駆除合計332、タイワンハブ308匹、在来が24匹、今帰仁村、駆除212、タイワンハブ210、在来２。恩納村284、タイワンハブ236、在来２。ことしになってそういう資料が出てきているんですけれども、これどう思いますか。普通ですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　済みません。先ほど述べたのは咬症の件数でございまして、捕獲数で言うと、例えば平成19年から28年の累計になりますけれども、これはタイワンハブの捕獲数になりますけれども、この10年間の累計で名護市で1278、それから今

帰仁村で1172、本部町で1663、恩納村で2403、読谷村で68、これは市町村が捕獲した件数です。それに加えて沖縄県で4038、合わせて１万622匹捕獲しているという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　これもう本当に異常ですよ。もう在来のハブが全くいなくなって、タイワンハブしかとれないんで、捕獲器にかからないんですよ。国頭村、大宜味村、東村ではまだ捕獲例はないと聞いていますけれども、それはいかがですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　国頭村については把握しておりません。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　まだこの３村、北部３村はないんですよ。名護が今北限になっているわけですよ。どんどん出てきております。南下もしてきています。どうとめるかで、今後大きな問題になります。ノグチゲラやヤンバルクイナ等影響も出てきますよ。抜本的な改革をしない限りはもう野放し状態になっている。これを有効に利用できるような方法がないかなというのも我々は考えるわけですよ。例えば生態系の調査をしながら、それを観光のお土産に何かできないかとか、そういうような話も食用にするとかもテレビでやっていましたよ。その辺どうですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　タイワンハブの対策については先ほど申し上げたように、まだ実証実験の段階でございます。これで低密度化が図れるということが確認されたら、やっぱり本部とかあるいは読谷そういったところまで恩納まで、どんどん広げていきたいというふうに思っております。北限をとめる対策をどうするかということについてもあわせて今後内部で検討してみたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　観光に有効に使えるような状況も考えていきましょう。

それと伊平屋空港の問題ですけれども、知事にお伺いします。

これ地元はもう架橋と空港はセットだということでの位置づけで頑張ってきております。この件に関して知事の考え方をお聞かせ願います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　空港と架橋がセットでというお話でございますが、やはりそれぞれいろいろ課題がございます。伊平屋空港につきましては、現在、気象観測調査等に具体的に取り組んでおりまして、需要予測の確認ですとか、あと費用対効果の確保など、関係機関と具体的に調整をしながら進めているところでございます。

航空会社の就航の意向取りつけがまだ課題としてもございますし、費用対効果についてもまだまだハードルがございます。ただ具体的に環境影響評価も進めておりますし、取り組んでいると。ただ、架橋につきましてはかなり事業量、事業費がかかるということで、まだまだコスト縮減についてじっくり研究しながら取り組まなければならないという時点でございますので、まだ非常にスケジュール的な違いがあるということで、双方とも鋭意取り組んでいきたいというふうには考えております。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

○平良　昭一君　時間がありませんので、闘犬の飼育。管理法とか規則とかで縛ってはいますけれども、かなり逃げているわけですよね。

そこで県警にちょっとお伺いしたいんです。県警として、対応方針、飼育規制に対する考え方がありますか。このままだとちょっと厳しいなという率直な意見がありましたらお願いします。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（筒井洋樹君）　お答えをいたします。

まず、県警の対応方針ですが、そういった逃走事案を認知した場合には、我々としては人身への危害の防止というのが一番の重要な課題になりますので、県や市町村と連携をして検索活動を行っているほか、地域住民の方々への情報提供を行います。それから、万が一咬傷事案に発展した場合には、これは法と証拠に基づいて必要な対応を行うということになります。

また他方で、県警としての意見というお話なんですが、先ほど動物愛護管理法に基づく対応をされているという話が環境部長のほうからありましたけれども、このほか狂犬病予防法等で市町村への登録が義務づけられたり、市町村条例で飼い主の係留義務などの規制が定められていると承知をしております。こういった規制のあり方については、まずはこういった所管の部署において検討がなされるものと考えておりますけれども、その際、警察としてはやはり地域住民の人身の安全という観点から、適切な措置が講じられるということが重要であるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内　末子さん　済みません、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時５分休憩

午前11時５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○山内　末子さん　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

デニー知事誕生から２カ月。人間であればようやく首が据わってきた、本当にまだ誕生ほやほやだと思いますけれども、現状は大変厳しい風雨にさらされていると思っております。しかしながら木は風にさらされてこそ根がしっかりと張って葉が生い茂り、そして大きな大木となっていくと言われています。新時代沖縄、歴史を刻むことに苦悩はつきものです。子供たちは未来からの留学生です。沖縄の未来にその笑顔を夢見ながら、デニー知事、頑張っていただきたいと思います。

それでは一般質問入ります。

１点目、知事の政治姿勢について。

(1)、ノーレイン、ノーレインボウ、雨が降るから虹が出る。未来への歩みを進み始めてから２カ月、県民の期待と政府の冷遇があからさまにのしかかるこの今の現状に対して、これからの県政運営にかける決意を伺います。

(2)点目、選挙戦を通して、知事の周りの若者の笑顔がはじけていたのがとても印象深い。政治離れの若者がふえる中、沖縄の未来を背負っていく若者たちへ何を期待し、何を残していきたいのか所見を伺います。

(3)、知事訪米の成果の一つとして国連軍縮トップとの面談が挙げられますが、その中で沖縄を平和の緩衝地帯にとの提言があります。そのコンセプトを伺います。また、今後の方向性としてどのような示唆を受けたのか感触について伺います。

(4)、万国津梁会議設置の目的、沖縄21世紀ビジョンとの整合性、設置に向けてのスケジュールについて伺います。

(5)、基地政策の抜本的解決策について、具体的な総合プログラムの作成が必要だと考えますが知事の見解を伺います。

(6)、ワシントン事務所の運用について、これまでの成果と今後のあり方について大幅な見直しも含め知事の見解を伺います。

２、大学院大学について。

(1)、創立から７年がたちますが、沖縄県との連携の中でイノベーションの具体的事例と今後の展望を伺います。

(2)、ＯＩＳＴとの連携の中で見られる人材交流実績と将来的な人材育成の展望について伺います。

３、教育・福祉行政について。

(1)、幼児・児童虐待問題について。

ア、県内の実態と全国比を伺います。

イ、さまざまな課題改善、対応策を講じる上で虐待防止条例の制定が急がれますが、その計画について伺います。

(2)、性の多様性の問題について。

ア、沖縄県ＬＧＢＴ宣言の実現性、マイノリティーの尊重と共生の環境整備をどのように構築していくのか伺います。

(3)、未婚の母の寡婦控除のみなし適用について、本県の実施状況と対策について伺います。

(4)、県立高校生の中途退学者の実態と対策について伺います。

(5)、本県の私立通信制高校の学校数、生徒数、就学支援状況を伺います。

４、総務行政について。

(1)、ふるさと納税について、これまでの実績額とその成果、今後の方向性について伺います。

５、エネルギー政策について。

(1)、電力自由化について、県内の自由化の状況と本土との比較を伺います。

(2)、ものづくり産業振興への安定したエネルギー提供として電力自由化が挙げられていますが、遅々として進行していない要因について見解を伺います。

６、観光振興について。

(1)、好調な沖縄観光だが、やみくもな開発を避け将来的にも沖縄の自然・文化が生かされ、観光資源として保存継承していくための施策を伺います。

(2)、観光闘牛について。

ア、闘牛がうるま市の無形民俗文化財として指定され、伝統文化としても観光資源としても注目されています。全国に向けさらに発信していくために沖縄県の文化財指定に期待がかかりますが、認識を伺います。

７、おきなわ技能五輪・アビリンピック2018について。

(1)、おきなわ大会の概要と総括、今後の取り組みを伺います。

(2)、県内の障害者雇用の状況と課題を伺います。

８、辺野古新基地建設問題について。

(1)、新基地建設に係る予算について２兆5000億という膨大な予算額が示されていますが、その算定根拠について伺います。

(2)、国地方係争処理委員会へ審査を申し出ておりますが、前回との違い、今後の方向性について見解を

伺います。

(3)、国は塩川港の使用が困難とし、民間桟橋からの搬出の計画をもくろんでいますが、使用協定や目的外搬出等問題はないのか伺います。

(4)、集中協議の中で県土保全条例改正の検討が示されたようだが、その真意と実効性について伺います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　山内末子議員の質問にお答えいたします。

議員からも激励をいただきました。ありがとうございます。

疾風に勁草を知るという言葉があります。どんなに激しい風が吹いてもしなやかな一本の草がしっかりと風が吹いた後にすくっと立っていられるような足腰を鍛えてしっかり臨んでいきたいと思います。よろしくお願いいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、県政運営に当たる決意についてお答えいたします。

私は、新時代沖縄の到来、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の構築の３つの視点を踏まえ、公約の実現に向け取り組んでまいります。まず、復帰50年を迎える新時代沖縄を日本経済の再生に貢献し得る方向に導けるよう、沖縄の地理的優位性を生かし、アジアの活力を取り込み、スケール感とスピード感を持ってさまざまな施策を推進してまいります。

次に、誇りある豊かな沖縄を実現するため、辺野古の新基地建設に反対し、普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還を政府に強く求めてまいります。さらに、過重な基地負担の軽減を図るため、基地の整理縮小を初め、日米地位協定の抜本的な見直し、米軍人・軍属による事件・事故など基地から派生する諸問題の解決に全身全霊で取り組んでまいります。

また、沖縄らしい優しい社会の構築については、誰ひとり取り残すことなく、全ての人の尊厳を守る自立と共生と多様性の社会づくりを目指すとともに、ウヤファーフジへの敬い、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルを持って、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく諸施策を展開してまいります。

これからあすを担う若者たちに、平和で真に豊かな沖縄、誇りある沖縄、新時代沖縄を託せるよう、公約に掲げた諸施策を着実に推進し、職員一丸となって全力で県政運営に当たる決意であります。

次に１の(2)、若者たちへの期待等についてお答えいたします。

私は、ウチナーンチュがこれまで受け継いできたウヤファーフジへの敬い、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルは、沖縄文化の根底をなすものと考えております。沖縄の若者たちには、そのような人々を魅了してやまない沖縄の文化を存分に生かして、沖縄らしい優しい社会を築いていっていただきたいと思います。

ドリームズ　カム　トゥルー、夢は必ずかなう。この言葉は、私は大好きです。大きな志を抱いてみずから考え、みずから行動することが大切です。一人一人が輝くための施策の充実を私も誠実に取り組んでまいりたいと思います。

次に１の(3)、平和の緩衝地帯の提言についてお答えいたします。

私は、国連の軍縮担当でもいらっしゃる中満国連事務次長との面談において、アジアにおける平和の緩衝地帯として、沖縄から平和の構築を呼びかけていきたいという話をさせていただきました。中満事務次長からは、軍縮や安全保障における女性の視点の重要性などについてもお話がありました。沖縄21世紀ビジョンでは、21世紀に求められる人権尊重と共生の精神をもとに、時代を切り開き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな美ら島沖縄を創造することを基本理念としております。その理念のもと、平和の創造に貢献するため、アジア・太平洋諸国等との信頼関係の醸成の場として、沖縄のソフトパワーを生かした地域特性を発揮してまいりたいと思います。

次に１の(4)、万国津梁会議設置の目的等についてお答えいたします。

私は、来年度から万国津梁会議（仮称）を新設するため、現在、会議のあり方等について検討しているところです。万国津梁会議（仮称）は、知事の諮問機関として位置づけ、各領域において高い見識を有する方々に参加していただきたいと考えております。この会議での議論をさらなる政策の推進につなげていくことで、沖縄21世紀ビジョンの基本理念及び５つの将来像の実現を促進し、新時代沖縄の構築を図ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、知事の政治姿勢についての(5)、基地問題の抜本的な解決策についてお

答えします。

県としましては、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を強いられ続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。そのためには、これまで一度も改定がなされたことのない日米地位協定の抜本的な見直しや、米軍再編で示された在沖海兵隊のグアム移転を含む国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えております。

県としては、基地問題の解決に向けて、さまざまな施策を研究していきたいと考えております。

次に１の(6)、ワシントン駐在の成果と今後のあり方についてお答えします。

ワシントン駐在はこれまで、５度の知事訪米の対応、米国政府・連邦議会関係者との意見交換を通したネットワークの構築、公聴会やシンポジウム等でのリアルタイムな情報収集、米国シンポジウムの開催、英語版パンフレットの作成など、沖縄の基地問題の解決に向け、米国政府等へ働きかけを行っております。

今後は、沖縄の基地問題の解決に向け、より一層の理解と協力を求めることが重要であると考えております。そのため、ワシントンＤＣ以外での活動にも重点を置き、国連との連携や有識者と連携した会議の開催、連邦議会関係者の沖縄への招聘等に積極的に取り組んでまいります。

次に８、辺野古新基地建設問題についての(1)、辺野古新基地建設の費用についてお答えします。

沖縄県は、政府との協議に当たって大まかな目安を持つために、承認願書の資金計画書で示された額と沖縄防衛局がこれまでに支払ったとする額を比較検討し、また、今後必要となる軟弱地盤の改良工事などを考慮し、辺野古新基地に関する完成までの埋立工事に要する費用を概略で算定しました。その結果、費用は最大２兆5500億円かかるものと試算したところです。また、当該費用に埋立完了後の基地施設の建設費用が追加されることになります。

このように膨大な全体費用について、これまで国会や国民に対して示されておらず、県としては、辺野古新基地建設は、財政的にも極めて困難ではないかと考えております。

次に８の(2)、国地方係争処理委員会への審査申し出についてお答えします。

前回、平成27年の審査申し出において、国土交通大臣が沖縄防衛局は私人と同様の立場にあると判断したことにつき、国地方係争処理委員会は、一見明白に不合理であるとまでは言えないとしました。しかし、今回の執行停止決定においては、県が行った承認取り消しが行政不服審査法第２条の「処分」に該当するため、沖縄防衛局が私人と同様の立場に立つものと判断したことから、県は、このような判断は論理の体をなしておらず、一見明白に不合理なものであること等を主張しております。

県としては、県の主張をしっかりと同委員会に訴え、執行停止の効力をとめることに全力を挙げてまいります。

次に、８の(4)、県土保全条例についての御質問にお答えします。

県土保全条例については、政府との協議の中で、謝花副知事から杉田官房副長官に対して、辺野古新基地建設に関係する知事権限として、過去に県内部で検討した経緯があることを伝えたところです。

県としては、県土保全条例の改正を含め、県の有する条例や規則等を精査し、既存の知事権限以外にもさまざまな方策を検討していくことにしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　２の大学院大学についての(1)、イノベーションの具体的事例と今後の展望についての御質問にお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学は、世界最高水準を目指し、世界中から卓越した研究者等を集め、生物学、海洋科学、遺伝学のほか、幅広い分野で研究・教育活動を実施しております。沖縄県では、平成24年９月の同大学院の開学以降、これまでに16件の共同研究を支援してまいりました。支援した具体的な研究内容としては、太陽光等の再生可能エネルギーを効率的に分配する電力システムの研究や、県産微生物による汚染地下水の浄化技術の研究などがあり、今後の実用化が期待されるところです。

同じく２の(2)、人材交流実績と人材育成の展望についての御質問にお答えいたします。

開学７年目となる沖縄科学技術大学院大学においては、東京大学やアメリカのマサチューセッツ工科大学等との共同研究や、イギリスのケンブリッジ大学等と学術交流協定を締結するなど、活発な人材交流を行っており、国内外での知名度が向上していると認識しております。これらを背景として、平成30年９月現在、世界40以上の国や地域から174名の学生が集まっており、教職員と合わせて1081名が在籍しております。今後、ＯＩＳＴが学術機関としての知名度をさらに高

めていくことにより、沖縄を拠点とした人的ネットワークが一層厚みを増し、沖縄が国際的に評価されていくことを期待しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　３、教育・福祉行政についての御質問の中の(1)のア、県内の児童虐待の実態についてお答えいたします。

平成29年度に本県の児童相談所が処理した児童虐待の相談件数は691件で、前年度の713件に比べ22件、3.1％減少しています。また児童人口1000人当たりの相談件数は、全国の6.86件に対して、沖縄県は2.32件となっており、都道県別では５番目に低い件数となっております。

同じく(1)のイ、児童虐待防止条例の制定についてお答えいたします。

児童虐待の防止については、国や自治体、関係機関など社会全体が一体となって取り組むべき課題であると認識しております。国においては、平成28年度に児童虐待防止等に関する法律を改正し、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならないと明記するなど、増加する児童虐待事案に歯どめをかけるための法整備が進められてきたところです。

県としましては、引き続き県民への広報・啓発活動等に取り組むとともに、他自治体の状況も踏まえながら、条例について研究を進めてまいります。

同じく(2)のア、ＬＧＢＴ宣言と共生の環境整備についてお答えいたします。

県では、差別のない社会の実現に向けて人権問題に関する正しい認識を広めるため、女性、子供及び高齢者の人権を守ることや、性的指向を理由とする偏見や差別をなくすこと、性自認を理由とする偏見や差別をなくすことなど17項目の人権問題について、啓発活動に取り組んでおります。このような啓発活動に取り組むとともに、ＬＧＢＴ宣言などマイノリティーを含む全ての県民の尊厳をひとしく守り、互いに尊重し合う共生の社会づくりを推進してまいります。

同じく(3)、未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用についてお答えいたします。

これまで、未婚のひとり親家庭の母または父に対する寡婦控除のみなし適用については、各自治体の判断で実施しておりましたが、今年度、厚生労働省が政令等を改正し、全国一律に実施することとなりました。これにより、保育料の算定等において、寡婦控除のみなし適用が行われ、利用料が減額されるなど、未婚のひとり親に対する経済的負担の軽減が図られています。

寡婦控除のみなし適用の実施については、市町村及び関係機関等と連携を図り、対象者に対する周知に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　３の教育・福祉行政についての御質問で(4)、県立高等学校における中途退学者の実態等についてお答えいたします。

県立高等学校における中途退学者は、平成25年度1183人から平成29年度730人と減少傾向にあります。

県教育委員会としましては、その対策としてスクールカウンセラーや教育相談・就学支援員及び中途退学対策担当教員を配置しており、引き続き、丁寧にかかわり続ける支援・指導を行い、中途退学の減少に努めてまいります。

次に、６の観光振興についての御質問で(2)のア、闘牛の県文化財指定についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では風俗慣習、民俗芸能等の中でも本県の生活の推移の理解のため欠くことのできない重要なものについて、県指定無形民俗文化財に指定し、その保護を図っているところです。闘牛につきましては、2018年７月に、うるま市の闘牛が地域を代表する文化として、市の無形民俗文化財に指定されたものと聞いております。

県の文化財指定につきましては、うるま市教育委員会などから情報収集を行い、可能性について研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城弘昌君登壇〕

○総務部長（金城弘昌君）　３、教育・福祉行政についての御質問の中の(5)、私立通信制高等学校の学校数等についてお答えします。

本県が認可した私立通信制高等学校の学校数は４校、生徒数は平成30年５月１日現在で１万995人となっております。平成29年度の就学支援の実績につきましては、高等学校等就学支援金が10億819万5002円、高等学校等学び直し支援金が787万1926円、高等学校等奨学のための給付金が868万6500円となっております。

次に４、総務行政についての御質問の中の(1)、ふ

るさと寄附金についてお答えします。

平成29年度のふるさと寄附金の実績としましては、490件、約3867万円となっております。制度が開始された平成20年度からの累計は、2933件、約２億2430万円となっており、多くの寄附をいただき、沖縄県の貴重な財源として活用させていただいております。

引き続き沖縄県の推進する施策について、寄附者からの御理解と御賛同がいただけるよう、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　５、エネルギー政策についての(1)と(2)、県内の電力自由化の状況等について、５の(1)と５の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

平成28年の電力の小売全面自由化以降、県内では７社が電力小売販売へ参入しているものと把握しております。また、平成30年７月時点の新電力の販売電力量は、沖縄県を除く全国シェアの15.7％に対して、県内におけるシェアは1.7％となっております。新電力への切りかえが進みにくい要因としては、本県が他電力会社と融通ができない単独系統であること及び供給コストの高い離島を多く抱えることなど構造的不利性を有していることが挙げられます。しかしながら、平成30年４月から沖縄電力が電力の卸販売を開始したことにより、新電力の参入及び切りかえが増加しているところであります。

次に７、おきなわ技能五輪・アビリンピック2018についての(1)、おきなわ大会の概要と総括等についてにお答えいたします。

沖縄県で初となる技能五輪・アビリンピック全国大会が、去る11月２日から５日にかけて、県内６市14会場において開催されました。全国からの参加選手は、技能五輪全国大会が42職種に1292名、全国アビリンピックは22種目に388名で、そのうち沖縄県選手は技能五輪に30職種110名、アビリンピックに19種目29名と過去最多となりました。沖縄県の入賞者は、技能五輪で金賞２名を含む18名、アビリンピックで金賞２名を含む９名、合計27名と過去最多となったほか、沖縄県選手団として初の団体賞も受賞するなど、これまでの選手育成の成果があらわれたものと考えております。

今後も引き続き、全国大会へ沖縄県選手を継続的に派遣し、県内企業等における人材育成を活性化させ、技能水準の向上及び障害者の雇用を促進するとともに、今大会を契機として新たなものづくり産業の集積を図るなど、本県の産業の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

次に同じく７の(2)、障害者雇用の状況と課題についてにお答えいたします。

沖縄労働局の職業安定業務統計によると、平成29年度末時点で、就業中の障害者は7629人、有効求職者数は4717人となっております。障害者の就労・定着に向けては、企業と障害者それぞれに対し、障害特性や能力、職場環境や業務内容に応じた支援が必要と認識しております。そのため県では、障害者に対しての就労支援とあわせ、企業向けに業種別や地域別のセミナーなどを実施しているところであり、引き続き関係機関と連携を図り、障害者の働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　６、観光振興についての御質問の中の(1)、観光資源の保全・継承の施策についてにお答えいたします。

県としては、持続可能な観光を実現するためには、観光資源の適切な保全と利用の両立が重要であると認識しております。このため県では、関係者の意識を醸成し、持続可能な環境共生型観光の推進を図ることを目的として、エコツアー事業者等への人材育成や県内外でのプロモーション、市町村が実施する施設整備への補助などを行ってきました。今後とも人材育成を図るとともに、観光関連団体との連携を強化し、観光資源の保全と利用の普及啓発に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　８、辺野古新基地建設問題についての御質問のうち(3)、民間桟橋からの搬出についてお答えいたします。

民間事業者は、桟橋を設置する際に沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則に基づく使用許可を受ける必要があり、桟橋の利用に関しては、同規則及び許可条件が適用されることとなります。使用目的等については、必要に応じて確認してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　御答弁ありがとうございました。

まず知事、私この平和の緩衝地帯というのは、これからの沖縄の新しい魅力という形で、観光だけでもない、そして自然だけでもない、いろんな意味で世界に向けて、ここ沖縄が太平洋を隔ててアメリカ、日本、そして中国、韓国、北朝鮮そして下にある東アジア、その中の真ん中のコアに沖縄がいるという意味では、その歴史も踏まえて大変これは新しい沖縄の持っているものを存分に発揮しながら、世界に向けて発信していく、とても大きなこれからの魅力発信のキーワードになると思っています。それについて、この平和の緩衝地帯ということで沖縄を実現性ですか、それをどういうふうに発信していくのかお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　平和の緩衝地帯というこの考えは、先ほど議員がおっしゃったように、この間東アジアにおける平和に向けての各国首脳の会談、それから声明文の発表は本会議でもるる知事公室長が答弁をしたような内容で、着実に平和に向かって各国の協力体制を構築していくということが世界に発せられています。

沖縄は、アジアの中にあって地理的優位性ということを考えると、沖縄を中心に同心円で円を描くと、４時間で飛んでいける距離の中に約30億人というその人口も抱えている、経済基盤を持っている地域でもあります。ですから、沖縄が平和であることを望むということは、すなわちこの地域における活発な経済活動への寄与に貢献するということを私は常々考えております。ですから、沖縄が平和の緩衝地帯として、例えば沖縄においてアジア各国の、特に女性のトップリーダーの皆さんの会議でありますとか、あるいはファーストレディーの方々が沖縄で普遍的な女性の権利、あるいは平和・自由、子供たちの貧困、各国の持っている現状を話し合い、そこを世界的にどう連携して問題を解決していけるかというその会議を持つにふさわしい場所だと私は常々思っております。2000年のサミットを開催したというその実績を踏まえても、私はそのように沖縄から世界に向けてまずアジア全体で平和について会議など取り持つなど、沖縄からも積極的に貢献していけるようなそういう提言をしていきたいという考えで、平和の緩衝地帯ということを標榜するものであります。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　理念は伺いました。沖縄の持っている平和に対するエネルギーが、世界の平和のエネルギーとして源になるような、そういうようなことをイメージしてぜひ、例えば今ノーベル平和賞はほとんど最近は若い女性の皆さんたちが紛争地帯のことを頑張ってきたというようなこともありまして、そういう皆さん方の招聘とかいろんなことが考えられると思いますので、ぜひ実現に向けて、スピード感を持ってといつもおっしゃっていますので、スピード感を持った形で目に見える実現性をよろしくお願いしたいと思います。

それから、大学院大学についてですけれども、これまで７年間使った予算と、それと先ほど生徒数もありましたけれども、その生徒数の中で県内の職員がどれだけいるのかということも、県内の生徒がどれだけいるのかということもお聞かせください。それから、たしか教員については当初300人の教員の招聘ということを目標としていたはずですけれども、その辺の実現性について今どうなっているのかお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　まず、ＯＩＳＴの関連予算の推移でしたが、これまで運営資金で1426億、施設整備費で562億、設備投資補助金で1990億を投じられております。それで、県内の、県の関係者の学生というのは、現在は１名おります。それから、ことし２月に卒業生が出ておりまして、２名在籍しているということでございます。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　これまでに準備期間も含めてだと思いますけれども、約2000億の事業予算が投入され、その中で県内の生徒がまだお一人だということは、少し悲しい状況かなとは思うんです。県内の、世界最高水準の教育機関がここにあって、なかなかそれが県内の皆さんたち、我々にも――効果がこれからでしょうけど――それをやっぱり見せていく場を少し努力していかなければならないのかなというふうに思いますけれども、ＯＩＳＴ自体はまだまだ建築が続けられていると思っています。最終的にはいつまでにこの建築あるいは全部のＯＩＳＴとしての仕組みができ上がるのか、最終年度まで含めてお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時44分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　ＯＩＳＴが目指している

ＰＩは300ということでございますが、今現在69でありまして、最終年次は示されていないのですけれども、順次充実させていくということを伺っております。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　まだまだ発展途上だと思いますけれども、きのうからノーベル賞受賞の様子が報道されておりますけれども、私たちはここから、この大学院大学からノーベル賞の受賞者がいつか出てくるという、これ私沖縄の財産になると思っています。宝になると思っています。そのことをもう少し皆さんで本格的な形でのＯＩＳＴに対する思いをもっと県も一緒になって頑張っていかなければならないのかなというふうに思いますけれども、知事も議員時代は何度か設立に向けても頑張ってきたと思いますけれども、その思いをお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（川満誠一君）　ＯＩＳＴは、論文等の発表についても非常に質・量ともに我が国の中では東京大学、京都大学を上回るレベルに到達しているという話も伺っております。今後は先ほど申し上げましたとおり、ＯＩＳＴの評価が、国際的な評価が高まるにつれて沖縄という地域にＯＩＳＴという最高水準の学術機関があって、人的なネットワークが厚みを増していって、これらのことが大きく波及していくということを期待しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　ぜひそこはまた県内の子供たち、児童生徒についてもやっぱり本当に大きな大学院大学があるということで、私は子供たちがそこにもっともっと関心を持って、その中で何かしらの示唆が持てるような、夢と希望が子供たちにも与えられるようなそういう施設になっていただきたいなというふうに思いますけれども、教育長の考え方を少しお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　考え方という御質問でしたが、現在ＯＩＳＴに関連しましては、ＯＩＳＴのほうが主催します県内の小・中・高校生の訪問プログラムというのがございます。また、恩納村の小中学校でのこどもかがく教室でありますとか、ジュニア・サイエンスプログラムなどの取り組みも行われております。またＯＩＳＴと県のほうで共催しておりますが、ＳＣＯＲＥ！サイエンスｉｎオキナワといいまして、起業家精神を育成するための取り組みでありまして、毎年県内の高校生が参加をしている状況でございます。そのほかにも、英語立県沖縄推進戦略事業というのをやっていますけれども、その中でＯＩＳＴでありますとか、米国の総領事館、ＪＩＣＡなどと連携しまして、県内外で英語を活用する国際的な仕事の紹介をする、英語でお仕事プログラムというのも実施しております。

さまざまな取り組みを行っていますけれども、今後ともＯＩＳＴとの連携によって県内の児童生徒の教育の充実、いろんな視野を広げるような取り組みもやっていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　私が生きているうちにどなたか、大学院大学からノーベル賞が生まれることを期待をしております。

それでは、ＬＧＢＴ宣言についてですけれども、この件で理念はお聞きいたしました。啓発活動を頑張っていくということですけれども、では実際に何をしていくのか、県庁内のいろんな服務規程やそういうところにも今後取り組んでいくのか。そういった意味では、私はデニー知事の言っているダイバーシティ、多様性、それから差別・偏見からということですので、これ沖縄から――本当にまだまだこの問題については自治体で条例あるいは大きな宣言とかやっているところ余りないんですけれども、やっぱり沖縄からということを含めて、どういうふうなことを今考えているのかお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　議員おっしゃるように、今他の都道府県ではＬＧＢＴ宣言を行っている事例はまだございません。

県としましても、現在沖縄県男女共同参画計画というのがございまして、そのＤＥＩＧＯプランの中に人権の課題として取り入れているところではございますが、ＬＧＢＴについては社会の注目度も集めておりますし、どのような対応ができるかも含めて検討していきたいと考えているところです。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　お隣の那覇市はパートナーシップ制度を設けたり、浦添市でも今取り組んでおります。そのためにはどうしても今の県庁職員だけでは手狭になってくると思いますので、そういった意味では専門職をしっかりと置いて、その中で本当に早目の形でのこの問題への対応をしていただきたいと思いますけれども、そのことについて知事、副知事どちらかでよろしくお願いします。

専門職を置いて、しっかりと早目の対策をしていく

こと。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城弘昌君）　お答えいたします。
　議員御提案の専門職をということではございますので、ＬＧＢＴに対する取り組み、今後子ども生活福祉部と連携をとりながらどういったことができるか、また県としてどういったことをやるべきか、そういったことをしっかり議論しながら必要な職員についても検討していきたいというふうに考えています。
○議長（新里米吉君）　山内末子さん。
○山内　末子さん　次、闘牛についてです。
　これ私、闘牛なんです。うるま市の中での、本当に闘牛文化というのは大変今、文化だけではなくて、本当に観光という形でも大変注目をされておりますけど、紅型に闘牛が入ってくる、コラボをしていく。いろんな意味で文化ってやっぱりいろんなコラボが生まれてきて、また新しい文化に発展していくと思っています。今うるま市が闘牛、文化財として指定しましたけれども、そういう意味ではここにまた沖縄県が文化財を指定していくと、また大きな違う形での文化の、次の世代への新しい文化が生まれてくるかもしれませんので、その辺も含めて、知事もこの間闘牛大会、一緒に旗ものぼりも持ったぐらいですから、闘牛文化についての考え方をひとつお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　玉城知事。
○知事（玉城デニー君）　沖縄県内には、かつて農村の娯楽文化として各地に闘牛場があり、その闘牛を通して人々が苦労をした後でみんなで楽しむという、いわゆる地域の娯楽として定着してきている場所、地域がたくさんあります。
　わけてもうるま市は、その中でも非常に活発で先般山内議員と一緒に――あれ選挙前でしたでしょうか、一緒に行ってのぼりを持って、牛を応援してその牛が勝って、カリーをいただいたということもありました。ウチナーンチュのこのアイデンティティーの中には、勝負が決まったらもうそれで終わり、それ以上傷つけ合わないというその闘牛の精神が、今若い世代、子供たちにもしっかりと根づいてきているということを闘牛場で観戦をしながら、子供から青年の皆さんが中心になって、牛を大切に養っているというそのこともあわせて拝見をさせていただきました。ぜひ沖縄県内にある、さまざまな無形文化財については、沖縄県でも積極的に取り上げていけるよう、指定に向けて取り組んでいけるように前向きに話し合っていきたいと、取り組んでいきたいと思います。
○議長（新里米吉君）　山内末子さん。
○山内　末子さん　よろしくお願いします。
　それでは、辺野古問題です。きのうまで民間企業のところからの搬出について、いろいろな問題も含めて今土建部長からありましたけれども、きのうまでまだ立ち入りも行ってない状況だと思います。でもこれは、どう考えてもやっぱり不条理な今の搬出の仕方ですし、そこは立ち入りをしてその業者と、しっかりと業者から聞き取りもしながら、その現場の中から見出せることがたくさんあると思いますけれども、その立ち入りについてはいま一度どういうふうにいつ立ち入りを考えているのかお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（上原国定君）　民間の桟橋を使って搬出しているという状況でございますので、立入検査をしっかり行って、その搬出の状況、あと目的等そういったことをしっかり確認していく必要があるというふうに我々も感じておりますので、早期に立入検査を行って、話し合いを持ちながらその状況を確認したいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　山内末子さん。
○山内　末子さん　現場からは今、山積みされておりますその場所にあります土砂についても、赤土が流れていかないのか、それとその前に搬出された台船に載せられている船から赤土が流れていかないのか、そういう危険性を今現場のほうでは唱えています。そういうことを踏まえると、この状況というのはやはりとても厳しい状況だと思いますし、14日Ｘデーというこの国の本当に無謀なやり方については、私は業者も大変今苦悩していると思っています。防衛局の本当に多分一方的な使用とかそういうことを考えると県がやっぱり企業の皆さんたちの考え方も聞いてくる。そして知事の言っている、対話で本当にどうしていくのか、今後またさらにこの場所から搬出が行われるのかどうかも含めて、早急な企業との話し合いを持つ、その立ち入りも――早急にとおっしゃっていましたけれども、あしたは知事が総理あるいは三役にお会いすると思います。そういった意味でのその前に沖縄県として一体何をきょうやっていくのか、その件をもう一度お聞かせください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午前11時56分休憩
　　午前11時56分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　土木建築部長。
○土木建築部長（上原国定君）　立入検査についてでございますが、今早急にやはりやらなければならない

というふうに我々も考えておりまして、できれば本日中にしっかり行うことで今調整をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　環境の赤土の部分をまた答弁させていただきますけれども、12月３日に事業場内に入って、無届けの状況がございましたので、一時停止と、それから赤土流出の応急的な措置をとるということを指導しております。12月７日には、そういう措置をとるような行政指導の文書を送付いたしまして、12月10日、昨日でございますけれども、立ち入りはできなかったんですけれども、周辺のパトロールにおきましては、ブルーシートで飛散防止をしているというような状況が確認されております。この指導につきましては、12月12日までに措置をとるようにということで、文書で通知してありますので、翌日の13日には立ち入りをして、確認をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　きょう立ち入りの予定があるということで、少し安心もしましたけれども、伊波洋一さんが参議院の中でその土砂についてもたしかそれは黒岩ズリではないのか、それしか投入されないんじゃないのかということを質問いたしまして、その中でこの琉球セメントさんに置かれている土砂はやっぱり赤土が入っているので、このことも問題ではないのかというようなそういう指摘があるんですよね。その前に積み込みされたその土砂も結局同じ土砂なので、その土砂が本当に使える土砂なのか、適法なのかどうかも含めて、やはりここはちゃんと見ていかないといけないと思っています。そういうことも含めて厳正なる対応をお願いしたいと思っております。その台船が今もう出ていますけれども、実際に14日にＸデーということで、14日に県が停止をする前に出たその土砂は、決してこれは適法ではないと思うんですよね。それも本当に土砂が投入されるのかどうか。この辺についてはどういうお考えでしょうか、県としては。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　赤土等の無通知の現場から搬出されたということでございます。

赤土条例につきましては、掘削とか盛り土のような行為につきまして、赤土の流出防止を図る目的で制定をしているものでございます。そのような移動行為についても、条例の適用になるかどうかも含めて、今慎重に検討しているところでございます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　済みません、ちょっと先ほど聞き忘れたので、電力自由化についてちょっとまた戻りますけれども、もう遅々として進まないことについて、これ石川の石炭火力発電所、そこからの切り出しをもっと拡大することによって大きな鍵になると言っている専門家がいますけれども、その件について部長のお考えをお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　電源開発は８万キロワットでしたか、今切り出ししていますけれども、そのほかは沖縄電力に供給しているわけですので、そこら辺のバランスがあるんじゃないかと思います。そこら辺はまた国とか、そこら辺の中で検討されるんじゃないかと思います。

○議長（新里米吉君）　山内末子さん。

○山内　末子さん　また辺野古に戻ります。

予算が２兆5000億という。東京オリンピックの予算が３兆だそうです。それで先日決まった大阪万博が２兆円、本当に膨大な予算になったということで国民から結構批判があります。でも、経済効果が30兆とか、18兆とか、もう10倍以上の効果があるんですよね。沖縄県のこの辺野古については、これだけの予算を使って何が残るのかということをぜひこれは知事、今度総理と会うときにはこういう予算の使い方、これ国民的議論に変えていきたいということまで含めてぜひお話ししていただきたいと思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　私からは忌憚のない意見をしっかり率直に申し上げたいと思います。

○山内　末子さん　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時２分休憩

午後１時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣光栄君。

〔新垣光栄君登壇〕

○新垣　光栄君　皆さん、こんにちは。

会派おきなわ、新垣光栄、一般質問を行います。

まずは、玉城知事、御就任おめでとうございます。

私も同じ前原高校の後輩ですので、よろしくお願いいたします。また、私の義姉が玉城知事に高校時代いじめられたということで、一般質問は少し冷たくなり

ますけれども、温かい答弁をよろしくお願いします。

それでは第１、玉城知事の政治姿勢についてお伺いします。

(1)、県知事就任から２カ月余りが経過しましたが、さきの知事訪米の目的と成果について伺います。

(2)、県と国の間で続けてきた１カ月間の集中協議の締めくくりとして行われたトップ会談は物別れに終わりましたが、戦略と成果について伺います。

(3)、日米地位協定の見直しが実現しない限り、沖縄の基地問題の抜本的な解決、北方領土返還交渉は困難と思うが、知事の見解を伺います。

大枠の２、玉城知事の公約について伺います。

(1)、東海岸地域の地域資源を生かしながら、大型ＭＩＣＥ施設を核としたにぎわいを東海岸一帯につなげていくサンライズベルト構想について伺います。

(2)、持続可能な世界水準の観光都市沖縄を目指し、導入に取り組む観光・環境協力税について伺います。

(3)、子供たちが学業に励むための支援が早急に必要なことから、子供の貧困対策としての中高校生のバス通学無料化について伺います。

(4)、世界遺産などの貴重な文化空間を共生するまちづくりの核となる中城城跡の旧ホテル跡地について伺います。

(5)、本島南北軸・東西軸を有機的に結ぶ幹線道路、県道29号線の拡幅工事と県道32号線、35号線、146号線について伺います。

大枠の３、伝統芸能、伝統工芸の振興について伺います。

(1)、伝統芸能と伝統工芸の実態はどのようになっているか伺います。

(2)、伝統芸能の観光資源化と伝統工芸品の産業化の取り組みについて伺います。

大枠の４、スポーツ振興について伺います。

(1)、空手公認段位制度と空手の日奉納演武について伺います。

(2)、各スポーツ競技の拠点施設づくりについて伺います。

(3)、スポーツ合宿所の整備について伺います。

大枠の５、県のチョウ制定と県花のデイゴについて伺います。

大枠の６、台風復旧工事について伺います。

(1)、相次ぐ台風の影響で、被害を受けて災害復旧工事の必要な港湾や護岸の状況について伺います。

(2)、国交省及び農水省に対して、県は各地域の災害現場の復旧を迅速に求めているか。また国の査定はどのようになっているか、県の取り組みを伺います。

大枠の７、墓地行政について。

(1)、外国人労働者の受け入れを拡大する入管難民法などの改正案が参議院で審議入りし可決された。今後、在留資格者等の増加によって、宗教上の違いから墓地行政にどのような影響が考えられるか伺います。

(2)、沖縄県の特殊性に基因する事業として、一括交付金での墓地の用地取得ができるか伺います。

大枠の８、我が会派の代表質問に関連いたしまして、赤嶺昇県議の代表質問、３の(2)、学童保育の課題から質問を行います。

放課後児童クラブの現場は、国が定めることが望ましいとしている防災訓練、消防訓練、防災マニュアルの作成、非常時の連絡体制の整備について、各市町村の制定状況はどのようになっているか。また、学童に対する市町村のかかわりにもばらつきがあり、県が指導的立場になって支援を行っていく必要があるのではないか、県の所見を伺います。

以上。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　新垣光栄議員の御質問にお答えいたします。

同じ高校の同窓として、多くの先輩方、活躍していらっしゃる先輩方に見習い、私たちもまたしっかりとその同窓の誇りを持って頑張っていきたいと思います。

私も1970年代、高校生のときにはロックミュージシャンに憧れて髪は伸ばしていたものの、学校ではいわゆるリーダー部という応援団に所属をしておりました。当時は、前原高校は野球、サッカー、ソフトボール、ハンドボール、バレーボール等県内でも非常にスポーツの強い学校ということもあり、我々応援団はその大会の日程に合わせてバスに乗って、学ランを持ち、太鼓を持って応援に駆けつけるという時代がありました。恐らくそのときに応援歌の練習とか、いろいろな後輩の皆さんの指導に当たっていたころを懐かしく思い出した、先ほどの新垣議員のお話ではなかったかなというふうに思います。青春の１こま、誰にとっても熱い青春時代、そしてそれが生涯にわたってその気概を持ち続けるという気持ちもまた、同窓の誇りであろうというふうに思います。

では、答弁に移ります。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、訪米の目的と成果についてお答えいたします。

私が、辺野古に新基地をつくらせないことを公約に掲げ、沖縄県知事選挙において過去最多得票で当選し

たこと、沖縄の過重な基地負担の現状、沖縄の基地建設の歴史的な経緯などについて説明し、対話を通して、沖縄の米軍基地問題の解決について理解と協力を早期に米側に求める必要があると考え、11月11日から16日まで訪米いたしました。米国の経済、文化の中心で多様性にあふれるニューヨークで講演会や国連事務次長との面談を行い、ワシントンＤＣでは政府関係者、有識者との面談、県系人との交流等を行いました。実質４日間という短い滞在日程でしたが、沖縄の実情の発信ができたこと、これからの訪米活動のチャンネル、あるいはパイプになる人脈との接点があったことなど、実りのある、次につながる訪米行動であったと認識しております。

次に１の(3)、日米地位協定の見直しについてお答えいたします。

沖縄県としましては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分です。米軍にも航空法などの国内法を適用することなどのほか、日米地位協定を抜本的に見直すことで、我が国の主権を確立させる必要があるものと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

〔副知事　謝花喜一郎君登壇〕

○副知事（謝花喜一郎君）　１、玉城知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、集中協議の戦略と成果についての御質問にお答えいたします。

私は、11月９日から28日まで４回にわたって、杉田官房副長官との協議を行いました。非公開での１対１の協議により、胸襟を開いて、お互いの考え方を確認することができたほか、県の考え方もしっかりと伝えることができたと考えております。４回の協議において、私からは、東アジアの安全保障環境の変化や辺野古新基地の運用まで約13年かかると思われること、完成までの工事費用が明確でなく大きく膨らむ可能性があること、軟弱地盤の地盤改良に必要な変更承認が見通せないことなどを提起し、辺野古移設を断念するよう求めたところです。杉田官房副長官とも、話し合いは重要であるとの認識は共有しており、今後も、政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　２、玉城知事の公約についての御質問の中の(1)、サンライズベルト構想と大型ＭＩＣＥ施設についてにお答えいたします。

知事は公約の中で、堅固な県土構造を構築するために、サンライズベルト構想を策定する意向を示しております。同構想の取りまとめにおいては、東海岸地域の地域資源を生かしながら、大型ＭＩＣＥ施設を核としたにぎわいを東海岸一帯につなげていくことが重要と考えております。その意味でも、大型ＭＩＣＥ施設は必要な施設であるとの認識のもと、早期の実現に向けて取り組んでまいります。

同じく２の(2)、観光・環境協力税（仮称）についての御質問にお答えいたします。

沖縄観光は本県経済の牽引役として着実に発展してきておりますが、近年、観光客の増加に伴い、多様化するニーズへの対応を初め、県民生活への負荷や環境への影響等、受け入れ対応を中心としたさまざまな課題が顕在化してきております。

県としては、これらの課題に的確に対応し、沖縄が世界に誇れる観光・リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、法定外目的税である観光・環境協力税（仮称）について、早期に導入できるよう取り組んでまいります。

次に３、伝統芸能、伝統工芸の振興についての御質問の中の(1)のア、伝統芸能の実態についてにお答えいたします。

本県の伝統文化である組踊、琉球舞踊、琉球古典音楽などのほか、地域の民俗文化である豊年祭や村踊りなどが国の重要無形文化財や県の文化財指定を受けており、文化財保護法や文化財保護条例に基づき、その保存・活用が図られているところであります。

県としては、これらの伝統文化等の保存・普及・継承を図っていくことは大変重要であると認識していることから、県立芸術大学における人材育成のほか、若手実演家の育成を目的としたかりゆし芸能公演への支援、観光と連携させた舞台公演の実施、文化関係団体の基盤強化に対する支援など、さまざまな施策を実施しているところであります。

同じく３の(2)のア、伝統芸能の観光資源化についての御質問にお答えいたします。

県では、沖縄の特色ある伝統行事や伝統芸能に代表される多様で豊かな文化資源を観光資源として活用し、芸能性やエンターテインメント性が高い舞台公演などの観光コンテンツをつくり、観光客に鑑賞機会の

提供を行っております。また、地域の伝統芸能を初めとしたイベント情報を一元化したポータルサイトを構築し、観光資源として沖縄文化の情報発信を行い観光誘客につながる取り組みを行っております。

県としては、魅力ある文化資源を観光コンテンツとして活用することで、観光客の滞在日数や県内消費額の増加を図り、ひいては文化の産業化を目指していきたいと考えております。

次に４、スポーツ振興についての御質問の中の(1)、公認段位制度と空手の日奉納演武についてにお答えします。

公認段位制度については、今年度において、沖縄空手振興ビジョンロードマップ（仮称）策定委員会を設置し、既存の段位制度の現状を踏まえながら、実施機関や段位の認定方法等について検討を行っているところであります。

空手の日奉納演武につきましては、空手の先人に敬意を表するとともに、空手発祥の地・沖縄を広く国内外に発信することを目的として、沖縄の空手・古武術の県指定無形文化財保持者等による演武を実施しております。今後は、空手の型に秘められた精緻なわざを一般の方々にも広く理解できるよう、若い空手家による型の分解を演武に取り入れることについても検討してまいります。

同じく４の(2)、各スポーツ競技の拠点施設づくりについての御質問にお答えいたします。

県においては、奥武山総合運動場の武道館や水泳プール、県総合運動公園の陸上競技場など、県全体のスポーツ振興等を図る観点から、各種競技のための施設を整備しているところであります。

県としては、県内に１つしかない施設や国民体育大会等の公認基準を満たす必要のある施設など、県において整備することが効率的・効果的な施設について整備することを基本的な考え方としており、民間や市町村との役割分担を踏まえつつ、スポーツ施設の整備を行ってまいりたいと考えております。

同じく４の(3)、スポーツ合宿所の整備についての御質問にお答えいたします。

県では、スポーツコンベンションを推進するため、スポーツを目的とした利用者の円滑な受け入れを行うスポーツコミッション沖縄を設置し、スポーツ合宿に関する各種問い合わせ等について対応を行っているところであります。宿泊施設の問い合わせについては、宿泊料金や練習施設までの距離など、利用者の要望に沿って宿泊施設の紹介を行っているところであります。スポーツ合宿所の整備については、利用者の需要や整備後の維持管理など、さまざまな課題があると考えており、県としては、引き続き市町村等と連携しながら、利用者の要望等に適切に対応しつつ、スポーツ合宿の受け入れに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　２の玉城知事の公約についての御質問で(3)、中高生のバス通学無料化についてお答えいたします。

県教育委員会では、低所得世帯の高校生に対して、奨学のための給付金事業により、通学費を含めた教育費負担軽減の支援を行っております。また、今年度から、児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯の高校生等を対象に、沖縄県ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業を知事部局において実施しております。今後は、当該事業の結果も踏まえながら、中高生のバス通学費の負担軽減の実現に向け、必要な調査等に着手していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　２、玉城知事の公約についての御質問のうち(4)、中城公園の旧ホテル跡の整備についてお答えいたします。

県営中城公園は、世界遺産に登録されている中城城跡を核として、沖縄県の歴史、文化、自然を体験・学習できる公園として整備を進めております。旧ホテル跡については、本年８月に建物の補償契約を締結したところであり、解体・撤去工事は、県において実施する予定であります。

県としては、県営中城公園の早期整備に向け、鋭意取り組んでまいります。

次に２の(5)、本島南北軸・東西軸を有機的に結ぶ幹線道路等についてお答えいたします。

はしご道路を構築する幹線道路は、国において南北軸である那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路を含む国道58号及び国道329号の整備を行っております。東西軸は浦添西原線、宜野湾北中城線、宜野湾横断道路などを位置づけ、県において早期整備に取り組んでいるところであります。県道32号線、35号線及び146号線については、平成10年度に整備を完了しており、県道29号線（那覇北中城線）については、那覇市汀良交差点から西原町上原交差点までの４車線化に鋭意取り組んでいるところであります。

次に６、台風復旧工事についての御質問のうち(1)、港湾及び護岸施設の被害状況についてお答えいたします。

台風24号、25号により、北大東港、渡嘉敷港、水納港、本部港において、岸壁の被災や消破ブロックの消失等の被害が発生しております。また、平良海岸、水釜海岸においても護岸が被災しております。現在、復旧工事に必要な調査設計を行っており、可能な限り早期に復旧するよう取り組んでいるところであります。

次に６の(2)のア、災害復旧の取り組みについてお答えいたします。

公共土木施設の災害は、被災後、直ちに各施設管理者において被害状況の調査が行われ、災害復旧事業の採択に向けた被害報告を行い、国土交通省に対し、速やかに査定の手続を進めてきたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　３、伝統芸能、伝統工芸の振興についての(1)のイ、伝統工芸産業の実態についてにお答えいたします。

本県には、国の法律に基づき指定された伝統的工芸品が16品目、県の条例に基づき指定された伝統工芸製品が26品目ございます。これら伝統工芸品等を製造する工芸産業の平成28年度実績としましては、生産額が40億1400万円、従事者数が1812人となっているところです。

次に同じく３の(2)のイ、伝統工芸品の産業化の取り組みについてにお答えいたします。

本県では、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるため、人材育成や販路開拓、原材料の安定確保、現代のニーズに対応した製品開発などに取り組んでいるところであります。また、工芸産業の拠点として、観光客や県民、子供たちが工芸体験できる施設や展示販売、インキュベート施設等を備えた工芸の杜（仮称）の整備を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　５の県のチョウの制定と県花のデイゴについての御質問の中の(1)、県のチョウ制定と県花のデイゴの保全についてお答えします。

沖縄県が県のチョウを指定することについては、県民一人一人が沖縄県の持つ自然の豊かさへの理解を深めることにつながるものと考えております。昨年11月に県のチョウ制定を目指す県民の会による総選挙が行われましたが、県からは、宮古・八重山地域を含めた全県的な機運の高まりが必要であることを同会に伝えており、その結果を踏まえて、県のチョウの制定について調整を進めていきたいと考えております。

また、県花のデイゴにつきましては、平成17年に外来種のデイゴヒメコバチが国内では初めて石垣島で確認されて以降、県内全域に蔓延し、デイゴの開花抑制や樹木の衰退等の被害を与えております。そのため、県では、希望する市町村に対し補助金を交付し、薬剤樹幹注入による防除対策を実施しており、平成29年度は、県内15市町村の学校や公園などのデイゴ646本に対策を行ったところです。今後とも、市町村や関係機関等と連携を図りながら、デイゴの保全に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　６、台風復旧工事についての御質問の中の(2)イ、漁港関係施設の災害復旧に向けた県の取り組みについてお答えいたします。

台風24号により被災した漁港関係施設については、11月29日現在、漁港施設38件、海岸保全施設２件、漁業用施設１件、合計41件、被害額約６億円となっております。県では、台風来襲後、速やかに現地調査による被災状況の確認・報告を行うとともに、特に台風25号による増破などが懸念された施設については、国との協議を経て、応急復旧による対応を講じたところであります。また、国による災害査定については、平成30年11月末までに完了しております。

県としましては、速やかに災害復旧工事が完了するよう、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、７の墓地行政についての御質問の中の(1)、外国人労働者が与える影響についてお答えします。

外国人労働者の中には、宗教上の理由により火葬が認められていない者もいることから、今後、土葬を望む者の出現が考えられます。現在、国内では、公衆衛生上の問題や墓地の構造等の問題から、一部の地域を除き、土葬はほとんど行われておりませんので、今後、土葬が可能な墓地の確保が問題になる可能性があると考えております。

次に、(2)の一括交付金による墓地用地の取得についての御質問にお答えします。

県内の一部の市町村において、沖縄振興特別推進交付金を活用して、公営墓地の整備が行われている事例がありますので、交付金を活用した公営墓地整備の可能性について、市町村とともに研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　８、代表質問との関連についての(1)、放課後児童クラブの防災対策についてお答えいたします。

放課後児童クラブの防災マニュアルについては、国が策定した指針を踏まえ、クラブにおいて作成することとされております。ほとんどのクラブにおいて、マニュアルは作成されているものの、内容が不十分であったり、緊急時の連絡体制等について保護者と共有が図られていないなどの課題があるものと考えております。また、災害時の対応については、クラブの設置されている場所や市町村の防災体制により、それぞれ対応方法が異なると考えられることから、クラブと市町村間の連携が重要であります。

県としましては、関係団体から現場の意見を伺うほか、市町村に対し、優良事例等の情報提供を行うとともに、クラブとの連携強化を働きかけるなど、クラブの防災対策強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　それでは順を追って再質問させていただきます。

まず初めに大枠の１、デニー知事が訪米されて、この成果は先ほどから聞かせていただいているんですけれども、私も訪米した際に、やはり一番現地の人たちと触れ合ったり、議員、議会関係者、そして環境団体、労働団体、女性団体、人権団体等と協議していく中で、この方々がアメリカで私たちの沖縄も意見をどんなに伝えてもまた最初からなんですよね。それよりは沖縄に招聘していただいて、沖縄でじっくり基地問題、それから人権問題に触れていただいたほうが効果があるんではないかなと思っておりますので、その沖縄に来た団体の皆さんが今頑張っているんですよ、アメリカで。そういう運動を起こしながら。その辺が私は訪米したときに特に感じた、強く印象に残った点でありますけれども、知事はそういう招聘に関してはどういうお考えであるかお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今回の知事訪米におきまして、大学での講演、そのほかいろいろな活動を行いました。そのような意見交換の中で、やはり沖縄のことをきちんと知っていただくということは、非常に重要だと考えております。

次回以降、訪米に限らず、ワシントン事務所の新たな取り組みとしまして、連邦議会議員など沖縄のほうに招聘するような取り組みについてもぜひ研究していきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ招聘していただいて、沖縄のことをしっかり理解してもらうように取り組んでいただきたい。

そして、せっかく沖縄事務所があるものですから、台湾や香港のように、観光やビジネスにもつなげていけるようなそういう事務所にしてはどうかなと思っておりますけれども、その辺の所見をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　ワシントン事務所の活動につきましては、次年度以降、例えばワシントンＤＣ以外の活動にも重点を置き、またなるべくさまざまな分野――県人会との交流は今積極的にやっているところですけれども、可能な限りさまざまなところで情報収集したり、交流を深めるような形で取り組んでいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　よろしくお願いします。

次(3)、私はこの日米地位協定の見直しに関して、今回の日ロ両政府における６月に協議が行われる２島返還交渉の中で、北方領土が日米地位協定の改定なく返還された場合、沖縄にとってもこの日本とアメリカの問題ではなく、基地問題が日本政府の問題だということがはっきり見えてくると思いますので、大きな手がかり、チャンスに、基地問題を解決する上で大きな手がかりと言ったらちょっとおかしいんですけれども、チャンスが生まれてくるのではないかなと思っておりますけれども、その辺の所見を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　北方領土に絡みましては、報道によりますと、谷内国家安全保障局長とロシアのパトルシェフ安全保障会議書記が会談した際、２島（歯舞群島・色丹島）を引き渡したら米軍基地は置かれるかとの問いに対し、谷内氏が可能性があるというふうな回答がなされたとの報道がございます。また一方、先月16日には、北方領土をめぐる日ロ交渉に

おいて、安倍総理がプーチン大統領に対し、２島が返還されても日米安保条約に基づいて米軍基地を島に置くことはないというふうに伝えていたという報道もございます。いずれにしても、日米地位協定に基づきまして、米軍基地の駐留を認められているところです。その辺含めて抜本的な改正というのは、私どもも求めているところです。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　今後、その辺も重視しながら展開をしていただきたいと思っています。

次に、知事の公約についてお伺いいたします。

(1)、このＭＩＣＥ誘致に関して、私はこのサンライズベルト構想を成功させるためにも、ＭＩＣＥ施設はとても必要だと思っています。このＭＩＣＥ施設に経済界はどのような動きをしているか。また、現在のコンベンションイベントで手詰まり感を感じていると私は思っているんですけれども、どうして経済界は動きが鈍いのか。沖縄の未来を考えていないのか。今で満足しているのか。どういう見解を県はお持ちですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　お答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の建設促進のためには、やはり経済界の皆さん方のお力もまた御理解も大変必要だということで、私どもは要所に機会を与えていただきまして、資料をもとに説明をさせていただいております。その資料の精度もかなり高いという評価もいただきまして、大型ＭＩＣＥの建設促進に関しましては、経済界の方々の理解も得られているものというふうに承知しております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　理解が得られているというのであれば、しっかり県が一緒になって動かないといけないと思いますよ。もっとやっぱり業界にも――やはり私も、業界もＭＩＣＥが来るのを望んでいると思います。それだからこそ一緒になって動かないと予算の獲得もできないと思いますので、しっかりその辺は業界と一緒になって動いていただきたい。どういうお考えですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　まさしく議員のおっしゃるとおりでございますので、これは官のみならず業界、経済界も一緒になって連携をして、建設促進に向けて取り組んでいきたいと思います。またその努力も我々は経済界の方々ときちんとお話をしながら、一生懸命一緒に努力をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　そして次、このサンライズベルト構想は、大型ＭＩＣＥを核としたにぎわいを東海岸一帯に広げていくことが重要との答弁をいただきましたけれども、東海岸地域は多くの市町村が市街化調整区域であることから発展が制限されております。計画的な発展ができない地域となっていることについて、県はどのようにお考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　東海岸地域、特に市街化調整区域が広くありまして、市街化が計画的にできないという御意見があるのは承知しております。まちづくりにおきまして、市町村の意見が非常に重要でございまして、市町村と連携しながら取り組みたいというふうに考えています。今基礎調査も行っておりますので、その中で市町村と意見交換をしながら、将来のまちづくりについてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　土地利用するには市町村の考え方が最も重要であり、現在、地域区分のあり方について、市町村と意見交換しながらということで、座波県議にもお答えがありました。今の答弁も全く一緒だと思いますけれども、市町村は市町村の範囲でしか自分たちの都市計画ができないんですよ。この市街化調整区域、東海岸における調整区域は、市町村にまたがった区域であることから、県の考え方が重要であり、県が広域的な立場から主体的な取り組みを行って、各市町村をリードしていくということにならなければ、この東海岸一帯の開発はできないと思っておりますけれども、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（新里米吉君）　富川副知事。

○副知事（富川盛武君）　このサンライズベルト構想につきましては、ＭＩＣＥに関する地元市町村との意見交換の中で、市町村からおっしゃったように市町村単位ではなかなか難しいので、県でリーダーシップをとって、そういう構想を出してもらいたいという要求が発端でございます。御承知のように、ＭＩＣＥができますと、東海岸、中城村も通って、沖縄市、うるま市も通って、あと１本のこの交通も含めて背骨ができると、重層的に展開するということで、その中でＭＩＣＥの機能も重要になるということで、これから取り組んでいきたいと思います。新沖縄経済戦略の中で、

これを取り組んでいくということが盛り込まれております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひよろしくお願いします。

この復帰50年近くになっても、市街化調整区域が制限されていてスプロール化の原因となっているということなんですけれども、これを調整しないからこそ無秩序な市街化が形成されていって、点在して、本当に国際基準の町をつくろうとしているのかなと思うことになっておりますので、これからスピード感とスケール感を持って副知事は進めていきたいと言っていますので、ぜひこの広域的な土地利用、インフラ整備、総合的な政策は県全体、企画、土木、また観光部、総合的に一体となって進めていかなければならないと思っています。農林水産も農地法の関係でいろいろ出てくると思いますので、県が一体となって取り組まなければならないと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは次、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時55分休憩

午後１時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○新垣　光栄君　次(2)、継続可能な世界水準の観光都市沖縄を目指して導入を考えております観光税についてですけれども、４月ごろだと思うんですけれども、経済団体が観光税を創出するようにと経済団体から言ってきたわけです。早目にやってほしいと。それをなぜちゅうちょしているのか。もっとスピード感を持って導入できないのか、観光税導入ができないのか。国がもうやってしまうと、目的税、やってしまうと二重の課税になるような気がして、この税負担の荷が重いのではないかなと思っていますので、県が早目にやっていくことが大切ではないかと思っていますけれども、その辺に関しての答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　議員おっしゃる経済界というのは、沖縄観光コンベンションビューローのことかなと思いますけれども、向こうのほうでワーキンググループでさまざまなホテル関係含めまして、企業体の皆さん方から御意見を頂戴いたしまして、その答申と言いますか、提言を頂戴したところでございます。

私どもは、提言もそうでございますけれども、かつてこの観光税に関しまして議論した経緯もございます。その当時と状況違っておりますので、今まさにその意味では、千載一遇のチャンスということでございまして、その取り組みを検討委員会を設けまして、そのまた下に分科会を設けまして、今活発に議論しているところでございます。目標といたしましては、2021年、平成33年度を一つの目途にしておりますけれども、議員のおっしゃるように、もっとスピード感を持ってやる必要ということで、もっと早目にできないかということを検討委員会の中でも共通の認識を持ってできるだけ早く導入しようということでございます。ちなみに、国のほうは出国税がございますので、国の出国税とこれはまた同一のものではございませんので、国の出国税とは別に、またきちんと県のほうで観光目的税の実現に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ早急にやっていただきたいと思っております。せっかく経済界から提言があったので、そしてその税収を有意義に使っていただいて、さらなる観光の発展につなげていただければいいなと思っております。

そして次(3)、バス通学無料化について、新聞でも拝見しましたけれども、もうできないんではないかという声が聞こえてきますけれども、その辺は今どのように考えているのか。確実に実施していくのか、いつごろ――今調査をやっているということなんですけれども。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

新聞も拝見いたしました。このバスの無償化につきましては、財源もありますし支援の方法等の課題を整理する必要がございます。検討事項としましては、実態把握もそうなんですけれども、支援方法であります。例えば給付額の認定方法でありますとか給付の方法、また関連するバス会社との調整等々もございますので、その辺を踏まえて、知事からもスピード感を持って対応するようにという話があります。その辺を整理して、これ一、二年で終わるような事業ではありませんので、一旦始めますと将来にわたってという事業になりますので、その辺を整理してから支援に入っていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　財源の問題が少し引っかかっているようですので、その辺で私は子供の貧困対策とバス通学費の問題と交通渋滞対策、子供たちがバスを活用することによって大分交通渋滞が解消されると思い

ます。その２点の観点から、まずは半額にして一律6000円のフリーパスを提案したり、いろんな施策があると思うんです、その前に。そういう前の段階の施策でも、一気にやるのではなく段階的にやることも必要ではないかなと思っています。交通渋滞対策も一緒に含めれば、財源も浮いてくると思いますけれども、そういう考えはないのか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　そのような視点も含めて、いろんな観点から整理をしてまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　そのバス無料化、通学費の無料化は知事の公約にも入っておりますので、知事からの所見も伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど教育長から答弁がありましたとおり、今さまざまな形から検討を進めていこうというふうになっております。

私がこれを公約に掲げた最も根本的なものは、子供たちが親の収入を助けるために、通学費を自分でアルバイトなどで捻出する。それで勉強する、学校に行く時間が妨げられてしまっているというその現実が、そういう問題に直面している子供たちが非常に多いという現状を知ったからなんです。ですから、できる限りその家庭の収入を支えようとしている子供たちには、より学業に専念していただけるような環境をつくること、これはもう子供たちを社会全体で育てていくということの公的な役割であると思いますので、その方向でしっかり取り組んでいきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　いろんな角度から早急に、段階的にできるように考えていただきたいと思います。

それでは(4)、世界遺産の中城城跡のホテル跡地、本当に土建部の皆さんの頑張りによって、ホテル跡地の問題が解決することになりました。今後、いつごろこの解体を予定しているのか、時期は。お願いします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

建物の撤去工事につきまして今現在、設計を行っているところであります。設計といいますのは、やはり解体の方法、あとボリューム、数量等も出さないといけませんが、そういったことを行っております。

県としては、速やかに設計が完了次第、解体工事に着手したいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ早期に解体をしていただいて、それをやることによって、今私たちが中城村でも考えているんですけれども、その販売所の設置とか案内所の設置等いろんな提案ができると思っておりますので、また県と一緒になって中城村、北中城村が中城城跡の所有者でありますので、一緒になって頑張っていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

続きまして(5)、この県道29号線に関して、南北軸なんですけれども、私はこの29号線が西原でとまることが非常に問題があるのではないかなと思っています。この29号線を新たなはしご道路の軸に置いて、この軸を中城、北中、沖縄市まで１本、今那覇から西原まで行っておりますので、これは下地幹郎さんが予算頑張ったと思っておりますけれども、そういう流れの中で、今西原でとめるのではなくて沖縄市までもう一つ高速と平行した、核となる路線が必要ではないかと思っております。どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

県道29号線、那覇北中城線でございますが、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、今現在、那覇市の汀良から上原交差点まで４車線化の事業を行っております。その先の拡幅整備だということだと思いますけれども、今現在の事業中の箇所の進捗状況もしっかり確認しながら、ただ普天間飛行場の中に縦貫道路の計画もございますので、そういった広域的な交通量の役割分担、その辺もちょっと気になるところでございますが、そういったところも踏まえながら、やはり将来的にはその拡幅も検討しなければならない課題だというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　この議論はまた新たにやりますけれども、もう一つ東西線が、私はこの東西線、今３本あるんですけれども、戦後新たな県道が１つも入っていないのはその間なんですよ。そしてその３つの路線、全部途切れているんです。それは土建部長わかると思いますので、１本でもしっかりとした幹線道路をつくらないと、今中城村のほうでも南上原の住宅地が張りついたおかげで１時間以上、この８キロを進むのに１時間以上交通渋滞するという状況になっておりますので、どうにかこの東西線の整備を考えていただきたいと思っておりますけれども、どういう状態で進んでいるのかお伺いします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（上原国定君）　お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたが、県道32号線、35号線、146号線については、もう既に整備は完了しておりますけれども、確かに現在普天間飛行場跡地を横断する道路、宜野湾横断道路の構想がございます。そういった形で新たな横断道路の必要性も十分あると思いますので、その辺長期的に検討していかなければならないと考えております。

○新垣　光栄君　どうもありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

〔宮城一郎君登壇〕

○宮城　一郎君　ハイサイ　グスーヨー　チャー元気ですか。

２月に質問の機会をいただきましてから６月、９月と質問することができませんでした。日に日に存在感がなくなっております社民・社大・結連合の宮城一郎でございます。

９月に、壇上からではありますが知事にお祝いを申し上げる機会もございませんでしたので、改めて満身の喜びを添えまして、おめでとうございます。

それから同じく９月30日に仲間がふえました。大浜一郎議員、私これまで２年間、議会の中で県議会のイチローの名をほしいままにしていたんですけれども、非常にびびっております、というか恐れおののいていますので、ぜひほどほどによろしくお願いします。山内末子さんもおめでとうございます。

それでは通告に準じて質問させていただきます。

１、平成29年度に実施された那覇空港観光案内所の実証実験について。

(1)、実証実験事業としての平成29年度の成果と反省、及び結果を受けて、平成30年度は本格導入となったのか。試験継続か。あるいは廃止したのか教えていただきたいと思います。

２、住宅宿泊事業法（民泊新法）施行について。

(1)、まず文化観光スポーツ部に伺います。

沖縄観光における民泊に期待する役割、可能性について県の考えを伺います。

(2)、続いて保健医療部です。

６月の住宅宿泊事業法施行以後、県内の民泊事業届け出件数の状況を伺います。また、施行以前、県が把握していたインターネット仲介サイトの掲載件数と比較した所見もあわせてお伺いさせてください。

(3)、一方、県内旅館業法申請件数、特に簡易宿所について、住宅宿泊事業法施行以前と以後の状況を伺いたいと思います。

３、大型ＭＩＣＥ施設について。

さて、県がこれまで説明していためどとする10月が過ぎました。

(1)、基本設計に対する一括交付金交付の状況を伺います。

(2)、本事業推進に際し、これまでの県の取り組み、特に県関連国政議員に対する要請等は十分だったのか伺いたいと思います。

４、好調が続く沖縄観光について。

ＯＣＶＢｎｅｗｓおきなわ観光天気予報（予測）は長く晴れマークを続けてきましたが、11月号で同月の動向予測が晴れ時々曇りに転じました。

(1)、ＯＣＶＢｎｅｗｓおきなわ観光天気予報（予測）による今後の観光景気動向を解説いただきたい。

(2)、沖縄観光景気動向の2018年度の着地見込み及び2019年度の展望をお伺いいたします。

５、平成33年度の導入を検討している観光目的税について。

テレビ新聞等でもこのところ観光目的税について報道が活発になっています。

(1)、税徴収の方法、使途などについて、現時点までの議論経過をお伺いします。

(2)、徴収方法として考えられる業界・団体との意見交換はどのような感触か教えてください。

６、泡盛原酒について。

(1)、泡盛原酒とは何か。定義、品目、流通状況などをお伺いいたします。

(2)、沖縄白酒「王国貢酒」と銘打ち、泡盛原酒の中国への販路拡大が始まりました。泡盛の出荷量減少が続く現状で、この新しい展開をどのように考えているか所感を伺います。

７、米海兵隊普天間基地における残留性有害物質の高濃度汚染について。

たびたび検出されている普天間基地周辺のＰＦＯＳですが、ことし８月、９月の調査では最高値を検出したと聞いています。

(1)、昨年11月の答弁では、米海兵隊に対しては、沖縄防衛局を通して、ＰＦＯＳ等の原因を確認するための調査について調整する場の設定を要請しているとのことでありました。その後の進捗、あるいは結果をお伺いします。

８、沖縄における在日米軍施設・区域における統合計画、返還条件について。

普天間基地の５年以内の運用停止の期日が目前に迫ってきました。辺野古が完成しても他の条件が整わなければ普天間は返還されないとした稲田元防衛大臣発言がありましたが、以下伺います。

(1)、返還８条件の進捗状況を伺います。

(2)、普天間代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善についてお伺いします。

９、我が会派の代表質問との関連について。

比嘉京子議員の代表質問に関連してお伺いします。

県民投票条例について。

(1)、第13条に定める事務処理移譲について現時点の41自治体の同意状況を教えてください。

以上です。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　宮城一郎議員の御質問にお答えいたします。

沖縄における在日米軍施設・区域における統合計画、返還条件についての御質問の中の８の(1)、普天間飛行場返還条件の進捗状況についてお答えいたします。

平成25年４月の統合計画で示された８項目の返還条件の一つ、ＫＣ130飛行隊による岩国飛行場の本拠地化については、平成26年８月に完了しております。また普天間飛行場の能力の代替に関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備についての項目に関しては、ことしの10月24日に日米合同委員会の承認を得たと承知しております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　嘉手苅孝夫君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　１、平成29年度に実施された那覇空港観光案内所の実証実験についての御質問の中の(1)、那覇空港等観光案内所の実証実験についてにお答えいたします。

県では、平成29年度から30年度にかけて、那覇空港観光案内所において、バス乗車券などの交通系商品、着地型商品等を実証実験として販売し、その結果、観光客の利便性及び満足度の向上につながっていると考えております。平成29年度においては、８社の24商品を販売し、総販売額は1500万円で、全販売数6049件のうち、交通系商品が９割を占め、着地型商品は１割となっております。課題といたしましては、観光案内所において旅行商品を販売しているという周知が十分でないため、販売増加につながっていないということがありました。今後は、今年度までの結果を踏まえ、平成31年度からの本格導入に向け、検討していきたいと考えております。

次に２、住宅宿泊事業法（民泊新法）施行についての御質問の中の(1)、沖縄観光における民泊に期待する役割、可能性についてにお答えいたします。

沖縄教育旅行における民泊については、県外の児童生徒が沖縄の生活文化や食をじかに体験することにより、沖縄に対する理解を深め、沖縄に好意を持つことが期待される学習効果の高いメニューの一つと考えております。一般観光における民泊については、観光客に多様な宿泊手段を提供するとともに、特に欧米からの外国人観光客が長期滞在や地元との交流を望む傾向にあることから、家主との交流や地元のおもてなしいかんによって、満足度の向上が図られ、リピーター化にもつながるものと理解しております。

次に３、大型ＭＩＣＥ施設についての御質問の中の(1)、基本設計に係る一括交付金の状況についてにお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設は、アジアのダイナミズムを取り込み、本県の持続的発展に寄与する重要な施設であります。県は、基本設計の交付決定に向けて、国が課題とする需要・収支見込み及び周辺受け入れ環境整備の見込みについて丁寧に説明を重ね、さらに精緻な資料作成のためには基本設計が必要不可欠であることについて国の理解を求めております。

県においては、施設の整備に向けて国との協議を継続しているところであり、沖縄の成長可能性を引き出す大型ＭＩＣＥ施設の実現に向けて粘り強く取り組んでまいります。

同じく３の(2)、大型ＭＩＣＥ施設整備事業のこれまでの取り組みについての御質問にお答えいたします。

県はこれまで、基本設計の交付決定に向けて、内閣府に対し、十分な根拠のある資料を作成し、丁寧に説明を重ねており、県内経済団体や関係市町村等からも資料の精度について高い評価を得ているところです。また、県選出国会議員を初め、国の各政党の皆様に対し、大型ＭＩＣＥ施設整備に係る支援の要請を重ねてきており、本年度に入りましても、８月及び11月に要請書を手渡したほか、与野党問わず、機会を捉えて、継続的な御支援と御協力をお願いしてきたところであります。

次に４、好調が続く沖縄観光についての御質問の中の(1)、ＯＣＶＢおきなわ観光天気予報についてにお答えいたします。

沖縄観光コンベンションビューローでは、県内複数の宿泊施設の予測状況やクルーズ寄港動向を加味

し、ＯＣＶＢおきなわ観光天気予報を毎月発信し、最新の予報では、11月から２月までの沖縄への入域観光客数の予報が発信されております。予報の内容につきましては、11月は晴れ時々曇りで対前年96％以上から101％未満、12月は晴れで対前年101％以上から106％未満、１月及び２月は11月同様晴れ時々曇りとあらわされており、おおむね堅調に推移する見通しとなっております。

同じく４の(2)、沖縄観光の今年度の見通し及び次年度展望についての御質問にお答えいたします。

今年度の沖縄観光は、麻しんの流行を初め、たび重なる台風来襲、関西や北海道での震災などの影響を受けたものの、入域観光客数はことし10月時点において堅調に増加しており、県としましては、入域観光客1000万人の達成は十分可能であると見込んでおります。また、次年度は下地島空港旅客ターミナルの開業に伴い、下地島を初め沖縄の離島に注目が集まるほか、ラグビーワールドカップ2019の開催も予定されており、これらの機会を捉え、沖縄の魅力をＰＲすることにより、安定した需要を確保していけるものと考えております。沖縄観光コンベンションビューローにおいても、おおむね同様の認識であると聞いており、引き続き誘客プロモーションの強化、受け入れ体制の整備などさまざまな施策に一体となって取り組んでまいります。

次に５、平成33年度の導入を検討している観光目的税についての御質問の中の(1)、税徴収の方法、使途などの議論の経過についてにお答えいたします。

去る10月に開催した観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会において、観光振興を目的とする法定外目的税については、課税客体は宿泊行為とすることとされ、使途については、持続可能な観光地づくりや観光客の利便性や満足度の向上などに活用するとの基本的な考え方がまとめられました。現在、税率や課税免除など制度の詳細について、同委員会のもとに設置された分科会で検討していただいているところであります。

同じく５の(2)、業界・団体との意見交換の感触についての御質問にお答えいたします。

観光振興を目的とした法定外目的税については、課税客体を宿泊行為とすることで観光関連団体等の理解は得られております。現在、有識者及び観光関連団体等で構成する検討委員会で制度の詳細を検討していただいているところであり、県としては、今年度末に予定されている同委員会の提言を踏まえ、法定外目的税の詳細を定めることとしており、早期に導入できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　それでは、２の住宅宿泊事業法（民泊新法）施行についての御質問の中の(2)、民泊の届け出状況等についてお答えします。

平成30年11月16日時点における住宅宿泊事業法に基づく県内の届け出件数は、612件となっております。また、平成28年度に県が行った民泊仲介サイトに係る調査において確認された掲載件数は、1040件となっております。平成28年度に行った調査で確認された許可件数が264件であったことと比較すると、住宅宿泊事業法に基づく適法な民泊施設が増加しているものと考えております。

次に、(3)の簡易宿所の申請件数についての御質問にお答えします。

住宅宿泊事業法の施行日が平成30年６月15日であることから、４月から６月の３カ月間を施行前、７月から９月の３カ月間を施行後とした場合、施行前の簡易宿所の申請件数が272件、施行後が111件となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　６の泡盛原酒についての(1)、泡盛の原酒についてにお答えいたします。

泡盛の原酒とは、泡盛を製造する過程において、発酵後のもろみを蒸留し、割り水で度数を調整する前のアルコールの状態のことです。酒税法上、アルコール分が45度を超える場合原料用アルコールに分類されており、一部の泡盛酒造所では、商品として流通されておりますが、その実態は十分に把握できておりません。

次に同じく６の(2)、泡盛酒造所の新たな展開に対する県の考え方についてにお答えいたします。

泡盛の海外展開につきましては、国の主導による琉球泡盛海外輸出プロジェクトを通して、官民一体となった取り組みを展開しております。泡盛原酒の中国への販路拡大については、同プロジェクトの一環で取り組まれていると聞いております。県では、泡盛業界による女性・若者の嗜好に対応した泡盛リキュール等の新商品開発や販路拡大イベント島酒フェスタなどの新たな取り組みに対し、支援を行っております。今後とも、国との役割分担を図りながら、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　７、米海兵隊普天間基地における残留性有害物質の高濃度汚染についての御質問の中の(1)、ＰＦＯＳに係る米海兵隊への要請の進捗状況についてお答えします。

当該要請については、米側から沖縄防衛局を通して、県調査結果については、既に沖縄防衛局から説明を受けており、直接の説明は要しない旨の回答があり、調整する場の設定は実現できておりません。そのため県では、沖縄担当大臣や防衛大臣に対し、基地への立入調査について協力を要請するとともに、沖縄防衛局に対し、県の調査結果や地元自治体等との調整状況について情報提供しております。また、同飛行場からの排出が疑われるＰＦＯＳを含有する泡消火剤に関する情報収集を行うなど、立入申請へ向け検討しているところであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　８、沖縄における在日米軍施設・区域における統合計画、返還条件についての(2)、普天間飛行場の返還条件についてお答えします。

普天間飛行場の返還条件の一つである民間施設の使用の改善について、平成29年８月に翁長前知事と小野寺前防衛大臣との面談の中で、大臣からまだ中身が日米でしっかり議論されている内容ではないとの説明がありました。また、同年９月及びことし７月開催の普天間飛行場負担軽減推進会議の作業部会において、具体的な説明を求めたところ、政府からは、現時点で具体的に決まったことがあるわけではない旨の回答がありました。

次に、我が会派の代表質問との関連につきまして、41市町村の同意状況についてお答えします。

県民投票の事務の実施に係る予算について、41市町村の全てにおいて、市町村議会の12月定例会等に補正予算案を提出済み、または提出する予定と聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　御答弁ありがとうございました。

付された番号とは順が変わって再質問をさせていただくことになると思いますが、お許しください。

まず５番目の平成33年度導入を検討している観光目的税についてですが、先日分科会の様子を報道等で拝見させていただきました。情報を全て把握できていないのでちょっと確認させてください。

２回の検討委員会と１回の分科会において、観光目的税の導入方針と、それから課税客体を宿泊行為とする方針はもう決定ということでよろしいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　おっしゃるとおり検討意見の中で、客体は宿泊行為ということで、最終的には私文化観光スポーツ部長に来年３月末に提言されることになっておりますけれども、その方向で進んでいるということでございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　では、検討委員会と分科会においての方針決定ということで、その後県に上がってくるということでした。まだ県としての方針決定ではないということでよろしいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　この後の県庁内の関連部局長による制度協議会がございますので、そこでまた改めて議論しながら最終的に知事に決断していただいて決定するという運びとなります。

以上です。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　この観光目的税を県で導入するに当たって今後の流れですけれども、恐らく条例制定をしていかなければいけないというふうに思っています。大体の手順とタイムスケジュール的なことを教えてください。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（嘉手苅孝夫君）　先ほど新垣光栄議員のときにも答弁させていただきましたけれども、一応めどとしては2021年、平成33年度ということでございます。全国的にも観光目的税の導入が進む中、時期的には今がチャンスということからしますと、もう少し早目にということでございますけれども、ただ先ほども申し上げましたとおり協議会の中での議論の動向、それから業界・団体のコンセンサスの動向等も要りますので、いつ条例とまでは今この場では申し上げられませんけれども、できるだけ速やかにスピード感を持って進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　先ほど御答弁の中で業界・団体との

了解は得られているというふうなニュアンスの御答弁があったと思うのですが、今私が業界・団体、具体的には組合のほうになるんですけれども、話をする限りは、まだまだ議論が深まっていないということらしいんですよ。確かに検討委員会には恐らく２者、分科会には３者ほどの宿泊事業者が出席していると思うのですが、その出席者からのフィードバックもないですし、実際にその検討内容の中で出てきている使途などについて――４つほど出てはいるんですが、これが実際に宿泊施設が徴収の労をとるとしたときに、宿泊施設としてのメリットはどこら辺にあるのかというのが全く見えないというふうなことをおっしゃっていました。ですので、その辺が見えてこないと議論さえも始まらないというのが今私の耳に届いている業界の声でございまして、この辺は今後議論を進めていく中で、あるどこかのタイミングでもうここまで議論が進んじゃったからもう宿泊以外にはないんですというふうな、ちょっと乱暴な議論の手順の進め方というのはぜひ避けていただいて、早目に業界・団体が議論できるような情報提供・共有を進めていただくことを要望として上げておきたいと思います。

続いて、８の沖縄における在日米軍施設・区域における統合計画の返還条件についてということで、普天間代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善ですが、これは議事録とかを見ていても、先ほど御答弁にもあったようにそれほど深い議論がまだまだなされていないように見られます。

ここで言う緊急時というところを今どのように国と話し合いをされているのか、あるいはどういうふうに県は捉えているのかというところを教えてください。

○議長（新里米吉君）　謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君）　お答えします。

これは、私のほうで答弁させていただきたいと思います。といいますのは、副長官との第３回目の議論のときにこの件について大分議論したものですから、お答えしたいと思いますが、我々緊急時というのは、有事というふうに考えておりますというふうに発言しました。有事である際に一番必要なのは、物資ですとか兵員を輸送します。そうしますと長い滑走路が必要になると、これは2500メートル以上の滑走路。ところが辺野古については1600、オーバーラン入れても1800メートルということで、それで長い滑走路が必要になるということでこういった条件が出ているだろうということを私はまず指摘しました。この埋立必要理由書の中で政府においては、滑走路を含め所要の地積を確保できるというふうに言っておりますけれども、実は、事ほどさようにまず滑走路が短い、それから兵員とか物資をやるだけのスペース、これは埋立地、陸域埋立部分を合わせても205ヘクタールということで、普天間飛行場480ヘクタールですから、43%しかならないということも指摘しました。そういったことで所要の面積も確保できないだろうと。そういったことを踏まえまして、やっぱり必要理由としている部分にも該当しないということで辺野古よりも――そもそもそういった短い滑走路、それから狭い地域だということがこういった返還条件に入れられる要因であろうということを指摘しまして、そうであるならば逆に、こういった返還条件にならないような形で既存の自衛隊を含む施設、そういったものを活用したほうがいいのではないかということを申し上げたところでございます。

ですからそもそも返還条件というのは、普天間飛行場の代替施設が米軍が求める施設としては十分ではないということが前提になっていますよと。そういったことを考えた場合に、逆説的に見た場合には、返還条件が要らないような施設はそもそも県内において難しいですので、県外・国外において検討すべきではないかということを指摘したということでございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　今、謝花副知事おっしゃったように、当時の又吉公室長の答弁とか議事録を見ていても、緊急時というのが非常に長い文章であったんですけれども、私にはちょっと緊急時が何なのかというのは理解できない御答弁でした。あくまで私が理解できないだけなんですけれども。一般論で言うところで緊急着陸とかという語があるんですけれども、ことしの頭のほうから非常にこの緊急着陸等も多くありました。もちろん県議会はその都度抗議するんですが、これはもちろんそういう緊急着陸がないようにメンテナンスして保守してから飛ばしてくださいよというところにおいて、緊急着陸が発生したことについては、抗議はするんですけれども、やはり人道上そういう一旦空に出た後に緊急着陸の必要性が発生しましたら、やはりこれは認めていかなくてはいけないとは思うんです。そういうことがなぜ普天間の返還条件になるのかと考えたら非常に違和感がある。そういう意味では、副知事がおっしゃったように、有事いわゆる仮に民間施設を使用するとして他国なりでの軍事行動に使っていくことを想定しているのかなということで非常に憂いを持っております。

今米軍の駐留を受け入れている日本以外の国でも、

例えばトルコやイタリア、イラクなどでは、自国の米軍基地から出撃した米軍機が国外で軍事作戦を行う場合、その米軍基地の使用を拒否できる協定を結んでいるケースがあると思います。これは米軍の行動の結果、自国が戦争に巻き込まれる危険性があることからそういう協定があるんですけれども、一方、日本の場合、在日米軍を使用して他国への軍事行動への使用をどういう状態になっているのか、認めているのか、拒否できるのか教えていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

米軍による日本国内の民間施設、民間空港の使用については、ガイドライン――日米防衛協力のための指針に日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態への対処として、日本政府は日米安全保障条約及びその関連取り決めに従い必要に応じて民間空港及び港湾を含む施設を一時的に使用に供するとされておりますが、重要な影響を与える事態というのが具体的にどのようなものが該当するのかは、政府から明確にされていないため現在沖縄防衛局に照会しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　在日米軍施設についてはどうですか、拒否できるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　米軍専用施設ということであれば、その管理運用については米側のほうの運用に委ねられているというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　ですので今他国では、米国とある国との戦闘に巻き込まれるおそれがあるがゆえに、たとえ米軍施設であろうともそれを拒否する協定があるにもかかわらず、日本においては、在日米軍はそれは米軍の運用に任されているというところで民間施設においては、今非常にグレーな表現にとどまっているところ、これが今回の８条件の中の民間施設の使用が普天間の返還施設として認められるとすれば、これは民間空港の使用さえも他国との戦闘に巻き込まれる危険性というものを強く包含していると思うんです。これが普天間の返還条件として我々、県もそうですし、県民も容認できるのかというところについてお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　民間空港の緊急時の使用の改善につきましては、翁長前知事と防衛大臣との会談、あるいは負担軽減推進会議の作業部会でも私どもも確認しているところですけれども、明確な返答がない状況でございます。この辺につきましては、きちんと繰り返し求めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　何も決まっていないでは、我々も協議のしようもない、検討のしようもないというふうに思いますので、これは昨年６月にこの８条件の議論が非常に活発になったときにもありましたけれども、ぜひ早目に国のほうと内容の真意、意図するところというのをはっきりさせた上で、私たち沖縄県として返還８条件というのは、日本と米国が決めただけであって我々は許容できないよ、できるよというところをはっきりと定めていかなければならないというふうに思います。要望として上げておきます。

続いて、９番の県民投票条例についてお伺いします。

まず私の選挙区であります宜野湾市、その宜野湾市議会が先日県民投票条例に対して反対する意見書を賛成多数で採択した件から伺います。

意見書では、県民投票の結果が普天間基地の固定化につながる可能性を懸念しているようです。市長も同様のコメントをしていました。県の見解を聞かせていただけますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　辺野古移設は埋立承認から５年が経過しても全ての実施設計すらできておりません。また今から実施しても約13年以上はかかるものと思われております。一方で、普天間飛行場の５年以内運用停止を含む危険性の除去は喫緊の課題であり、県としては、今後13年以上にも及ぶ固定化は認められるものではありません。

県としましては、ことし10月、11月の玉城知事と安倍総理の面談におきましても、普天間飛行場負担軽減推進会議の早期開催を求めたところであり、今後も引き続き同会議におきまして、宜野湾市と連携し同飛行場の５年以内運用停止を含む危険性の除去を政府に強く求めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　宜野湾市の前市長の佐喜眞淳氏なんですけれども、これまで普天間基地の危険性の除去についてあらゆる選択肢を排除しない、この考えを一貫して主張していたと私は記憶しております。沖縄県はこの言葉を聞いたことがありますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今議員御質問の発言に関しましては、平成29年度沖縄県軍用地転用促進基地問題協議会の政府への要請内容に係る市町村との調整の中で、普天間飛行場固定化阻止に係る要請文案につきまして、宜野湾市から要請文案にありました県外移設の文言を削除しあらゆる方策の文言を追加する修正案の提案があったことがございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　であれば県民投票の結果、埋め立て反対が多数というという結果についての懸念だと思うんですけれども、辺野古に新基地ができなくてもその他の選択肢も模索する、あるいはその他の選択肢にも果敢に挑む、そういう心情だというふうに私は理解しております。

今の宜野湾市の市長あるいは市議会のいろいろな考え方なんですけれども、まるでこの辺野古新基地建設によって普天間問題を解決したい、固定化されてしまうという懸念、そういうふうにも受けとめてしまいます。でしたらぜひそういうことは、選挙のときにしっかりと明言していただいた上で戦う、私はそうすべきだというふうに考えます。

もう一つ、この県民投票についての考え方なんですけれども、宜野湾市議会の意見書はこうも述べています。玉城知事は、知事選挙等で辺野古に反対する民意は示されたと主張しており、県民投票を実施するのは予算の無駄であると。玉城知事誕生にしろ翁長前知事の誕生のときもそうですが、そういう民意が示されたとして政府はその民意にどのような対応をこれまでされていますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

安倍総理は、ことしの慰霊の日での記者会見や10月24日の所信表明演説などで、沖縄の皆さんの心に寄り添いと繰り返し御発言をされております。しかしながら実際には、辺野古新基地建設に反対する民意を顧みることなく、政府は私人の権利利益の救済制度である行政不服審査制度を用いたり、法令上必要な手続を欠いたまま土砂の搬入を行うなどして土砂の投入を行おうとしており、非常に遺憾であります。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　今回の意見書、私の個人的な見解ですけれども、正直言って驚いています。というのは、今回の県民投票条例が知事発議でも議員発議でもなくて、県民が９万人余りの署名を持って請求した住民発議から成立した条例だからです。今回の宜野湾市議会で採択された意見書の意味するところは、市内の署名4813筆、この市民に対してその4813筆の意思表示をも奪い取ってしまう。そういう意味で私も4813筆の１人として、今回の意見書について所感を述べさせていただきたいと思います。

私、先日那覇市が施行する路上喫煙防止条例を勉強する機会がありました。この条例は、当初から罰則規定を設けてありましたが、施行後２年間は周知期間として罰則を猶予していた経緯があります。この条例は罰則がなかった期間と罰則がある期間を両方経験している条例と言えます。那覇市の担当者に罰則がなかったときとあったときで条例の重要性に差があったのか、すなわち罰則の有無で条例は重んじられたり軽んじられたりするのかということを尋ねましたら、罰則があろうがなかろうが条例は尊重されなければならないという答えが返ってきました。

県はこの那覇市の考えについてどのような感想をお持ちでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　一般論としまして、罰則の有無にかかわらず法令及び条例は尊重されるべきものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　今回市町村、あるいは市町村議会の動きを見ていて不安なことがあります。それはこの罰則の定めがないことを理由に自治体の長がみずからこの事務を拒否した場合、その後自治体で制定される条例に罰則規定がないケースでは、市民の条例遵守の意識というものにモラルハザードが起きないかということです。市民にとって、市長から条例違反ソールムンワッターヤティン条例守ランディシムサニと、そういうふうな方向に向かっていくことを非常に危惧しています。これはそのときの市長だけではなく、次の市長、その次の市長も同じ十字架をずっと背負っていくということで大変危惧しているという私の所感を述べさせていただいて質問を終わりたいと思います。

どうも御答弁いただきましてありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時49分休憩

午後２時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○渡久地　修君　まず、沖縄の米軍基地について。

米国防総省「基地構造報告」によると、米軍は海外

基地数を縮減していますが、日本だけ不変となっています。10年前と比較して、世界全体とドイツ、イタリア、日本における縮減数と割合とそれについての見解を伺います。

沖縄は世界で最も米軍基地が集中した異常な地域になっています。沖縄単独で、日本、ドイツに次いで米軍基地が集中する韓国を大きく上回っています。米軍基地面積と資産価値について、沖縄県と韓国、英国、イタリアとの比較と見解を伺います。

米国が日本の基地を撤去しない理由は、米軍への思いやり予算などで米国より日本に置いておくほうが安上がりだからではないか。

日米地位協定によって米軍にとっては何の制約もないからではないか。

この実態を県民、国民、米国と世界の人々に知らせる対応が必要ではないか。

次に、辺野古新基地建設について。

建設費用は限りなく膨らんでいくと思いますが、現時点での県の試算について伺います。

県の振興予算の何年分に相当するのか。

２％の消費税増税総額は幾らか。県の試算によると、消費増税分２兆円は辺野古新基地建設で消えてなくなることになります。最大の無駄遣いではないか。

沖縄振興予算は減らし、県民が反対している新基地を莫大な税金で建設する無駄遣いは許されません。県民が望んでいるのは子供の貧困対策を初め、福祉、医療、教育予算の大幅な増額でありますが見解を伺います。

次に、普天間基地を直ちに運用停止させることについて。

日本政府が約束した普天間飛行場の来年２月までの運用停止について、日本政府がアメリカ政府と交渉した形跡はあるのか。

玉城デニー知事は、訪米で米国政府も当事者であることを強調したと思いますが、日本政府が交渉していない以上、一方の当事者である沖縄県から、日本政府と沖縄県で普天間飛行場の５年以内の運用停止について約束している。その期限は来年の２月末ですと、米国政府、在日米軍司令部として実行してほしいと玉城デニー知事名で米国政府と在日米軍司令部に正式に通知すべきです。

次に、日米地位協定について。

この協定は、米国への従属を意味しているのではないか。

全国知事会が抜本改定を全会一致で決議して政府に提案しました。佐賀県議会なども続いて決議しています。沖縄県として、決議実現への行動を全国知事会に働きかけるべきではありませんか。

次に、基地から自立した沖縄経済について。

復帰時点と今日との県経済に占める米軍基地関連収入はどうなっているか。基地だったときと返還された今日の経済効果、雇用効果について、小禄金城地区、新都心地区、ハンビー地区のそれぞれについて伺います。

普天間基地が返還されたらどのような経済効果、雇用効果があるのか。

基地を返還してもらったほうが沖縄経済は発展するということが明らかになっているのではないか。

これからの沖縄経済の発展方向をどのように描いているのか。

次に、県土保全条例について。

この条例が制定された趣旨、目的を伺います。

自然環境の保全、次世代に継承するという21世紀ビジョンを実現するための改正についての検討を行っているとの趣旨だと思いますが見解を伺います。

県議会総務企画委員会は、離島自治体の視察を進め、これまで11の離島自治体を視察調査してきました。玉城デニー知事も15の離島自治体全ての視察調査を順次実施すべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　ただいまの渡久地修君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

15分間休憩いたします。

午後２時54分休憩

午後３時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前の渡久地修君の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　渡久地修議員の御質問にお答えいたします。

質問要旨７の(1)、離島自治体の視察調査の実施についてお答えいたします。

県では、離島振興を重要施策の一つと位置づけ、定住条件の整備や離島の特色を生かした産業振興に取り組んでおります。平成29年度には離島振興計画の見直しを行い、離島観光の推進、人材の確保、子育て支援の充実など重要性を増した課題を追加したところであります。これらの課題を克服し、離島地域の活性化を推進するため、私もできるだけ多くの離島に足を運び、現状や課題の把握に努め、施策に生かしていきたいと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、沖縄の米軍基地についての(1)、米軍の海外基地の縮減についてお答えします。

アメリカ国防総省が公表している「基地構造報告」における、2007年と2017年の米軍の海外基地数を比較すると、海外基地全体が761施設から514施設で247施設の減、減少率は32.5％、そのうち、ドイツが268施設から194施設で74施設の減、減少率は27.6％、イタリアが83施設から44施設で39施設の減、減少率は47.0％となっております。一方、日本は124施設から121施設で３施設の減、減少率は2.4％にとどまっており、米軍が海外の基地を縮減する方向にある中で、在日米軍基地の縮減は進んでいないものと考えております。

次に１の(2)、沖縄と海外の米軍基地面積、資産価値の比較についてお答えします。

「基地構造報告」における2017年９月末現在の面積と資産価値は、韓国が約１万2542ヘクタールで約２兆7700億円、イギリスが約3238ヘクタールで約8900億円、イタリアが約949ヘクタールで約１兆800億円となっております。一方、同報告書において、在沖米軍基地として確認できる施設は、約１万8947ヘクタールで約４兆2200億円となっており、日本の一地方自治体の沖縄県だけで、米軍が基地を置く主要な国々を上回っている状況となっております。

次に１の(3)のア、在日米軍基地と思いやり予算の関係についてお答えします。

米軍駐留経費負担については、1995年の米国防総省東アジア戦略報告書において、同盟国との経費分担の仕組みがあるため、実際、米国本土に軍を置くよりも前方展開するほうが米国にとっては費用がかからないと記述されるなど、さまざまな見解が示されております。思いやり予算のあり方については、今後とも国政の場で十分に議論を深めていただきたいと考えております。

次に１の(3)のイ、在日米軍基地と日米地位協定の関係についてお答えします。

米軍が日本の基地を撤去しない理由と日米地位協定の関係については、明らかになっておりません。一方、県の調査で、ドイツ・イタリアにおいては、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで自国の主権を確立させ、米軍の活動をコントロールしていることや、地域レベルの委員会が設置され、地元自治体の意見などを米軍が聴取しており、両国とは大きな違いがあることがわかりました。

県としましては、今後とも、全国知事会、渉外知事会、軍転協や各政党等とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求めてまいります。

次に１の(4)、沖縄の米軍基地等の実態を知らせる対応についてお答えします。

米軍基地問題を初めとした沖縄県の課題解決のためには、国内外において、沖縄の実情等について理解を深めることが重要であると考えております。このため、沖縄の米軍基地問題をわかりやすく説明した日英両言語によるパンフレットの作成、英語版ホームページの活用、ワシントン駐在による情報発信、他国地位協定調査、地位協定ポータルサイトの開設などを実施しているところであり、今後とも、国内外への情報発信強化に取り組んでまいります。

次に２、辺野古新基地建設についての(1)、辺野古新基地建設の費用についてお答えします。

沖縄県は、政府との協議に当たって大まかな目安を持つために、承認願書の資金計画書で示された額と沖縄防衛局がこれまでに支払ったとする額を比較検討し、また、今後必要となる軟弱地盤の改良工事などを考慮し、辺野古新基地に関する完成までの埋立工事に要する費用を概略で算定しました。その結果、費用は最大２兆5500億円かかるものと試算したところです。また、当該費用に、埋立完了後の基地施設の建設費用が追加されることになります。

次に２(2)、２(3)、２(4)、新基地建設の費用と他の予算との比較についてお答えします。２(2)から２(4)は関連しますので一括してお答えします。

県の試算では、埋立工事に要する費用は、概略で最大２兆5500億円かかるものと推算しております。一方、平成30年度の沖縄振興予算は3010億円となっておりますので、埋立工事に要する費用は、子供の貧困対策を初め、福祉・医療の充実、教育の振興等の財源となる沖縄振興予算の約８年分に相当する計算になります。また、消費税増税総額につきましては、現在、軽減税率などが議論されており、正確な金額は把握できておりません。いずれにせよ、このように膨大な全体費用について、これまで国会や国民に対して示されておらず、県としては、辺野古新基地建設は、財政的にも極めて困難ではないかと考えております。

次に３、普天間基地を直ちに運用停止させることに

ついての(1)、普天間飛行場の５年以内運用停止に係る米国政府との交渉についてお答えします。

平成26年２月に、普天間飛行場の５年以内運用停止について、米国防総省当局者が、日本政府からの正式な要請はない、米政府は同意していないと明言した報道があったことは承知しております。県はこれまで、５年以内運用停止を含む危険性の除去について、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会において政府に対し求めてきたところですが、政府から米国政府との交渉に関する説明はありませんでした。

次に３の(2)、普天間飛行場の５年以内運用停止に係る米国政府への通知についてお答えします。

県はこれまで、普天間飛行場の５年以内運用停止を含む危険性の除去について、宜野湾市と連携し、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会において政府に対し求めてきたところです。

県としましては、議員御提案の件も含め、さまざまな手法を、宜野湾市とも連携し、検討してまいりたいと考えております。

次に４、日米地位協定についての(1)、日米地位協定についてお答えします。

日本においては、米軍に対し、原則として国内法が適用されず、日米で合意した飛行制限等も守られない状況や、地元自治体が地域の委員会設置を求めても一顧だにされない状況です。

県としましては、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定を抜本的に見直すことで、米軍にも国内法を適用し、自国の主権を確立させる必要があると考えております。

次に４の(2)、全国知事会に対する決議実現への働きかけについてお答えします。

去る７月に、全国知事会は日米地位協定の抜本的な見直しを含む提言を全会一致で決議し、８月には政府に対して提言を行っております。また、佐賀県、北海道、和歌山県、長野市など多くの地方議会においても同様の意見書が可決されるなど、地位協定の見直しを求める動きが全国に広がりつつあります。県においては、11月に行われた政府主催全国都道府県知事会議において、玉城知事から政府に対し、改めて地位協定の抜本的な見直しを強く求めたところです。今後、全国知事会、渉外知事会、軍転協や各政党等とも連携し、地位協定の抜本的な見直しの実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　川満誠一君登壇〕

○企画部長（川満誠一君）　５、基地から自立した沖縄経済についての(1)、県経済に占める米軍基地関連収入と返還跡地における経済効果についての御質問にお答えいたします。

平成27年度の基地関連収入は2305億円、県民総所得に占める割合は5.3％となっており、復帰の年である昭和47年度の15.5％から大幅に低下しております。また、平成27年１月に県が公表した駐留軍用地跡地利用に伴う経済効果の調査によると、活動による直接経済効果については、那覇新都心地区では、返還前の52億円に対し、返還後は1634億円と約32倍、小禄金城地区では、34億円に対し、489億円と約14倍、桑江・北前地区では、３億円に対し、336億円と約108倍になると試算されております。跡地利用に伴う誘発雇用人数については、那覇新都心地区では、返還前の485人に対し、返還後は１万6475人と約34倍、小禄金城地区では、257人に対し、4885人と約19倍、桑江･北前地区では、25人に対し、3377人と約135倍になると試算されております。

同じく５の(2)、普天間飛行場が返還された場合の経済効果についての御質問にお答えします。

普天間飛行場が返還された場合の活動による直接経済効果については、返還前の120億円に対し、返還後は3866億円と約32倍になると試算されております。また、跡地利用に伴う誘発雇用人数については、返還前の1074人に対し、返還後は３万4093人と約32倍になると試算されております。

同じく５の(3)、基地返還による沖縄経済の発展についての御質問にお答えいたします。

沖縄の米軍基地は、特に、人口が集中する中南部都市圏において、市街地を分断する形で存在し、計画的な都市づくりや交通体系の整備、産業基盤の整備などの経済活動の制約となっております。一方、基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっており、今後、基地返還及び跡地利用が進めば、さらなる沖縄の経済発展等が期待できると考えております。

同じく５の(4)、沖縄経済の発展方向についての御質問にお答えいたします。

沖縄の経済振興については、地理的優位性を生かし、アジアの活力を取り込み、スケール感とスピード感を持ってさまざまな施策を推進することにより、沖縄の可能性を高く引き出し、現在の好調な経済を加速させていく視点が重要であると考えております。具体的には、観光・リゾート産業や臨空・臨港型産業など地域特性を生かした比較優位性のある産業を振興し、

域内産業を活性化させることにより、経済全体を活性化させ、持続的に発展する好循環をつくり上げてまいります。

次に６、県土保全条例についての(1)、条例の制定趣旨、目的についてお答えいたします。

沖縄県県土保全条例は、安全で良好な地域環境の確保による住民の生命、健康及び財産の保護と県土の秩序ある発展を図るため、開発行為の許可の基準と適正化等に関する事項を定め、これにより無秩序な開発を防止し、もって県民の福祉に寄与することを目的として昭和48年に制定されております。

同じく６の(2)、この条例改正の検討についての御質問にお答えいたします。

沖縄県県土保全条例は、昭和48年に制定され、県ではこの間、開発行為に係る知事への事前協議や開発行為の許可を通じて事業者を適正な開発へ誘導し、条例目的の実現に向けた運用に努めております。一方、条例は、時代の変遷による諸条件の変化に伴い、その有効性、実効性などが検証され、必要に応じて改正等が検討されるものであります。こうした観点から、県土保全条例については、制定以来の諸条件の変化に加え、21世紀ビジョンの基本理念を考慮し、条例の趣旨、目的が実現できるよう改正の必要性について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　どうも、知事就任おめでとうございます。

県議会での初めての質問になりますので、きょうは玉城デニー知事に基地問題についての基本的な認識をお尋ねしたいと思います。

まず、沖縄が日本に復帰した1972年当時、世界には主要な軍事同盟というのは10ありました。それが、今日６つが解体、機能停止して現在残っている主要な軍事同盟はＮＡＴＯ、日米安保条約、米韓安保条約、米豪安保の４つとなっています。そして今、朝鮮半島でも非核への劇的な動きが出ています。アメリカ軍も世界的には縮小の方向に動いています。これ先ほど答弁ありました、10年前と比べると247の米軍基地が閉鎖され、ドイツでは74カ所、イタリア39カ所が閉鎖されました。日本はほとんど変わっていません。

それで公室長、先ほど基地の数を聞きましたけれども、駐留米軍、世界の軍人の駐留人数、この10年間どうなっているのか、全体とドイツ、日本についてお尋ねします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

米国防総省の下部組織であります国防人員データ・センターが公表している統計によりますと、米国外全体の駐留人数は2008年が約36万4000人でしたが、2018年には約16万3000人になり、10年間で約20万人、約55％減少しております。また、ドイツにおける駐留人数は2008年が約３万9000人でしたが、2018年には約３万5000人になり、約4000人減少しております。一方、在日米軍の駐留人数は2008年が約４万2000人でしたが、2018年には約５万5000人になり、約１万3000人増加しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時30分休憩

午後３時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○渡久地　修君　今答弁にありましたけれども、10年間で20万人、全体で削減されて、ドイツで4000人削減されているけれども、日本は逆に１万3000人増加していると、非常に異常です。

それでは、世界の駐留人数に占めるこの日本の割合、これは10年前と比較して今どうなっているかお答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

米国外の駐留人数に占める在日米軍の割合は2008年が11.7％でしたが、2018年には33.7％と約３倍に増加しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　知事、このように世界で駐留の米軍人は減っているけれども、逆に日本は11％だったのが33％、３倍にふえていると。これまさに沖縄の方言で言ったら、アキサミヨーですよ。もう異常でしかないと。

それで、先ほど答弁ありましたけれども、韓国の国土面積と沖縄の県土面積の比較、そして米軍基地面積の比較をお尋ねします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

沖縄の面積は約2281平方キロメートル、韓国の面積は約10万平方キロメートルとなっており、沖縄の面積は韓国の約44分の１になっております。一方、「基地構造報告書」の面積を比較すると、沖縄の米軍

基地面積は韓国の約1.5倍となっております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　休憩。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後３時31分休憩
午後３時31分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○渡久地　修君　これ、今の答弁をグラフにしたものです。沖縄の県土面積、韓国と比較すると44分の１、たったこれだけです。ところが、韓国全体の基地の面積と沖縄の基地の面積を比較すると逆に沖縄が44分の１でしかないのに、基地の面積は1.5倍と。こういう異常な状況になっている。
公室長、これは沖縄が世界一米軍基地が集中しているという実態があらわれているんじゃないですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　世界一かはちょっと比較対象によりますけれども、非常に集中しているということは間違いないかと思います。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　これまでも聞いてきているが、じゃ日本全国の中で沖縄の基地の比率はどうなっていますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　米軍専用施設面積につきましては、約70.3％となっております。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　このように0.6％のところに70％基地が集中している。この日本は世界で一番基地が逆行してふえている。韓国と比較しても1.5倍基地がある。これは世界一沖縄に基地が集中しているということなんです。それを比較、今さっきの比較でわかるじゃない。これだけ集中して誰が一番被害受けているかと言ったら、県民。この基地があるがゆえに事件・事故、爆音、それで特に子供たちや女性たちが被害を受けているんですよ。この集中の結果なんです。
それで、これまでも聞いてきましたけれども、復帰後の米兵犯罪数、そして直近の犯罪、事件、最近の普天間基地、嘉手納基地の爆音被害状況、普天間第二小学校の米軍機による避難状況についてお尋ねします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後３時35分休憩
午後３時35分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
知事公室長。
○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。
復帰後、平成29年末までの米軍人・軍属による刑法犯検挙件数は、沖縄県警察の公表資料によりますと、軍人が4694件、4753人、軍属が142件、135人となっております。
軍人・軍属による犯罪事例としましては、2016年、平成28年４月28日うるま市で発生した元海兵隊員の米軍軍属による女性暴行殺人事件、2017年、平成29年11月19日、那覇市で発生した海兵隊員による飲酒運転死亡事故、ことし７月29日北谷町で発生しました海軍兵による傷害事件などがございます。
米軍機による航空機関連事故につきましては、昨年１月からことし11月まで県が把握するだけで、墜落事故２件を含む75件が発生しております。主な航空機事故としましては、2016年12月13日、名護市東海岸の沖合で発生した普天間基地所属のＭＶ22オスプレイの墜落事故や、2017年10月11日東村高江で発生した普天間基地所属のＣＨ53Ｅの不時着炎上事故などがございます。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　嘉手納飛行場と普天間飛行場の騒音の状況でございますけれども、県が関係市町村と連携をして実施しております航空機騒音測定結果によりますと、平成29年度は、嘉手納飛行場周辺の21測定局のうち８局で環境基準を超過し、前年度の６局に比べて２局増加しております。また、１日当たりの騒音発生回数も21測定局中20局で増加をしている状況にございます。また、普天間飛行場周辺では前年度に引き続き、上大謝名局で環境基準値を超過し、特に夜間22時から翌朝６時までの騒音発生回数が15測定局中14局で増加をしているという状況にあります。これらのことから、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼしている状況にあると考えております。
以上であります。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　お答えします。普天間第二小学校の避難についての御質問でしたのでお答えします。
普天間第二小学校では、平成30年２月13日から運動場使用を再開いたしまして、平成30年11月28日現在の避難回数は706回となっております。
以上です。
○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。
○渡久地　修君　この２年、事件・事故、犯罪が一向

に減らない。これは多分世界で一番多いと思います。爆音もまき散らしたい放題、民間地上空も飛びたい放題、これは全て私は日米地位協定によって米軍のやりたい放題が許されているからだと思いますが、どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　ドイツ・イタリアとの他国調査を行いまして、どちらの国も原則国内法を米軍にも適用されているということが確認できました。一方で日本におきましては原則適用除外ということで、全国知事会におきましても、航空法などの適用を含む日米地位協定の抜本的な改定を求めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　私は、世界で一番米軍基地が集中している理由、そしてやりたい放題は何なのかと、これはこれまでも追及してきましたけれども、政府が抑止力のためというのはこれは全然違う。それは皆さん方もこれまでの日本政府の高官の話などを引用していますけれども、米軍にとって居心地がいいからだと。これはアメリカの議会でも証言されています。当時のワインバーガー国防長官、ジョンソン国務次官補、マッキー在日司令官などが、沖縄に駐留する米海兵隊は日本防衛の任務を割り当てられていない。アメリカは日本防衛だけに専念するいかなる部隊も日本には維持していない。こういうことをアメリカの議会で証言しています。これは県も確認していると思いますが、それについて見解、教えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

今、議員御指摘のワインバーガー国防長官時代の1982年米国防総省は、米国上院歳出委員会小委員会に対して、「在沖海兵隊は、日本防衛の任務に充てられていない。在沖海兵隊は、第７艦隊の即応海兵隊として機能しており、西太平洋及びインド洋における同艦隊の活動地域のいかなる場所にも配備される可能性がある。」などと、そのほかのジョンソン国務長官、マギー元在日米軍司令官なども大体同様の発言をされております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　このように日本防衛の任務を割り当てられていない。じゃ、何のためにいるのかと言ったら、ナイ国防次官補、チェイニー国防長官などは、アメリカ西海岸に置いておくより日本に置いておいたほうが安上がりだということを正直にアメリカの議会で証言しているんです、そのほうが安上がりだからと。その点は確認していると思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほど答弁しました米国防総省の東アジア戦略報告書におきましては、1995年ですけれども、ナイ国防次官補が中心になってつくられた報告書になっております。その報告書の中には、繰り返しになりますけれども、同盟国との経費分担の仕組みがあるため実際米国本土に軍を置くよりも前方展開するほうが米国にとっては費用がかからないとの記述がなされております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　そして、沖縄の米軍基地が不要になるという点では、ことし３月に翁長知事が――富川さんも行かれたと思うけど、翁長知事がアメリカ・ワシントンに行ってシンポジウムを開きました。そこで、ペリー元国防長官が重要なことを発言しています。普天間基地要らなくなる、沖縄の米軍基地の全ての撤退も視野に入ってくるということを答弁していますが、その部分を紹介してください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

３月13日に県がワシントンで行ったシンポジウムの中で、ペリー元国防長官は、北朝鮮の脅威がなくなれば在日米軍、特に普天間飛行場に駐留している部隊について、その存在理由が完全になくなり得るでしょう。もし、北朝鮮の脅威、北朝鮮の危険性を取り除くことができたなら沖縄に米軍を配備する合理的理由がなくなるでしょう。そして、その後には沖縄に配備されている米軍を全て撤退させる状況につながっていく。つまり移転だけではなく、沖縄全土から撤退させる状況になっていくだろうと私は考えますなどと発言されております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　このように発言していますけれども、翁長知事との会談で、翁長知事は、このペリー元国防長官がそもそも沖縄でなくてもよかったけれども、前の知事が埋め立てを承認して、一気にその方向に行ってしまったということも非公式の会談で述べていたということを述べています。

それでここまで聞きましたけれども、デニー知事にお尋ねします。今公室長を初め、答弁がありました。世界で米軍基地は縮小の方向に大きく向かっている。ところが日本だけ逆、そして沖縄は韓国の1.5倍、44分の１の面積しかないのに、これだけの米軍基地の面

積を押しつけられている。私は、これ世界中で一番基地が集中していると、これは世界の緊張緩和と米軍基地の削減の大きな流れに日本、沖縄が逆行している。これは異常だと思うんですけれども、この認識、デニー知事の認識をお尋ねします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　沖縄県の調べたところの数字、それから議員がお示しをしていただいているこの数字を見ると、確かに異常であるという現状認識になるであろうと思います。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　これは私は基本的な認識として、ぜひ押さえてほしいんですよ。世界で一番この基地が集中している。そして、世界の流れというのは緊張緩和に大きく向かっていっている。そういう中で日本だけ逆行している。だから、辺野古新基地建設というのは逆行しているんだと。世界ではどんどん削減されているのに、日本、沖縄だけ何で基地の建設がこんなに進むのかという点で逆行しているという認識を持たないとだめだと思いますね。

知事、その結果、先ほどあったように県民が耐えがたい被害、特に子供たち、女性たちが被害を受けています。知事は先日の自民党議員の質問に対して、沖縄は民主主義の例外、法律の例外に置かれているということを答弁いたしました。ニューヨーク大学での講演、これも読ませていただきましたが、そこでも同じような趣旨の発言をしていますね。民主主義の例外、法律の例外と言っている。まさに僕はそのとおりだと思う。主権が侵害されている。これについて前の翁長知事、６月27日が私への最後の答弁になってしまいましたけれども、知事は常々この沖縄と日本の政治状況をこう表現しました。憲法の上に日米地位協定があり、国会の上に日米合同委員会があり、司法の上に日米安全保障体制があると。こう喝破して本当にこの今の日本の状況、沖縄の状況を変えていかなければならないと、私は的確な表現だと思いますけれども、知事は民主主義の例外、法律の例外と言いましたけれども、翁長知事のこの指摘も含めて知事の見解をお尋ねします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　沖縄県におけるこの米軍基地の問題は過去の経緯から見てもさまざまな事件・事故が米軍基地あるがゆえに起こっているという現状を我々はしっかりと認識をしております。その上で、この民主主義国家における地域住民の意思が民主主義の手法である選挙によって、たびたび示されているにもかかわらずそれが一顧だにされていない。そのことにも私は大きな問題があるのではないかということを、民主主義のまるで適用されないようなそういう状況ではないかというふうな表現をしております。法治国家であるということは昨日答弁でも申し上げたとおりですが、その法治国家であるからこそこの憲法で定められている、国民の自由や平等や平和主義などについては普遍的な価値があるであろうということを沖縄からは発言せざるを得ないという状況にあると思います。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　それで、デニー知事は国会議員も長く務められたのでよく御存じだと思いますけれども、日米地位協定というのは、憲法で日本の国内法で日本国民守られるはずべきなのがこの国内法が適用されない。まさにそれについて翁長知事は憲法の上に日米地位協定があると言った。そして、合同委員会がもう本当に２週間に一遍ずっと開会されて勝手に決められて、官僚同士で、国会に一切報告なく沖縄県民にも全て非公開で運用がされていると。そして、沖縄県が裁判訴えても沖縄県民を門前払いすると。そういう意味で司法の上に日米安全保障体制があるということを翁長知事は述べたわけです。

それについてデニー知事、いかがですか。見解。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　先ほど知事公室長が答弁をさせていただきましたが、例えば、今県が行っている地位協定の調査では、ドイツ・イタリアにおいては自国の法律や規則を米軍にも適用させることで自国の主権を確立させ、米軍の活動をコントロールしていること。地域レベルの委員会が設置され地元自治体の意見などを米軍が聴取しており、このドイツ・イタリアと日本とは大きな違いがあることがわかった次第であります。

せんだってといいますか、私が衆議院議員のときにはハワイのカネオへ・ベイという海兵隊の基地を視察させていただきましたが、そこでも地域のコミュニティーと米軍基地とは常に情報交換をしており、そこで地域の住民からの提起、意見があったときには基地の訓練などを控えるというような相互の情報交換という共有できるそういうシステムがありました。ですから、そういうシステムこそ私は必要なのではないかというふうに常々発言している次第です。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　今、沖縄の基地問題非常に大きなたくさんの課題がありますけれども、私は、安保条約の賛否いろんな、あるいは思想信条の違いを超えて、こ

れまでの翁長県政、そしてこれからの玉城デニー県政の喫緊の課題として次の３つがあるんじゃないかなと。１つは、辺野古新基地を絶対つくらせてはならない、これは公約ですね。そして、２つ目が、普天間基地は即刻運用停止して閉鎖・撤去させる。３つ目が日米地位協定を抜本的に改定させて国内法を適用させる。この３つはやっぱり玉城デニー県政の基地問題についての喫緊の課題だと思うんですがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　今おっしゃった１点目、２点目に関しては沖縄建白書で明確に私たちが意思として示しているものであります。そして、この地位協定の抜本改定も私は党派を超えて県民が共有できる目標になると思います。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　この３つは、私は本当に知事が先頭に立って全県民で一丸となってやっていく喫緊の課題だと思います。

それで、その中の普天間基地の運用停止について、これあと79日ですよ、約束した日まで。先ほど検討するということを言っていましたけれども、デニー知事はアメリカに行って、アメリカも民主主義の国だということでいろいろ講演もやっています。それも読ませていただきましたけれども、どこに訴えたらいいのかということも述べていますけれども、そういう意味では、私はこれは日本政府と沖縄県の約束です。先ほどの答弁で日本政府はアメリカに全然報告していない。アメリカは聞いていないと言っている。そういう意味では、一方の沖縄県側が日本政府と沖縄県でこういう約束していますということでアメリカの政府、司令部に、知事名でしっかりと通知をする、守ってくださいと。これがまずスタートになると思うんですよ。そういう意味では、これは年明けては間に合わないと思う。ぜひ年内に相手が聞く聞かないは別問題で、まず通知する。こういう約束だから運用停止するべきだということを私は知事名で通知文を出す必要があると思うんですが、知事いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　繰り返しになるかもしれませんが、県としましては、議員御提案の件も含めさまざまな手法を宜野湾市とも連携して検討してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

○渡久地　修君　僕はさまざまな手法と言っているんじゃない。まず、その入り口として日本政府と沖縄県、こういう約束したんですと。だから、それが来年２月末日に迫っているんですと。一方の沖縄県知事として、まずは通知しなさいと。その上でさまざまうんと議論するならしなさいと。通知もしないでこちらから門戸を閉ざしたらいけない。だから、知事名でアメリカの政府、在日米軍司令部、そういったところにしっかり通知してください。知事、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

○知事（玉城デニー君）　部局内でしっかりと検討してまいりたいと思います。

○渡久地　修君　終わります。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　皆さん、こんにちは。

今議会一般質問の最後の一人となりましたので、おつき合いのほどよろしくお願いします。

通告に従って一般質問を行います。

まず１点目でありますが、岩礁破砕の裁判についてであります。

県は、辺野古新基地建設工事は県知事の許可のない岩礁破砕は違法だとして、国を相手に工事差しとめ訴訟を起こしました。しかし、一審の那覇地裁の判決は審理することなく県の訴えは裁判の対象にならないとして却下をされました。県は、漁業権が存在し、埋立工事に伴う岩礁破砕行為は知事の許可が必要との立場に立って福岡高等裁判所那覇支部に控訴しておりました。この裁判の判決が去る12月５日に言い渡されております。県の所感と今後の対応策を伺います。

２番、米軍の訓練空域の拡大についてであります。

米海軍のＦ15戦闘機やＦ18戦闘機の墜落事故は、県民を不安と恐怖に落とし込んでおります。このような事態は、米軍の訓練空域が既存の訓練空域に加え臨時制限空域を新設し、常態化させていることに要因はないか伺います。また、県は日米地位協定の抜本的改定を求め、航空法の特例に関する法律を廃止し、国内法を守らせる取り組みを強く求めるべきではないか伺います。

３点目、学徒隊の碑の補足板設置についてであります。

県は、元全学徒の会から要請を受けて、犠牲者数を記した補足板の設置の方針を決めております。補足板設置の経緯と設置内容を伺います。

４番、美ら海水族館・首里城有料区の県移管についてであります。

県は、指定管理者として両施設とも美ら島財団に選定しておりますが、事業計画、収支計画等を伺います。

５番、糸満及び泊漁港流通拠点について。

(1)、糸満における高度衛生管理型荷さばき施設等実施設計の策定を伺います。

(2)、泊漁港を消費地市場としての再整備計画を伺います。

(3)、31年度の国庫概算要求の見通しを伺います。

以上でありますが、再質問は質問席から行います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　玉城知事。

〔知事　玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君）　崎山嗣幸議員の御質問にお答えいたします。

糸満及び泊漁港流通拠点についての御質問の中の、糸満新市場整備に向けた取り組みについてお答えいたします。５の(1)と５の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県では、糸満漁港は本県唯一の第３種漁港であることから、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地市場として位置づけし、平成30年度は、市場関連施設の配置構想の策定に向け取り組んでいるところであります。

沖縄県としましては、高度衛生管理型荷さばき施設の整備費として約30億円を予定しており、平成31年度の実施設計費約5400万円を概算要求の上、32年度、33年度で施設整備を行い、34年度の新市場開設を目指し取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　池田竹州君登壇〕

○知事公室長（池田竹州君）　１、岩礁破砕の裁判についての(1)、岩礁破砕等行為差しとめ訴訟の控訴審判決についてお答えします。

去る12月５日、差しとめ訴訟の控訴審判決が言い渡され、福岡高等裁判所那覇支部は、裁判所の審理の対象である法律上の争訟に当たらないとして、紛争の実態についての司法判断を示すことなく控訴を棄却しました。紛争について法を適用して解決することにより法の支配を実現するという司法の役割を放棄したものであり、非常に残念であります。今後の対応につきましては、判決文を精査の上、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に２、米軍の訓練空域の拡大についての(1)、米軍の航空機事故の要因と国内法の適用についてお答えします。

臨時制限空域や臨時訓練空域などと報道されている、いわゆるアルトラブについて、政府は、米軍の行動の内容に関する事項として詳細は明らかにされておりませんが、米軍の相次ぐ航空機事故は、広大な米軍基地や訓練水域・空域において、常駐機及び外来機による訓練等が日常的に行われていることが要因の一つと考えております。県は、日米地位協定を抜本的に見直すことで、米軍にも航空法などの国内法を適用する必要があると考えており、全国知事会においても、政府に対して米軍基地負担に関する提言が行われました。

県としては、今後も引き続き、全国知事会、渉外知事会、軍転協とも連携し、日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求め、その実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　大城玲子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（大城玲子さん）　３の(1)、全学徒隊の碑の補足板設置についてお答えいたします。

平成30年４月に元全学徒の会から沖縄戦における全学徒戦没者の刻銘板設置に関する陳情が出され、戦没者数の記載方法等について数回にわたり意見交換会を行ってまいりました。県では、10代の多くの生徒が戦争で亡くなったという悲惨な沖縄戦の実相を後世へ伝えるために、平和祈念公園内の全学徒隊の碑の近くに、今年度中の補足板設置に向けて取り組んでいるところです。なお、補足板には元全学徒の会の調査による各学校ごとの学徒の戦没者数を記載することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　上原国定君登壇〕

○土木建築部長（上原国定君）　４、美ら海水族館・首里城有料区域の県移管についての御質問の(1)、両施設の事業計画等についてお答えいたします。

県は、首里城及び沖縄美ら海水族館等の指定管理者をそれぞれ公募し、両施設とも一般財団法人沖縄美ら島財団を候補者として選定したところであります。同法人の４年間の事業計画案では、施設の適切な管理のほか、各種企画が提案されております。また、同計画案の収支見込みでは、首里城の年間収入及び支出がともに約15億円から16億円で均衡しており、水族館等は収入が約85億円から87億円に対して支出は約83億円となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　５、糸満及び泊漁港流通拠点についての御質問の中の(2)、泊漁港の再整備についてお答えいたします。

県では、泊漁港は那覇市を中心とする消費地市場としての機能を有していることから、市民や観光客などの消費者ニーズに対応した施設整備を進める計画であります。

県としましては、引き続き、消費地市場としての機能を強化した泊漁港の再整備について、那覇市や漁業関係団体等との協議を継続し、消費者へ安全・安心な水産物を安定供給するための体制強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　では再質問をしたいと思います。

まず岩礁破砕の裁判のほうから再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁では、岩礁破砕の12月５日の裁判の判決は、司法の審理はせずに県の訴えを却下したということで、先ほど答弁では、司法の役割放棄をしているということで批判しております。

それでお聞きしますが、この議論の中で、辺野古埋立区域には県は漁業権は存在する。それからそれに基づいて岩礁破砕許可申請はすべきだということが県の立場であります。国は、ここ埋立区域には漁業権は存在しないので岩礁破砕許可は要らないということの主張の見解が全く食い違っております。食い違っていることを司法は判断をしないという今回の裁判の判決でありますが、こういった物の見方で県と国の見解が全く違っているということを司法が判断しないという意味で、先ほど言ったように福岡高等裁判所は判断を示さないで控訴を棄却したとそういう受けとめでよろしいか、回答をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

先ほどお答えしたように、法律上の争訟に当たらないということで入り口論のほうで控訴を棄却しております。私ども、水産庁のいわゆる見解の変更など岩礁破砕行為についてこれまで県が復帰後積み重ねてきた運用の正しさ等も主張したんですが、そこの中に至ることがなく、要するに岩礁破砕の要否につきましては、地裁、高裁いずれも何ら判示しておらず、国の主張を認めたものでも県の主張を否定したものでもないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　そうですね。司法が判断をしないということは、この埋立区域内の漁業権の存在の有無を司法が判断しなかったということだと思いますが、この埋立区域内に漁業権があるかないかということは司法も判断しないのに、これは14日に防衛局がこの埋立区域に土砂を投入しようとすることについては、まさに県の漁業調整規則に基づく岩礁破砕許可の変更手続をとるべきだということからしたら私は違法行為ではないかと思うんですが、いかがですかこれは。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

沖縄防衛局は、平成29年３月14日付水産庁文書を根拠といたしまして、漁業権者がいわゆる漁業権の一部放棄をしたことから漁業権が消滅し新たな岩礁破砕等許可を受ける必要はないとしております。しかしながらいわゆる漁業権の一部放棄は漁場の区域の縮小という性質から漁業権の変更に該当すると解釈されるものであります。そのため、知事の変更免許がなされていない以上、現時点においても当該海域には漁業権が設定されていると認識しております。

県としましては、沖縄防衛局が当該海域において岩礁破砕等行為を行うには沖縄県漁業調整規則第39条に規定される岩礁破砕等許可を受ける必要があると理解しております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　防衛局は先ほど言ったように、水産庁が見解を示した29年３月14日――今言われた岩礁破砕許可申請は要らないという水産庁見解に基づいて岩礁破砕申請をしないということのようであります。しかしこれは、水産庁はこの間一貫して漁業権は存在しているということを、翻して29年にこの水産庁長官通知を出しております。では、この埋立区域内に漁業権の一部放棄しても漁業権は存在するということの根拠を水産庁や政府がこの間一貫して言ってきたと思いますが、この根拠をまずは県のほうから示していただけませんか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

平成29年３月14日に示されました水産庁見解は、漁業権の設定されている漁場内のうちの一部区域について漁業権者が法定の手続を経て放棄した場合、漁業法第22条に規定される知事の変更免許を受けなくても漁業権は消滅するというものであります。しかしながら当該水産庁見解は、従前の政府見解や水産庁の技術的助言等との整合性を欠くものであり、県としましては当該水産庁見解を採用できないとしております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　この共同漁業権５号は、埋立区域だけではなくてもっと北部のほうまである共同５号なんですが、この埋立区域の部分を一部放棄したからといってここの漁業権がなくなっているという論は間違っているということが、この間の水産庁の見解もあったと思いますが、誰でもわかるように、ここの埋立区域に漁業権があるかないかが不明確だということが通るかですよ。そういった意味で明確にすべきことだと思いますが、司法が判断を下さなかったと。ということは、どこが判断を下すかという意味では行政庁間同士ここで決断を、どっちが合っているかどうかについて明確にすべきだというふうに私は思います。多分に水産庁も漁業者が一部放棄することについては、これから派生する権利を漁業権者、漁業組合、私はここでの漁業はしませんよということの意思表示をしたんであって、これが漁業権が消滅をしたりするものではないということの見解ですよね、県は。そしてもしこれがこの埋立区域に漁業権を一部放棄するということであるならば、変更申請をすることによって、この埋立区域を排除してそれから残りの埋立区域以外のところについての漁業権を漁業者は――今は埋立区域以外の漁をやっていますよね、名護漁協は。だから一部変更をして、この埋立区域については変更申請をして消滅しましたということができるということが漁業法の22条だと思いますが、部長これをまず答弁してくれませんか。そうなのかどうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時14分休憩

午後４時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

水産庁より平成24年６月８日付文書で発出されました「漁場計画の樹立について」の中で、「漁業補償の際に、組合の総会の議決を経た上で、事業者との間で「漁業権の変更（一部放棄）」等を約する旨の契約が交わされる事例が見受けられますが、かかる契約行為はあくまでも当事者間の民事上の問題であり、法第22条の規定上、このことにより漁業権が当然に変更されるものではありません。」と記載されております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　今明確に私が聞いているのは、この埋立区域内の漁業権については、一部放棄しても漁業権は存在するとあくまで漁業権者が私はここで漁をしませんよということで意思表明をしただけであって漁業権はなくならないということの見解だと思いますが、今回答したのは水産庁も政府もかつてこういう立場を主張していたということですよね、部長。そういう解釈は。再度お願いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　そのとおりでございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　では、何でここに漁業権は一部放棄しても存在するといった主張が先ほど一転して29年水産庁は見解を変えたんですかこれ。29年の先ほど説明をされた水産庁見解については、漁業権はここには存在しないから岩礁破砕許可申請はしなくてもいいという見解を180度、何でこれを水産庁は変えたんですか。

○農林水産部長（島尻勝広君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時17分休憩

午後４時17分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　水産庁長官が平成29年３月14日付で防衛省整備計画局長宛てに文書をもって照会があった事項について今言ったような回答がなされた。それによって我々は理解していたというか、やっていたものについての取り扱いが変わってきたという、この文書によってだと思っております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　法律、漁業法の解釈を勝手にころころ変えるということがあり得ないと思うんです。だから皆さんは、司法にかけて裁判に審理を求めたら司法も判断を下さないと。どこでこれ決着を図るんですか、そうなると。水産庁が言ってきたから皆さんが従来言っているように一部放棄をしても本人たちが意思表示をしただけであって、もし仮に埋立区域内に漁業権を消滅させるんだったら変更申請をしなさいというのが漁業法22条でしょう。これが水産庁のこれまでの見解。しかし今回29年になってから要りませんと、通るかと言っているんでしょう皆さんは。皆さんが言っているんでしょう。だからどっちが正しいかという意味では、漁業法の解釈をめぐって見解が違っているわけですよ。だから私が聞いているのは、県は自信を持って、そうならそうで漁業権が存在すると。そして漁業権を消滅させたかったら一部変更しないといけないんじゃないかについては、知事の免許の許可が必要ではないですか部長、どうですかこれは。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時19分休憩

午後４時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたけれども、水産庁長官が平成29年３月14日付で回答した文書について沖縄県農林水産部のほうですけれども、水産庁に再度これまでの解釈についての見解を照会したところですけれども、それに対する明確な回答照会ができませんでしたので、その辺については今平行線の部分かなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　県はもっと自信を持って、私が言っているのは皆さんが言っていることを言っているんでしょう、これは。そういう立場に立って司法が判断を下さなかったから、じゃこれから皆さんどっちも判断を下していないと。司法もそれから政府も見解を変えてきたと、皆さんは違うんじゃないかと言っていると。これは今後国が法律を勝手に解釈したり見方が違うということはあり得ないと思うんですよ、私は。

それからそういった意味になると、この決着はどこで――皆さん方ここで上告していくのか、そしてまた違う方法があるのか。上告しても判断を示さなかったら皆さんはある面で同じことが続くんですよ、ここに。あるかないかわからんという。そういった司法の役割放棄も含めて問題がある。そして水産庁も県も、誰が決着を図るんですかこれは。そういったことを聞いているんであって、私は県が言っているのがこの間、政府も言ってきているし水産庁も言ってきているから正しいんではないかということを聞いているんであって、今後この決着は皆さん上告をしていくのか、また違う方向で解決を見ようとするのか。じゃないとこれ14日に土砂埋め立てをするのに、ここに漁業権があるかないかもわからないのに埋めようとするんですかこれ。私は違法じゃないかと言って皆さんはどうなのかと聞いても、裁判所も判断を下さんという意味では大きな問題があると私は思うんですが、今後上告していくのか、違った手だてがあるのかどうかについては、部長で答えなければ副知事でも答弁をお願いします。

最後ですね、これは。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（池田竹州君）　お答えします。

繰り返しになりますが、県としては今回の判決は納得できるものではございませんが、今後の訴訟方針については、現在判決文を十分精査しているところでございます。その上で最終的に決定することとしたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　その件はまたしっかり継続は引きませんで、県の主張を堂々とやってもらいたいと思います。

次に行きます。

時間の関係があって順番を変えますが、５番目の糸満及び泊漁港について質問をしたいと思います。

先ほどの話で県は、2020年度新市場開始、次年度、2019年実施設計の予算化を目指すということで表明をしておりましたが、これは2017年、18年は移設する合意、それから国の補助事業の基準がめどが立たないということで予算化を見送ってもう２年おくれておりますよね。しかし先ほどの話では、次年度は実施設計の予算化をしていきたいということの表明だと私は受けておりますが、では２年間若干問題があったところについてはクリアされてきて、次年度はしっかり実施設計の予算化はできるのかどうかについて、まず決意のほどをお伺いします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

糸満移転については、組織決定された案件等もありまして、しっかり31年度予算要求しながら実施設計に向けて取り組んでいきたいと思っております。一方、泊のほうについては、消費地市場としての機能を有しているところから、その辺については那覇市を含めて関係機関のほうとしっかり話し合いをしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　一応は、課題だった問題についてはクリアされて進捗しているということで受けとめて質問を進めていきたいと思います。

糸満でつくろうとしている高度安全衛生型市場についてなんですが、私は、４月に千葉県の銚子漁港、８月に北海道小樽漁港を見てきましたが、確かにこちらは市場が完全密封されて、マグロとカジキがステンレス製のすのこに置かれてフォークリフトの車も特殊な車でありました。また入るときも許可申請、帽子、手袋、名札、手足を洗うという健康チェック――風邪を引いているか引いていないかということも含めて厳しいチェックをしながら市場の中に入りました。しかしそういった繰り返しをするうちにやっぱり面倒なところもあって、効率が悪いんではないかということも

あったようであります。いずれにしても今全国的にこういった高度衛生化された市場じゃないと、全国の漁業の競争の中で勝てないということがあって、鮮度の維持、安全性そういった方向へ向かっているということを聞いております。ぜひこのことを含めて皆さん検証されて沖縄における大型のそういった管理型の衛生施設をつくるということでありますが、そういった問題点も全国的な水産業の競争の中において安全衛生管理型の早急なる建設が必要だと私は思うのですが、この辺の問題点と課題については部長のほうからお伺いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県では、水産物流通の効率化や産地市場の競争力強化を図るため市場統合による集出荷機能を集約し、流通コストの低減を図るとともに、市場における衛生管理を強化し消費者への安全・安心な水産物を安定供給する体制の強化に取り組んでいるところでございます。衛生管理に配慮した市場の整備は、震災の復興が進む東北各県を中心に全国的に推進されております。

県としましては、県内流通はもとより海外市場への販路拡大を見据え、引き続き糸満漁港における高度衛生管理型の新市場整備の早期実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　糸満の移設も含めて、そこで立派な高度安全衛生型市場についての建設は早急に進めてもらいたいと思いますが、他方における泊漁港の再整備の関係なんですが、ぜひとも泊漁港の県の再整備の方針と、那覇市が考えている2015年策定された第３次那覇市水産業振興基本計画の那覇市の方針と県の方針との乖離があるような感じがします。那覇における市場のつくり方についての那覇市との調整とか、あるいは那覇の生産組合、漁業組合との関係の議論とかを那覇市における先ほど部長が説明された消費地市場としての拠点とするということも含めて、それから競り市場も含めて調整はとれているのかどうかについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

県では、那覇市の第３次那覇市水産業振興基本計画の策定や評価等に係る那覇市水産業振興整備対策協議会の委員として参画しております。那覇市が策定いたしました第３次那覇市水産業振興基本計画には、沖縄21世紀ビジョン基本計画及び沖縄21世紀農林水産業振興計画と連携を図ると記載されていることから、県といたしましては、県及び市の計画の整合性は図られているものと解釈しております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　図られているとは思いますが、具体的に県が消費地市場とするのと那覇市の水産業振興基本計画というのは随分計画に開きがある、金額的にも。そこの中身を説明してくれませんか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

基本的な計画等も含めてですけれども、那覇市の担当課のほうと具体的に――関係者も交えてですけれども、その辺について今具体的に意見交換させてもらっているところであります。まだ那覇市のほうを含めて具体的な構想も31年度にまた調査事業も入れるという話も聞いておりますので、その辺も含めてしっかり調整しながら消費地市場としての構想について一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

○崎山　嗣幸君　いずれにしても、那覇市それから県、生産団体等含めて合意形成をしっかりと図っていかないと、糸満の競り市場も含めて若干影響してくると思うので、ここも含めて合意形成事項に全力を挙げてもらいたいと私は思います。

それから最後なんですが、皆さんが提供している中において漁連と那覇市漁業が一体となっている魚卸売市場についての提起の仕方で、ＬＬＰの解散後の残された市場のあり方についての補助事業の関係は措置できるのかどうか、最後に聞かせてもらいたいと思います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

那覇地区漁業市場の支援については、具体的にはこれからになるかと思いますけれども、県のほうといたしましては、那覇地区漁協や那覇市等が策定する浜の活力再生プランの内容等を踏まえながら、例えば沖縄県水産構造改善事業等のソフト事業の支援等ができるか含めて関係者のほうと検討していきたいというふうに思っております。また、市場移転後も泊いゆまちは継続するということも考えているようですので、その辺を含めて消費者ニーズに対応した施設が整備できるように検討していきたいというふうに考えております。

○崎山　嗣幸君　終わります。

○議長（新里米吉君）　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第１号議案から甲第５号議案まで及び乙第１号議案から乙第19号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

――――――――――――――――――――――――

〔議案付託表　巻末に掲載〕

――――――――――◆・・◆――――――――――

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時31分休憩

午後４時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第３　陳情第117号及び第119号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情２件のうち、陳情第119号については米軍基地関係特別委員会に、陳情第117号については公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

――――――――――◆・・◆――――――――――

○議長（新里米吉君）　日程第４　陳情第69号の取り下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情については、陳情者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、陳情第69号の取り下げの件は、これを承認することに決定いたしました。

――――――――――◆・・◆――――――――――

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明12月12日から19日までの８日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明12月12日から19日までの８日間休会とすることに決定いたしました。

――――――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月20日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時34分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　崎　山　嗣　幸

会議録署名議員　　照　屋　守　之

平成30年12月20日

平成30年第８回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第８号）

平成30年
第　8　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

平成30年12月20日（木曜日）午前10時３分開議

議　事　日　程　第8号

平成30年12月20日（木曜日）

午前10時開議

第１　乙第１号議案から乙第３号議案まで（総務企画委員長報告）
第２　乙第５号議案及び乙第６号議案（経済労働委員長報告）
第３　乙第４号議案（文教厚生委員長報告）
第４　乙第７号議案から乙第９号議案まで（土木環境委員長報告）
第５　乙第19号議案（総務企画委員長報告）
第６　乙第17号議案及び乙第18号議案（文教厚生委員長報告）
第７　乙第10号議案から乙第16号議案まで（土木環境委員長報告）
第８　甲第１号議案（総務企画委員長報告）
第９　甲第２号議案（経済労働委員長報告）
第10　甲第５号議案（文教厚生委員長報告）
第11　甲第３号議案及び甲第４号議案（土木環境委員長報告）
第12　米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書

仲宗根　悟君　　山川　典二君
花城　大輔君　　末松　文信君
照屋　守之君　　宮城　一郎君
照屋　大河君　　親川　　敬君　　提出　議員提出議案第４号
新垣　清涼君　　瀬長美佐雄君
渡久地　修君　　金城　　勉君
當間　盛夫君　　山内　末子さん

第13　米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める抗議決議

仲宗根　悟君　　山川　典二君
花城　大輔君　　末松　文信君
照屋　守之君　　宮城　一郎君
照屋　大河君　　親川　　敬君　　提出　議員提出議案第５号
新垣　清涼君　　瀬長美佐雄君
渡久地　修君　　金城　　勉君
當間　盛夫君　　山内　末子さん

第14　辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書

照屋　大河君　　次呂久成崇君
宮城　一郎君　　当山　勝利君
亀濱　玲子さん　仲村　未央さん
仲宗根　悟君　　崎山　嗣幸君
狩俣　信子さん　比嘉　京子さん
大城　一馬君　　親川　　敬君
新垣　光栄君　　平良　昭一君　　提出　議員提出議案第３号
上原　正次君　　玉城　　満君

新垣　清涼君	瑞慶覧　功君	
赤嶺　　昇君	瀬長美佐雄君	
玉城　武光君	比嘉　瑞己君	
西銘　純恵さん	渡久地　修君	
嘉陽　宗儀君	山内　末子さん	

第15　陳情平成28年第147号、陳情平成29年第16号、陳情第９号から第11号まで（経済労働委員長報告）
第16　陳情平成28年第139号、陳情平成29年第119号、陳情第101号及び第102号の３（文教厚生委員長報告）
第17　請願平成29年第５号及び請願第１号（土木環境委員長報告）
第18　陳情平成29年第４号（議会運営委員長報告）
第19　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第１号議案から乙第３号議案まで
　乙第１号議案　沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
　乙第３号議案　県税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第２　乙第５号議案及び乙第６号議案
　乙第５号議案　沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
　乙第６号議案　沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第３　乙第４号議案
　乙第４号議案　沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例
日程第４　乙第７号議案から乙第９号議案まで
　乙第７号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金条例
　乙第８号議案　沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
　乙第９号議案　沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
日程第５　乙第19号議案
　乙第19号議案　当せん金付証票の発売について
日程第６　乙第17号議案及び乙第18号議案
　乙第17号議案　指定管理者の指定について
　乙第18号議案　指定管理者の指定について
日程第７　乙第10号議案から乙第16号議案まで
　乙第10号議案　財産の取得について
　乙第11号議案　財産の取得について
　乙第12号議案　訴えの提起について
　乙第13号議案　指定管理者の指定について
　乙第14号議案　指定管理者の指定について
　乙第15号議案　指定管理者の指定について
　乙第16号議案　指定管理者の指定について
日程第８　甲第１号議案
　甲第１号議案　平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）
日程第９　甲第２号議案
　甲第２号議案　平成30年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
日程第10　甲第５号議案
　甲第５号議案　平成30年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
日程第11　甲第３号議案及び甲第４号議案
　甲第３号議案　平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）

甲第４号議案　平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
日程第12　米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書
日程第13　米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める抗議決議
日程第14　辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書
日程追加　辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書
日程第15　陳情平成28年第147号、陳情平成29年第16号、陳情第９号から第11号まで
陳情平成28年第147号　県立職業能力開発校における自動車整備科の再編計画に関する陳情
陳情平成29年第16号　沖縄県立浦添職業能力開発校におけるエクステリア科の存続を求める陳情
陳情第９号　県立浦添職業能力開発校における電気工事科の再編計画に関する陳情
陳情第10号　県立浦添職業能力開発校における電気工事科の再編計画に関する陳情
陳情第11号　県立浦添職業能力開発校における電気工事科の再編計画に関する陳情
日程第16　陳情平成28年第139号、陳情平成29年第119号、陳情第101号及び第102号の３
陳情平成28年第139号　子供の医療費助成への「罰則」廃止と国の制度化を求める陳情
陳情平成29年第119号　こども医療費助成制度改善を求める陳情
陳情第101号　離島の児童生徒が沖縄県代表として県外へ派遣される際の費用負担軽減を求める陳情
陳情第102号の３　美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情
日程第17　請願平成29年第５号及び請願第１号
請願平成29年第５号　被災動物救護体制の確立に関する請願
請願第１号　飼い主のいない猫の対策に関する請願
日程第18　陳情平成29年第４号
陳情平成29年第４号　沖縄県議会議員の政務活動費における収支報告書等について議会ホームページでの公開を求める陳情
日程第19　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（47名）

議　長	新里米吉　君	20番	座波　一　君
副議長	赤嶺　昇　君	21番	山川典二　君
1番	瀬長美佐雄　君	22番	花城大輔　君
2番	玉城武光　君	23番	又吉清義　君
3番	親川　敬　君	24番	山内末子　さん
4番	新垣光栄　君	25番	渡久地　修　君
5番	次呂久成崇　君	26番	玉城　満　君
6番	宮城一郎　君	27番	仲村未央　さん
7番	大城憲幸　君	28番	照屋大河　君
8番	金城泰邦　君	29番	仲宗根　悟　君
9番	大浜一郎　君	30番	崎山嗣幸　君
10番	西銘啓史郎　君	31番	金城　勉　君
11番	新垣　新　君	32番	末松文信　君
12番	比嘉瑞己　君	33番	具志堅　透　君
13番	西銘純恵　さん	34番	島袋　大　君
14番	平良昭一　君	35番	中川京貴　君
15番	上原正次　君	36番	座喜味一幸　君
16番	当山勝利　君	37番	嘉陽宗儀　君
17番	亀濱玲子　さん	38番	新垣清涼　君
18番	當間盛夫　君	39番	瑞慶覧　功　君
19番	上原　章　君	41番	狩俣信子　さん

42番	比嘉京子さん	46番	照屋守之君
43番	大城一馬君	47番	仲田弘毅君
45番	糸洲朝則君		

欠　　員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	平田善則君	主査	宮城亮君
次長	勝連盛博君	政務調査課長	前田敦君
議事課長	平良潤君	主幹	比嘉猛君
課長補佐	佐久田隆君	主幹	新垣勝弘君
主査	嘉陽孝君	主幹	中村守君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

12月18日、照屋大河君外25人から、議員提出議案第３号「辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書」の提出がありました。

また、昨日、仲宗根悟君外13人から、議員提出議案第４号「米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書」及び議員提出議案第５号「米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める抗議決議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

―――――――――――――――――――――

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　日程第１　乙第１号議案から乙第３号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第１号議案から乙第３号議案までの条例議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正等を踏まえ、不当な差別または偏見が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものを要配慮個人情報として定義し、原則としてその収集を禁止する等の必要があるため条例を改正するものである。施行期日は、平成31年７月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、本条例案の改正内容も法改正と同じ内容なのかとの質疑がありました。

これに対し、本条例案は、国の行政機関と同様、要配慮個人情報の定義を設け、個人情報取扱事務登録簿に情報の有無を記載することとしているが、国が収集制限を設けていないのに対して、県では要配慮個人情報について原則収集禁止とする改正内容となっており、国よりも厳格な取り扱いとなっているとの答弁がありました。

次に、要配慮個人情報を収集禁止とした場合、県の事務に支障はないかとの質疑がありました。

これに対し、要配慮個人情報を取り扱う事務について、業務上必要があれば収集禁止を解除する手続が行えるよう各実施機関の意見を聞きながら、原則毎月１回開催している沖縄県個人情報保護審査会を随時開催するなど、事務に支障がないよう細かい対応を行っていくとの答弁がありました。

そのほか、全国の都道府県の条例改正等の状況、要配慮個人情報を取り扱う事務の件数、収集禁止を解除する必要がある業務の具体例、収集禁止を解除するための手続、沖縄県個人情報保護審査会の構成メンバーと今後の開催見通しなどについて質疑がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の給与勧

告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与等を改めるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県の非常勤職員の人数、任期、報酬及び役割などについて質疑・答弁がありました。

次に、乙第３号議案「県税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、地域再生法に基づき地方活力向上地域内に本社機能の移転、または同地域内において本社機能の拡充を行い、事務所、研修施設等を新設し、または増設した事業者に対し、県税の課税を免除し、または不均一課税をする措置を講ずる等の必要があるため条例を改正するものである。

本案に関し、条例の改正により期待される効果は何か、また、今後の企業誘致の見通しはどうかとの質疑がありました。

これに対し、今回の制度導入により、東京23区を中心とした都市部から沖縄県への本社機能の移転が促進され、本県の雇用の増加が期待される。特に、沖縄振興特別措置法の対象とならない業種も幅広く対象となることから、これらの業種に関してはメリットがあるものと考えている。また、今後の企業誘致の見通しは、過去の実績に基づき、県外からの本社機能移転の場合は、南部、中部、北部地域でそれぞれ１社の計３社、地方の本社機能の拡大を行う場合は、市町村ごとに１社の計５社を見込んでいるとの答弁がありました。

そのほか、県内企業の制度適用可能性の有無、沖振法における企業誘致のための課税免除制度の内容、制度導入による誘致企業件数と課税免除額の５年間の推移などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第１号議案から乙第３号議案までの条例議案３件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案から乙第３号議案までの３件の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第１号議案を採決いたします。

休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

次に、乙第２号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第２号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

次に、乙第３号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第３号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第２　乙第５号議案及び乙第６号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました乙第５号議案及び乙第６号議案の条例議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第５号議案「沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例」は、土地改良法施行令の一部が改正されたことに伴い、国営土地改良事業と土地改良施設の突発的な事故による被害の復旧をあわせて行う場合における国営土地改良事業に係る負担金の徴収期間の始期を定める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第６号議案「沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄ＩＴ津梁パーク施設内に新たな企業集積施設を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、企業集積施設５号棟の月額施設使用料の平米単価は幾らか、また、ＩＴ津梁パーク内のほかの専用区画の月額施設使用料と比較してどうかとの質疑がありました。

これに対し、企業集積施設５号棟の月額施設使用料の平米単価は1969円であり、ほかの専用区画の月額施設使用料と比較してもほぼ同じ金額であるとの答弁がありました。

次に、ＩＴ津梁パークエリア全体の整備の進捗状況と今後の展望はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、ＩＴ津梁パークエリア全体の18ヘクタールに対し、約５割の9.4ヘクタールが整備済みまたは整備中であり、施設に関しても９棟が建築済みまたは建築中である。今後は、企業集積施設６号棟の計画もあり、企業の要望を受け入れながら民間を活用した企業集積施設の割合をふやしていきたいとの答弁がありました。

そのほか、企業集積施設の整備等の仕組み及び企業側のメリットなどについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、乙第５号議案及び乙第６号議案の条例議案２件は、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第５号議案及び乙第６号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第５号議案及び乙第６号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第３　乙第４号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生副委員長西銘純恵さん。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔文教厚生副委員長　西銘純恵さん登壇〕

○文教厚生副委員長（西銘純恵さん）　ただいま議題となりました乙第４号議案の条例議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、保健医療部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第４号議案「沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例」は、平成31年３月31日限りとなっている当該基金の設置期間を延長するとともに、新たに中部及び南部地域の特に医師が不足している診療科において緊急性が高い医師の確保についても基金の対象とする必要があるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、１点目に、条例名を「沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金条例」に改める。２点目に、基金の設置目的に、現行の北部地域及び離島における医師の確保に加え、新たに、その他の地域の特に医師が不足している診療科における必要な

医師の確保を追加する。３点目に、基金の設置期間を平成36年３月31日まで延長するとの説明がありました。

本案に関し、基金残高は幾らあるのか、また、設置期間の延長等にあわせて、基金の積み増しも行うことになるのかとの質疑がありました。

これに対し、本年度事業を執行した場合の基金残高は、約９億7000万円となる。また、基金の積み増しについては特に考えていないが、診療科ごとの医師の偏在の状況等を見ながら、今後、基金のあり方について検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、琉球大学医学部医学科における地域枠拡大の検討の有無、医師の過重労働の現状、本県における医療圏のあり方、医師確保に向けた課題などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第４号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第４号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第４号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第４　乙第７号議案から乙第９号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第７号議案から乙第９号議案までの条例議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第７号議案「沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金条例」については、沖縄県国営沖縄記念公園内施設を管理し、及びその利用を促進することを図ることを目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため基金を設置するものである。

主な内容は、基金を設置するとともに、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるものであり、施行期日は平成31年２月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、美ら海水族館と首里城のそれぞれの収入額、固定納付金、歩合納付金の額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、美ら海水族館の収入は85億2000万円余りで、そのうち固定納付金が14億円余り、歩合納付金が7500万円である。首里城の収入は15億6700万円余りで、国有財産使用料分として県に２億3300万円余りを納付してもらうが、基金には入らないため固定納付金の充当はない。歩合納付金については、平成32年度から500万円余り出るとの答弁がありました。

次に、提案された条例には収入に対して基金を幾ら積み立てるといった目標基準はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、大規模修繕費は毎年必要で４年間で変動するが、修繕費用が少ない場合は基金にたまっていき、多額な修繕費が必要な場合は基金から原資を支出していくことになるので、幾らためるといった目標はないとの答弁がありました。

次に、売り上げが伸びた場合には歩合納付金はどのように変動するのかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者が得る利益が収入の５％以内であれば、その利益は県と折半し、５％を超える場合は、当該超過分を県へ全額納付することになるとの答弁がありました。

次に、美ら海水族館と首里城は、将来にわたっても指定管理者が一緒だという保障はない中で、基金を１つにした理由について質疑がありました。

これに対し、もともとは国営沖縄記念公園という１つの公園の中で地区が２つに分かれていた。基金としては１つだが、経費についてはしっかりと両方を分けていくことにしているとの答弁がありました。

次に、もともと国管理の際にはなかった基金について、県管理に移行するに当たり基金条例をつくることになった理由について質疑がありました。

これに対し、大規模修繕は年度ごとにばらつきがあり、多い年にたくさん支出できるよう毎年８億5000万円を積み立て、その年に必要な額を支出していくことが目的であるとの答弁がありました。

そのほか、国有財産使用料に係る額の設定根拠、地域振興と公園魅力向上事業とのかかわり等について質疑がありました。

次に、乙第８号議案「沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例」については、奥武山公園に新たに整備するコミュニティーセンターの利用料金の基準額等を定めるとともに、沖縄県総合運動公園の蹴球場の利用料金の基準額及び陸上競技場等のトレーニング室を共用利用する場合の利用料金の基準額を改める必要があるため条例を改正するものである。

主な内容は、１点目に、奥武山公園に新たに整備するコミュニティーセンターを有料の公園施設として定めるとともに、供用日、供用時間及び利用料金の基準額を定めること。２点目に、沖縄県総合運動公園の蹴球場内のコート及び会議室の利用料金の基準額を改め、少年サッカーコート等の利用料金の基準額を改めること。３点目に、沖縄県総合運動公園の陸上競技場及び体育館のトレーニング室を共用利用する場合は、１回当たり２時間までとし、その基準額を定めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第９号議案「沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例」については、沖縄都市モノレールの延長により設置されるてだこ浦西駅に隣接する場所に自動車駐車場を整備することに伴い、名称、位置、目的及び利用料金の基準額を定める等の必要があるため条例を改正するものである。

主な内容は、新たに整備するてだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の名称、位置、目的及び利用料金の基準額を定めるほか、その他所要の改正をするものであるとの説明がありました。

本案に関し、車で県庁前駅周辺民間駐車場を利用した場合の料金とてだこ浦西駅パークアンドライド駐車場に駐車し、モノレールを利用する場合の料金の比較試算に差がほとんどないが、どのようなインセンティブが働くと考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、比較の中にはガソリン代や渋滞での所要時間、運転する精神的な労力を含んでいないので、比較した料金以外にインセンティブはあると理解しているとの答弁がありました。

次に、モノレール以外のバスやタクシーと連携を図るため、どのように取り組んでいくかとの質疑がありました。

これに対し、てだこ浦西駅前に駅前広場を整備し、そこにバス停も設置している。バスとの連絡については、浦添市がコミュニティーバスの配車を検討しており、自動車だけではなく公共交通との結節がスムーズにいくよう調整していきたいとの答弁がありました。

次に、利用者の需要見込みはどのように把握したのかとの質疑がありました。

これに対し、モノレール延長計画の中で、沿線の方々にアンケートをとり、てだこ浦西駅に駐車場ができれば利用するかという需要調査を行った結果、1000台程度の需要は十分見込めるとの答弁がありました。

そのほか、現に県が確保しているパークアンドライド駐車場の台数及び今後の設置予定、駐車場ができることに伴う西原インターチェンジの混雑への対応策、収入と委託管理の想定額、駐車場から駅までの屋根の有無、モノレール駅が新設されることに伴う車両増の予定等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第７号議案から乙第９号議案までの条例議案３件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第７号議案から乙第９号議案までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第７号議案から乙第９号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　**日程第５　乙第19号議案**を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

―――――――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました乙第19号議案の議決議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第19号議案「当せん金付証票の発売について」は、平成31年度において本県が発売する当せん金付証票の発売限度額について、当せん金付証票法第４条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。発売限度額は143億円としているとの説明がありました。

本案に関し、県内の宝くじの販売額とその収益金は幾らか、また、収益金の主な使途はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成29年度の県内宝くじの発売額は、115億5700万円で、収益金は47億4800万円である。収益金は、公共事業、その他公益の増進を目的とする事業に充当することになっており、主なものは、国際交流、人口の高齢化・少子化等対策、芸術文化の振興、災害対策、人材育成等の幅広い地域振興事業などに充当されているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第19号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第19号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第19号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第６　乙第17号議案及び乙第18号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生副委員長西銘純恵さん。

―――――――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――――――

〔文教厚生副委員長　西銘純恵さん登壇〕

○文教厚生副委員長（西銘純恵さん）　ただいま議題となりました乙第17号議案及び乙第18号議案の議決議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第17号議案「指定管理者の指定について」は、県立石川青少年の家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は公益社団法人うるま市シルバー人材センターを予定しており、指定の期間は平成31年４月１日から平成36年３月31日までの５年間であるとの説明がありました。

乙第18号議案「指定管理者の指定について」は、県立玉城青少年の家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は一般社団法人沖縄じんぶん考房を予定しており、指定の期間は平成31年４月１日から平成36年３月31日までの５年間であるとの説明がありました。

なお、乙第17号議案及び乙第18号議案については、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例に基づき指定管理者の指定を行うものであることから、一括して審査を行いました。

両案に関し、指定管理者の変更はあるのか、また、指定管理者の変更があった場合、現職員の処遇についてはどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、県立石川青少年の家については指定管理者の変更はないが、県立玉城青少年の家については新たな候補者が選定されたところである。また、現

在、県立玉城青少年の家には８名の職員が在籍しており、そのうち次年度以降の雇用を希望する２名の職員については、指定管理の候補者と調整する中で、継続して雇用される見込みであるとの答弁がありました。

次に、指定管理料に増減は生じるのかとの質疑がありました。

これに対し、次年度からの指定管理料については、県立石川青少年の家が、単年度当たりで4039万5000円となり、現在と比較すると231万5000円増加する。また、県立玉城青少年の家についても、同じく4203万1000円となり、492万円増加するとの答弁がありました。

次に、県立青少年の家の利用率はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、利用率の計算方法については、利用日数を開所日で割ったものである。昨年度の実績を見ると、県立名護青少年の家が98.3％、県立石川青少年の家が99.9％、県立玉城青少年の家、県立糸満青少年の家及び県立宮古青少年の家はいずれも100％、県立石垣青少年の家が98.6％であるとの答弁がありました。

そのほか、沖縄県立青少年の家に係る指定管理者制度運用委員会における評価基準の内容、施設の耐震化の状況、指定管理者制度のメリット、指定期間の設定根拠、施設使用料及び宿泊料等の収入見込み、青少年の家の建てかえ計画の有無などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第17号議案及び乙第18号議案の議決議案２件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第17号議案及び乙第18号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第17号議案及び乙第18号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第７　乙第10号議案から乙第16号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました乙第10号議案から乙第16号議案までの議決議案７件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第10号議案「財産の取得について」は、新石垣空港に配備する空港用化学消防車を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、空港用化学消防車１台を１億1649万9600円で第一実業株式会社から購入するものであるとの説明がありました。

本案に関し、新石垣空港及び下地島空港の空港用化学消防車２台を一括して入札しなかった理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、特別会計と一般会計の違いがあることや、一括して入札してもスケールメリットにより安くなるとは一概に言えないためとの答弁がありました。

次に、乙第11号議案「財産の取得について」は、下地島空港に配備する空港用化学消防車を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、空港用化学消防車１台を１億2258万円で株式会社オカノから購入するものであるとの説明がありました。

次に、乙第12号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者等に対し、建物の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、入居している県営住宅を明け渡すこと、未納の家賃及び損害賠償金を支払うこと、訴訟費用は被告らの負担とすること、必要がある場合は上訴し、または和解するものとすることであるとの説明がありました。

次に、乙第13号議案「指定管理者の指定について」は、県民広場地下駐車場の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は株式会社沖縄ダイケンで、指定の期間は平成31年４月１日から平成34年３月31日までの３年間であるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者に申請した団体が１社しかない理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、公募の公平性については、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針に従い公募の期間や募集の周知、専門的な業務について外部委託を可能とするなど、公平性の確保を行った上の結果であるとの答弁がありました。

次に、指定管理者を選定する運用委員会委員の選定方法について質疑がありました。

これに対し、土木建築部の運用委員会では、施設ごとに委員会を設置することが非効率であることから、部単位の運用委員会を設置しており、各指定管理施設を多面的に捉えるために、頻繁に利用する委員、そうではない委員を両方含めて意見聴取を行っているとの答弁がありました。

そのほか、運用委員会委員の点数配分について質疑がありました。

次に、乙第14号議案「指定管理者の指定について」は、首里城地区内施設の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、一般財団法人沖縄美ら島財団で、指定の期間は平成31年２月１日から平成35年１月31日までの４年間であるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄美ら島財団の設立目的とはどういうものか、また、675名もの職員が働く施設の管理をそもそも指定管理として競争させてまで公募にかけるという意義があるのかとの質疑がありました。

これに対し、同財団の設立目的は、亜熱帯性動植物、海洋文化、首里城等に関する調査・研究及び公園レクリエーション施設等の運営管理等の事業を行い、市民の心身の健全な発達及び地域社会への貢献を目的としている。また、指定管理者制度の目的から、透明性を高めながら競争性も発揮させていく必要があると考えており、全国レベルで活動している大企業の参入の可能性もあり得るとの答弁がありました。

次に、指定管理者に任せるのではなく、県が直営で運営することはできないのかとの質疑がありました。

これに対し、美ら海水族館や首里城の管理については、非常に専門性が高く特殊な施設であるため、直営にするとなればそれなりの職員も確保しなければならず、実現性は非常に厳しいとの答弁がありました。

そのほか、指定管理者の業務や運営の把握状況等について質疑がありました。

次に、乙第15号議案「指定管理者の指定について」は、海洋博覧会地区内施設の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、一般財団法人沖縄美ら島財団で、指定の期間は平成31年２月１日から平成35年１月31日までの４年間であるとの説明がありました。

次に、乙第16号議案「指定管理者の指定について」は、県営首里城公園の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、一般財団法人沖縄美ら島財団で、指定の期間は平成31年４月１日から平成35年３月31日までの４年間であるとの説明がありました。

本案に関し、平成31年度から指定管理料が1800万円上がる理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、入園者数の増加に伴い対応する職員をふやしたことによる人件費及び光熱費の増が大きな要因であるとの答弁がありました。

そのほか、首里城と美ら海水族館と決算のあり方、利益の地元への還元の仕方、守礼門周辺でのトラブルの現状等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第10号議案から乙第16号議案までの議決議案７件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第10号議案から乙第16号議案までの７

件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案７件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案から乙第16号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第８　甲第１号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました甲第１号議案の予算議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第１号議案「平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第３号）」は、当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する事業のほか、台風災害に対応するための事業等について必要な予算を措置するものである。

補正予算案は、歳入歳出ともに、11億5930万1000円で、補正後の改予算額は、7356億5292万3000円となる。

歳入の主な内容は、河川施設等災害復旧費及び沖縄振興特別推進交付金等の国庫支出金、沖縄県子どもの貧困対策推進基金繰入金等の繰入金、平成29年度決算剰余金の一部を活用する繰越金などである。

歳出の主な内容は、人事委員会勧告に基づく給与条例改正等に伴う職員費の増額、市町村が行う子供の貧困対策事業の支援などに要する経費の増額、含蜜糖製造事業者及びサトウキビ農家の経営安定に要する経費の増額、平成31年２月から県が管理する首里城及び水族館の国有財産使用料等の支払いに係る増額、台風24号及び台風25号により被災した県管理河川及び港湾等の公共施設の復旧に要する経費、県立高等学校及び特別支援学校のブロック塀の改修等に伴う増額、台風24号及び台風25号により被災した信号機等の修繕に伴う増額などである。

また、繰越明許費補正は、予算成立後の事由により、年度内に完了が見込めない河川等災害復旧事業費など48事業について、適正な工期を確保し契約を早期に締結するため計上するものである。

さらに、債務負担行為補正は、県営首里城公園、沖縄県立石川青少年の家及び沖縄県立玉城青少年の家に係る指定管理料など17事項について追加し、当初予算で設定した学校施設整備補助事業費など２事項について変更するものである。

地方債補正は、当初予算で設定した沖縄振興特別推進交付金事業など６事業について変更するものであるとの説明がありました。

本案に対し、台風災害に対応するために５億円余りの補正予算を計上しているが、県の災害復旧経費の総額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県においては台風被害が頻繁にあるため、災害復旧の経費として当初予算で13億7700万円余りを見込み計上しているが、今回被害が大きかったことから、補正予算として５億3000万円余りを計上し、改予算後の合計で、19億800万円余りになるとの答弁がありました。

次に、台風24号及び台風25号により本部港を初め沖縄県の港湾施設には相当の被害があったが、この査定は全て完了しているのか、また、港湾以外の被害に係る国の査定はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、台風で被災した港湾施設の国庫補助対象の災害査定については、平成30年12月３日から６日までの間に、全て査定を終えて復旧事業費が決定されたところである。

また、港湾以外の道路、河川、海岸関係については、現在災害査定に向けた査定設計書等の作成に取り組んでいるところであり、来年１月下旬には査定を受験し、全ての復旧事業費が決定される予定であるとの答弁がありました。

次に、今回の台風被害により停電が長く続く中で、県内の主要な道路で信号機が作動しないという状況があったが、対策はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、対策として、停電が発生した場合に自動的に信号機に電源を供給する信号機電源付加装置を設置しているが、設置費が高額なため、現在県内の2118基の信号機のうち、同装置を設置している信号機は145基となっている。今後の整備として、より安価なリチウム電池式を今年度に20基整備する予定であるとの答弁がありました。

次に、含蜜糖振興対策事業について、事業の内容と今回２億1000万円余りを増額補正する理由は何かとの質疑がありました。

本案に対し、当該事業は、含蜜糖地域における製糖工場の経営安定化を図るため、黒糖を製造する際のコストに対する一部支援や製糖工場の建てかえに要する整備費補助などの支援を行うものである。今回の増額補正は、黒糖を製造する際のコスト支援において当初計画した生産量より実績が上回ったことから事業費に不足が生じたためであるとの答弁がありました。

そのほか、人件費に係る経費区分、子どもの貧困対策推進基金の残高と基金事業の内容、首里城及び水族館の維持管理費用の内訳と費用妥当性の確認方法、県立学校施設等のブロック塀改修に係る対応状況、信号機設置に係る充当財源、国庫負担法に基づく災害復旧事務の手続、新石垣空港国際線旅客ターミナル施設整備費の全体計画、当初予算額及び減額補正の理由、公安委員会に係る職員費の減額内容、黒糖の販路拡大策、林道維持管理費の事業内容と補正の理由、保育対策総合支援事業の概要と補正の理由などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第１号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第１号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第１号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第９　甲第２号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました甲第２号議案の予算議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第２号議案「平成30年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）」は、貸付先の一括返済に伴う独立行政法人中小企業基盤整備機構への償還を増額するため予算を措置するものであるとの説明がありました。

本案に関し、一気に３億7000万円余りふえているが、その理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回、貸付先が長年滞納していた元金及び利子分を一括返済したことにより、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対し、増額償還するものであるとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、甲第２号議案の予算議案は、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第２号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第10　甲第５号議案を議

題といたします。
本案に関し、委員長の報告を求めます。
文教厚生副委員長西銘純恵さん。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔文教厚生副委員長 西銘純恵さん登壇〕

○文教厚生副委員長（西銘純恵さん） ただいま議題となりました甲第５号議案の予算議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。
以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。
甲第５号議案「平成30年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）」は、南部医療センター・こども医療センターへの寄附金を原資とする同センターの医療機器の整備に要する経費について予算を措置するものである。
補正予算額は、資本的収入、資本的支出ともに6237万8000円を追加し、総額を資本的収入が30億608万5000円、資本的支出が48億423万2000円とするとの説明がありました。
本案に関し、今回の補正予算の原資となる寄附金はどのようなものなのかとの質疑がありました。
これに対し、当該寄附金は、心臓病のため南部医療センター・こども医療センターに入院していた松島良生さんを支援するために発足した「らい君を救う会」から同病院に寄附されたものである。松島良生さんは心臓移植手術を終えて、経過も安定していることから、同会に寄せられた募金の残余分を寄附し、これを子供たちの医療の向上に役立ててもらうことを希望しているとの答弁がありました。
そのほか、県立病院の経営のあり方、他県の県立病院の経営状況などについて質疑がありました。
以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第５号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより甲第５号議案を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。
よって、甲第５号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君） 日程第11 甲第３号議案及び甲第４号議案を議題といたします。
各議案に関し、委員長の報告を求めます。
土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君） ただいま議題となりました甲第３号議案及び甲第４号議案の予算議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。
以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。
まず、甲第３号議案「平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）」は、台風24号の影響により、被害が生じた施設の修繕に係る経費等について予算を措置するものである。
補正予算案の総額は、歳入及び歳出ともに1170万1000円で、補正後の改予算額は６億1331万円となる。歳入の内容は、繰越金である。歳出の内容は、台風24号により被災した宜野湾港マリーナの浮き桟橋等の修繕を行うための経費であるとの説明がありました。
本案に関し、宜野湾マリーナの復旧工事の工期はどれくらいかかるのかとの質疑がありました。
これに対し、補正予算が承認されれば、発注の手続に入り、工期については発注手続の中で検討することになるとの答弁がありました。
次に、国の災害復旧事業を利用しないで県単予算を使って対応する理由は何か、また、その他の災害箇所に関しての対応状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、国の補助事業で整備した施設ではないので、災害復旧事業の対象外となっている。また、その他の災害箇所に関しては、既決予算の範囲で対応できる部分に関しては、早期発注している箇所もあるとの答弁がありました。

そのほか、国の負担による災害復旧事業の採択要件等について質疑がありました。

次に、甲第４号議案「平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）」は、台風24号及び台風25号の影響により、被害が生じた施設の修繕に係る経費等について予算を措置するものである。

補正予算案の総額は、歳入及び歳出ともに3456万8000円で、補正後の改予算額は２億1691万7000円となる。歳入の内容は、繰越金である。歳出の内容は、台風24号及び台風25号により被災した与那原マリーナの簡易フロート桟橋等の修繕を行うための経費であるとの説明がありました。

本案に関し、台風のたびごとに今回のような被害等が想定されるのかとの質疑がありました。

これに対し、フロートの被災は今回が初めてであり、台風の勢力が強く高潮の潮位が想定外であったことが被害の原因であるとの答弁がありました。

次に、台風被害について、県と指定管理者が負うべき責任分担の基準はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、施設の管理運営に関する基本協定を締結しており、台風被害等が発生した場合は、県と指定管理者で協議を行うことになるが、今回の被害は自然災害による不可抗力による被災であると考えているとの答弁がありました。

次に、台風被害の修繕後に、指定管理者の対応に問題があったことが明らかになった場合の対応はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、管理瑕疵の立証は非常に難しいものがあるが、仮に、そういった場合には責任を負わなければならない可能性はある。責任分担の整理ができるような体制を考えており、その中で検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、指定管理者の対応能力を超えた損害が発生した場合の県の対応、分電盤等に対する防犯対策、防波堤の機能等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第３号議案及び甲第４号議案の予算議案２件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第３号議案及び甲第４号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第３号議案及び甲第４号議案は、原案のとおり可決されました。

────────◆・・◆────────

○議長（新里米吉君）　この際、**日程第12　議員提出議案第４号　米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書**及び**日程第13　議員提出議案第５号　米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める抗議決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根　悟君。

────────────────────────

〔議員提出議案第４号及び第５号　巻末に掲載〕

────────────────────────

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ただいま議題となりました議員提出議案第４号及び第５号の２件につきまして、12月17日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第４号を朗読いたします。

〔米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審

議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員提出議案第４号の意見書の宛先で県内所在関係機関、同第５号の抗議決議の宛先で第18航空団司令官及び在沖米国総領事につきましては、議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第４号及び第５号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第４号「米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書」及び議員提出議案第５号「米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める抗議決議」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第４号及び第５号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第４号及び第５号については、提案理由説明の際提出者から、県内の関係要路については議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め、米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第４号及び第５号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、議会棟における直接要請を含め米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　日程第14　議員提出議案第３号　辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

照屋大河君。

〔議員提出議案第３号　巻末に掲載〕

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君　ただいま議題となりました議員提出議案第３号につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、辺野古埋め立ての土砂投入中止を求めることについて関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第３号を朗読いたします。

〔辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、その趣旨を要請するために議員を派遣する必要があることから、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は２回までといたします。

照屋　守之君。

〔照屋　守之君登壇〕

○照屋　守之君　ただいま議題となっております「辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書」に対し

て質疑を行います。

辺野古問題への提言と、そしてまた所信を述べさせていただいて質疑に入りたいと思っております。

お許しを願います。

辺野古問題に関しての県民投票について、県民投票の主体は沖縄県であります。今、市町村議会や市町村長は対応に苦慮しております。このままでは、何のための県民投票かわからなくなります。県におかれては県民投票の日程変更も含めて検討していただきますように要請をするものであります。

質疑を行いますけれども、私は県議会与党の皆様方が提案した今回の意見書案の内容に大きな疑問を持っております。なぜ、国批判ばかりの内容になっているのか。

今、玉城知事は辺野古問題を対話によって解決するとしておりますけれども、このことに水を差し、今後国との対立がより一層厳しくなることを危惧しているものであります。

私は、普天間・辺野古問題を一日も早く解決し、沖縄県の基地の整理縮小を実現したい、このことを強く思っております。

普天間返還問題は平成８年４月12日に日米合意がなされて、22年が経過をして、今やっと解決に向けて動き出しております。この22カ年間で、総理大臣が橋本、小渕、森、小泉、安倍、福田、麻生、民主党の鳩山、菅、野田、そして、安倍、実に11代の総理大臣がこの問題にかかわり、沖縄県知事は大田、稲嶺、仲井眞、翁長、そして玉城知事と５代の県知事、さらには名護市においては比嘉、岸本、島袋、稲嶺、そして渡具知、５代の市長によって取り組まれてきたわけであります。そして、仲井眞県政で埋立承認がなされて、翁長県政においては承認取り消しと、承認取り消しを取り消して埋め立てを承認し、工事が進められてきたわけであります。

具体的に工事が始まったのは翁長県政の時代であります。翁長県政は反対を表明し、しかし一方で法律に基づく行政手続によって工事が進められてきたわけであります。また、現在の埋立案の場所をＶ字型に要求したのは、歴代の名護市長であり、当時の宜野座村長や歴代の沖縄県知事も認めて、国は進めてきた経緯があります。つまり、現在の現行案は国・県・市・村の協議の結果だと言える、私はこのように考えております。この経緯も含めて、国は22年間かけて地元を初め県・関係機関との協議を行ってきたものと考えているわけであります。このことは法治国家における法律や行政手続を進めてきたものであり、違法行為ではないことは明らかであると私は考えております。

質疑に入ります。

１、この意見書案は国の行為を違法だと決めつけ、国に改善を求める内容になっておりますけれども、この内容では国が対応できるはずがないと私は考えております。県議会が全会一致になるように修正したほうがいいと思いますけれども、提案者の見解を問います。

２つ目、玉城知事が県知事に就任し、約２カ月半であります。玉城知事は辺野古問題を対話によって解決しようとしております。この意見書は国との対立をあおり、問題解決ができない状況になることを恐れるものでございます。提案者の見解を伺います。

次に、意見書案に、「沖縄防衛局は「私人」に成り済まして国民の権利保護のための行政審査法をねじ曲げ、悪用し、同じ国の機関である国土交通大臣に審査請求と工事の執行停止の申し立てを行ったが、これは違法であり、」とあります。どの法律に違反なのか御説明をお願いします。

次に、「国土交通大臣が行った執行停止もまた、違法で無効である。」としております。国交大臣の違法について説明を願います。

次に、「執行停止決定は違法・無効である」と断言をいたしております。この違法・無効であるとは誰が決めたのか説明を願います。

次に、「辺野古での新基地建設のための工事は違法である」とのことであります。どのように違法か、提案者はどのようになさるか御説明をお願いします。

次に、私は日本、沖縄県は法治国家だと考えております。提案者は日本、沖縄県は法治国家ではないとの認識か伺います。

次に、「県民の民意を無視し、法的手続にのっとった地方自治体の正当な主張に耳を傾けることなく、国の考えに従えと言わんばかりの工事強行は、地方自治を否定し、住民自治を破壊する蛮行であり、」とありますけれども、このことは事実と異なる大変な表現ではないかと考えております。全て削除したほうがいいと思っております。提案者の御見解を伺います。

次に、「国土面積のわずか0.6％である本県に約70.3％の米軍専用施設が押しつけられ、米軍基地あるがゆえの事件・事故に苦しめられてきた沖縄県民」と記載されておりますけれども、そのことがあって、国は県民の負担を軽減する危険性の除去、基地の整理縮小を何としても実現したいとのことではありませんか。提案者は批判ばかりでなく、なぜ対案や条件を示さないのか問います。

次に、提案者は埋立土砂の投入を即時停止すること、移設断念を求めておりますけれども、これまでの工事分は提案者が責任を持って原状回復をする、その理解でよいか伺います。

次に、国は普天間返還は辺野古に代替施設をつくり進めているわけであります。そのような国に対して、断念、閉鎖・撤去を求める提案者はみずからの考え、普天間の固定化か、対案かを示す責任があると思います。見解を問います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君　照屋守之さんの質疑に対して答弁、お答えをしていきたいというふうに思います。

まず１点目の、全会一致になるよう修正したほうがよいのではないかという点ですが、14日に埋立土砂が投入されて、15日、週末土曜日ではありましたが、各会派の皆さんに意見書案について連絡を差し上げたところです。照屋守之議員にも直接電話を差し上げて、文書もファクスで送信したということを確認させていただきました。その上で、週明けの軍特委員会で議論をさせていただきたい、提案をしたいということでの意見を申し上げておりましたが、軍特委員会では議題になじまないということで、修正の協議にまでは至りませんでしたので、軍特委員会終了後、議員提出議案として提出したところであります。

２番目について、私人に成り済まして防衛局は国民の権利、行政審査法をねじ曲げ、悪用しということです。これのどこが違反なのかという点ですが、行政不服審査法第７条第２項は、国の機関に対する処分で固有の資格において処分の相手方となるものについては行政不服審査法の適用が除外されるということになっています。

防衛局は国の機関であって、一般私人と同様の立場ではないというふうに考えます。本件、今回の埋立承認取り消し処分を受けた者は、行政不服審査法による審査請求等の適格を欠いている。そのような視点があって、法律に違反している、行政不服審査法に違反しているとの立場です。

玉城県知事が就任し、対話によって解決しようとしているということ。この意見書は、国との対立をあおるものではないかということですが、玉城知事の対話をもって解決しようという姿勢については尊重しています。しかし、知事就任後１カ月の集中協議、知事との直接の総理大臣との対話、その対話を行う一方でこの作業、執行停止をさせて、強引に埋立土砂を投入するというような行動を国は行っているわけですから、これに対してはしっかり抗議をしていくべきというふうに考えています。

執行停止決定は、違法・無効であると断言している。誰が決めたか説明願う。

執行停止については、先ほど申し上げた点で違法だというふうに認識をしています。

３番目です。国土交通大臣の執行停止も違法で無効であるという点についてですが、国土交通大臣は沖縄防衛局と一体となって辺野古埋立事業を推進する立場にあり、不服審査請求等に係る埋立事業については中立的第三者たるべき地位になく、審査庁としての関与をできる立場にはないというふうに考えています。それにもかかわらず、国土交通大臣が埋立事業を遂行する目的で関与をなしたものであり、行政不服審査に名をかりた違法な濫用的関与であるというふうに認識をしています。

辺野古での新基地建設のための工事は違法であり、どのように違法か。これも今るる説明してきたとおり、立場をすりかえて審査請求を行う等々も含めて、あるいは留意事項違反、その他も含めて新基地建設は工事は違法であるというふうな認識です。

日本、沖縄は法治国家であるという、沖縄は法治国家ではないとの認識かでありますが、提出者としては沖縄、日本含めて法治国家であるというふうに認識をしています。

県民の民意を無視しという７番の点ですが、今まで説明してきたとおり、民意を無視しながら沖縄県知事選挙の結果、あるいは県が行った執行停止について、先ほど申し上げたように私人の立場をかえて、すりかえて行うような国の対応であり、これは地方自治をないがしろにする、破壊する行為だという認識であります。

８番目、国土面積のわずか0.6％、国は県民の負担を軽減する、危険性の除去を何としても実現したいとのことである。提案者は対案を示せということでありますが、沖縄県議会にあっても全会一致で国外・県外移設を求めた経緯があります。沖縄にこれ以上の基地建設を認めない、辺野古につくられる基地は代替施設ではなく、新基地建設である。新たな機能を追加した新基地建設であるというふうな立場で負担の軽減にはならないというふうに思っておりますし、代替案については国外・県外移設を求めていくよう国に対して求めています。

埋立土砂のこれまでの分に対する責任、原状回復についてという点ですが、県民の民意に反して進められ

る埋立工事ですので、これまでの工事分については国が責任を持ってその対応をとるべきものというふうに考えます。

国は辺野古に代替施設をつくり進めている、国に対して断念、閉鎖・撤去を求める提案者は、普天間の固定化か対案かを示しなさいということでありますが、私たちは辺野古新基地建設断念と、普天間飛行場の閉鎖・返還、即時運用停止を県議会で決議しています。二者択一を求められるものではなく、私たちは２つを要求しているということであります。

以上です。

抜けているものがあれば補足もありますし、また答弁したいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　再質疑を行います。

私は、冒頭にこれまでの経緯も含めて御説明申し上げましたのは、今提案者からありますように、この問題を提案者は今始まったかのような、そういうふうな印象を与えますけれども、平成８年から沖縄県の大田知事が要求をし、橋本総理が国と協議をし、普天間返還が決まるわけですね。これは沖縄県の要求によって、日本政府、国はアメリカ政府と交渉して決まったということがあります。

先ほどのさまざまな答弁を聞いておりましても、我々沖縄県の、先ほど申し上げましたように名護市も、沖縄県も、地元も含めて国と協議を調えて現行案がつくりつくられ、さまざまな手続によって工事が進められてきたというそういう経緯を無視してはこの問題は語れないと思っているんです。ですから、１番目の、この意見書を出すに当たっても本来はもう少し中身も含めて事前に協議をした上で対応して全会一致の内容にする。冒頭申し上げましたように、この内容では国が対応できるはずはないというふうに私どもは思っておりますから、そういうふうな会派に対してどのような形で県民の思いを伝えるか、議会の思いを伝えるかという、そういうことがやっぱり必要だろうと思っているんですけれども、改めてまだ時間はありますから、修正をして出し直すという、そういうふうなことについてお伺いします。

２番目の、私人に成り済まして権利保護、行政不服審査法ということです。

これは私ども沖縄県、この普天間・辺野古の問題については既に以前もそういう段階を経ております。国地方係争処理委員会に訴えて、それがかなわなくて裁判に持ってきたという、全くあれと同じだと思っているんですね。ですから、国はそういうふうな手続で結局そのことに対して判決が下されて現在まで来ているというふうなことになると、過去にも経験をしているこの問題を沖縄県が、ましてや県議会でこれは違法だという、そういう断言できるのかという、そこが一般の県民ならいざ知らず、沖縄県議会で同じく議員としての対応をしてきた与党会派の皆様方がこの一連の手続について違法だという、決めつける。これが納得できませんけれども、このことについて再度詳しく御説明お願いします。

国交大臣が行った執行停止も違法で無効、これは大変な決めつけで、これ沖縄県議会、玉城知事の与党会派の議員の皆様方が国交大臣が中立性、そういうふうなところを加味しながら判断してきたものについて国の関与云々みたいな、そういう国と一緒になってこれをやっているかのような、まさにこれは国交大臣からすると名誉毀損問題ではないですか。そのぐらいの重大なことだと思いますから、ぜひこの国交大臣の違法についてはより具体的にこういう形でこうだということを説明する。そしてこれは本当に国交大臣が違法という行為を決めつけるというのは、これどう考えても非常に不思議なんですけれども、とにかくこの違法について我々県議会もそうですけれども、県民も、国交大臣に対しても、これがわかりやすいような御説明をお願いします。

先ほどもありましたように、新基地建設のための工事は違法である、先ほど申し上げたとおりこういうふうな関連でということですけれども、その次の質疑で、提案者は日本、沖縄県は法治国家であるとの認識を示しております。この22年間、国が法治国家として、もちろん民主主義の意向も加味しながら法治国家として法律の手続にのっとったことをやってきたわけです。その法治国家であるということを提案者は認めている。ということはこれまでの22年間の国の法律にのっとった手続も当然認めざるを得ない、そういう立場であるわけであります。一連の行政、先ほどの審査法に基づく対応も含めて、今でも国は法治国家として法律に基づく行政手続、さまざまな決まり事によって対応しているという。そういうことでありますから、提案者が日本、沖縄県は法治国家であるというそういうふうな断言をしていることと、これまでの国の対応について批判をする、この説明をお願いいたします。

先ほど申し上げました、県民の民意を無視し、法的な手続にのっとったという部分から地方自治を否定し、住民自治を破壊する蛮行であるという、そういう

ことも含めて、これは法治国家として提案者が認めているわけですから。このような内容を記載して、これを国に求めるということはこれはとんでもないことだというふうに思っておりますから、やっぱり改めてお伺いしますけれども、削除したほうがいい。このことの見解をお尋ねいたします。

８番目の、この厳しい米軍基地の現状やあるいは歴史的なこと、あるいはまた県民感情も含めて、国が平成８年から進めてきた普天間返還問題、やっぱり国も全国民も含めて沖縄の過重な基地負担を軽減したい、あるいはまた基地の整理縮小をやってあげたい。そういうふうな思いのもとに国は対応してきているわけであります。ですから22年間かけてやってきたこの国の対応を批判するのであれば、そこはやっぱり提案者として対案や条件をつけて、この問題解決を図っていく、このことは当然のことであります。ましてや県議会議員という立場ですから、そのことを当たり前のように私は問いたいと思いますけれども、改めて対案や条件について伺います。

さらにまた、提案者は要求事項の埋立土砂の投入を即時停止すること、移設断念を求めておりますけれども、この工事分の、これまでの工事分を提案者が責任を持って原状回復するとの理解でいいかという問いに対して、これも国が対応せよという。これも国が対応しろ、国が対応するものについてはこれはだめだ、これをやれ。先ほど申し上げましたように、この問題、平成８年日米合意するわけでありますけれども、大田昌秀知事が平成７年から国に強く普天間の返還を求めていきます。名護市とも協議をしながら22年間かけて取り組んできて現行案ができております。翁長知事が埋立承認取り消しを取り消して、埋立承認をして、工事が進められております。仲井眞知事も埋立承認しました。これは国も県も市も、共同の責任でやってきたことでありますけれども、それを今、それはだめだからと言って原状回復をしろ、じゃこれも国が出してくれという。こういう要求は沖縄県民として難しいんじゃないかなと私は思っているんです。ましてや対案もない、条件も示さない。そういう中で国が22年間やってきたことを否定しながら後始末も国がやれというふうなことでは、どうやって国を説得するのか疑問があるわけであります。そのことについて改めて問います。

同時に先ほども申し上げましたように、いずれにしてもこの問題は22年間経過をしておりますから、現在の建設に対する反対を表明するのであればそれにかわる新たな普天間飛行場の早期返還の道筋と、辺野古代替施設の建設の断念、やっぱりその対案なくしてはこの問題は解決をしない。これはごく当然のことだろうと思っておりますけれども、このことについて提案者のお考え、そのことを改めてお伺いします。

先ほど玉城知事が対話をする、それは別物だというふうに言っております。私は、玉城知事は翁長知事ができなかった対話によって、協議によってこの問題を解決する、今そういう対応をしていると思っております。そしてまたこの問題解決は、対話・協議によってしか解決はしない。そうでなければ裁判の結果で判断できるというふうなことですから、あとは対話・協議以外にはない、このように思っているわけでありますけれども、このような中で、我々沖縄県議会でもこのように対立をする、あるいは国に対して責任追及をするということが果たして玉城知事が対話によって解決をする、しようとしているその後押しになるのだろうかということを、私は野党の自民党でありますけれども考えております。当然、与党の皆さん方は知事と一緒になってこの問題解決をしなければならない大きな責任があるわけでありますから、私は誤ったメッセージを国に送る、この意見書がそのようになることを危惧するものであります。再度、お伺いします。

以上、お願いします。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

〔親川　敬君登壇〕

○親川　　敬君　私のほうから幾つか答弁させていただきます。

まず、国交大臣のことについて幾つかありました。

１つは、前回と今回で大きく違うことは、この行政不服審査法第４条第４項及び地方自治法第255条の２第２項で、今回のこの撤回については副知事の権限で撤回を行いました。不服審査を申し立てる際には、その上級官庁というのは知事であります。ですから前回来た道でしょうということですけれども、今回は前回とここが大きく違うところです。

そして、対案の話ですけれども、これは今は沖縄県民は過重な負担だということについては私はほとんどの県民がそう思っていると思います。そういう中で新たな基地を沖縄に設置をする、建設をする。やっぱりそのことに対しては県民の意に沿わない。ですから私は対案は持つべきじゃないと思っています。

そして、原状回復の話です。これは工事の原因者が埋め立てをしたわけですから、土砂の投入をしたわけですから、当事者が原状回復するのが至極当然のことだと思っています。

そしてまた、普天間の返還の対案の話ですけれど

も、これもそもそも普天間の返還については５年以内の運用停止は、国の総理大臣が約束をしたことです。そのことをいろんな理由をつけてできなくなる。やっぱり危険性の除去であれば、あのときに危険性は高いんだと、世界一危険な基地だということを認めて５年以内の運用停止を決めたわけですから、それは政府の責任でやってもらうべきだと思っています。

あと、また足りないところはほかの方に答えていただきます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　まず普天間の返還の経緯のことをおっしゃっていましたけれども、これはもう御承知のとおり95年、少女の暴行事件がありまして８万5000人の県民大会が超党派で開かれて、普天間返せという大きな世論になりました。この普天間返還が、いつの間にか辺野古移設にすりかえられていったと。そして今また、先ほど照屋議員からも質疑があったように、いつの間にか今度これが辺野古移設か普天間固定化かということにまたすりかえられていると私は思っています。ですから、当時の普天間返還それにやっぱりみんなが立ちどまってやっていく必要があると思います。

埋立承認した仲井眞知事の話もされていましたけれども、当時の仲井眞県知事は、選挙のときには２期目だったと思いますけれども、普天間飛行場は県外移設ということを公約に掲げて当選したと思うんですよね。それが埋立承認したということで、当時公約違反だという批判が大きく巻き起こってきたということだと思います。

そして、修正して出し直しなさいということを最初に言っていましたけれども、今そう言われていますけれども、先ほど照屋議員から答弁ありましたように、この軍特委員会で議論しようじゃないかというときに議題にものっけないということで、きょうここで初めての提案となったということを、ぜひ事実関係として理解していただきたいと。

それから私人に成り済ましてということですけれども、前回の話多分やっていました。前回も国地方係争処理委員会で、私人に成り済ますことはできませんよということを沖縄県は訴えたと思います。それについて係争処理委員会は、入り口でこれは審査の対象じゃないということで、結局は沖縄県の主張をこれを排除はしていないわけです。だから私たちはこれは私人が埋立工事できないよと。私人が埋め立てて、基地をつくって提供することなんてあり得ないということを私たちは主張しているわけです。ですからそういうものに対して、国土交通大臣がそういう決定を出すことはおかしいし、同じ身内の閣議決定を一緒にやった人が受けてやるということもそもそもおかしいんじゃないかということです。

そしてこの法治国家の問題でも、例えば岩礁破砕、これも県知事の許可が必要ですよということを県が訴えても、岩礁破砕許可について水産庁はこれまでの県知事の許可が必要だということを見解を変えて要らないということになってきた。これについても裁判になったら裁判所はそれについて沖縄県は間違いですという結論を出していないんです。これも入り口でこれは裁判のあれにはならないということでやっているわけです。ですから、この岩礁破砕許可については、私はこれは裁判所が判断も下していない、これについては許可権者である県知事がやっぱりこれはしっかりと判断する権限もあると思います。

それから、対案を出せということですけれども、対案は私たちはこの意見書の２番、２番が対案だと思います。米軍普天間飛行場の辺野古移設断念、直ちに運用を停止して閉鎖・撤去せよという、これが対案だと思います。（「これが対案か」と呼ぶ者あり）　はい。（「共産党……」と呼ぶ者あり）　この辺野古移設断念は共産党がと言っていましたけれども、2013年１月28日の建白書、普天間飛行場の閉鎖・撤去、県内移設断念せよということで、それは照屋議員も含めた全会一致の決議で建白書として総理大臣に出した全会一致の中身です。それから普天間飛行場を直ちに運用停止せよというのは、ことし２月１日、21日の県議会の全会一致だということでこれは一致できるものだと思います。

それから、法治国家と言っていましたけれども、先ほど言ったように法治国家については、私たちはこの法治国家である日本が、沖縄県のこの辺野古埋め立てに関しては法をどんどんねじ曲げているという立場に立っていますので、やっぱり沖縄にもしっかりとした態度で臨んでほしいと思います。

それから、照屋議員が言ったこの対話・協議してということで、本当に全会一致でやるというんであれば、知事と政府が対話する間、辺野古の埋め立てをまずとめて、対話・協議やろうじゃないか、そういう意見書にしようじゃないかという提案が出てくるのであればそれは私たちも真摯に検討しますよ。しかし、対話しながら同時に辺野古埋め立てはどんどんどんどん強行するということに対しては、幾ら何でもこれは暴挙じゃないですかという立場です。ですから県議会が

本当に全会一致で、埋立工事をまずとめて、とめて対話・協議しようということであれば私たちも――これはまだ私個人の見解ですけれども――検討する余地はあると思います。工事をまずストップして、対話を求める意見書を全会一致で出すと。政府がこれやめるんであれば、私はそれは有効だと思います。しかしこれはあくまでもまだ個人見解ですので、これから軍特で、委員会でぜひ議論してやっていただきたいと思います。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

以上で通告による質疑は終わりました。

○島袋　　大君　議長、休憩、休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時９分休憩

午後０時15分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第３号については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第３号は、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後０時16分休憩

午後４時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に米軍基地関係特別委員会に付託いたしました議員提出議案第３号については、先ほど米軍基地関係特別委員長からお手元に配付の委員会審査報告書が提出されました。

この際、お諮りいたします。

議員提出議案第３号「辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第３号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（新里米吉君）　議員提出議案第３号　辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長仲宗根　悟君。

――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議員提出議案第３号）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔米軍基地関係特別委員長　仲宗根　悟君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（仲宗根　悟君）　ただいま議題となりました議員提出議案第３号について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、提出者を代表して照屋大河委員の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における質疑の概要について申し上げます。

本案に関し、議案に「沖縄防衛局は「私人」に成り済まして国民の権利保護のための行政審査法をねじ曲げ、悪用し、同じ国の機関である国土交通大臣に審査請求と工事の執行停止の申し立てを行ったが、これは違法であり、」とあるが、どの法律に違反するのか、また国土交通大臣が行った執行停止も違法だとあるがどの法律に違反するのかとの質疑がありました。

これに対し、行政不服審査法第７条第２項は、国の機関に対する処分で固有の資格において当該処分の相手方となるものについては、行政不服審査法の適用が除外されることを定めている。この固有の資格とは、一般私人が立ち会えないような立場を指すものであるところ、公有水面埋立法は承認処分の名請人を国の機関に限定しているものであり、また埋立事業は日米安全保障条約に基づく日本国から米国に対する基地提供のための事業の一環としてなされるもので国のみが担い手となる事業であることから、沖縄防衛局が一般私人が立ち会えないような立場において公有水面埋立承認に係る処分の名請人とされたことは明らかである。固有の資格ではなく私人と同様の立場であるなどと言い逃れすることはできないと考えている。私人の立場で行われたものは、行政不服審査法第７条に違反するということで、それでもってなされた国土交通大臣の執行停止の処分もそれには当たらないとの答弁がありました。

次に、「県民の民意を無視し、法的手続にのっとった地方自治体の正当な主張に耳を傾けることなく、国の考えに従えと言わんばかりの工事強行は、地方自治

法を否定し、住民自治を破壊する蛮行であり、」とありますが、蛮行という言葉はもう一度精査・検証して手直す必要があるのではないかとの質疑がありました。

これに対し、大変な行為であるとの私たちの思いを政府にはしっかりと受けとめていただきたいとの思いがあるが、今指摘のあった点については、与党で協議したいとの答弁がありました。

このほか、全会一致に向けての当該意見書案を修正することについての意見、当該意見の提出が沖縄県と国との対立をあおることにはならないかという懸念、行政不服審査法における認識の相違、当該意見書の提出が知事の対話路線に与える影響、最高裁で国が勝訴していることに対する認識、裁判所から示された和解条項についての考え方、前回の取り消しと今回の撤回の違いについての確認、係争中の工事中断等、国に対して県外移設を求めることについての考え方、国の対応についての見解等について質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要でありますが、議員提出議案第３号については、社民・社大・結連合所属委員から修正案が提出されました。

採決に先立ち、公明党会派所属委員及び維新の会所属委員が退席し、採決の結果、修正案は賛成多数をもって修正議決されました。修正案が可決されたことに伴い、修正議決した部分を除く原案について採決した結果、修正議決した部分を除く部分は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　皆さん、こんにちは。

きょうは時間がかかっておりますけれども、もうしばらくですのでよろしくお願いします。

それでは、沖縄・自民党会派の末松文信でございます。

ただいま議題となっております議員提出議案第３号「辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書」に対する反対の立場から討論をいたします。

顧みますと本議題に係る原点は、普天間飛行場の全面返還であります。普天間飛行場の全面返還は、平成８年４月、当時の橋本総理とモンデール駐日大使との会談で合意されたものであります。日米両政府は、沖縄における米軍施設・区域に係る課題に関し協議する機関、沖縄に関する特別行動委員会（ＳＡＣＯ）を設置し、特に沖縄県民の負担軽減に関する協議を進め普天間飛行場を含む嘉手納以南の施設・区域等の返還に合意し、平成８年12月にＳＡＣＯ最終報告が発表されました。自来、国、県、関係市町村が協議を重ね、紆余曲折はあったものの、改めて日米両政府が普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することを確認したものであります。現在沖縄県は、これを阻止するとの民意を受けさまざまな対策をとってまいりましたけれども、前知事も埋立承認を取り消しましたが最高裁によって違法との判決があり、知事みずから取り消しの取り消しを余儀なくされ、工事が進められているのが現状であります。このたびの埋立承認撤回についても、さきの取り消しと同じ道を歩んでおり、知事は司法の場ではなく対話で解決の道を探りたいともおっしゃっております。しかしながら、けさの新聞報道によると知事は、岩礁破砕の裁判ではありますけれども福岡高裁の判決を不服とし最高裁への上告をしたということであります。対話を望むのであれば一旦裁判を取り下げ、信頼関係を構築する中で進めるべきものだと思います。知事が問題解決に向け国と協議している中、新たな解決策を示すこともなく対話の姿勢を変更し司法の場に進み、工事現場における枝葉末節の対応に終始している以上、普天間飛行場の危険性の除去はほど遠く、期待が持てない状況にあります。ここは、思案のしどころかと思いますけれども、一旦は県、国、関係市町村で合意し日米両政府が再確認した代替施設の建設を進め、辺野古移設を図り、普天間の危険性を速やかに除去することが賢明ではないかと考えているところであります。

ここで本意見書の土砂投入は、１、知事が公有水面埋立法に基づき承認した埋立事業を進めるために必要な作業であると考えております。２番目に、普天間飛行場の危険性を除去することに伴う代替施設を建設するために必要な作業であるとも考えております。

以上のことから、辺野古埋め立ての土砂投入は必要不可欠であり、法律に基づいた行為であると認識して

おります。

したがって、議員提出議案第３号「辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書」に反対の討論といたします。どうか慎重なる御審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

〔瀬長美佐雄君登壇〕

○瀬長　美佐雄君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

日本共産党県議団を代表して「辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書」案に対する賛成討論を行います。

12月14日、安倍政権は名護市辺野古沿岸部への土砂投入を強行しました。県政史上最高の39万票余の得票、８万票差で玉城デニー知事を誕生させた新基地建設反対の圧倒的な沖縄県民の民意を切り捨て、菅官房長官らに工事の中止と真摯な話し合いでのデニー知事の申し出を無視しての言語道断の暴挙です。県のたび重なる行政指導も無視する法治国家では到底あり得ない違法に違法を重ねた暴挙に対し、満身の怒りを込めて抗議するものであります。

沖縄県が８月31日に辺野古沿岸部の埋立承認を撤回し、工事は法的根拠を失いとまりました。知事選挙後、国の機関である防衛省沖縄防衛局が私人に成り済まし、国民の権利、利益の救済を目的とする行政不服審査法を悪用し、県の承認撤回の審査請求と執行停止を国土交通大臣に申し立て、同大臣が執行停止を決定したことで沖縄防衛局は11月から工事の再開を強行し、今回の土砂投入という暴挙に至りました。沖縄県が国土交通大臣の決定を違法な国の関与と主張して国地方係争処理委員会に審査請求したように、行政不服審査法を適用できない防衛局、同じ内閣の国土交通省が審査庁にもなり得ません。執行停止は違法であり決定は無効です。今、行われている工事全てが違法に違法を重ねているもので、法治国家にもとるものと言わざるを得ません。違法な土砂投入を直ちにやめるべきであります。

東アジアにおいて平和の激流が起きています。南北首脳会談、米朝首脳会談、日中首脳会談で非核化の合意や相互互恵による対話の継続など確認されました。世界では紛争を話し合いで解決する流れが本流となっています。一方、世界的な平和構築の努力に逆行しているのが日米軍事同盟ファーストの安倍政権です。県議会で明らかになったように、米国と軍事同盟国であるドイツの軍事基地は、10年前に比べ268カ所から194カ所に74カ所減少しています。イタリアでは、83カ所から39カ所減少、米国以外の海外駐留米軍基地は、761カ所から247カ所も米軍基地が減少する中で日本の在日米軍基地は、124カ所から121カ所でほとんど減っておりません。またアメリカ以外の他国へ駐留している米軍の人数で見てみますと、2008年米国外駐留米軍人数は、全体で36万4000人でした。10年後の2018年には、16万3000人と約20万人も大幅に減少しています。一方、日本だけの駐留米軍人数を見ますと、同じ10年間で４万2000人から５万5000人へと逆に１万3000人もふえています。国際社会の平和の流れに逆行して日米軍事同盟の強化ばかりを進める安倍政権に国民の不安は募るばかりです。

さて戦後73年、沖縄県民の不屈の戦いは今、日本全国へ世界へと広がっています。ハワイ在住、世界のウチナーンチュ沖縄県系４世のロバート・カジワラ氏の取り組む、２月の県民投票が終わるまでは辺野古工事中止を求める、アメリカ大統領宛ての電子署名が10日間で10万人を突破し、既に14万人を超える勢いで日々ふえ続けております。さらに全国知事会は、日米地位協定の抜本的な改定を求める提言を日本政府に要請しています。18日には、京都府向日市議会で「沖縄の民意を尊重し辺野古の新基地建設を強行しないことを求める意見書」が可決されています。今後も違法に違法を重ねる日米両政府に対する批判がますます全国に広がることでしょう。

米軍辺野古新基地建設の土砂投入について全国紙が緊急に世論調査を行っています。読売新聞では土砂投入に賛成が36％、反対47％、毎日新聞では賛成が27％、反対56％、朝日新聞では、賛成26％、反対60％となっています。安倍政権の強権的工事強行への批判が全国的に広がり、内閣について「支持しない」が「支持する」を上回りました。民意無視の強権発動への国民的批判の広がりを示すものです。

ことし２月の県議会は、全会一致で直ちに普天間基地の運用停止を求める意見書を可決しています。普天間基地については、そもそも沖縄戦で県民の土地を奪い取ったもので県民に無条件で返還すべきものです。危険になったから別の新しい土地をよこせとは余りにも理不尽です。しかも辺野古新基地は、普天間基地にない弾薬搭載エリア、巨大な軍艦が接岸できる岸壁がある耐用年数200年の永久的な新基地です。世界に誇る豊かな自然の宝庫の海を10トントラック350万台分もの土砂で埋め立てるもので、県の試算によると２兆5500億円と見込まれています。日本国民の税金で米軍基地を提供する。税金の無駄遣いではないで

しょうか。

岩屋防衛大臣は、2022年度の返還は困難と述べ、その理由を沖縄県の抵抗、反対に責任転嫁しています。さらに2019年２月の運用停止も困難、辺野古移設か普天間の固定化かという恫喝まがいの二者択一を県民に迫っていることは絶対に許せません。普天間第二小学校では、体育の時間に米軍機が運動場に接近するたびに、シェルターに避難する事態が700回を超えています。米軍ヘリの部品が落下した緑ヶ丘保育園上空を米軍は協定を守らず飛行し続け、外来機の爆音被害の増大に怒りが高まっています。県民の生命財産が日々脅かされていることは絶対に許せません。

結びに、違法に違法を重ね法治国家の土台を崩す、辺野古埋め立て土砂投入を直ちにやめることを求めます。安倍総理が県民に約束した運用停止まであと70日を切りました。県議会全会派で実現させようではありませんか。

議員各位の賛同を求め、賛成討論といたします。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第３号「辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書」を採決いたします。

○金城　　勉君　議長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時47分休憩

午後４時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

本案に対する委員長の報告は、修正議決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立多数であります。

よって、議員提出議案第３号は、委員長の報告のとおり修正議決されました。

○議長（新里米吉君）　ただいま修正議決されました議員提出議案第３号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、議員派遣について採決いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第３号の趣旨を関係要路に要請するため議員５人を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立多数であります。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時52分休憩

午後４時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第15　陳情５件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　ただいま議題となりました陳情５件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情５件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情５件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第16　陳情４件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生副委員長西銘純恵さん。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔文教厚生副委員長　西銘純恵さん登壇〕

○文教厚生副委員長（西銘純恵さん）　ただいま議題となりました陳情４件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情４件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第17　請願２件を議題といたします。

各請願に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔請願審査報告書　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました請願２件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各請願は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願２件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第18　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長大城一馬君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔議会運営委員長　大城一馬君登壇〕

○議会運営委員長（大城一馬君）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査した結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第19　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって今期定例会は閉会となり、また本年の議会活動も全て終わることになります。

さて、この１年の本県議会の活動を顧みますと、４回の定例会と４回の臨時会が開催され、年間を通しての会期日数の合計は107日でありました。

主な活動状況を申し上げますと、まず、本県の最重要課題である米軍基地問題に関し、１月には相次ぐ米軍機の事故等に関する意見書を、２月にはたび重なる米軍ヘリコプターの不時着事故と普天間第二小学校の上空飛行に関する意見書、そして６月には米軍Ｆ15戦闘機墜落事故に関する意見書を全会一致で可決し、議会棟における直接要請を含め関係要路に対する要請活動を積極的に展開してまいりました。

９月には、地方自治法第74条に基づき、県民からの直接請求による辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の制定請求が知事に対してなされ、９月の臨時会及び10月定例会における審議を経て、同条例を可決し、来年２月24日に県民投票の実施が予定されているところであります。

このような中、去る12月14日には、辺野古への土砂投入が沖縄防衛局により開始され、新たな局面を迎えることとなりました。

また、県政における課題解決に向け、６月には、沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置に関する意見書及び地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書を、10月には子ども医療費助成制度の拡充等を求める意見書を全会一致で可決し、要請活動を行うなど、県民の意思を強く内外に発信することができました。

この間、議会改革にも積極的に取り組み、ペーパーレス化の推進を図るため、議会資料の電子化を行い、タブレット端末で閲覧できる環境を構築したところであります。

このように議員各位が、県民の福祉の向上を図るべく、県政の課題に関し、活発な議論・政策提言を行うとともに、直面するさまざまな問題の解決に向けて積極的に活動したことは、県民から高い評価と支持を得たものと確信する次第であります。

沖縄21世紀ビジョン基本計画も残り３年となる中、普天間飛行場を初めとする米軍基地問題や県経済の振興並びに子供の貧困問題などについては、なお年を越すことになりましたが、今後とも議員各位の英知を結集して諸課題の解決に向け、二元代表制の一翼を担う県民を代表する機関として、県民の負託に応えて邁進してまいりたいと思います。

ところで、去る８月８日には、現職であった翁長雄志知事の突然の訃報に接するという悲しい出来事がありました。これまで県勢発展のため、御尽力されてきた同知事の御逝去はまことに悔やまれてなりません。改めて故人の御冥福をお祈りしたいと思います。

終わりに、平成30年の議会活動を閉じるに当たり、円滑な議会運営に関し議長への御協力を賜りましたことを心から感謝申し上げますとともに、新しい年においても議員各位が健康に留意され、県勢発展のためなお一層活躍されんことを願うものであります。

なお、本年及び今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第８回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後５時４分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　崎　山　嗣　幸

会議録署名議員　　照　屋　守　之